

法務総合研究所研究部報告

11

—児童虐待に関する研究— (第1報告)

はしがき	頃 安 健 司… i
要旨紹介	加 澤 正 樹… ii
少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査	1
「児童虐待に関する研究会」のまとめ.....	251

2 0 0 1

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部が、最近実施した調査研究の結果を取りまとめ、ここに研究部報告第11号を刊行する。

法務総合研究所研究部報告第11号は、「児童虐待に関する研究(第1報告)」として、研究部が平成12年に少年院在院者を対象に実施した被害経験に関する調査の結果及び児童虐待問題に関する研究会の実施概要を報告している。

子供に対する身体的、心理的虐待等については、近時、児童相談所等への通告・相談件数が急増するなど、深刻な社会問題として国民の関心が高まっており、平成12年5月、児童虐待の発見と防止のための「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されたところである。児童虐待については、従来から、医療、福祉等の領域で調査研究が進められており、虐待が子供の心身の発達に及ぼす影響のみならず、後年の非行・犯罪との関係、暴力的傾向の世代間連鎖等のさまざまな問題を含んでいることが指摘されている。このような状況を踏まえ、研究部では「児童虐待に関する研究」(2か年計画)として、刑事司法の現場における児童虐待の問題を取り上げた。

研究部報告第11号として報告する「少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査」は、全国の少年院を対象に、家族からの身体的暴力等の被害経験を尋ねる初めての調査の結果報告であり、少年院在院者における虐待問題の広がりや、虐待がその当時の少年に与えた影響等について分析している。また、児童虐待問題に関する研究会においては、医療、社会福祉、法律等の関連諸領域における児童虐待の現状についての報告と、それらを踏まえて、検察、矯正及び更生保護の現場の処遇を児童虐待という視点から見直すことを試みたので、その概要を『「児童虐待問題に関する研究会」のまとめ』として報告する。

児童虐待問題については、関係諸領域の研究者、実務家による学際的アプローチが求められていると思われるところから、本報告書が有効かつ適切な児童虐待対策の検討にいささかでも寄与することができれば幸いである。

最後に、少年院在院者に対する被害経験に関する調査の実施に当たり、御理解と御協力を賜った法務省矯正局及び少年院の関係各位に対し、心から謝意を表する次第である。

平成13年3月

法務総合研究所長

頃 安 健 司

要 旨 紹 介

この研究部報告は、「児童虐待に関する研究（第1報告）」として、2編の報告が掲載されており、利用の参考のため、各報告の要旨を紹介する。

「少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査」

1 調査の実施概要

「少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査」は、非行少年における被虐待経験の状況を把握し、被虐待経験のある少年の特性等を分析することを通して、少年院等の処遇及び児童虐待の防止全般に資する資料を得ることを目的とした。

調査対象者は、平成12年7月17日現在、全国少年院の中間期教育過程に在籍する全少年である。

調査方法は、少年が自ら記載する質問紙と、施設職員が少年調査記録等の公的資料によって作成する調査票の2種類によった。このうち、少年に対する質問紙は、ほぼ同一の質問事項について、まず始めに家族以外の者による被害の場合を尋ね、次に家族による被害の場合について尋ねる2部構成とした。実施結果を見ると、前者についても、いくつかの興味深い点が見られたので、家族による被害の分析に併せて、随時紹介することとする。

2 家族からの加害行為の状況

少年が記載した質問紙の集計結果に基づき、家族からの身体的暴力①（軽度）、②（重度）、性的暴力①（接触）、②（性交）及び不適切な保護態度について、それぞれの被害の状況や被害を受けた時に少年がとった行動等を見てみた。なお、分析に際しては、家族からの加害行為を受けた経験のある者を「被虐待群」（保護者である父、母、祖父、祖父母のいずれかから繰り返し身体的暴力等を受けていた者）と「家族被害群」（きょうだい等前記以外の者から身体的暴力等を受けていた者及び前記の者から身体的暴力等を受けたが、繰り返し受けたわけではない者）の2つに分け、家族以外の者から同種加害行為を受けた経験のある者との対比も含め、家族からの身体的暴力等の被害経験の特徴を把握することに努めた。

- (1) 家族から身体的暴力、性的暴力及び不適切な保護態度のいずれか1つでも受けた経験のある者は、全体の約70%である。また、これら5つの加害行為について少なくとも1つ以上の被虐待経験のある者は全体の約50%で、男女を比べると、女子に多い。
- (2) 家族からの身体的暴力の被害状況については、次のとおりである。
 - ① 家族から身体的暴力を受けた者は、家族被害群と被虐待群を合わせて約70%を占め、身体的虐待①、②のどちらか又は両方を経験した者は約50%である。
 - ② 身体的暴力の最もひどい加害者について、家族被害群ではきょうだいとする者の比率が50%前後と最も高く、被虐待群では実父（男子）又は実父及び実母（女子）である。また、虐待の最もひどい加害者を男女で比べると、男子は実父、女子は実母がそれぞれ有意に多い。
- (3) 身体的暴力を受けた時の行動等について、加害者が家族以外の者の場合との対比も含めて述べると、次のとおりである。
 - ① 身体的暴力を受けた経験を誰かに言ったどうかについては、男女で傾向が異なり、総じて女子は

男子より表出する者が多い。なお、男女とも身体的暴力の程度が重いときの方が、表出する者が多くなっている。身体的暴力を受けた経験を言った相手は、加害者が家族であるかどうかにかかわらず、男女とも友達・恋人・先輩が半数以上と最も多い。

- ② 身体的暴力の被害を受けたときの行動について、一部を除き、加害者が家族以外の者の場合と家族の場合で傾向が異なる。加害者が家族以外の場合は、がまんした者や仕返しした者が多く、家族の場合は、がまんした者と家出した者が多い。また、女子については、加害者が家族であるかどうかにかかわらず、飲酒・薬物使用に到った者が男子に比べて高い比率になっている。
- ③ 家族又は家族以外の者から身体的暴力を受けた経験のある者のうち、女子の被虐待群を除き、70%以上の者が加害行為は終了したとしている。
- (4) 家族から性的暴力を受けた者は、家族被害群と被虐待群を合わせ、男子で約1%，女子で約15%である。性的暴力①（接触）について、最もひどい加害者は、家族被害群では男女ともきょうだいであり、被虐待群では、男子が実父、女子が実父及び義父である。
- (5) 性的暴力を受けた時の行動について、加害者が家族以外の者の場合と家族の場合とを比べたところ、次のような結果が得られた。
 - ① 性的暴力を受けた経験を他者に言ったかどうかについては、男女で傾向が異なり、①、②とも加害者が家族であるかどうかにかかわらず、男子は「言ったことはない」が、女子は、「言ったことがある」が多い。また、「言ったことがある」とする者の比率を身体的暴力及びネグレクトの場合と比べると、性的暴力の場合は、一部を除き、かなり低い数値になっている。
 - ② 家族からの場合について、暴力を受けた経験を話さなかった理由を身体的暴力及びネグレクトの場合と比べると、性的暴力の場合は、「言うのがはずかしかった」とする比率がかなり高い一方、身体的暴力で最も比率が高かった「自分が悪いと思った」は、一部を除き、低い比率である。
 - ③ 性的暴力が終わっていない又は終わったかどうかわからないとする者は、加害者が家族の場合の女子で半数を占める。
- (6) 家族から不適切な保護態度を受けたことのある者は、男子で約8%，女子で約11%である。そのほとんどが保護者から繰り返し受ける、本報告書で言うところのネグレクトの経験者である。

3 家族からの加害行為と家庭・資質・非行

施設職員が作成した調査票の集計結果に基づき、家族からの加害行為と家庭、少年の資質及び非行との関連について分析した。

(1) 被害・被虐待経験と家庭

- ① 男子で「貧困層（貧困及び生活保護受給をいう。）」の場合に「ネグレクト」が有意に多い。
- ② 被虐待経験の有無ときょうだい順位との関連では男女ともに有意な関連が認められ、被虐待経験があり、「第1子（きょうだいあり）」に該当する場合が有意に多く、「第2子以降」の場合が有意に少ない。
- ③ 第1子に対する最もひどい加害者として、身体的虐待①（男子）及びネグレクト（女子）で母が有意に多い。
- ④ 被虐待経験の有無と父母それぞれの養育態度では、身体的虐待において「拒否」及び「厳格」が有意に多い。

(2) 被害・被虐待経験と資質

家族から受けた各種の被害あるいは被虐待経験の有無と性格特性との関連を探るために、性格特

性の指標として「法務省式人格目録（MJPI）」の得点を使用し、分析を行った。

その結果、被虐待群は、被虐待経験のない群と比較して、神経質で被害感が強く抑うつ的である一方、落ち着きのない自己顕示的な性格特性を表しやすいことが示唆された。

(3) 被害・被虐待経験と非行

家族からの身体的暴力等を受けた経験と非行との関連について、一つは、家族からの加害行為の経験の有無やその状況と非行との関連、もう一つは、家族からの加害行為と自らの非行との関連についての少年自身の認識（非行関連認識）の点から分析した。ここでは、後者について概要を紹介する。

- ① 加害者が家族以外の場合は全ての加害行為において、被害経験と非行との関連はないとする者が半数を超えて最も多いのに対し、被虐待群の場合は、男子の性的暴力を除く全ての加害行為において、関連がないとする者は半数を割っている。また、男女を比べると、一部を除き、女子の方が関連があるとする者の比率が高い。
- ② 身体的暴力の被虐待群の非行関連認識別に被害を受けた時の行動を見ると、関連があるとする者は、①（軽度）ではやつあたり、家出、飲酒・薬物使用をした者が多く、②（重度）では閉じこもり、やつあたり、飲酒・薬物使用、他者への加害行為をした者が多い。
- ③ 各加害行為について、加害者が家族以外の場合と家族の場合に分けて、加害行為の終了の有無別に非行関連認識を見ると、一部を除き、関連があるとする者は、加害行為が「終わっていない」とするものに多い。

「児童虐待に関する研究会」のまとめ

児童虐待問題に関する研究会においては、当研究部の研究官（補）に法律、医学、福祉等の専門家を交え、それぞれの現場における児童虐待の現状についての報告と、それらを踏まえて、検察、矯正及び更生保護の現場の処遇を児童虐待という視点から見直すことを試みた。

研究会で報告された児童虐待の状況は、医療、社会福祉、刑事司法等の領域でそれぞれ異なり、児童虐待と一言で言っているものが、極めて多面的な様相を持っていることを再認識させられる結果となった。児童虐待に対する取組には、関係機関の連携が重要であることは言うまでもないが、その前提として、それぞれが取り組んでいる児童虐待の様相の相互理解が必要であると思われる。

今回は、発表者の了承を得て、研究会での報告等を掲載したので、児童虐待問題の諸相を理解する一助として活用されることを期待する。

研究第一部長

加 澤 正 樹

－児童虐待に関する研究－

(第1報告)

その1－少年院在院者に対する被害経験の アンケート調査

研究第二部長	板垣嗣廣
研究第二部研究官	松田美智子
研究第二部研究官補	栗栖素子
研究第二部研究官補	吉田里日
研究第二部研究官	郷原信郎
研究第一部研究官	小柳浩子
研究第二部研究官	古田薫
研究第二部研究官	横地環
研究第一部研究官補	岡田和也

目 次

はじめに	7
第1 調査の実施概要	8
1 調査の目的	8
2 調査の方法	8
(1) 調査対象者	8
(2) 調査方法	8
I 家族からの加害行為の状況	10
第2 加害行為の全体的な被害状況	10
1 加害行為を受けた経験の有無	10
2 被害経験と被虐待経験	11
(1) 加害者及び被害回数	11
(2) 家族被害経験及び被虐待経験	17
第3 家族からの身体的暴力	22
1 全体的な被害状況	22
2 身体的暴力を受けた時期及び加害者	22
(1) 身体的暴力を受けた時期	22
(2) 身体的暴力の加害者	29
3 身体的暴力を受けた経験の表出	38
(1) 身体的暴力を受けた経験の表出の有無	38
(2) 身体的暴力を受けた経験を表出した者	39
(3) 身体的暴力を受けた経験を表出しなかった者	49
4 身体的暴力の被害にあった時の行動	55
(1) 被害の状況別	55
(2) 被虐待期間別	62
(3) 被虐待経験の表出の有無別	67
5 身体的暴力の終了	68
(1) 終了の有無	68
(2) 終了の理由	69
第4 家族からの性的暴力及びネグレクト	72
1 家族からの性的暴力	72
(1) 全体的な被害状況	72
(2) 性的暴力を受けた時期及び加害者	73
(3) 性的暴力を受けた経験の表出	78
(4) 性的暴力の被害にあった時の行動	80
(5) 性的暴力の終了	82

2	ネグレクト	84
(1)	不適切な保護態度の全体的な被害状況	84
(2)	ネグレクトを受けた時期及び加害者	85
(3)	ネグレクトを受けた経験の表出	88
(4)	ネグレクトの被害にあった時の行動	90
第5	家族からの加害行為の状況のまとめと考察	91
1	まとめ	91
2	考察	94
II	家族からの加害行為と家庭・性格特性・非行	96
第6	被害・被虐待経験と家庭	96
1	家庭の状況と被虐待体験	96
(1)	家庭の経済状況	96
(2)	実父母の離婚	106
(3)	きょうだい数	108
(4)	父母の負因	118
2	父母の養育態度と虐待	121
3	まとめ	128
4	考察	128
第7	被害・被虐待経験と性格特性	130
1	分析の目的及び概要	130
2	法務省式人格目録（MJPI）について	130
3	MJPI 各尺度の平均値の差の検定結果	131
(1)	被害種類別に見た場合	131
(2)	被害種類をまとめた場合	133
(3)	虐待の種類を組合わせた場合	134
(4)	虐待を受けた時期で見た場合	135
4	MJPI 各尺度を目的変数とした重回帰分析	135
5	まとめ	137
6	考察	137
	資料	139
第8	被害・被虐待経験と非行	169
1	初発非行	169
2	非行歴	171
(1)	検挙・補導歴	171
(2)	本件非行	173
(3)	問題行動歴	174
3	施設係属歴	176
4	非行との関連についての認識	177
(1)	被害の状況別	177

(2) 被虐待経験の表出時の状況別	183
(3) 虐待を受けた時の行動との関連	184
(4) 被害の終了の有無別	186
5 まとめ	192
6 考察	193
むすび	194
資料	196
1 調査票	196
2 実施教示マニュアル	212
3 集計表	217

はじめに

子供に対する身体的、心理的虐待等については、近時、児童相談所等への通告・相談件数が急増するなど、社会問題として国民の関心が高まっており、平成11年に全国の児童相談所に寄せられた児童虐待の相談件数は、厚生労働省が調査を開始した2年の1,101件の10倍に当たる1万1,631件となった。

このような児童相談所や病院等における児童虐待問題の深刻化と、社会の関心の高まりを背景に、平成12年5月、児童虐待の発見と防止のための「児童虐待の防止等に関する法律」(以下、「児童虐待防止法」という。)が制定され、同年11月から施行された。同法では、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。)による児童(18歳未満の者をいう。)に対する身体的な暴行、わいせつな行為、保護者としての監護を著しく怠ること及び著しい心理的外傷を与える言動を児童虐待と定義し、児童に対する虐待の禁止、児童虐待を発見した者の通報を義務付けるなど、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めている。

言うまでもなく、児童虐待は、被虐待児の心身の発達に及ぼす影響のみならず、後年の非行・犯罪との関係、暴力的傾向の世代間連鎖等のさまざまな問題を含んでおり、従来から、医療、福祉等の領域で調査研究が進められている。さらに、最近では、病院、児童相談所等によって虐待が発見されながら、親権の壁に阻まれ、救済できなかった事例等が多く報告されたこともあって、公的機関の介入の在り方や、通告後の有効な救済体制等の問題も検討されるようになってきた。

このように、児童虐待については、関係諸領域の研究者による学際的アプローチによる総合的な対策が求められていると思われるところから、当研究部においては、非行少年の被虐待経験の実態調査等により基礎的な資料を得て、児童虐待と非行・犯罪との関連、被虐待経験のある者の社会復帰に向けた指導援助等、児童虐待をめぐる問題について、法律、心理、社会福祉等関係諸領域の研究者と共同で検討を進め、有効な児童虐待対策に資する研究を行うこととした。

本年度は、少年院在院者に対するアンケート調査、在京の少年院における被虐待少年等の事例収集及び関係諸領域の研究者との研究会を通して、非行少年における虐待問題の基礎資料を得ることとした。以下では、このうちの少年院在院者に対するアンケート調査の実施結果について報告する。

なお、本稿中、意見あるいは評価にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておく。

第1 調査の実施概要

1 調査の目的

少年院在院者に対する「被害の経験に関する調査」（以下、「本調査」という。）は、非行少年における被虐待経験の状況を把握し、被虐待経験のある少年の特性等を分析することを通して、少年院等の処遇及び児童虐待の防止全般に資する資料を得ることを目的とした。

2 調査の方法

(1) 調査対象者

調査対象者は、平成12年7月17日現在、全国少年院の中間期教育過程に在籍する全少年である。調査実施当日の在院者の合計は4,418名で、その約57%に当たる2,530名（男子2,266名、女子264名）が調査対象者となった。

全国の少年院53庁のうち、52庁から回収した調査票について、記入の不備等を除き、最終的な分析対象となったものは2,354名（男子2,125名、女子229名）で、調査実施当日の在院者の合計の約53%に当たる。

表1は、調査対象者の男女別の年齢層別人員である（回答者のその他の属性については、資料3の1参照。）。

表1 対象者の年齢層別人員

	男 子	女 子	合 計
年 少 少 年	235 (11.1)	39 (17.0)	274 (11.6)
中 間 少 年	777 (36.6)	85 (37.1)	862 (36.6)
年 長 少 年	1,113 (52.4)	105 (45.9)	1,218 (51.7)
合 計	2,125 (100.0)	229 (100.0)	2,354 (100.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 年齢層は、次による。

年少少年：調査時年齢が、14歳及び15歳の者

中間少年：調査時年齢が、16歳及び17歳の者

年長少年：調査時年齢が、18歳以上の者

3 () 内は、構成比である。

(2) 調査方法

調査方法は、少年が自ら記載する質問紙（身体的な暴力等の被害の有無、被害を受けた時の少年の行動、被害の経験と非行の関連についての認識等に関するもの）と、施設職員が少年調査記録及び少年簿等の公的資料によって作成する客観的事実に関する調査票（少年の資質、家庭環境、問題行動・非行歴等に関するもの）の2種類によった。

このうち、少年に対する質問紙は、ほぼ同一の質問事項について、まず始めに家族以外の者による被

害の場合を尋ね、次に家族による被害の場合について尋ねる2部構成とした。これは、被虐待経験という問題の性格から、経験者ほど解答しづらいことも考えられるため、まず一般的な被害を尋ねることで、回答する際の心理的な垣根をできる限り低くしようという意図によるものであった。しかし実施結果を見ると、一般的な被害についても、単なる導入部分に止まらないいくつかの興味深い点が見られたので、家族による被害の分析に併せて、随時紹介することとする。

なお、本調査においては、少年に対する調査の実施環境をできる限り同質にするため、調査実施のためのマニュアルを作成した。

I 家族からの加害行為の状況

第2 加害行為の全体的な被害状況

1 加害行為を受けた経験の有無

本調査では、次のような加害行為を挙げ、それぞれについて、今までに家族以外の者から又は家族から受けた経験があるかどうかを尋ね、受けたことのある者に対しては、その時期(問1、重複選択)、被害回数(問2)、加害者(問3のa、重複選択)及び加害者が複数いる場合は、最もひどい被害を与えた加害者(問3のb)を尋ねた。

家族以外の者からの場合及び家族からの場合の両方について尋ねた加害行為としては、

- ・「たたかれる、つねられる、物を投げつけられるなどの暴力」(以下、「身体的暴力①(軽度)」という。)
- ・「殴られる、蹴られる、刃物で刺される、首を絞められる、やけどを負わされるなど、血が出たり、あざができたり、息ができなくなるような暴力」(「身体的暴力②(重度)」)
- ・「自分の意志に反して、性的な接触を無理強いされたこと」(「性的暴力①(接触)」)
- ・「自分の意志に反して、性交された(されそうになった)こと」(「性的暴力②(性交)」)、の4つがあり、家族からの場合についてのみ尋ねたものとして、
- ・「1日以上、食事をさせてもらえなかったこと」(「不適切な保護態度」)がある。

なお、本調査ではこの他に恐喝の被害経験(家族以外の者からの場合についてのみ)及び家族間の暴力の目撃経験(家族からの場合についてのみ)も尋ねたが、これらは今回の分析から外した。

以下においては、家族から加害行為を受けた経験を主に分析し、適宜家族以外の者からの同種の加害行為と対比させることとする。

表2は、上記で述べた5種類の加害行為を受けた経験の有無を、加害者が家族以外の場合と家族の場合とについて見たものである。全体的な状況を見ると、70%以上の者が家族及び家族以外から何らかの加害行為を受けた経験を持っている。

また、加害行為の種類別に見ると、加害行為を受けた経験のある者の比率を見ると、家族以外の者からの場合は、男女とも、身体的暴力②(重度)の比率が70ないし80%と最も高く、次いで、男子は同①(軽度)、性的暴力①、同②の順、女子は性的暴力①、②、身体的暴力①となっている。これに対し、家族からの場合は、男女とも、身体的暴力①が60ないし70%と最も高く、次いで、男子は同②、不適切な保護態度、性的暴力①、②の順、女子は身体的暴力②、性的暴力①、不適切な保護態度、性

表2 加害行為を受けた経験の有無

① 全体的な状況

	男子	女子	合計	検定結果
いずれの加害行為も経験していない者	84 (4.1)	8 (3.7)	92 (4.1)	$\chi^2(3)=6.366$ $p=0.095$
家族以外の者による加害行為のみ経験した者	484 (23.8)	37 (16.9)	521 (23.1)	
家族による加害行為のみ経験した者	43 (2.1)	7 (3.2)	50 (2.2)	
家族以外の者及び家族による加害行為ともに経験した者	1,421 (69.9)	167 (76.3)	1,588 (70.5)	
合 計	2,032 (100.0)	219 (100.0)	2,251 (100.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 () 内は、構成比である。

的暴力②である。加害者が家族以外と家族の場合を比べると、身体的暴力①の被害の経験があるとする者の比率は、男子ではほぼ等しく、女子では家族からの場合の方が約16ポイント高くなっているが、その他の加害行為については、家族以外の者からの場合の方が高い。

また、家族以外の者からの身体的暴力①及び不適切な保護態度を除き、いずれにおいても男女で有意差が見られ、経験があるとする者は、身体的暴力②は男子で、それ以外は女子で有意に多くなっている。

② 加害行為の種類別の状況

加 害 者		身体的暴力 ①（軽度）	身体的暴力 ②（重度）	性的暴力 ①（接触）	性的暴力 ②（性交）	不適切な 保護態度	総 数
家族以外の者	男 子	1,315 (62.3)	1,730 (81.9)	362 (17.1)	155 (7.3)	-	2,112
	女 子	134 (58.5)	163 (71.2)	158 (69.0)	157 (68.6)	-	229
	合 計	1,449 (61.9)	1,893 (80.9)	520 (22.2)	312 (13.3)	-	2,341
	検 定 結 果	$\chi^2(1)=1.231$ p=0.267	$\chi^2(1)=15.382$ p=0.000**	$\chi^2(1)=321.519$ p=0.000**	$\chi^2(1)=670.317$ p=0.000**	-	
家 族	男 子	1,338 (63.8)	987 (47.1)	30 (1.4)	7 (0.3)	166 (7.9)	2,096
	女 子	171 (74.7)	137 (59.8)	35 (15.3)	11 (4.8)	24 (10.5)	229
	合 計	1,509 (64.9)	1,124 (48.3)	65 (2.8)	18 (0.8)	190 (8.2)	2,325
	検 定 結 果	$\chi^2(1)=10.643$ p=0.001**	$\chi^2(1)=13.409$ p=0.000**	$\chi^2(1)=145.776$ p=0.000**	$\chi^2(1)=53.685$ p=0.000**	$\chi^2(1)=1.804$ p=0.179	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

3 重複選択による。

4 表は、各加害行為を受けた経験の有無の集計結果について、経験ありの数値のみを挙げている。

5 「不適切な保護態度」については、加害者が家族の場合のみ調査している。

6 「検定結果」欄の「**」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。

7 () 内は、総数に対する比率である。

2 被害経験と被虐待経験

(1) 加害者及び被害回数

表3は、これらの加害行為について、加害者が家族以外の場合と家族の場合に分けて、最もひどい加害者及び被害回数を見たものである。なお、最もひどい加害者とは、加害者が単独の場合は、問3のaで選択した者を、複数の場合は、「最もひどい被害を与えた人」（問3のb）として選択した者をいう（以下、最もひどい加害者については、特に断りのない限り同様とする。）。

加害者が家族以外の場合を見ると、身体的暴力の最もひどい加害者は、①、②ともに、男子は先輩が、女子は友達・恋人がそれぞれ最も多く、性的暴力では、男子は①、②ともに友達・恋人、先輩が、女子は全く知らない人（①）、先輩（②）がそれぞれ最も多い。加害者が家族の場合を見ると、最もひどい加害者は、男子で、性的暴力①と不適切な保護態度が実母である以外は、いずれの加害行為についても実

表3 加害行為の最もひどい加害者と被害回数

表3-1 身体的暴力①(軽度)

ア 加害者が家族以外の者の場合

	最もひどい加害者	被害回数			合計
		一度だけ	繰り返した	覚えていない	
男子	友達・恋人	19 (1.6)	173 (14.8)	29 (2.5)	221 (18.9)
	先輩	54 (4.6)	468 (40.1)	87 (7.4)	609 (52.1)
	全く知らない人	13 (1.1)	60 (5.1)	16 (1.4)	89 (7.6)
	相手を見ていない	0 -	1 (0.1)	1 (0.1)	2 (0.2)
	その他	21 (1.8)	187 (16.0)	39 (3.3)	247 (21.1)
	合計	107 (9.2)	889 (76.1)	172 (14.7)	1,168 (100.0)
女子	友達・恋人	4 (3.3)	47 (38.5)	5 (4.1)	56 (45.9)
	先輩	7 (5.7)	22 (18.0)	1 (0.8)	30 (24.6)
	全く知らない人	1 (0.8)	3 (2.5)	1 (0.8)	5 (4.1)
	相手を見ていない	0 -	0 -	0 -	0 -
	その他	3 (2.5)	25 (20.5)	3 (2.5)	31 (25.4)
	合計	15 (12.3)	97 (79.5)	10 (8.2)	122 (100.0)

イ 加害者が家族の場合

	最もひどい加害者	被害回数			合計
		一度だけ	繰り返した	覚えていない	
男子	実父	40 (3.4)	471 (40.4)	73 (6.3)	584 (50.0)
	義父	2 (0.2)	74 (6.3)	7 (0.6)	83 (7.1)
	実母	19 (1.6)	193 (16.5)	34 (2.9)	246 (21.1)
	義母	0 -	19 (1.6)	0 -	19 (1.6)
	祖父	2 (0.2)	8 (0.7)	4 (0.3)	14 (1.2)
	祖母	0 -	13 (1.1)	3 (0.3)	16 (1.4)
	きょうだい	7 (0.6)	144 (12.3)	18 (1.5)	169 (14.5)
	妻・同棲相手	1 (0.1)	13 (1.1)	2 (0.2)	16 (1.4)
	その他同居親戚	1 (0.1)	15 (1.3)	4 (0.3)	20 (1.7)
	合計	72 (6.2)	950 (81.4)	145 (12.4)	1,167 (100.0)
女子	実父	4 (2.6)	42 (27.8)	7 (4.6)	53 (35.1)
	義父	0 -	9 (6.0)	0 -	9 (6.0)
	実母	2 (1.3)	42 (27.8)	4 (2.6)	48 (31.8)
	義母	0 -	3 (2.0)	0 -	3 (2.0)
	祖父	0 -	2 (1.3)	0 -	2 (1.3)
	祖母	0 -	2 (1.3)	0 -	2 (1.3)
	きょうだい	0 -	26 (17.2)	1 (0.7)	27 (17.9)
	夫・同棲相手	0 -	6 (4.0)	0 -	6 (4.0)
	その他同居親戚	0 -	1 (0.7)	0 -	1 (0.7)
	合計	6 (4.0)	133 (88.1)	12 (7.9)	151 (100.0)

■ 部分の合計
778 人
(66.7)

■ 部分の合計
100 人
(66.2)

表 3-2 身体的暴力②（重度）
ア 加害者が家族以外の者の場合

	最もひどい加害者	被 害 回 数			合 計
		一度だけ	繰り返しあった	覚えていない	
男子	友達・恋人	37 (2.4)	121 (7.9)	9 (0.6)	167 (10.9)
	先輩	136 (8.9)	617 (40.3)	109 (7.1)	862 (56.3)
	全く知らない人	39 (2.5)	135 (8.8)	29 (1.9)	203 (13.3)
	相手を見ていない	2 (0.1)	6 (0.4)	0 -	8 (0.5)
	その他	48 (3.1)	215 (14.0)	28 (1.8)	291 (19.0)
	合計	262 (17.1)	1,094 (71.5)	175 (11.4)	1,531 (100.0)
女子	友達・恋人	8 (5.4)	68 (46.3)	7 (4.8)	83 (56.5)
	先輩	4 (2.7)	26 (17.7)	4 (2.7)	34 (23.1)
	全く知らない人	5 (3.4)	6 (4.1)	0 -	11 (7.5)
	相手を見ていない	0 -	0 -	0 -	0 -
	その他	4 (2.7)	13 (8.8)	2 (1.4)	19 (12.9)
	合計	21 (14.3)	113 (76.9)	13 (8.8)	147 (100.0)

イ 加害者が家族の場合

	最もひどい加害者	被 害 回 数			合 計
		一度だけ	繰り返しあった	覚えていない	
男子	実父	54 (6.0)	392 (43.8)	51 (5.7)	497 (55.5)
	義父	6 (0.7)	57 (6.4)	6 (0.7)	69 (7.7)
	実母	10 (1.1)	68 (7.6)	9 (1.0)	87 (9.7)
	義母	0 -	9 (1.0)	1 (0.1)	10 (1.1)
	祖父	1 (0.1)	7 (0.8)	2 (0.2)	10 (1.1)
	祖母	1 (0.1)	2 (0.2)	1 (0.1)	4 (0.4)
	きょうだい	14 (1.6)	148 (16.5)	18 (2.0)	180 (20.1)
	妻・同棲相手	1 (0.1)	11 (1.2)	1 (0.1)	13 (1.5)
	その他同居親戚	0 -	19 (2.1)	6 (0.7)	25 (2.8)
	合計	87 (9.7)	713 (79.7)	95 (10.6)	895 (100.0)
女子	実父	6 (4.8)	32 (25.8)	2 (1.6)	40 (32.3)
	義父	4 (3.2)	8 (6.5)	3 (2.4)	15 (12.1)
	実母	3 (2.4)	32 (25.8)	0 -	35 (28.2)
	義母	0 -	2 (1.6)	0 -	2 (1.6)
	祖父	0 -	1 (0.8)	0 -	1 (0.8)
	祖母	0 -	1 (0.8)	0 -	1 (0.8)
	きょうだい	1 (0.8)	21 (16.9)	0 -	22 (17.7)
	夫・同棲相手	0 -	6 (4.8)	0 -	6 (4.8)
	その他同居親戚	0 -	2 (1.6)	0 -	2 (1.6)
	合計	14 (11.3)	105 (84.7)	5 (4.0)	124 (100.0)

■ 部分の合計
535 人
(59.8)

■ 部分の合計
76 人
(61.3)

表 3-3 性的暴力①（接触）
ア 加害者が家族以外の者の場合

	最もひどい加害者	被 害 回 数			合 計
		一度だけ	繰り返しあった	覚えていない	
男子	友達・恋人	31 (9.4)	69 (20.8)	24 (7.3)	124 (37.5)
	先輩	32 (9.7)	70 (21.1)	17 (5.1)	119 (36.0)
	全く知らない人	17 (5.1)	9 (2.7)	2 (0.6)	28 (8.5)
	相手を見ていない	1 (0.3)	1 (0.3)	0 -	2 (0.6)
	その他	14 (4.2)	37 (11.2)	7 (2.1)	58 (17.5)
	合計	95 (28.7)	186 (56.2)	50 (15.1)	331 (100.0)
女子	友達・恋人	2 (1.4)	18 (13.0)	7 (5.1)	27 (19.6)
	先輩	3 (2.2)	17 (12.3)	6 (4.3)	26 (18.8)
	全く知らない人	12 (8.7)	28 (20.3)	3 (2.2)	43 (31.2)
	相手を見ていない	0 -	2 (1.4)	0 -	2 (1.4)
	その他	7 (5.1)	26 (18.8)	7 (5.1)	40 (29.0)
	合計	24 (17.4)	91 (65.9)	23 (16.7)	138 (100.0)

イ 加害者が家族の場合

	最もひどい加害者	被 害 回 数			合 計
		一度だけ	繰り返しあった	覚えていない	
男子	実父	2 (7.4)	4 (14.8)	1 (3.7)	7 (25.9)
	義父	0 -	1 (3.7)	0 -	1 (3.7)
	実母	1 (3.7)	8 (29.6)	0 -	9 (33.3)
	義母	1 (3.7)	0 -	0 -	1 (3.7)
	祖父	0 -	0 -	0 -	0 -
	祖母	0 -	0 -	0 -	0 -
	きょうだい	2 (7.4)	4 (14.8)	0 -	6 (22.2)
	妻・同棲相手	0 -	1 (3.7)	1 (3.7)	2 (7.4)
	その他同居親戚	0 -	1 (3.7)	0 -	1 (3.7)
	合計	6 (22.2)	19 (70.4)	2 (7.4)	27 (100.0)
女子	実父	3 (9.1)	4 (12.1)	0 -	7 (21.2)
	義父	4 (12.1)	4 (12.1)	0 -	8 (24.2)
	実母	0 -	1 (3.0)	0 -	1 (3.0)
	義母	0 -	0 -	0 -	0 -
	祖父	2 (6.1)	0 -	0 -	2 (6.1)
	祖母	0 -	0 -	0 -	0 -
	きょうだい	0 -	7 (21.2)	0 -	7 (21.2)
	夫・同棲相手	0 -	4 (12.1)	1 (3.0)	5 (15.2)
	その他同居親戚	1 (3.0)	2 (6.1)	0 -	3 (9.1)
	合計	10 (30.3)	22 (66.7)	1 (3.0)	33 (100.0)

■ 部分の合計
13 人
(48.1)

■ 部分の合計
9 人
(27.3)

表3-4 性的暴力②(性交)

ア 加害者が家族以外の者の場合

	最もひどい加害者	被害回数			合計
		一度だけ	繰り返しあった	覚えていない	
男子	友達・恋人	23 (17.4)	19 (14.4)	8 (6.1)	50 (37.9)
	先輩	20 (15.2)	19 (14.4)	9 (6.8)	48 (36.4)
	全く知らない人	6 (4.5)	3 (2.3)	0 -	9 (6.8)
	相手を見ていない	0 -	0 -	0 -	0 -
	その他	15 (11.4)	9 (6.8)	1 (0.8)	25 (18.9)
	合計	64 (48.5)	50 (37.9)	18 (13.6)	132 (100.0)
女子	友達・恋人	4 (3.1)	15 (11.5)	4 (3.1)	23 (17.7)
	先輩	11 (8.5)	20 (15.4)	5 (3.8)	36 (27.7)
	全く知らない人	7 (5.4)	22 (16.9)	5 (3.8)	34 (26.2)
	相手を見ていない	0 -	0 -	0 -	0 -
	その他	8 (6.2)	24 (18.5)	5 (3.8)	37 (28.5)
	合計	30 (23.1)	81 (62.3)	19 (14.6)	130 (100.0)

イ 加害者が家族の場合

	最もひどい加害者	被害回数			合計
		一度だけ	繰り返しあった	覚えていない	
男子	実父	0 -	2 (40.0)	0 -	2 (40.0)
	義父	0 -	1 (20.0)	0 -	1 (20.0)
	実母	0 -	0 -	0 -	0 -
	義母	0 -	0 -	0 -	0 -
	祖父	0 -	0 -	0 -	0 -
	祖母	0 -	0 -	0 -	0 -
	きょうだい	0 -	1 (20.0)	0 -	1 (20.0)
	妻・同棲相手	0 -	0 -	1 (20.0)	1 (20.0)
	その他同居親戚	0 -	0 -	0 -	0 -
	合計	0 -	4 (80.0)	1 (20.0)	5 (100.0)
女子	実父	1 (10.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	3 (30.0)
	義父	0 -	0 -	0 -	0 -
	実母	0 -	0 -	0 -	0 -
	義母	0 -	0 -	0 -	0 -
	祖父	0 -	0 -	0 -	0 -
	祖母	0 -	0 -	0 -	0 -
	きょうだい	0 -	1 (10.0)	0 -	1 (10.0)
	夫・同棲相手	0 -	3 (30.0)	1 (10.0)	4 (40.0)
	その他同居親戚	1 (10.0)	1 (10.0)	0 -	2 (20.0)
	合計	2 (20.0)	6 (60.0)	2 (20.0)	10 (100.0)

■ 部分の合計
3人
(60.0)

■ 部分の合計
1人
(10.0)

表 3-5 不適切な保護態度

	最もひどい加害者	被 害 回 数			合 計
		一度だけ	繰り返しあった	覚えていない	
男子	実父	9 (5.8)	36 (23.2)	4 (2.6)	49 (31.6)
	義父	4 (2.6)	7 (4.5)	3 (1.9)	14 (9.0)
	実母	8 (5.2)	45 (29.0)	10 (6.5)	63 (40.6)
	義母	1 (0.6)	9 (5.8)	2 (1.3)	12 (7.7)
	祖父	0 -	0 -	0 -	0 -
	祖母	1 (0.6)	4 (2.6)	1 (0.6)	6 (3.9)
	きょうだい	0 -	4 (2.6)	0 -	4 (2.6)
	妻・同棲相手	1 (0.6)	0 -	1 (0.6)	2 (1.3)
	その他同居親戚	2 (1.3)	2 (1.3)	1 (0.6)	5 (3.2)
	合計	26 (16.8)	107 (69.0)	22 (14.2)	155 (100.0)
女子	実父	0 -	5 (21.7)	0 -	5 (21.7)
	義父	0 -	1 (4.3)	0 -	1 (4.3)
	実母	2 (8.7)	10 (43.5)	2 (8.7)	14 (60.9)
	義母	0 -	2 (8.7)	0 -	2 (8.7)
	祖父	0 -	0 -	0 -	0 -
	祖母	0 -	0 -	0 -	0 -
	きょうだい	0 -	1 (4.3)	0 -	1 (4.3)
	夫・同棲相手	0 -	0 -	0 -	0 -
	その他同居親戚	0 -	0 -	0 -	0 -
	合計	2 (8.7)	19 (82.6)	2 (8.7)	23 (100.0)

■ 部分の合計
101 人
(65.2)

■ 部分の合計
18 人
(78.3)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

3 () 内は、構成比である。

4 「加害者が家族以外の場合」の「その他」には、「学校や施設の先生」、「仕事関係の人」、「同居していない親類の人」、「顔見知り（名前は知らない）」を含む。

5 ■ 部分は、p17による「被虐待経験」に該当する者であることを表す。

父であり、女子では身体的暴力は実父、性的暴力①は義父、実父、同②は実父、夫・妻・同棲相手（以下、「妻・同棲相手」、「夫・同棲相手」及び「夫・妻・同棲相手」をいずれも「配偶者等」という。）である。

加害回数では、家族以外の者による男子に対する性的暴力②を除き、全ての加害行為で「繰り返しあった」とする者が最も多い。

(2) 家族被害経験及び被虐待経験

以下の分析では、先に挙げた5種類の家族からの加害行為について、それが父母、祖父母のいずれかの者により、繰り返し行われた場合を虐待行為とし、それぞれ「身体的虐待①（軽度）」及び「身体的虐待②（重度）」、「性的虐待①（接触）」及び「性的虐待②（性交）」、「ネグレクト」と呼ぶこととする。また、家族からの加害行為を受けた経験について、その加害行為が虐待行為に当たる場合は「被虐待経験」、それ以外の場合は「家族被害経験」と呼ぶこととし、家族からの加害行為を受けた経験のある者のうち、虐待行為を受けた経験のある者を「被虐待群」、それ以外の者を「家族被害群」とする。また、家族からの加害行為の経験のない者を「なし群」とする。

ただし、児童虐待防止法では被虐待者を18歳未満の者としているが、本調査では、少年院入院前の経験を広く尋ねる趣旨から、加害行為を受けた時の年齢については特に限定しないこととする。

先の表3のイをこのように3群に分けて見ると、被虐待群は、性的虐待①、②を除き、加害行為を受けた者の60%前後を占め、家族からの加害行為のかなりの部分が虐待行為であることがわかる。

なお、調査対象者の中に、問2の加害回数を回答し、その加害者を尋ねた問3のaにおいて、実父、義父、実母、義母、祖父、祖母のいずれか2人以上を挙げたものの、最もひどい加害者を尋ねた問3のbが無回答という者が146名いた。これらの者は、最もひどい加害者を尋ねた表3などにおいては無回答の扱いになる。しかし、その他の問いには回答しているので、最もひどい加害者を「父母、祖父母のいずれか」とし、被害回数に応じて家族被害群、被虐待群のどちらかに分け、可能な限り分析の対象とした。

図1は、家族からの加害行為の種類別にその被害状況を、なし群、家族被害群及び被虐待群の3つに分けて見たものである。不適切な保護態度を除く全ての加害行為で、3群間に男女で有意差が見られ、いずれにおいても、なし群は男子で有意に多く、身体的暴力②及び性的暴力①において、被虐待群は女子で有意に多くなっている。

図1 家族からの加害行為別の被害状況
図1-1 身体的暴力①（軽度）

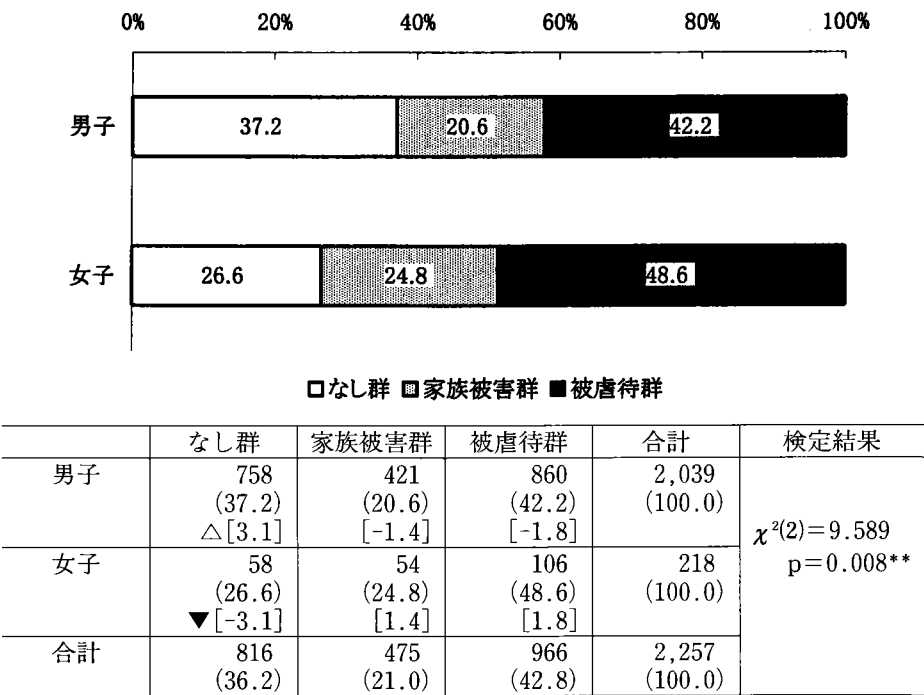


図 1-2 身体的暴力②（重度）

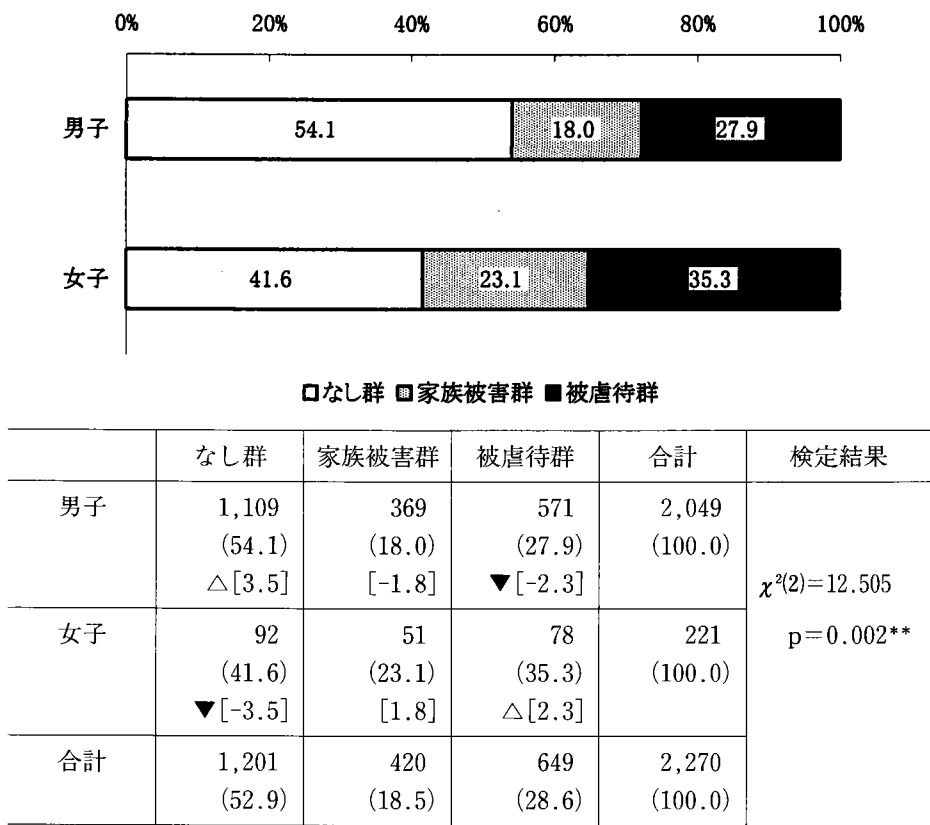


図 1-3 性的暴力①（接触）

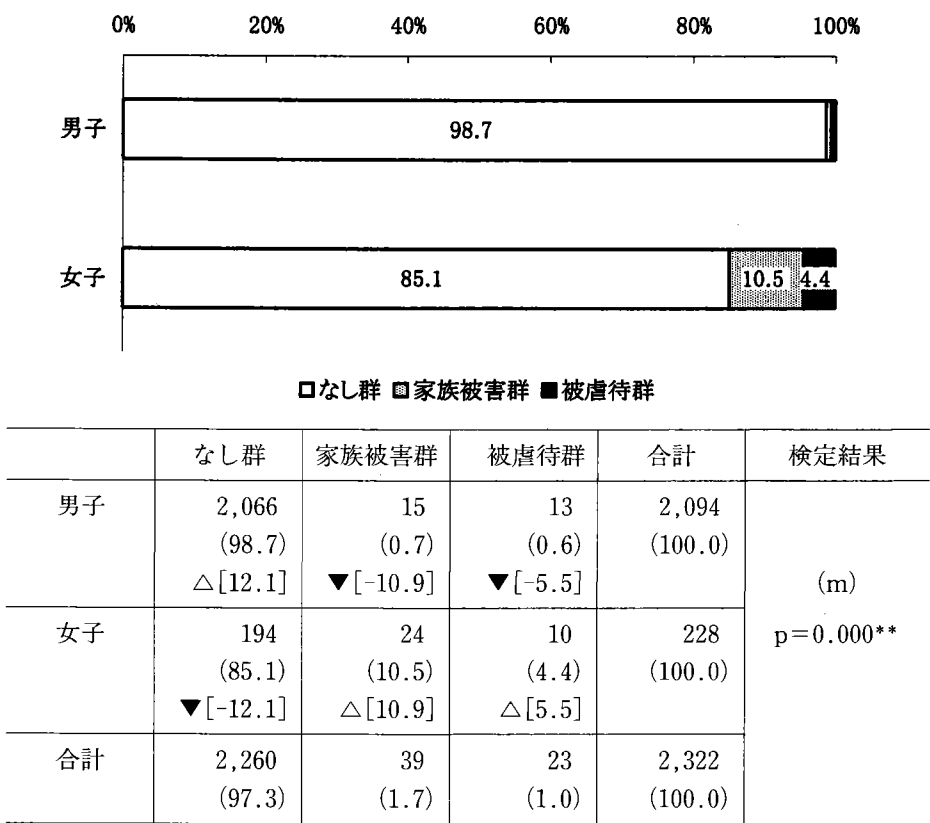
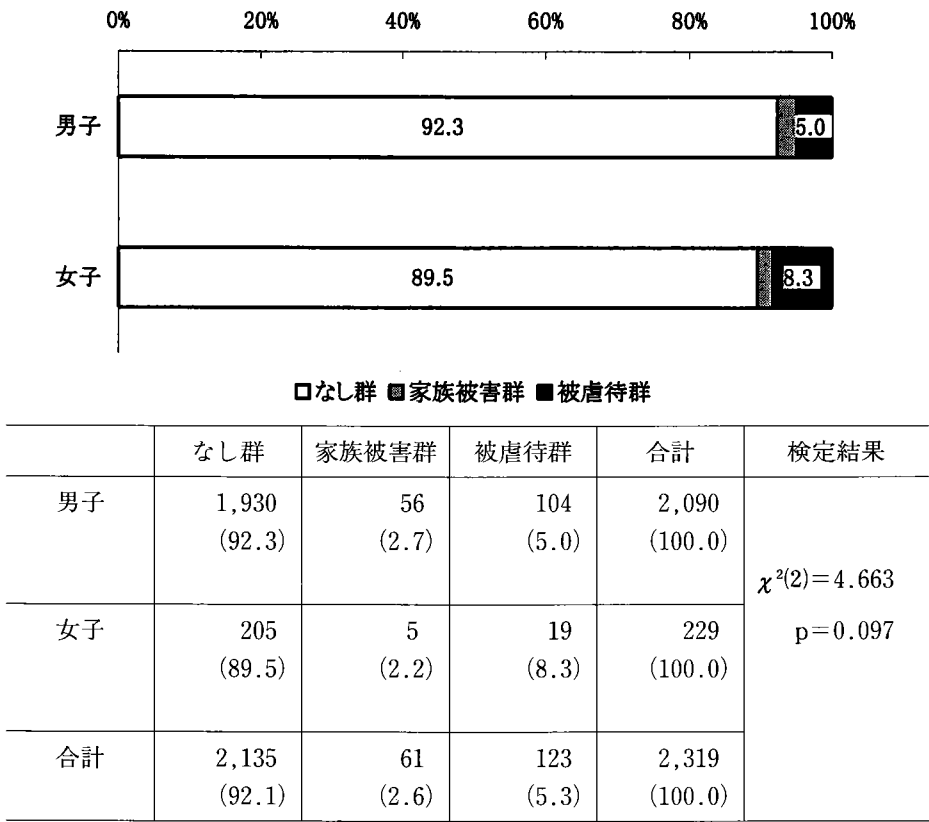


図 1-4 不適切な保護態度



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 「検定結果」欄の(m)は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示す。
4 []内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。
5 ()内は、構成比である。
6 表 2 の注 6 に同じ。

なお、性的暴力②（性交）については、男子の家族被害群、被虐待群が各 3 名、女子の家族被害群が 10 名、被虐待群が 1 名である。

次に、家族からのこれら 5 種類の加害行為をまとめた全体的な被害状況を見るために、対象者を次の 3 つに分けた。それらは、

- ・家族から加害行為を受けた経験の全くない者（「経験なし群」）、
- ・少なくとも 1 つ以上の家族被害経験はあるが被虐待経験は全くない者（「家族被害経験のみ群」）、
- ・少なくとも 1 つ以上の被虐待経験のある者（「被虐待経験あり群」）である。

表 4 は、これら 3 群について男女別に見たものである。被虐待群経験あり群は男子で半数、女子で 60% 近くを占めており、経験なし群は男女とも 20% 台である。

全体的な被害状況について男女で有意差が見られ、残差分析の結果、経験なし群は男子で、被虐待経験あり群は女子でそれぞれ有意に多い。先に見たとおり、不適切な保護態度を除き、家族からの加害行為を受けた経験は女子の方に多いが、この結果から、それは被虐待経験の男女差によるものと考えることができる。

表 4 家族からの加害行為の全体的な被害状況

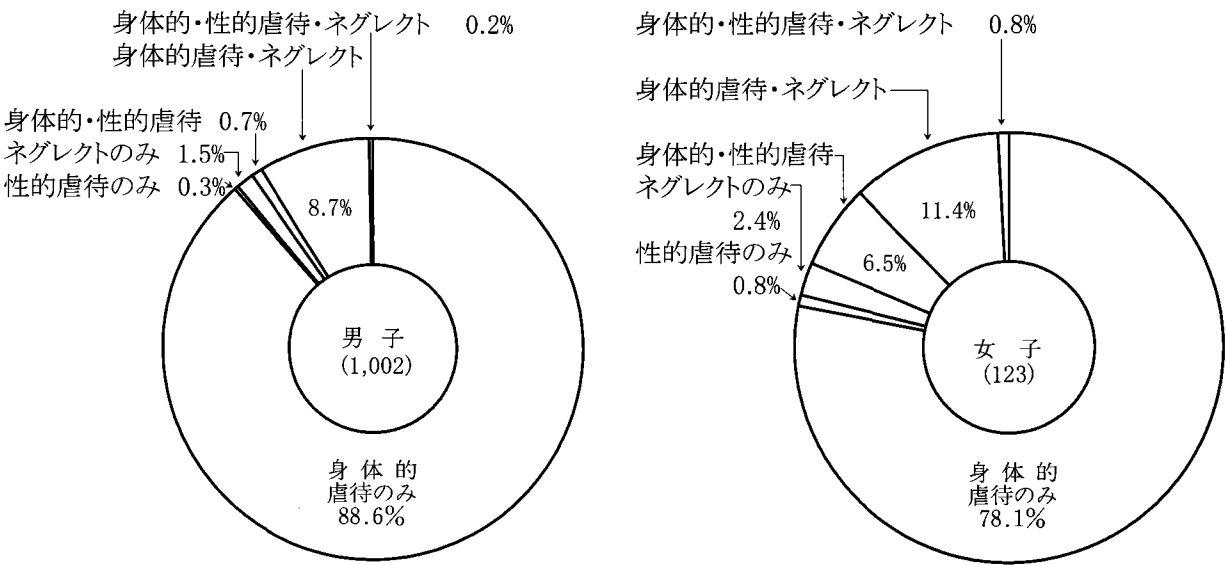
	経験なし群	家族被害経験のみ群	被虐待経験あり群	合 計	検 定 結 果
男 子	568 (27.9) △[2.3]	457 (22.5) [0.0]	1,009 (49.6) ▼[-2.1]	2,034 (100.0)	$\chi^2(2)=6.148$ p=0.046*
女 子	45 (20.5) ▼[2.3]	49 (22.4) [0.0]	125 (57.1) △[2.1]	219 (100.0)	
女 子	613 (27.2)	506 (22.5)	1,134 (50.3)	2,253 (100.0)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 「検定結果」欄の「*」は、有意水準5%以下で有意差が見られることを示す。
4 () 内は、構成比である。
5 図1の注4に同じ。

図2は、被虐待経験あり群について、受けた虐待の類型別構成比を見たものである。男女とも、「身体的虐待（身体的虐待①、②の少なくともどちらか1つについての経験）のみ」の比率が約80ないし90%を占めているが、「身体的虐待・ネグレクト」を経験した者も10%前後いるほか、女子では、「身体的・性的虐待（性的虐待①、②の少なくともどちらか1つについての経験）」が、約7%（8人）いるなど、複数の虐待を受けた者が、男子で9.6%、女子で18.7%いる。虐待類型については男女で有意差が見られ、残差分析の結果、「身体的虐待のみ」は男子で、「身体的・性的虐待」は女子で、それぞれ有意に多くなっている。

なお、「性的虐待・ネグレクト」については、経験者がいなかった。

図 2 被虐待経験の類型別構成比



	身体的虐待 のみ	性的虐待 のみ	ネグレクト のみ	身体的虐待 ・ 性的虐待	身体的虐待 ・ ネグレクト	身体的・性 的虐待・ ネグレクト	合計	検定結果
男子	888 (88.6) △[3.3]	3 (0.3) [-0.9]	15 (1.5) [-0.8]	7 (0.7) ▼[-5.3]	87 (8.7) [-1.0]	2 (0.2) [-1.2]	1,002 (100.0)	(m) p=0.000**
女子	96 (78.0) ▼[-3.3]	1 (0.8) [0.9]	3 (2.4) [0.8]	8 (6.5) △[5.3]	14 (11.4) [1.0]	1 (0.8) [1.2]	123 (100.0)	
合計	984 (87.5)	4 (0.4)	18 (1.6)	15 (1.3)	101 (9.0)	3 (0.3)	1,125 (100.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「身体的虐待」とは、家族による身体的暴力①、②のうち、どちらか一つにでも被虐待経験のある者をいう。

3 「性的虐待」とは、家族による性的暴力①、②のうち、どちらか一つにでも被虐待経験のある者をいう。

4 図1の注3・4に同じ。

5 表2の注6に同じ。

6 () 内は、構成比である。

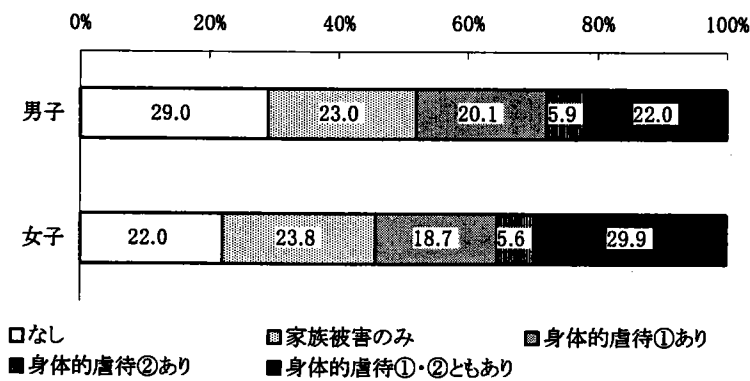
第3 家族からの身体的暴力

以下においては、家族から身体的暴力を受けた経験者である家族被害群と被虐待群の2つについて、まず、被害を受けた時期、加害者数、最もひどい加害者等被害状況を把握し、次いで、家族以外の者からの身体的暴力の被害経験者との対比も含めながら、身体的暴力を受けた時の行動等を比較分析する。

1 全体的な被害状況

図3は、家族からの身体的暴力①（軽度）、②（重度）の被害状況を、男女別に見たものである。男子の約70％、女子の約80％に身体的暴力の被害経験又は被虐待経験があり、身体的虐待①及び②の両方を経験した者は、男子で約20％、女子で約30％いる。

図3 家族からの身体的暴力の被害状況



	なし	家族被害のみ	身体的虐待①あり	身体的虐待②あり	身体的虐待①・②ともあり	合計	検定結果
男子	583 (29.0)	463 (23.0)	404 (20.1)	118 (5.9)	442 (22.0)	2,010 (100.0)	$\chi^2(4)=8.982$ $p=0.062$
女子	47 (22.0)	51 (23.8)	40 (18.7)	12 (5.6)	64 (29.9)	214 (100.0)	
合計	630 (28.3)	514 (23.1)	444 (20.0)	130 (5.8)	506 (22.8)	2,224 (100.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 () 内は、構成比である。

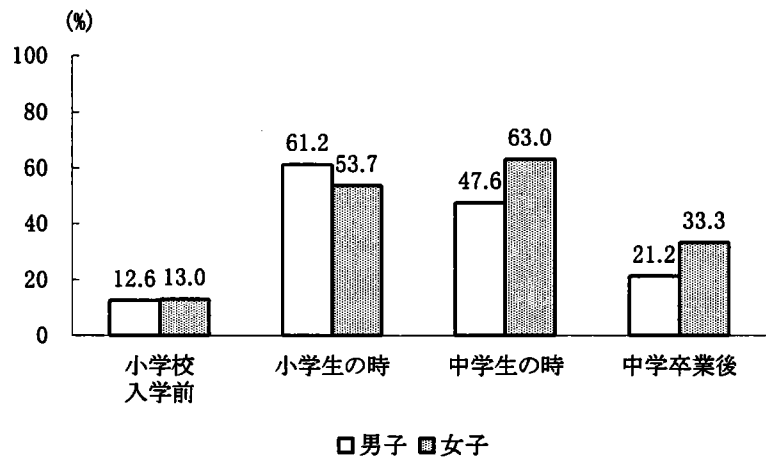
2 身体的暴力を受けた時期及び加害者

(1) 身体的暴力を受けた時期

図4は、身体的暴力①（軽度）、②（重度）の家族被害群に、それを経験した時期を尋ねた結果を男女別に見たものである。最も多くの者が経験した時期は、①では、男子が小学生時、女子が中学生時であるのに対し、②では、男女とも中学生時である。

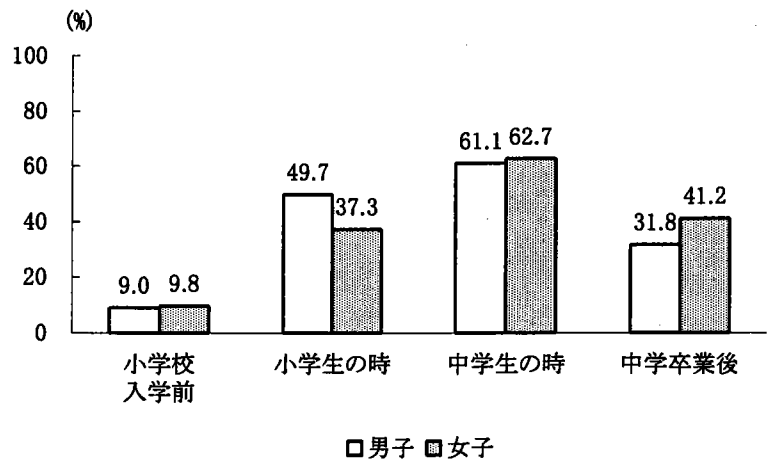
図4 身体的暴力を受けた時期（家族被害群）

図4-1 身体的暴力①（軽度）



	小学校 入学前	小学生の時	中学生の時	中学卒業後	総数
男子	53 (12.6)	257 (61.2)	200 (47.6)	89 (21.2)	420
女子	7 (13.0)	29 (53.7)	34 (63.0)	18 (33.3)	54
合計	60 (12.7)	286 (60.3)	234 (49.4)	107 (22.6)	474
検定結果	$\chi^2(1)=0.005$ $p=0.943$	$\chi^2(1)=1.121$ $p=0.290$	$\chi^2(1)=4.507$ $p=0.034^*$	$\chi^2(1)=4.037$ $p=0.045^*$	

図4-2 身体的暴力②（重度）



	小学校 入学前	小学生の時	中学生の時	中学卒業後	総数
男子	33 (9.0)	183 (49.7)	225 (61.1)	117 (31.8)	368
女子	5 (9.8)	19 (37.3)	32 (62.7)	21 (41.2)	51
合計	38 (9.1)	202 (48.2)	257 (61.3)	138 (32.9)	419
検定結果	(f) p=0.796	$\chi^2(1)=2.791$ p=0.095	$\chi^2(1)=0.049$ p=0.826	$\chi^2(1)=1.785$ p=0.181	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

3 重複選択による。

4 「いつだったか覚えていない」を除く。

5 グラフ及び表は、各時期について集計した結果のうち、該当したものについて表示している。

6 「検定結果」欄の(f)は、フィッシャーの直接確率法によるものであることを示す。

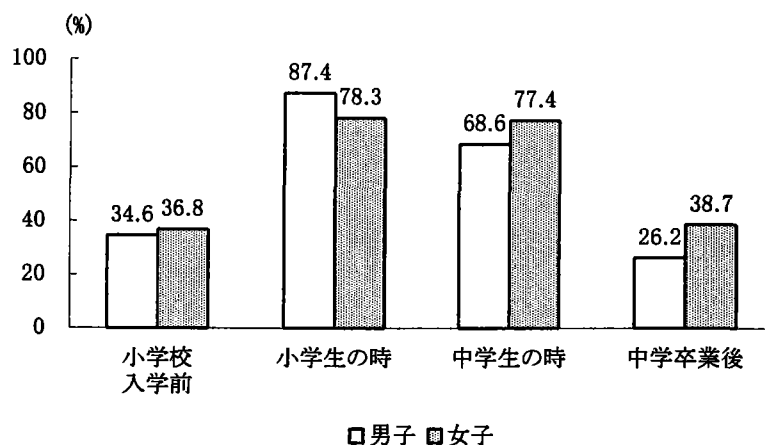
7 ()内は、総数に対する比率である。

8 表4の注3に同じ。

図5は、被虐待群について同様に見たものである。最も多くの者が身体的虐待①を受けた時期は、男女とも小学生時であるが、女子は中学生時の比率も高い。受けた時期のうち小学生時及び中学卒業後において男女で有意差が見られ、小学生時で男子が、中学卒業後で女子が、それぞれ有意に多くなっている。②については、男女とも中学生時、次いで小学生時に多くの者が経験しているが、両時期の比率はほぼ同じである。

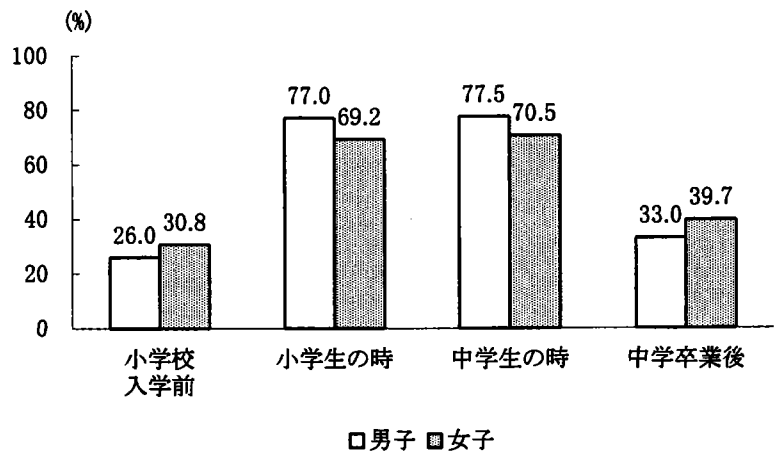
図5 身体的暴力を受けた時期（被虐待群）

図5-1 身体的虐待①（軽度）



	小学校 入学前	小学生の時	中学生の時	中学卒業後	総数
男子	297 (34.6)	751 (87.4)	589 (68.6)	225 (26.2)	859
女子	39 (36.8)	83 (78.3)	82 (77.4)	41 (38.7)	106
合計	336 (34.8)	834 (86.4)	671 (69.5)	266 (27.6)	965
検定結果	$\chi^2(1)=0.204$ p=0.651	$\chi^2(1)=6.697$ p=0.010*	$\chi^2(1)=3.442$ p=0.064	$\chi^2(1)=7.367$ p=0.007**	

図 5-2 身体的虐待②（重度）



	小学校入学前	小学生の時	中学生の時	中学卒業後	総数
男子	148 (26.0)	439 (77.0)	442 (77.5)	188 (33.0)	570
女子	24 (30.8)	54 (69.2)	55 (70.5)	31 (39.7)	78
合計	172 (26.5)	493 (76.1)	497 (76.7)	219 (33.8)	648
検定結果	$\chi^2(1)=0.812$ p=0.367	$\chi^2(1)=2.286$ p=0.131	$\chi^2(1)=1.898$ p=0.168	$\chi^2(1)=1.402$ p=0.236	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 重複選択による。
4 「いつだったか覚えていない」を除く。
5 「検定結果」欄の「**」は有意水準1%以下で、「*」は有意水準5%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
6 図4の注5・7に同じ。

ここで、少年が虐待を受けた期間を見るために、問1において「いつだったか覚えていない」としたもの除き、次により、「小学生までの虐待」、「中学生からの虐待」及び「早発・長期間の虐待」の3つの被虐待期間を設定した。

- ・虐待を受けた時期（問1,重複選択）について、「小学校入学前」、「小学生の時」のどちらか一つ又は両方を選択した者（「小学校までの虐待」）
- ・同じく、「中学生の時」、「中学卒業後」のどちらか一つ又は両方を選択した者（「中学校からの虐待」）
- ・虐待を受けた時期のうち、最も早い時期が「小学校入学以前」又は「小学校の時」で、最も遅い時期が「中学校の時」又は「中学卒業後」である者（「早発・長期間の虐待」）

図6は、身体的虐待①（軽度）、②（重度）の被虐待期間を男女別に見たものである。身体的虐待①、②とも、男女どちらも早発・長期間の虐待が最も多くなっている。①では被虐待期間に男女で有意差が見られ、残差分析の結果、小学生までの虐待で男子が有意に多くなっている。

図 6 身体的虐待を受けた期間

図 6-1 身体的虐待①（軽度）

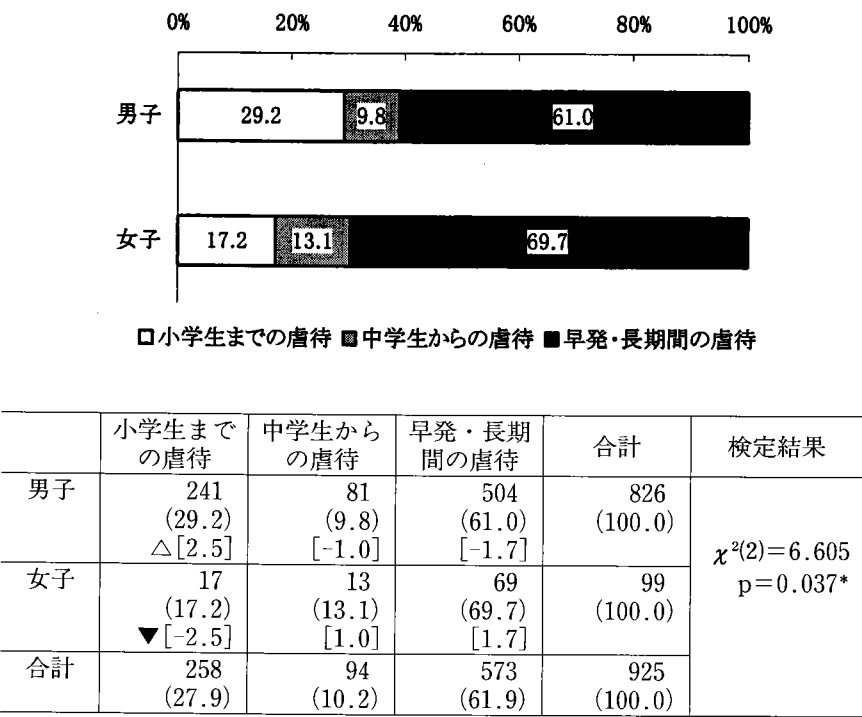
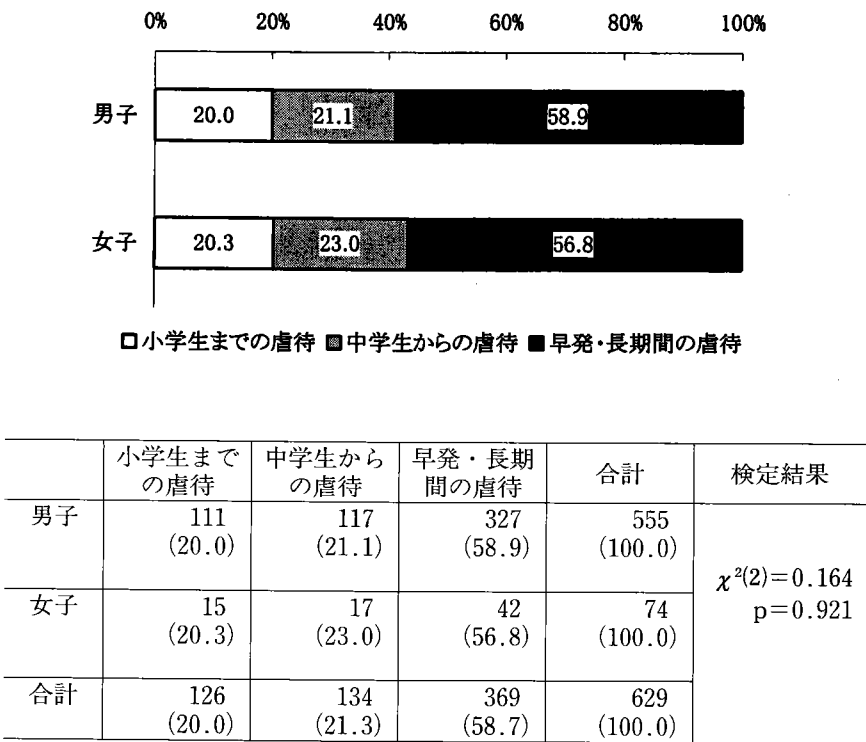


図 6-2 身体的虐待②（重度）



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 () 内は、構成比である。
4 表 4 の注 3 に同じ。
5 図 1 の注 4 に同じ。

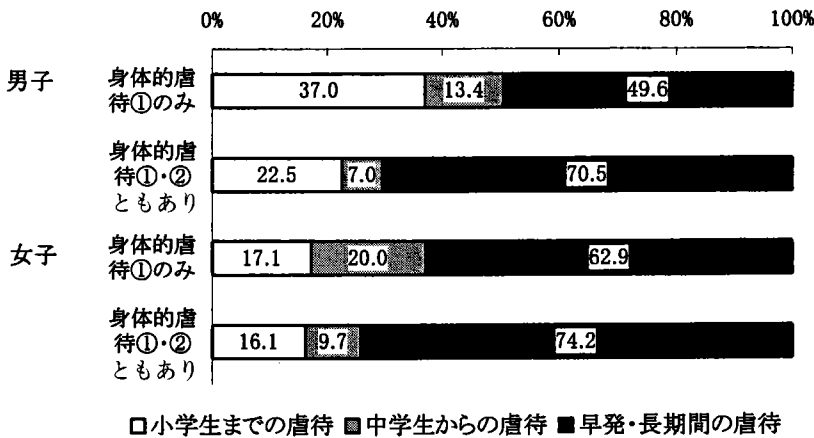
図7は、身体的虐待①（軽度）、②（重度）について、どちらか一つの虐待を受けた者と、両方の虐待を受けた者に分けて、被虐待期間を男女別に見たものである。図7-1を見ると、男女とも、受けた虐待が一つ又は二つであるにかかわらず、早発・長期間の虐待の比率が最も高くなっている。また、男子において有意差が見られ、残差分析の結果、小学生までの虐待及び中学生からの虐待で身体的虐待①のみが、早発・長期間の虐待で身体的虐待①・②がそれぞれ有意に多い。

図7-2を見ると、同様に男女とも早発・長期間が最も高いが、身体的虐待①に比べてその比率は低く、逆に、中学生からの虐待の比率は高くなっている。また、男子においては有意差が見られ、残差分析の結果、小学生までの虐待及び中学生からの虐待で身体的虐待②のみが、早発・長期間の虐待で身体的虐待①・②がそれぞれ有意に多い。

このことから、身体的虐待①、②について、男女とも、単一の虐待を受けても、両方の虐待を受けても、被虐待期間は小学生以前又は小学生時から始まり、中学生時又は中学卒業以後までの長期間にわたるものが多いが、男子においては、単一の虐待に比べ、両方の虐待を受けた者の方に早発・長期間の虐待経験者が多いことがうかがえる。

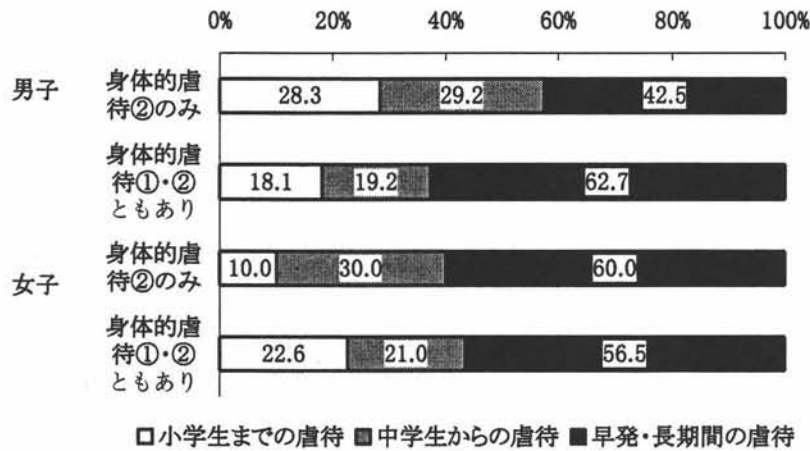
図7 身体的虐待を受けた期間（受けた虐待の種類別）

図7-1 身体的虐待①（軽度）



		小学生までの虐待	中学生からの虐待	早発・長期間の虐待	合計	検定結果
男子	身体的虐待①のみ	141 (37.0) △[4.5]	51 (13.4) △[3.0]	189 (49.6) ▼[-6.1]	381 (100.0)	$\chi^2(2)=37.468$ p=0.000**
	身体的虐待①・②ともあり	97 (22.5) ▼[-4.5]	30 (7.0) ▼[-3.0]	304 (70.5) △[6.1]	431 (100.0)	
	合計	238 (29.3)	81 (10.0)	493 (60.7)	812 (100.0)	
女子	身体的虐待①のみ	6 (17.1)	7 (20.0)	22 (62.9)	35 (100.0)	$\chi^2(2)=2.203$ p=0.332
	身体的虐待①・②ともあり	10 (16.1)	6 (9.7)	46 (74.2)	62 (100.0)	
	合計	16 (16.5)	13 (13.4)	68 (70.1)	97 (100.0)	

図 7-2 身体的虐待②（重度）



		小学生までの虐待	中学生からの虐待	早発・長期間の虐待	合計	検定結果
男子	身体的虐待②のみ	32 (28.3) △[2.4]	33 (29.2) △[2.3]	48 (42.5) ▼[-3.9]	113 (100.0)	$\chi^2(2)=15.152$ $p=0.001^{**}$
	身体的虐待①・②ともあり	78 (18.1) ▼[-2.4]	83 (19.2) ▼[-2.3]	271 (62.7) △[3.9]	432 (100.0)	
	合計	110 (20.2)	116 (21.3)	319 (58.5)	545 (100.0)	
女子	身体的虐待②のみ	1 (10.0)	3 (30.0)	6 (60.0)	10 (100.0)	(m) $p=0.741$
	身体的虐待①・②ともあり	14 (22.6)	13 (21.0)	35 (56.5)	62 (100.0)	
	合計	15 (20.8)	16 (22.2)	41 (56.9)	72 (100.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 () 内は、構成比である。
4 図 1 の注 3・4 に同じ。
5 表 2 の注 6 に同じ。

表5は、身体的虐待①（軽度）及び②（重度）ともに受けたとする者について、被虐待期間を見たものである。男女とも、両虐待を受けた期間に有意な関連が見られ、残差分析の結果、虐待①、②を同じ時期に受けた者が、いずれの時期でも有意に多くなっている。

表5 身体的虐待①及び②を受けた期間

		身体的虐待②（重度）				検 定 結 果
	身体的虐待① （軽度）	小学生ま での虐待	中学生か らの虐待	早発・長期 間の虐待	合 計	
男 子	小学生までの 虐待	67 (69.8) △[14.9]	9 (9.4) ▼[-2.7]	20 (20.8) ▼[-9.7]	96 (100.0)	$\chi^2(4)=346.432$ $p=0.000^{**}$
	中学生からの 虐待	0 - ▼[-2.7]	29 (96.7) △[11.3]	1 (3.3) ▼[-7.0]	30 (100.0)	
	早発・長期 間の虐待	11 (3.6) ▼[-12.1]	43 (14.2) ▼[-3.8]	248 (82.1) △[12.8]	302 (100.0)	
	合 計	78 (18.2)	81 (18.9)	269 (62.9)	428 (100.0)	
女 子	小学生までの 虐待	10 (100.0) △[6.6]	0 - [-1.8]	0 - ▼[-4.0]	10 (100.0)	(m) $p=0.000^{**}$
	中学生からの 虐待	0 - [-1.3]	6 (100.0) △[5.0]	0 - ▼[-3.0]	6 (100.0)	
	早発・長期 間の虐待	3 (6.7) ▼[-4.7]	7 (15.6) [-1.8]	35 (77.8) △[5.4]	45 (100.0)	
	合 計	13 (21.3)	13 (21.3)	35 (57.4)	61 (100.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

3 () 内は、構成比である。

4 図1の注5に同じ。

5 表2の注6に同じ。

(2) 身体的暴力の加害者

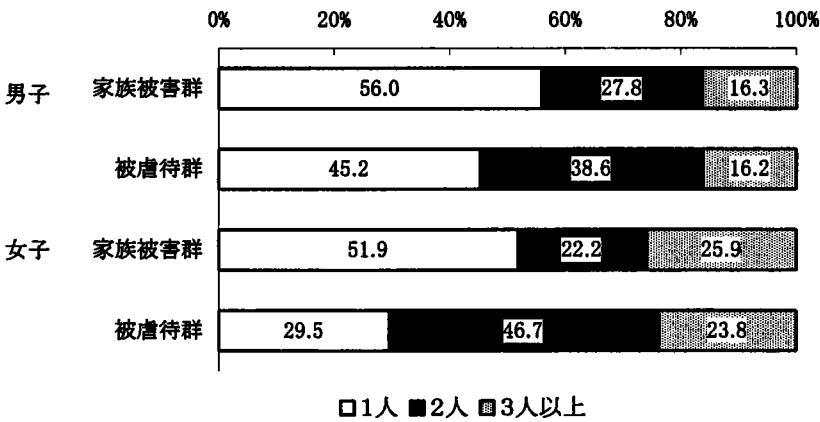
図8は、身体的暴力①（軽度）、②（重度）を受けた経験のある者が、問3のa（重複選択）で選択した加害者の数を、家族被害群、被虐待群について男女別に見たものである。

①の家族被害群を見ると、男女とも加害者が1人の比率が半数近くと最も高い。これに対し被虐待群は、男子で加害者1人が、女子で加害者2人が、それぞれ半数近くと最も高い。また、男女とも、群間で有意差が見られ、残差分析の結果、加害者1人とする者が家族被害群で、加害者2人とする者が被虐待群でそれぞれ有意に多い。

②を見ると、家族被害群及び被虐待群において、男女とも、加害者1人とする比率が最も高い。また、男子では群間で有意差が見られ、残差分析の結果、加害者1人とする者が家族被害群で、加害者2人とする者が被虐待群でそれぞれ有意に多い。

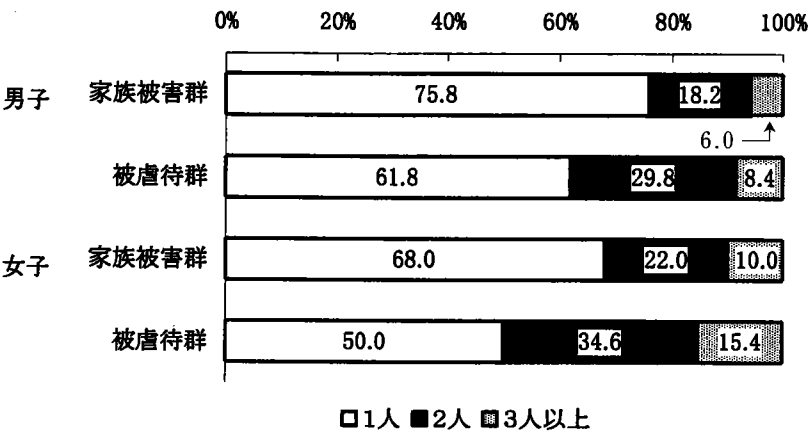
加害者が二人とする者について、その組み合わせを見ると、家族被害群の男子では、「実父ときょうだい」が身体的暴力①で40％、②で50％とそれぞれ最も高い比率をしめている。女子は、実数が少ないが、参考までに数値を挙げると、身体的暴力①（総数12名）では、「実父と実母」及び「実母ときょうだい」がそれぞれ4名であり、②（総数11名）では、「実父ときょうだい」が6名と最も多い。被虐待群では、「実父と実母」の比率が、①の男子で約60％、①の女子及び②の男女で40％前後と最も高く、無回答を除き、そのうちの70ないし80％の者が、最もひどい加害者として実父を挙げている。

図 8 身体的暴力の加害者数
図 8-1 身体的暴力①（軽度）



		1 人	2 人	3 人以上	合計	検定結果
男子	家族被害群	234 (56.0) △[3.6]	116 (27.8) ▼[-3.8]	68 (16.3) [0.0]	418 (100.0)	$\chi^2(2)=16.120$ $p=0.000^{**}$
	被虐待群	389 (45.2) ▼[-3.6]	332 (38.6) △[3.8]	139 (16.2) [0.0]	860 (100.0)	
	合計	623 (48.7)	448 (35.1)	207 (16.2)	1,278 (100.0)	
女子	家族被害群	28 (51.9) △[2.8]	12 (22.2) ▼[-3.0]	14 (25.9) [0.3]	54 (100.0)	$\chi^2(2)=10.410$ $p=0.005^{**}$
	被虐待群	31 (29.5) ▼[-2.8]	49 (46.7) △[3.0]	25 (23.8) [-0.3]	105 (100.0)	
	合計	59 (37.1)	61 (38.4)	39 (24.5)	159 (100.0)	

図 8-2 身体的暴力②（重度）



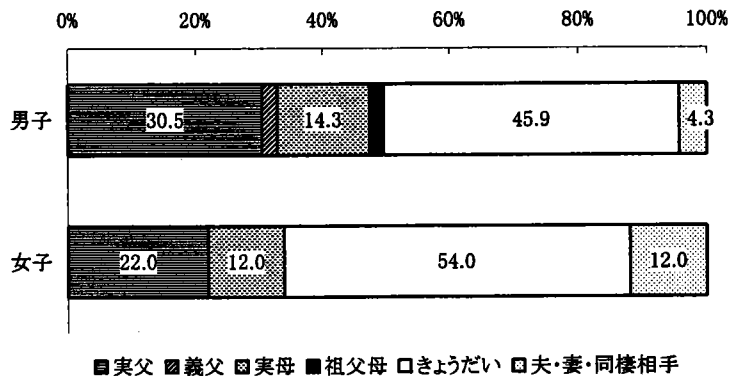
		1 人	2 人	3 人以上	合計	検定結果
男子	家族被害群	279 (75.8) △[4.5]	67 (18.2) ▼[-4.0]	22 (6.0) [-1.4]	368 (100.0)	$\chi^2(2)=20.141$ p=0.000**
	被虐待群	353 (61.8) ▼[-4.5]	170 (29.8) △[4.0]	48 (8.4) [1.4]	571 (100.0)	
	合計	632 (67.3)	237 (25.2)	70 (7.5)	939 (100.0)	
女子	家族被害群	34 (68.0)	11 (22.0)	5 (10.0)	50 (100.0)	$\chi^2(2)=4.029$ p=0.133
	被虐待群	39 (50.0)	27 (34.6)	12 (15.4)	78 (100.0)	
	合計	73 (57.0)	38 (29.7)	17 (13.3)	128 (100.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 () 内は、構成比である。
4 表2の注6に同じ。
5 図1の注4に同じ。

図 9 は、身体的暴力①（軽度）、②（重度）の家族被害群について、その最もひどい加害者を男女別に
見たものである。①を見ると、男女とも、きょうだいの比率が最も高く、次いで実父である。②も同様
にきょうだいの比率が最も高いが、①と比べると、比率が男女で逆転している。また、最もひどい加害
者について男女で有意差が見られ、残差分析の結果、実父で男子が、義父及び配偶者等で女子がそれぞ
れ有意に多くなっている。

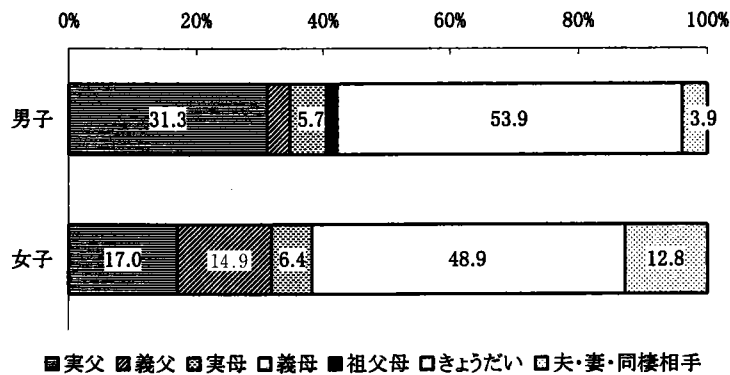
図 9 身体的暴力の最もひどい加害者（家族被害群）

図 9－1 身体的暴力①（軽度）



	実父	義父	実母	義母	祖父母	きょうだい	夫・妻・同棲相手	合計	検定結果
男子	113 (30.5)	9 (2.4)	53 (14.3)	0 -	9 (2.4)	170 (45.9)	16 (4.3)	370 (100.0)	(m) p=0.098
女子	11 (22.0)	0 -	6 (12.0)	0 -	0 -	27 (54.0)	6 (12.0)	50 (100.0)	
合計	124 (29.5)	9 (2.1)	59 (14.0)	0 -	9 (2.1)	197 (46.9)	22 (5.2)	420 (100.0)	

図 9－2 身体的暴力②（重度）



	実父	義父	実母	義母	祖父母	きょうだい	夫・妻・同棲相手	合計	検定結果
男子	105 (31.3) △[2.0]	12 (3.6) ▼[-3.3]	19 (5.7) [-0.2]	1 (0.3) [0.4]	5 (1.5) [0.8]	181 (53.9) [0.6]	13 (3.9) ▼[-2.6]	336 (100.0)	(m) p=0.005**
女子	8 (17.0) ▼[-2.0]	7 (14.9) △[3.3]	3 (6.4) [0.2]	0 - [-0.4]	0 - [-0.8]	23 (48.9) [-0.6]	6 (12.8) △[2.6]	47 (100.0)	
合計	113 (29.5)	19 (5.0)	22 (5.7)	1 (0.3)	5 (1.3)	204 (53.3)	19 (5.0)	383 (100.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 () 内は、構成比である。
4 「祖父母」は、「祖父」と「祖母」を合わせたものである。
5 図1の注3・4に同じ。
6 表2の注6に同じ。

図10は、被虐待群について同様に見たものである。身体的虐待①、②とも、最もひどい加害者として、男子は実父、女子は実父又は実母の比率が最も高い。最もひどい加害者について、①、②とも男女で有意差が見られ、どちらも、実父で男子が、実母で女子が有意に多い。

図10 身体的暴力の最もひどい加害者（被虐待群）

図10-1 身体的虐待①（軽度）

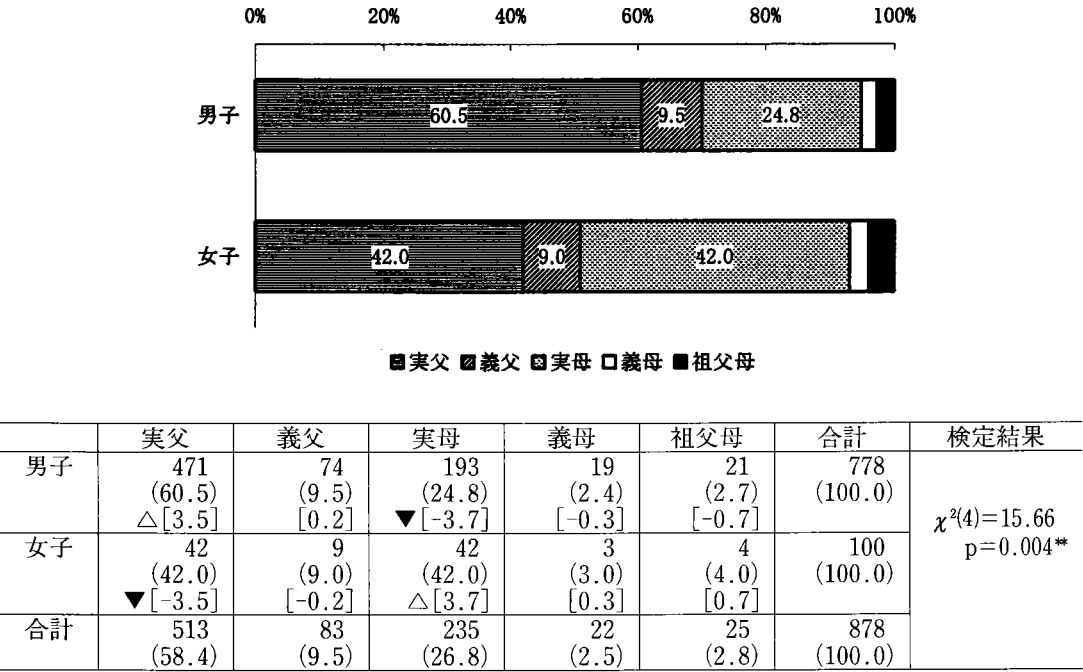
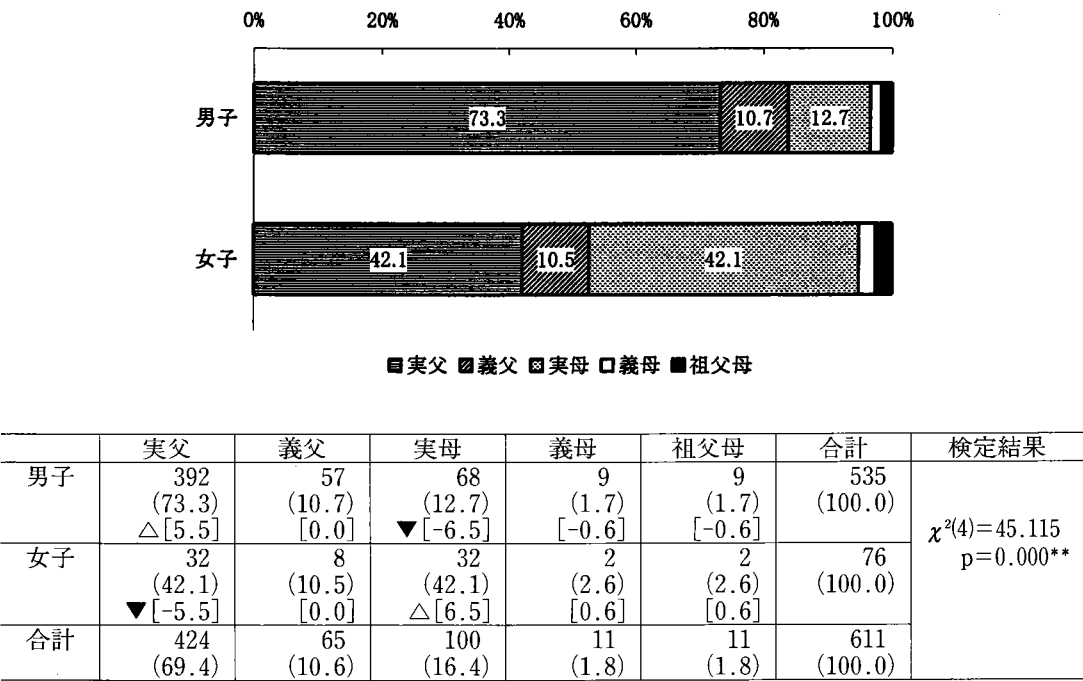


図10-2 身体的虐待②（重度）



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 「祖父母」は、「祖父」と「祖母」を合わせたものである。
4 () 内は、構成比である。
5 図1の注4に同じ。
6 表2の注6に同じ。

表6は、身体的暴力①（軽度）、②（重度）の被虐待群について、虐待の最もひどい加害者と被虐待期間を男女別に見たものである。①について、男子では、最もひどい加害者が実父、義父の場合、早発・長期間の虐待が半数以上を占めるが、実母、義母の場合は、小学生までの虐待と早発・長期間の虐待がそれぞれ40%台である。女子では、加害者が実父であっても実母であっても、早発・長期間の虐待がほとんどである。男女とも、虐待の最もひどい加害者と被虐待期間との間に有意な関連が認められ、残差分析の結果、男子で実母による小学生までの虐待及び実父による早発・長期間の虐待が、女子で義母による小学生までの虐待及び義父による中学生からの虐待が有意に多い。

②について、男子では、加害者が実父、義父、実母の場合、早発・長期間の虐待が半数を超え、女子では、①と同様の傾向が見られる。男子で、虐待の最もひどい加害者と被虐待期間との間に有意な関連が認められ、残差分析の結果、実母、義母による小学生までの虐待及び実父による中学生からの虐待が有意に多い。

表6 身体的虐待の最もひどい加害者と被虐待期間

表6-1 身体的虐待①（軽度）

	最もひどい加害者	被虐待期間				検 定 結 果
		小学生までの虐待	中学生からの虐待	早発・長期間の虐待	合 計	
男子	実 父	102 (22.5) ▼[-5.8]	54 (11.9) [1.9]	298 (65.6) △[4.2]	454.2 (100.0)	$\chi^2(8)=35.359$ $p=0.000^{**}$
	義 父	27 (37.5) [1.4]	6 (8.3) [-0.5]	39 (54.2) [-1.0]	72 (100.0)	
	実 母	81 (44.5) △[4.8]	13 (7.1) [-1.6]	88 (48.4) ▼[-3.5]	182.2 (100.0)	
	義 母	8 (42.1) [1.1]	2 (10.5) [0.1]	9 (47.4) [-1.1]	19 (100.0)	
	祖父母	8 (40.0) [1.0]	1 (5.0) [-0.8]	11 (55.0) [-0.4]	20 (100.0)	
	合計	226 (30.3)	76 (10.2)	445 (59.6)	747 (100.0)	
女子	実 父	5 (12.5) [-1.3]	5 (12.5) [0.5]	30 (75.0) [0.7]	40 (100.0)	(m) $p=0.012^*$
	義 父	1 (14.3) [-0.3]	3 (42.9) △ [2.9]	3 (42.9) [-1.7]	7 (100.0)	
	実 母	8 (20.0) [0.4]	1 (2.5) ▼ [-2.2]	31 (77.5) [1.2]	40 (100.0)	
	義 母	2 (100.0) △ [3.0]	0 - [-0.5]	0 - ▼ [-2.2]	2 (100.0)	
	祖父母	1 (25.0) [0.4]	1 (25.0) [0.9]	2 (50.0) [-0.9]	4 (100.0)	
	合計	17 (18.3)	10 (10.8)	66 (71.0)	93 (100.0)	

表 6-2 身体的虐待②（重度）

	最もひどい加害者	被 虐 待 期 間				検 定 結 果
		小学生までの虐待	中学生からの虐待	早発・長期間の虐待	合 計	
男子	実 父	58 (15.3) ▼[-4.4]	100 (26.4) △[3.6]	221 (58.3) [0.5]	379 (100.0)	(m) p=0.000**
	義 父	15 (27.8) [1.5]	11 (20.4) [-0.4]	28 (51.9) [-0.9]	54 (100.0)	
	実 母	24 (35.3) △[3.4]	5 (7.4) ▼[-3.2]	39 (57.4) [0.0]	68 (100.0)	
	義 母	5 (55.6) △[2.7]	0 - [-1.6]	4 (44.4) [-0.8]	9 (100.0)	
	祖父母	2 (22.2) [0.2]	0 - [-1.6]	7 (77.8) [1.2]	9 (100.0)	
	合計	104 (20.0)	116 (22.4)	299 (57.6)	519 (100.0)	
女子	実 父	5 (16.7)	7 (23.3)	18 (60.0)	30 (100.0)	(m) p=0.055
	義 父	2 (25.0)	4 (50.0)	2 (25.0)	8 (100.0)	
	実 母	6 (20.0)	4 (13.3)	20 (66.7)	30 (100.0)	
	義 母	2 (100.0)	0 -	0 -	2 (100.0)	
	祖父母	0 -	1 (50.0)	1 (50.0)	2 (100.0)	
	合計	15 (20.8)	16 (22.2)	41 (56.9)	72 (100.0)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答を除く。
 3 () 内は、構成比である。
 4 「祖父母」は、「祖父」と「祖母」を合わせたものである。
 5 図1の注3・4に同じ。
 6 図5の注5に同じ。

表7は、身体的虐待①（軽度）及び②（重度）の両方を経験した者について、それぞれの最もひどい加害者を見たものであるが、①、②の最もひどい加害者が同一である者の比率が高い。

表7 身体的虐待①及び②の最もひどい加害者

	身体的虐待① (軽度)	身 体 的 虐 待 ② (重度)						検 定 結 果
		実 父	義 父	実 母	義 母	祖父母	合 計	
男子	実 父	260 (97.7) △[16.2]	2 (0.8) ▼[-9.1]	2 (0.8) ▼[-10.5]	0 - ▼[-4.3]	2 (0.8) [-1.7]	266 (100.0)	(m) p=0.000**
	義 父	2 (4.5) ▼ [-10.6]	39 (88.6) △[17.7]	2 (4.5) [-1.8]	0 - [-1.1]	1 (2.3) [0.4]	44 (100.0)	
	実 母	20 (27.4) ▼[-9.4]	2 (2.7) ▼[-2.4]	50 (68.5) △[15.2]	0 - [-1.4]	1 (1.4) [-0.1]	73 (100.0)	
	義 母	4 (30.8) ▼[-3.4]	0 - [-1.3]	0 - [-1.4]	9 (69.2) △[16.6]	0 - [-0.5]	13 (100.0)	
	祖父母	2 (50.0) [-1.0]	0 - [-0.7]	0 - [-0.8]	0 - [-0.3]	2 (50.0) △[8.0]	4 (100.0)	
	合計	288 (72.0)	43 (10.8)	54 (13.5)	9 (2.3)	6 (1.5)	400 (100.0)	
女子	実 父	26 (96.3) △[7.0]	0 - ▼[-2.3]	1 (3.7) ▼[-5.0]	0 - [-1.3]	0 - [-0.9]	27 (100.0)	(m) p=0.000**
	義 父	0 - [-1.9]	4 (100.0) △[6.2]	0 - [-1.6]	0 - [-0.4]	0 - [-0.3]	4 (100.0)	
	実 母	2 (8.0) ▼[-5.1]	2 (8.0) [-0.4]	21 (84.0) △[6.1]	0 - [-1.2]	0 - [-0.9]	25 (100.0)	
	義 母	0 - [-1.3]	0 - [-0.5]	0 - [-1.1]	2 (100.0) △ [7.7]	0 - [-0.2]	2 (100.0)	
	祖父母	0 - [-1.3]	0 - [-0.5]	1 (50.0) [0.3]	0 - [-0.3]	1 (50.0) △[5.4]	2 (100.0)	
	合計	28 (46.7)	6 (10.0)	23 (38.3)	2 (3.3)	1 (1.7)	60 (100.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

3 () 内は、構成比である。

4 「祖父母」は、「祖父」と「祖母」を合わせたものである。

5 図1の注3・4に同じ。

6 表2の注6に同じ。

3 身体的暴力を受けた経験の表出

(1) 身体的暴力を受けた経験の表出の有無

表8は、「被害について、誰かに言ったことがありますか」（問4）と尋ねた結果を、加害者が家族以外の者の場合（以下、必要に応じて「一般被害群」という。）並びに家族の場合の家族被害群及び被虐待群の3つについて、男女別に示したものである。

表8 身体的暴力の被害経験の表出の有無

		身体的暴力①（軽度）			身体的暴力②（重度）		
		言ったことがある	言ったことはない	合 計	言ったことがある	言ったことはない	合 計
男 子	一般被害群	761 (57.9)	554 (42.1)	1,315 (100.0)	1,206 (69.7)	524 (30.3)	1,730 (100.0)
	家族被害群	167 (40.0)	251 (60.0)	418 (100.0)	197 (54.0)	168 (46.0)	365 (100.0)
	被虐待群	391 (45.8)	463 (54.2)	854 (100.0)	317 (56.2)	247 (43.8)	564 (100.0)
女 子	一般被害群	99 (73.9)	35 (26.1)	134 (100.0)	133 (81.6)	30 (18.4)	163 (100.0)
	家族被害群	33 (61.1)	21 (38.9)	54 (100.0)	41 (82.0)	9 (18.0)	50 (100.0)
	被虐待群	81 (77.1)	24 (22.9)	105 (100.0)	64 (82.1)	14 (17.9)	78 (100.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

3 () 内は、構成比である。

4 「言ったことはない」は、「覚えていない」を含む。

身体的暴力①（軽度）について、男子では一般被害群を除き、「言ったことはない」（「覚えていない」を含む。以下、同じ。）とする者の比率が、「言ったことがある」を10から20ポイント前後上回っている。「言ったことがある」とする比率を比べると、一般被害群が、他の2つに比べ10ポイント以上高くなっている。女子は3群とも、「言ったことがある」が60ないし70%台であるが、その比率を比べると、被虐待群、一般被害群が家族被害群より10ポイント以上高くなっている。

身体的暴力②（重度）については、いずれの群も、「言ったことがある」が男子で50ないし70%を占め、女子で80%を超えている。また、3群の比率を比べると、男子では①と同様に、一般被害群が他の2つに比べ10ポイント以上高くなっているが、女子ではほぼ同じである。

表 9 は、身体的暴力①（軽度）、②（重度）の被虐待群について、経験の表出の有無を男女別に見たものである。どちらも、女子で「言ったことがある」が多い。

表 9 身体的虐待の経験の表出の有無

	身体的虐待①（軽度）				身体的虐待②（重度）			
	言ったことがある	言ったことはない	合 計	検 定 結 果	言ったことがある	言ったことはない	合 計	検 定 結 果
男子	391 2 (45.8)	463 (54.2)	854 (100.0)	$\chi^2(1)=36.787$ $p=0.000^{**}$	317 (56.2)	247 (43.8)	564 (100.0)	$\chi^2(1)=18.972$ $p=0.000^{**}$
女子	81 (77.1)	24 (22.9)	105 (100.0)		64 (82.1)	14 (17.9)	78 (100.0)	
合計	472 (49.2)	487 (50.8)	959 (100.0)		381 (59.3)	261 (40.7)	642 (100.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 () 内は、構成比である。
4 「言ったことはない」は、「覚えていない」を含む。
5 表 2 の注 6 に同じ。

(2) 身体的暴力を受けた経験を表出した者

ア 相手

図11は、少年が身体的暴力①（軽度）、②（重度）を受けたことを話した相手（問 4 の a、重複選択）について尋ねた結果を、3 群について男女別に見たものである。

①を見ると、男子の一般被害群と被虐待群では、最も比率が高いのが、友達・恋人・先輩（以下、「友達等」という。）、次いで母であり、家族被害群はその二つがほぼ同率で最も高くなっている。女子では、3 群とも友達等の比率が最も高く、次いで一般被害群と家族被害群では母、被虐待群ではきょうだいと学校や施設の先生（以下、「先生」という。）である。また、加害者が家族である家族被害群と被虐待群の 2 つについて χ^2 検定を行うと、男子について父 ($\chi^2(1)=44.115$, $p=0.000$), 母 ($\chi^2(1)=25.893$, $p=0.000$), 警察 ($\chi^2(1)=9.064$, $p=0.003$), 先生 ($\chi^2(1)=21.542$, $p=0.000$) で有意差が見られ、残差分析の結果、父、母は家族被害群で、警察、先生は被虐待群でそれぞれ有意に多い。女子については母 ($\chi^2(1)=9.404$, $p=0.002$) で有意差が見られ、同様に家族被害群で有意に多い。

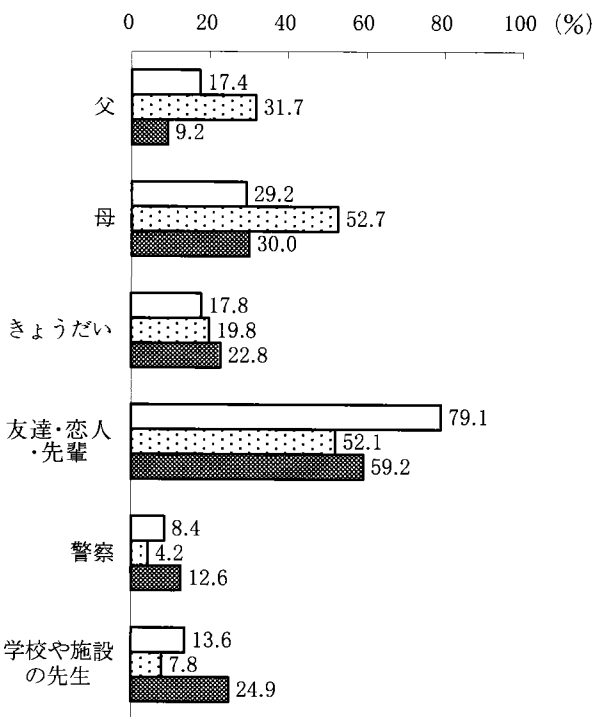
②を見ると、男女ともいずれの群においても、被害・被虐待経験を話した相手としては友達等の比率が最も高く、次いで男子の被虐待群では母と先生、その他の 2 つの群では母である。また、加害者が家族である 2 群について χ^2 検定を行うと、男子について、全ての選択肢で有意差が見られ、父 ($\chi^2(1)=49.422$, $p=0.000$), 母 ($\chi^2(1)=28.880$, $p=0.000$) は家族被害群で、きょうだい ($\chi^2(1)=6.053$, $p=0.014$), 友達等 ($\chi^2(1)=4.703$, $p=0.030$), 警察 ($\chi^2(1)=9.652$, $p=0.002$), 先生 ($\chi^2(1)=19.886$, $p=0.000$) は被虐待群でそれぞれ有意に多い。女子については母 ($\chi^2(1)=10.049$, $p=0.002$) で有意差が見られ、家族被害群で有意に多い。

なお、身体的暴力の被虐待群について、その経験を話した相手の人数の平均値は、身体的虐待①で男子が1.7人、女子が2.1人、②で男子が1.8人、女子が2.0人で、女子のほうが話した相手が多い傾向がうかがえる。

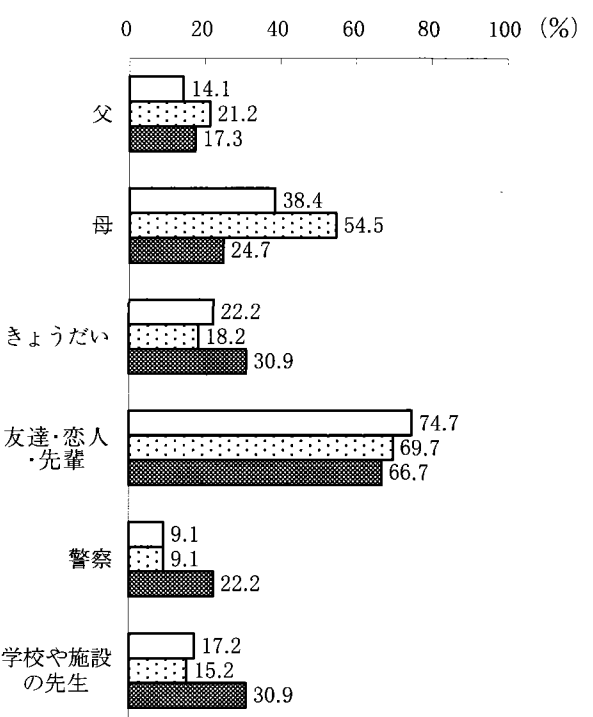
図11 身体的暴力の被害経験を話した相手

図11-1 身体的暴力①（軽度）

男子



女子

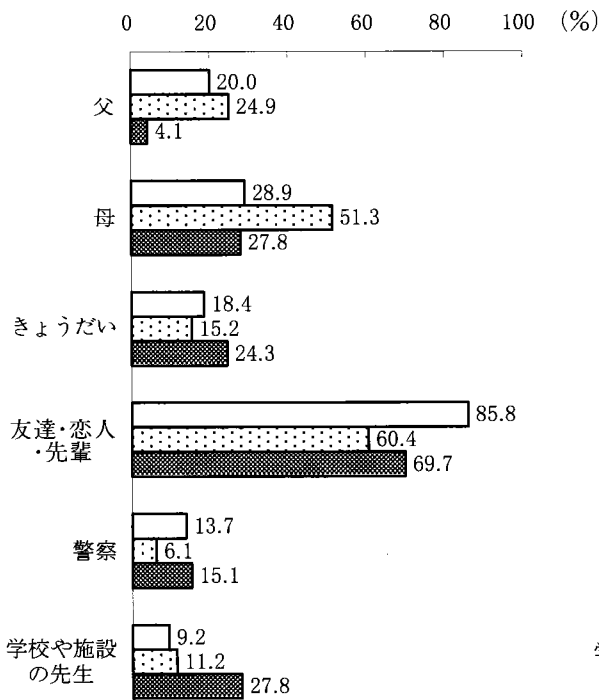


□一般被害群 □家族被害群 ■被虐待群

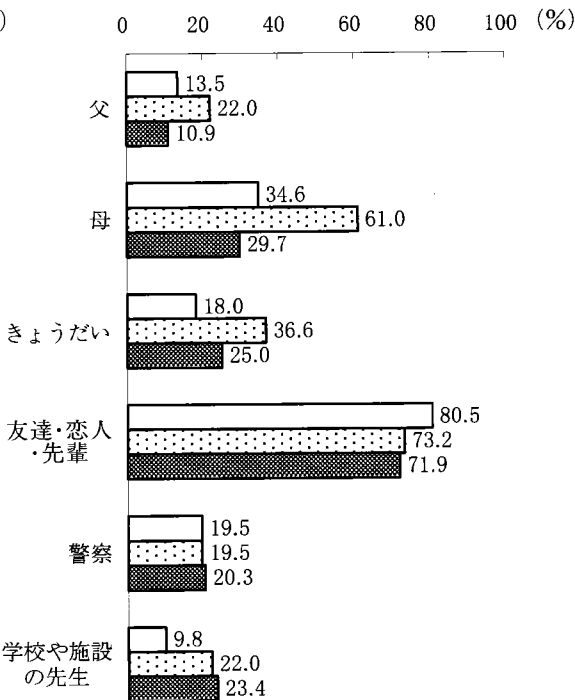
		父	母	きょうだい	友達・恋人・先輩	警察	学校や施設の先生	総数
男子	一般被害群	132 (17.4)	222 (29.2)	135 (17.8)	600 (79.1)	64 (8.4)	103 (13.6)	759
	家族被害群	53 (31.7)	88 (52.7)	33 (19.8)	87 (52.1)	7 (4.2)	13 (7.8)	167
	被虐待群	36 (9.2)	117 (30.0)	89 (22.8)	231 (59.2)	49 (12.6)	97 (24.9)	390
女子	一般被害群	14 (14.1)	38 (38.4)	22 (22.2)	74 (74.7)	9 (9.1)	17 (17.2)	99
	家族被害群	7 (21.2)	18 (54.5)	6 (18.2)	23 (69.7)	3 (9.1)	5 (15.2)	33
	被虐待群	14 (17.3)	20 (24.7)	25 (30.9)	54 (66.7)	18 (22.2)	25 (30.9)	81

図11-2 身体的暴力②（重度）

男子



女子



□一般被害群 □家族被害群 ■被虐待群

		父	母	きょうだい	友達・恋人・先輩	警察	学校や施設の先生	総数
男子	一般被害群	241 (20.0)	348 (28.9)	221 (18.4)	1,033 (85.8)	165 (13.7)	111 (9.2)	1,204
	家族被害群	49 (24.9)	101 (51.3)	30 (15.2)	119 (60.4)	12 (6.1)	22 (11.2)	197
	被虐待群	13 (4.1)	88 (27.8)	77 (24.3)	221 (69.7)	48 (15.1)	88 (27.8)	317
女子	一般被害群	18 (13.5)	46 (34.6)	24 (18.0)	107 (80.5)	26 (19.5)	13 (9.8)	133
	家族被害群	9 (22.0)	25 (61.0)	15 (36.6)	30 (73.2)	8 (19.5)	9 (22.0)	41
	被虐待群	7 (10.9)	19 (29.7)	16 (25.0)	46 (71.9)	13 (20.3)	15 (23.4)	64

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 重複選択による。
4 グラフ及び表は、それぞれを選択した者のみを挙げている。
5 () 内は、総数に対する比率である。

表10は、身体的暴力①（軽度）、②（重度）の被虐待群について、その最もひどい加害者と被虐待経験を話した相手を男女別に見たものである。①では男子について、被虐待経験を話した相手が父、母、友達等である場合に有意差が見られ、残差分析の結果、父に話すのは加害者が実母の場合が有意に多く、母に話すのは加害者が義父の場合が多い。友達等に話すのは、実父の場合が有意に多く、義父、実母の場合が有意に少ない。

表10 身体的暴力の被虐待経験を話した相手（最もひどい加害者別）

表10-1 身体的虐待①（軽度）

	最もひどい 加害者	被虐待経験を話した相手						総数
		父	母	きょうだい	友達・恋人 ・先輩	警察	学校や施設 の先生	
男子	実父	13 (5.4) ▼[-3.6]	82 (34.3) [1.7]	57 (23.8)	159 (66.5) △[4.6]	29 (12.1)	53 (22.2)	239
	義父	2 (4.7) [-1.2]	23 (53.5) △[3.3]	9 (20.9)	17 (39.5) ▼[-2.6]	8 (18.6)	13 (30.2)	43
	実母	16 (23.2) △[4.3]	6 (8.7) ▼[-4.5]	12 (17.4)	29 (42.0) ▼[-3.0]	9 (13.0)	19 (27.5)	69
	義母	2 (20.0) [1.1]	0 - ▼[-2.2]	1 (10.0)	4 (40.0) [-1.2]	2 (20.0)	5 (50.0)	10
	祖父母	2 (28.6) [1.7]	4 (57.1) [1.5]	3 (42.9)	4 (57.1) [0.0]	0 -	0 -	7
	合計	35 (9.5)	115 (31.3)	82 (22.3)	213 (57.9)	48 (13.0)	90 (24.5)	368
	検定 結果	(m) p=0.001**	(m) p=0.000**	(m) p=0.416	(m) p=0.000**	(m) p=0.605	(m) p=0.105	
女子	実父	3 (9.1)	10 (30.3)	10 (30.3)	21 (63.6)	7 (21.2)	10 (30.3)	33
	義父	1 (16.7)	3 (50.0)	2 (33.3)	3 (50.0)	2 (33.3)	2 (33.3)	6
	実母	8 (25.0)	7 (21.9)	10 (31.3)	23 (71.9)	9 (28.1)	9 (28.1)	32
	義母	1 (33.3)	0 -	1 (33.3)	2 (66.7)	0 -	1 (33.3)	3
	祖父母	1 (33.3)	0 -	1 (33.3)	2 (66.7)	0 -	1 (33.3)	3
	合計	14 (18.2)	20 (26.0)	24 (31.2)	51 (66.2)	18 (23.4)	23 (29.9)	77
	検定 結果	(m) p=0.391	(m) p=0.349	(m) p=1.000	(m) p=0.914	(m) p=0.630	(m) p=1.000	

②では男子について、被虐待経験を話した相手が母、友達等である場合に有意差が見られ、残差分析の結果、母に話すのは加害者が義父の場合が有意に多い。また、友達等に話すのは、実父の場合が有意に多く、義父の場合が有意に少ない。

表10-2 身体的虐待②（重度）

	最もひどい 加害者	被虐待経験を話した相手						総数
		父	母	きょうだい	友達・恋人 ・先輩	警察	学校や施設 の先生	
男子	実父	8 (3.6)	70 (31.4) [1.8]	57 (25.6)	171 (76.7) △[3.9]	31 (13.9)	54 (24.2)	223
	義父	1 (2.9)	15 (42.9) △[2.0]	8 (22.9)	16 (45.7) ▼[-3.4]	8 (22.9)	12 (34.3)	35
	実母	4 (13.8)	0 - ▼[-3.6]	2 (6.9)	17 (58.6) [-1.5]	7 (24.1)	11 (37.9)	29
	義母	0 -	0 - [-1.8]	3 (37.5)	4 (50.0) [-1.3]	0 -	2 (25.0)	8
	祖父母	0 -	1 (20.0) [-0.4]	3 (60.0)	4 (80.0) [0.5]	0 -	2 (40.0)	5
	合計	13 (4.3)	86 (28.7)	73 (24.3)	212 (70.7)	46 (15.3)	81 (27.0)	300
	検定 結果	(m) p=0.116	(m) p=0.001**	(m) p=0.053	(m) p=0.001**	(m) p=0.179	(m) p=0.413	
女子	実父	0 - ▼[-2.4]	10 (37.0) [1.0]	7 (25.9)	20 (74.1)	6 (23.1)	5 (19.2) [-0.5]	26
	義父	1 (14.3) [0.3]	4 (57.1) [1.6]	3 (42.9)	5 (71.4)	2 (28.6)	2 (28.6) [-0.4]	7
	実母	5 (19.2) [1.7]	4 (15.4) ▼[-2.1]	6 (23.1)	18 (69.2)	5 (19.2)	4 (15.4) [-1.2]	26
	義母	0 - [-0.5]	0 - [-0.9]	0 -	1 (50.0)	0 -	2 (100.0) △[2.7]	2
	祖父母	1 (100.0) △[2.9]	1 (100.0) [1.5]	0 -	1 (100.0)	0 -	1 (100.0) [1.9]	1
	合計	7 (11.1)	19 (30.2)	16 (25.4)	45 (71.4)	13 (21.0)	14 (22.6)	62
	検定 結果	(m) p=0.022*	(m) p=0.049*	(m) p=0.725	(m) p=0.977	(m) p=0.957	(m) p=0.021*	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 「被虐待経験を話した相手」については、重複選択による。
4 「祖父母」は、「祖父」と「祖母」を合わせたものである。
5 表は、「被害経験を話した相手」として該当したもののみを挙げている。
6 () 内は、総数に対する比率である。
7 図1の注3・4に同じ。
8 図5の注5に同じ。

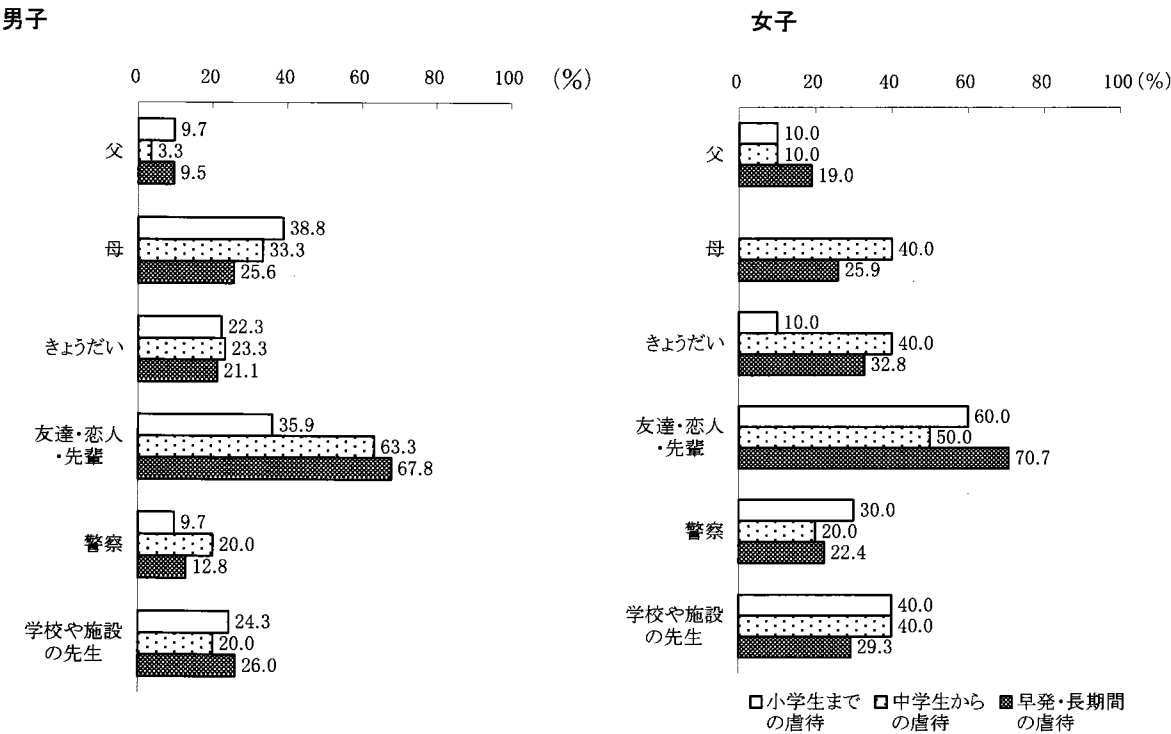
なお、①、②いずれの場合も、最もひどい加害者が実父あるいは義父であって、被虐待経験を話した相手が父とする者がいる。本調査では、被害・被虐待経験を話した相手の選択肢について、実の親か否かを分けないで単に父としたため、これらの回答には、例えば、「義父から受けた被虐待経験を実父に話した」などの場合が含まれると思われるが、詳細は把握できない。実母からの虐待を母に話した者についても同様である。

図12は、身体的暴力①（軽度）、②（重度）の被虐待群について、その経験を話した相手を被虐待期間別に見たものである。①を見ると、男子は、小学生までの虐待で母、友達等、中学生からの虐待で友達等、母、早発・長期間の虐待で友達等、先生、母の比率がそれぞれ高い。女子では、いずれの被虐待期間においても、友達等の比率が最も高く、次いで先生（小学生までの虐待）、母、きょうだい及び先生（中学生からの虐待）あるいはきょうだい（早発・長期間の虐待）となっている。また、男子で被虐待経験を話した相手が母、友達等である場合に有意差が見られ、残差分析の結果、母に話すのは小学生までの虐待で、友達等に話すのは早発・長期間の虐待でそれぞれ有意に多い。

②を見ると、男子では、いずれの群でも友達等の比率が最も高く、次いで母（小学生までの虐待、中学生からの虐待）あるいは先生（小学生までの虐待、早発・長期間の虐待）である。女子では、いずれの被虐待期間においても、友達等の比率が最も高く、次いできょうだい及び先生（小学生までの虐待）、母（中学生からの虐待）あるいは警察（早発・長期間の虐待）となっている。また、男子で被虐待経験を話した相手が母、友達等である場合に有意差が見られ、残差分析の結果、どちらも中学生からの虐待で有意に多い。

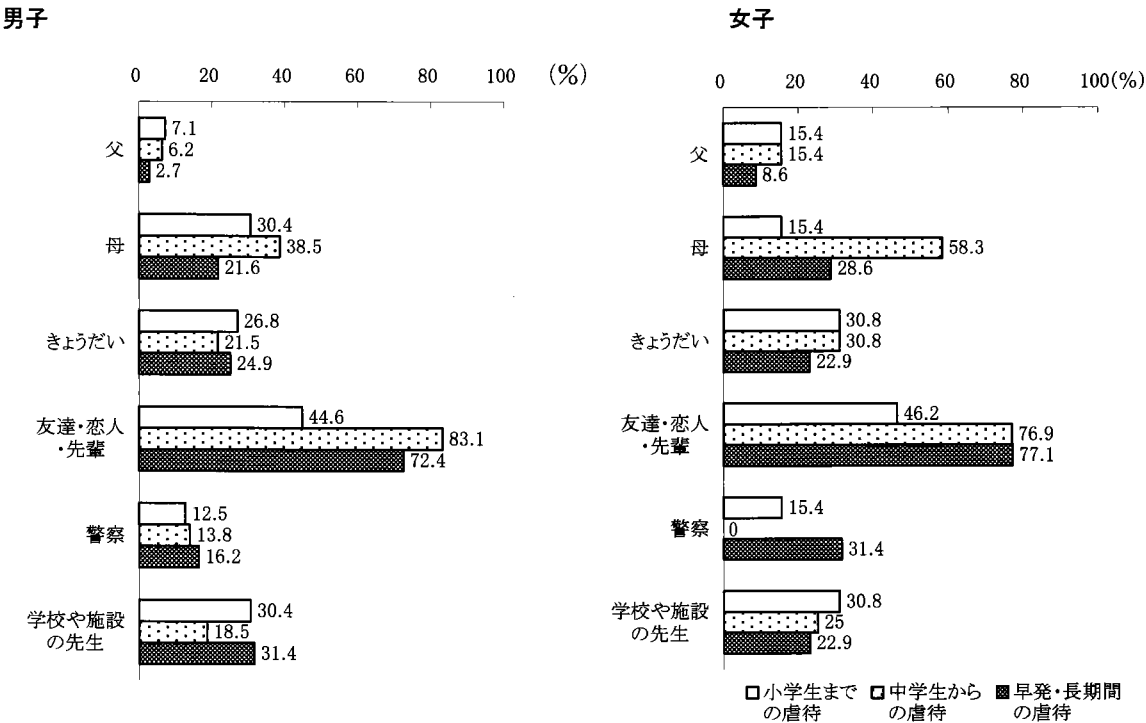
図12 身体的虐待の経験を話した相手（被虐待期間別）

図12-1 身体的虐待①（軽度）



		被虐待経験を話した相手						総数
被虐待期間		父	母	きょうだい	友達・恋人・先輩	警察	学校や施設の先生	
男子	小学生までの虐待	10 (9.7)	40 (38.8) △[2.3]	23 (22.3)	37 (35.9) ▼[-5.5]	10 (9.7)	25 (24.3)	103
	中学生からの虐待	1 (3.3)	10 (33.3) [0.4]	7 (23.3)	19 (63.3) [0.5]	6 (20.0)	6 (20.0)	30
	早発・長期間の虐待	23 (9.5)	62 (25.6) ▼[-2.4]	51 (21.1)	164 (67.8) △[4.8]	31 (12.8)	63 (26.0)	242
	合計	34 (9.1)	112 (29.9)	81 (21.6)	220 (58.7)	47 (12.5)	94 (25.1)	375
	検定結果	$\chi^2(2)=1.304$ $p=0.521$	$\chi^2(2)=6.211$ $p=0.045^*$	$\chi^2(2)=0.125$ $p=0.939$	$\chi^2(2)=30.510$ $p=0.000^{**}$	$\chi^2(2)=2.292$ $p=0.318$	$\chi^2(2)=0.565$ $p=0.754$	
女子	小学生までの虐待	1 (10.0)	0 -	1 (10.0)	6 (60.0)	3 (30.0)	4 (40.0)	10
	中学生からの虐待	1 (10.0)	4 (40.0)	4 (40.0)	5 (50.0)	2 (20.0)	4 (40.0)	10
	早発・長期間の虐待	11 (19.0)	15 (25.9)	19 (32.8)	41 (70.7)	13 (22.4)	17 (29.3)	58
	合計	13 (16.7)	19 (24.4)	24 (30.8)	52 (66.7)	18 (23.1)	25 (32.1)	78
	検定結果	(m) $p=0.686$	(m) $p=0.120$	(m) $p=0.296$	(m) $p=0.449$	(m) $p=0.909$	(m) $p=0.785$	

図12-2 身体的虐待②（重度）



	被虐待期間	被虐待経験を話した相手						総数
		父	母	きょうだい	友達・恋人・先輩	警察	学校や施設の先生	
男子	小学生までの虐待	4 (7.1)	17 (30.4) [0.7]	15 (26.8)	25 (44.6) ▼[-4.5]	7 (12.5)	17 (30.4)	56
	中学生からの虐待	4 (6.2)	25 (38.5) △[2.4]	14 (21.5)	54 (83.1) △[2.7]	9 (13.8)	12 (18.5)	65
	早発・長期間の虐待	5 (2.7)	40 (21.6) ▼[-2.5]	46 (24.9)	134 (72.4) [1.3]	30 (16.2)	58 (31.4)	185
	合計	13 (4.2)	82 (26.8)	75 (24.5)	213 (69.6)	46 (15.0)	87 (28.4)	306
	検定結果	(m) p=0.278	$\chi^2(2)=7.396$ p=0.025*	$\chi^2(2)=0.480$ p=0.787	$\chi^2(2)=22.770$ p=0.000**	$\chi^2(2)=0.556$ p=0.757	$\chi^2(2)=4.052$ p=0.132	
女子	小学生までの虐待	2 (15.4)	2 (15.4)	4 (30.8)	6 (46.2)	2 (15.4)	4 (30.8)	13
	中学生からの虐待	2 (15.4)	7 (58.3)	4 (30.8)	10 (76.9)	0 -	3 (25.0)	13
	早発・長期間の虐待	3 (8.6)	10 (28.6)	8 (22.9)	27 (77.1)	11 (31.4)	8 (22.9)	35
	合計	7 (11.5)	19 (31.1)	16 (26.2)	43 (70.5)	13 (21.3)	15 (24.6)	61
	検定結果	(m) p=0.620	(m) p=0.101	(m) p=0.774	(m) p=0.115	(m) p=0.063	(m) p=0.913	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 「被虐待経験を話した相手」については、重複選択である。
4 () 内は、総数に対する比率である。
5 「検定結果」欄の「**」は有意水準1%以下で、「*」に有意水準5%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
6 グラフ及び表は、「被虐待経験を話した相手」として該当したものを挙げている。
7 図1の注3・4に同じ。

イ 相手の反応

表11は、家族からの身体的暴力を受けた経験を話した者に対し、「あなたの話を信じてくれた人はいましたか」(問4のb)と尋ねた結果を、家族被害群、被虐待群について男女別に見たものである。身体的暴力①(軽度)、②(重度)とも、どちらの群についても、男女とも、信じてくれた人がいたとする者の比率は90%前後である。一般被害群の場合は、男女とも約70%程度である。しかし、この問いについては、家族被害群及び被虐待群の無回答の比率がかなり高く、①で約21%、②で約30%を占めているので、一般被害群(①で約17%、②で約24%)と単純な比較はできないものと思われる。

家族被害群と被虐待群を比べると、②の男子において有意差が見られ、残差分析の結果、被虐待群で信じてくれた人はいなかったとするものが有意に多い。また、身体的暴力①の男子についても、同様の傾向にあることがうかがわれる。

表11 身体的暴力の被害経験を信じてくれた人の有無

		身体的暴力①（軽度）			身体的暴力②（重度）				
		い	た	いなかった	合	計	い	た	いなかった
男子	家族被害群	126	8	134	128	6	134		
		(94.0)	(6.0)	(100.0)	(95.5)	(4.5)	(100.0)		
	被虐待群	269	37	306	203	25	228		
		(87.9)	(12.1)	(100.0)	(89.0)	(11.0)	(100.0)		
	合 計	395	45	440	331	31	362		
		(89.8)	(10.2)	(100.0)	(91.4)	(8.6)	(100.0)		
	検 定 結 果	$\chi^2(1)=3.803$ p=0.051			$\chi^2(1)=4.536$ p=0.033*				
女子	家族被害群	21	2	23	27	2	29		
		(91.3)	(8.7)	(100.0)	(93.1)	(6.9)	(100.0)		
	被虐待群	55	7	62	37	7	44		
		(88.7)	(11.3)	(100.0)	(84.1)	(15.9)	(100.0)		
	合 計	76	9	85	64	9	73		
		(89.4)	(10.6)	(100.0)	(87.7)	(12.3)	(100.0)		
	検 定 結 果	(f) p=1.000			(f) p=0.303				

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 「いなかった」は、「わからない」を含む。
4 ()内は、構成比である。
5 図4の注6に同じ。
6 表4の注3に同じ。

表12は、身体的暴力①（軽度）、②（重度）の被虐待群で、その経験を話した相手が1人である者について、話を信じてくれたかどうかを相手別に見たものである。 χ^2 検定を行うと、男子の①、②の友達等、警察及び先生で、女子の①の警察でそれぞれ有意差が見られる。残差分析の結果、友達等で信じてくれた人が有意に多く、警察及び先生で信じてくれなかった人が有意に多くなっている。

表12 身体的虐待の経験を信じてくれた人の比率(相手別)

	言った相手	身体的虐待①（軽度）			身体的虐待②（重度）		
		信じてくれた人がいた	合計	検定結果	信じてくれた人がいた	合計	検定結果
男子	総数	143 (86.1)	166 (100.0)		101 (85.6)	118 (100.0)	
	父	5 (62.5)	8 (100.0)	(f) p=0.082	2 (66.7)	3 (100.0)	(f) p=0.376
	母	27 (90.0)	30 (100.0)	(f) p=0.770	10 (90.9)	11 (100.0)	(f) p=1.000
	きょうだい	6 (100.0)	6 (100.0)	(f) p=1.000	5 (100.0)	5 (100.0)	(f) p=1.000
	友達・先輩・恋人	75 (93.8) △	80 (100.0)	$\chi^2(1)=7.483$ p=0.006**	68 (94.4) △	72 (100.0)	$\chi^2(1)=11.734$ p=0.001**
	警察	3 (50.0) ▼	6 (100.0)	(f) p=0.035*	2 (33.3) ▼	6 (100.0)	(f) p=0.004**
	学校や施設の先生	14 (63.6) ▼	22 (100.0)	(f) p=0.004**	8 (61.5) ▼	13 (100.0)	(f) p=0.021*
	その他	13 (92.9)	14 (100.0)	(f) p=0.695	6 (75.0)	8 (100.0)	(f) p=0.324
女子	総数	25 (86.2)	29 (100.0)		16 (76.2)	21 (100.0)	
	父	1 (100.0)	1 (100.0)	(f) p=1.000	1 (100.0)	1 (100.0)	(f) p=1.000
	母	2 (100.0)	2 (100.0)	(f) p=1.000	1 (100.0)	1 (100.0)	(f) p=1.000
	きょうだい	4 (100.0)	4 (100.0)	(f) p=0.613	1 (100.0)	1 (100.0)	(f) p=1.000
	友達・先輩・恋人	11 (84.6)	13 (100.0)	(f) p=1.000	10 (76.9)	13 (100.0)	(f) p=1.000
	警察	1 (100.0)	1 (100.0)	(f) p=1.000	0 -	1 (100.0)	(f) p=0.238
	学校や施設の先生	1 (33.3) ▼	3 (100.0)	(f) p=0.042*	1 (50.0)	2 (100.0)	(f) p=0.429
	その他	5 (100.0)	5 (100.0)	(f) p=1.000	2 (100.0)	2 (100.0)	(f) p=1.000

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 表は、それぞれの相手ごとに話したかどうかを集計した結果のうち、「信じてくれた人がいた」とするもののみ挙げている。
4 () 内は、合計に対する比率である。
5 図1の注4に同じ。
6 図4の注6に同じ。
7 図5の注5に同じ。

(3) 身体的暴力を受けた経験を表出しなかった者

ア 表出しなかった理由

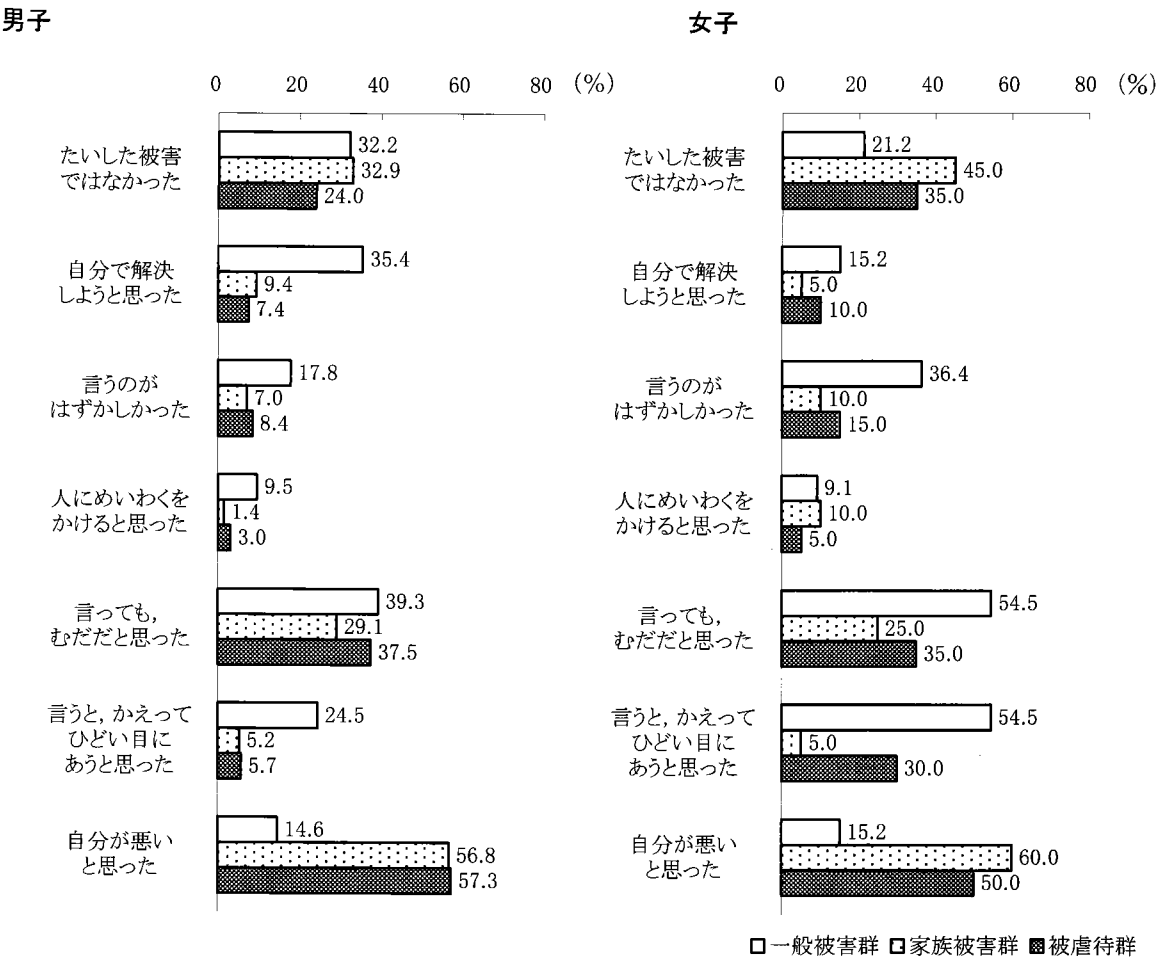
図13は、身体的暴力①（軽度）、②（重度）を受けた経験を誰にも話さなかったとする者に対し、その理由（問4のc、重複選択）を尋ねた結果を、3群について男女別に見たものである。①を見ると、男子では、一般被害群で「言っても、むだだと思った」とする者の比率が最も高く、次いで「自分で解決しようと思った」、「たいした被害ではなかった」となっているのに対し、加害者が家族である2つの群では、「自分が悪いと思った」とする者の比率が、約60%と最も高く、次いで、「たいした被害ではなかった」（家族被害群）あるいは「言っても、むだだと思った」（被虐待群）となっている。女子では、一般被害群で「言っても、むだだと思った」と「言う、かえってひどい目にあうと思った」が約50%と最も高く、次いで「言うのがはずかしかった」となっているのに対し、加害者が家族である2つの群では、男子と同様「自分が悪いと思った」とする者の比率が最も高く、次いで「たいした被害ではなかった」（家族被害群、被虐待群）あるいは「言ってもむだだと思った」（被虐待群）となっている。

②を見ると、男子では、一般被害群で「自分で解決しようと思った」と「言っても、むだだと思った」とする者がほぼ同率で最も高くとなっているのに対し、加害者が家族である2つの群では、①の場合と同様に、「自分が悪いと思った」とする者の比率が約50%と最も高く、次いで「言っても、むだだと思った」となっている。女子では、一般被害群で「言う、かえってひどい目にあうと思った」、「言っても、むだだと思った」の順であるのに対し、家族被害群では「自分が悪いと思った」、「言っても、むだだと思った」の順、被虐待群ではその逆となっている。

なお、①、②とも、「自分が悪いと思った」とする比率は、加害者が家族以外の場合にくらべて、家族の場合の方が40ポイント前後高くなっている。

図13 身体的暴力の被害経験を話さなかった理由

図13-1 身体的暴力①（軽度）

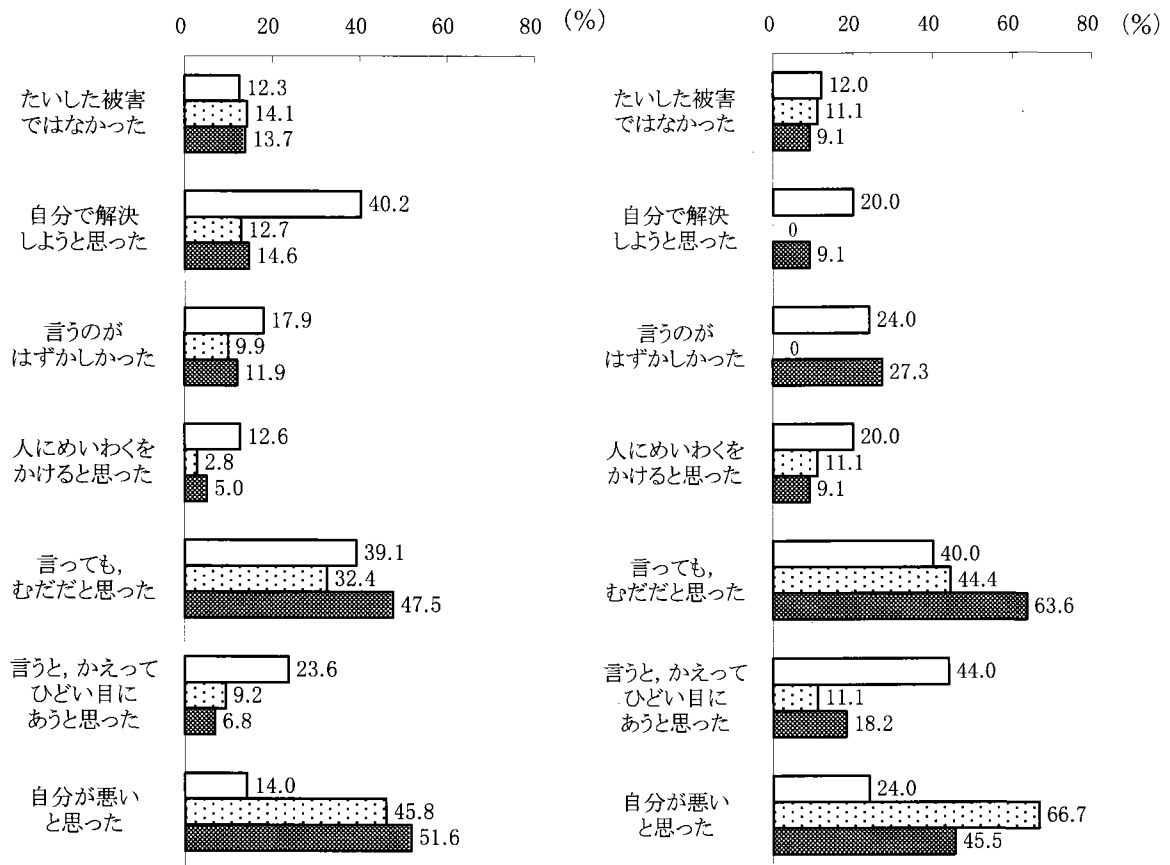


		たいした被害ではなかった	自分で解決しようと思った	言うのがはずかしかった	人にめいわくをかけると思った	言っても、むだだと思った	言うとかえってひどい目にあうと思った	自分が悪いと思った	総数
男子	一般被害群	159 (32.2)	175 (35.4)	88 (17.8)	47 (9.5)	194 (39.3)	121 (24.5)	72 (14.6)	494
	家族被害群	70 (32.9)	20 (9.4)	15 (7.0)	3 (1.4)	62 (29.1)	11 (5.2)	121 (56.8)	213
	被虐待群	97 (24.0)	30 (7.4)	34 (8.4)	12 (3.0)	152 (37.5)	23 (5.7)	232 (57.3)	405
女子	一般被害群	7 (21.2)	5 (15.2)	12 (36.4)	3 (9.1)	18 (54.5)	18 (54.5)	5 (15.2)	33
	家族被害群	9 (45.0)	1 (5.0)	2 (10.0)	2 (10.0)	5 (25.0)	1 (5.0)	12 (60.0)	20
	被虐待群	7 (35.0)	2 (10.0)	3 (15.0)	1 (5.0)	7 (35.0)	6 (30.0)	10 (50.0)	20

図13-2 身体的暴力②（重度）

男子

女子



□一般被害群 □家族被害群 ■被虐待群

		たいした被害ではなかった	自分で解決しようと思った	言うのがはずかしかった	人にめいわくをかけると思った	言っても、むだだと思った	言う、かえってひどい目にあうと思った	自分が悪いと思った	総数
男子	一般被害群	58 (12.3)	189 (40.2)	84 (17.9)	59 (12.6)	184 (39.1)	111 (23.6)	66 (14.0)	470
	家族被害群	20 (14.1)	18 (12.7)	14 (9.9)	4 (2.8)	46 (32.4)	13 (9.2)	65 (45.8)	142
	被虐待群	30 (13.7)	32 (14.6)	26 (11.9)	11 (5.0)	104 (47.5)	15 (6.8)	113 (51.6)	219
女子	一般被害群	3 (12.0)	5 (20.0)	6 (24.0)	5 (20.0)	10 (40.0)	11 (44.0)	6 (24.0)	25
	家族被害群	1 (11.1)	0 -	0 -	1 (11.1)	4 (44.4)	1 (11.1)	6 (66.7)	9
	被虐待群	1 (9.1)	1 (9.1)	3 (27.3)	1 (9.1)	7 (63.6)	2 (18.2)	5 (45.5)	11

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答を除く。
 3 重複選択による。
 4 グラフ及び表は、各理由に該当するもののみを挙げている。
 5 () 内は、総数に対する比率である。

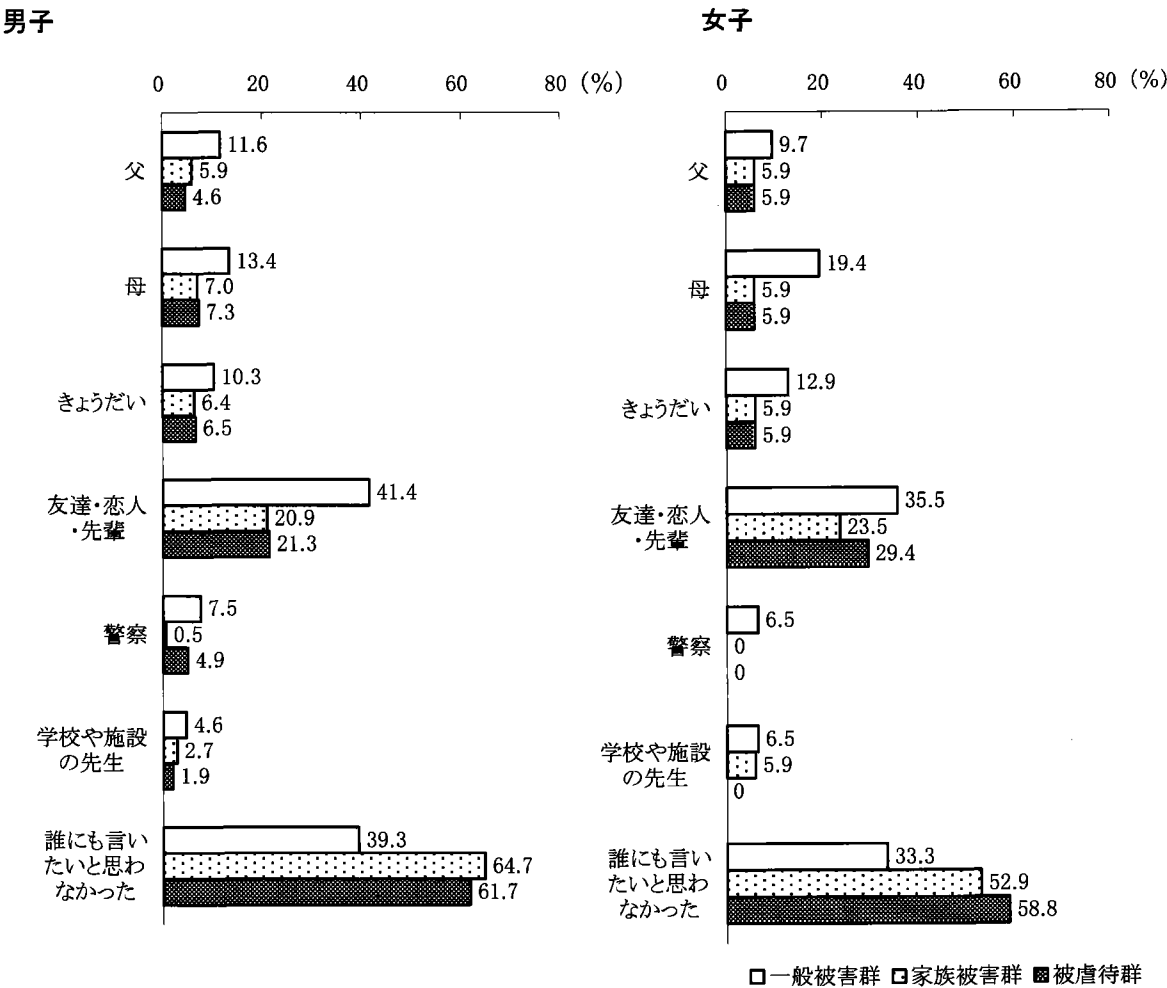
イ 希望する相手

図14は、身体的暴力①（軽度）、②（重度）を受けた経験を誰にも話さなかったとする者に対し、「もし、言うとしたら、誰に言いたかったですか」（問4のd、重複選択）と尋ねた結果を、一般被害群、家族被害群及び被虐待群の別に見たものである。①を見ると、男女とも、言いたかった相手として友達等が約40%（一般被害群）ないし約20%（家族被害群、被虐待群）のほかは全て10%台ないしはそれ以下であるのに対し、「誰にも言いたいと思わなかった」とする者は、30%台（一般被害群）ないし60%台（家族被害群、被虐待群）を占めている。②についても、若干比率は異なるが、同様の傾向にある。

なお、①、②の被虐待群で「誰にも言いたいと思わなかった」を選択した者とそうでない者では、被害経験を話さなかった理由のいくつかについて男子で有意差が見られ、「誰にも言いたいと思わなかった」とする者では、「自分で解決しようと思った」（①： $\chi^2(1)=5.355$, $p=0.021$, ②： $\chi^2(1)=6.468$, $p=0.011$), 「言っても、むだだと思った」（①： $\chi^2(1)=7.248$, $p=0.007$)は有意に少なく、「自分が悪いと思った」（①： $\chi^2(1)=4.234$, $p=0.040$)は有意に多い。

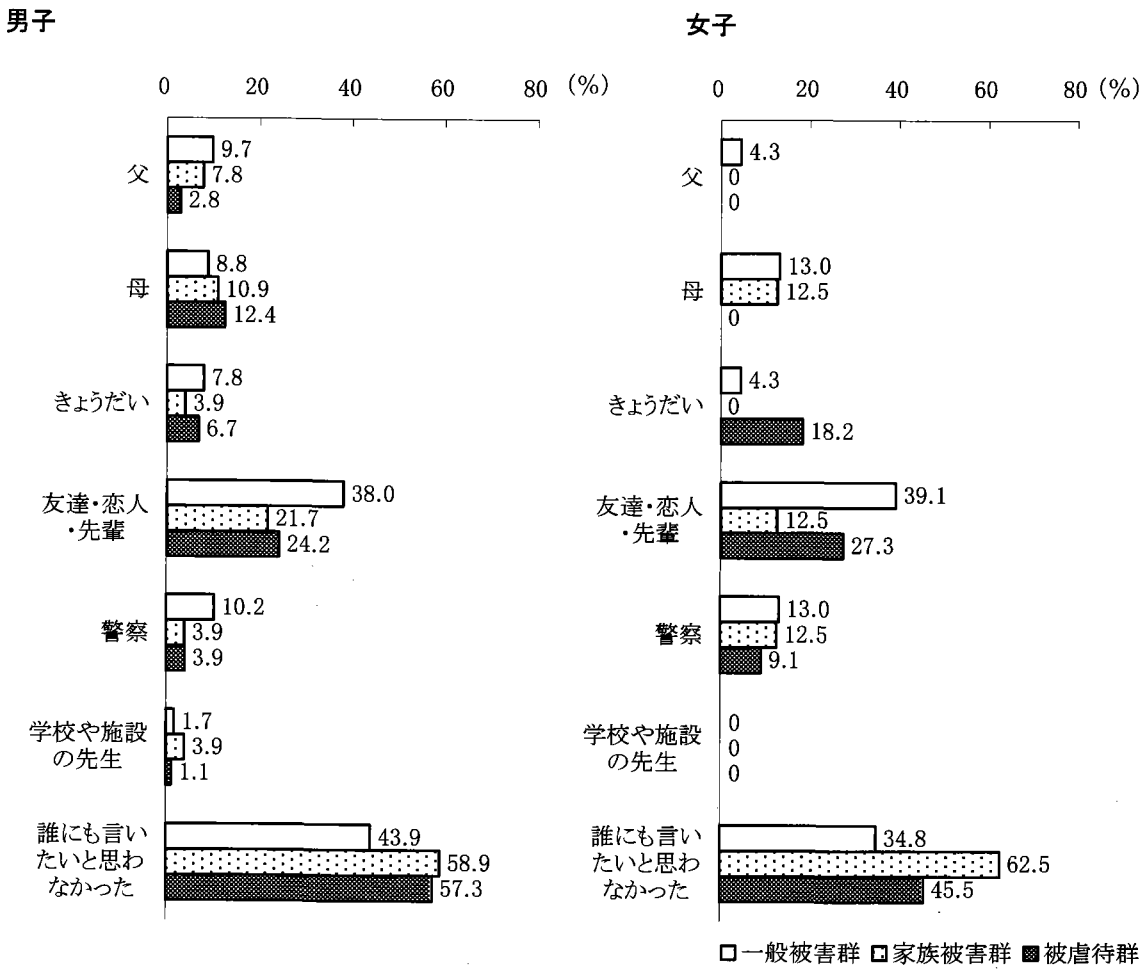
図14 身体的暴力を受けた経験を話したかった相手

図14-1 身体的暴力①（軽度）



		父	母	きょうだい	友達・恋人・先輩	警察	学校や施設の先生	誰にも言いたいと思わなかった	総数
男子	一般被害群	53 (11.6)	61 (13.4)	47 (10.3)	189 (41.4)	34 (7.5)	21 (4.6)	179 (39.3)	456
	家族被害群	11 (5.9)	13 (7.0)	12 (6.4)	39 (20.9)	1 (0.5)	5 (2.7)	121 (64.7)	187
	被虐待群	17 (4.6)	27 (7.3)	24 (6.5)	79 (21.3)	18 (4.9)	7 (1.9)	229 (61.7)	371
女子	一般被害群	3 (9.7)	6 (19.4)	4 (12.9)	11 (35.5)	2 (6.5)	2 (6.5)	10 (33.3)	31
	家族被害群	1 (5.9)	1 (5.9)	1 (5.9)	4 (23.5)	0 -	1 (5.9)	9 (52.9)	17
	被虐待群	1 (5.9)	1 (5.9)	1 (5.9)	5 (29.4)	0 -	0 -	10 (58.8)	17

図14-2 身体的暴力②（重度）



		父	母	きょうだい	友達・恋人・先輩	警察	学校や施設の先生	誰にも言いたいと思わなかった	総数
男子	一般被害群	41 (9.7)	37 (8.8)	33 (7.8)	160 (38.0)	43 (10.2)	7 (1.7)	185 (43.9)	421
	家族被害群	10 (7.8)	14 (10.9)	5 (3.9)	28 (21.7)	5 (3.9)	5 (3.9)	76 (58.9)	129
	被虐待群	5 (2.8)	22 (12.4)	12 (6.7)	43 (24.2)	7 (3.9)	2 (1.1)	102 (57.3)	178
女子	一般被害群	1 (4.3)	3 (13.0)	1 (4.3)	9 (39.1)	3 (13.0)	0 -	8 (34.8)	23
	家族被害群	0 -	1 (12.5)	0 -	1 (12.5)	1 (12.5)	0 -	5 (62.5)	8
	被虐待群	0 -	0 -	2 (18.2)	3 (27.3)	1 (9.1)	0 -	5 (45.5)	11

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 重複選択による。
4 図13の注4・5に同じ。

4 身体的暴力の被害にあった時の行動

(1) 被害の状況別

図15は、身体的暴力①（軽度）、②（重度）を受けた経験のある者に対し、「その被害にあって、あなたはどうしましたか」（問5、重複選択）と尋ねた結果を、一般被害群、家族被害群及び被虐待群について、男女別に見たものである。

①を見ると、男子は、一般被害群で「じっとがまんした」、次いで、「相手にやり返した／仕返しをした」の順で、家族被害群で「じっとがまんした」、次いで「家出した」の順で高く、被虐待群では「家出した」と「じっとがまんした」がほぼ同じ比率で最も高くなっている。女子では、一般被害群は男子と同様であり、家族被害群及び被虐待群は、「家出した」、次いで、「じっとがまんした」が高くなっている。また、「酒を飲んだ／薬物を使用した」については、女子で3群を通して30から40%台と、男子の10%台に比べて高くなっている。

被虐待群では、いくつかの項目において男女で有意差が見られ、「趣味・スポーツをした」($\chi^2(1)=5.362, p=0.021$)は男子で有意に多いが、「やめるよう言った／言ってもらった」($\chi^2(1)=26.069, p=0.000$)、「家出した」($\chi^2(1)=14.670, p=0.000$)、「自殺しようとした」($\chi^2(1)=23.831, p=0.000$)、「自分の体を傷つけた」($\chi^2(1)=64.627, p=0.000$)、「何もしたくなくなった」($\chi^2(1)=4.190, p=0.041$)、「酒を飲んだ／薬物を使用した」($\chi^2(1)=28.610, p=0.000$)、「自分も他の人に同じようなことをした」($\chi^2(1)=13.557, p=0.000$)は女子で有意に多い。

②を見ると、男子は①と同様の傾向である。女子では、一般被害群は「じっとがまんした」が最も高く、次いで「酒を飲んだ／薬物を使用した」が高い。家族被害群及び被虐待群は、「家出した」、次いで、「じっとがまんした」が高い。また、「酒を飲んだ／薬物を使用した」については、女子で3群を通して40%台と、男子の10から20%台に比べて①と同様に高くなっている。

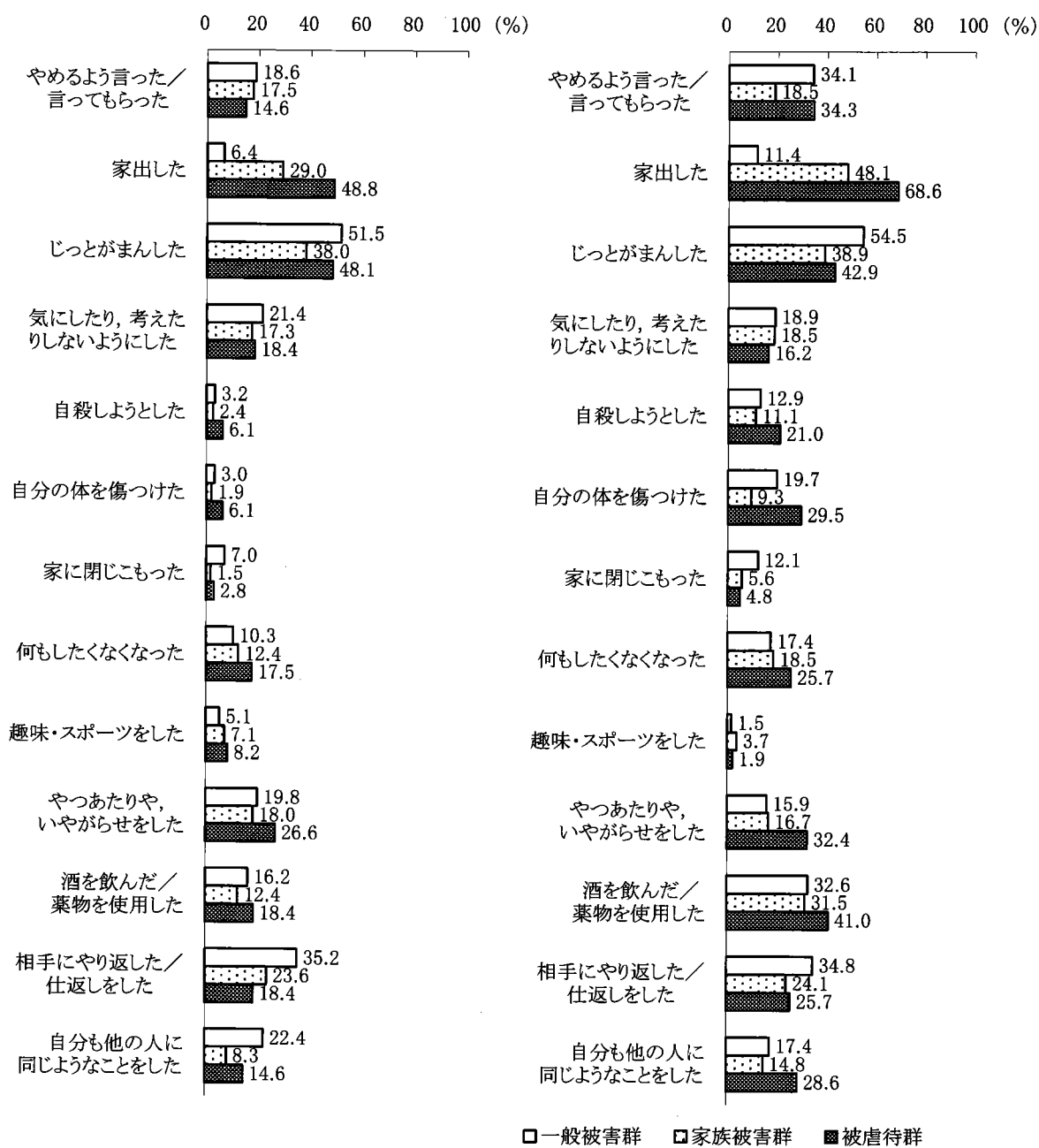
被虐待群では、いくつかの項目において男女で有意差が見られ、「やめるよう言った／言ってもらった」($\chi^2(1)=12.814, p=0.000$)、「家出した」($\chi^2(1)=17.950, p=0.000$)、「自殺しようとした」($\chi^2(1)=28.189, p=0.000$)、「自分の体を傷つけた」($\chi^2(1)=56.669, p=0.000$)、「酒を飲んだ／薬物を使用した」($\chi^2(1)=16.635, p=0.000$)が女子で有意に多い。

図15 身体的暴力の被害にあった時の行動

図15-1 身体的暴力①（軽度）

男子

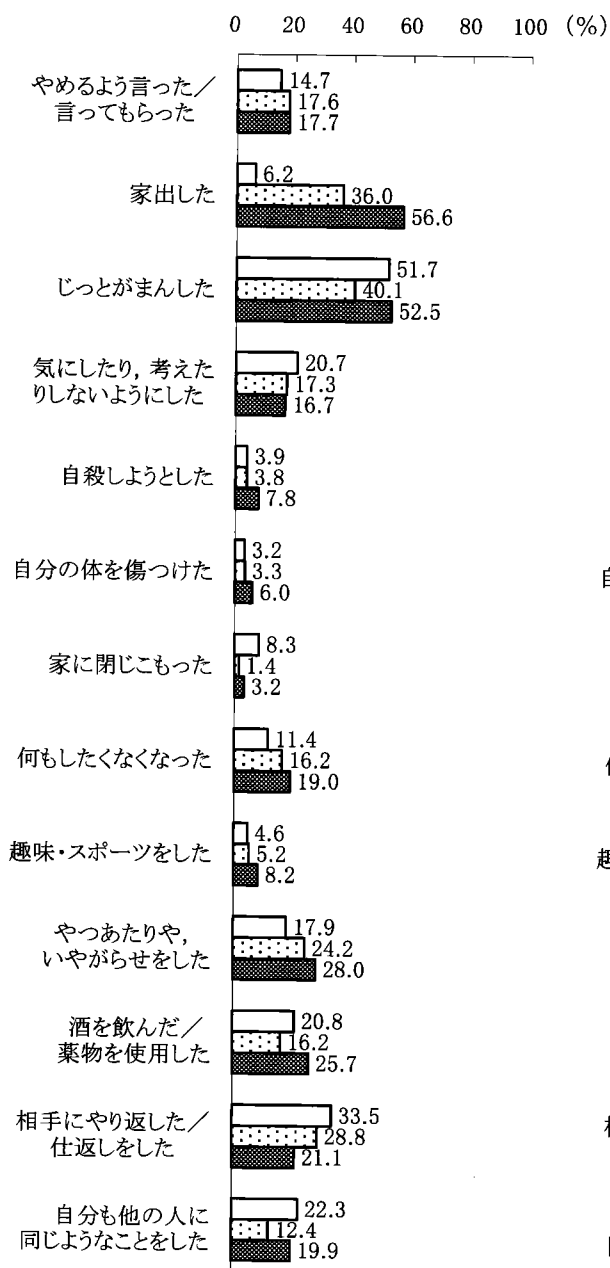
女子



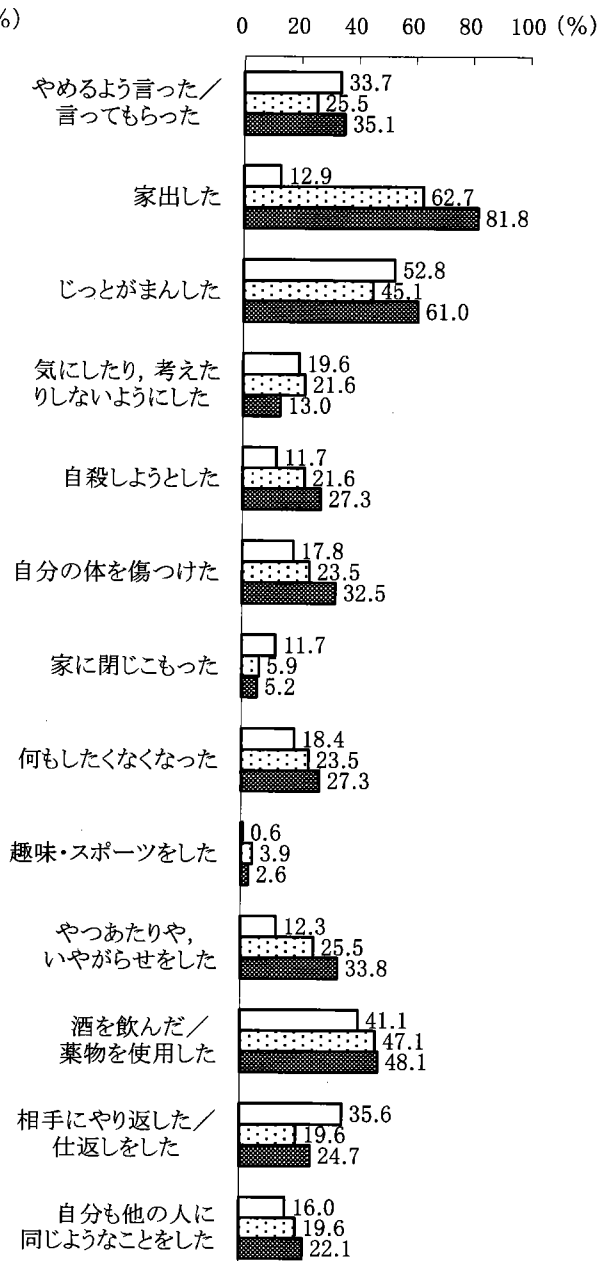
	男 子			女 子		
	一般被害群	家族被害群	被虐待群	一般被害群	家族被害群	被虐待群
やめるよう言った／ 言ってもらった	243 (18.6)	72 (17.5)	124 (14.6)	45 (34.1)	10 (18.5)	36 (34.3)
家出した	83 (6.4)	119 (29.0)	415 (48.8)	15 (11.4)	26 (48.1)	72 (68.6)
じっとがまんした	672 (51.5)	156 (38.0)	409 (48.1)	72 (54.5)	21 (38.9)	45 (42.9)
気にしたり、考えた りしないようにした	279 (21.4)	71 (17.3)	157 (18.4)	25 (18.9)	10 (18.5)	17 (16.2)
自殺しようとした	42 (3.2)	10 (2.4)	52 (6.1)	17 (12.9)	6 (11.1)	22 (21.0)
自分の体を傷つけた	39 (3.0)	8 (1.9)	52 (6.1)	26 (19.7)	5 (9.3)	31 (29.5)
家に閉じこもった	92 (7.0)	6 (1.5)	24 (2.8)	16 (12.1)	3 (5.6)	5 (4.8)
何もしたくなくなっ た	134 (10.3)	51 (12.4)	149 (17.5)	23 (17.4)	10 (18.5)	27 (25.7)
趣味・スポーツを した	66 (5.1)	29 (7.1)	70 (8.2)	2 (1.5)	2 (3.7)	2 (1.9)
やつあたりや、 いやがらせをした	258 (19.8)	74 (18.0)	226 (26.6)	21 (15.9)	9 (16.7)	34 (32.4)
酒を飲んだ／ 薬物を使用した	211 (16.2)	51 (12.4)	157 (18.4)	43 (32.6)	17 (31.5)	43 (41.0)
相手にやり返した／ 仕返しをした	460 (35.2)	97 (23.6)	157 (18.4)	46 (34.8)	13 (24.1)	27 (25.7)
自分も他の人に同じ ようなことをした	293 (22.4)	34 (8.3)	124 (14.6)	23 (17.4)	8 (14.8)	30 (28.6)
総 数	1,306	411	851	132	54	105

図15-2 身体的暴力②（重度）

男子



女子



□一般被害群 □家族被害群 ■被虐待群

	男 子			女 子		
	一般被害群	家族被害群	被虐待群	一般被害群	家族被害群	被虐待群
やめるよう言った／ 言ってもらった	251 (14.7)	64 (17.6)	100 (17.7)	55 (33.7)	13 (25.5)	27 (35.1)
家出した	106 (6.2)	131 (36.0)	319 (56.6)	21 (12.9)	32 (62.7)	63 (81.8)
じっとがまんした	881 (51.7)	146 (40.1)	296 (52.5)	86 (52.8)	23 (45.1)	47 (61.0)
気にしたり，考えた りしないようにした	353 (20.7)	63 (17.3)	94 (16.7)	32 (19.6)	11 (21.6)	10 (13.0)
自殺しようとした	66 (3.9)	14 (3.8)	44 (7.8)	19 (11.7)	11 (21.6)	21 (27.3)
自分の体を傷つけた	54 (3.2)	12 (3.3)	34 (6.0)	29 (17.8)	12 (23.5)	25 (32.5)
家に閉じこもった	141 (8.3)	5 (1.4)	18 (3.2)	19 (11.7)	3 (5.9)	4 (5.2)
何もしたくなくなっ た	195 (11.4)	59 (16.2)	107 (19.0)	30 (18.4)	12 (23.5)	21 (27.3)
趣味・スポーツをし た	79 (4.6)	19 (5.2)	46 (8.2)	1 (0.6)	2 (3.9)	2 (2.6)
やつあたりや， いやがらせをした	305 (17.9)	88 (24.2)	158 (28.0)	20 (12.3)	13 (25.5)	26 (33.8)
酒を飲んだ／ 薬物を使用した	355 (20.8)	59 (16.2)	145 (25.7)	67 (41.1)	24 (47.1)	37 (48.1)
相手にやり返した／ 仕返しをした	571 (33.5)	105 (28.8)	119 (21.1)	58 (35.6)	10 (19.6)	19 (24.7)
自分も他の人に同じ ようなことをした	380 (22.3)	45 (12.4)	112 (19.9)	26 (16.0)	10 (19.6)	17 (22.1)
総 数	1,705	364	564	163	51	77

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 グラフ及び表は，各項目を選択したもののみを挙げている。
4 () 内は，総数に対する比率である。

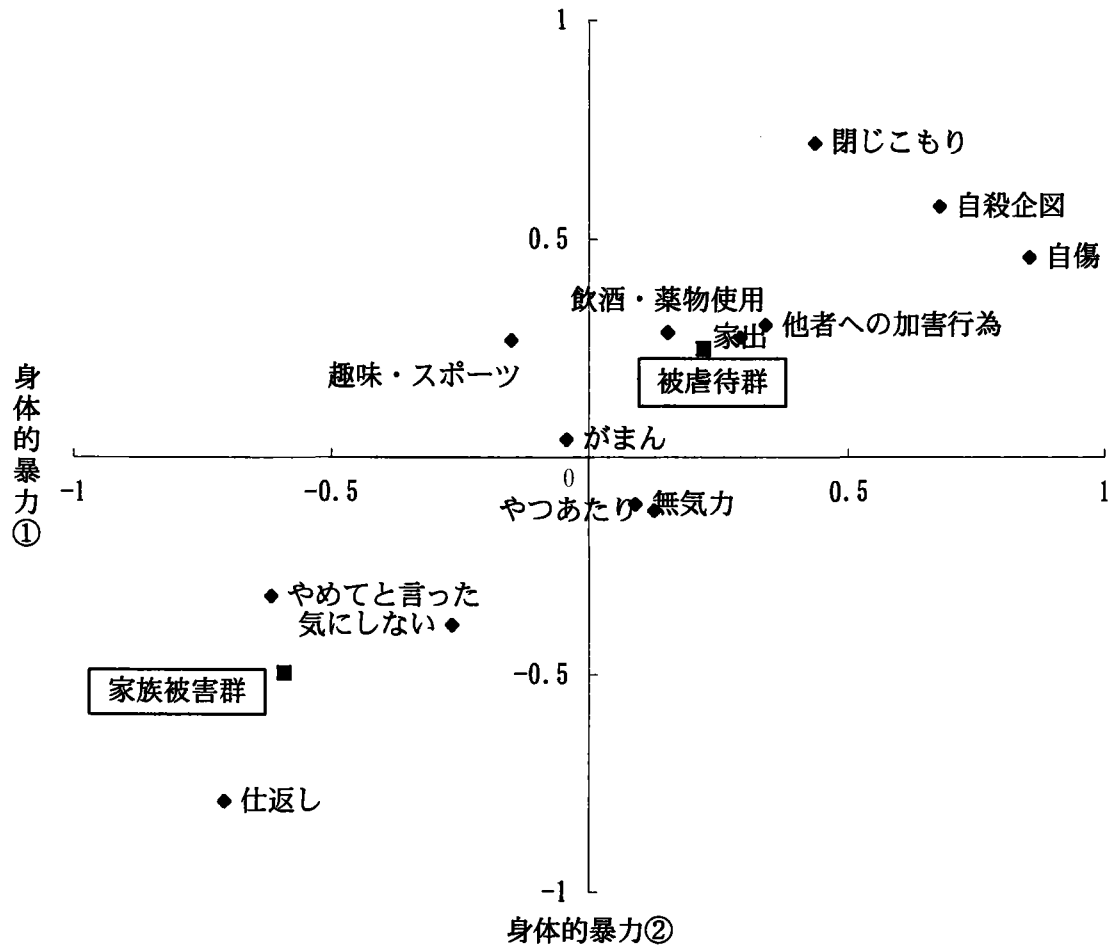
図16は、身体的暴力①（軽度）、②（重度）の男子の家族被害群、被虐待群について、虐待を受けた時の行動を示す選択肢の関係を、コレスポネンス分析^(注1)により分析した結果をまとめたものである。

①を見ると、家族被害群の周りには、「やめるよう言った／言ってもらった」、「相手にやり返した／仕返しをした」があり、被虐待群の周りには、「家出した」、「酒を飲んだ／薬物を使用した」、「何もしたくなくなった」、「やつあたりや、いやがらせをした」、「家に閉じこもった」、「自分も他の人に同じようなことをした」がある。

②を見ると、家族被害群の周りには、「やめるよう言った／言ってもらった」、「気にしたり、考えたりしないようにした」があり、被虐待群の周りには、「趣味・スポーツをした」、「家出した」、「酒を飲んだ／薬物を使用した」、「自分も他の人に同じようなことをした」がある。

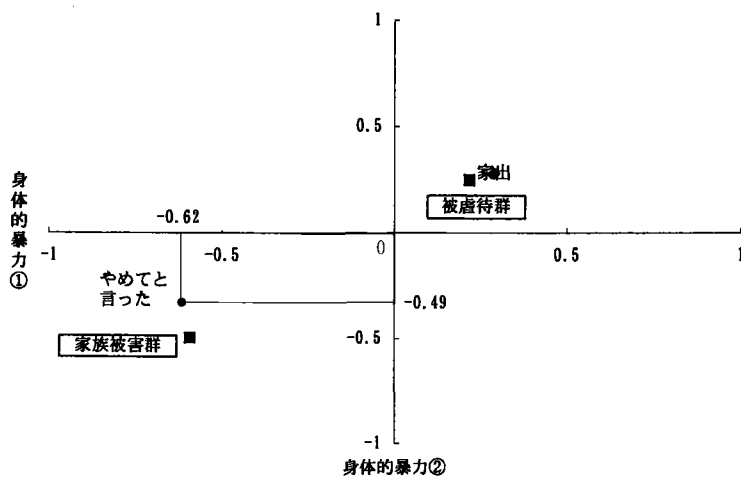
注1 コレスポネンス分析とは、数量化Ⅲ類と同等の手法で、カテゴリー同士の関連性や位置づけを明らかにするものである。

図16 身体的暴力を受けた時の行動（男子の家族被害群・被虐待群別）



グラフの見方

注4に述べるとおり、このグラフは身体的暴力①、②について、それぞれ数直線上に各得点をプロットし、原点で直交させたものである。したがって、各項目の点から、それぞれの軸に垂線を下ろすと、身体的暴力①あるいは②の得点を得ることができる。また、第1次象限に当たるところには、身体的暴力①、②の被虐待群に、第3次象限に当たるところには家族被害群に、それぞれ共通して見られた行動を表す選択肢がプロットされていると言える。



	グラフのラベル	対 応 す る 選 択 肢	次元の得点	
			身体的暴力 ①（軽度）	身体的暴力 ②（重度）
虐待を受けた時の 行動	家 族 被 害 群		-0.59	-0.49
	被 虐 待 群		0.22	0.25
	やめてと言った	やめるよう言った／言ってもらった	-0.62	-0.32
	家 出	家出した	0.29	0.28
	が ま ん	じっとがまんした	-0.04	0.04
	気 に し な い	気にしたり，考えたりしないようにした	-0.27	-0.39
	自 殺 企 図	自殺しようとした	0.68	0.58
	自 傷	自分の体を傷つけた	0.85	0.46
	閉 じ こ も り	家に閉じこもった	0.43	0.72
	無 気 力	何もしたくなかった	0.09	-0.11
	趣味・スポーツ	趣味・スポーツをした	-0.15	0.27
	や つ あ た り	やつあたりや，いやがらせをした	0.13	-0.12
	飲酒・薬物使用	酒を飲んだ／薬物を使用した	0.15	0.29
	仕 返 し	相手にやり返した／仕返しをした	-0.71	-0.79
	他者への加害行為	自分も他の人に同じようなことをした	0.34	0.30

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

3 「虐待を受けた時の行動」については，重複選択による。

4 グラフは，身体的暴力①，②についてそれぞれ数直線上に各得点をプロットし，原点で直交させたものである。

(2) 被虐待期間別

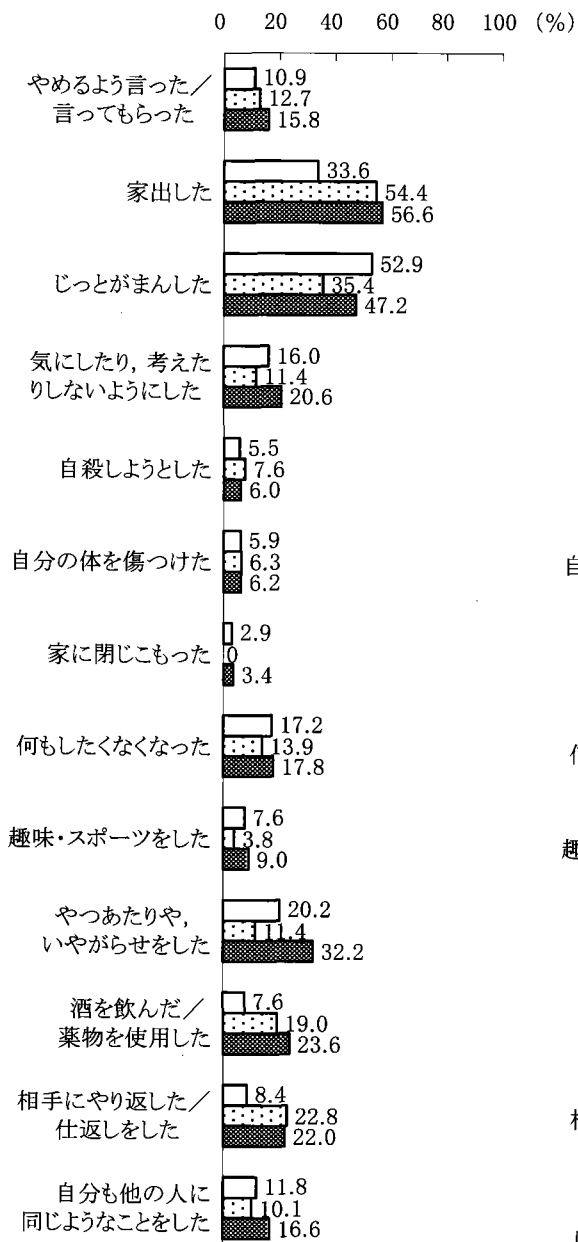
図17は，身体的暴力①（軽度），②（重度）の被虐待群について，虐待を受けた時の行動を被虐待期間別に見たものであるが，いくつかの項目について3群間で有意差が見られた。残差分析の結果，①の男子について，「家出した」で小学生までの虐待が有意に少なく，早発・長期間の虐待が有意に多く，「じっとがまんした」で中学生からの虐待が有意に少なく，「酒を飲んだ／薬物を使用した」及び「相手にやり返した／仕返しをした」で，小学生までの虐待が有意に少なく，早発・長期間の虐待が有意に多くなっている。「やつあたりや，いやがらせをした」で，小学生までの虐待及び中学生からの虐待が有意に少なく，早発・長期間の虐待が有意に多い。また，女子について，「酒を飲んだ／薬物を使用した」で，小学生までの虐待が有意に少なく，早発・長期間の虐待が有意に多くなっている。

②の男子について，「じっとがまんした」で小学生までの虐待が有意に多く，中学生からの虐待が有意に少ない。「家出した」，「酒を飲んだ／薬物を使用した」で，小学生までの虐待が有意に少なく，早発・長期間の虐待が有意に多い。「相手にやり返した／仕返しをした」で，小学生までの虐待が有意に少ない。「自分も他の人に同じようなことをした」で，中学生からの虐待が有意に少なく，早発・長期間の虐待が有意に多い。また，女子について，「やめるよう言った／言ってもらった」で中学生からの虐待が有意に多く，「家出した」で小学生までの虐待が，「じっとがまんした」で中学生からの虐待がそれぞれ有意に少ない。「酒を飲んだ／薬物を使用した」で，小学生までの虐待が有意に少なく，早発・長期間の虐待が有意に多くなっている。

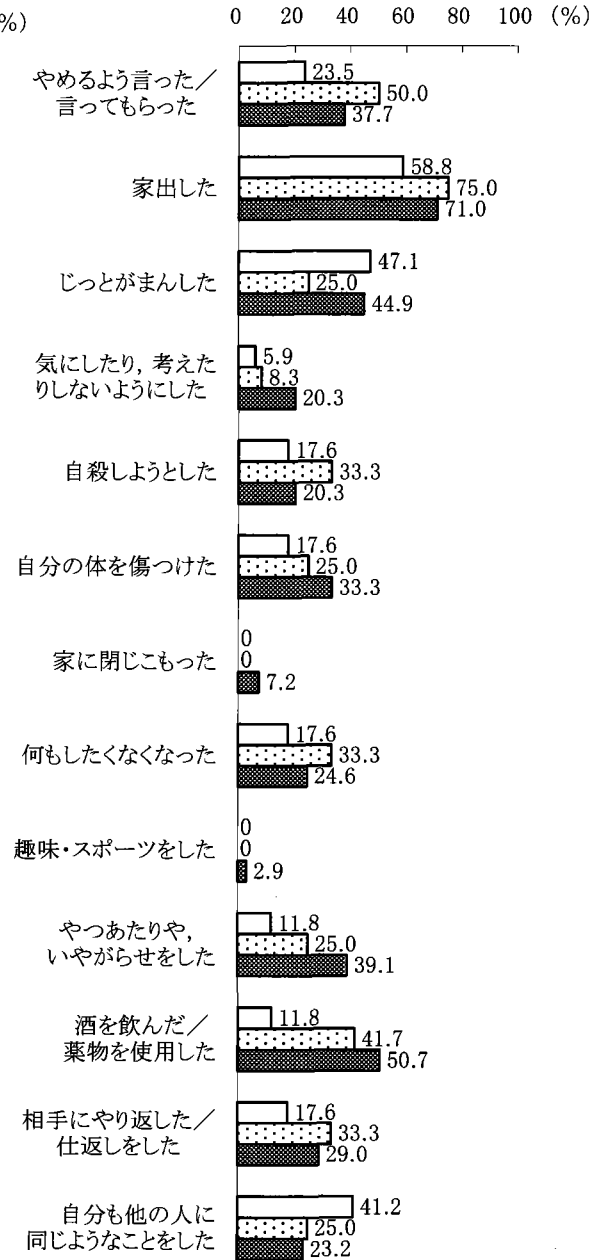
図17 身体的虐待にあった時の行動（被虐待期間別）

図17-1 身体的虐待①（軽度）

男子



女子

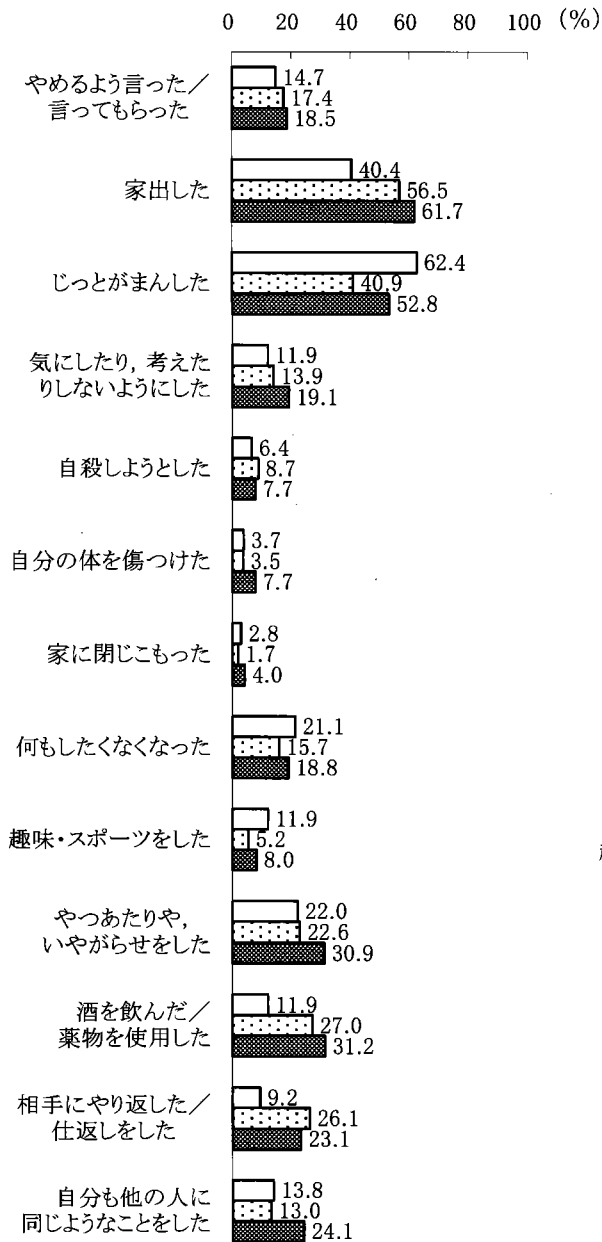


□ 小学生までの虐待 ▨ 中学生からの虐待 ■ 早発・長期間の虐待

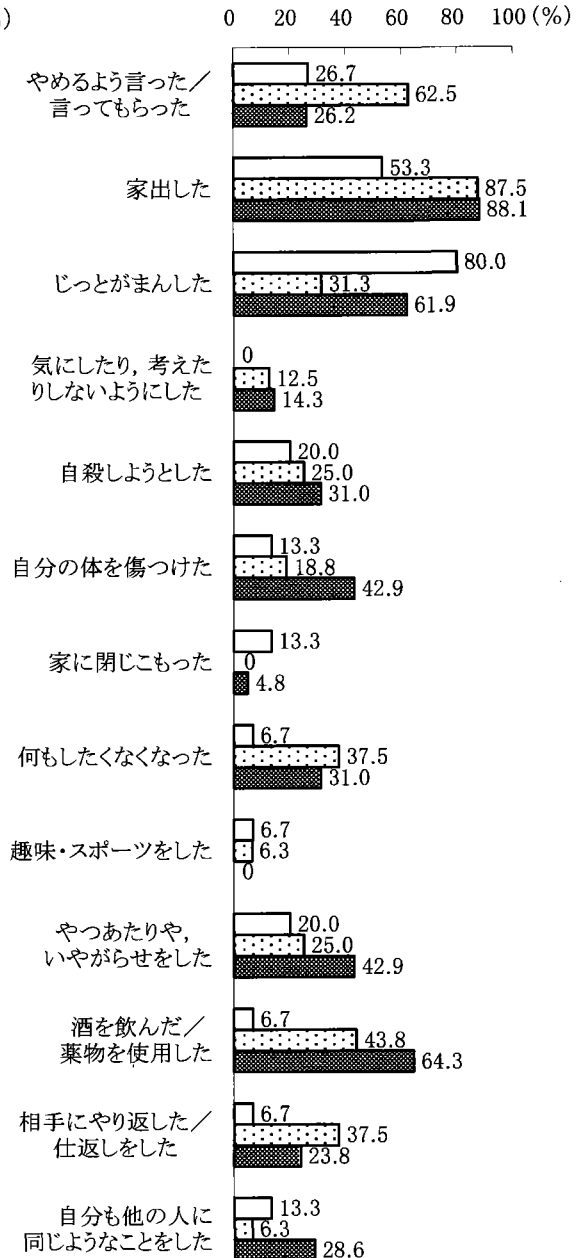
	男 子					女 子				
	小学生ま での虐待	中学生か らの虐待	早発・長期 間の虐待	合 計	検定結果	小学生ま での虐待	中学生か らの虐待	早発・長期 間の虐待	合 計	検定結果
やめるよう言った／ 言ってもらった	26 (10.9)	10 (12.7)	79 (15.8)	115 (14.1)	$\chi^2(2)=3.315$ $p=0.191$	4 (23.5)	6 (50.0)	26 (37.7)	36 (36.7)	$\chi^2(2)=2.211$ $p=0.331$
家出した	80 (33.6) ▼[-5.9]	43 (54.4) [0.9]	283 (56.6) △[5.0]	406 (49.7)	$\chi^2(2)=34.866$ $p=0.000^{**}$	10 (58.8)	9 (75.0)	49 (71.0)	68 (69.4)	$\chi^2(2)=1.157$ $p=0.561$
じつとがまんした	126 (52.9) [1.9]	28 (35.4) ▼[-2.3]	236 (47.2) [-0.4]	390 (47.7)	$\chi^2(2)=7.427$ $p=0.024^*$	8 (47.1)	3 (25.0)	31 (44.9)	42 (42.9)	$\chi^2(2)=1.806$ $p=0.405$
気にしたり、考えた りしないようにした	38 (16.0)	9 (11.4)	103 (20.6)	150 (18.4)	$\chi^2(2)=5.142$ $p=0.076$	1 (5.9)	1 (8.3)	14 (20.3)	16 (16.3)	(m) $p=0.304$
自殺しようとした	13 (5.5)	6 (7.6)	30 (6.0)	49 (6.0)	$\chi^2(2)=0.479$ $p=0.787$	3 (17.6)	4 (33.3)	14 (20.3)	21 (21.4)	(m) $p=0.598$
自分の体を傷つけた	14 (5.9)	5 (6.3)	31 (6.2)	50 (6.1)	$\chi^2(2)=0.035$ $p=0.983$	3 (17.6)	3 (25.0)	23 (33.3)	29 (29.6)	$\chi^2(2)=1.749$ $p=0.417$
家に閉じこもった	7 (2.9)	0 -	17 (3.4)	24 (2.9)	$\chi^2(2)=2.766$ $p=0.251$	0 -	0 -	5 (7.2)	5 (5.1)	(m) $p=0.475$
何もしたくなくなっ た	41 (17.2)	11 (13.9)	89 (17.8)	141 (17.3)	$\chi^2(2)=0.718$ $p=0.698$	3 (17.6)	4 (33.3)	17 (24.6)	24 (24.5)	(m) $p=0.663$
趣味・スポーツをし た	18 (7.6)	3 (3.8)	45 (9.0)	66 (8.1)	$\chi^2(2)=2.607$ $p=0.272$	0 -	0 -	2 (2.9)	2 (2.0)	(m) $p=1.000$
やつあたりや、 いやがらせをした	48 (20.2) ▼[-2.7]	9 (11.4) ▼[-3.2]	161 (32.2) △[4.5]	218 (26.7)	$\chi^2(2)=22.384$ $p=0.000^{**}$	2 (11.8)	3 (25.0)	27 (39.1)	32 (32.7)	$\chi=5.009$ $p=0.082$
酒を飲んだ／ 薬物を使用した	18 (7.6) ▼[-5.2]	15 (19.0) [0.1]	118 (23.6) △[4.7]	151 (18.5)	$\chi^2(2)=27.540$ $p=0.000^{**}$	2 (11.8) ▼[-2.8]	5 (41.7) [-0.1]	35 (50.7) △[2.4]	42 (42.9)	$\chi^2(2)=8.462$ $p=0.015^*$
相手にやり返した／ 仕返しをした	20 (8.4) ▼[-4.6]	18 (22.8) [1.1]	110 (22.0) △[3.6]	148 (18.1)	$\chi^2(2)=21.382$ $p=0.000^{**}$	3 (17.6)	4 (33.3)	20 (29.0)	27 (27.6)	(m) $p=0.644$
自分も他の人に同じ ようなことをした	28 (11.8)	8 (10.1)	83 (16.6)	119 (14.6)	$\chi^2(2)=4.414$ $p=0.11$	7 (41.2)	3 (25.0)	16 (23.2)	26 (26.5)	(m) $p=0.376$
総 数	238	79	500	817		17	12	69	98	

図17-2 身体的虐待②（重度）

男子



女子



□ 小学生までの虐待 ◻ 中学生からの虐待 ■ 早発・長期間の虐待

	男 子					女 子				
	小学生ま での虐待	中学生か らの虐待	早発・長期 間の虐待	合 計	検定結果	小学生ま での虐待	中学生か らの虐待	早発・長期 間の虐待	合 計	検定結果
やめるよう言った／ 言ってもらった	16 (14.7)	20 (17.4)	60 (18.5)	96 (17.5)	$\chi^2(2)=0.834$ $p=0.659$	4 (26.7) [-0.7]	10 (62.5) $\Delta[2.7]$	11 (26.2) [-1.7]	25 (34.2)	$\chi^2(2)=7.265$ $p=0.026^*$
家出した	44 (40.4) $\nabla[-3.8]$	65 (56.5) [0.0]	200 (61.7) $\Delta[3.0]$	309 (56.4)	$\chi^2(2)=15.135$ $p=0.001^{**}$	8 (53.3) $\nabla[-3.0]$	14 (87.5) [0.8]	37 (88.1) [1.8]	59 (80.8)	(m) $p=0.010^*$
じっとがまんした	68 (62.4) $\Delta[2.4]$	47 (40.9) $\nabla[-2.7]$	171 (52.8) [0.3]	286 (52.2)	$\chi^2(2)=10.492$ $p=0.005^{**}$	12 (80.0) [1.9]	5 (31.3) $\nabla[-2.5]$	26 (61.9) [0.6]	43 (58.9)	$\chi^2(2)=7.969$ $p=0.019^*$
気にしたり、考えた りしないようにした	13 (11.9)	16 (13.9)	62 (19.1)	91 (16.6)	$\chi^2(2)=3.823$ $p=0.148$	0 -	2 (12.5)	6 (14.3)	8 (11.0)	(m) $p=0.352$
自殺しようとした	7 (6.4)	10 (8.7)	25 (7.7)	42 (7.7)	$\chi^2(2)=0.412$ $p=0.814$	3 (20.0)	4 (25.0)	13 (31.0)	20 (27.4)	(m) $p=0.726$
自分の体を傷つけた	4 (3.7)	4 (3.5)	25 (7.7)	33 (6.0)	$\chi^2(2)=4.024$ $p=0.134$	2 (13.3)	3 (18.8)	18 (42.9)	23 (31.5)	$\chi^2(2)=6.01$ $p=0.050$
家に閉じこもった	3 (2.8)	2 (1.7)	13 (4.0)	18 (3.3)	(m) $p=0.472$	2 (13.3)	0 -	2 (4.8)	4 (5.5)	(m) $p=0.257$
何もしたくなくなっ た	23 (21.1)	18 (15.7)	61 (18.8)	102 (18.6)	$\chi^2(2)=1.121$ $p=0.571$	1 (6.7)	6 (37.5)	13 (31.0)	20 (27.4)	(m) $p=0.124$
趣味・スポーツをし た	13 (11.9)	6 (5.2)	26 (8.0)	45 (8.2)	$\chi^2(2)=3.379$ $p=0.185$	1 (6.7)	1 (6.3)	0 -	2 (2.7)	(m) $p=0.175$
やつあたりや、 いやがらせをした	24 (22.0)	26 (22.6)	100 (30.9)	150 (27.4)	$\chi^2(2)=4.872$ $p=0.088$	3 (20.0)	4 (25.0)	18 (42.9)	25 (34.2)	$\chi^2(2)=3.342$ $p=0.188$
酒を飲んだ／ 薬物を使用した	13 (11.9) $\nabla[-3.8]$	31 (27.0) [0.1]	101 (31.2) $\Delta[3.0]$	145 (26.5)	$\chi^2(2)=15.545$ $p=0.000^{**}$	1 (6.7) $\nabla[-3.6]$	7 (43.8) [-0.4]	27 (64.3) $\Delta[3.3]$	35 (47.9)	$\chi^2(2)=14.847$ $p=0.001^{**}$
相手にやり返した／ 仕返しをした	10 (9.2) $\nabla[-3.4]$	30 (26.1) [1.5]	75 (23.1) [1.5]	115 (21.0)	$\chi^2(2)=11.889$ $p=0.003^{**}$	1 (6.7)	6 (37.5)	10 (23.8)	17 (23.3)	(m) $p=0.122$
自分も他の人に同じ ようなことをした	15 (13.8) [-1.7]	15 (13.0) $\nabla[-2.0]$	78 (24.1) $\Delta[3.1]$	108 (19.7)	$\chi^2(2)=9.567$ $p=0.008^{**}$	2 (13.3)	1 (6.3)	12 (28.6)	15 (20.5)	(m) $p=0.135$
総 数	109	115	324	548		15	16	42	73	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

3 重複選択による。

4 図1の注3・4に同じ。

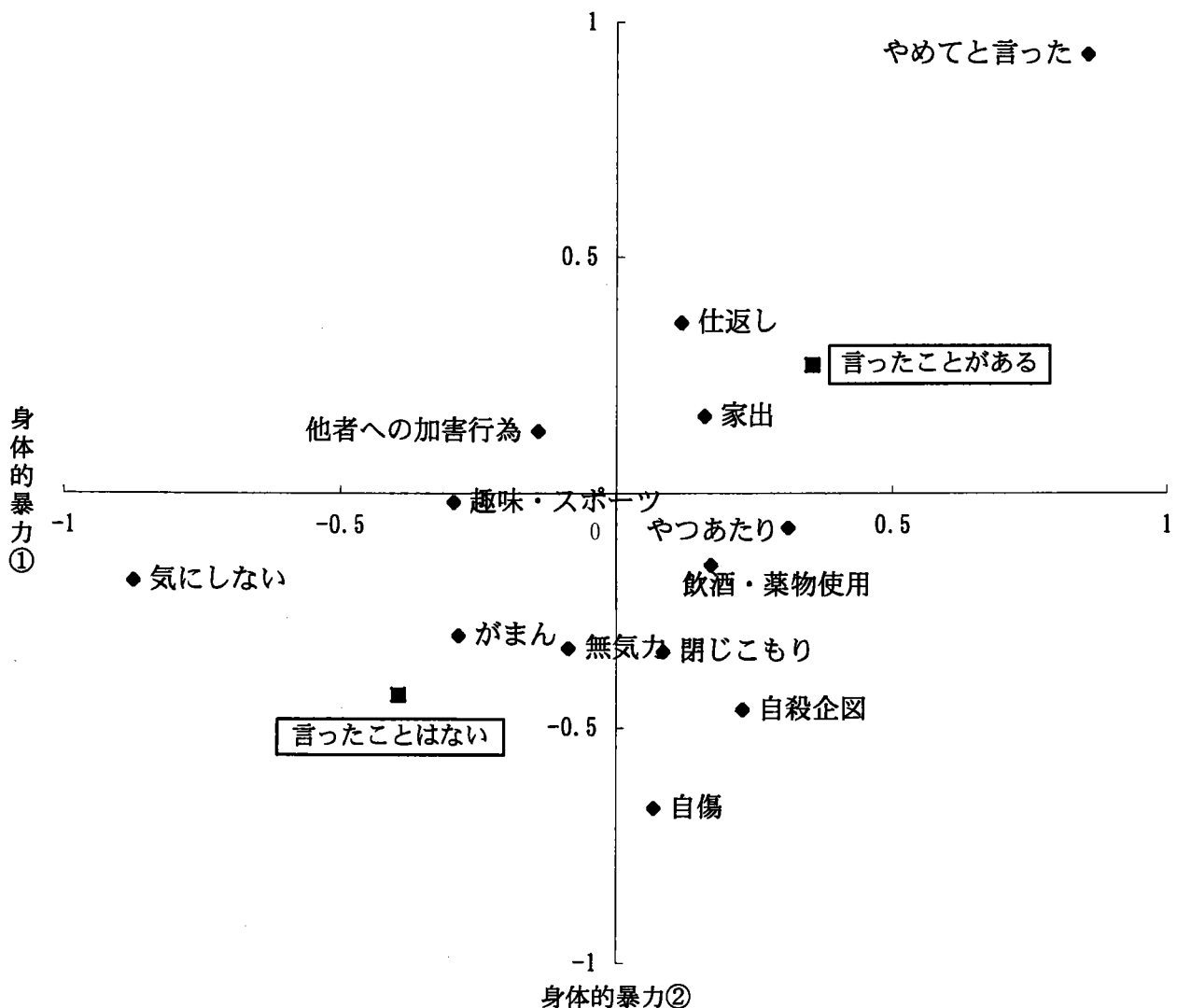
5 図5の注5に同じ。

6 図15の注3・4に同じ。

(3) 被虐待経験の表出の有無別

図18は、身体的暴力①（軽度）、②（重度）の被虐待群男子について、虐待を受けた時の行動を、被虐待経験の表出の有無別にコレスポネンス分析によって分析した結果をまとめたものである。①を見ると、その経験を「言ったことはない」とする者の周りに、「じっとがまんした」、「趣味・スポーツをした」があり、「言ったことがある」とする者の周りに、「家出した」、「自殺しようとした」、「やつあたりや、いやがらせをした」、「酒を飲んだ／薬物を使用した」がある。これに対し、②の場合は、「言ったことはない」とする者の周りに、「じっとがまんした」、「気にしたり、考えたりしないようにした」、「家に閉じこもった」、「自殺しようとした」、「自分の体を傷つけた」があり、「言ったことがある」とする者の周りに、「家出した」、「酒を飲んだ／薬物を使用した」、「自分も他の人に同じようなことをした」がある。

図18 身体的虐待を受けた時の行動（男子・被虐待経験の表出の有無別）



	グラフのラベル	対 応 す る 選 択 肢	次元の得点	
			身体的虐待 ①（軽度）	身体的虐待 ②（重度）
被虐待経験の表出の有無	言ったことがある		0.36	0.27
	言ったことはない		-0.39	-0.43
虐待を受けた時の行動	やめてと言った	やめるよう言った／言ってもらった	0.86	0.93
	家 出	家出した	0.16	0.16
	が ま ん	じっとがまんした	-0.28	-0.30
	気 に し な い	気にしたり，考えたりしないようにした	-0.87	-0.19
	自 殺 企 図	自殺しようとした	0.23	-0.46
	自 傷	自分の体を傷つけた	0.07	-0.67
	閉 じ こ も り	家に閉じこもった	0.08	-0.34
	無 気 力	何もしたくなくなった	-0.09	-0.33
	趣味・スポーツ	趣味・スポーツをした	-0.29	-0.02
	や つ あ た り	やつあたりや，いやがらせをした	0.31	-0.07
	飲 酒 ・ 薬 物 使 用	酒を飲んだ／薬物を使用した	0.17	-0.15
	仕 返 し	相手にやり返した／仕返しをした	0.12	0.36
	他者への加害行為	自分も他の人に同じようなことをした	-0.14	0.13

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 「虐待を受けた時の行動」については，重複選択による。
4 「言ったことはない」は，「覚えていない」を含む。
5 図16の注4に同じ。

5 身体的暴力の終了

(1) 終了の有無

表13は、「その被害は，終わったと思いますか」（問6）と尋ねた結果を，一般被害群，家族被害群及び被虐待群について，男女別に見たものである。「終わった」とする者の比率を見ると，身体的暴力①(軽度)，②(重度)ともに，男子は3群のいずれも80%前後である。女子は一般被害群では約80%と男子の3群とほぼ同率であるが，家族被害群，被虐待群の順で比率が低下し，被虐待群は一般被害群を14ポイント前後下回っている。また，男女ともいずれの群においても，「終わった」とするものの比率は，①より②のほうが低い。

身体的暴力①，②の被虐待群とも，終了の有無に男女で有意差が見られ(①： $\chi^2(1)=17.777$, $p=0.000$ ，②： $\chi^2(1)=10.686$, $p=0.001$)，「終わっていない」が女子で有意に多い。

表13 身体的暴力の終了

		身体的暴力①（軽度）			身体的暴力②（重度）		
		終わった	終わっていない	合 計	終わった	終わっていない	合 計
男子	一般被害群	1,035 (79.1)	273 (20.9)	1,308 (100.0)	1,287 (75.3)	422 (24.7)	1,709 (100.0)
	家族被害群	353 (85.3)	61 (14.7)	414 (100.0)	297 (81.8)	66 (18.2)	363 (100.0)
	被 虐 待 群	709 (83.0)	145 (17.0)	854 (100.0)	444 (78.7)	120 (21.3)	564 (100.0)
女子	一般被害群	106 (80.3)	26 (19.7)	132 (100.0)	123 (75.9)	39 (24.1)	162 (100.0)
	家族被害群	41 (75.9)	13 (24.1)	54 (100.0)	36 (70.6)	15 (29.4)	51 (100.0)
	被 虐 待 群	70 (66.0)	36 (34.0)	106 (100.0)	47 (61.8)	29 (38.2)	76 (100.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

3 「終わっていない」は、「わからない」を含む。

4 () 内は、構成比である。

(2) 終了の理由

図19は、身体的暴力①（軽度）、②（重度）が「終わった」とする者に対し、「被害は、なぜ終わったと思いますか」（問6のa、重複選択）と尋ねた結果を、一般被害群、家族被害群及び被虐待群について男女別に見たものである。

①を見ると、男子の一般被害群では、「相手に会わなくなった」とする者の比率が最も高く、次いで「自分の力が強くなった」となっている。これに対し、家族被害群及び被虐待群では、「自分が成長した／自分が反省した」が最も高く、次いで「相手が反省した」（家族被害群）、「自分の力が強くなった」（被虐待群）の順である。女子の一般被害群では、「相手に会わなくなった」が約60％と最も高く、次いで、「自分が成長した／自分が反省した」、「相手が反省した」が20％台である。これに対し、家族被害群及び被虐待群では、「自分が成長した／自分が反省した」、「相手が反省した」の順である。

②を見ると、男子では、3群とも最も比率が高い項目は①と同様であるが、その次に高いものは、「自分の力が強くなった」（一般被害群、被虐待群）、「相手が反省した」（家族被害群）である。女子では、最も比率が高い項目は①と同様であるが、次いで高いものは、3群とも「相手が反省した」である。

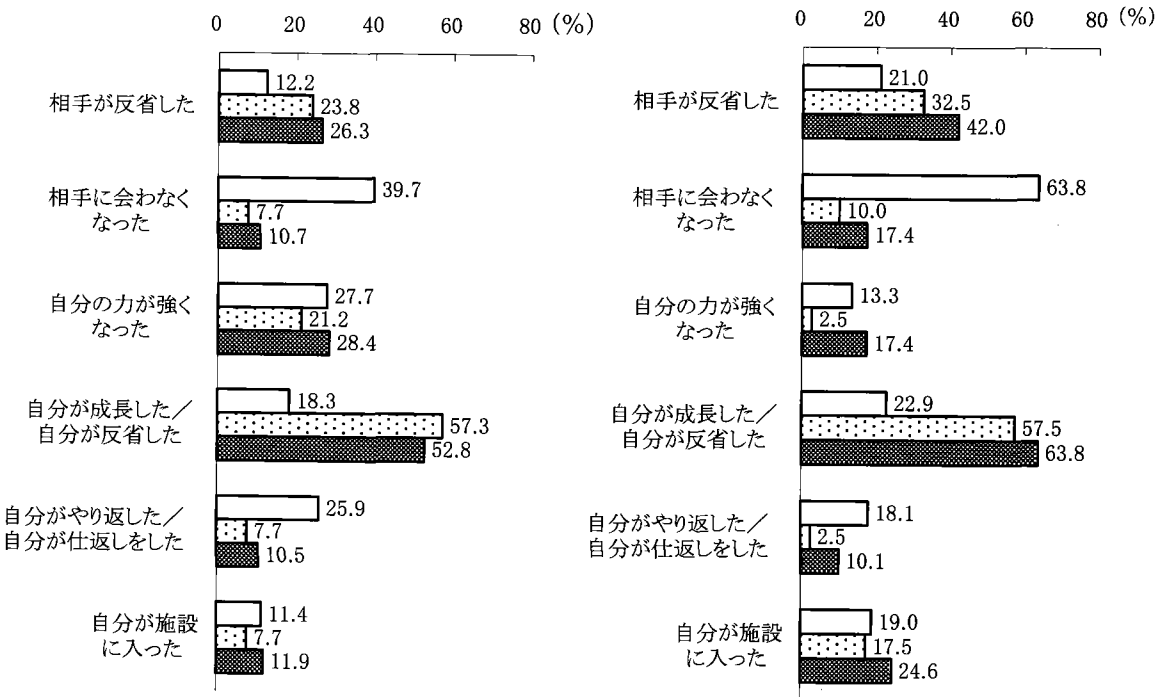
加害者が家族である2つの群間で有意差が見られたものは、男子の「自分の力が強くなった」（①： $\chi^2(1)=6.293$, $p=0.012$, ②： $\chi^2(1)=4.11$, $p=0.043$), 「自分が施設に入った」（①： $\chi^2(1)=4.355$, $p=0.037$), 女子の「自分の力が強くなった」（①： $p=0.029^*$ ）であり、残差分析の結果、いずれも被虐待群で有意に多い。

図19 身体的暴力の終了の理由

図19-1 身体的暴力①（軽度）

男子

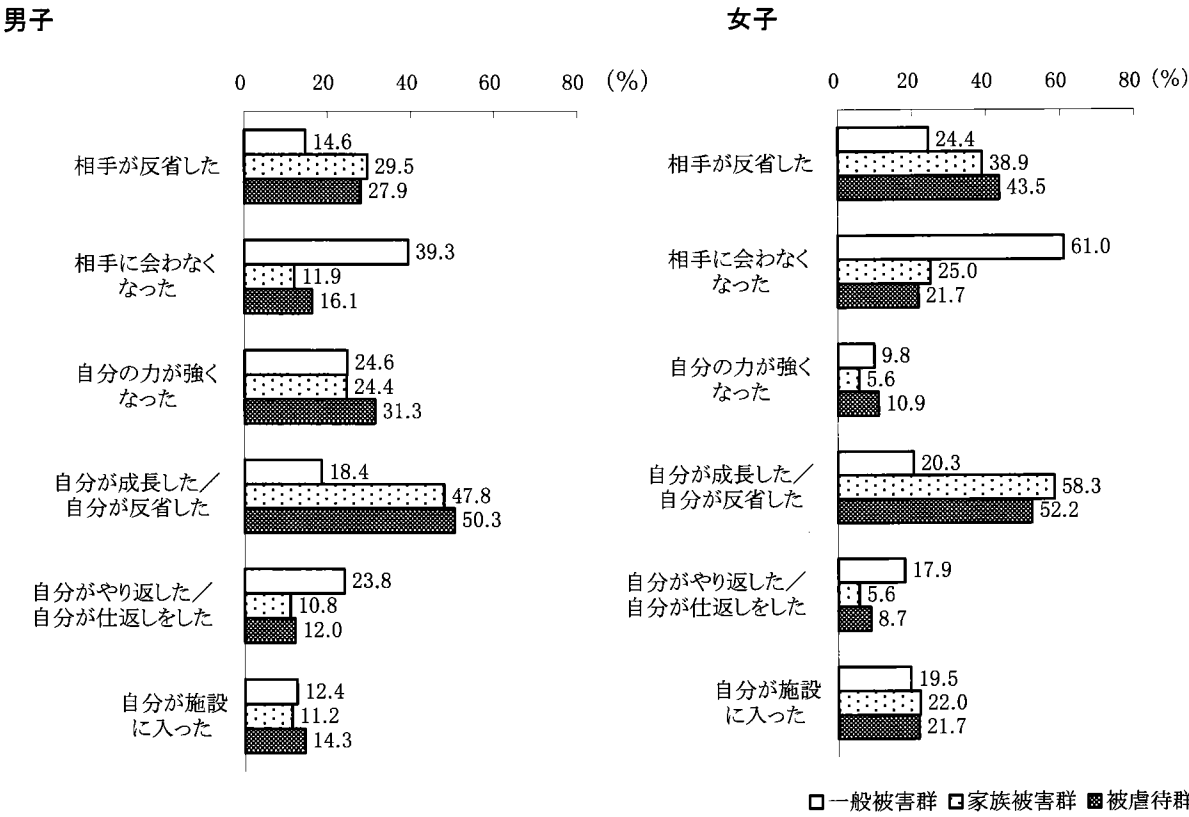
女子



□一般被害群 □家族被害群 ■被虐待群

		相手が反省した	相手に会わなくなった	自分の力が強くなった	自分が成長した／自分が反省した	自分がやり返した／自分が仕返しをした	自分が施設に入った	総数
男子	一般被害群	126 (12.2)	409 (39.7)	285 (27.7)	188 (18.3)	267 (25.9)	117 (11.4)	1,029
	家族被害群	83 (23.8)	27 (7.7)	74 (21.2)	200 (57.3)	27 (7.7)	27 (7.7)	349
	被虐待群	185 (26.3)	75 (10.7)	200 (28.4)	372 (52.8)	74 (10.5)	84 (11.9)	704
女子	一般被害群	22 (21.0)	67 (63.8)	14 (13.3)	24 (22.9)	19 (18.1)	20 (19.0)	105
	家族被害群	13 (32.5)	4 (10.0)	1 (2.5)	23 (57.5)	1 (2.5)	7 (17.5)	40
	被虐待群	29 (42.0)	12 (17.4)	12 (17.4)	44 (63.8)	7 (10.1)	17 (24.6)	69

図19-2 身体的暴力②（重度）



		相手が反省した	相手に会わなくなった	自分の力が強くなった	自分が成長した／自分が反省した	自分がやり返した／自分が仕返しをした	自分が施設に入った	総数
男子	一般被害群	187 (14.6)	503 (39.3)	315 (24.6)	236 (18.4)	305 (23.8)	159 (12.4)	1,280
	家族被害群	87 (29.5)	35 (11.9)	72 (24.4)	141 (47.8)	32 (10.8)	33 (11.2)	295
	被虐待群	123 (27.9)	71 (16.1)	138 (31.3)	222 (50.3)	53 (12.0)	63 (14.3)	441
女子	一般被害群	30 (24.4)	75 (61.0)	12 (9.8)	25 (20.3)	22 (17.9)	24 (19.5)	123
	家族被害群	14 (38.9)	9 (25.0)	2 (5.6)	21 (58.3)	2 (5.6)	8 (22.2)	36
	被虐待群	20 (43.5)	10 (21.7)	5 (10.9)	24 (52.2)	4 (8.7)	10 (21.7)	46

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 重複選択による。
4 グラフ及び表は、各項目を選択したもののみを挙げている。
5 () 内は、総数に対する比率である。

第4 家族からの性的暴力及びネグレクト

1 家族からの性的暴力

以下においては、まず、家族から性的暴力を受けた経験者である家族被害群と被虐待群の2つについて、被害を受けた時期、加害者数、最もひどい加害者等の被害状況を把握し、次いで、家族以外の者からの性的暴力の被害経験者と対比させながら、性的暴力を受けた時の行動等を分析する。

なお、性的暴力②（性交）については、実数が少ないので構成比は示さない。

(1) 全体的な被害状況

表14は、家族からの性的暴力の被害状況を、男女別に見たものである。男子で約1.4%、女子で約15%が、家族から性的暴力を受けたことがあり、性的虐待①及び②の両方を経験した者は、男子で3名、女子で1名である。

表14 家族からの性的暴力の被害状況

	な し	家族被害経験のみ	被虐待経験あり	合 計	検定結果
男子	2,065 (98.6) △[11.9]	15 (0.7) ▼[-10.9]	14 (0.7) ▼[-5.3]	2,094 (100.0)	(m) p=0.000**
女子	194 (85.1) ▼[-11.9]	24 (10.5) △[10.9]	10 (4.4) △[5.3]	228 (100.0)	
合計	2,259 (97.3)	39 (1.7)	24 (1.0)	2,322 (100.0)	

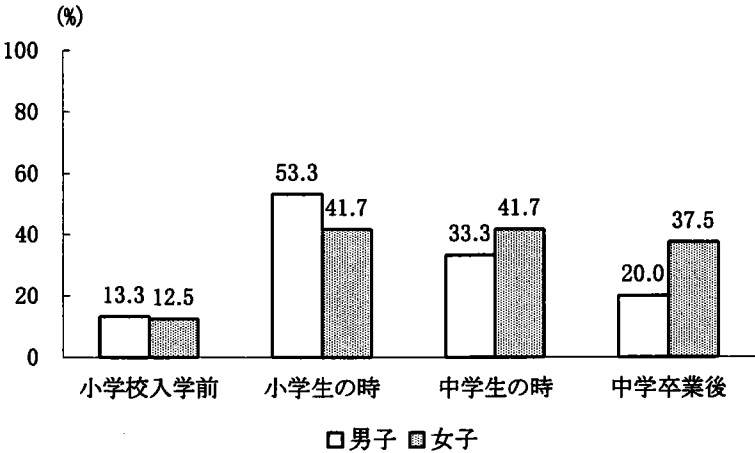
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 「なし」とは、家族からの性的暴力を受けた経験の全くないものをいう。
4 「家族被害経験のみ」とは、家族からの性的暴力①、②について、少なくとも一つの家族被害経験があり、被虐待経験は全くないものをいう。
5 「被虐待経験あり」とは、家族からの性的暴力①、②について、少なくとも一つの被虐待経験のあるものをいう。
6 () 内は、構成比である。
7 図1の注3・4に同じ。
8 表2の注6に同じ。

(2) 性的暴力を受けた時期及び加害者

ア 性的暴力を受けた時期

図20は、家族から性的暴力①（接触）、②（性交）の家族被害群に、それを経験した時期を尋ねた結果を男女別に見たものである。最も多くの者が経験した時期は、①で、男子は小学生の時、女子は小学生の時及び中学生の時である。②では、男子（総数3名）について、小学生の時、中学生の時、中学卒業後が各1名であり、女子（同10名）について、小学生の時、中学生の時の各4名、中学卒業後が6名となっている。

図20 性的暴力①（接触）を受けた時期（家族被害群）

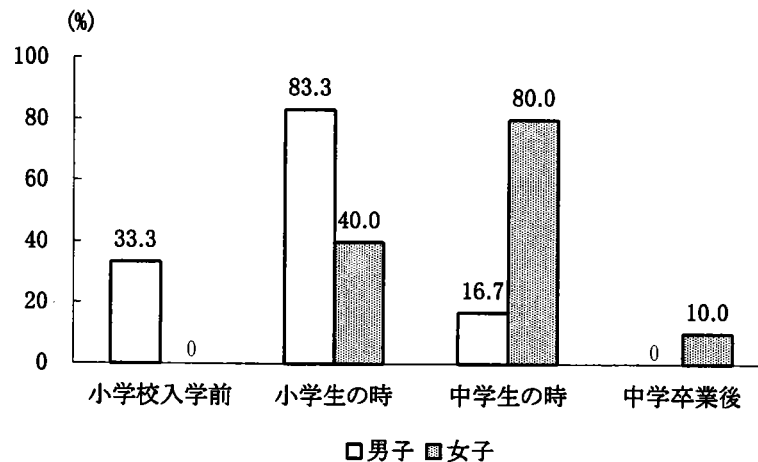


	小学校入学前	小学生の時	中学生の時	中学卒業後	総 数
男 子	2 (13.3)	8 (53.3)	5 (33.3)	3 (20.0)	15
女 子	3 (12.5)	10 (41.7)	10 (41.7)	9 (37.5)	24
合 計	5 (12.8)	18 (46.2)	15 (38.5)	12 (30.8)	39
検定結果	(f) p=1.000	$\chi^2(2)=0.506$ p=0.477	$\chi^2(2)=0.271$ p=0.603	(f) p=0.305	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 重複選択による。
4 「いつだったか覚えていない」を除く。
5 図4の注5～7に同じ。

図21は、被虐待群について、同様に見たものである。最も多くの者が性的虐待①（接触）を受けた時期は、男子が小学生の時、女子が中学生の時である。②（性交）について、男子（総数3名）は小学生の時（2名）、中学卒業以後（1名）、女子（同1名）は小学生の時及び中学生の時に経験したと答えている。

図21 性的暴力①（接触）を受けた時期（被虐待群）

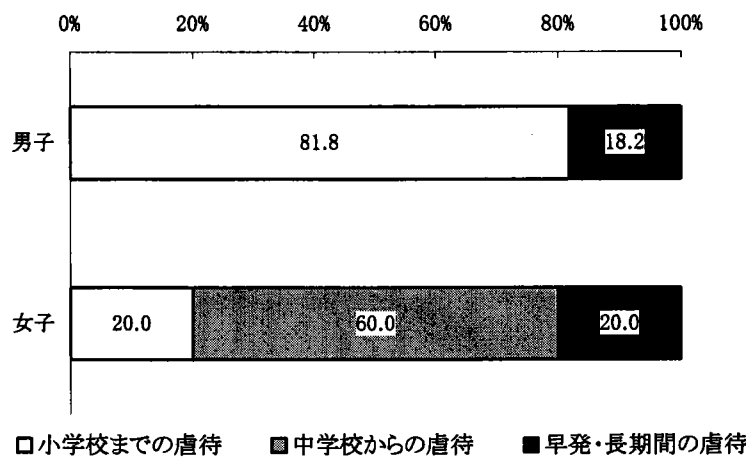


	小学校入学前	小学生の時	中学生の時	中学卒業後	総 数
男 子	4 (33.3)	10 (83.3)	2 (16.7) ▼[-3.0]	0 -	12
女 子	0 -	4 (40.0)	8 (80.0) △[3.0]	1 (10.0)	10
合 計	4 (18.2)	14 (63.6)	10 (45.5)	1 (4.5)	22
検定結果	(f) p=0.096	(f) p=0.074	(f) p=0.008**	(f) p=0.455	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答を除く。
 3 重複選択による。
 4 「いつだったか覚えていない」を除く。
 5 図4の注5～7に同じ。
 6 表2の注6に同じ。

図22は、性的虐待①（接触）の被虐待期間を男女別に見たものである。被虐待期間について男女で有意差が見られ、残差分析の結果、小学生までの虐待で男子、中学生からの虐待で女子がそれぞれ有意に多くなっている。なお、②（性交）について、男子（総数3名）は、小学生までの虐待（2名）、中学生からの虐待（1名）であり、女子（同1名）は、早発・長期間の虐待である。

図22 性的虐待①（接触）を受けた期間



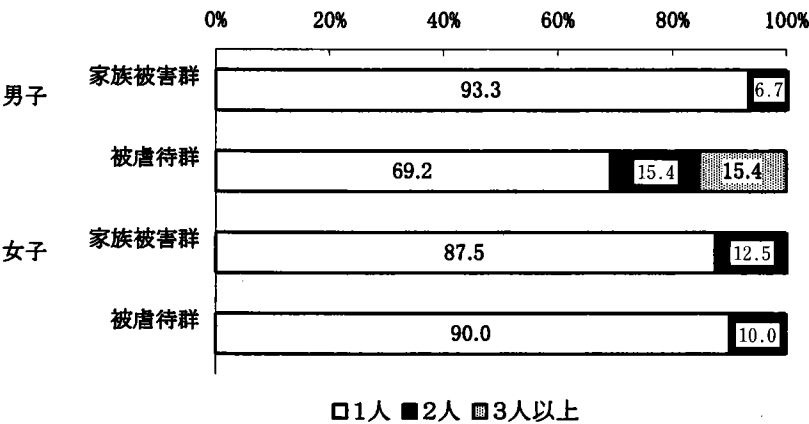
	小学生ま での虐待	中学生か らの虐待	早発・長期 間の虐待	合 計	検定結果
男 子	9 (81.8) △[2.8]	0 - ▼[-3.0]	2 (18.2) [-0.1]	11 (100.0)	(m) p=0.004**
女 子	2 (20.0) ▼[-2.8]	6 (60.0) △[3.0]	2 (20.0) [0.1]	10 (100.0)	
合 計	11 (52.4)	6 (28.6)	4 (19.0)	21 (100.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 () 内は、構成比である。
4 図1の注3・4に同じ。
5 表2の注6に同じ。

イ 性的暴力の加害者

図23は、性的暴力①（接触）を受けた経験のある者が、問3のa（重複選択）で選択した加害者数を、家族被害群、被虐待群について男女別に見たものである。男子の被虐待群を除き、男女とも加害者が1名の比率が90％前後と最も高い。なお、②（性交）についても、男子の被虐待群を除き、男女とも加害者が1名の比率が90％又は100％である。

図23 性的暴力①（接触）の加害者数



		1 人	2 人	3 人以上	合計	検定結果
男子	家族被害群	14 (93.3)	1 (6.7)	0 -	15 (100.0)	(m) p=0.213
	被虐待群	9 (69.2)	2 (15.4)	2 (15.4)	13 (100.0)	
	合 計	23 (82.1)	3 (10.7)	2 (7.1)	28 (100.0)	
女子	家族被害群	21 (87.5)	3 (12.5)	0 -	24 (100.0)	(f) p=1.000
	被虐待群	9 (90.0)	1 (10.0)	0 -	10 (100.0)	
	合 計	30 (88.2)	4 (11.8)	0 -	34 (100.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 () 内は、構成比である。
4 図1の注3に同じ。
5 図4の注6に同じ。

表15は、性的暴力①（接触）の最もひどい加害者を、家族被害群と被虐待群に分けて男女別に見たものである。家族被害群では、男女ともきょうだいが多く、次いで実父（男子）、配偶者等（女子）である。被虐待群では、男子は実父、女子は実父及び義父が多い。なお、②（性交）について、家族被害群の男子（総数3名）では、きょうだい（2名）、配偶者等（1名）であり、女子（同10名）では、配偶者等（5名）、実父（2名）、きょうだい（1名）である。被虐待群の男子（同3名）では、実父（2名）、義父（1名）、女子（同1名）は実父である。

表15 性的暴力①（接触）の最もひどい加害者

表15-1 家族被害群

	実父	義父	実母	義母	きょうだい	夫・妻・ 同棲相手	祖父母	合計	検定結果
男子	3 (21.4)	0 -	1 (7.1)	1 (7.1)	7 (50.0)	2 (14.3)	0 -	14 (100.0)	(m) p=0.197
女子	3 (14.3)	4 (19.0)	0 -	0 -	7 (33.3)	5 (23.8)	2 (9.5)	21 (100.0)	
合計	6 (17.1)	4 (11.4)	1 (2.9)	1 (2.9)	14 (40.0)	7 (20.0)	2 (5.7)	35 (100.0)	

表15-2 被虐待群

	実父	義父	実母	合計	検定結果
男子	4 (30.8) [-0.7]	1 (7.7) ▼[-2.0]	8 (61.5) △[2.4]	13 (100.0)	(m) p=0.031*
女子	4 (44.4) [0.7]	4 (44.4) △[2.0]	1 (11.1) ▼[-2.4]	9 (100.0)	
合計	8 (36.4)	5 (22.7)	9 (40.9)	22 (100.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 「祖父母」は、「祖父」と「祖母」を合わせたものである。
4 ()内は、構成比である。
5 図1の注3・4に同じ。
6 表4の注3に同じ。

(3) 性的暴力を受けた経験の表出

ア 性的暴力を受けた経験の表出の有無

以下においては、性的暴力を受けた時の行動等について分析するが、身体的暴力の場合と異なり、性的暴力の経験者が少ないので、一般群、家族被害群と被虐待群の3群で比較することは困難である。そこで、家族被害群と被虐待群を合わせて「加害者が家族の場合」とし、加害者が家族以外の者の場合である一般被害群との間で比較分析することとする。

表16は、「被害について、誰かに言ったことがありますか」（問4）と尋ねた結果を、加害者が家族以外の者の場合と家族の場合について、男女別に示したものである。性的暴力①（接触）、②（性交）とも、男子ではどちらの群も「言ったことはない」が、女子は、「言ったことがある」が多い。また、①、②の男女とも、「言ったことがある」とする比率は、加害者が家族以外の者の場合より家族の場合の方が低くなっている。

性的暴力①、②を受けた経験を「言ったことがある」とする者の比率を、身体的暴力及びネグレクトの場合と比べると、加害者が家族である場合の女子を除き、いずれもかなり低い数値になっている。

表16 性的暴力の被害経験の表出の有無

	加害者	性的暴力①（接触）			性的暴力②（性交）		
		言ったことがある	言ったことはない	合 計	言ったことがある	言ったことはない	合 計
男子	家族以外の者	143 (40.1)	214 (59.9)	357 (100.0)	71 (46.1)	83 (53.9)	154 (100.0)
	家 族	9 (31.0)	20 (69.0)	29 (100.0)	1 (20.0)	4 (80.0)	5 (100.0)
女子	家族以外の者	114 (72.6)	43 (27.4)	157 (100.0)	124 (79.5)	32 (20.5)	156 (100.0)
	家 族	20 (57.1)	15 (42.9)	35 (100.0)	6 (54.5)	5 (45.5)	11 (100.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 「言ったことはない」は、「覚えていない」を含む。
4 () 内は、構成比である。

イ 性的暴力を受けた経験を表出した者

表17は、性的暴力①（接触）を受けたことを話した相手（問4のa、重複選択）について尋ねた結果を、加害者が家族以外の者の場合と家族の場合について男女別に見たものである。男子では、加害者が家族以外の者の場合、友達等に話したとする者の比率が約90％と、他に比べて圧倒的に高く、加害者が家族の場合、母が最も高い。女子でも、加害者が家族以外の者の場合については、男子と同様であるが、家族の場合については、母及び友達等が高い。

表17 性的暴力①（接触）の被害経験を話した相手

	加害者	父	母	きょうだい	友達・恋人・先輩	警察	学校や施設の先生	総数
男子	家族以外の者	4 (2.8)	8 (5.6)	8 (5.6)	133 (93.0)	7 (4.9)	4 (2.8)	143
	家 族	1 (11.1)	5 (55.6)	1 (11.1)	1 (11.1)	1 (11.1)	1 (11.1)	9
女子	家族以外の者	13 (11.4)	21 (18.4)	6 (5.3)	106 (93.0)	18 (15.8)	9 (7.9)	114
	家 族	1 (4.0)	13 (52.0)	8 (32.0)	10 (40.0)	2 (8.0)	6 (24.0)	25

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 重複選択による。
4 表は、各項目を選択した者のみを挙げている。
5 () 内は、総数に対する比率である。

ウ 性的暴力を受けた経験を表出しなかった者

表18は、性的暴力①（接触）を受けた経験を誰にも話さなかった理由（問4のc、重複選択）を尋ねた結果を、加害者が家族以外の者の場合と家族の場合について男女別に見たものである。どちらの場合も、男子では、「たいした被害ではなかった」、「言うのがはずかしかった」が多く、女子では、「言うのがはずかしかった」が他に比べてかなり多い。

身体的暴力及びネグレクトの場合と比べると、「言うのがはずかしかった」とする比率がかなり高い一方、身体的暴力の家族被害群及び被虐待群で最も比率が高かった「自分が悪いと思った」は、加害者が家族以外の者の場合の女子を除き、10%以下の低い比率である。

表18 性的暴力①（接触）の被害経験を話さなかった理由

	加害者	たいした被害ではなかった	自分で解決しようと思った	言うのがはずかしかった	人にめいわくをかけると思った	言っても、むだだと思った	言うのと、かえってひどい目にあうと思った	自分が悪いと思った	総 数
男子	家族以外の者	85 (42.7)	31 (15.6)	77 (38.7)	8 (4.0)	45 (22.6)	18 (9.0)	9 (4.5)	199
	家 族	8 (44.4)	1 (5.6)	7 (38.9)	1 (5.6)	3 (16.7)	0 -	0 -	18
女子	家族以外の者	11 (26.2)	6 (14.3)	25 (59.5)	6 (14.3)	16 (38.1)	5 (11.9)	7 (16.7)	42
	家 族	1 (7.1)	3 (21.4)	11 (78.6)	1 (7.1)	3 (21.4)	3 (21.4)	1 (7.1)	14

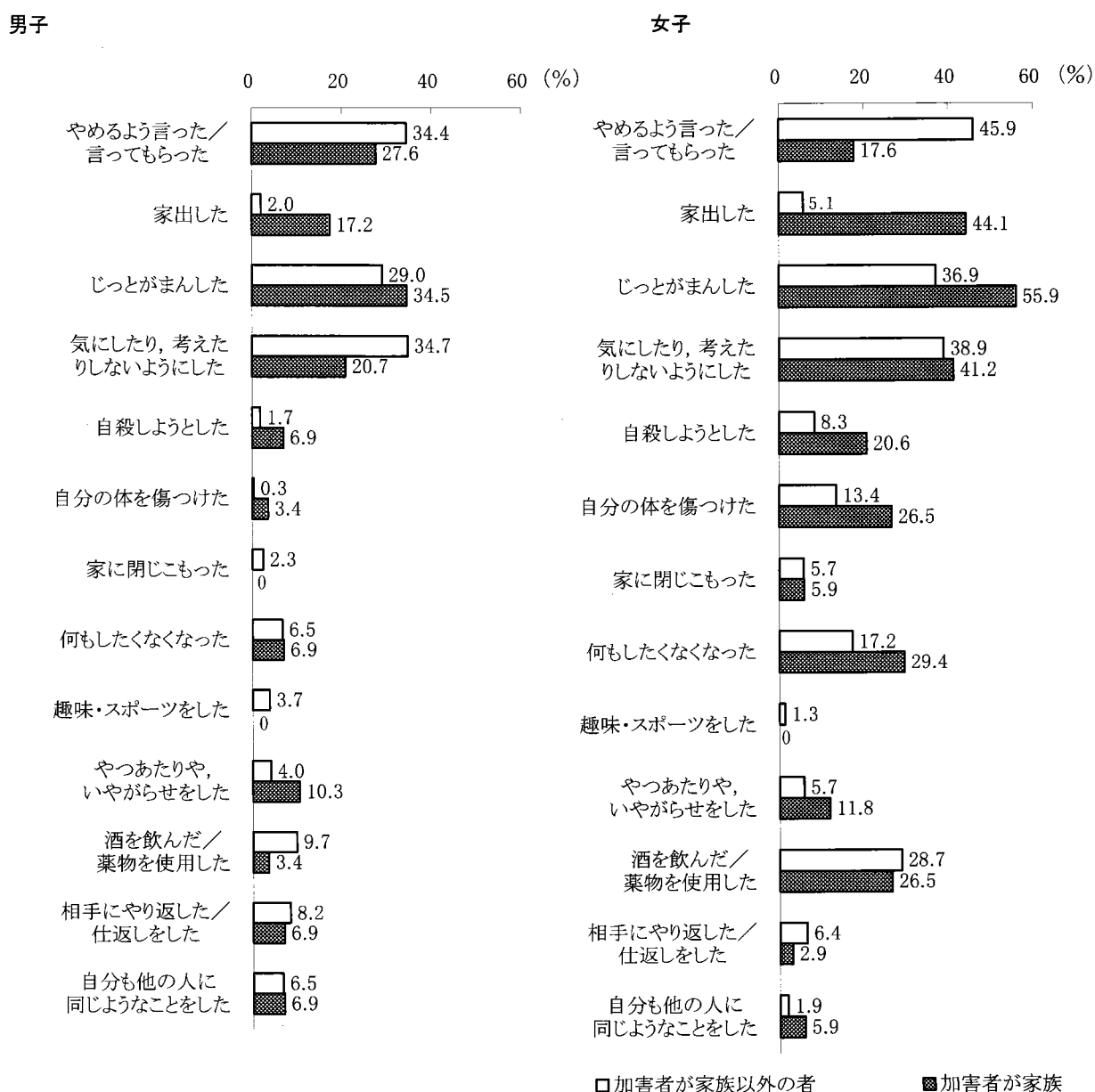
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 重複選択による。
4 表17の注4・5に同じ。

(4) 性的暴力の被害にあった時の行動

図24は、性的暴力①（接触）を受けた経験のある者に対し、「その被害にあって、あなたはどうしましたか」（問5、重複選択）と尋ねた結果を、加害者が家族以外の者の場合と家族の場合について男女別に見たものである。男子では、加害者が家族以外の者の場合、「気にしたり、考えたりしないようにした」と「やめるよう言った／言ってもらった」がほぼ同率で最も高く、次いで「じっとがまんした」となっている。加害者が家族の場合、「じっとがまんした」、「やめるよう言った／言ってもらった」の順である。女子では、加害者が家族以外の者の場合、「やめるよう言った／言ってもらった」、「気にしたり、考えたりしないようにした」の順であり、家族の場合、「じっとがまんした」、「家出した」の順である。また、

加害者が家族であるか否かにかかわらず、女子の場合は、「酒を飲んだ／薬物を使用した」とする者が約30%を占め、男子に比べてかなり高くなっている。

図24 性的暴力①（接触）を受けた時の行動



	男 子		女 子	
	加害者が家族以外の者	加害者が家族	加害者が家族以外の者	加害者が家族
やめるよう言った／ 言ってもらった	121 (34.4)	8 (27.6)	72 (45.9)	6 (17.6)
家出した	7 (2.0)	5 (17.2)	8 (5.1)	15 (44.1)
じっとがまんした	102 (29.0)	10 (34.5)	58 (36.9)	19 (55.9)
気にしたり，考えた りしないようにした	122 (34.7)	6 (20.7)	61 (38.9)	14 (41.2)
自殺しようとした	6 (1.7)	2 (6.9)	13 (8.3)	7 (20.6)
自分の体を傷つけた	1 (0.3)	1 (3.4)	21 (13.4)	9 (26.5)
家に閉じこもった	8 (2.3)	0 -	9 (5.7)	2 (5.9)
何もしたくなかった	23 (6.5)	2 (6.9)	27 (17.2)	10 (29.4)
趣味・スポーツをした	13 (3.7)	0 -	2 (1.3)	0 -
やつあたりや， いやがらせをした	14 (4.0)	3 (10.3)	9 (5.7)	4 (11.8)
酒を飲んだ／ 薬物を使用した	34 (9.7)	1 (3.4)	45 (28.7)	9 (26.5)
相手にやり返した／ 仕返しをした	29 (8.2)	2 (6.9)	10 (6.4)	1 (2.9)
自分も他の人に同じ ようなことをした	23 (6.5)	2 (6.9)	3 (1.9)	2 (5.9)
総 数	352	29	157	34

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

3 重複選択による。

4 グラフ及び表は，各項目を選択した者のみを挙げている。

5 () 内は，総数に対する比率である。

(5) 性的暴力の終了

ア 終了の有無

表19は、「その被害は、終わったと思いますか」（問6）と尋ねた結果を、加害者が家族以外の者の場合と家族の場合について男女別に見たものである。性的暴力①（接触）では、加害者が家族以外の者の場合の女子を除き、「終わった」とする者が70％以上である。②（性交）では、男女とも、「終わった」とする比率は、加害者が家族以外の者の場合に比べ、家族の場合の方が10ないし20ポイント低くなっている。また、性的暴力①、②ともに、身体的暴力に比べて、「終わった」とする者の比率は低い。

表19 性的暴力の終了

	加害者	性的暴力①（接触）			性的暴力②（性交）		
		終わった	終わっていない	合 計	終わった	終わっていない	合 計
男子	家族以外の者	266 (73.9)	94 (26.1)	360 (100.0)	110 (70.5)	46 (29.5)	156 (100.0)
	家 族	20 (76.9)	6 (23.1)	26 (100.0)	3 (60.0)	2 (40.0)	5 (100.0)
女子	家族以外の者	110 (70.5)	46 (29.5)	156 (100.0)	104 (67.5)	50 (32.5)	154 (100.0)
	家 族	22 (66.7)	11 (33.3)	33 (100.0)	5 (45.5)	6 (54.5)	11 (100.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 「終わっていない」は、「わからない」を含む。
4 () 内は、構成比である。

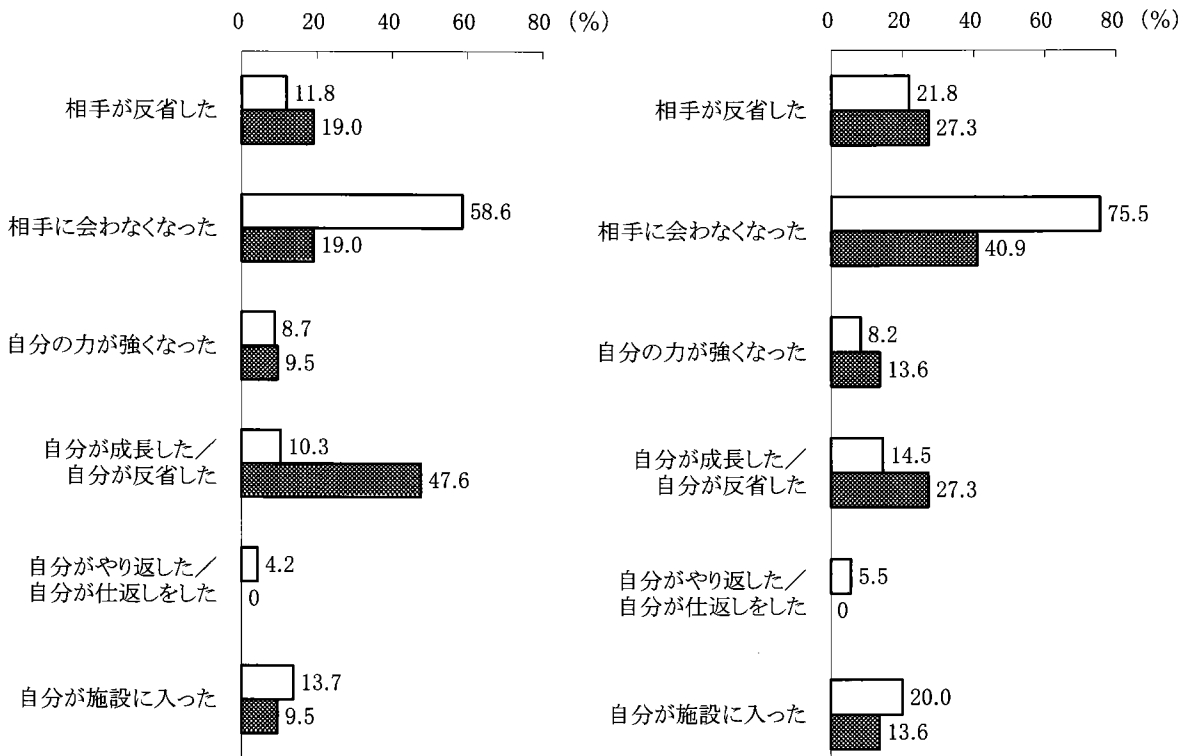
イ 終了の理由

図25は、性的暴力①（接触）が「終わった」とする者に対し、「被害はなぜ終わったと思いますか」（問6のa、重複選択）と尋ねた結果を、加害者が家族以外の者の場合と家族の場合について男女別に見たものである。加害者が家族の場合の男子で「自分が成長した／自分が反省した」とする者の比率が最も高いが、それ以外においては「相手に会わなくなった」が最も高い。

図25 性的暴力①（接触）の終了の理由

男子

女子



□加害者が家族以外の者 ■加害者が家族

	男子		女子	
	加害者が家族以外の者	加害者が家族	加害者が家族以外の者	加害者が家族
相手が反省した	31 (11.8)	4 (19.0)	24 (21.8)	6 (27.3)
相手に会わなくなった	154 (58.6)	4 (19.0)	83 (75.5)	9 (40.9)
自分の力が強くなった	23 (8.7)	2 (9.5)	9 (8.2)	3 (13.6)
自分が成長した／ 自分が反省した	27 (10.3)	10 (47.6)	16 (14.5)	6 (27.3)
自分がやり返した／ 自分が仕返しをした	11 (4.2)	0 -	6 (5.5)	0 -
自分が施設に入った	36 (13.7)	2 (9.5)	22 (20.0)	3 (13.6)
総数	263	21	110	22

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 重複選択による。
4 グラフ及び表は、各項目を選択した者のみを挙げている。
5 () 内は、総数に対する比率である。

2 ネグレクト

(1) 不適切な保護態度の全体的な被害状況

表20は、不適切な保護態度の加害状況を男女別に見たものである。家族から不適切な保護態度を受けたことのある者は、男子で約8％，女子で約11％である。そのほとんどが保護者から繰り返し受ける虐待行為（ネグレクト）の経験者である。

表20 不適切な保護態度の被害状況

	なし	被害経験のみ	被虐待経験あり	合 計	検定結果
男子	1,930 (92.3)	56 (2.7)	104 (5.0)	2,090 (100.0)	$\chi^2(2)=4.663$ $p=0.097$
女子	205 (89.5)	5 (2.2)	19 (8.3)	229 (100.0)	
合計	2,135 (92.1)	61 (2.6)	123 (5.3)	2,319 (100.0)	

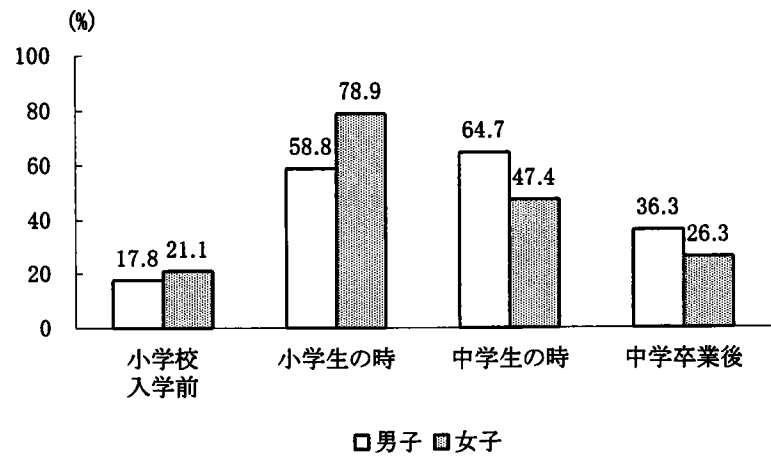
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 () 内は、構成比である。

なお、先に第2の2の2で述べたとおり、少年の保護、監護に当たる大人である父母、祖父母のいずれかが、繰り返し「1日以上、食事をさせてもらえなかった」ことを、ここでは便宜上「ネグレクト」と呼んでいるが、児童虐待防止法の規定する「保護者としての監護を著しく怠ること」は、これに限るものではない。したがって、以下においては、本調査の対象としているネグレクトが、限定的なものであることを念頭におく必要がある。また、不適切な保護態度を受けた者のうち、家族被害群については分析の対象から外した。

(2) ネグレクトを受けた時期及び加害者

図26は、ネグレクトを受けた時期を男女別に見たものである。最も多くの者が経験した時期は、男子は中学生の時、女子は小学生の時である。

図26 ネグレクトを受けた時期

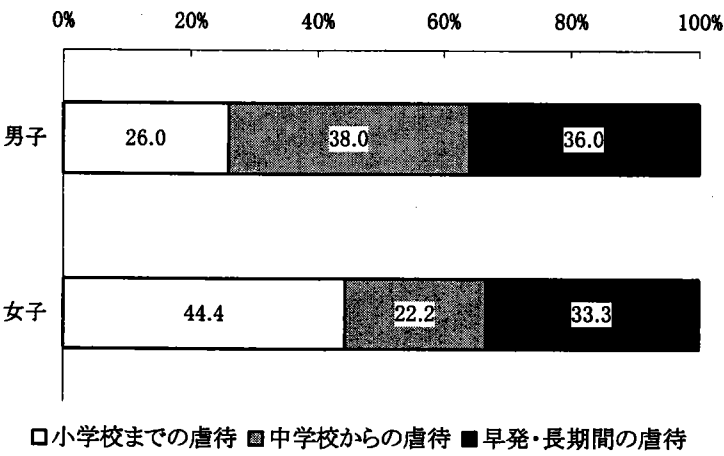


	小学校 入学前	小学生の時	中学生の時	中学卒業後	総数
男子	18 (17.8)	60 (58.8)	66 (64.7)	37 (36.3)	102
女子	4 (21.1)	15 (78.9)	9 (47.4)	5 (26.3)	19
合計	22 (18.2)	75 (62.0)	75 (62.0)	42 (34.7)	121
検定 結果	(f) p=0.748	$\chi^2(1)=2.753$ p=0.097	$\chi^2(1)=2.043$ p=0.153	$\chi^2(1)=0.701$ p=0.402	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 重複選択による。
4 「いつだったか覚えていない」を除く。
5 図4の注5～7に同じ。

図27は、ネグレクトの被虐待期間を男女別に見たものである。小学生までの虐待は、男子では最も比率が低く、女子では最も高くなっている。

図27 ネグレクトを受けた期間

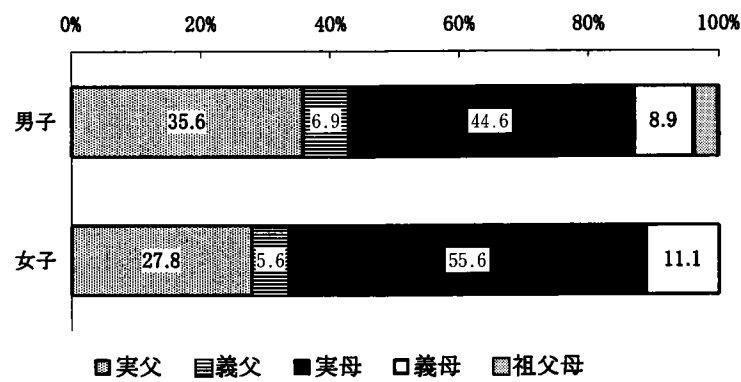


	小学校までの虐待	中学校からの虐待	早発・長期間の虐待	合計	検定結果
男子	26 (26.0)	38 (38.0)	36 (36.0)	100 (100.0)	$\chi^2(2)=2.898$ p=0.235
女子	8 (44.4)	4 (22.2)	6 (33.3)	18 (100.0)	
合計	34 (28.8)	42 (35.6)	42 (35.6)	118 (100.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 () 内は、構成比である。

図28は、ネグレクトの最もひどい加害者を男女別に見たものである。男女とも、実母が最も多く、次いで実父である。

図28 ネグレクトの最もひどい加害者



	実父	義父	実母	義母	祖父母	合計	検定結果
男子	36 (35.6)	7 (6.9)	45 (44.6)	9 (8.9)	4 (4.0)	101 (100.0)	(m) p=0.857
女子	5 (27.8)	1 (5.6)	10 (55.6)	2 (11.1)	0 -	18 (100.0)	
合計	41 (34.5)	8 (6.7)	55 (46.2)	11 (9.2)	4 (3.4)	119 (100.0)	

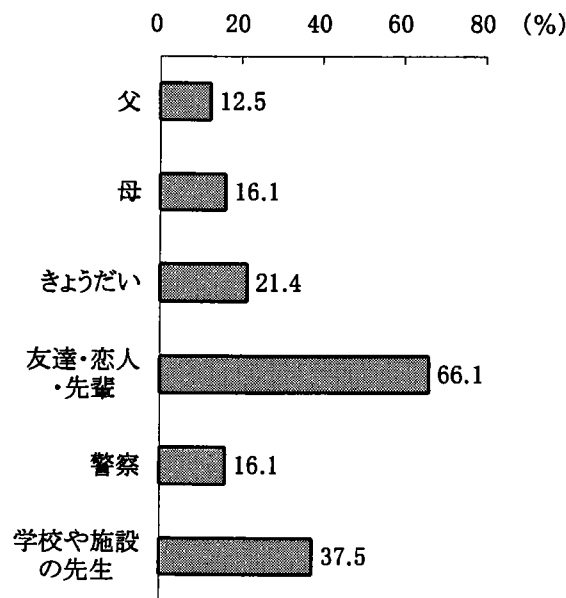
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 「祖父母」は、「祖父」と「祖母」を合わせたものである。
4 () 内は、構成比である。
5 図1の注3に同じ。

(3) ネグレクトを受けた経験の表出

「被害について、誰かに言ったことがありますか」(問4)と尋ねたところ、男子では、「言ったことがある」(54.9%)が「言ったことはない」をやや上回り、女子は、「言ったことがある」(68.4%)が「言ったことはない」をかなり上回っている。

図29は、ネグレクトを受けたことを話した相手(問4のa、重複選択)について尋ねた結果を、男子について見たものである。友達等に話したとする者の比率が最も高く、次いで先生となっている。なお、女子でも、友達等、先生が多い。

図29 ネグレクトを受けた経験を話した相手(男子)



	父	母	きょうだい	友 達 ・ 恋 人 ・ 先輩	警察	学校や施設 の先生	総数
男子	7 (12.5)	9 (16.1)	12 (21.4)	37 (66.1)	9 (16.1)	21 (37.5)	56
女子	2 (15.4)	1 (7.7)	3 (23.1)	11 (84.6)	3 (23.1)	5 (38.5)	13
合計	9 (13.0)	10 (14.5)	15 (21.7)	48 (69.6)	12 (17.4)	26 (37.7)	69
検定 結果	(f) p=0.674	(f) p=0.674	(f) p=1.000	(f) p=0.317	(f) p=0.685	(f) p=1.000	

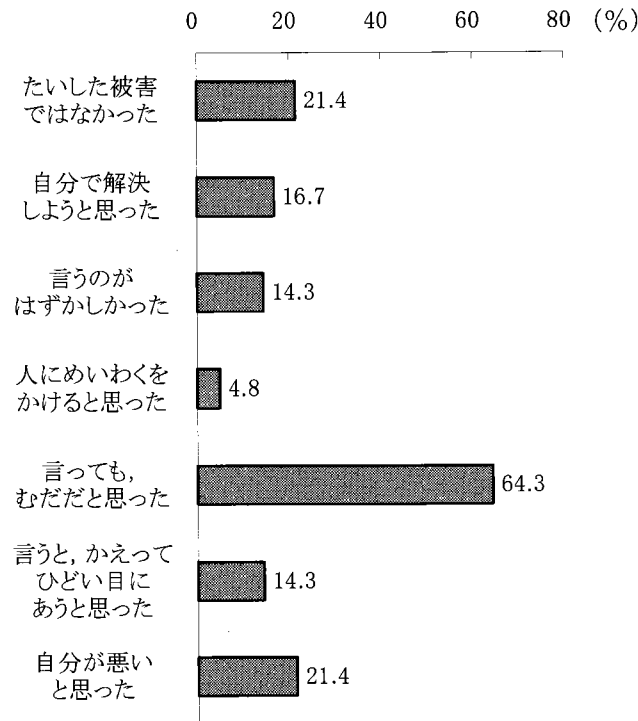
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 重複選択による。
4 グラフ及び表は、各相手に該当するもののみを挙げている。
5 () 内は、総数に対する比率である。
6 図4の注6に同じ。

なお、「あなたの被害の話を信じてくれた人はいましたか」(問4のb)と尋ねたところ、男子90.2%、女子83.3%が「いた」と答えている。

図30は、ネグレクトを受けた経験を誰にも話さなかった理由（問4のc、重複選択）を尋ねた結果を、男子について見たものである。「言っても、むだだと思った」とする者の比率が最も高い。

「もしも、言うとしたら、次の誰に言いたかったですか」（問4のd、重複選択）と尋ねたところ、男女とも、「誰にも言いたいと思わなかった」とする者が、最も多かった。

図30 ネグレクトの経験を話さなかった理由（男子）



	たいした被害ではなかった	自分で解決しようと思った	言うのがはずかしかった	人にめいわくをかけると思った	言っても、むだだと思った	言うとかえってひどい目にあうと思った	自分が悪いと思った	総数
男子	9 (21.4)	7 (16.7)	6 (14.3)	2 (4.8)	27 (64.3)	6 (14.3)	9 (21.4)	42
女子	2 (33.3)	0 -	3 (50.0)	1 (16.7)	2 (33.3)	1 (16.7)	1 (16.7)	6
合計	11 (22.9)	7 (14.6)	9 (18.8)	3 (6.3)	29 (60.4)	7 (14.6)	10 (20.8)	48
検定結果	(f) p=0.609	(f) p=0.573	(f) p=0.071	(f) p=0.336	(f) p=0.197	(f) p=1.000	(f) p=1.000	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

3 重複選択による。

4 グラフ及び表は、各理由に該当するもののみを挙げている。

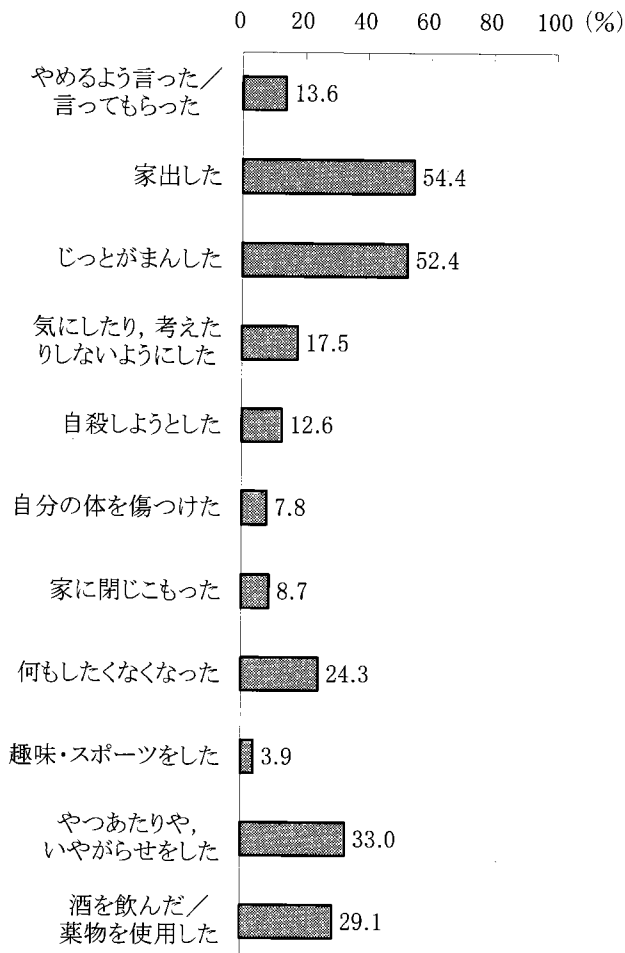
5 () 内は、総数に対する比率である。

6 図4の注6に同じ。

(4) ネグレクトの被害にあった時の行動

図31は、ネグレクトを受けた経験のある者に対し、「その被害にあって、あなたはどのようにしましたか」(問5, 重複選択)と尋ねた結果を男子について見たものである。「家出した」、「じっとがまんした」とする者の比率が、半数以上と高くなっているほか、「やつあたりや、いやがらせをした」、「酒を飲んだ／薬物を使用した」が30%前後を占めている。なお、女子では、「じっとがまんした」(14名)が最も多く、次いで、「家出した」(8名)、「酒を飲んだ／薬物を使用した」(7名)となっている。

図31 ネグレクトの被害にあった時の行動(男子)



	男子	女子	合計
やめるよう言った／言ってもらった	14 (13.6)	2 (10.5)	16 (13.1)
家出した	56 (54.4)	8 (42.1)	64 (52.5)
じっとがまんした	54 (52.4)	14 (73.7)	68 (55.7)
気にしたり、考えたりしないようにした	18 (17.5)	6 (31.6)	24 (19.7)
自殺しようとした	13 (12.6)	3 (15.8)	16 (13.1)
自分の体を傷つけた	8 (7.8)	4 (21.1)	12 (9.8)
家に閉じこもった	9 (8.7)	3 (15.8)	12 (9.8)
何もしたくなかった	25 (24.3)	4 (21.1)	29 (23.8)
趣味・スポーツをした	4 (3.9)	1 (5.3)	5 (4.1)
やつあたりや、いやがらせをした	34 (33.0)	4 (21.1)	38 (31.1)
酒を飲んだ／薬物を使用した	30 (29.1)	7 (36.8)	37 (30.3)
総数	103	19	122

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

3 重複選択による。

4 グラフ及び表は、各項目を選択したもののみを挙げている。

5 () 内は、総数に対する比率である。

第5 家族からの加害行為の状況のまとめと考察

1 まとめ

ここでは、家族からの身体的暴力①（軽度）、②（重度）、性的暴力①（接触）、②（性交）及び不適切な保護態度について、それぞれの被害の状況や被害を受けた時に少年がとった行動等を見てみた。なお、分析に際しては、家族からの加害行為を受けた経験のある者を「被虐待群」（父、母、祖父、祖父母のいずれかから繰返し身体的暴力等を受けていた者）と「家族被害群」（被虐待群以外の者）に分け、家族以外の者から同種加害行為を受けた経験のある者との対比も含め、家族からの身体的暴力等の被害経験の特徴を把握することに努めた。

その結果の概要は、次のとおりである。

- (1) 身体的暴力及び性的暴力を受けた経験のある者の比率は、身体的暴力①を除き、加害者が家族以外の者の場合の方が家族の場合より高い。また、加害者が家族以外の者の場合の性的暴力及び加害者が家族の場合の全ての加害行為について、それを受けた経験のある者の比率は女子の方が高い。
- (2) 家族から身体的暴力、性的暴力及び不適切な保護態度のいずれか1つでも受けた経験のある者は、全体の約70%である。また、これら5つの加害行為について少なくとも1つ以上の被虐待経験のある者は全体の約50%で、男女を比べると、女子に有意に多い。
- (3) 被虐待経験のある者の約90%は、身体的虐待のみの経験者である。
- (4) 家族からの身体的暴力の被害状況については、次のとおりである。
 - ① 家族から身体的暴力を受けた者は、家族被害群と被虐待群を合わせて約70%を占め、身体的虐待①、②のどちらか又は両方を経験した者は約50%である。
 - ② 最も多くの者が身体的暴力を受けた時期は、家族被害群の場合、①が小学生の時で②が中学生の時であるが、被虐待群の場合、①が小学生の時で②が小学生の時及び中学生の時である。
 - ③ 虐待を受けた期間を見ると、身体的虐待①、②とも早発・長期間の虐待（小学校入学前又は小学生の時に始まり、中学生の時または中学卒業以後にわたる虐待）が半数を超えて最も多い。なお、①については、小学生までの虐待が男子で有意に多い。
 - ④ 身体的暴力の加害者数は、①の被虐待群を除き、1名とする者が半数以上を占めるが、①、②とも、加害者2名とするものは被虐待群に多い。
 - ⑤ 身体的暴力の最もひどい加害者について、家族被害群ではきょうだいとする者の比率が50%前後と最も高く、被虐待群では実父（男子）又は実父及び実母（女子）である。また、虐待の最もひどい加害者を男女で比べると、男子は実父、女子は実母がそれぞれ有意に多い。
 - ⑥ 身体的虐待①及び②の両方を受けた者は、男子で約20%、女子で約30%おり、2つの虐待行為を、同じ時期に受け、その最もひどい加害者が同一である傾向にある。
 - ⑦ 身体的虐待（②の女子を除く。）の最もひどい加害者と被虐待期間の間に有意な関連が見られ、①では、男子に対する「実母による小学生までの虐待」及び「実父による早発・長期間の虐待」、女子に対する「義母による小学生までの虐待」及び「義父による中学生からの虐待」がそれぞれ多い。また、②では、男子に対する「実母、義母による小学生までの虐待」及び「実父による中学生からの虐待」が多い。
- (5) 身体的暴力を受けた時の行動等について、加害者が家族以外の者の場合との対比も含めて述べると、次のとおりである。

- ① 身体的暴力を受けた経験を誰かに言ったどうかについては、男女で傾向が異なり、男子では、被害の経験を表出する者は、加害者が家族以外の者の場合の方が家族の場合より多いが、女子は加害者が家族であるか否かによる大きな違いはなく、また、総じて男子より表出する者が多い。なお、男女とも身体的暴力の程度が重いときの方が、表出する者が多くなっている。
- ② 身体的暴力を受けた経験を言った相手は、加害者が家族であるかどうかにかかわらず、男女とも友達等が半数以上と最も多い。なお、被虐待群については、最もひどい加害者や虐待を受けた時期によって若干傾向が異なる。男子の場合、最もひどい加害者が実父の場合は友達等に話す者が多いが、義父又は実母の場合は少ない。また、小学生までの虐待の場合は、母に話すことが多く、友達等は少なく、中学生からの虐待の場合は、母と友達に話すことが多い。また、早発・長期間の虐待の場合は、母に話すことは少なく、友達等に話すことが多い。
- ③ 家族から身体的虐待を受けた経験を言った相手が1人の者について、相手別に話を信じてくれたかどうかを見ると、①、②とも、信じてくれた人は友達等で多く、警察及び先生で少ない。
- ④ 身体的暴力を受けた経験を言わなかった理由について、②の女子を除き、加害者が家族以外の者の場合と家族の場合で傾向が異なる。特に、「自分が悪いと思った」については、加害者が家族の場合で最も高い比率を占めているのに対し、家族以外の者の場合は低い。
- ⑤ 身体的暴力の被害を受けたときの行動について、②の女子を除き、加害者が家族以外の者の場合と家族の場合で傾向が異なる。加害者が家族以外の者の場合は「じっとがまんした」や「相手にやり返した／仕返しをした」が多く、家族の場合は「じっとがまんした」と「家出した」が多い。また、女子については、加害者が家族であるかどうかにかかわらず、「酒を飲んだ／薬物を使用した」が男子に比べて高い比率になっている。
- ⑥ 家族から身体的暴力の被害を受けたときの行動について、男子の家族被害群と被虐待群では異なる傾向が見られ、家族被害群では、「やめるよう言った／言ってもらった」(①、②)、「相手にやり返した／仕返しをした」(②)ほか、「気にしたり、考えたりしないようにした」(①)者が多いが、被虐待群では、①、②とも、「家出した」、「酒を飲んだ／薬物を使用した」などの問題行動に到った者や、「自分も他の人に同じようなことをした」とする者が多いことがうかがわれる。
- ⑦ 身体的虐待を受けたときの行動には、被虐待期間によって異なる傾向が見られる。②の女子を除き、「じっとがまんした」とする者は中学生からの虐待では少なく、また①、②とも早発・長期間の虐待において、男子で「家出した」、「酒を飲んだ／薬物を使用した」、「相手にやり返した／仕返しをした」、「自分も他の人に同じようなことをした」が、女子で「酒を飲んだ／薬物を使用した」が多く見られる。
- ⑧ 男子において、被虐待経験を他の人に言った者とそうでない者とでは、身体的虐待を受けたときの行動について異なる傾向が見られる。経験を誰かに言った者は、身体的虐待の程度によらず、「家出した」、「酒を飲んだ／薬物を使用した」などの問題行動に到った者が多いほか、重度の場合は、「自分も他の人に同じようなことをした」者も多いことがうかがえる。また、誰にも言わなかった者の行動については、虐待の程度によって差異が見られ、比較的軽度の虐待の場合は、「じっとがまんした」、「趣味・スポーツをした」とする者が多いが、重度の虐待の場合は、「じっとがまんした」、「気にしたり、考えたりしないようにした」とする者のほか、「家に閉じこもった」、「自殺しようとした」、「自分の体を傷つけた」などの問題行動に到った者が多い。
- ⑨ 家族又は家族以外の者から身体的暴力を受けた経験のある者のうち、女子の被虐待群を除き、70%以上の者が加害行為は終了したとしている。また、加害者が家族であるかどうかにかかわらず、加

害行為が終了したとする者は①より②の方が少ない。終了した理由として男女とも、加害者が家族以外の場合は「相手に会わなくなった」が、家族の場合は「自分が成長した／自分が反省した」とする者が、それぞれ最も多い。

- (6) 家族から性的暴力を受けた者は、家族被害群と被虐待群を合わせ、男子で約1％、女子で約15％である。性的暴力②の該当者はごく少数なので、ここでは、性的暴力①（接触）について被害状況を述べる。

- ① 最も多くの者が性的暴力①を受けた時期は、家族被害群で小学生の時（男子）又は小学生の時及び中学生の時（女子）、被虐待群で小学生の時（男子）又は中学生の時（女子）である。
- ② 被虐待期間は、男子で小学生までの虐待（約80％）、女子で中学生からの虐待（約60％）が最も多く、身体的虐待①、②で最も多かった早発・長期間の虐待は、男女とも20％以下である。
- ③ 加害者数は、女子及び男子の家族被害群では90％前後が1人としているが、男子の被虐待群は13名中4名（30.8％）は、加害者が複数であるとしている。なお、最もひどい加害者は、家族被害群では男女ともきょうだいであり、被虐待群では、男子が実父、女子が実父及び義父（各4名）である。

- (7) 性的暴力を受けた時の行動について、加害者が家族以外の者の場合と家族の場合とを比べたところ、次のような結果が得られた。

- ① 性的暴力を受けた経験を他者に言ったかどうかについては、男女で傾向が異なり、①、②とも加害者が家族であるかどうかにかかわらず、男子は「言ったことはない」が、女子は、「言ったことがある」が多い。話した相手は、男女とも、加害者が家族以外の場合は母、家族の場合は友達等が多いが、女子については後者の場合母とする者も多い。
 - ② 性的暴力を受けた経験を「言ったことがある」とする者の比率を、身体的暴力及びネグレクトの場合と比べると、加害者が家族である場合の女子を除き、いずれもかなり低い数値になっている。
 - ③ 性的暴力を受けた経験を話さなかった理由について、①、②とも加害者が家族であるか否かにかかわらず、男子は「たいした被害ではなかった」、「言うのがはずかしかった」が多く、女子は「言うのがはずかしかった」が他に比べてかなり多くなっている。
 - ④ 身体的暴力及びネグレクトの場合と比べると、性的暴力の場合は、「言うのがはずかしかった」とする比率がかなり高い一方、身体的暴力の家族被害群及び被虐待群で最も比率が高かった「自分が悪いと思った」は、一部を除き、10％以下の低い比率である。
 - ⑤ 性的暴力の被害を受けたときの行動を見ると、加害者が家族であるか否かにかかわらず、男女ともおおむね、「やめるよう言った／言ってもらった」、「じっとがまんした」、「気にしたり、考えたりしないようにした」が多いが、家族が加害者の場合の女子では「じっとがまんした」に次いで「家出した」が多い。
 - ⑥ 性的暴力が終わっていない又は終わったかどうか分からないとする者は、加害者が家族の場合の女子で半数いる。
- (8) 家族から不適切な保護態度を受けたことのある者は、男子で約8％、女子で約11％である。そのほとんどが保護者から繰り返し受ける、本報告書で言うところのネグレクトの経験者であり、以下ではこれについて述べる。
- ① ネグレクトにあった時期は、男子は中学生の時、女子は小学生の時が最も多く、その最もひどい加害者は、男女とも実母である。
 - ② ネグレクトにあった経験を誰かに話した者は、男女とも半数以上であり、その相手は友達等、先

生が多い。また、誰にも話さなかった者は、その理由として、「言ってもむだと思った」（男子）、「言うのがはずかしかった」（女子）が多い。

- ③ ネグレクトにあったときの行動として、「家出した」、「じっとがまんした」が50%以上であるが、その他、「やつあたりや、いやがらせをした」、「酒を飲んだ／薬物を使用した」も30%前後を占めている。

2 考察

ここでは、1に述べた少年院在院者の身体的虐待、性的虐待及びネグレクトの状況を踏まえ、少年の処遇及び虐待全般に関し、次の3点について若干の考察を加えたい。

第1点目は、少年院在院者における被虐待経験の広がりについてである。

少年院在院者の家庭環境に関する記録や少年自身の話から考えて、少年に対しかなりの程度の身体的暴力や、性的暴力を加える父母が少なくないことは、本調査の結果を待つまでもなく日ごろ感じていたことである。しかしながら、虐待を「保護者から繰り返しなされる加害行為」とかなり限定的に定義し、加害行為の種類も、心理的虐待を除き、身体的虐待、性的虐待及びネグレクトについて調査したところ、在院者のほぼ半数が身体的虐待等3つのうちの少なくとも一つの虐待を受けたことがあるという結果は、少年院在院者における被虐待経験の広がりを改めて感じさせるものとなった。ただし、本調査が被虐待経験の有無について、専ら本人の回想によっていることから、少年院在院者の被虐待経験の正確な実態を表す数字としてこの数値を見ることには慎重を要するが、ほぼ半数の者が過去に虐待を受けたと感じていることは、心に留める必要があると思われる。

一方、女子の性的虐待①の場合を除き、おおむね70%以上の被虐待経験者は、虐待が「終わった」としているように、虐待に対し「今、ここにある危機」として何らかの対応を求められる病院や児童相談所等と若干異なり、少年院においては、多くの場合、虐待は過去に属する事項である。終了の理由としては、自分自身の成長・反省を挙げた者が最も多かった。しかし、成長・反省の意味するところによっては、同じく終了したと言いながら、被虐待経験について、自分の中で決着が付き、現在の生活や人間関係に何も影を落としていない場合もあれば、それ以上突き詰めて考えると自分自身が危ないので、無理やり蓋をしている場合もあると思われ、「成長・反省」の内容については、今少し検討する必要があると思われる。

第2点目は、家族からの加害行為を受けた経験がその時の少年に与えたストレスの大きさについてである。

他者から身体的、性的暴力を加えられた時の行動を、加害者が家族以外の者の場合と家族の場合別を比べてみると、身体的暴力①（軽度）、②（重度）では、いずれの場合もじっとがまんした者が最も多いが、その次には、加害者が家族以外の者の場合は相手にやり返すことが、家族の場合は、家出や飲酒・薬物使用が多い。さらに被虐待群の方が家族被害群に比べ、家出、自殺企図、自傷、飲酒・薬物使用などの行動に出た者が多くなっている。これは、家族から加害行為を受けたとき、少年が非行又は非行に極めて近い状況に到りやすいことを示しているものと考えられる。

しかしながら、一般的には、家族から加害行為を受けても非行に到らず社会生活を送っている人は多く、これらの被害の経験がそのまま非行につながるとは言えない。また、家出はそれ自体問題行動ではあっても、被害・被虐待を回避する点から考えると、危険領域から抜け出す一つの方法であり、本人にとっては意義のある行動であったことも考えられる。今回の調査結果については、被害・被虐待経験が、その時の少年に与えるストレスの大きさを示したものと理解し、これら被害を経験した時の行動とその

後の生活との関連については、個別の事例に則して慎重にとらえる必要がある。

第3点目は、虐待問題全般に関するものとして、被虐待のサインとその受け手についてである。

家庭内のトラブルは一般には外に現れにくいと思われ、本調査でも男子では、家族からの身体的暴力等の被害・被虐待経験を第三者に話したとする比率は、家族以外の者からの同種の被害経験の場合に比べて低くなっている。しかしながら、例えば、家族からの身体的暴力①（軽度）で見ると、第三者にその経験を言ったことがあるとする者の比率が、男子で40%台（家族被害群・被虐待群とも）、女子で約60%（家族被害群）ないし70%（被虐待群）であったことは、どちらかと言えば、潜行しやすいと思われるこの種の問題の性格を思うと、高い数値であるように思われた。

誰かに言ったことがあるとする者の比率は、家族被害群よりは被虐待群で、身体的暴力①（軽度）よりは②（重度）でそれぞれ高くなっている。被害経験を第三者に話すという行為は、本人の自覚の有無にかかわらず、何らかの求援助行動、SOSのサインであると考え、被害圧力が高いほどSOSを出す者も多くなっているとも言える。また、被虐待群について、その経験を第三者に言ったことの有無別に、被虐待時の行動を比べてみると、被虐待経験を話した者のほうが、虐待の程度にかかわらず、家出、飲酒・薬物使用の問題行動に到る者が多いことから、虐待の経験を誰かに話す者は、話さない者に比べて切迫した状況に置かれていることがうかがわれる。

問題は、被虐待経験の情報の受け手が、主として同輩（先輩、恋人を含む）集団であることである。想像するに、友達等は被虐待経験者の話を信じ、受け止めてくれて、被虐待を受けた者が、それによって力づけられることも少なくないと思われる。しかし、本調査で被虐待経験があったとする者の中には、加害者である親や被虐待者である少年自身への援助、指導が必要な場合もあったことと思われ、少年たちの同輩集団を経由して、被虐待情報が社会福祉等の関係機関に伝達される道はないものかと思われた。

また、少数ながら、情報の受け手が先生であった場合について、信じてくれないことが多かったとする結果について、心に留める必要がある。先生は、子供にとっては家族の次に一緒にいる時間の長い身近な存在である。今後は学校などでも、児童虐待に関する認識を高め、適切な機関へ情報をつなぐことが求められていると思われる。

Ⅱ 家族からの加害行為と家庭・性格特性・非行

第6 被害・被虐待経験と家庭

Iにおいて、本調査対象となった非行少年のほぼ半数は、過去に虐待を受けた経験があるとしていることを述べた。ここでは、家庭の経済状況、実父母離婚の有無、親の負因、親の養育態度等の点から見た回答者の家庭状況について、被虐待経験のある者とない者を比較することを通じ、虐待と家庭環境との関連について考えてみたい。

1 家庭の状況と被虐待経験

(1) 家庭の経済状況

ア 被虐待経験の有無・種類との関連

表21は、家庭の経済状況と被虐待経験の有無との関連を、虐待の種類ごとに男女別に見たものである。なお、分析に当たっては、調査票の選択肢のうち、「不詳」を除き、「生活保護受給」と「貧困」とを一つにまとめて、家庭の経済状況を「貧困層」、「普通層」（「普通」のもの）及び「富裕層」（「富裕」のもの）の3段階とした。

男子ではネグレクトについて有意な関連が認められ、残差分析を行ったところ、「貧困層」の場合に被虐待経験ありが有意に多い。女子では性的虐待①（接触）について有意な関連が認められ、「富裕層」の場合に被虐待経験ありが有意に多かったが、該当数が少ないことから、何らかの傾向を見出すことはできないと思われる。

表21 家庭の経済状況と被虐待経験の有無

	虐待の種類	経 済 状 況	被虐待経験の有無		合 計	検定の結果	
			なし	あり		P 値	判定
男子	身体的虐待 ①（軽度）	貧 困	332 (61.0)	212 (39.0)	544 (100.0)	0.203	
		普 通	800 (56.7)	612 (43.3)	1,412 (100.0)		
		富 裕	30 (55.6)	24 (44.4)	54 (100.0)		
		総 数	1,162 (57.8)	848 (42.2)	2,010 (100.0)		
	身体的虐待 ②（重度）	貧 困	384 (70.5)	161 (29.5)	545 (100.0)	0.565	
		普 通	1,034 (72.8)	387 (27.2)	1,421 (100.0)		
		富 裕	40 (74.1)	14 (25.9)	54 (100.0)		
		総 数	1,458 (72.2)	562 (27.8)	2,020 (100.0)		
	性的虐待 ①（接触）	貧 困	551 (99.1)	5 (0.9)	556 (100.0)	m 0.457	
		普 通	1,444 (99.5)	7 (0.5)	1,451 (100.0)		
		富 裕	58 (100.0)	-	58 (100.0)		
		総 数	2,053 (99.4)	12 (0.6)	2,065 (100.0)		
	性的虐待 ②（性交）	貧 困	557 (99.8)	1 (0.2)	558 (100.0)	m 1.000	
		普 通	1,449 (99.9)	2 (0.1)	1,451 (100.0)		
		富 裕	58 (100.0)	-	58 (100.0)		
		総 数	2,064 (99.9)	3 (0.1)	2,067 (100.0)		
	ネグレクト	貧 困	515 (92.6) ▼ [-3.2]	41 (7.4) △ [3.2]	556 (100.0)	0.008	**
		普 通	1,391 (96.1) △ [3.1]	57 (3.9) ▼ [-3.1]	1,448 (100.0)		
		富 裕	54 (94.7) [1.5]	3 (5.3) [-1.5]	57 (100.0)		
		総 数	1,960 (95.1)	101 (4.9)	2,061 (100.0)		

	虐待の種類	経 済 状 況	被虐待経験の有無		合 計	検定の結果	
			なし	あり		P 値	判定
女子	身体的虐待 ①（軽度）	貧 困	35 (47.3)	39 (52.7)	74 (100.0)	m 0.731	
		普 通	69 (52.7)	62 (47.3)	131 (100.0)		
		富 裕	5 (55.6)	4 (44.4)	9 (100.0)		
		総 数	109 (50.9)	105 (49.1)	214 (100.0)		
	身体的虐待 ②（重度）	貧 困	46 (63.0)	27 (37.0)	73 (100.0)	0.197	
		普 通	92 (67.6)	44 (32.4)	136 (100.0)		
		富 裕	3 (37.5)	5 (62.5)	8 (100.0)		
		総 数	141 (65.0)	76 (35.0)	217 (100.0)		
	性的虐待 ①（接触）	貧 困	72 (93.5) [-1.1]	5 (6.5) [1.1]	77 (100.0)	m 0.014	*
		普 通	135 (97.8) △ [2.1]	3 (2.2) ▼ [-2.1]	138 (100.0)		
		富 裕	7 (77.8) ▼ [-2.6]	2 (22.2) △ [2.6]	9 (100.0)		
		総 数	214 (95.5)	10 (4.5)	224 (100.0)		
	性的虐待 ②（性交）	貧 困	77 (98.7)	1 (1.3)	78 (100.0)	m 0.383	
		普 通	138 (100.0)	-	138 (100.0)		
		富 裕	9 (100.0)	-	9 (100.0)		
		総 数	224 (99.6)	1 (0.4)	225 (100.0)		
	ネグレクト	貧 困	70 (89.7)	8 (10.3)	78 (100.0)	m 0.680	
		普 通	127 (92.0)	11 (8.0)	138 (100.0)		
		富 裕	9 (100.0)	-	9 (100.0)		
		総 数	206 (91.6)	19 (8.4)	225 (100.0)		

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

3 「貧困」には、「生活保護受給」を含む。

4 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

5 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

6 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

△は、残差分析の結果、残差が有意に多いことを、▼は、有意に少ないことをそれぞれ示す。

次に、第2の2の(2)において、複数の虐待を経験した者がいることが分かったので、表22では「身体的虐待のみ」、「性的虐待のみ」、「ネグレクトのみ」、「身体的虐待・性的虐待」、「身体的虐待・ネグレクト」及び「身体的・性的虐待・ネグレクト」の6つの類型と経済状況との関連を調べた結果を示した。男女ともに有意な関連は認められなかった。

なお、先の2つの表も含め、虐待の種類別に見るときは、第2の2の(2)で明らかになったように、ネグレクトの経験者のかなりの者が、身体的虐待の経験者でもあるということに留意する必要がある。

表22 家庭の経済状況と虐待の類型

	経済状況	虐待の類型						合計	検定の結果	
		身体的虐待のみ	性的虐待のみ	ネグレクトのみ	身体的虐待・性的虐待	身体的虐待・ネグレクト	身体的・性的虐待・ネグレクト		P値	判定
男子	貧困	212 (82.2)	1 (0.4)	7 (2.7)	4 (1.6)	34 (13.2)	-	258 (100.0)	m 0.081	
	普通	641 (91.3)	2 (0.3)	7 (1.0)	2 (0.3)	48 (6.8)	2 (0.3)	702 (100.0)		
	富裕	23 (88.5)	-	-	-	3 (11.5)	-	26 (100.0)		
	総数	876 (88.8)	3 (0.3)	14 (1.4)	6 (0.6)	85 (8.6)	2 (0.2)	986 (100.0)		
女子	貧困	28 (70.0)	-	-	4 (10.0)	7 (17.5)	1 (2.5)	40 (100.0)	m 0.106	
	普通	63 (82.9)	1 (1.3)	3 (3.9)	2 (2.6)	7 (9.2)	-	76 (100.0)		
	富裕	3 (60.0)	-	-	2 (40.0)	-	-	5 (100.0)		
	総数	94 (77.7)	1 (0.8)	3 (2.5)	8 (6.6)	14 (11.6)	1 (0.8)	121 (100.0)		

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 表21の注2・3・5・6に同じ。

イ 虐待の開始時期との関連

第2の2の(2)で述べた「被虐待経験あり群」について、経済状況と虐待の開始時期の関連を男女別に示したものが表23であり、さらに虐待の種類ごとに男女別に示したものが表24である。虐待の開始時期とは、表23において単一の被虐待経験のある者の場合は、その時期を尋ねた問1（重複選択）に対する回答のうち最も早い時期、また、複数の被虐待経験のある者の場合は、それぞれの被虐待経験について選択された時期のうち最も早いものとした。また、表24においては、時期を尋ねた問いに対する回答のうち、最も早い時期を開始時期とした。なお、ここでは、選択肢の「いつだったか覚えていない」を分析から除き、「中学生の時」及び「中学卒業後」をまとめて「中学生以後」とし、虐待の開始時期を3段階とした。

表23では、男子について統計的に有意な関連が認められ、残差分析を行ったところ、「貧困層」の場合

は虐待の開始時期が「小学校入学前」,「普通層」の場合は「中学生以後」がそれぞれ有意に多い。
また、表24では、男子の身体的虐待②（重度）について有意な関連が認められ、残差分析を行ったところ、「貧困層」の場合は虐待の開始時期が「小学生の時」,「普通層」の場合は「中学生以後」がそれぞれ有意に多くなっている。

表23 家庭の経済状況と虐待の開始時期

	経済状況	虐 待 の 開 始 時 期			合 計	検定の結果	
		小学校 入学前	小学生の時	中学生以後		P 値	判定
男子	貧 困	95 (37.1) △ [2.1]	147 (57.4) [0.7]	14 (5.5) ▼ [-4.0]	256 (100.0)	0.000	**
	普 通	207 (30.1) ▼ [-2.0]	374 (54.4) [-1.1]	107 (15.6) △ [4.4]	688 (100.0)		
	富 裕	8 (30.8) [-0.1]	17 (65.4) [1.0]	1 (3.8) [-1.4]	26 (100.0)		
	総 数	310 (32.0)	538 (55.5)	122 (12.6)	970		
女子	貧 困	18 (43.9)	18 (43.9)	5 (12.2)	41 (100.0)	m 0.524	
	普 通	23 (32.4)	35 (49.3)	13 (18.3)	71 (100.0)		
	富 裕	3 (60.0)	2 (40.0)	-	5 (100.0)		
	総 数	44 (37.6)	55 (47.0)	18 (15.4)	117		

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 「いつだったか覚えていない」及び無回答を除く。
3 「中学生以後」とは、「中学生の時」及び「中学卒業後」を併せたものである。
4 「判定」欄の「**」は有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。
5 表21の注3・5・6に同じ。

表24 家庭の経済状況と虐待の開始時期（虐待の種類別）

	虐待の種類	経済状況	虐待の開始時期			合計	検定の結果	
			小学校 入学前	小学生の時	中学生以後		P 値	判定
男子	身体的虐待 ①（軽度）	貧 困	79 (38.0)	119 (57.2)	10 (4.8)	208 (100.0)	0.052	
		普 通	201 (33.7)	326 (54.6)	70 (11.7)	597 (100.0)		
		富 裕	8 (34.8)	14 (60.9)	1 (4.3)	23 (100.0)		
		総 数	288 (34.8)	459 (55.4)	81 (9.8)	828		
	身体的虐待 ②（重度）	貧 困	44 (27.7) [0.7]	101 (63.5) △ [3.1]	14 (8.8) ▼ [-4.5]	159 (100.0)	m 0.000	**
		普 通	94 (24.8) [-0.6]	184 (48.5) ▼ [-3.3]	101 (26.6) △ [4.6]	379 (100.0)		
		富 裕	3 (21.4) [-0.4]	9 (64.3) [0.8]	2 (14.3) [-0.6]	14 (100.0)		
		総 数	141 (25.5)	294 (53.3)	117 (21.2)	552		
	性的虐待 ①（接触）	貧 困	3 (60.0)	2 (40.0)	-	5 (100.0)	f 0.524	
		普 通	1 (20.0)	4 (80.0)	-	5 (100.0)		
		富 裕	-	-	-	-		
		総 数	4 (40.0)	6 (60.0)	-	10		
	性的虐待 ②（性交）	貧 困	-	1 (100.0)	-	1 (100.0)	f 1.000	
		普 通	-	-	1 (100.0)	1 (100.0)		
		富 裕	-	-	-	-		
		総 数	-	1 (50.0)	1 (50.0)	2		
	ネグレクト	貧 困	11 (27.5)	19 (47.5)	10 (25.0)	40 (100.0)	m 0.148	
		普 通	6 (10.7)	25 (44.6)	25 (44.6)	56 (100.0)		
		富 裕	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	3 (100.0)		
		総 数	18 (18.2)	45 (45.5)	36 (36.4)	99		

	虐待の種類	経済状況	虐待の開始時期			合計	検定の結果	
			小学校入学前	小学生の時	中学生以後		P 値	判定
女子	身体的虐待 ①（軽度）	貧 困	17 (43.6)	17 (43.6)	5 (12.8)	39 (100.0)	m 0.819	
		普 通	20 (34.5)	31 (53.4)	7 (12.1)	58 (100.0)		
		富 裕	2 (50.0)	2 (50.0)	-	4 (100.0)		
		総 数	39 (38.6)	50 (49.5)	12 (11.9)	101 (100.0)		
	身体的虐待 ②（重度）	貧 困	11 (42.3)	11 (42.3)	4 (15.4)	26 (100.0)	m 0.339	
		普 通	12 (29.3)	18 (43.9)	11 (26.8)	41 (100.0)		
		富 裕	1 (20.0)	4 (80.0)	-	5 (100.0)		
		総 数	24 (33.3)	33 (45.8)	15 (20.8)	72 (100.0)		
	性的虐待 ①（接触）	貧 困	-	3 (60.0)	2 (40.0)	5 (100.0)	m 0.279	
		普 通	-	-	3 (100.0)	3 (100.0)		
		富 裕	-	1 (50.0)	1 (50.0)	2 (100.0)		
		総 数	-	4 (40.0)	6 (60.0)	10 (100.0)		
	性的虐待 ②（性交）	貧 困	-	1 (100.0)	-	1 (100.0)	-	-
		普 通	-	-	-	-		
		富 裕	-	-	-	-		
		総 数	-	1 (100.0)	-	1 (100.0)		
	ネグレクト	貧 困	2 (28.6)	4 (57.1)	1 (14.3)	7 (100.0)	m 1.000	
		普 通	2 (18.2)	6 (54.5)	3 (27.3)	11 (100.0)		
		富 裕	-	-	-	-		
		総 数	4 (22.2)	10 (55.6)	4 (22.2)	18 (100.0)		

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「判定」欄の「**」は有意水準1%以下で、有意差が見られることを示し、「-」は、検定ができなかったことをそれぞれ示す。

「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法を、「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

3 表21の注3・6に同じ。

4 表23の注2・3に同じ。

ウ 被虐待期間との関連

表25は、第3の2の(1)で設定した被虐待期間と経済状況との関連について、虐待の種類ごとに男女別に見たものであり、身体的虐待①（軽度）の男子、身体的虐待②（重度）の男女について有意な関連が認められた。男子では、「貧困層」の場合に「小学生までの虐待」が有意に多く、「普通層」の場合に「中学生からの虐待」が有意に多かった。②（重度）の女子では、「貧困層」の場合に「小学生までの虐待」が有意に多かった。

表25 家庭の経済状況と被虐待期間

	虐待の種類	経済状況	被虐待期間			合計	検定の結果	
			小学生 までの 虐待	中学生 からの 虐待	早発・ 長期間の 虐待		P値	判定
男子	身体的虐待 ①（軽度）	貧困	79 (38.9) △ [3.5]	10 (4.9) ▼ [-2.8]	114 (56.2) [-1.5]	203 (100.0)	0.001	**
		普通	153 (26.0) ▼ [-3.4]	70 (11.9) △ [3.0]	366 (62.1) [1.4]	589 (100.0)		
		富裕	7 (31.8) [0.3]	1 (4.5) [-0.9]	14 (63.6) [0.3]	22 (100.0)		
		総数	239 (29.4)	81 (10.0)	494 (60.7)	814 (100.0)		
	身体的虐待 ②（重度）	貧困	49 (31.2) △ [4.1]	14 (8.9) ▼ [-4.5]	94 (59.9) [0.4]	157 (100.0)	m 0.000	**
		普通	59 (15.7) ▼ [-3.8]	101 (26.9) △ [4.6]	215 (57.3) [-0.8]	375 (100.0)		
		富裕	2 (14.3) [-0.6]	2 (14.3) [-0.7]	10 (71.4) [1.0]	14 (100.0)		
		総数	110 (20.1)	117 (21.4)	319 (58.4)	546 (100.0)		
	性的虐待 ①（接触）	貧困	5 (100.0)	-	-	5 (100.0)	f 0.444	
		普通	3 (3.0)	-	2 (2.0)	5 (100.0)		
		富裕	-	-	-	-		
		総数	8 (80.0)	-	2 (20.0)	10 (100.0)		
	性的虐待 ②（性交）	貧困	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)	f 1.000	
		普通	-	1 (100.0)	-	1 (100.0)		
		富裕	-	-	-	-		
		総数	1 (50.0)	1 (50.0)	-	2 (100.0)		
	ネグレクト	貧困	14 (35.9)	10 (25.6)	15 (38.5)	39 (100.0)	m 0.214	
		普通	12 (21.4)	25 (44.6)	19 (33.9)	56 (100.0)		
		富裕	-	1 (33.3)	2 (66.7)	3 (100.0)		
		総数	26 (26.5)	36 (36.7)	36 (36.7)	98 (100.0)		

	虐待の種類	経済状況	被 虐 待 期 間			合 計	検定の結果	
			小学生 までの 虐 待	中学生 からの 虐 待	早発・ 長期間の 虐 待		P 値	判定
女子	身体的虐待 ①（軽度）	貧 困	11 (28.2)	5 (12.8)	23 (59.0)	39 (100.0)	m 0.149	
		普 通	6 (10.9)	7 (12.7)	42 (76.4)	55 (100.0)		
		富 裕	-	-	4 (100.0)	4 (100.0)		
		総 数	17 (17.3)	12 (12.2)	69 (70.4)	98 (100.0)		
	身体的虐待 ②（重度）	貧 困	10 (38.5) △ [2.8]	4 (15.4) [-0.9]	12 (46.2) [-1.6]	26 (100.0)	m 0.027	*
		普 通	5 (12.2) ▼ [-2.1]	11 (26.8) [1.4]	25 (61.0) [0.5]	41 (100.0)		
		富 裕	- [-1.2]	- [-1.2]	5 (100.0) △ [2.0]	5 (100.0)		
		総 数	15 (20.8)	15 (20.8)	42 (58.3)	72 (100.0)		
	性的虐待 ①（接触）	貧 困	1 (20.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	5 (100.0)	m 0.379	
		普 通	-	3 (100.0)	-	3 (100.0)		
		富 裕	1 (50.0)	1 (50.0)	-	2 (100.0)		
		総 数	2 (20.0)	6 (60.0)	2 (20.0)	10 (100.0)		
	性的虐待 ②（性交）	貧 困	-	-	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-
		普 通	-	-	-	- (100.0)		
		富 裕	-	-	-	-		
		総 数	-	-	1 (100.0)	1 (100.0)		
	ネグレクト	貧 困	4 (57.1)	1 (14.3)	2 (28.6)	7 (100.0)	m 0.703	
		普 通	4 (36.4)	3 (27.3)	4 (36.4)	11 (100.0)		
		富 裕	-	-	-	-		
		総 数	8 (44.4)	4 (22.2)	6 (33.3)	18 (100.0)		

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「判定」欄の「**」は有意水準1%以下で、「*」は有意水準5%以下で、それぞれ有意差が見られることを示し、「-」は、検定ができなかったことを示す。

「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法を、「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

3 表21の注2・3・6に同じ。

(2) 実父母の離婚

実父母の離婚の有無と被虐待経験の有無との関連を、虐待の種類ごとに男女別に示したものが表26である。

身体的虐待②（重度）の男子、ネグレクトの男女について統計的に有意な関連が認められ、いずれも実父母が離婚している場合に、被虐待経験がある者が有意に多かった。

表26 実父母離婚と被虐待経験の有無

	虐待の種類	実父母 離 婚	被虐待経験の有無		合 計	検定の結果	
			なし	あり		P 値	判定
男子	身体的虐待 ①（軽度）	非 該 当	677 (58.0)	490 (42.0)	1,167 (100.0)	0.841	
		該 当	502 (57.6)	370 (42.4)	872 (100.0)		
		総 数	1,179 (57.8)	860 (42.2)	2,039 (100.0)		
	身体的虐待 ②（重度）	非 該 当	871 (74.2)	303 (25.8)	1,174 (100.0)	0.016	*
		該 当	607 (69.4)	268 (30.6)	875 (100.0)		
		総 数	1,478 (72.1)	571 (27.9)	2,049 (100.0)		
	性的虐待 ①（接触）	非 該 当	1,197 (99.4)	7 (0.6)	1,204 (100.0)	0.789	
		該 当	884 (99.3)	6 (0.7)	890 (100.0)		
		総 数	2,081 (99.4)	13 (0.6)	2,094 (100.0)		
	性的虐待 ②（性交）	非 該 当	1,203 (99.9)	1 (0.1)	1,204 (100.0)	f 0.318	
		該 当	889 (99.7)	3 (0.3)	892 (100.0)		
		総 数	2,092 (99.8)	4 (0.2)	2,096 (100.0)		
	ネグレクト	非 該 当	1,157 (96.4)	43 (3.6)	1,200 (100.0)	0.001	**
		該 当	829 (93.1)	61 (6.9)	890 (100.0)		
		総 数	1,986 (95.0)	104 (5.0)	2,090 (100.0)		

	虐待の種類	実父母 離 婚	被虐待経験の有無		合 計	検定の結果	
			なし	あり		P 値	判定
女子	身体的暴力 ①（軽度）	非 該 当	56 (52.8)	50 (47.2)	106 (100.0)	0.676	
		該 当	56 (50.0)	56 (50.0)	112 (100.0)		
		総 数	112 (51.4)	106 (48.6)	218 (100.0)		
	身体的暴力 ②（重度）	非 該 当	76 (70.4)	32 (29.6)	108 (100.0)	0.085	
		該 当	67 (59.3)	46 (40.7)	113 (100.0)		
		総 数	143 (64.7)	78 (35.3)	221 (100.0)		
	性的暴力 ①（接触）	非 該 当	107 (96.4)	4 (3.6)	111 (100.0)	f 0.749	
		該 当	111 (94.9)	6 (5.1)	117 (100.0)		
		総 数	218 (95.6)	10 (4.4)	228 (100.0)		
	性的暴力 ②（性交）	非 該 当	111 (100.0)	-	111 (100.0)	f 1.000	
		該 当	117 (99.2)	1 (0.8)	118 (100.0)		
		総 数	228 (99.6)	1 (0.4)	229 (100.0)		
	ネグレクト	非 該 当	107 (96.4)	4 (3.6)	111 (100.0)	0.013	*
		該 当	103 (87.3)	15 (12.7)	118 (100.0)		
		総 数	210 (91.7)	19 (8.3)	229 (100.0)		

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接確率検定によることを示す。

3 () 内は、構成比を示す。

4 表21の注2・4に同じ。

表22の分析で用いた虐待の6つの類型を用い、実父母の離婚との関連について男女別に示したものが表27である。男子について、統計的に有意な関連が認められ、実父母が離婚している場合は、「ネグレクトのみ」及び「身体的虐待・ネグレクト」の場合が有意に多く、「身体的虐待のみ」が有意に少ない。

表27 実父母離婚と虐待の種類

	実父母 離 婚	虐 待 の 種 類						合 計	検定の結果	
		身体的 虐 待 の み	性的虐待 のみ	ネグ レク ト のみ	身体的 虐待・ 性 的 虐 待	身体的 虐待・ ネグ レク ト	身体的・ 性的虐待・ ネグ レク ト		P 値	判定
男子	非該当	509 (91.4) △ [3.1]	2 (0.4) [0.4]	3 (0.5) ▼[-2.8]	3 (0.5) [-0.7]	39 (7.0) ▼[-2.1]	1 [-0.2]	557 (100.0)	m 0.012	*
	該 当	379 (85.2) ▼[-3.1]	1 (0.2) [-0.4]	12 (2.7) △ [2.8]	4 (0.9) [0.7]	48 (10.8) △ [2.1]	1 (0.2) [0.2]	445 (100.0)		
	総 数	888 (88.6)	3 (0.3)	15 (1.5)	7 (0.7)	87 (8.7)	2 (0.2)	1,002 (100.0)		
女子	非該当	49 (87.5)	-	1	3 (5.4)	2 (3.6)	1 (1.8)	56 (100.0)	m 0.062	
	該 当	47 (70.1)	1 (1.5)	2 (3.0)	5 (7.5)	12 (17.9)	-	67 (100.0)		
	総 数	96 (78.0)	1 (0.8)	3 (2.4)	8 (6.5)	14 (11.4)	1 (0.8)	123 (100.0)		

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下で有意差が見られることを示す。
3 表21の注2・5・6に同じ。

(3) きょうだい数

ア きょうだい数との関連

回答者総数で見ると、きょうだいがいる者は約90%を占める。きょうだい数(回答者本人を含まない。)を「なし」、「1人」、「2人」及び「3人以上」の4つに分類して、被虐待経験の有無との関連を、虐待の種類ごとに男女別で示したものが表28である。

男女とも、身体的虐待①(軽度)で有意な関連が認められ、被虐待経験ありが、男女ともきょうだいが3人以上の場合に有意に少なくなっているほか、女子ではきょうだいなしの場合に有意に多くなっている。

表28 きょうだい数と被虐待経験の有無

	虐待の種類	きょうだい数	被虐待経験の有無		合 計	検定の結果	
			なし	あり		P 値	判定
男子	身体的虐待 ①（軽度）	な し	136 (52.9) [-1.7]	121 (47.1) [1.7]	257 (100.0)	0.032	*
		1 人	446 (57.3) [-0.4]	332 (42.7) [0.4]	778 (100.0)		
		2 人	369 (56.9) [-0.6]	280 (43.1) [0.6]	649 (100.0)		
		3人以上	228 (64.2) △ [2.7]	127 (35.8) ▼ [-2.7]	355 (100.0)		
		総 数	1,179 (57.8)	860 (42.2)	2,039 (100.0)		
	身体的虐待 ②（重度）	な し	189 (72.4)	72 (27.6)	261 (100.0)	0.976	
		1 人	560 (71.7)	221 (28.3)	781 (100.0)		
		2 人	469 (72.7)	176 (27.3)	645 (100.0)		
		3人以上	260 (71.8)	102 (28.2)	362 (100.0)		
		総 数	1,478 (72.1)	571 (27.9)	2,049 (100.0)		
	性的虐待 ①（接触）	な し	261 (99.2)	2 (0.8)	263 (100.0)	m 0.700	
		1 人	792 (99.2)	6 (0.8)	798 (100.0)		
		2 人	662 (99.7)	2 (0.3)	664 (100.0)		
		3人以上	366 (99.2)	3 (0.8)	369 (100.0)		
		総 数	2,081 (99.4)	13 (0.6)	2,094 (100.0)		
	性的虐待 ②（性交）	な し	261 (99.2)	2 (0.8)	263 (100.0)	m 0.105	
		1 人	797 (99.9)	1 (0.1)	798 (100.0)		
		2 人	665 (100.0)	- (0.0)	665 (100.0)		
		3人以上	369 (99.7)	1 (0.3)	370 (100.0)		
		総 数	2,092 (99.8)	4 (0.2)	2,096 (100.0)		
	ネグレクト	な し	245 (93.5)	17 (6.5)	262 (100.0)	0.308	
		1 人	759 (95.1)	39 (4.9)	798 (100.0)		
		2 人	636 (96.1)	26 (3.9)	662 (100.0)		
		3人以上	346 (94.0)	22 (6.0)	368 (100.0)		
		総 数	1,986 (95.0)	104 (5.0)	2,090 (100.0)		

	虐待の種類	きょうだい数	被虐待経験の有無		合 計	検定の結果	
			なし	あり		P 値	判定
女子	身体的虐待 ①（軽度）	な し	9 (33.3) ▼ [-2.0]	18 (66.7) △ [2.0]	27 (100.0)	0.030	*
		1 人	42 (46.2) [-1.3]	49 (53.8) [1.3]	91 (100.0)		
		2 人	37 (57.8) [1.2]	27 (42.2) [-1.2]	64 (100.0)		
		3 人以上	24 (66.7) △ [2.0]	12 (33.3) ▼ [-2.0]	36 (100.0)		
		総 数	112 (51.4)	106 (48.6)	218 (100.0)		
	身体的虐待 ②（重度）	な し	18 (64.3)	10 (35.7)	28 (100.0)	0.517	
		1 人	54 (60.0)	36 (40.0)	90 (100.0)		
		2 人	43 (66.2)	22 (33.8)	65 (100.0)		
		3 人以上	28 (73.7)	10 (26.3)	38 (100.0)		
		総 数	143 (64.7)	78 (35.3)	221 (100.0)		
	性的虐待 ①（接触）	な し	27 (93.1)	2 (6.9)	29 (100.0)	m 0.901	
		1 人	88 (96.7)	3 (3.3)	91 (100.0)		
		2 人	64 (95.5)	3 (4.5)	67 (100.0)		
		3 人以上	39 (95.1)	2 (4.9)	41 (100.0)		
		総 数	218 (95.6)	10 (4.4)	228 (100.0)		
	性的虐待 ②（性交）	な し	29 (100.0)	-	29 (100.0)	m 1.000	
		1 人	90 (98.9)	1 (1.1)	91 (100.0)		
		2 人	68 (100.0)	-	68 (100.0)		
		3 人以上	41 (100.0)	-	41 (100.0)		
		総 数	228 (99.6)	1 (0.4)	229 (100.0)		
	ネグレクト	な し	27 (93.1)	2 (6.9)	29 (100.0)	m 0.223	
		1 人	81 (89.0)	10 (11.0)	91 (100.0)		
		2 人	66 (97.1)	2 (2.9)	68 (100.0)		
		3 人以上	36 (87.8)	5 (12.2)	41 (100.0)		
		総 数	210 (91.7)	19 (8.3)	229 (100.0)		

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 表21の注2・5・6に同じ。

3 表27の注2に同じ。

イ 第1子であることとの関連

第1子であることと被虐待経験の有無との関連を男女別に示したものが表29である。

表29 第1子と被虐待経験の有無

	第1子	被虐待経験の有無		合 計	検定の結果	
		なし	あり		P 値	判定
男子	非該当	658 (55.0)	539 (45.0)	1,197 (100.0)	0.000	* *
	該 当	367 (43.8)	470 (56.2)	837 (100.0)		
	総 数	1,025 (50.4)	1,009 (49.6)	2,034 (100.0)		
女子	非該当	62 (51.2)	59 (48.8)	121 (100.0)	0.006	* *
	該 当	32 (32.7)	66 (67.3)	98 (100.0)		
	総 数	94 (42.9)	125 (57.1)	219 (100.0)		

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 表21の注2に同じ。
3 表23の注4に同じ。
4 表26の注3に同じ。

男女ともに統計的に有意な関連が認められ、第1子である場合に被虐待経験ありが有意に多くなっている。さらにこれを虐待の種類ごとに男女別に示したものが表30である。男子では、身体的虐待①（軽度）、身体的虐待②（重度）及びネグレクトに、女子では、身体的虐待①（軽度）及び身体的虐待②（重度）について統計的に有意な関連が認められ、いずれも第1子である場合に被虐待経験ありが有意に多い。

表30 第1子と被虐待経験の有無

	虐待の種類	第1子	被虐待経験の有無		合 計	検定の結果	
			なし	あり		P 値	判定
男子	身体的虐待 ①（軽度）	非 該 当	756 (63.0)	444 (37.0)	1,200 (100.0)	0.000	* *
		該 当	423 (50.4)	416 (49.6)	839 (100.0)		
		総 数	1,179 (57.8)	860 (42.2)	2,039 (100.0)		
	身体的虐待 ②（重度）	非 該 当	910 (75.1)	301 (24.9)	1,211 (100.0)	0.000	* *
		該 当	568 (67.8)	270 (32.2)	838 (100.0)		
		総 数	1,478 (72.1)	571 (27.9)	2,049 (100.0)		
	性的虐待 ①（接触）	非 該 当	1,236 (99.4)	8 (0.6)	1,244 (100.0)	0.875	
		該 当	845 (99.4)	5 (0.6)	850 (100.0)		
		総 数	2,081 (99.4)	13 (0.6)	2,094 (100.0)		
	性的虐待 ②（性交）	非 該 当	1,243 (99.8)	2 (0.2)	1,245 (100.0)	f 1.000	
		該 当	849 (99.8)	2 (0.2)	851 (100.0)		
		総 数	2,092 (99.8)	4 (0.2)	2,096 (100.0)		
	ネグレクト	非 該 当	1,194 (96.1)	48 (3.9)	1,242 (100.0)	0.005	* *
		該 当	792 (93.4)	56 (6.6)	848 (100.0)		
		総 数	1,986 (95.0)	104 (5.0)	2,090 (100.0)		

	虐待の種類	第1子	被虐待経験の有無		合 計	検定の結果	
			なし	あり		P 値	判定
女子	身体的虐待 ①（軽度）	非 該 当	75 (62.0)	46 (38.0)	121 (100.0)	0.000	* *
		該 当	37 (38.1)	60 (61.9)	97 (100.0)		
		総 数	112 (51.4)	106 (48.6)	218 (100.0)		
	身体的虐待 ②（重度）	非 該 当	86 (71.1)	35 (28.9)	121 (100.0)	0.029	*
		該 当	57 (57.0)	43 (43.0)	100 (100.0)		
		総 数	143 (64.7)	78 (35.3)	221 (100.0)		
	性的虐待 ①（接触）	非 該 当	123 (96.1)	5 (3.9)	128 (100.0)	f 0.752	
		該 当	95 (95.0)	5 (5.0)	100 (100.0)		
		総 数	218 (95.6)	10 (4.4)	228 (100.0)		
	性的虐待 ②（性交）	非 該 当	127 (99.2)	1 (0.8)	128 (100.0)	f 1.000	
		該 当	101 (100.0)	-	101 (100.0)		
		総 数	228 (99.6)	1 (0.4)	229 (100.0)		
	ネグレクト	非 該 当	118 (92.2)	10 (7.8)	128 (100.0)	0.765	
		該 当	92 (91.1)	9 (8.9)	101 (100.0)		
		総 数	210 (91.7)	19 (8.3)	229 (100.0)		

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 表21の注2・4に同じ。
3 表26の注2・3に同じ。

ウ きょうだい順位と被虐待経験との関連

きょうだいの有無とその中における回答者の順位を、「第1子（きょうだいなし）」、「第1子（きょうだいあり）」及び「第2子以降」の3類型に分け、被虐待経験の有無との関連について、虐待の種類ごとに男女別に示したものが表31である。

男子については、身体的虐待①（軽度）、身体的虐待②（重度）、ネグレクト、女子については、身体的虐待①（軽度）で有意な関連が認められ、残差分析の結果、被虐待経験ありは第1子（きょうだいあり）の場合に有意に多く、第2子以降の場合に有意に少ない。女子については、これに加え第1子（きょうだいなし）の場合にも有意に多い。

表31 きょうだい順位と被虐待経験の有無

	虐待の種類	きょうだい順位	被虐待経験の有無		合 計	検定の結果	
			なし	あり		P 値	判定
男子	身体的虐待 ①（軽度）	第1子（きょうだいなし）	136 (52.9) [-1.7]	121 (47.1) [1.7]	257 (100.0)	0.000	**
		第1子（きょうだいあり）	287 (49.3) ▼[-4.9]	295 (50.7) △[4.9]	582 (100.0)		
		第2子以降	756 (63.0) △[5.7]	444 (37.0) ▼[-5.7]	1,200 (100.0)		
		総数	1,179 (57.8)	860 (42.2)	2,039 (100.0)		
	身体的虐待 ②（重度）	第1子（きょうだいなし）	189 (72.4) [0.1]	72 (27.6) [-0.1]	261 (100.0)	0.000	**
		第1子（きょうだいあり）	379 (65.7) ▼[-4.1]	198 (34.3) △[4.1]	577 (100.0)		
		第2子以降	910 (75.1) △[3.7]	301 (24.9) ▼[-3.7]	1,211 (100.0)		
		総数	1,478 (72.1)	571 (27.9)	2,049 (100.0)		
	性的虐待 ①（接触）	第1子（きょうだいなし）	261 (99.2)	2 (0.8)	263 (100.0)	m 0.937	
		第1子（きょうだいあり）	584 (99.5)	3 (0.5)	587 (100.0)		
		第2子以降	1,236 (99.4)	8 (0.6)	1,244 (100.0)		
		総数	2,081 (99.4)	13 (0.6)	2,094 (100.0)		
	性的虐待 ②（性交）	第1子（きょうだいなし）	261 (99.2)	2 (0.8)	263 (100.0)	m 0.065	
		第1子（きょうだいあり）	588 (100.0)	-	588 (100.0)		
		第2子以降	1,243 (99.8)	2 (0.2)	1,245 (100.0)		
		総数	2,092 (99.8)	4 (0.2)	2,096 (100.0)		
	ネグレクト	第1子（きょうだいなし）	245 (93.5) [-1.2]	17 (6.5) [1.2]	262 (100.0)	0.018	*
		第1子（きょうだいあり）	547 (93.3) ▼[-2.2]	39 (6.7) △[2.2]	586 (100.0)		
		第2子以降	1,194 (96.1) △[2.8]	48 (3.9) ▼[-2.8]	1,242 (100.0)		
		総数	1,986 (95.0)	104 (5.0)	2,090 (100.0)		

	虐待の種類	きょうだい順位	被虐待経験の有無		合 計	検定の結果	
			なし	あり		P 値	判定
女子	身体的虐待 ①（軽度）	第1子（きょうだいなし）	9 (33.3) ▼[-2.0]	18 (66.7) △[2.0]	27 (100.0)	0.002	* *
		第1子（きょうだいあり）	28 (40.0) ▼[-2.3]	42 (60.0) △[2.3]	70 (100.0)		
		第2子以降	75 (62.0) △[3.5]	46 (38.0) ▼[-3.5]	121 (100.0)		
		総数	112 (51.4)	106 (48.6)	218 (100.0)		
	身体的虐待 ②（重度）	第1子（きょうだいなし）	18 (64.3)	10 (35.7)	28 (100.0)	0.059	
		第1子（きょうだいあり）	39 (54.2)	33 (45.8)	72 (100.0)		
		第2子以降	86 (71.1)	35 (28.9)	121 (100.0)		
		総数	143 (64.7)	78 (35.3)	221 (100.0)		
	性的虐待 ①（接触）	第1子（きょうだいなし）	27 (93.1)	2 (6.9)	29 (100.0)	m 0.807	
		第1子（きょうだいあり）	68 (95.8)	3 (4.2)	71 (100.0)		
		第2子以降	123 (96.1)	5 (3.9)	128 (100.0)		
		総数 (95.6)	218 (4.4)	10 (100.0)	228 (100.0)		
	性的虐待 ②（性交）	第1子（きょうだいなし）	29 (100.0)	-	29 (100.0)	m 1.000	
		第1子（きょうだいあり）	72 (100.0)	-	72 (100.0)		
		第2子以降	127 (99.2)	1 (0.8)	128 (100.0)		
		総数	228 (99.6)	1 (0.4)	229 (100.0)		
	ネグレクト	第1子（きょうだいなし）	27 (93.1)	2 (6.9)	29 (100.0)	0.858	
		第1子（きょうだいあり）	65 (90.3)	7 (9.7)	72 (100.0)		
		第2子以降	118 (92.2)	10 (7.8)	128 (100.0)		
		総数	210 (91.7)	19 (8.3)	229 (100.0)		

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 表21の注2・4・5・6に同じ。

第1子かどうかということと、虐待の最もひどい加害者との関連を、虐待の種類ごとに男女別に見たものが表32である。なお、ここでは最もひどい被害を与えた人を尋ねた問3のbに対する回答のうち、実父と義父を併せて「父」（以下、本稿において同じ。）及び実母と義母を併せて「母」（以下、本稿において同じ。）並びに祖父及び祖母を併せて「祖父母」（以下、本稿において同じ。）とする。

表32 第1子と最もひどい加害者

	虐待の種類	第1子	最もひどい加害者			合 計	検定の結果	
			父	母	祖父母		P 値	判定
男子	身体的虐待 ①（軽度）	非該当	307 (75.1) △ [3.2]	92 (22.5) ▼ [-3.1]	10 (2.4) [-0.5]	409 (100.0)	0.005	* *
		該 当	238 (64.5) ▼ [-3.2]	120 (32.5) △ [3.2]	11 (3.0) [0.5]	369 (100.0)		
		総 数	545 (70.1)	212 (27.2)	21 (2.7)	778 (100.0)		
	身体的虐待 ②（重度）	非該当	244 (85.6)	35 (12.3)	6 (2.1)	285 (100.0)	m 0.253	
		該 当	205 (82.0)	42 (16.8)	3 (1.2)	250 (100.0)		
		総 数	449 (83.9)	77 (14.4)	9 (1.7)	535 (100.0)		
	性的虐待 ①（接触）	非該当	3 (37.5)	5 (62.5)	-	8 (100.0)	f 1.000	
		該 当	2 (40.0)	3 (60.0)	-	5 (100.0)		
		総 数	5 (38.5)	8 (61.5)	-	13 (100.0)		
	性的虐待 ②（性交）	非該当	2 (100.0)	-	-	2 (100.0)	-	-
		該 当	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)		
		総 数	3 (100.0)	-	-	3 (100.0)		
	ネグレクト	非該当	20 (43.5)	25 (54.3)	1 (2.2)	46 (100.0)	m 0.778	
		該 当	23 (41.8)	29 (52.7)	3 (5.5)	55 (100.0)		
		総 数	43 (42.6)	54 (53.5)	4 (4.0)	101 (100.0)		

	虐待の種類	第1子	最もひどい加害者			合 計	検定の結果	
			父	母	祖父母		P 値	判定
女子	身体的虐待 ①（軽度）	非該当	23 (50.0)	21 (45.7)	2 (4.3)	46 (100.0)	m 1.000	
		該当	28 (51.9)	24 (44.4)	2 (3.7)	54 (100.0)		
		総 数	51 (51.0)	45 (45.0)	4 (4.0)	100 (100.0)		
	身体的虐待 ②（重度）	非該当	20 (57.1)	14 (40.0)	1 (2.9)	35 (100.0)	m 0.739	
		該当	20 (48.8)	20 (48.8)	1 (2.4)	41 (100.0)		
		総 数	40 (52.6)	34 (44.7)	2 (2.6)	76 (100.0)		
	性的虐待 ①（接触）	非該当	3 (75.0)	1 (25.0)	-	4 (100.0)	f 0.444	
		該当	5 (100.0)	-	-	5 (100.0)		
		総 数	8 (88.9)	1 (11.1)	-	9 (100.0)		
	性的虐待 ②（性交）	非該当	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)	-	-
		該当	-	-	-	-		
		総 数	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)		
	ネグレクト	非該当	6 (66.7) △ [3.0]	3 (33.3) ▼ [-3.0]	-	9 (100.0)	f 0.009	**
		該当	- ▼ [-3.0]	9 (100.0) △ [3.0]	-	9 (100.0)		
		総 数	6 (33.3)	12 (66.7)		18 (100.0)		

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 「父」とは、実父及び義父のことをいい、「母」とは、実母及び義母のことをいい、「祖父母」とは、祖父及び祖母のことをいう。
3 表21の注2・6に同じ。
4 表24の注2に同じ。

身体的虐待①（軽度の）男子及びネグレクトの女子に統計的な有意な関連が認められた。第1子である場合、最もひどい加害者は母であるとする者が有意に多い。

(4) 父母の負因

本調査では、実父、義父、実母、義母、きょうだい、祖父及び祖母のそれぞれについて、「犯罪／非行」、「酒乱／アル中」及び「薬物使用」の有無を調べた。以下の分析では、個々の家族成員について、この3項目のどれか1つにでも該当する場合、その人に「負因あり」とし、1つも該当しない場合を「負因なし」とする。

ア 父の負因

父の負因の有無と被虐待経験の有無の関連を、虐待の種類ごとに男女別に見たものが表33である。

身体的虐待②（重度）の男子について統計的に有意な関連が認められ、「負因あり」の場合に被虐待経験ありが有意に多い。

表33 父の負因と被虐待経験の有無

	虐待の種類	被虐待経験の有無	父の負因		合 計	検定の結果	
			なし	あり		P 値	判定
男子	身体的虐待①（軽度）	なし	1,024 (86.9)	155 (13.1)	1,179 (100.0)	0.409	
		あり	736 (85.6)	124 (14.4)	860 (100.0)		
		総数	1,760 (86.3)	279 (13.7)	2,039 (100.0)		
	身体的虐待②（重度）	なし	1,294 (87.6)	184 (12.4)	1,478 (100.0)	0.013	*
		あり	476 (83.4)	95 (16.6)	571 (100.0)		
		総数	1,770 (86.4)	279 (13.6)	2,049 (100.0)		
	性的虐待①（接触）	なし	1,797 (86.4)	284 (13.6)	2,081 (100.0)	f 1.000	
		あり	12 (92.3)	1 (7.7)	13 (100.0)		
		総数	1,809 (86.4)	285 (13.6)	2,094 (100.0)		
	性的虐待②（性交）	なし	1,808 (86.4)	284 (13.6)	2,092 (100.0)	f 0.443	
		あり	3 (75.0)	1 (25.0)	4 (100.0)		
		総数	1,811 (86.4)	285 (13.6)	2,096 (100.0)		
	ネグレクト	なし	1,714 (86.3)	272 (13.7)	1,986 (100.0)	0.531	
		あり	92 (88.5)	12 (11.5)	104 (100.0)		
		総数	1,806 (86.4)	284 (13.6)	2,090 (100.0)		

	虐待の種類	被虐待経験の有無	父の負因		合 計	検定の結果	
			なし	あり		P 値	判定
女子	身体的虐待 ①（軽度）	なし	91 (81.3)	21 (18.8)	112 (100.0)	0.710	
		あり	84 (79.2)	22 (20.8)	106 (100.0)		
		総数	175 (80.3)	43 (19.7)	218 (100.0)		
	身体的虐待 ②（重度）	なし	113 (79.0)	30 (21.0)	143 (100.0)	0.590	
		あり	64 (82.1)	14 (17.9)	78 (100.0)		
		総数	177 (80.1)	44 (19.9)	221 (100.0)		
	性的虐待 ①（接触）	なし	175 (80.3)	43 (19.7)	218 (100.0)	f 1.000	
		あり	8 (80.0)	2 (20.0)	10 (100.0)		
		総数	183 (80.3)	45 (19.7)	228 (100.0)		
	性的虐待 ②（性交）	なし	184 (80.7)	44 (19.3)	228 (100.0)	f 0.197	
		あり	-	1 (100.0)	1 (100.0)		
		総数	184 (80.3)	45 (19.7)	229 (100.0)		
	ネグレクト	なし	167 (79.5)	43 (20.5)	210 (100.0)	f 0.381	
		あり	17 (89.5)	2 (10.5)	19 (100.0)		
		総数	184 (80.3)	45 (19.7)	229 (100.0)		

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「父」とは、実父及び義父のことをいい、「父の負因あり」とは、家族の負因の3項目の1つでも該当した場合をいう。

3 表21の注2に同じ。

4 表26の注2・3に同じ。

5 表27の注2に同じ。

イ 母の負因

同様に母の負因の有無と被虐待経験の有無との関連を、虐待の種類ごとに男女別に見たものが表34である。身体的虐待①（軽度）の男子について統計的に有意な関連が認められ、「負因あり」の場合に被虐待経験ありが有意に少ない。

表34 母の負因と被虐待経験の有無

	虐待の種類	被虐待経験の有無	母の負因		合 計	検定の結果	
			なし	あり		P 値	判定
男子	身体的虐待 ①（軽度）	なし	1,129 (95.8)	50 (4.2)	1,179 (100.0)	0.005	**
		あり	843 (98.0)	17 (2.0)	860 (100.0)		
		総数	1,972 (96.7)	67 (3.3)	2,039 (100.0)		
	身体的虐待 ②（重度）	なし	1,424 (96.3)	54 (3.7)	1,478 (100.0)	0.173	
		あり	557 (97.5)	14 (2.5)	571 (100.0)		
		総数	1,981 (96.7)	68 (3.3)	2,049 (100.0)		
	性的虐待 ①（接触）	なし	2,013 (96.7)	68 (3.3)	2,081 (100.0)	f 1.000	
		あり	13 (100.0)	-	13 (100.0)		
		総数	2,026 (96.8)	68 (3.2)	2,094 (100.0)		
	性的虐待 ②（性交）	なし	2,024 (96.7)	68 (3.3)	2,092 (100.0)	f 1.000	
		あり	4 (100.0)	-	4 (100.0)		
		総数	2,028 (96.8)	68 (3.2)	2,096 (100.0)		
	ネグレクト	なし	1,923 (96.8)	63 (3.2)	1,986 (100.0)	0.385	
		あり	99 (95.2)	5 (4.8)	104 (100.0)		
		総数	2,022 (96.7)	68 (3.3)	2,090 (100.0)		
女子	身体的虐待 ①（軽度）	なし	104 (92.9)	8 (7.1)	112 (100.0)	0.200	
		あり	93 (87.7)	13 (12.3)	106 (100.0)		
		総数	197 (90.4)	21 (9.6)	218 (100.0)		
	身体的虐待 ②（重度）	なし	130 (90.9)	13 (9.1)	143 (100.0)	0.778	
		あり	70 (89.7)	8 (10.3)	78 (100.0)		
		総数	200 (90.5)	21 (9.5)	221 (100.0)		
	性的虐待 ①（接触）	なし	197 (90.4)	21 (9.6)	218 (100.0)	f 1.000	
		あり	9 (90.0)	1 (10.0)	10 (100.0)		
		総数	206 (90.4)	22 (9.6)	228 (100.0)		
	性的虐待 ②（性交）	なし	206 (90.4)	22 (9.6)	228 (100.0)	f 1.000	
		あり	1 (100.0)	-	1 (100.0)		
		総数	207 (90.4)	22 (9.6)	229 (100.0)		
	ネグレクト	なし	192 (91.4)	18 (8.6)	210 (100.0)	f 0.094	
		あり	15 (78.9)	4 (21.1)	19 (100.0)		
		総数	207 (90.4)	22 (9.6)	229 (100.0)		

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「母」とは、実母及び義母のことをいい、「母の負因あり」とは、家族の負因の3項目の1つでも該当した場合をいう。
 3 表21の注2に同じ。
 4 表23の注4に同じ。
 5 表26の注2・3に同じ。

2 父母の養育態度と虐待

本調査では父及び母の養育態度について、「普通」、「放任」、「拒否」、「厳格」、「過干渉」、「期待過剰」、「溺愛」、「その他」及び「非該当」の9項目を挙げて、該当するものを重複選択により調査した。

表35は、父母の養育態度（「非該当」及び「その他」を除く。）と被虐待経験の有無との関連を男女別に示したものである。

父の養育態度は、被虐待経験ありの男子では、「拒否」及び「厳格」が有意に多く、「溺愛」が有意に少ない。また、女子では、「普通」が有意に少ない。母の養育態度は、被虐待経験ありの男子では、「拒否」が有意に多く、「溺愛」が有意に少ないほか、女子では、「厳格」が有意に多く、「普通」が有意に少ない。

表36及び**図32**は、父母の養育態度と被虐待経験の有無との関連を、虐待の種類ごとに男女別に示したものである。全体的に見ると父母いずれの場合も、男女とも性的虐待を除き、有意に多いものは「拒否」あるいは「厳格」であり、有意に少ないものは「普通」あるいは「溺愛」である。

表35 父母の養育態度と被虐待経験の有無

	被虐待経験の有無	父の養育態度							
		総数	普通	放任	拒否	厳格	過干渉	期待過剰	溺愛
男子	なし	1,025	221 (21.6)	287 (28.0)	29 (2.8)	118 (11.5)	17 (1.7)	17 (1.7)	44 (4.3)
	あり	1,009	195 (19.3)	264 (26.2)	47 (4.7)	186 (18.4)	22 (2.2)	22 (2.2)	19 (1.9)
	合計	2,034	416 (20.5)	551 (27.1)	76 (3.7)	304 (14.9)	39 (1.9)	39 (1.9)	63 (3.1)
	p 値判定		0.212	0.352	0.030 *	0.000 **	0.391	0.333	0.002 **
女子	なし	94	23 (24.5)	11 (11.7)	-	12 (12.8)	2 (2.1)	1 (1.1)	3 (3.2)
	あり	125	15 (12.0)	23 (18.4)	3 (2.4)	23 (18.4)	3 (2.4)	2 (1.6)	7 (5.6)
	合計	219	38 (17.4)	34 (15.5)	3 (1.4)	35 (16.0)	5 (2.3)	3 (1.4)	10 (4.6)
	p 値判定		0.016 *	0.176	0.262 f	0.260	1.000 f	1.000 f	0.521 f
	被虐待経験の有無	母の養育態度							
		総数	普通	放任	拒否	厳格	過干渉	期待過剰	溺愛
男子	なし	1025	306 (29.9)	267 (26.0)	30 (2.9)	36 (3.5)	80 (7.8)	39 (3.8)	141 (13.8)
	あり	1009	315 (31.2)	244 (24.2)	55 (5.5)	48 (4.8)	76 (7.5)	40 (4.0)	109 (10.8)
	合計	2034	621 (30.5)	511 (25.1)	85 (4.2)	84 (4.1)	156 (7.7)	79 (3.9)	250 (12.3)
	p 値判定		0.504	0.322	0.004 **	0.158	0.817	0.852	0.043 *
女子	なし	94	33 (35.1)	20 (21.3)	3 (3.2)	3 (3.2)	11 (11.7)	6 (6.4)	4 (4.3)
	あり	125	19 (15.2)	36 (28.8)	9 (7.2)	15 (12.0)	22 (17.6)	5 (4.0)	8 (6.4)
	合計	219	52 (23.7)	56 (25.6)	12 (5.5)	18 (8.2)	33 (15.1)	11 (5.0)	12 (5.5)
	p 値判定		0.001 **	0.207	0.197	0.019 *	0.227	0.536 f	0.490

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 表は、養育態度のうち、「非該当」及び「その他」を除き、集計結果のうち、該当したものを表示している。

3 重複選択による。

4 () 内は、総数に対する比率である。

5 表21の注2・4に同じ。

6 表26の注2に同じ。

表36 父母の養育態度

①父の養育態度

	虐待の種類	養育態度							
		総数	普通	放任	拒否	厳格	過干渉	期待過剰	溺愛
男子	身体的虐待 ①（軽度）	860	164 (19.1)	222 (25.8)	38 (4.4)	171 △(19.9)	20 (2.3)	20 (2.3)	15 ▼(1.7)
		判定				**			**
	身体的虐待 ②（重度）	571	108 (18.9)	147 (25.7)	33 △(5.8)	125 △(21.9)	11 (1.9)	14 (2.5)	12 (2.1)
		判定			**	**			
	性的虐待 ①（接触）	13	4 (30.8)	3 (23.1)	-	1 (7.7)	-	-	-
	性的虐待 ②（性交）	4	1 (25.0)	-	-	-	-	-	-
	ネグレクト	104	13 ▼(12.5)	25 (24.0)	9 △(8.7)	17 (16.3)	1 (1.0)	1 (1.0)	1 (1.0)
		判定	*		*				
女子	身体的虐待 ①（軽度）	106	15 (14.2)	19 (17.9)	3 (2.8)	18 (17.0)	3 (2.8)	1 (0.9)	6 (5.7)
		判定							
	身体的虐待 ②（重度）	78	7 ▼(9.0)	17 (21.8)	3 △(3.8)	15 (19.2)	2 (2.6)	2 (2.6)	2 (2.6)
		判定	*		*				
	性的虐待 ①（接触）	10	2 (20.0)	2 (20.0)	-	-	1 (10.0)	-	1 (10.0)
	性的虐待 ②（性交）	1	-	-	-	-	-	-	-
	ネグレクト	19	-	6 (31.6)	1 (5.3)	2 (10.5)	-	-	-
		判定							

②母の養育態度

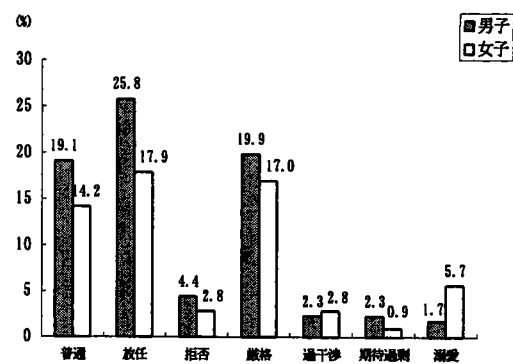
	虐待の種類	養育態度							
		総数	普通	放任	拒否	厳格	過干渉	期待過剰	溺愛
男子	身体的虐待 ①（軽度）	860	268 (31.2)	202 (23.5)	53 △(6.2)	43 (5.0)	65 (7.6)	34 (4.0)	93 (10.8)
		判定			**				
	身体的虐待 ②（重度）	571	182 (31.9)	135 (23.6)	31 (5.4)	28 (4.9)	37 (6.5)	17 (3.0)	58 (10.2)
		判定							
	性的虐待 ①（接触）	13	5 (38.5)	3 (23.1)	2 (15.4)	-	1 (7.7)	1 (7.7)	1 (7.7)
	性的虐待 ②（性交）	4	2 (50.0)	1 (25.0)	2 △(50.0)	-	-	-	-
		判定			*				
	ネグレクト	104	22 ▼(21.2)	32 (30.8)	13 △(12.5)	6 (5.8)	3 (2.9)	5 (4.8)	5 ▼(4.8)
		判定	*		**				*
女子	身体的虐待 ①（軽度）	106	16 ▼(15.1)	31 (29.2)	8 (7.5)	14 △(13.2)	19 (17.9)	4 (3.8)	7 (6.6)
		判定	**			*			
	身体的虐待 ②（重度）	78	10 ▼(12.8)	23 (29.5)	7 (9.0)	12 △(15.4)	15 (19.2)	3 (3.8)	6 (7.7)
		判定	**			**			
	性的虐待 ①（接触）	10	1 (10.0)	5 (50.0)	-	2 (20.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	1 (10.0)
	性的虐待 ②（性交）	1	-	-	-	-	-	-	-
	ネグレクト	19	3 (15.8)	9 (47.4)	1 (5.3)	1 (5.3)	3 (15.8)	-	2 (10.5)
		判定							

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 重複選択による。
3 △は χ^2 検定の結果、有意に多いことを示し、▼は有意に少ないことを示す。
4 表21の注2・4に同じ。
5 表35の注2・4に同じ。

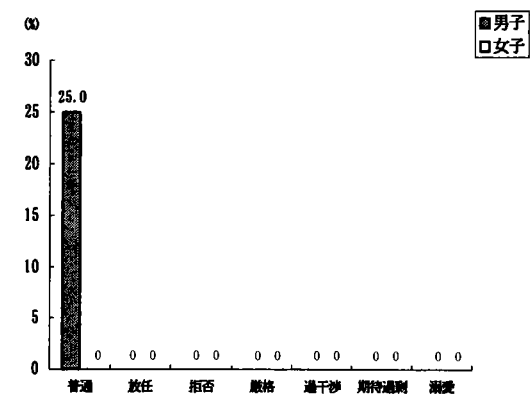
図32 父母の養育態度

1 父の養育態度

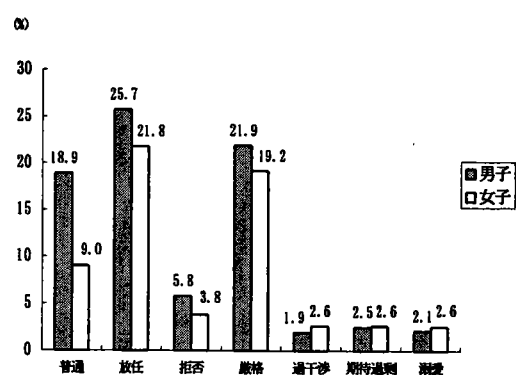
① 身体的虐待① (軽度)



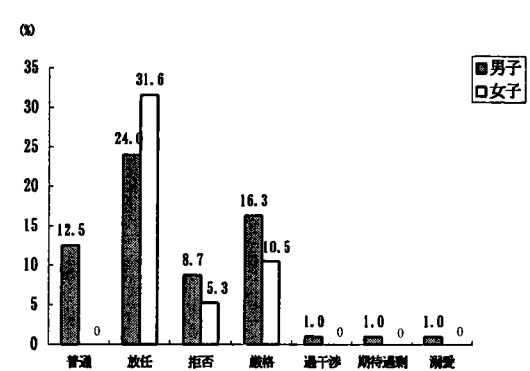
④ 性的虐待② (性交)



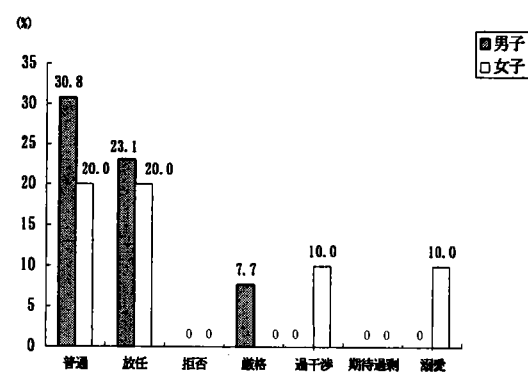
② 身体的虐待② (重度)



⑤ ネグレクト

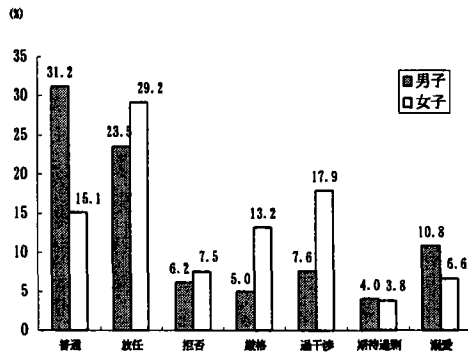


③ 性的虐待① (接触)

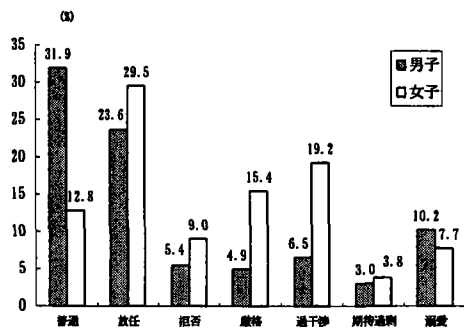


2 母の養育態度

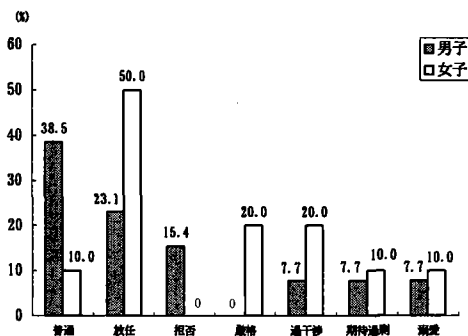
① 身体的虐待① (程度)



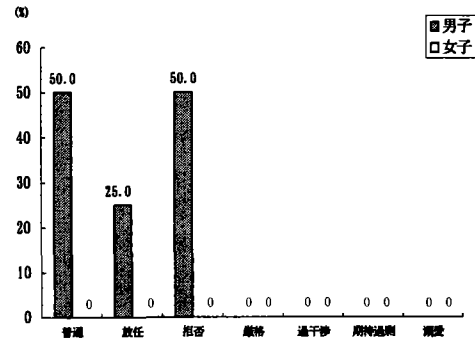
② 身体的虐待② (重症)



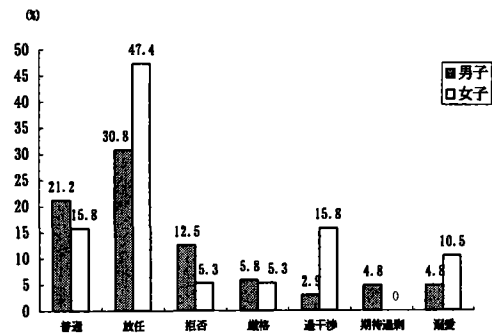
③ 性的虐待① (接触)



④ 性的虐待② (性交)



⑤ ネグレクト



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 養育態度のうち、「非該当」及び「その他」を除き、集計結果のうち、「被害経験あり」に該当したものを表示している。
 3 重複選択による。
 4 表21の注2に同じ。

さらに父母の養育態度と被虐待経験の有無との関連について経済状況を軸にして、男女別に示したものが表37である。

これによると、統計的に有意差の見られたものとして、被虐待経験のある男子について、父の養育態度では、「貧困層」で「普通」が少なく「厳格」が多い。「普通層」では「溺愛」が少なく「厳格」が多い。「富裕層」では「溺愛」が少ない。母の養育態度では、「貧困層」で「拒否」が多く、「普通層」で「溺愛」が少ない。また、被虐待経験のある女子について、「普通層」で父母とも「普通」が少ないほか、母の養育態度については、「厳格」が多い。

表37 被虐待経験の有無と父母の養育態度（家庭の経済状況別）

① 父の養育態度

	家庭の 経済状況	被虐待経 験の有無	総数	普通	放任	拒否	厳格	過干渉	期待過剰	溺愛
男子	貧困	なし	279	31 (11.1)	78 (28.0)	7 (2.5)	13 (4.7)	1 (0.4)	-	5 (1.8)
		あり	260	7 (2.7)	74 (28.5)	13 (5.0)	27 (10.4)	3 (1.2)	-	4 (1.5)
		合計	539	38 (7.1)	152 (28.2)	20 (3.7)	40 (7.4)	4 (0.7)	-	9 (1.7)
		p 値 判定		0.000 **	0.897	0.126	0.011 *	0.357 ^f	-	1.000 ^f
	普通	なし	706	184 (26.1)	196 (27.8)	21 (3.0)	102 (14.4)	14 (2.0)	13 (1.8)	30 (4.2)
		あり	706	185 (26.2)	178 (25.2)	34 (4.8)	152 (21.5)	19 (2.7)	19 (2.7)	14 (2.0)
		合計	1,412	369 (26.1)	374 (26.5)	55 (3.9)	254 (18.0)	33 (2.3)	32 (2.3)	44 (3.1)
		p 値 判定		0.952	0.278	0.074	0.001 **	0.378	0.283	0.014 *
	富裕	なし	27	4 (14.8)	11 (40.7)	-	3 (11.1)	2 (7.4)	4 (14.8)	9 (33.3)
		あり	27	1 (3.7)	11 (40.7)	-	7 (25.9)	-	3 (11.1)	1 (3.7)
		合計	54	5 (9.3)	22 (40.7)	-	10 (18.5)	2 (3.7)	7 (13.0)	10 (18.5)
		p 値 判定		0.351 ^f	1.000	-	0.293 ^f	0.491 ^f	1.000 ^f	0.005 **
女子	貧困	なし	32	4 (12.5)	1 (3.1)	-	2 (6.3)	1 (3.1)	-	-
		あり	41	3 (7.3)	6 (14.6)	2 (4.9)	2 (4.9)	1 (2.4)	-	-
		合計	73	7 (9.6)	7 (9.6)	2 (2.7)	4 (5.5)	2 (2.7)	-	-
		p 値 判定		0.692 ^f	0.127 ^f	0.501 ^f	1.000 ^f	1.000 ^f	-	-
	普通	なし	57	17 (29.8)	10 (17.5)	-	10 (17.5)	1 (1.8)	1 (1.8)	3 (5.3)
		あり	77	10 (13.0)	17 (22.1)	1 (1.3)	20 (26.0)	2 (2.6)	1 (1.3)	6 (7.8)
		合計	134	27 (20.1)	27 (20.1)	1 (0.7)	30 (22.4)	3 (2.2)	2 (1.5)	9 (6.7)
		p 値 判定		0.016 *	0.518	1.000 ^f	0.247	1.000 ^f	1.000 ^f	0.732 ^f
	富裕	なし	3	2 (66.7)	-	-	-	-	-	-
		あり	5	2 (40.0)	-	-	1 (20.0)	-	1 (20.0)	1 (20.0)
		合計	8	4 (50.0)	-	-	1 (12.5)	-	1 (12.5)	1 (12.5)
		p 値 判定		1.000 ^f	-	-	1.000 ^f	-	1.000 ^f	1.000 ^f

② 母の養育態度

	家庭の 経済状況	被虐待経 験の有無	総数	普通	放任	拒否	厳格	過干渉	期待過剰	溺愛
男子	貧困	なし	279	53 (19.0)	109 (39.1)	12 (4.3)	10 (3.6)	10 (3.6)	9 (3.2)	25 (9.0)
		あり	260	47 (18.1)	93 (35.8)	23 (8.8)	8 (3.1)	16 (6.2)	3 (1.2)	24 (9.2)
		合計	539	100 (18.6)	202 (37.5)	35 (6.5)	18 (3.3)	26 (4.8)	12 (2.2)	49 (9.1)
		p 値 判定		0.784	0.429	0.032 *	0.743	0.164	0.145 ^f	0.913
	普通	なし	706	246 (34.8)	151 (21.4)	18 (2.5)	23 (3.3)	65 (9.2)	26 (3.7)	105 (14.9)
		あり	706	260 (36.8)	143 (20.3)	28 (4.0)	35 (5.0)	56 (7.9)	32 (4.5)	76 (10.8)
		合計	1412	506 (35.8)	294 (20.8)	46 (3.3)	58 (4.1)	121 (8.6)	58 (4.1)	181 (12.8)
		p 値 判定		0.437	0.600	0.134	0.108	0.392	0.421	0.021 *
	富裕	なし	27	4 (14.8)	7 (25.9)	-	2 (7.4)	5 (18.5)	4 (14.8)	11 (40.7)
		あり	27	5 (18.5)	6 (22.2)	2 (7.4)	5 (18.5)	3 (11.1)	5 (18.5)	7 (25.9)
		合計	54	9 (16.7)	13 (24.1)	2 (3.7)	7 (13.0)	8 (14.8)	9 (16.7)	18 (33.3)
		p 値 判定		1.000 ^f	0.750	0.491 ^f	0.420 ^f	0.704 ^f	1.000 ^f	0.248
女子	貧困	なし	32	6 (18.8)	11 (34.4)	1 (3.1)	2 (6.3)	3 (9.4)	2 (6.3)	1 (3.1)
		あり	41	5 (12.2)	18 (43.9)	4 (9.8)	4 (9.8)	6 (14.6)	1 (2.4)	4 (9.8)
		合計	73	11 (15.1)	29 (39.7)	5 (6.8)	6 (8.2)	9 (12.3)	3 (4.1)	5 (6.8)
		p 値 判定		0.518 ^f	0.409	0.377 ^f	0.689 ^f	0.722 ^f	0.578 ^f	0.377 ^f
	普通	なし	57	27 (47.4)	7 (12.3)	2 (3.5)	1 (1.8)	7 (12.3)	4 (7.0)	2 (3.5)
		あり	77	14 (18.2)	18 (23.4)	3 (3.9)	9 (11.7)	13 (16.9)	2 (2.6)	2 (2.6)
		合計	134	41 (30.6)	25 (18.7)	5 (3.7)	10 (7.5)	20 (14.9)	6 (4.5)	4 (3.0)
		p 値 判定		0.000 **	0.103	1.000 ^f	0.044 ^f *	0.460	0.401 ^f	1.000 ^f
	富裕	なし	3	-	-	-	-	1 (33.3)	-	1 (33.3)
		あり	5	-	-	1 (20.0)	2 (40.0)	3 (60.0)	2 (40.0)	2 (40.0)
		合計	8	-	-	1 (12.5)	2 (25.0)	4 (50.0)	2 (25.0)	3 (37.5)
		p 値 判定		-	-	1.000 ^f	0.464 ^f	1.000 ^f	0.464 ^f	1.000 ^f

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 重複選択による。

3 表21の注2・3に同じ。

4 表25の注2に同じ。

5 表26の注2に同じ。

6 表35の注2・4に同じ。

3 まとめ

- (1) 被虐待経験の有無と経済状況との関連では、男子のネグレクトについて有意な関連が認められ、「貧困層」に有意に多くなっている。
- (2) 被虐待経験の有無と虐待の開始時期との関連は、男子について有意であり、「貧困層」で虐待の開始時期が「小学校入学前」の場合が有意に多い。
- (3) 実父母離婚と被虐待経験の有無との関連では、身体的虐待②（重度）及びネグレクトの男子及びネグレクトの女子について有意な関連が認められた。
- (4) 被虐待経験の有無と回答者が第1子であることとの関連では、男女ともに有意な関連が認められた。さらに虐待の種類ごとにこの関連を見ると、男子は身体的虐待①（軽度）及び②（重度）及びネグレクト、女子は身体的虐待②（重度）について有意な関連が認められ、被虐待経験がある場合が有意に多い。
- (5) 被虐待経験の有無ときょうだい順位との関連では、男女ともに有意な関連が認められ、被虐待経験は、「第1子（きょうだいあり）」に該当する場合に有意に多く、「第2子以降」の場合に有意に少ない。
- (6) 第1子に対する最もひどい加害者としては、身体的虐待①（軽度）の男子及びネグレクトの女子で母が有意に多い。
- (7) 父母の負因と被虐待経験の有無との関連では、父の負因との関連で男子の身体的虐待②（重度）に、母の負因との関連では身体的虐待①（軽度）にそれぞれ有意な関連が認められた。
- (8) 父母の養育態度と被虐待経験の有無とは、有意な関連が認められ、父の養育態度において、有意に多いものは、身体的虐待①（軽度）の男子に対しては「厳格」、②（重度）の男子については「拒否」及び「厳格」であり、身体的虐待②（重度）の女子に対しては「拒否」であり、母の養育態度では、身体的虐待①（軽度）、性的虐待②（性交）及びネグレクトの男子に対しては「拒否」、身体的虐待①（軽度）及び②（重度）の女子に対しては「厳格」である。

4 考察

成長期の子供にとって保護者や家庭は重要な存在であり、精神面、物質面等多くを依存している子供に与える影響は計り知れない。しかしながら、親子の関係は大人から子供への一方通行ではなく双方向の関係であることから、親自身が家庭の経済状況や配偶者等との関係、あるいは育児の方法や子供との関係等について、何らかの不安や悩みを抱えている場合に、子供に身体的暴力等の加害行為を加えることもある一方、子供の側がかかえる問題や性格等が誘因となり虐待に至る場合があるなど、互いに影響し合う要因も十分考慮しなくてはならず、そのことがこの問題を複雑にしている。

今回は、家庭の経済状況、親の養育態度等、いくつかの観点から回答者の家庭状況等について被虐待経験のある者となない者を比較してみた。その結果によれば、全体的に一貫した傾向として指摘できるものは見られなかったが、例えば、経済状況が貧困であることや実父母の離婚といった家庭状況の不安定さを表すと思われる事項とネグレクトとの関連がうかがわれることなど、部分的にはいくつかの特徴が得られた。以下では、その中から、今後、家庭と虐待の問題を考えていく上で手がかりになるとと思われる点を2つ述べたい。

第1点としては、被虐待経験者で、父母の養育態度が「厳格」あるいは「拒否」とされる者が有意に多かったことである。このうち、親子としての関係自体を拒む「拒否」的な養育態度と虐待との間に何らかの関係があることは、容易に推測できることであるが、「厳格」については、それが必ずしも否定的な養育態度を意味するものではないだけに、解釈には慎重を要する。

今回の養育態度の調査については、少年簿、少年調査記録等の公的な資料等に基づいて、職員が該当する項目を選択する形で行ったため、各項目について、いつの時期のどのような行為があって選択されたかは特定できない。したがって、「厳格」とされた親の養育態度には、親として当然と思われるき然とした態度や、苛烈な体罰等を行使しがちな態度等、さまざまな様相があるものと思われるが、ここでは「しつけ」との関連に留意したい。

全国児童相談所長会「全国児童相談所における家庭内虐待調査」（平成9年3月）によれば、虐待者（不明を含み、父母、きょうだい、祖父母等）の虐待に対する考え方について、『「身体的虐待」で「行為は認めるが主義（しつけなど）、信条によるとして虐待を認めない」ものが33.1%あり、3分の1が虐待かしつけかと認識のずれが問題となる』と述べている。虐待としつけとの境界をどこに置くかは、親子関係やその時々状況等により異なるものであり、また人それぞれの考えもあり、一律に決められるものではないことは事実である。しかし、「これはしつけだ」とする親により、本調査で身体的虐待②としてあげたような行為が繰り返されるようなことは、やはり問題であると思われることから、一つ一つの事例に則してしつけと虐待の境界を探ることを積み重ね、一般的なルールとして、両者を画す線を設定することが必要ではないかと考える。

第2点としては、第1子に被虐待経験者が有意に多かったことである。これは、身体的虐待①の男子とネグレクトの女子において、母親が第1子に対する最もひどい加害者である場合が有意に多いことと考え合わせると、第1子に対しては、母親の育児に対する不安や不満等親の側にストレスがあることが推察される。本年度当研究部が実施した児童虐待に関する研究会において、虐待の再発防止には、加害者に対する物心両面の援助が必要であるとする意見が出されていたが、その必要性を改めて確認した結果とも言える。

本調査と並行して行った一般青少年の面接結果によると、被虐待経験のある青少年の中には、将来自分が親になった時、自分の親と同じことを繰り返すのではないかと心配し、新しい家庭を持つことに消極的な者が見られた。いわゆる児童虐待の世代間連鎖については、今後の慎重な研究の成果に待たなければならないが、児童虐待は現在のみならず、将来の家庭問題にも係わるものであるとも言える。

今回調査した家庭状況は、取り上げた項目が少なく、ごく限定的なものであったので、今後は、親自身の被虐待経験の有無を含めた生育歴や親子関係、子育てに関する考え方、配偶者等の身近な人々との人間関係、さらには育児支援のための社会環境の整備状況等、さまざまな観点から検討する必要があると思われる。

第 7 被害・被虐待経験と性格特性

1 分析の目的及び概要

ここでは、各種類の被害あるいは被虐待経験の有無と性格特性との関連を探ることとする。性格特性の指標として「法務省式人格目録（MJPI）」の得点を使用する。

手法としては、まず、被害種類ごとに、主として、なし群、家族被害群、被虐待群の3群間の MJPI 得点の差を一元配置の分散分析及び多重比較により検定し、被害の種類や程度の差がどの性格特性の差と関連しているかを調べた。さらに、有意差の見られた性格特性については、どのような被害がより強く群間の性格特性の差に影響しているのかを探るため、性格特性を目的変数、被害の種類及び程度を説明変数とした重回帰分析を行った。

2 法務省式人格目録（MJPI）について

法務省式人格目録（MJPI）は、犯罪や非行に関係が深いとされている性格特性を測定することを目的として法務省矯正局により開発された自己報告法による性格検査であり、3つの妥当性尺度、10の臨床尺度から構成されている（表38。以下尺度名は表中の下線部で表す。）。

各尺度は粗点20点満点であるが、解釈においては平均50、標準偏差10に標準化した T 得点を使用する。本分析において使用するのも T 得点である。T 得点が高いほど、各尺度で示される性格特性が強いことを表す。

表38 法務省式人格目録（MJPI）の各尺度名と尺度の示す性格特性

尺度名	尺度の示す性格特性
(妥当性尺度)	
虚構尺度	テストの結果を過度に良く見せようとし、そのために実行不可能なことでも行なうと反応する傾向
偏向尺度	テストを受ける構え、またはものの考え方や感じ方がいちじるしく偏っている傾向
自我防衛尺度	自分を守るために自分の弱点をかくし、よく見せようとする傾向
(臨床尺度)	
心気症傾向	自分の心身の変化に敏感であったり、些細なことにこだわり元気をなくするというような神経質、無気力、心気症的な傾向
自信欠如傾向	他人の評価を気にし、自分の能力や行動に自信を持てない傾向
抑うつ傾向	些細なことに気が沈み、消極的、悲観的、絶望的になり、暗い気分が続く傾向
不安定傾向	周囲の状況に関係なく気分が変化したり、些細な刺激で行動が変わりやすい傾向
爆発傾向	短気で怒りや不満を抱きやすく、また攻撃的にふるまいやすい傾向
自己顕示傾向	自己中心的で支配欲が強かったり、他人から嫌われまいとして自分をよく見せようとする傾向
過活動傾向	刺激をすぐ行動に移したり、気軽で即行的にふるまったりする傾向
軽躁傾向	おおむねほがらかで人づき合いを好むというような楽天的な傾向
従属傾向	他からの働きかけに動かされやすく、自主性を欠く弱い依存的な傾向
偏狭傾向	自己中心的で社会に対する不平不満を持ち、被害感、不信感などが強い傾向

注 矯正局「法務省式人格目録解釈手引」による。

3 MJPI 各尺度の平均値の差の検定結果

(1) 被害種類別に見た場合

ア 全体

まず、MJPI 各尺度の T 得点の平均に、なし群・家族被害群・被虐待群で差があるかどうかを調べるために、被害種類別に一元配置の分散分析を行った。次に分散分析で有意差が見られた尺度において、平均値の差の検定を多重比較（ボンフェローニ法）で行った結果をまとめて示したものが表39である。ボンフェローニ法は、各群のケース数が等しいという仮定に基づかず、個々のペアの検定を厳しい有意確率で実行して、全体的な第1種の誤りが指定の値（たとえば、5％）を超えないことを保証する検定方法である。

表39 多重比較により T 得点の平均の差が有意となった群及び平均値の大小（被害種類別）

尺度名	身体的暴力①（軽度）	身体的暴力②（重度）	性的暴力①（接触）	性的暴力②（性交）	不適切な保護態度
	N；なし=816 家族被害=475 被虐待=966	N；なし=1,201 家族被害=420 被虐待=649	N；なし=2,260 家族被害=39 被虐待=23	N；なし=2,307 家族被害=13 被虐待= 5	N；なし=2,135 家族被害=61 ネグレクト=123
虚構	なし・家族被害>被虐待	なし>被虐待			家族被害>被虐待
偏向			なし<家族被害		なし<被虐待
自我防衛	なし>被虐待	なし>被虐待			
心気症	なし<被虐待	なし<被虐待	なし<家族被害		なし<被虐待
自信欠如					
抑うつ	なし<被虐待	なし<被虐待			なし<被虐待
不安定	なし・家族被害<被虐待	なし・家族被害<被虐待			
爆発		なし<被虐待			
自己顕示	なし・家族被害<被虐待	なし・家族被害<被虐待			なし<被虐待
過活動					
軽躁	なし<被虐待				
従属					
偏狭	なし・家族被害<被虐待	なし<家族被害・被虐待	なし<家族被害		なし<被虐待

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 5％水準で有意差が認められた群の差の大小を不等号で示している。「・」で結ばれた群の間には有意差がないが、不等号ではさまれた群とはそれぞれが有意差を持つ。たとえば、「なし・家族被害<被虐待」は、「なし群は被虐待群と有意差があり、家族被害群も被虐待群と有意差があるが、なし群と家族被害群の間には有意差がない。」と読む。
4 統計量の詳細については資料2を参照のこと。

「自信欠如」、「従属」を除くすべての尺度に、少なくとも一つ以上の被害種類において、群間の差が認められた。その多くがなし群と被虐待群との差である。家族被害群は、他の2群との有意差が認められない場合が多く、また、有意差が認められる場合でも、尺度や被害種類により、なし群との差になったり、被虐待群との差になったりする。つまり、家族被害群はなし群と被虐待群との中間に位置することが多い。ただし、性的暴力①（接触）の被害については、なし群と家族被害群の差だけが見られる。性的暴力②（性交）の被害については、統計的な有意差が認められなかった。

有意差の認められた平均値の大小関係について見ると、性的暴力①（接触）を除き、臨床尺度においては、被虐待群が、一貫してなし群より高い値を示している。また、信頼性尺度の「虚構」、「自我防衛」においては、なし群の値の方が、「偏向」においては被虐待群の方が、高い値を示している（一部家族被害群との差になっている。）。「自我防衛」は、「神経質傾向を有し、それを率直に出す人」が低得点を取りやすいことが分かっており、被虐待群が、臨床尺度において高い得点を示す傾向があることと矛盾しない。

最も多くの被害種類において有意差が認められた臨床尺度は「偏狭」と「心気症」であり、性的暴力②（性交）以外のすべての被害種類において有意差が認められた。「抑うつ」、「自己顕示」は、身体的暴力①（軽度）、身体的暴力②（重度）、不適切な保護態度の3つの種類において有意差が認められた。

イ 男女別

今回の回答者には、MJPIの多くの尺度において男女差が認められる。女子の方が男子より、「偏向」、「心気症」、「自信欠如」、「抑うつ」、「不安定」、「爆発」、「自己顕示」及び「偏狭」において平均値が高く、「自我防衛」及び「軽躁」において低かった。有意差が見られなかったのは「虚構」、「過活動」及び「従属」だけであった（資料3参照）。少年院に収容されている女子は、男子に比べて神経質で過敏な傾向があると言える。その上で、被害や被虐待の体験の有無により性格傾向に差が認められるかどうか男女別に群間比較を行ったのが表40及び表41である（女子の性的暴力②（性交）についてはケース数が1の群が生じたため分析しなかった。）

表40 多重比較によりT得点の平均の差が有意となった群及び平均値の大小（男子）

尺度名	身体的暴力①（軽度） N；なし=758 家族被害=421 被虐待=860	身体的暴力②（重度） N；なし=1,109 家族被害=369 被虐待=571	性的暴力①(接触) N；なし=2,066 家族被害=15 被虐待=13	性的暴力②(性交) N；なし=2,089 家族被害= 3 被虐待= 4	不適切な保護態度 N；なし=1,930 家族被害=56 ネグレクト=104
虚構	なし・家族被害>被虐待	なし>被虐待			
偏向			なし<家族被害		
自我防衛	なし>被虐待	なし>被虐待			
心気症	なし<被虐待	なし<被虐待			なし<被虐待
自信欠如					
抑うつ	なし<被虐待	なし<被虐待			なし<被虐待
不安定	なし・家族被害<被虐待	なし・家族被害<被虐待			
爆発		なし<被虐待	なし<家族被害		
自己顕示	なし<被虐待	なし・家族被害<被虐待			
過活動					
軽躁	なし<被虐待				
従属					
偏狭	なし・家族被害<被虐待	なし<家族被害・被虐待	なし<家族被害		なし<被虐待

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 表39の注2・3に同じ。
3 統計量の詳細については、資料4を参照のこと。

表41 多重比較によりT得点の平均の差が有意となった群及び平均値の大小（女子）

尺度名	身体的暴力①（軽度） N；なし=58 家族被害=54 被虐待=106	身体的暴力②（重度） N；なし=92 家族被害=51 被虐待=78	性的暴力①（接触） N；なし=194 家族被害=24 被虐待=10	不適切な保護態度 N；なし=205 家族被害=5 ネグレクト=19
虚構				なし・被虐待<家族被害
偏向				
自我防衛				
心気症				
自信欠如				
抑うつ				
不安定			なし・被虐待>家族被害	
爆発				
自己顕示				
過活動			なし>家族被害	
軽躁				
従属				
偏狭				

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 表39の注2・3に同じ。
3 統計量の詳細については、資料5を参照のこと。

男子における結果は、全体に占める男子の比率を考えると当然のことながら、全体の結果とかなり類似している。身体的暴力①（軽度）における「自己顕示」が「なし・家族被害<被虐待」から「なし<被虐待」に変わったほか、不適切な保護態度における「虚構」、「偏向」、「自己顕示」の有意差及び性的暴力①（接触）における「心気症」の有意差がなくなり、「爆発」に有意差が見られるようになったことが全体の結果と異なる点である。

女子における結果には、ほとんど有意差が見られない。また、有意差が見られるのは家族被害群との間であり、家族被害群がなし群と被虐待群との中間に位置していない。データ数が少ない（特に「不適切な保護態度」において）群の影響が強い可能性もあり、結論を導くことは難しい。

以上のことから、男女別（特に女子のみ）の分析を進めることは困難であるが、一方、男子の分析のみ進めることも適当ではないと考えられるため、以下では全体の分析のみ行う。解釈にあたっては、データが女子のデータを加えた全体のデータであると同時に、主に男子の傾向を反映していることに留意する必要がある。

(2) 被害種類をまとめた場合

次に、被害の性質による影響をより明確にするために、(1)の被害種類の一部を「身体的暴力」、「性的暴力」にまとめた。身体的暴力①（軽度）と身体的暴力②（重度）のいずれの被害も被虐待も経験していない群を「身体的暴力」のなし群、どちらかあるいは両方で被害を経験しているがどちらでも被虐待は経験していない群を家族被害群、どちらかあるいは両方で被虐待を経験している群を被虐待群として、3群間の平均値の差を検定した。同様に、性的暴力①（接触）と性的暴力②（性交）の被害を「性的暴

**表42 多重比較によりT得点の平均の差が有意となった群及び平均値の大小
(被害種類をまとめた場合)**

尺度名	身体的暴力 N；なし=630 家族被害=514 被虐待=1,109	性的暴力 N；なし=2,259 家族被害=39 被虐待=24	全被害 N；経験なし=613 家族被害経験=506 被虐待経験=1,134
虚構	なし・家族被害＞被虐待		なし・家族被害＞被虐待
偏向		なし＜家族被害	
自我防衛	なし＞家族被害・被虐待		なし＞家族被害・被虐待
心気症	なし＜被虐待	なし＜家族被害	なし＜被虐待
自信欠如			
抑うつ	なし＜被虐待		なし＜被虐待
不安定	なし・家族被害＜被虐待		なし・家族被害＜被虐待
爆発	なし＜被虐待		なし＜被虐待
自己顕示	なし・家族被害＜被虐待		なし・家族被害＜被虐待
過活動	家族被害＜被虐待		家族被害＜被虐待
軽躁			
従属			
偏狭	なし＜被虐待	なし＜家族被害	なし＜被虐待

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 表39の注2・3に同じ。
 3 統計量の詳細については資料6を参照のこと。

力」としてまとめた。また、種類が何であれ、何らかの被害や虐待を受けた経験の有無が性格特性と関連しているかどうかを知るために、「全被害」の経験なし群、家族被害経験群、被虐待経験群の3群の差の検定も行った。これらの結果をまとめて示したものが表42である。

身体的暴力については、おおむね身体的暴力①（軽度）と身体的暴力②（重度）の結果を組み合わせたような結果となったが、身体的暴力①（軽度）で見られていた「軽躁」の有意差がなくなり、「過活動」での有意差が認められた。

性的暴力については、性的暴力②（性交）の被害者数が少なかったためと思われるが、性的暴力①（接触）の種類で見られたパターンと同じ結果になっている。

全被害についても、身体的暴力に比べて性的暴力を受けたケースが少なかったため、結果は身体的暴力のパターンとほぼ同じになっている。本調査における全被害の3群比較の結果は、およそ身体的暴力の3群を反映している可能性が高い。

(3) 虐待の種類を組合せた場合

虐待の種類の影響を見るために、身体的虐待、性的虐待、ネグレクトの経験者を、受けた虐待の種類の手合わせにより、「身体的虐待のみ」、「性的虐待のみ」、「ネグレクト」、「身体的虐待＋性的虐待」、「身体的虐待＋ネグレクト」、「性的虐待＋ネグレクト」及び「身体的虐待＋性的虐待＋ネグレクト」の7群に分けて群間比較を行った（資料7参照）。

その結果、「抑うつ」及び「偏狭」において、身体的虐待のみ群よりも、身体的虐待＋ネグレクト群の値が有意に高いことが認められた。

(4) 虐待を受けた期間で見た場合

虐待を受けた期間によって性格特性が異なるかどうかを見るために、被虐待群を「小学生までの虐待」、「中学生からの虐待」及び「早発・長期間の虐待」の3群に分けて群間比較を行ったものが表43である（性的暴力②（性交）についてはケース数が1の群が生じたため分析しなかった。）。

有意差が見られた尺度は多くなかったが、性的虐待①においては、3つの尺度で早発・長期間の群との差が認められた。有意差の見られない尺度でも、性的虐待①における3群の平均値の差はかなり大きいものが多い。虐待の中でも、早い時期からの長期間にわたる性的虐待は、性格特性とより強く関連する可能性がある。

表43 虐待を受けた期間により有意差が見られた尺度（被害種類別）

尺度名	身体的虐待①（軽度） N；小学生まで=258 中学生から=94 早発・長期間=925	身体的虐待②（重度） N；小学生まで=126 中学生から=134 早発・長期間=369	性的虐待①（接触） N；小学生まで=11 中学生から=6 早発・長期間=4	ネグレクト N；小学生まで=34 中学生から=42 早発・長期間=42
虚構				
偏向				
自我防衛			小学生まで>早発・長期間	
心気症				
自信欠如			中学生から<早発・長期間	
抑うつ			小学生まで<早発・長期間	
不安定				
爆発				
自己顕示	小学生まで>中学生から			
過活動				
軽躁				小学生まで<早発・長期間
従属				
偏狭				

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 表39の注2・3に同じ。

3 統計量の詳細については資料8を参照のこと。

4 MJPI 各尺度を目的変数とした重回帰分析

MJPIの値の変動が被害や被虐待経験の有無によって説明できるか、説明できるとしたらどの経験がより強く影響するのかを探るため、ここでは、MJPIの各尺度を目的変数とし、各被害種類のなし群、家族被害群、被虐待群をすべて一つ一つの説明変数として、重回帰分析を行った。3群それぞれを変数化するにあたっては、なし群を基準としたダミー変数を作成している。また、変数の選択にあたっては、ステップワイズ法を採用した。その結果、MJPIの各尺度を説明するのに有効であるとされた変数の係数をまとめたものが表44である。

採用された変数の数が最も多かったのは「偏狭」で、5つの変数が採用された。ネグレクト、身体的暴力②（重度）・被虐待、性的暴力①（接触）・被害、身体的暴力①（軽度）・虐待、身体的暴力②（重度）・

表44 重回帰分析により MJPI 各尺度の説明に有効であるとされた変数とその係数

尺度名	身体的暴力①(軽度)		身体的暴力②(重度)		性的暴力①(接触)		性的暴力②(性交)		不適切な保護態度	
	被害	虐待	被害	虐待	被害	虐待	被害	虐待	被害	ネグレクト
虚構		-1.83**							2.88*	
偏向					4.79**	4.44*				1.73*
自我防衛			-1.30*	-1.87**			-6.94*			
心気症		1.36**			3.97*					
自信欠如										
抑うつ							7.20*			2.71**
不安定				1.96**						
爆発				1.73**						
自己顕示		2.11**								1.99*
過活動		0.81*								1.78*
軽躁		1.09**					-6.55*			
従属										
偏狭		1.04*	1.14*	1.34*	4.35*					3.53**

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

3 表中の数字は、重回帰分析によって示された回帰式の係数である。正の値は、その変数が1大きくなると、当該 MJPI の尺度がその係数分大きくなることを、負の値は変数が大きくなると MJPI 尺度の値がその係数分小さくなることを示す。

4 表中の「*」及び「**」は、その係数がそれぞれ5%水準、1%水準で有意であったことを示す。

5 「自信欠如」及び「従属」に関しては、有意な回帰式は得られなかった。

6 統計量の詳細については、資料9を参照のこと。

家族被害、の順に標準化係数（その変数が目的変数に貢献している度合いを見る指標）が大きい。この回帰式は、保護者から繰り返し食事を与えられず、ささいな暴力もけがをするようなひどい暴力も繰り返し受け、保護者から1回あるいはきょうだいなどから1回以上性的にいたずらされた経験を持つ者は、そうした経験のない者に比べて「偏狭」のT得点が定数の49.95から60.21（＝49.95＋3.53＋1.04＋1.34＋4.35）にまで上がる可能性を示唆している。次に多くの変数が採用されたのは「偏向」と「自我防衛」である。「偏向」においては、性的暴力①（接触）・家族被害、性的暴力①（接触）・被虐待及びネグレクトがT得点を上げる方向に働き、「自我防衛」においては、身体的暴力②（重度）・被虐待、身体的暴力②（重度）・家族被害及び性的暴力②（性交）・家族被害がT得点を下げる方向に働くという結果が出た。ただし、最も説明率の高い「偏狭」でも、上記変数による説明率はわずか2.4%であり、被害や被虐待経験の有無だけで性格傾向が説明できるのはごく一部である。

変数の側から見てみると、最も多くの尺度の説明に採用されたのは、身体的暴力①（軽度）・被虐待であり、「虚構」、「心気症」、「自己顕示」、「過活動」、「軽躁」及び「偏狭」の6つの尺度を説明するのに有意とされた。次に多かったのは、ネグレクトであった。性的暴力関係の変数は、採用された尺度の数から身体的暴力関係の変数や不適切な保護態度関係の変数よりも少なく、有意水準も緩やかな基準でしか採用されていないものの、係数の値が大きいのが特徴である。このことは、データ数の関係などから、今回の結果の確からしさは他の変数にくらべて十分ではないものの、性的被害や被虐待の有無が性格特性

により大きく影響する可能性を示している。

5 まとめ

この項では、家族から受けた被害や虐待の経験が、性格特性と関連しているかどうかを探るために、法務省式人格目録（MJPI）を性格特性の指標として、いくつかの分析を行った。

その結果の概要は以下のとおりである。

- ① なし群、家族被害群、被虐待群の3群間の差を調べた結果、MJPIの多くの尺度において有意差が見られた。このことは、家族から受けた被害や虐待の経験の有無によって性格特性の多くの面で差があることを示す。
- ② 身体的暴力、不適切な保護態度、性的暴力、どの種類の被害においてもいずれかの尺度で有意差が見られた。このことは、どのようなタイプの被害・被虐待経験においても、その有無によって性格特性に差があることを示す。
- ③ 有意差は主になし群と被虐待群との間に見られた。ただし、家族被害群との間にもいくつかの有意差が見られている。このことは、保護者から繰り返し受けた被害の経験の方が、それ以外の被害よりも大きな性格特性の差につながるものの、それ以外の被害であっても家族から受けた被害は性格特性の差につながり得ることを示す。
- ④ 有意差の見られた群の値の大小を見ると、臨床尺度においてはほぼ一貫して被虐待群の方がなし群よりも大きい。このことは、有意差の見られた尺度の特性から考えると、虐待を受けた経験がある者の方が、そうした経験のない者に比べて、神経質で被害感が強く抑うつ的である一方、落ち着きのない自己顕示的な性格特性を表しやすいことを示す。
- ⑤ 少年院在院中の女子は、全般に男子よりも神経質で過敏な性格傾向を示している。男女別に3群間の差を調べたところ、男子は全体と同様の傾向を示したが、女子においては、①から④の結果を、そのまま当てはめられる結果は得られなかった。原因としては、確からしいデータを得るだけの十分なデータ数がなかったことと、結果が男子とは異なるパターンを示すこととの、両方の可能性がある。
- ⑥ 被虐待経験を有する者のうち、虐待の種類の組み合わせ方や、虐待を受けた時期で群を分けた場合、一部において有意差が認められた。このことは、虐待の種類の組合せや虐待を受けた時期により、性格特性の差が大きくなることを示す。
- ⑦ MJPIの各尺度の得点を目的変数とした場合、被害や被虐待の有無が説明変数になり得るかを調べたところ、①において有意差の見られた尺度では、少なくとも1つの被害や被虐待の経験が説明変数として採用された。このことは、被害や被虐待の経験の有無により性格特性が変動する可能性を示す。しかし、今回の調査で定義した被害や被虐待の有無のみで性格特性を説明できる割合は非常に低く、これらの経験が決定的なものでないことも同時に示している。

6 考察

虐待を含めた過去の被害体験が、性格形成に及ぼす影響については、これまでも経験の中から多くのことが言われてきた。しかし、解離症状などの精神医学的所見やうつといった特定の指標を用いた研究は見られるものの、統計的手法を用いて被害・被虐待経験と全般的な性格特性との関連を研究したものは非常に少ない。また、今回は被虐待経験のあり、なしの二分ではなく、被害経験という群を設けているのも特徴であり、児童虐待防止法によって定義された「虐待」以外の、家族からの被害の影響についても考えた。もちろん、今回の結果は、少年院在院者という特定の集団に対してのみ適用できるもので

あるが、以下のような結論を導くことができよう。

家族から受けた被害に関しては、確かに被虐待群の方が家族被害群よりもなし群との差がはっきりしている。ただし、一部においては、その他の被害経験でもなし群よりは被虐待群に近いパターンを示しており、児童虐待防止法の定義では「虐待」とはいえない被害でも虐待と同様の影響を受け得ることを示唆している。

身体的虐待とネグレクトを両方受けて、虐待を早期から長期間にわたって受けたりした場合の性格特性への影響の大きさも示唆された。つまり、虐待の有無のみでなく、その種類や時期についても十分注意を払う必要があるということである。

今回指標とした性格特性のうち、多重比較における有意差の多さや、重回帰分析において採用された変数の多さ・説明率等から考えて、家族からの被害・被虐待経験と最も強く関連しているのは「偏狭傾向」であると言えよう。この尺度は、被害感や対人不信感の強さの指標であり、自分を愛し保護すべき家族から存在を脅かされた経験がそうした性格傾向に結びついていくことは不自然ではない。「偏狭」は非行深度や予後の悪さとの関連が研究されており、被虐待経験を持つ非行少年の処遇が容易ではないことを裏付けるであろう。5の④で述べたように、虐待を受けた非行少年は、そうでない非行少年よりも神経質さと自己顕示性を示しやすい。非行のない少年と非行少年とのMJPIを比較した研究によると、非行少年は一般的に「自己顕示」の値が高いが、「従属」及び「過活動」の値も共に高い傾向があり、「非行少年は一般に、付和雷同・追従的で、軽率、人付き合いをうまくやって承認欲求を満たそうとする傾向をより強く示す。」と解釈される。一方、「自己顕示」と共に「抑うつ」、「不安定」、「爆発」、「過活動」、「偏狭」などが高い、虐待を受けた非行少年の場合は、仲間に合わせるというよりも、うつ憤を晴らす衝動を背景とした、自己中心的で支配的な行為で自己をアピールする傾向があると解釈できるかもしれない。逆に、このようなMJPIの結果が得られた場合、過去に被害体験があるのではないかという仮説を頭の隅に置きながら面接に臨むことが有効と言える。

しかし、今回の調査で定義した被害・被虐待の経験が性格特性を説明する割合は、非常に低いことにも留意しなければならない。言うまでもなく、性格形成にはその他無数の要因が存在するのであり、被虐待経験があると知ったからといって、対象少年の性格上の偏りを何でも虐待に帰属させることは適当ではない。虐待の体験を少年がどのように受け止めたのか、その後周囲とどのような相互作用があって現在の性格が形成されてきたのかを丁寧に理解する必要がある。ただし、被害・被虐待経験と性格特性との関連について仮説を持つことは、それまで単純に「問題少年」とみなされ、行動を統制することがもっぱら処遇の目標になっていたような少年の処遇において、処遇者に別の少年像と処遇方針を与えるきっかけになるのではないかと考えられる。

最後に、今回は被害・被虐待経験を原因、性格特性を結果として仮説を立て分析を行ったが、今回の調査方法では厳密に言えば因果関係を証明することはできないことを断っておく。縦断的に取ったデータではないため、本来は両者の関連の有無を言えるに過ぎず、ある性格特性を有する者が被害・虐待を受けやすい、という説明も論理的にはなされ得るのである。また、今回の結論は、主に身体的暴力を受けた男子の少年院在院者の傾向を反映していることにも留意したい。身体的暴力にネグレクトが加わった場合の影響については若干述べたが、ネグレクトや性的暴力を受けた者及び女子在院者の傾向については、更なる検討が必要であり、今後の課題である。

参考文献・引用文献

法務省矯正局，法務省式人格目録解釈手引，1970

資料1 MJPI 基礎統計量

尺度名	度数		平均値	中央値	最頻値	標準偏差	最小値	最大値
	有効	欠損値						
虚構	2,348	6	50.25	49	46	9.75	32	90
偏向	2,348	6	47.45	46	40	8.47	40	98
自我防衛	2,348	6	49.75	50	52	9.29	25	77
心気症	2,348	6	53.37	53	48	9.99	35	79
自信欠如	2,348	6	49.64	49	45	9.77	33	72
抑うつ	2,348	6	49.93	48	44	9.19	34	77
不安定	2,348	6	49.41	49	51	10.19	30	73
爆発	2,348	6	50.34	48	39	9.74	19	75
自己顯示	2,348	6	51.63	50	50	9.79	33	80
過活動	2,348	6	53.81	54	54	8.97	28	75
軽躁	2,348	6	52.11	53	57	9.01	22	68
従属	2,348	6	50.42	51	52	9.59	24	70
偏狭	2,347	7	51.25	51	51	9.80	30	83

資料2 被害種類別・3群間の分散分析及び多重比較

① 身体的暴力①（軽度）

尺度名	分散分析		多重比較				
	F値 (2, 2248)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構**	9.84	0.000	なし	51.19	家族被害	0.44	1.000
					被虐待**	1.97	0.000
			家族被害	50.75	被虐待*	1.53	0.015
			被虐待	49.24			
			なし	47.55	家族被害	0.07	1.000
					被虐待	0.18	1.000
偏向	0.10	0.901	家族被害	47.48	被虐待	0.11	1.000
			被虐待	47.38			
			なし	50.71	家族被害	1.00	0.190
自我防衛**	7.32	0.001			被虐待**	1.70	0.000
			家族被害	49.72	被虐待	0.70	0.548
			被虐待	49.03			
心気症**	6.74	0.001	なし	52.38	家族被害	-1.05	0.208
					被虐待**	-1.75	0.001
			家族被害	53.43	被虐待	-0.70	0.641
			被虐待	54.11			
			なし	49.16	家族被害	-0.48	1.000
					被虐待	-0.81	0.252
自信欠如	1.50	0.224	家族被害	49.63	被虐待	-0.33	1.000
			被虐待	49.94			
			なし	49.34	家族被害	-0.54	0.930
抑うつ*	3.61	0.027			被虐待*	-1.17	0.022
			家族被害	49.87	被虐待	-0.63	0.658
			被虐待	50.50			
不安定**	6.27	0.002	なし	48.85	家族被害	0.19	1.000
					被虐待**	-1.46	0.008
			家族被害	48.66	被虐待*	-1.65	0.012
			被虐待	50.29			
			なし	49.82	家族被害	-0.32	1.000
					被虐待	-1.07	0.062
爆発	2.82	0.060	家族被害	50.14	被虐待	-0.75	0.501
			被虐待	50.88			
			なし	50.23	家族被害	-1.09	0.161
自己顕示**	16.36	0.000			被虐待**	-2.64	0.000
			家族被害	51.32	被虐待*	-1.55	0.014
			被虐待	52.87			
過活動*	3.19	0.041	なし	53.46	家族被害	0.22	1.000
					被虐待	-0.87	0.125
			家族被害	53.24	被虐待	-1.09	0.091
			被虐待	54.33			
			なし	51.64	家族被害	-0.01	1.000
					被虐待*	-1.10	0.032
軽躁*	4.05	0.018	家族被害	51.65	被虐待	-1.09	0.095
			被虐待	52.72			
			なし	49.93	家族被害	-0.54	0.983
従属	1.89	0.151			被虐待	-0.88	0.158
			家族被害	50.47	被虐待	-0.34	1.000
			被虐待	50.81			
偏狭**	9.30	0.000	なし	50.41	家族被害	-0.16	1.000
					被虐待**	-1.86	0.000
			家族被害	50.58	被虐待**	-1.69	0.006
			被虐待	52.27			

② 身体的暴力②（重度）

尺度名	分散分析		多重比較				
	F値 (2, 2262)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構**	5.34	0.005	なし	50.72	家族被害	0.30	1.000
					被虐待**	1.54	0.004
			家族被害	50.42	被虐待	1.24	0.128
			被虐待	49.20			
偏向*	3.26	0.039	なし	47.00	家族被害	-0.89	0.180
					被虐待	-0.90	0.081
			家族被害	47.90	被虐待	-0.01	1.000
			被虐待	47.92			
自我防衛**	9.37	0.000	なし	50.55	家族被害	1.16	0.081
					被虐待**	1.90	0.000
			家族被害	49.38	被虐待	0.74	0.609
			被虐待	48.66			
心気症**	3.88	0.021	なし	52.79	家族被害	-1.10	0.157
					被虐待*	-1.21	0.038
			家族被害	53.89	被虐待	-0.11	1.000
			被虐待	53.98			
自信欠如	1.18	0.306	なし	49.28	家族被害	-0.78	0.482
					被虐待	-0.49	0.915
			家族被害	50.06	被虐待	0.29	1.000
			被虐待	49.74			
抑うつ*	4.11	0.016	なし	49.39	家族被害	-0.95	0.201
					被虐待*	-1.19	0.024
			家族被害	50.35	被虐待	-0.23	1.000
			被虐待	50.57			
不安定**	9.12	0.000	なし	48.77	家族被害	-0.48	1.000
					被虐待**	-2.10	0.000
			家族被害	49.25	被虐待*	-1.62	0.033
			被虐待	50.84			
爆発**	8.15	0.000	なし	49.69	家族被害	-0.80	0.439
					被虐待**	-1.91	0.000
			家族被害	50.49	被虐待	-1.11	0.207
			被虐待	51.59			
自己顕示**	6.51	0.002	なし	51.13	家族被害	0.08	1.000
					被虐待**	-1.61	0.002
			家族被害	51.05	被虐待*	-1.69	0.017
			被虐待	52.75			
過活動	1.96	0.141	なし	53.69	家族被害	0.40	1.000
					被虐待	-0.66	0.400
			家族被害	53.30	被虐待	-1.05	0.185
			被虐待	54.35			
軽躁	0.62	0.537	なし	52.07	家族被害	0.25	1.000
					被虐待	-0.35	1.000
			家族被害	51.82	被虐待	-0.61	0.850
			被虐待	52.42			
従属	0.25	0.776	なし	50.53	家族被害	0.38	1.000
					被虐待	0.13	1.000
			家族被害	50.15	被虐待	-0.25	1.000
			被虐待	50.38			
偏狭**	12.03	0.000	なし	50.34	家族被害*	-1.35	0.043
					被虐待**	-2.28	0.000
			家族被害	51.69	被虐待	-0.92	0.391
			被虐待	52.61			

③ 性的暴力①（接触）

尺度名	分散分析		多重比較				
	F値 (2, 2313)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構	0.50	0.605	なし	50.20	家族被害 被虐待	-1.42 -0.93	1.000 1.000
			家族被害	51.62	被虐待	0.48	1.000
			被虐待	51.13			
偏向**	9.90	0.000	なし	47.33	家族被害 ** 被虐待	-5.18 -4.06	0.000 0.062
			家族被害	52.51	被虐待	1.12	1.000
			被虐待	51.39			
自我防衛	0.11	0.894	なし	49.77	家族被害 被虐待	0.66 -0.32	1.000 1.000
			家族被害	49.10	被虐待	-0.98	1.000
			被虐待	50.09			
心気症*	4.31	0.014	なし	53.28	家族被害 * 被虐待	-3.94 -3.49	0.044 0.288
			家族被害	57.23	被虐待	0.45	1.000
			被虐待	56.78			
自信欠如	0.30	0.739	なし	49.61	家族被害 被虐待	-1.18 -0.47	1.000 1.000
			家族被害	50.79	被虐待	0.71	1.000
			被虐待	50.09			
抑うつ	2.72	0.660	なし	49.88	家族被害 被虐待	-3.22 -1.68	0.090 1.000
			家族被害	53.10	被虐待	1.54	1.000
			被虐待	51.57			
不安定	2.04	0.131	なし	49.41	家族被害 被虐待	0.57 -4.24	1.000 0.142
			家族被害	48.85	被虐待	-4.81	0.219
			被虐待	53.65			
爆発	2.09	0.123	なし	50.28	家族被害 被虐待	-2.74 -2.24	0.245 0.820
			家族被害	53.03	被虐待	0.50	1.000
			被虐待	52.52			
自己顕示	0.60	0.547	なし	51.59	家族被害 被虐待	-0.41 -2.20	1.000 0.854
			家族被害	52.00	被虐待	-1.78	1.000
			被虐待	53.78			
過活動	1.58	0.206	なし	53.80	家族被害 被虐待	1.96 -2.15	0.534 0.760
			家族被害	51.85	被虐待	-4.11	0.247
			被虐待	55.96			
軽躁	1.92	0.147	なし	52.18	家族被害 被虐待	2.80 -0.64	0.163 1.000
			家族被害	49.38	被虐待	-3.44	0.439
			被虐待	52.83			
従属	0.54	0.582	なし	50.48	家族被害 被虐待	1.36 1.14	1.000 1.000
			家族被害	49.13	被虐待	-0.22	1.000
			被虐待	49.35			
偏狭*	4.43	0.012	なし	51.15	家族被害 * 被虐待	-4.54 -1.63	0.012 1.000
			家族被害	55.69	被虐待	2.91	0.772
			被虐待	52.78			

④ 性的暴力②（性交）

尺度名	分散分析		多重比較				
	F 値 (2, 2316)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構	0.08	0.920	なし	50.24	家族被害 被虐待	-0.16 -1.77	1.000 1.000
			家族被害	50.38	被虐待	-1.62	1.000
			被虐待	52.00			
偏向	2.72	0.066	なし	47.44	家族被害 被虐待	-2.34 -7.97	0.957 0.104
			家族被害	49.77	被虐待	-5.63	0.612
			被虐待	55.40			
自我防衛	1.56	0.210	なし	49.79	家族被害 被虐待	4.56 0.59	0.235 1.000
			家族被害	45.23	被虐待	-3.97	1.000
			被虐待	49.20			
心気症	1.33	0.265	なし	53.36	家族被害 被虐待	-4.40 1.77	0.342 1.000
			家族被害	57.77	被虐待	6.17	0.725
			被虐待	51.60			
自信欠如	0.62	0.540	なし	49.62	家族被害 被虐待	-2.99 0.62	0.814 1.000
			家族被害	52.62	被虐待	3.62	1.000
			被虐待	49.00			
抑うつ	2.18	0.113	なし	49.92	家族被害 被虐待	-4.77 -3.88	0.186 1.000
			家族被害	54.69	被虐待	0.89	1.000
			被虐待	53.80			
不安定	0.53	0.588	なし	49.44	家族被害 被虐待	1.91 -3.55	1.000 1.000
			家族被害	47.54	被虐待	-5.46	0.927
			被虐待	53.00			
爆発	0.23	0.797	なし	50.34	家族被害 被虐待	-1.81 -0.45	1.000 1.000
			家族被害	52.15	被虐待	1.35	1.000
			被虐待	50.80			
自己顕示	0.17	0.844	なし	51.62	家族被害 被虐待	-1.22 1.62	1.000 1.000
			家族被害	52.85	被虐待	2.85	1.000
			被虐待	50.00			
過活動	0.28	0.756	なし	53.81	家族被害 被虐待	1.66 1.41	1.000 1.000
			家族被害	52.15	被虐待	-0.25	1.000
			被虐待	52.40			
軽躁	2.61	0.074	なし	52.17	家族被害 被虐待	5.56 2.18	0.079 1.000
			家族被害	46.62	被虐待	-3.38	1.000
			被虐待	50.00			
従属	0.12	0.885	なし	50.45	家族被害 被虐待	-0.32 2.05	1.000 1.000
			家族被害	50.77	被虐待	2.37	1.000
			被虐待	48.40			
偏狭	1.66	0.191	なし	51.22	家族被害 被虐待	-4.55 -3.18	0.284 1.000
			家族被害	55.77	被虐待	1.37	1.000
			被虐待	54.40			

⑤ 不適切な保護態度

尺度名	分散分析		多重比較				
	F 値 (2, 2310)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構 *	3.38	0.034	なし	50.25	家族被害	-2.51	0.150
			家族被害	52.75	ネグレクト	1.48	0.310
			ネグレクト	48.76	ネグレクト *	3.99	0.029
偏向 *	3.67	0.026	なし	47.34	家族被害	-0.44	1.000
			家族被害	47.78	ネグレクト *	-2.11	0.021
			ネグレクト	49.45	ネグレクト	-1.67	0.628
自我防衛	2.72	0.066	なし	49.89	家族被害	1.23	0.934
			家族被害	48.65	ネグレクト	1.85	0.098
			ネグレクト	48.03	ネグレクト	0.62	1.000
心気症 *	4.08	0.017	なし	53.22	家族被害	-1.62	0.651
			家族被害	54.85	ネグレクト *	-2.44	0.027
			ネグレクト	55.67	ネグレクト	-0.82	1.000
自信欠如	1.28	0.278	なし	49.55	家族被害	-1.41	0.814
			家族被害	50.97	ネグレクト	-1.09	0.685
			ネグレクト	50.66	ネグレクト	0.31	1.000
抑うつ **	6.60	0.001	なし	49.78	家族被害	-0.71	1.000
			家族被害	50.50	ネグレクト **	-3.07	0.001
			ネグレクト	52.86	ネグレクト	-2.36	0.307
不安定	1.77	0.171	なし	49.37	家族被害	0.20	1.000
			家族被害	49.18	ネグレクト	-1.77	0.186
			ネグレクト	51.16	ネグレクト	-1.97	0.659
爆発	1.33	0.264	なし	50.35	家族被害	1.41	0.811
			家族被害	48.95	ネグレクト	-1.05	0.738
			ネグレクト	51.41	ネグレクト	-2.46	0.329
自己顕示 *	4.04	0.018	なし	51.52	家族被害	0.64	1.000
			家族被害	50.88	ネグレクト *	-2.53	0.017
			ネグレクト	54.05	ネグレクト	-3.17	0.121
過活動	2.64	0.072	なし	53.69	家族被害	-0.80	1.000
			家族被害	54.48	ネグレクト	-1.85	0.080
			ネグレクト	55.54	ネグレクト	-1.06	1.000
軽躁	0.10	0.904	なし	52.13	家族被害	-0.53	1.000
			家族被害	52.67	ネグレクト	0.01	1.000
			ネグレクト	52.13	ネグレクト	0.54	1.000
従属	0.63	0.534	なし	50.40	家族被害	0.12	1.000
			家族被害	50.28	ネグレクト	-0.99	0.799
			ネグレクト	51.39	ネグレクト	-1.11	1.000
偏狭 **	14.70	0.000	なし	50.95	家族被害	-2.13	0.283
			家族被害	53.08	ネグレクト **	-4.73	0.000
			ネグレクト	55.68	ネグレクト	-2.60	0.273

注 1 「*」及び「**」は、それぞれ有意水準5%以下、1%以下で有意差が認められることを示す。各尺度名についている場合は、分散分析において3群間に有意差が認められることを、比較群についている場合は、多重比較において対となる群間に有意差が認められることを示す。

2 多重比較においては、対となる群の組合せは基準をどちらに取るかのみの違いで2つ同じものが存在する。検定結果は同じであるため、一方のみを示している。

資料3 MJPIのT得点の平均値の男女差

尺度名	性別	平均値	標準偏差	平均値の差	自由度	t 値	有意確率
虚構	男	50.21	9.72	-0.42	2,346	-0.61	0.541
	女	50.62	10.03				
偏向**	男	47.11	8.36	-3.47	2,346	-5.93	0.000
	女	50.58	8.88				
自我防衛**	男	49.94	9.22	1.95	2,346	3.02	0.003
	女	47.99	9.77				
心気症**	男	53.01	9.93	-3.71	2,346	-5.38	0.000
	女	56.72	9.97				
自信欠如**	男	49.46	9.73	-1.79	2,346	-2.63	0.008
	女	51.25	9.99				
抑うつ**	男	49.59	9.01	-3.48	267	-4.93	0.000
	女	53.07	10.25				
不安定**	男	49.03	10.00	-3.91	269	-5.07	0.000
	女	52.94	11.20				
爆発**	男	50.12	9.60	-2.23	268	-3.01	0.003
	女	52.36	10.79				
自己顕示**	男	51.38	9.73	-2.53	2,346	-3.73	0.000
	女	53.92	10.00				
過活動	男	53.84	9.09	0.31	299	0.56	0.574
	女	53.53	7.81				
軽躁**	男	52.33	8.96	2.18	2,346	3.49	0.000
	女	50.14	9.21				
従属	男	50.46	9.49	0.35	269	0.48	0.634
	女	50.11	10.54				
偏狭**	男	50.77	9.60	-4.86	270	-6.68	0.000
	女	55.64	10.56				

注 1 N；男子=2,119，女子=229。MJPIを実施していない者を除いた数である。

2 自由度=2,346のものは、Leveneの検定により等分散性が仮定された場合、自由度がそれ以外のものは、等分散性が仮定されなかった場合の検定結果を採用している。

3 各尺度名について「**」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。

資料4 被害種類別・3群間の分散分析及び多重比較(男子)

① 身体的暴力①(軽度)

尺度名	分散分析		多重比較				
	F 値 (2, 2030)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構**	9.36	0.000	なし	51.19	家族被害	0.60	0.933
					被虐待**	2.05	0.000
			家族被害	50.59	被虐待*	1.45	0.037
			被虐待	49.14			
偏向	0.88	0.415	なし	47.46	家族被害	0.37	1.000
					被虐待	0.55	0.565
			家族被害	47.10	被虐待	0.18	1.000
			被虐待	46.91			
自我防衛**	7.79	0.000	なし	50.90	家族被害	0.80	0.461
					被虐待**	1.81	0.000
			家族被害	50.10	被虐待	1.01	0.198
			被虐待	49.09			
心気症**	4.98	0.007	なし	52.19	家族被害	-0.63	0.887
					被虐待**	-1.55	0.005
			家族被害	52.83	被虐待	-0.92	0.356
			被虐待	53.75			
自信欠如	1.33	0.266	なし	49.01	家族被害	-0.46	1.000
					被虐待	-0.79	0.312
			家族被害	49.47	被虐待	-0.33	1.000
			被虐待	49.80			
抑うつ*	3.26	0.038	なし	49.06	家族被害	-0.43	1.000
					被虐待*	-1.14	0.034
			家族被害	49.49	被虐待	-0.70	0.571
			被虐待	50.19			
不安定**	5.39	0.005	なし	48.54	家族被害	0.27	1.000
					被虐待*	-1.37	0.019
			家族被害	48.27	被虐待*	-1.64	0.018
			被虐待	49.91			
爆発	1.65	0.192	なし	49.76	家族被害	-0.17	1.000
					被虐待	-0.84	0.244
			家族被害	49.93	被虐待	-0.66	0.743
			被虐待	50.59			
自己顕示**	13.72	0.000	なし	50.01	家族被害	-1.25	0.104
					被虐待**	-2.54	0.000
			家族被害	51.26	被虐待	-1.29	0.078
			被虐待	52.55			
過活動*	3.18	0.042	なし	53.46	家族被害	0.17	1.000
					被虐待	-0.96	0.104
			家族被害	53.29	被虐待	-1.13	0.110
			被虐待	54.42			
軽躁*	4.05	0.018	なし	51.72	家族被害	-0.36	1.000
					被虐待*	-1.24	0.016
			家族被害	52.09	被虐待	-0.88	0.299
			被虐待	52.97			
従属	2.53	0.080	なし	49.88	家族被害	-0.67	0.727
					被虐待	-1.06	0.076
			家族被害	50.56	被虐待	-0.38	1.000
			被虐待	50.94			
偏狭**	7.88	0.000	なし	50.03	家族被害	-0.09	1.000
					被虐待**	-1.74	0.001
			家族被害	50.11	被虐待*	-1.66	0.011
			被虐待	51.77			

② 身体的暴力②（重度）

尺度名	分散分析		多重比較				
	F 値 (2, 2041)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構**	4.69	0.009	なし	50.62	家族被害 被虐待**	0.10 1.49	1.000 0.009
			家族被害	50.52	被虐待	1.39	0.098
			被虐待	49.12			
偏向	1.27	0.281	なし	46.83	家族被害 被虐待	-0.55 -0.61	0.815 0.463
			家族被害	47.38	被虐待	-0.06	1.000
			被虐待	47.44			
自我防衛**	10.38	0.000	なし	50.79	家族被害 被虐待**	1.20 2.12	0.092 0.000
			家族被害	49.60	被虐待	0.92	0.405
			被虐待	48.68			
心気症*	3.47	0.031	なし	52.44	家族被害 被虐待*	-1.01 -1.24	0.267 0.047
			家族被害	53.46	被虐待	-0.22	1.000
			被虐待	53.68			
自信欠如	2.22	0.109	なし	48.99	家族被害 被虐待	-1.08 -0.76	0.195 0.393
			家族被害	50.07	被虐待	0.32	1.000
			被虐待	49.75			
抑うつ*	4.57	0.010	なし	49.04	家族被害 被虐待*	-0.90 -1.34	0.292 0.011
			家族被害	49.93	被虐待	-0.45	1.000
			被虐待	50.38			
不安定**	5.61	0.000	なし	48.40	家族被害 被虐待**	-0.39 -2.12	1.000 0.000
			家族被害	48.79	被虐待*	-1.73	0.029
			被虐待	50.52			
爆発**	6.16	0.002	なし	49.54	家族被害 被虐待**	-0.74 -1.73	0.598 0.001
			家族被害	50.28	被虐待	-0.99	0.370
			被虐待	51.26			
自己顕示**	5.89	0.003	なし	50.91	家族被害 被虐待**	0.15 -1.60	1.000 0.004
			家族被害	50.76	被虐待*	-1.75	0.021
			被虐待	52.51			
過活動	2.34	0.097	なし	53.74	家族被害 被虐待	0.59 -0.69	0.836 0.422
			家族被害	53.15	被虐待	-1.29	0.105
			被虐待	54.44			
軽躁	0.57	0.566	なし	52.27	家族被害 被虐待	0.22 -0.38	1.000 1.000
			家族被害	52.05	被虐待	-0.60	0.947
			被虐待	52.65			
従属	0.31	0.736	なし	50.44	家族被害 被虐待	0.28 -0.22	1.000 1.000
			家族被害	50.16	被虐待	-0.49	1.000
			被虐待	50.66			
偏狭**	11.29	0.000	なし	49.87	家族被害* 被虐待**	-1.39 -2.27	0.047 0.000
			家族被害	51.26	被虐待	-0.88	0.500
			被虐待	52.14			

③ 性的暴力①（接触）

尺度名	分散分析		多重比較				
	F 値 (2, 2085)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構	0.09	0.915	なし	50.19	家族被害	1.06	1.000
					被虐待	-0.12	1.000
			家族被害	49.13	被虐待	-1.17	1.000
偏向**	6.33	0.002	なし	47.05	家族被害	-7.55	0.001
					被虐待	-1.18	1.000
			家族被害	54.60	被虐待	6.37	0.127
自我防衛	0.36	0.697	なし	49.95	家族被害	1.22	1.000
					被虐待	-1.74	1.000
			家族被害	48.73	被虐待	-2.96	1.000
心気症	2.83	0.059	なし	52.97	家族被害	-5.03	0.153
					被虐待	-3.80	0.509
			家族被害	58.00	被虐待	1.23	1.000
自信欠如	0.47	0.628	なし	49.45	家族被害	-2.22	1.000
					被虐待	-1.09	1.000
			家族被害	51.67	被虐待	1.13	1.000
抑うつ	2.85	0.058	なし	49.58	家族被害	-5.49	0.056
					被虐待	0.96	1.000
			家族被害	55.07	被虐待	6.45	0.176
不安定	1.81	0.164	なし	49.02	家族被害	-4.31	0.289
					被虐待	-2.59	1.000
			家族被害	53.33	被虐待	1.72	1.000
爆発*	3.48	0.022	なし	50.07	家族被害	-6.40	0.030
					被虐待	-2.77	0.894
			家族被害	56.47	被虐待	3.62	0.956
自己顕示	0.65	0.520	なし	51.34	家族被害	-2.12	1.000
					被虐待	-2.12	1.000
			家族被害	53.47	被虐待	0.01	1.000
過活動	0.65	0.522	なし	53.80	家族被害	-1.47	1.000
					被虐待	-2.43	1.000
			家族被害	55.27	被虐待	-0.96	1.000
軽躁	0.45	0.635	なし	52.34	家族被害	-1.26	1.000
					被虐待	-1.96	1.000
			家族被害	53.60	被虐待	-0.71	1.000
従属	0.88	0.414	なし	50.46	家族被害	-2.94	0.694
					被虐待	-1.54	1.000
			家族被害	53.40	被虐待	1.40	1.000
偏狭**	4.68	0.009	なし	50.70	家族被害	-7.43	0.008
					被虐待	-1.68	1.000
			家族被害	58.13	被虐待	5.75	0.338

④ 性的暴力② (性交)

尺度名	分散分析		多重比較				
	F 値 (2, 2087)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構	0.97	0.381	なし	50.17	家族被害	-2.83	1.000
					被虐待	-6.33	0.584
			家族被害	53.00	被虐待	-3.50	1.000
			被虐待	56.50			
偏向	1.15	0.317	なし	47.11	家族被害	-5.23	0.830
					被虐待	-4.39	0.873
			家族被害	52.33	被虐待	0.83	1.000
			被虐待	51.50			
自我防衛	0.70	0.495	なし	49.94	家族被害	-3.06	1.000
					被虐待	-4.81	0.896
			家族被害	53.00	被虐待	-1.75	1.000
			被虐待	54.75			
心気症	1.34	0.263	なし	53.03	家族被害	-6.31	0.818
					被虐待	6.02	0.680
			家族被害	59.33	被虐待	12.33	0.314
			被虐待	47.00			
自信欠如	0.52	0.595	なし	49.48	家族被害	2.48	1.000
					被虐待	4.48	1.000
			家族被害	47.00	被虐待	2.00	1.000
			被虐待	45.00			
抑うつ	0.01	0.989	なし	49.62	家族被害	0.28	1.000
					被虐待	0.62	1.000
			家族被害	49.33	被虐待	0.33	1.000
			被虐待	49.00			
不安定	0.77	0.463	なし	49.08	家族被害	7.08	0.664
					被虐待	1.08	1.000
			家族被害	42.00	被虐待	-6.00	1.000
			被虐待	48.00			
爆発	0.13	0.880	なし	50.14	家族被害	-0.52	1.000
					被虐待	2.39	1.000
			家族被害	50.67	被虐待	2.92	1.000
			被虐待	47.75			
自己顕示	1.90	0.150	なし	51.40	家族被害	9.73	0.252
					被虐待	4.40	1.000
			家族被害	41.67	被虐待	-5.33	1.000
			被虐待	47.00			
過活動	0.41	0.667	なし	53.84	家族被害	0.50	1.000
					被虐待	4.09	1.000
			家族被害	53.33	被虐待	3.58	1.000
			被虐待	49.75			
軽躁	1.71	0.340	なし	52.37	家族被害	7.37	0.464
					被虐待	1.62	1.000
			家族被害	45.00	被虐待	-5.75	1.000
			被虐待	50.75			
従属	1.06	0.346	なし	50.49	家族被害	-5.18	1.000
					被虐待	5.24	0.805
			家族被害	55.67	被虐待	10.42	0.449
			被虐待	45.25			
偏狭	0.04	0.966	なし	50.77	家族被害	1.44	1.000
					被虐待	-0.23	1.000
			家族被害	49.33	被虐待	-1.67	1.000
			被虐待	51.00			

⑤ 不適切な保護態度

尺度名	分散分析		多重比較				
	F 値 (2, 2081)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構	2.00	0.136	なし	50.22	家族被害 ネグレクト	-1.62 1.52	0.675 0.369
			家族被害	51.84	ネグレクト	3.14	0.162
			ネグレクト	48.70			
偏向	1.76	0.172	なし	47.03	家族被害 ネグレクト	-0.46 -1.55	1.000 0.195
			家族被害	47.49	ネグレクト	-1.09	1.000
			ネグレクト	48.58			
自我防衛	2.26	0.080	なし	50.08	家族被害 ネグレクト	1.40 1.86	0.799 0.139
			家族被害	48.67	ネグレクト	0.46	1.000
			ネグレクト	48.21			
心気症 *	3.80	0.019	なし	52.87	家族被害 ネグレクト *	-1.44 -2.67	0.868 0.024
			家族被害	54.31	ネグレクト	-1.22	1.000
			ネグレクト	55.53			
自信欠如	1.95	0.142	なし	49.36	家族被害 ネグレクト	-1.18 -1.76	1.000 0.218
			家族被害	50.55	ネグレクト	-0.58	1.000
			ネグレクト	51.13			
抑うつ **	6.73	0.001	なし	49.43	家族被害 ネグレクト **	-1.22 -3.24	0.960 0.001
			家族被害	50.65	ネグレクト	-2.02	0.536
			ネグレクト	52.67			
不安定	2.69	0.068	なし	48.96	家族被害 ネグレクト	-0.83 -2.29	1.000 0.071
			家族被害	49.78	ネグレクト	-1.46	1.000
			ネグレクト	51.24			
爆発	1.23	0.292	なし	50.10	家族被害 ネグレクト	0.56 -1.45	1.000 0.405
			家族被害	49.55	ネグレクト	-2.01	0.632
			ネグレクト	51.55			
自己顕示	2.54	0.079	なし	51.29	家族被害 ネグレクト	0.57 -2.16	1.000 0.085
			家族被害	50.73	ネグレクト	-2.73	0.281
			ネグレクト	53.46			
過活動	2.83	0.059	なし	53.70	家族被害 ネグレクト	-1.32 -2.00	0.871 0.090
			家族被害	55.02	ネグレクト	-0.68	1.000
			ネグレクト	55.70			
軽躁	0.31	0.735	なし	52.34	家族被害 ネグレクト	-0.92 -0.24	1.000 1.000
			家族被害	53.25	ネグレクト	0.68	1.000
			ネグレクト	52.57			
従属	0.96	0.383	なし	50.43	家族被害 ネグレクト	0.23 -1.31	1.000 0.516
			家族被害	50.20	ネグレクト	-1.54	0.992
			ネグレクト	51.74			
偏狭 **	12.04	0.000	なし	50.48	家族被害 ネグレクト **	-3.04 -4.25	0.059 0.000
			家族被害	53.53	ネグレクト	-1.20	1.000
			ネグレクト	54.73			

注 資料2の注1・2に同じ。

資料5 被害種類別・3群間の分散分析及び多重比較(女子)

① 身体的暴力①(軽度)

	分散分析		多重比較				
	F 値 (2, 215)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構	0.92	0.399	なし	51.24	家族被害	-0.78	1.000
					被虐待	1.40	1.000
			家族被害	52.02	被虐待	2.18	0.597
偏向	1.41	0.247	なし	48.74	家族被害	-1.80	0.816
					被虐待	-2.34	0.293
			家族被害	50.54	被虐待	-0.55	1.000
自我防衛	0.60	0.550	なし	48.34	家族被害	1.59	1.000
					被虐待	-0.16	1.000
			家族被害	46.76	被虐待	-1.74	0.874
心気症	1.70	0.186	なし	48.50			
			家族被害	54.81	家族被害	-3.32	0.243
					被虐待	-2.37	0.447
自信欠如	0.03	0.971	なし	58.13	被虐待	0.95	1.000
			家族被害	51.07	家族被害	0.20	1.000
					被虐待	-0.20	1.000
抑うつ	0.01	0.994	なし	50.87	被虐待	-0.40	1.000
			家族被害	51.27			
			被虐待	52.97	家族被害	0.11	1.000
不安定	0.51	0.601	なし	52.85	被虐待	-0.07	1.000
			家族被害	52.86	被虐待	-0.68	1.000
			被虐待	51.65	被虐待	-1.89	0.941
爆発	1.22	0.298	なし	53.54			
			家族被害	50.67	家族被害	-1.11	1.000
					被虐待	-2.68	0.392
自己顕示	2.74	0.067	なし	51.78	被虐待	-1.57	1.000
			家族被害	53.09	被虐待	-2.38	0.432
			被虐待	51.78	被虐待	-3.68	0.082
過活動	0.17	0.842	なし	55.46			
			家族被害	53.57	家族被害	0.64	1.000
					被虐待	-0.11	1.000
軽躁	1.53	0.218	なし	52.93	被虐待	-0.75	1.000
			家族被害	50.53	被虐待	2.31	0.563
			被虐待	48.22	被虐待	-0.32	1.000
従属	0.11	0.900	なし	50.86			
			家族被害	50.55	家族被害	0.74	1.000
					被虐待	0.75	1.000
偏狭	0.71	0.492	なし	49.81	被虐待	0.01	1.000
			家族被害	49.80			
			被虐待	55.43	家族被害	1.23	1.000
			なし	54.20	被虐待	-0.87	1.000
			家族被害	56.30	被虐待	-2.10	0.708
			被虐待				

② 身体的暴力②（重度）

	分散分析		多重比較				
	F 値 (2, 218)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構	1.39	0.251	なし	51.88	家族被害 被虐待	2.19 2.34	0.636 0.394
			家族被害	49.69	被虐待	0.15	1.000
			被虐待	49.54			
偏向	1.94	0.146	なし	49.14	家族被害 被虐待	-2.54 -2.23	0.297 0.303
			家族被害	51.69	被虐待	0.31	1.000
			被虐待	51.37			
自我防衛	0.15	0.858	なし	47.58	家族被害 被虐待	-0.27 -0.82	1.000 1.000
			家族被害	47.84	被虐待	-0.55	1.000
			被虐待	48.40			
心気症	0.09	0.919	なし	56.89	家族被害 被虐待	-0.07 0.56	1.000 1.000
			家族被害	56.96	被虐待	0.63	1.000
			被虐待	56.33			
自信欠如	2.20	0.113	なし	52.79	家族被害 被虐待	2.81 2.86	0.317 0.188
			家族被害	49.98	被虐待	0.04	1.000
			被虐待	49.94			
抑うつ	0.55	0.575	なし	53.67	家族被害 被虐待	0.34 1.62	1.000 0.921
			家族被害	53.33	被虐待	1.28	1.000
			被虐待	52.05			
不安定	0.10	0.907	なし	53.18	家族被害 被虐待	0.60 -0.29	1.000 1.000
			家族被害	52.59	被虐待	-0.89	1.000
			被虐待	53.47			
爆発	1.23	0.295	なし	51.53	家族被害 被虐待	-0.51 -2.52	1.000 0.389
			家族被害	52.04	被虐待	-2.01	0.901
			被虐待	54.05			
自己顕示	0.27	0.766	なし	53.77	家族被害 被虐待	0.61 -0.68	1.000 1.000
			家族被害	53.16	被虐待	-1.29	1.000
			被虐待	54.45			
過活動	0.47	0.625	なし	53.07	家族被害 被虐待	-1.29 -0.65	1.000 1.000
			家族被害	54.35	被虐待	0.63	1.000
			被虐待	53.72			
軽躁	0.29	0.749	なし	49.68	家族被害 被虐待	-0.47 -1.10	1.000 1.000
			家族被害	50.16	被虐待	-0.63	1.000
			被虐待	50.78			
従属	1.91	0.150	なし	51.62	家族被害 被虐待	1.58 3.09	1.000 0.156
			家族被害	50.04	被虐待	1.51	1.000
			被虐待	48.53			
偏狭	0.26	0.771	なし	55.97	家族被害 被虐待	1.16 -0.10	1.000 1.000
			家族被害	54.80	被虐待	-1.26	1.000
			被虐待	56.06			

③ 性的暴力①（接触）

	分散分析		多重比較				
	F 値 (2, 225)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構	1.00	0.368	なし	50.28	家族被害	-2.88	0.556
					被虐待	-1.92	1.000
			家族被害	53.17	被虐待	0.97	1.000
偏向	1.70	0.184	なし	50.29	家族被害	-0.91	1.000
					被虐待	-5.21	0.213
			家族被害	51.21	被虐待	-4.29	0.597
自我防衛	0.26	0.772	なし	47.80	家族被害	-1.53	1.000
					被虐待	-0.20	1.000
			家族被害	49.33	被虐待	1.33	1.000
心気症	0.00	1.000	なし	56.72	家族被害	-0.03	1.000
					被虐待	-0.08	1.000
			家族被害	56.75	被虐待	-0.05	1.000
自信欠如	0.30	0.745	なし	51.41	家族被害	1.16	1.000
					被虐待	1.91	1.000
			家族被害	50.25	被虐待	0.75	1.000
抑うつ	0.42	0.659	なし	53.08	家族被害	1.21	1.000
					被虐待	-2.32	1.000
			家族被害	51.88	被虐待	-3.53	1.000
不安定**	5.54	0.004	なし	53.61	家族被害**	7.57	0.005
					被虐待	-2.69	1.000
			家族被害	46.04	被虐待*	-10.26	0.042
爆発	0.26	0.772	なし	52.56	家族被害	1.68	1.000
					被虐待	0.46	1.000
			家族被害	50.88	被虐待	-1.23	1.000
自己顕示	1.03	0.359	なし	54.16	家族被害	3.08	0.462
					被虐待	-0.04	1.000
			家族被害	51.08	被虐待	-3.12	1.000
過活動*	3.48	0.033	なし	53.88	家族被害*	4.17	0.041
					被虐待	-1.72	1.000
			家族被害	49.78	被虐待	-5.89	0.133
軽躁	1.81	0.165	なし	50.50	家族被害	3.75	0.182
					被虐待	-0.40	1.000
			家族被害	46.75	被虐待	-4.15	0.695
従属	2.60	0.076	なし	50.72	家族被害	4.26	0.183
					被虐待	4.82	0.470
			家族被害	46.46	被虐待	0.56	1.000
偏狭	0.53	0.587	なし	55.90	家族被害	1.74	1.000
					被虐待	2.60	1.000
			家族被害	54.17	被虐待	0.87	1.000

④ 不適切な保護態度

	分散分析		多重比較				
	F 値 (2, 226)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構*	4.03	0.019	なし	50.47	家族被害 *	-12.33	0.019
					ネグレクト	1.36	1.000
			家族被害	62.80	ネグレクト *	13.69	0.019
			ネグレクト	49.11			
偏向	1.71	0.183	なし	50.23	家族被害	-0.77	1.000
					ネグレクト	-3.92	0.198
			家族被害	51.00	ネグレクト	-3.16	1.000
			ネグレクト	54.16			
自我防衛	0.10	0.907	なし	48.07	家族被害	-0.33	1.000
					ネグレクト	1.02	1.000
			家族被害	48.40	ネグレクト	1.35	1.000
			ネグレクト	47.05			
心気症	0.43	0.651	なし	56.65	家族被害	-4.15	1.000
					ネグレクト	0.23	1.000
			家族被害	60.80	ネグレクト	4.38	1.000
			ネグレクト	56.42			
自信欠如	1.46	0.235	なし	51.43	家族被害	-4.17	1.000
					ネグレクト	3.33	0.495
			家族被害	55.60	ネグレクト	7.49	0.408
			ネグレクト	48.11			
抑うつ	0.49	0.611	なし	53.10	家族被害	4.30	1.000
					ネグレクト	-0.80	1.000
			家族被害	48.80	ネグレクト	-5.09	0.975
			ネグレクト	53.89			
不安定	2.73	0.067	なし	53.40	家族被害	10.80	0.099
					ネグレクト	2.72	0.926
			家族被害	42.60	ネグレクト	-8.08	0.448
			ネグレクト	50.68			
爆発	2.55	0.081	なし	52.76	家族被害	10.36	0.102
					ネグレクト	2.13	1.000
			家族被害	42.40	ネグレクト	-8.23	0.384
			ネグレクト	50.63			
自己顕示	1.19	0.307	なし	53.64	家族被害	1.04	1.000
					ネグレクト	-3.62	0.395
			家族被害	52.60	ネグレクト	-4.66	1.000
			ネグレクト	57.26			
過活動	1.21	0.301	なし	53.54	家族被害	4.94	0.490
					ネグレクト	-1.14	1.000
			家族被害	48.60	ネグレクト	-6.08	0.367
			ネグレクト	54.68			
軽躁	0.50	0.610	なし	50.28	家族被害	4.08	0.991
					ネグレクト	0.54	1.000
			家族被害	46.20	ネグレクト	-3.54	1.000
			ネグレクト	49.74			
従属	0.06	0.945	なし	50.14	家族被害	-1.06	1.000
					ネグレクト	0.61	1.000
			家族被害	51.20	ネグレクト	1.67	1.000
			ネグレクト	49.53			
偏狭*	3.72	0.026	なし	55.34	家族被害	7.14	0.397
					ネグレクト	-5.51	0.087
			家族被害	48.20	ネグレクト	-12.64	0.050
			ネグレクト	60.84			

注 1 性的暴力②(性交)においては、「虐待」群の数が1であるため、分析を行わなかった。

2 資料2の注1・2に同じ。

資料6 被害の種類をまとめた場合の3群間の分散分析及び多重比較

① 身体的暴力

	分散分析		多重比較				
	F 値 (2, 2245)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構**	12.43	0.000	なし	51.57	家族被害	0.89	0.375
					被虐待**	2.35	0.000
			家族被害	50.68	被虐待*	1.46	0.015
			被虐待	49.24			
偏向	0.08	0.925	なし	47.35	家族被害	-0.03	1.000
					被虐待	-0.15	1.000
			家族被害	47.38	被虐待	-0.12	1.000
			被虐待	47.51			
自我防衛**	12.70	0.000	なし	51.34	家族被害**	1.96	0.001
					被虐待**	2.28	0.000
			家族被害	49.38	被虐待	0.32	1.000
			被虐待	49.07			
心気症**	5.28	0.005	なし	52.25	家族被害	-1.31	0.082
					被虐待**	-1.59	0.004
			家族被害	53.56	被虐待	-0.28	1.000
			被虐待	53.83			
自信欠如	2.74	0.065	なし	48.81	家族被害	-1.12	0.163
					被虐待	-1.05	0.094
			家族被害	49.93	被虐待	0.07	1.000
			被虐待	49.85			
抑うつ*	3.58	0.028	なし	49.15	家族被害	-0.99	0.207
					被虐待*	-1.21	0.026
			家族被害	50.14	被虐待	-0.21	1.000
			被虐待	50.35			
不安定**	9.30	0.000	なし	48.38	家族被害	-0.41	1.000
					被虐待**	-2.01	0.000
			家族被害	48.79	被虐待*	-1.60	0.010
			被虐待	50.37			
爆発**	6.53	0.001	なし	49.24	家族被害	-1.19	0.120
					被虐待**	-1.75	0.001
			家族被害	50.42	被虐待	-0.57	0.828
			被虐待	50.98			
自己顕示**	14.95	0.000	なし	50.16	家族被害	-0.83	0.462
					被虐待**	-2.54	0.000
			家族被害	50.98	被虐待**	-1.71	0.003
			被虐待	52.70			
過活動*	4.04	0.018	なし	53.45	家族被害	0.36	1.000
					被虐待	-0.88	0.146
			家族被害	53.09	被虐待*	-1.24	0.029
			被虐待	54.33			
軽躁*	3.57	0.028	なし	51.63	家族被害	0.05	1.000
					被虐待	-0.99	0.083
			家族被害	51.58	被虐待	-1.04	0.091
			被虐待	52.62			
従属	1.10	0.332	なし	49.95	家族被害	-0.52	1.000
					被虐待	-0.71	0.418
			家族被害	50.47	被虐待	-0.19	1.000
			被虐待	50.65			
偏狭**	10.49	0.000	なし	49.93	家族被害	-1.03	0.232
					被虐待**	-2.20	0.000
			家族被害	50.96	被虐待	-1.18	0.072
			被虐待	52.13			

② 性的暴力

	分散分析		多重比較				
	F 値 (2, 2313)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構	0.52	0.597	なし	50.20	家族被害	-1.42	1.000
					被虐待	-0.97	1.000
			家族被害	51.62	被虐待	0.45	1.000
			被虐待	51.17			
偏向 **	9.60	0.000	なし	47.33	家族被害 **	-5.18	0.000
					被虐待	-3.75	0.088
			家族被害	52.51	被虐待	1.43	1.000
			被虐待	51.08			
自我防衛	0.12	0.886	なし	49.77	家族被害	0.66	1.000
					被虐待	-0.40	1.000
			家族被害	49.10	被虐待	-1.06	1.000
			被虐待	50.17			
心気症 *	3.82	0.022	なし	53.29	家族被害 *	-3.94	0.045
					被虐待	-2.75	0.544
			家族被害	57.23	被虐待	1.19	1.000
			被虐待	56.04			
自信欠如	0.28	0.758	なし	49.61	家族被害	-1.17	1.000
					被虐待	0.08	1.000
			家族被害	50.79	被虐待	1.25	1.000
			被虐待	49.54			
抑うつ	2.74	0.065	なし	49.88	家族被害	-3.22	0.090
					被虐待	-1.70	1.000
			家族被害	53.10	被虐待	1.52	1.000
			被虐待	51.58			
不安定	1.86	0.156	なし	49.41	家族被害	0.57	1.000
					被虐待	-3.96	0.176
			家族被害	48.85	被虐待	-4.53	0.261
			被虐待	53.38			
爆発	1.98	0.139	なし	50.28	家族被害	-2.74	0.245
					被虐待	-1.96	0.978
			家族被害	53.03	被虐待	0.78	1.000
			被虐待	52.25			
自己顕示	0.43	0.654	なし	51.59	家族被害	-0.41	1.000
					被虐待	-1.79	1.000
			家族被害	52.00	被虐待	-1.38	1.000
			被虐待	53.38			
過活動	1.27	0.281	なし	53.81	家族被害	1.96	0.530
					被虐待	-1.52	1.000
			家族被害	51.85	被虐待	-3.49	0.405
			被虐待	55.33			
軽躁	1.87	0.154	なし	52.18	家族被害	2.80	0.162
					被虐待	-0.27	1.000
			家族被害	49.38	被虐待	-3.07	0.565
			被虐待	52.46			
従属	0.57	0.568	なし	50.48	家族被害	1.36	1.000
					被虐待	1.20	1.000
			家族被害	49.13	被虐待	-0.16	1.000
			被虐待	49.29			
偏狭 *	4.34	0.013	なし	51.15	家族被害 *	-4.54	0.012
					被虐待	-1.35	1.000
			家族被害	55.69	被虐待	3.19	0.624
			被虐待	52.50			

③ 全被害

	分散分析		多重比較				
	F 値 (2, 2245)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構**	12.59	0.000	なし	51.61	家族被害	0.93	0.331
					被虐待**	2.38	0.000
			家族被害	50.68	被虐待*	1.44	0.017
			被虐待	49.25			
偏向	0.14	0.872	なし	47.38	家族被害	0.07	1.000
					被虐待	-0.15	1.000
			家族被害	47.31	被虐待	-0.22	1.000
			被虐待	47.54			
自我防衛**	15.12	0.000	なし	51.50	家族被害**	2.18	0.000
					被虐待**	2.50	0.000
			家族被害	49.32	被虐待	0.32	1.000
			被虐待	49.01			
心気症**	5.64	0.004	なし	52.22	家族被害	-1.29	0.093
					被虐待**	-1.67	0.003
			家族被害	53.51	被虐待	-0.38	1.000
			被虐待	53.88			
自信欠如*	3.02	0.049	なし	48.78	家族被害	-1.17	0.142
					被虐待	-1.13	0.066
			家族被害	49.95	被虐待	0.04	1.000
			被虐待	49.89			
抑うつ*	4.58	0.010	なし	49.03	家族被害	-1.15	0.111
					被虐待**	-1.37	0.009
			家族被害	50.18	被虐待	-0.22	1.000
			被虐待	50.39			
不安定**	9.75	0.000	なし	48.34	家族被害	-0.46	1.000
					被虐待**	-2.07	0.000
			家族被害	48.80	被虐待**	-1.61	0.009
			被虐待	50.39			
爆発**	6.09	0.002	なし	49.26	家族被害	-1.21	0.115
					被虐待**	-1.70	0.002
			家族被害	50.47	被虐待	-0.49	1.000
			被虐待	50.95			
自己顕示**	15.85	0.000	なし	50.12	家族被害	-0.84	0.454
					被虐待**	-2.62	0.000
			家族被害	50.96	被虐待**	-1.78	0.002
			被虐待	52.74			
過活動**	5.33	0.005	なし	53.39	家族被害	0.37	1.000
					被虐待	-1.04	0.063
			家族被害	53.02	被虐待*	-1.41	0.010
			被虐待	54.42			
軽躁*	3.06	0.047	なし	51.68	家族被害	0.03	1.000
					被虐待	-0.93	0.122
			家族被害	51.65	被虐待	-0.96	0.142
			被虐待	52.60			
従属	1.21	0.299	なし	49.97	家族被害	-0.42	1.000
					被虐待	-0.74	0.365
			家族被害	50.39	被虐待	-0.33	1.000
			被虐待	50.71			
偏狭**	11.96	0.000	なし	49.82	家族被害	-1.12	0.168
					被虐待**	-2.36	0.000
			家族被害	50.94	被虐待	-1.24	0.053
			被虐待	52.18			

注 1 「①身体的暴力」の「なし」群は、身体的暴力①（軽度）及び身体的暴力②（重度）のいずれの被害経験も被虐待経験もない者、「家族被害」群は、これらの少なくとも一つで被害経験を有するが、被虐待経験はない者、「被虐待」群は、少なくとも一つで被虐待経験を有する者である。「②性的暴力」は、性的暴力①（接触）及び性的暴力②（性交）をまとめたもの、「③全被害」は不適切な保護態度を含む全被害種類をまとめたものであり、その定義は身体的暴力と同様である。

2 資料2の注1・2に同じ。

資料7 虐待の種類の組合せによる群間の多重比較

	分散分析		多重比較				
	F 値 (5,1116)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構	0.15	0.979	身体的虐待のみ	49.26	性的虐待のみ	-1.74	1.000
					ネグレクトのみ	0.42	1.000
					身体的+性的虐待	-1.34	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	0.51	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-0.74	1.000
			性的虐待のみ	51.00	ネグレクトのみ	2.17	1.000
					身体的+性的虐待	0.40	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	2.25	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	1.00	1.000
			ネグレクトのみ	48.83	身体的+性的虐待	-1.77	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	0.08	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-1.17	1.000
			身体的+性的虐待	50.60	身体的虐待+ネグレクト	1.85	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	0.60	1.000
			身体的虐待+ネグレクト	48.75	身体的+性的虐待+ネグレクト	-1.25	1.000
			身体的+性的虐待+ネグレクト	50.00			
偏向*	2.77	0.017	身体的虐待のみ	47.19	性的虐待のみ	0.44	1.000
					ネグレクトのみ	-0.92	1.000
					身体的+性的虐待	-6.01	0.096
					身体的虐待+ネグレクト	-2.28	0.157
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-2.47	1.000
			性的虐待のみ	46.75	ネグレクトのみ	-1.36	1.000
					身体的+性的虐待	-6.45	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-2.72	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-2.92	1.000
			ネグレクトのみ	48.11	身体的+性的虐待	-5.09	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-1.36	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-1.56	1.000
			身体的+性的虐待	53.20	身体的虐待+ネグレクト	3.73	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	3.53	1.000
			身体的虐待+ネグレクト	49.47	身体的+性的虐待+ネグレクト	-0.20	1.000
			身体的+性的虐待+ネグレクト	49.67			
自我防衛	0.80	0.549	身体的虐待のみ	49.10	性的虐待のみ	1.10	1.000
					ネグレクトのみ	2.99	1.000
					身体的+性的虐待	-0.30	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	0.78	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-6.23	1.000
			性的虐待のみ	48.00	ネグレクトのみ	1.89	1.000
					身体的+性的虐待	-1.40	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-0.32	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-7.33	1.000
			ネグレクトのみ	46.11	身体的+性的虐待	-3.29	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-2.21	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-9.22	1.000
			身体的+性的虐待	49.40	身体的虐待+ネグレクト	1.08	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-5.93	1.000
			身体的虐待+ネグレクト	48.32	身体的+性的虐待+ネグレクト	-7.01	1.000
			身体的+性的虐待+ネグレクト	55.33			
心気症	1.64	0.147	身体的虐待のみ	53.64	性的虐待のみ	1.64	1.000
					ネグレクトのみ	-1.81	1.000
					身体的+性的虐待	-4.50	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-2.16	0.666
					身体的+性的虐待+ネグレクト	5.64	1.000

	分散分析		多重比較				
	F 値 (5,1116)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
			性的虐待のみ	52.0	ネグレクトのみ	-3.44	1.000
					身体的+性的虐待	-6.13	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-3.80	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	4.00	1.000
			ネグレクトのみ	55.44	身体的+性的虐待	-2.69	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-0.36	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	7.44	1.000
			身体的+性的虐待	58.13	身体的虐待+ネグレクト	2.33	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	10.13	1.000
			身体的虐待+ネグレクト	55.80	身体的+性的虐待+ネグレクト	7.80	1.000
			身体的+性的虐待+ネグレクト	48.00			
自信欠如	0.26	0.937	身体的虐待のみ	49.83	性的虐待のみ	2.83	1.000
					ネグレクトのみ	-2.00	1.000
					身体的+性的虐待	-0.10	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-0.47	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-0.17	1.000
			性的虐待のみ	47.00	ネグレクトのみ	-4.83	1.000
					身体的+性的虐待	-2.93	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-3.30	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-3.00	1.000
			ネグレクトのみ	51.83	身体的+性的虐待	1.90	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	1.53	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	1.83	1.000
			身体的+性的虐待	49.93	身体的虐待+ネグレクト	-0.37	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-0.07	1.000
抑うつ*	2.51	0.029	身体的虐待のみ	50.08	性的虐待のみ	2.08	1.000
					ネグレクトのみ	-2.42	1.000
					身体的+性的虐待	-3.65	1.000
					身体的虐待+ネグレクト *	-2.83	0.048
					身体的+性的虐待+ネグレクト	3.41	1.000
			性的虐待のみ	48.00	ネグレクトのみ	-4.50	1.000
					身体的+性的虐待	-5.73	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-4.91	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	1.33	1.000
			ネグレクトのみ	52.50	身体的+性的虐待	-1.23	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-0.41	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	5.83	1.000
			身体的+性的虐待	53.73	身体的虐待+ネグレクト	0.82	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	7.07	1.000
不安定	0.90	0.478	身体的虐待のみ	50.28	性的虐待のみ	0.28	1.000
					ネグレクトのみ	-1.33	1.000
					身体的+性的虐待	-4.38	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-0.49	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-6.72	1.000
			性的虐待のみ	50.00	ネグレクトのみ	-1.61	1.000
					身体的+性的虐待	-4.67	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-0.77	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-7.00	1.000
			ネグレクトのみ	51.61	身体的+性的虐待	-3.06	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	0.84	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-5.39	1.000

	分散分析		多重比較				
	F 値 (5,1116)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
			身体的+性的虐待	54.67	身体的虐待+ネグレクト	3.90	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-2.33	1.000
			身体的虐待+ネグレクト	50.77	身体的+性的虐待+ネグレクト	-6.23	1.000
			身体的+性的虐待+ネグレクト	57.00			
爆発	0.70	0.625	身体的虐待のみ	50.91	性的虐待のみ	1.91	1.000
					ネグレクトのみ	1.96	1.000
					身体的+性的虐待	-1.09	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-0.53	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-8.43	1.000
			性的虐待のみ	49.00	ネグレクトのみ	0.06	1.000
					身体的+性的虐待	-3.00	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-2.44	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-10.33	1.000
			ネグレクトのみ	48.94	身体的+性的虐待	-3.06	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-2.50	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-10.39	1.000
			身体的+性的虐待	52.00	身体的虐待+ネグレクト	0.56	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-7.33	1.000
			身体的虐待+ネグレクト	51.44	身体的+性的虐待+ネグレクト	-7.89	1.000
			身体的+性的虐待+ネグレクト	59.33			
自己顕示	0.64	0.669	身体的虐待のみ	52.54	性的虐待のみ	4.29	1.000
					ネグレクトのみ	-1.57	1.000
					身体的+性的虐待	-0.32	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-1.46	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-0.12	1.000
			性的虐待のみ	48.25	ネグレクトのみ	-5.86	1.000
					身体的+性的虐待	-4.62	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-5.75	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-4.42	1.000
			ネグレクトのみ	54.11	身体的+性的虐待	1.24	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	0.11	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	1.44	1.000
			身体的+性的虐待	52.87	身体的虐待+ネグレクト	-1.13	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	0.20	1.000
			身体的虐待+ネグレクト	54.00	身体的+性的虐待+ネグレクト	1.33	1.000
			身体的+性的虐待+ネグレクト	52.67			
過活動	0.78	0.568	身体的虐待のみ	54.25	性的虐待のみ	-1.00	1.000
					ネグレクトのみ	-3.81	1.000
					身体的+性的虐待	0.31	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-0.79	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-0.42	1.000
			性的虐待のみ	55.25	ネグレクトのみ	-2.81	1.000
					身体的+性的虐待	1.32	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	0.21	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	0.58	1.000
			ネグレクトのみ	58.06	身体的+性的虐待	4.12	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	3.02	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	3.39	1.000
			身体的+性的虐待	53.93	身体的虐待+ネグレクト	-1.11	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-0.73	1.000
			身体的虐待+ネグレクト	55.04	身体的+性的虐待+ネグレクト	0.37	1.000
			身体的+性的虐待+ネグレクト	54.67			
軽躁	0.38	0.862	身体的虐待のみ	52.65	性的虐待のみ	5.40	1.000
					ネグレクトのみ	1.09	1.000
					身体的+性的虐待	-0.15	1.000

	分散分析		多重比較				
	F 値 (5,1116)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
					身体的虐待+ネグレクト	0.38	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	1.32	1.000
			性的虐待のみ	47.25	ネグレクトのみ	-4.31	1.000
					身体的+性的虐待	-5.55	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-5.02	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-4.08	1.000
			ネグレクトのみ	51.56	身体的+性的虐待	-1.24	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-0.71	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	0.22	1.000
			身体的+性的虐待	52.80	身体的虐待+ネグレクト	0.53	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	1.47	1.000
			身体的虐待+ネグレクト	52.27	身体的+性的虐待+ネグレクト	0.94	1.000
			身体的+性的虐待+ネグレクト	51.33			
従属	0.46	0.806	身体的虐待のみ	50.65	性的虐待のみ	1.90	1.000
					ネグレクトのみ	-2.30	1.000
					身体的+性的虐待	2.18	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-0.38	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	2.65	1.000
			性的虐待のみ	48.75	ネグレクトのみ	-4.19	1.000
					身体的+性的虐待	0.28	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-2.28	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	0.75	1.000
			ネグレクトのみ	52.94	身体的+性的虐待	4.48	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	1.91	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	4.94	1.000
			身体的+性的虐待	48.47	身体的虐待+ネグレクト	-2.56	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	0.47	1.000
			身体的虐待+ネグレクト	51.03	身体的+性的虐待+ネグレクト	3.03	1.000
			身体的+性的虐待+ネグレクト	48.00			
偏狭**	3.94	0.002	身体的虐待のみ	51.75	性的虐待のみ	6.25	1.000
					ネグレクトのみ	-4.03	1.000
					身体的+性的虐待	-2.52	1.000
					身体的虐待+ネグレクト **	-3.79	0.002
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-2.25	1.000
			性的虐待のみ	45.50	ネグレクトのみ	-10.28	0.780
					身体的+性的虐待	-8.77	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	-10.04	0.595
					身体的+性的虐待+ネグレクト	-8.50	1.000
			ネグレクトのみ	55.78	身体的+性的虐待	1.51	1.000
					身体的虐待+ネグレクト	0.24	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	1.78	1.000
			身体的+性的虐待	54.27	身体的虐待+ネグレクト	-1.27	1.000
					身体的+性的虐待+ネグレクト	0.27	1.000
			身体的虐待+ネグレクト	55.54	身体的+性的虐待+ネグレクト	1.54	1.000
			身体的+性的虐待+ネグレクト	54.00			

注 資料2の注1・2に同じ。

資料8 被害態様別・虐待時期による分散分析及び多重比較

① 身体的暴力①（軽度）

	分散分析		多重比較				
	F 値 (2, 919)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構	0.70	0.498	小学生まで	48.59	中学生から	-1.10	0.995
					早発・長期	-0.72	0.919
			中学生から	49.69	早発・長期	0.38	1.000
			早発・長期	49.31			
偏向	1.04	0.354	小学生まで	46.73	中学生から	-1.02	0.946
					早発・長期	-0.86	0.519
			中学生から	47.74	早発・長期	0.16	1.000
			早発・長期	47.59			
自我防衛	0.56	0.574	小学生まで	48.80	中学生から	-1.07	0.989
					早発・長期	-0.04	1.000
			中学生から	49.87	早発・長期	1.03	0.929
			早発・長期	48.84			
心気症	0.68	0.507	小学生まで	54.69	中学生から	0.28	1.000
					早発・長期	0.87	0.777
			中学生から	54.41	早発・長期	0.59	1.000
			早発・長期	53.82			
自信欠如	0.40	0.673	小学生まで	50.38	中学生から	0.84	1.000
					早発・長期	0.58	1.000
			中学生から	49.54	早発・長期	-0.26	1.000
			早発・長期	49.80			
抑うつ	1.36	0.257	小学生まで	51.17	中学生から	1.59	0.447
					早発・長期	0.92	0.543
			中学生から	49.57	早発・長期	-0.67	1.000
			早発・長期	50.25			
不安定	0.01	0.988	小学生まで	50.19	中学生から	-0.07	1.000
					早発・長期	-0.12	1.000
			中学生から	50.27	早発・長期	-0.04	1.000
			早発・長期	50.31			
爆発	0.27	0.767	小学生まで	51.31	中学生から	0.74	1.000
					早発・長期	0.45	1.000
			中学生から	50.56	早発・長期	-0.29	1.000
			早発・長期	50.86			
自己顕示*	3.09	0.046	小学生まで	53.41	中学生から *	2.89	0.044
					早発・長期	0.46	1.000
			中学生から	50.52	早発・長期	-2.43	0.080
			早発・長期	52.95			
過活動	0.81	0.447	小学生まで	54.72	中学生から	1.31	0.670
					早発・長期	0.57	1.000
			中学生から	53.41	早発・長期	-0.74	1.000
			早発・長期	54.16			
軽躁	0.73	0.484	小学生まで	52.31	中学生から	0.09	1.000
					早発・長期	-0.70	0.883
			中学生から	52.22	早発・長期	-0.79	1.000
			早発・長期	53.01			
従属	1.86	0.157	小学生まで	51.81	中学生から	1.40	0.678
					早発・長期	1.35	0.184
			中学生から	50.40	早発・長期	-0.05	1.000
			早発・長期	50.46			
偏狭	2.05	0.130	小学生まで	52.35	中学生から	1.91	0.294
					早発・長期	-0.24	1.000
			中学生から	50.44	早発・長期	-2.16	0.131
			早発・長期	52.59			

② 身体的暴力② (重度)

	分散分析		多重比較				
	F 値 (2, 625)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構	0.37	0.691	小学生まで	48.62	中学生から 早発・長期	-0.75 -0.82	1.000 1.000
			中学生から	49.37	早発・長期	-0.07	1.000
			早発・長期	49.44			
偏向	1.49	0.226	小学生まで	47.19	中学生から 早発・長期	0.15 -1.17	1.000 0.613
			中学生から	47.04	早発・長期	-1.32	0.434
			早発・長期	48.36			
自我防衛	0.66	0.519	小学生まで	49.01	中学生から 早発・長期	-0.26 0.69	1.000 1.000
			中学生から	49.27	早発・長期	0.95	0.897
			早発・長期	48.32			
心気症	0.27	0.768	小学生まで	54.02	中学生から 早発・長期	0.52 -0.23	1.000 1.000
			中学生から	53.49	早発・長期	-0.76	1.000
			早発・長期	54.25			
自信欠如	1.11	0.331	小学生まで	48.69	中学生から 早発・長期	-1.04 -1.50	1.000 0.413
			中学生から	49.73	早発・長期	-0.46	1.000
			早発・長期	50.19			
抑うつ	1.22	0.295	小学生まで	50.61	中学生から 早発・長期	1.11 -0.32	0.970 1.000
			中学生から	49.50	早発・長期	-1.43	0.357
			早発・長期	50.93			
不安定	0.90	0.406	小学生まで	50.16	中学生から 早発・長期	-0.10 -1.15	1.000 0.816
			中学生から	50.25	早発・長期	-1.05	0.908
			早発・長期	51.31			
爆発	1.11	0.329	小学生まで	51.71	中学生から 早発・長期	1.24 -0.27	0.969 1.000
			中学生から	50.48	早発・長期	-1.51	0.413
			早発・長期	51.99			
自己顕示	1.32	0.268	小学生まで	51.88	中学生から 早発・長期	-0.34 -1.48	1.000 0.461
			中学生から	52.22	早発・長期	-1.13	0.787
			早発・長期	53.36			
過活動	1.97	0.141	小学生まで	53.21	中学生から 早発・長期	-0.69 -1.71	1.000 0.188
			中学生から	53.90	早発・長期	-1.02	0.764
			早発・長期	54.93			
軽躁	1.42	0.243	小学生まで	51.57	中学生から 早発・長期	-1.93 -0.86	0.285 1.000
			中学生から	53.50	早発・長期	1.07	0.758
			早発・長期	52.43			
従属	0.73	0.483	小学生まで	49.67	中学生から 早発・長期	-0.51 -1.14	1.000 0.749
			中学生から	50.19	早発・長期	-0.63	1.000
			早発・長期	50.82			
偏狭*	3.27	0.039	小学生まで	51.67	中学生から 早発・長期	0.50 -1.70	1.000 0.259
			中学生から	51.16	早発・長期	-2.21	0.070
			早発・長期	53.37			

③ 性的暴力① (接触)

	分散分析		多重比較				
	F 値 (2, 18)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構	1.77	0.199	小学生まで	50.45	中学生から	-5.21	0.873
					早発・長期	6.20	0.826
			中学生から	55.67	早発・長期	11.42	0.232
			早発・長期	44.25			
偏向	0.45	0.648	小学生まで	50.27	中学生から	-3.23	1.000
					早発・長期	-4.73	1.000
			中学生から	53.50	早発・長期	-1.50	1.000
			早発・長期	55.00			
自我防衛 *	4.22	0.032	小学生まで	51.91	中学生から	-0.42	1.000
					早発・長期 *	11.41	0.042
			中学生から	52.33	早発・長期	11.83	0.059
			早発・長期	50.50			
心気症 *	3.61	0.048	小学生まで	58.55	中学生から	9.21	0.215
					早発・長期	-6.70	0.726
			中学生から	49.33	早発・長期	-15.92	0.054
			早発・長期	65.25			
自信欠如 *	4.28	0.030	小学生まで	50.00	中学生から	5.67	0.462
					早発・長期	-8.50	0.204
			中学生から	44.33	早発・長期 *	-14.17	0.027
			早発・長期	58.50			
抑うつ *	3.73	0.044	小学生まで	48.36	中学生から	-1.64	1.000
					早発・長期 *	-15.14	0.045
			中学生から	50.00	早発・長期	-13.50	0.132
			早発・長期	63.50			
不安定	0.10	0.902	小学生まで	53.45	中学生から	-0.71	1.000
					早発・長期	-3.30	1.000
			中学生から	54.17	早発・長期	-2.58	1.000
			早発・長期	56.75			
爆発	0.98	0.394	小学生まで	52.64	中学生から	4.97	1.000
					早発・長期	-4.36	1.000
			中学生から	47.67	早発・長期	-9.33	0.558
			早発・長期	57.00			
自己顕示	0.68	0.520	小学生まで	55.55	中学生から	4.71	0.778
					早発・長期	1.80	1.000
			中学生から	50.83	早発・長期	-2.92	1.000
			早発・長期	53.75			
過活動	0.19	0.830	小学生まで	56.82	中学生から	0.48	1.000
					早発・長期	2.82	1.000
			中学生から	56.33	早発・長期	2.33	1.000
			早発・長期	54.00			
軽躁	2.87	0.083	小学生まで	52.82	中学生から	-4.18	0.942
					早発・長期	8.07	0.298
			中学生から	57.00	早発・長期	12.25	0.085
			早発・長期	44.75			
従属	1.36	0.283	小学生まで	51.27	中学生から	7.77	0.517
					早発・長期	-2.23	1.000
			中学生から	43.50	早発・長期	-10.00	0.503
			早発・長期	53.50			
偏狭	2.96	0.077	小学生まで	52.91	中学生から	5.08	0.720
					早発・長期	-7.84	0.360
			中学生から	47.83	早発・長期	-12.92	0.077
			早発・長期	60.75			

④ ネグレクト

	分散分析		多重比較				
	F 値 (2, 114)	有意確率	平均値		比較群	平均値の差	有意確率
虚構	0.82	0.442	小学生まで	46.82	中学生から	-1.06	1.000
					早発・長期	-2.79	0.633
			中学生から	47.88	早発・長期	-1.73	1.000
偏向	1.20	0.304	早発・長期	49.61			
			小学生まで	47.59	中学生から	-1.48	1.000
					早発・長期	-3.75	0.389
自我防衛	0.24	0.784	中学生から	49.07	早発・長期	-2.27	0.994
			早発・長期	51.34			
			小学生まで	48.71	中学生から	1.47	1.000
心気症	1.62	0.203			早発・長期	0.63	1.000
			中学生から	47.24	早発・長期	-0.84	1.000
			早発・長期	48.07			
自信欠如	1.15	0.320	小学生まで	54.12	中学生から	-0.60	1.000
					早発・長期	-3.88	0.321
			中学生から	54.71	早発・長期	-3.29	0.447
抑うつ	0.13	0.877	早発・長期	58.00			
			小学生まで	48.94	中学生から	-3.46	0.397
					早発・長期	-1.89	1.000
不安定	0.18	0.837	中学生から	52.40	早発・長期	1.58	1.000
			早発・長期	50.83			
			小学生まで	52.56	中学生から	-0.92	1.000
爆発	0.04	0.960			早発・長期	-0.03	1.000
			中学生から	53.48	早発・長期	0.89	1.000
			早発・長期	52.59			
自己顕示	1.52	0.223	小学生まで	51.29	中学生から	-0.59	1.000
					早発・長期	0.81	1.000
			中学生から	51.88	早発・長期	1.39	1.000
過活動	0.78	0.460	早発・長期	50.49			
			小学生まで	51.91	中学生から	0.67	1.000
					早発・長期	0.35	1.000
軽躁*	3.56	0.032	中学生から	51.24	早発・長期	-0.32	1.000
			早発・長期	51.56			
			小学生まで	54.29	中学生から	1.65	1.000
従属	0.47	0.629			早発・長期	-2.12	1.000
			中学生から	52.64	早発・長期	-3.77	0.253
			早発・長期	56.41			
偏狭	0.31	0.736	小学生まで	54.21	中学生から	-1.37	1.000
					早発・長期	-2.65	0.642
			中学生から	55.57	早発・長期	-1.28	1.000
軽躁*	3.56	0.032	早発・長期	56.85			
			小学生まで	50.18	中学生から	-1.42	1.000
					早発・長期*	-4.82	0.036
従属	0.47	0.629	中学生から	51.60	早発・長期	-3.40	0.179
			早発・長期	55.00			
			小学生まで	50.47	中学生から	-2.32	1.000
偏狭	0.31	0.736			早発・長期	-0.94	1.000
			中学生から	52.79	早発・長期	1.37	1.000
			早発・長期	51.41			
偏狭	0.31	0.736	小学生まで	54.76	中学生から	-0.88	1.000
					早発・長期	-1.67	1.000
			中学生から	55.64	早発・長期	-0.80	1.000
偏狭	0.31	0.736	早発・長期	55.67			

注 1 「小学生まで」は、虐待が小学校卒業前に虐待が開始、終了した群、「中学生から」は、虐待が中学校入学以降に開始した群、「早発・長期」は、虐待が、小学校入学前あるいは小学生時から始まり、中学生時あるいは中学校卒業以降まで続いた群である。
2 性的暴力②（性交）においては、「中学生から」及び「早発・長期」の群がともにケース数1であるため、分析を行わなかった。
3 資料2の注1・2に同じ。

資料 9 MJPI の各尺度を従属変数とした重回帰分析により有意とされた変数

①虚構

定数・変数	非標準化係数	標準化係数	t	有意確率	分散分析 による F 値	回帰式の 有意確率	R ²
定数	50.94		185.57	0.000	F (2,2208) =11.30	0.000	0.010
身体的暴力①（軽度）・ 被虐待**	-1.83	-0.09	-4.36	0.000			
ネグレクト・ 家族被害*	2.88	0.05	2.16	0.031			

②偏向

定数・変数	非標準化係数	標準化係数	t	有意確率	分散分析 による F 値	回帰式の 有意確率	R ²
定数	47.21		257.09	0.000	F (3,2207) =7.82	0.000	0.011
性的暴力①（接触）・ 家族被害**	4.79	0.07	3.26	0.001			
性的暴力①（接触）・ 被虐待*	4.44	0.05	2.43	0.015			
ネグレクト*	1.73	0.05	2.18	0.030			

③自我防衛

定数・変数	非標準化係数	標準化係数	t	有意確率	分散分析 による F 値	回帰式の 有意確率	R ²
定数	50.59		186.29	0.000	F (3,2207) =8.30	0.000	0.011
身体的暴力②（重度）・ 被虐待**	-1.87	-0.91	-4.08	0.000			
身体的暴力②（重度）・ 家族被害*	-1.30	-0.05	-2.43	0.015			
性的暴力②（性交）・ 家族被害*	-6.94	-0.50	-2.35	0.019			

④心気症

定数・変数	非標準化係数	標準化係数	t	有意確率	分散分析 による F 値	回帰式の 有意確率	R ²
定数	52.70		187.64	0.000	F (2,2208) =7.78	0.000	0.007
身体的暴力①（軽度）・ 被虐待**	1.36	0.07	3.18	0.002			
性的暴力①（接触）・ 家族被害*	3.97	0.05	2.27	0.023			

⑤抑うつ

定数・変数	非標準化係数	標準化係数	t	有意確率	分散分析 による F 値	回帰式の 有意確率	R ²
定数	49.76		248.56	0.000	F (2,2208) =8.33	0.000	0.007
ネグレクト**	2.71	0.07	3.13	0.002			
性的暴力②（性交）・ 家族被害*	7.20	0.05	2.48	0.013			

⑥不安定

定数・変数	非標準化係数	標準化係数	t	有意確率	分散分析 による F 値	回帰式の 有意確率	R ²
定数	48.92		191.27	0.000	F (1,2209) =16.79	0.000	0.008
身体的暴力②（重度）・ 被虐待**	1.96	0.09	4.10	0.000			

⑦爆発

定数・変数	非標準化係数	標準化係数	t	有意確率	分散分析 による F 値	回帰式の 有意確率	R ²
定数	49.88		204.08	0.000	F (1,2209) =14.37	0.000	0.006
身体的暴力②（重度）・ 被虐待**	1.73	0.08	3.79	0.000			

⑧自己顕示

定数・変数	非標準化係数	標準化係数	t	有意確率	分散分析 による F 値	回帰式の 有意確率	R ²
定数	50.58		184.69	0.000	F (2,2208) =16.72	0.000	0.015
身体的暴力①（軽度）・ 被虐待**	2.11	0.11	4.97	0.000			
ネグレクト*	1.99	0.05	2.14	0.033			

⑨過活動

定数・変数	非標準化係数	標準化係数	t	有意確率	分散分析 による F 値	回帰式の 有意確率	R ²
定数	53.37		211.71	0.000	F (2,2208) =5.09	0.006	0.005
身体的暴力①（軽度）・ 被虐待*	0.81	0.05	2.07	0.038			
ネグレクト*	1.78	0.05	2.07	0.039			

⑩軽躁

定数・変数	非標準化係数	標準化係数	t	有意確率	分散分析 による F 値	回帰式の 有意確率	R ²
定数	51.69		204.32	0.000	F (2,2208) =6.46	0.002	0.006
身体的暴力①（軽度）・ 被虐待**	1.09	0.06	2.82	0.005			
性的暴力②（性交）・ 家族被害*	-6.55	-0.05	-2.29	0.022			

⑪偏狭

定数・変数	非標準化係数	標準化係数	t	有意確率	分散分析 による F 値	回帰式の 有意確率	R ²
定数	49.95		159.84	0.000	F (5,2204) =10.72	0.000	0.024
ネグレクト**	3.53	0.08	3.72	0.000			
身体的暴力①（軽度）・ 被虐待*	1.04	0.05	2.19	0.029			
性的暴力①（接触）・ 家族被害*	4.35	0.05	2.54	0.011			
身体的暴力②（重度）・ 被虐待*	1.34	0.06	2.45	0.014			
身体的暴力②（重度）・ 家族被害*	1.14	0.05	2.04	0.041			

注 変数名についている「*」及び「**」は、それぞれ有意水準 5%以下、1%以下でその変数が回帰式に対して有意であることを示す。「R²」は、MJPI 各尺度の変動を回帰式で説明できる説明率である。

第8 被害・被虐待経験と非行

以下では、被害・被虐待経験と非行について、まず、回答者を家族からの加害行為の全体的な被害状況に応じて分けた、被虐待経験あり群、家族被害経験のみ群及び経験なし群について、初発非行の時期や検挙・補導歴等に差が見られるかどうかを分析し、次に視点を変えて、加害者が家族かそれ以外の者であるかに応じて分けた、一般被害群、家族被害群及び被虐待群について、少年自身が身体的暴力等の被害・被虐待経験と非行との関連をどのように認識しているかを見ることとする。

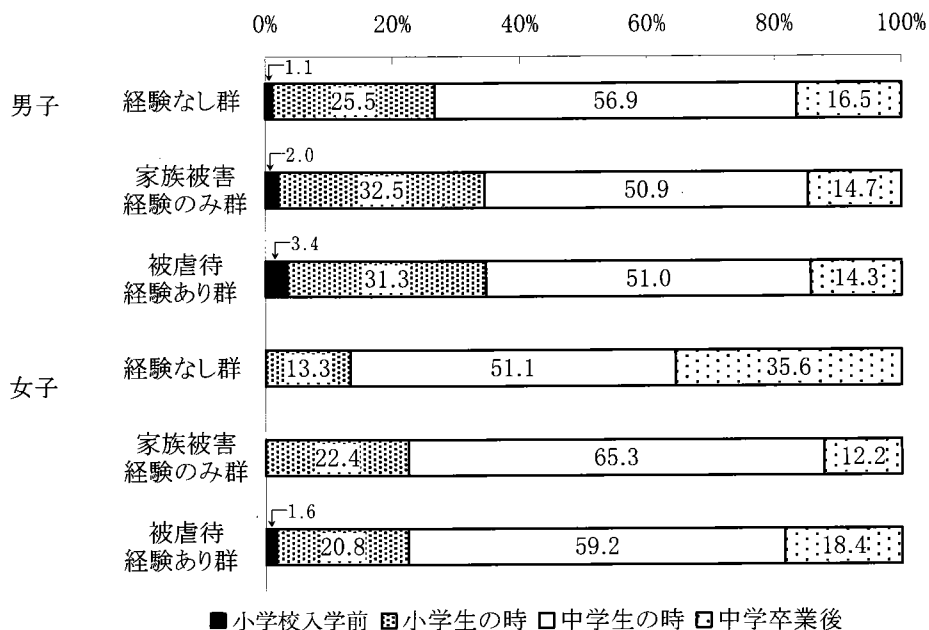
1 初発非行

図33は、被虐待経験あり群、家族被害経験のみ群、経験なし群について初発非行の時期を見たものである。初発非行の時期は、男女ともいずれの群についても、中学生の時とする者が半数以上と最も多く、次いで、男子では3群とも小学生の時が多いが、女子の場合は、家族被害経験のみ群及び被虐待経験あり群で小学生の時が多いのに対し、経験なし群では中学卒業後が多くなっている。

男子で初発非行の時期について3群間で有意差が見られ、残差分析の結果、経験なし群で初発時期が小学校入学前及び小学生の時とするものが有意に少なく、中学生の時が有意に多く、被虐待経験あり群で小学校入学前が有意に多くなっている。

なお、被虐待経験あり群についてみると、初発非行の時期に男女で有意差が見られ($\chi^2(3)=7.890$, $p=0.048$)、残差分析の結果、男子で初発非行が小学生の時とする者が有意に多い。

図33 家族からの加害行為の状況と初発非行の時期



		初発非行の時期				合 計	検定結果
		小学校入学前	小学生の時	中学生の時	中学卒業後		
男子	経験なし群	6 (1.1) ▼[-2.5]	145 (25.5) ▼[-2.7]	323 (56.9) △[2.4]	94 (16.5) [1.2]	568 (100.0)	$\chi^2(6)=17.809$ p=0.007**
	家族被害経験のみ群	9 (2.0) [-0.7]	148 (32.5) [1.3]	232 (50.9) [-0.9]	67 (14.7) [-0.2]	456 (100.0)	
	被虐待経験あり群	34 (3.4) △[2.8]	316 (31.3) [1.3]	515 (51.0) [-1.4]	144 (14.3) [-0.9]	1,009 (100.0)	
	合 計	49 (2.4)	609 (30.0)	1,070 (52.6)	305 (15.0)	2,033 (100.0)	
女子	経験なし群	0 -	6 (13.3)	23 (51.1)	16 (35.6)	45 (100.0)	(m) p=0.114
	家族被害経験のみ群	0 -	11 (22.4)	32 (65.3)	6 (12.2)	49 (100.0)	
	被虐待経験あり群	2 (1.6)	26 (20.8)	74 (59.2)	23 (18.4)	125 (100.0)	
	合 計	2 (0.9)	43 (19.6)	129 (58.9)	45 (20.5)	219 (100.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 () 内は、構成比である。
4 図1の注3・4に同じ。
5 表2の注6に同じ。

表45は、被虐待経験あり群について、初発非行の時期と虐待の開始時期を見たものである。男女とも、小学生の時に虐待が始まり中学生の時に初発非行に到った者が、約30%と最も高い比率を占め、次いで、男子では、虐待の開始時期と初発非行時期がともに小学生の時である者、及び小学校入学前に虐待が始まり初発非行が中学生の時とする者が約20%と高くなっている。これに対し、女子は、虐待の開始時期と初発非行時期がともに小学生の時又は中学生の時である者が、約10%と高くなっている。虐待の開始時期と初発非行の時期には、男子で有意な関連が認められ、残差分析の結果、両者が同時期であるものが中学生の時及び中学卒業後で有意に多くなっている。

なお、初発非行の内容については、本調査で職員が記入する調査票において、自由記述で回答を求めたため、記載内容が多岐にわたり、その意味するところが正確に特定できないおそれがあるので、今回は分析の対象としない。

表45 虐待の開始時期と初発非行の時期

	虐待の 開始時期	初発非行の時期				合 計	検定結果
		小学校入学前	小学生の時	中学生の時	中学卒業後		
男子	小学校入学 前	15 (4.8) [1.6]	92 (29.3) [-1.0]	163 (51.9) [0.4]	44 (14.0) [-0.1]	314 (100.0)	(m) p=0.003**
	小学生の時	18 (3.3) [-0.3]	186 (33.9) [1.9]	268 (48.8) [-1.5]	77 (14.0) [-0.2]	549 (100.0)	
	中学生の時	0 - ▼[-2.1]	29 (25.7) [-1.4]	70 (61.9) △[2.5]	14 (12.4) [-0.6]	113 (100.0)	
	中学卒業後	1 (11.1) [1.3]	2 (22.2) [-0.6]	1 (11.1) ▼[-2.4]	5 (55.6) △[3.6]	9 (100.0)	
	合 計	34 (3.5)	309 (31.4)	502 (51.0)	140 (14.2)	985 (100.0)	
女子	小学校入学 前	1 (2.3)	10 (22.7)	25 (56.8)	8 (18.2)	44 (100.0)	(m) p=0.899
	小学生の時	0 -	12 (21.8)	34 (61.8)	9 (16.4)	55 (100.0)	
	中学生の時	0 -	4 (22.2)	12 (66.7)	2 (11.1)	18 (100.0)	
	中学卒業後	0 -	0 -	1 (50.0)	1 (50.0)	2 (100.0)	
	合 計	1 (0.8)	26 (21.8)	72 (60.5)	20 (16.8)	119 (100.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

3 () 内は、構成比である。

4 図1の注3・4に同じ。

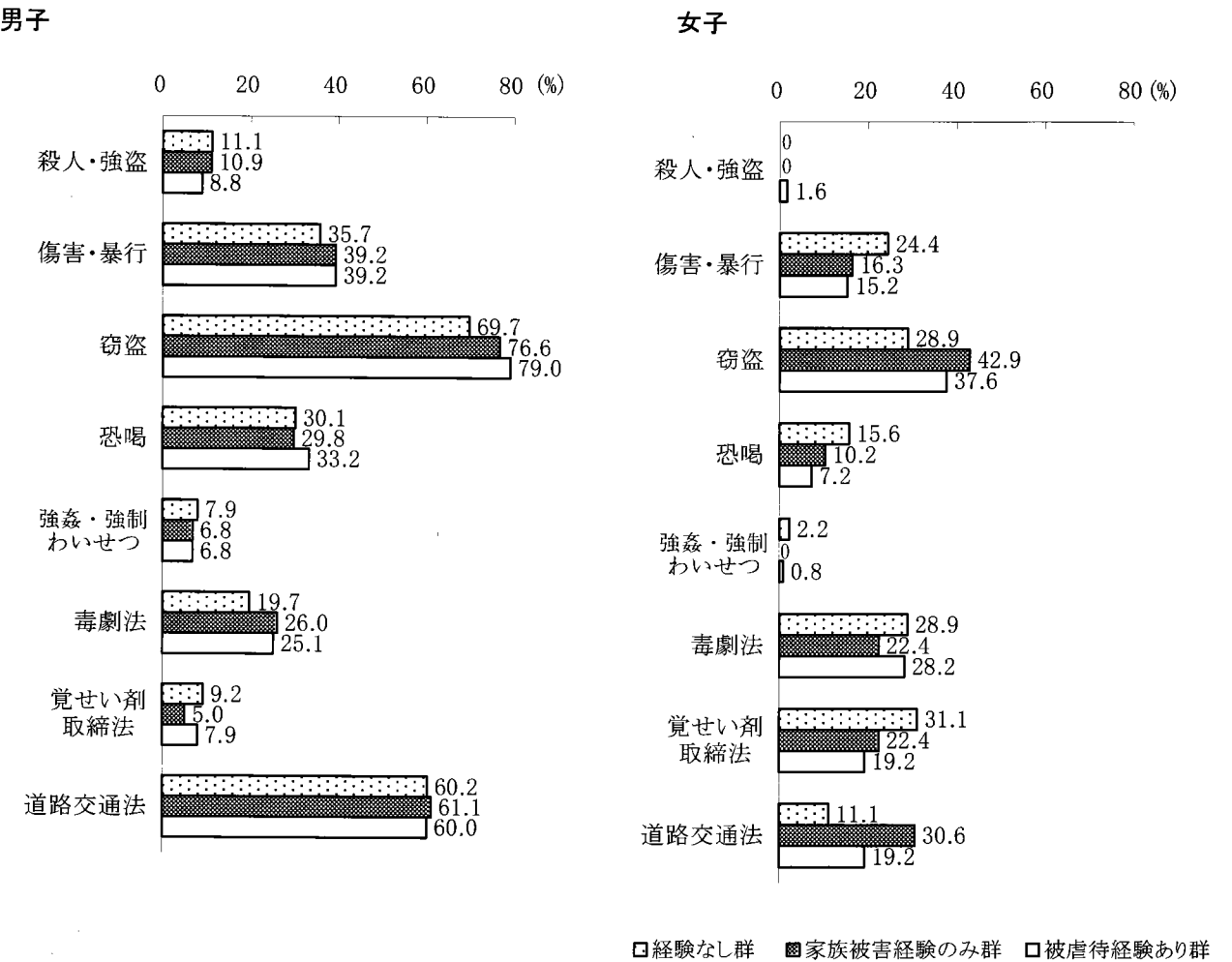
5 表2の注6に同じ。

2 非行歴

(1) 検挙・補導歴

図34は、本件非行以前の検挙・補導歴の有無を、強盗、窃盗等主要な非行名について群別に見たものである。男子では、いずれの群も、窃盗の検挙・補導歴を有する者の比率が最も高く、次いで道路交通法違反である。女子では、家族被害経験のみ群と被虐待経験あり群において窃盗が最も高いが、経験なし群では覚せい剤取締法違反が最も高い。3群間の有意差が見られた非行名は、男子の窃盗、毒劇法違反及び覚せい剤取締法違反であり、残差分析の結果、検挙・補導歴のある者は、窃盗については被虐待経験あり群で有意に多く、経験なし群で有意に少ない。また、毒劇法については経験なし群で、覚せい剤取締法違反については家族被害経験のみ群で、それぞれ有意に少ない。

図34 主要非行名別検挙・補導歴



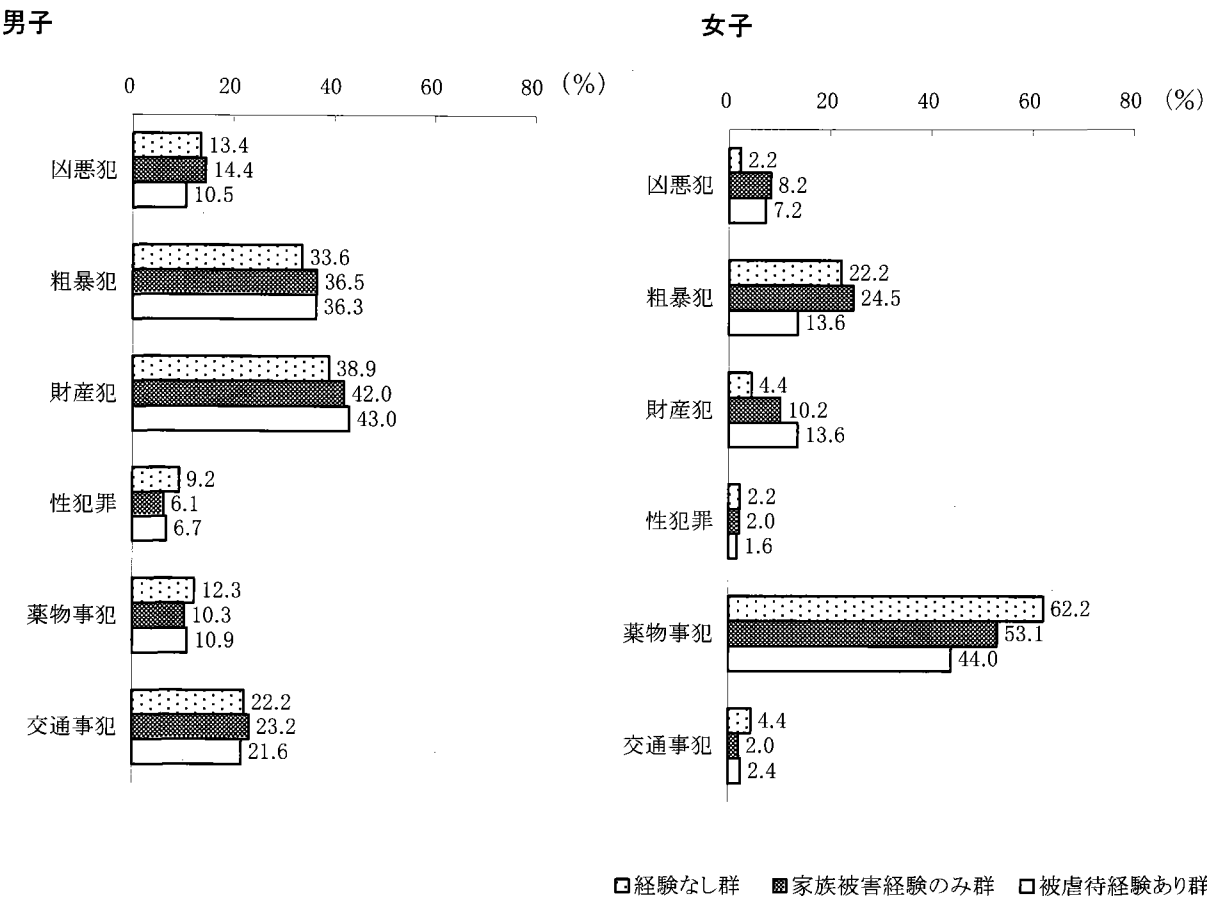
	男 子					女 子				
	経験なし群	家族被害経験のみ群	被虐待経験あり群	合 計	検定結果	経験なし群	家族被害経験のみ群	被虐待経験あり群	合 計	検定結果
殺人・強盗	63 (11.1)	50 (10.9)	89 (8.8)	202 (9.9)	$\chi^2(2)=2.767$ $p=0.251$	0 -	0 -	2 (1.6)	2 (0.9)	(m) $p=0.511$
傷害・暴行	203 (35.7)	179 (39.2)	396 (39.2)	778 (38.2)	$\chi^2(2)=2.103$ $p=0.349$	11 (24.4)	8 (16.3)	19 (15.2)	38 (17.4)	$\chi^2(2)=2.018$ $p=0.365$
窃 盗	396 (69.7) ▼[-4.0]	350 (76.6) [0.4]	797 (79.0) △[3.3]	1,543 (75.9)	$\chi^2(2)=17.226$ $p=0.000^{**}$	13 (28.9)	21 (42.9)	47 (37.6)	81 (37.0)	$\chi^2(2)=2.011$ $p=0.366$
恐 喝	171 (30.1)	136 (29.8)	335 (33.2)	642 (31.6)	$\chi^2(2)=2.5$ $p=0.286$	7 (15.6)	5 (10.2)	9 (7.2)	21 (9.6)	(m) $p=0.241$
強姦・強制わいせつ	45 (7.9)	31 (6.8)	69 (6.8)	145 (7.1)	$\chi^2(2)=0.751$ $p=0.687$	1 (2.2)	0 -	1 (0.8)	2 (0.9)	(m) $p=0.738$
毒 劇 法	112 (19.7) ▼[-2.7]	119 (26.0) [1.3]	253 (25.1) [1.3]	484 (23.8)	$\chi^2(2)=7.386$ $p=0.025^{*}$	13 (28.9)	11 (22.4)	35 (28.2)	59 (27.1)	$\chi^2(2)=0.689$ $p=0.708$
覚せい剤取締法	52 (9.2) [1.6]	23 (5.0) ▼[-2.4]	80 (7.9) [0.5]	155 (7.6)	$\chi^2(2)=6.383$ $p=0.041^{*}$	14 (31.1)	11 (22.4)	24 (19.2)	49 (22.4)	$\chi^2(2)=2.703$ $p=0.259$
道路交通法	342 (60.2)	279 (61.1)	605 (60.0)	1,226 (60.3)	$\chi^2(2)=0.157$ $p=0.924$	5 (11.1)	15 (30.6)	24 (19.2)	44 (20.1)	$\chi^2(2)=5.701$ $p=0.058$
総 数	568	457	1,009	2,034		45	49	125	219	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 重複選択による。
4 グラフ及び表は、各項目に該当したもののみを挙げている。
5 () 内は、総数に対する比率である。
6 図1の注3・4に同じ。
7 図5の注5に同じ。

(2) 本件非行

図35は、本件を非行種別に見たものである。男子では、いずれの群も財産犯の比率が最も高く、次いで粗暴犯であり、女子では、いずれの群も薬物事犯が最も高く、次いで被虐待経験あり群は財産犯と粗暴犯が、その他の群は粗暴犯が、それぞれ高くなっている。しかし、男女とも、いずれの非行種も3群間に有意差は見られなかった。

図35 非行種別本件非行



	男 子					女 子				
	経験なし 群	家族被害 経験のみ 群	被虐待経 験あり群	合 計	検定結果	経験なし 群	家族被害 経験のみ 群	被虐待経 験あり群	合 計	検定結果
凶 悪 犯	76 (13.4)	66 (14.4)	106 (10.5)	248 (12.2)	$\chi^2(2)=5.591$ p=0.610	1 (2.2)	4 (8.2)	9 (7.2)	14 (6.4)	(m) p=0.485
粗 暴 犯	191 (33.6)	167 (36.5)	366 (36.3)	724 (35.6)	$\chi^2(2)=1.342$ p=0.511	10 (22.2)	12 (24.5)	17 (13.6)	39 (17.8)	$\chi^2(2)=3.606$ p=0.165
財 産 犯	221 (38.9)	192 (42.0)	434 (43.0)	847 (41.6)	$\chi^2(2)=2.553$ p=0.279	2 (4.4)	5 (10.2)	17 (13.6)	24 (11.0)	$\chi^2(2)=2.879$ p=0.237
性 犯 罪	52 (9.2)	28 (6.1)	68 (6.7)	148 (7.3)	$\chi^2(2)=4.297$ p=0.117	1 (2.2)	1 (2.0)	2 (1.6)	4 (1.8)	(m) p=1.000
薬物事犯	70 (12.3)	47 (10.3)	110 (10.9)	227 (11.2)	$\chi^2(2)=1.197$ p=0.550	28 (62.2)	26 (53.1)	55 (44.0)	109 (49.8)	$\chi^2(2)=4.668$ p=0.097
交通事犯	126 (22.2)	106 (23.2)	218 (21.6)	450 (22.1)	$\chi^2(2)=0.463$ p=0.793	2 (4.4)	1 (2.0)	3 (2.4)	6 (2.7)	(m) p=0.734
総 数	568	457	1,009	2,034		45	49	125	219	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

3 重複選択による。

4 非行種別は次により、各非行名は未遂を含む。

凶悪犯：殺人、強盗、放火

粗暴犯：傷害、暴行、脅迫、恐喝、凶器準備集合、暴力行為等処罰法違反

財産犯：窃盗、詐欺、横領

性犯罪：強姦、強制わいせつ、公然わいせつ

薬物事犯：毒劇法違反、覚せい剤取締法違反

交通事犯：道路交通法違反

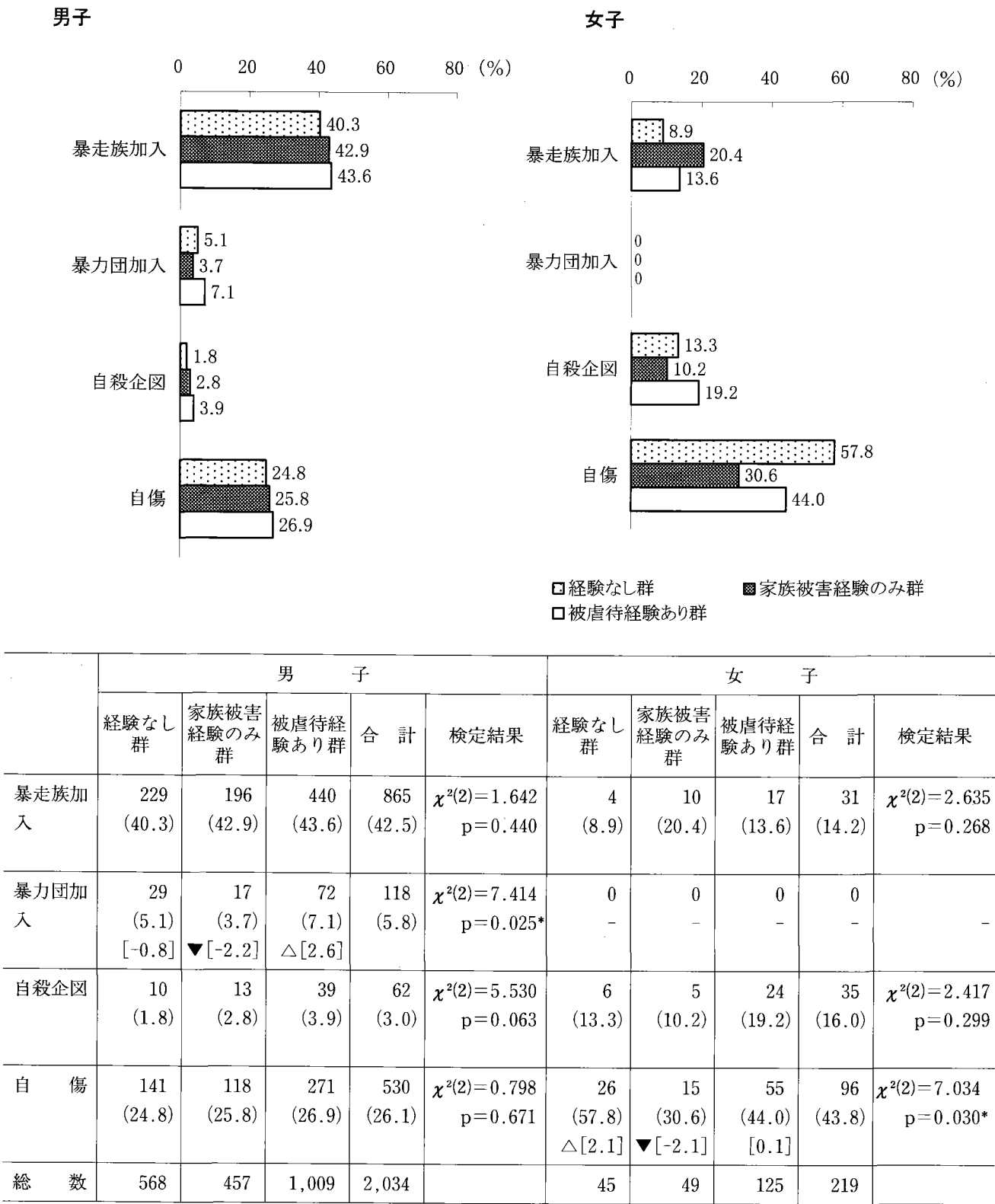
5 図1の注3に同じ。

6 図34の注4・5に同じ。

(3) 問題行動歴

図36は、3群について、暴走族への加入等の問題行動歴のある者の比率を比べてみたものである。男子の暴力団への加入について、3群間で有意差が見られ、残差分析の結果、加入歴のある者は被虐待経験あり群で有意に多くなっている。自殺企図についても、男子の被虐待経験あり群で有意に多い傾向が見られる。また、女子で自傷をした者は、経験なし群で有意に多い。

図36 問題行動歴

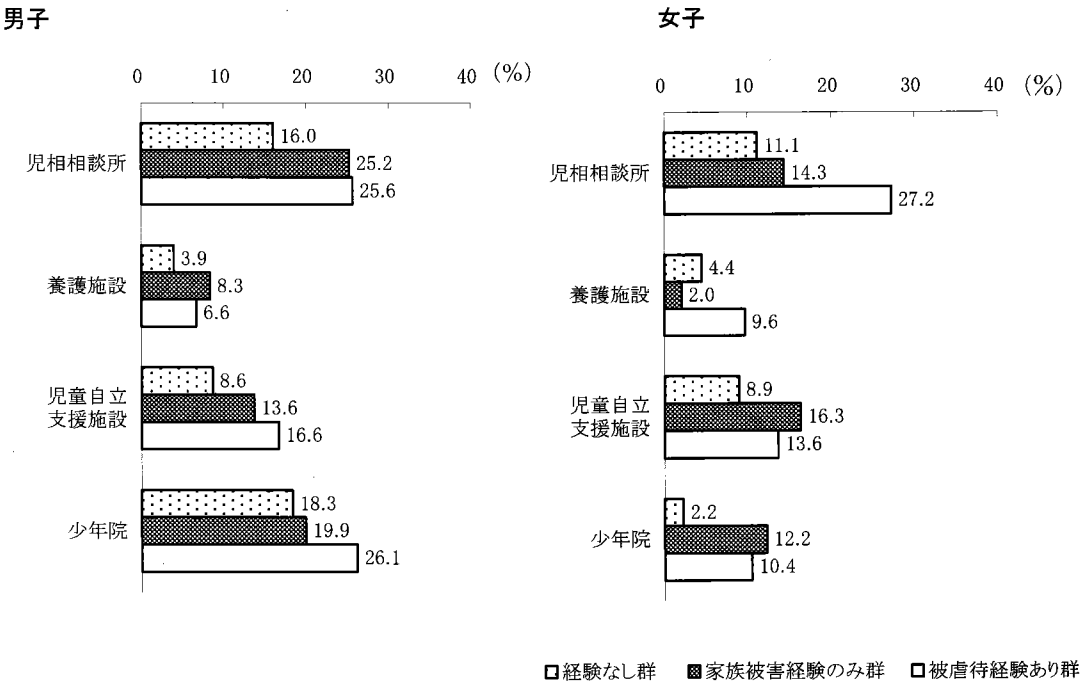


注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 重複選択による。
4 「検定結果」欄の「-」は、検定ができなかったことを示す。
5 表4の注3に同じ。
6 図1の注4に同じ。
7 図34の注4・5に同じ。

3 施設係属歴

図37は、児童相談所、養護施設、児童自立支援施設及び少年院への係属歴のある者を3群について見たものである。

図37 施設係属歴



	男 子					女 子				
	経験なし群	家族被害経験のみ群	被虐待経験あり群	合 計	検定結果	経験なし群	家族被害経験のみ群	被虐待経験あり群	合 計	検定結果
児童相談所	91 (16.0) ▼[-4.5]	115 (25.2) [1.4]	258 (25.6) △[2.9]	464 (22.8)	$\chi^2(2)=20.670$ $p=0.000^{**}$	5 (11.1) [-1.8]	7 (14.3) [-1.3]	34 (27.2) △[2.6]	46 (21.0)	$\chi^2(2)=6.879$ $p=0.032^{*}$
養護施設	22 (3.9) ▼[-2.8]	38 (8.3) △[2.1]	67 (6.6) [0.7]	127 (6.2)	$\chi^2(2)=9.073$ $p=0.011^{*}$	2 (4.4)	1 (2.0)	12 (9.6)	15 (6.8)	(m) $p=0.184$
児童自立支援施設	49 (8.6) ▼[-4.1]	62 (13.6) [-0.1]	167 (16.6) △[3.8]	278 (13.7)	$\chi^2(2)=19.345$ $p=0.000^{**}$	4 (8.9)	8 (16.3)	17 (13.6)	29 (13.2)	$\chi^2(2)=1.162$ $p=0.559$
少年院	104 (18.3) ▼[-2.8]	91 (19.9) [-1.5]	263 (26.1) △[3.8]	458 (22.5)	$\chi^2(2)=14.821$ $p=0.001^{**}$	1 (2.2)	6 (12.2)	13 (10.4)	20 (9.1)	(m) $p=0.157$
総 数	568	457	1,009	2,034		45	49	125	219	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 重複選択による。
4 図1の注3・4に同じ。
5 図5の注5に同じ。
6 図34の注4・5に同じ。

各施設への係属歴ありとする者の比率は、女子の養護施設を除き、経験なし群が最も低い。女子の養護施設、児童自立支援施設及び少年院を除き、各施設への係属の有無について3群間に有意差が見られる。残差分析の結果、男子では、係属歴ありの者が、養護施設で経験なし群で有意に少なく、家族被害経験のみ群で有意に多くなっているほかは、3施設とも経験なし群で有意に少なく、被虐待経験あり群で有意に多くなっている。女子では、児童相談所係属歴ありとする者が、被虐待経験あり群で有意に多くなっている。

被虐待経験あり群について、各施設への係属歴ありとするものの比率を見ると、児童相談所と少年院が約4分の1、養護施設は約7%、児童自立支援施設は約17%である。

4 非行との関連についての認識

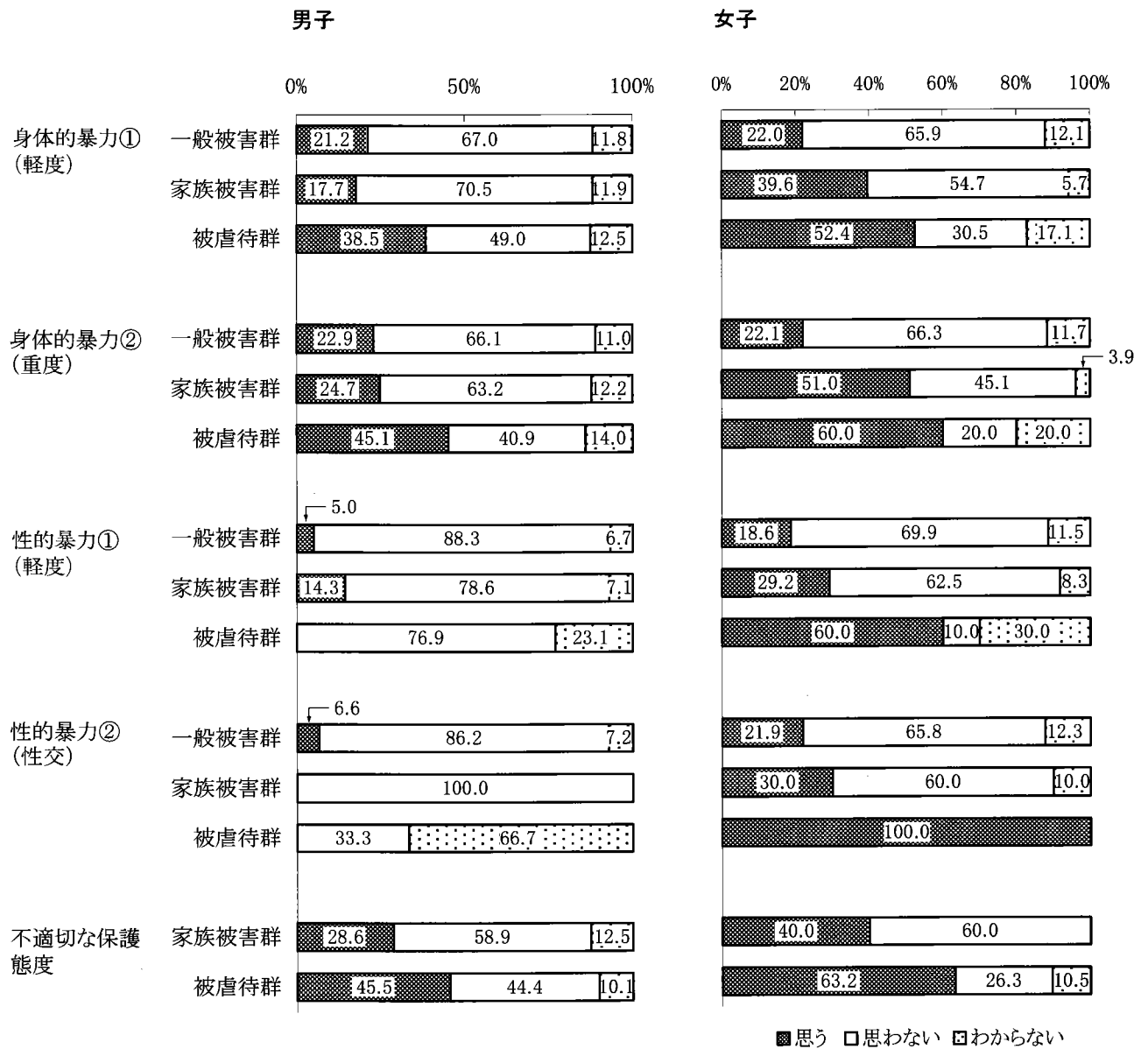
(1) 被害の状況別

被害・被虐待経験と非行の関連の有無についての認識（以下、「非行関連認識」という。）を見るために、「あなたは、その被害を受けたために非行に走るようになったと思いますか」（問7、不適切な保護態度のみ問6。）と尋ねた。その結果を、加害行為の種類ごとに一般被害群、家族被害群及び被虐待群について見たものが図38である。

男子を見ると、全ての加害行為の一般被害群及び家族被害群で、「思わない」（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせたもの。以下同じ。）の比率が、「思う」（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせたもの。以下同じ。）及び「わからない」の比率を上回っている。被虐待群では、性的暴力①（接触）、②（性交）で「思う」とする者はないが、身体的暴力②（重度）及び不適切な保護態度では、「思う」が「思わない」とほぼ同率かやや上回っている。また、身体的暴力①（軽度）、②（重度）では、「思う」とする比率は、一般的被害群、家族被害群では20%前後であるが、被虐待群では①（軽度）が約40%、②（重度）が約50%と高くなっている。

女子の場合は、いずれの加害行為でも、「思う」とする比率は被虐待群が最も高く、身体的暴力①（軽度）で約50%のほかは、すべて60%以上である。これに対し一般被害群では、「思わない」とする比率が、いずれの加害行為についても60%以上を占めている。また、全体的に見て、女子は男子に比べ「思う」とする比率が高い。

図38 被害の経験と非行の関連認識（加害行為の種類別）

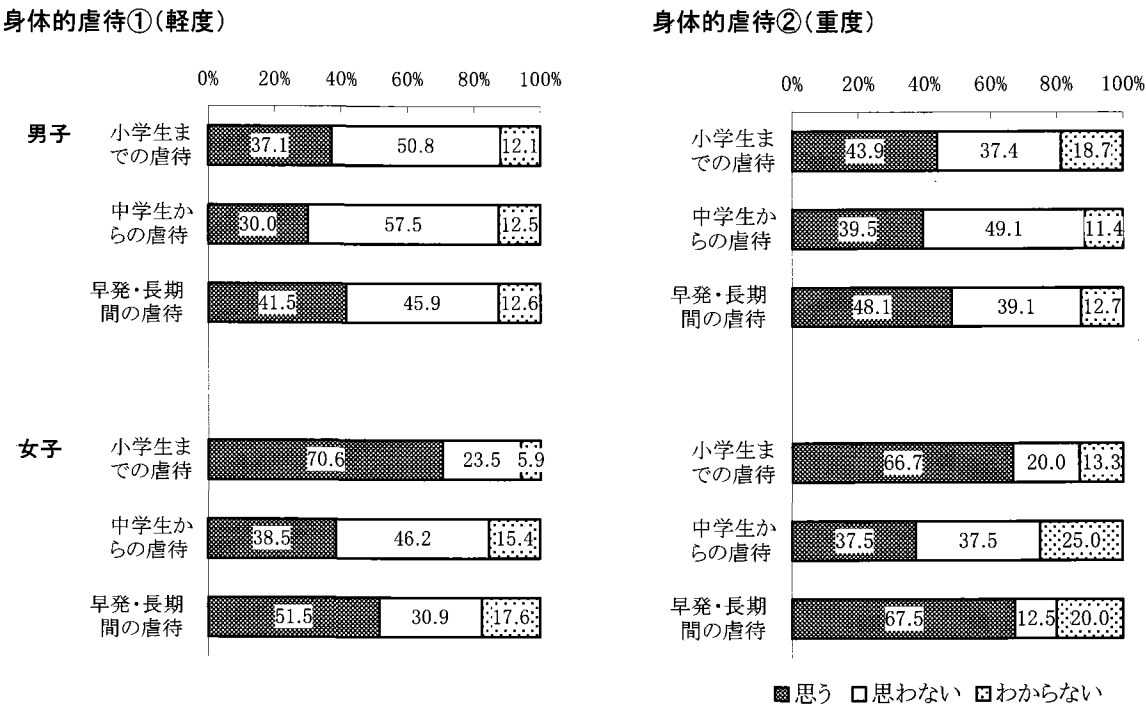


		男 子				女 子			
		思う	思わない	わからない	合 計	思う	思わない	わからない	合 計
身体的暴力 ①（軽度）	一般被害群	276 (21.2)	870 (67.0)	153 (11.8)	1,299 (100.0)	29 (22.0)	87 (65.9)	16 (12.1)	132 (100.0)
	家族被害群	73 (17.7)	291 (70.5)	49 (11.9)	413 (100.1)	21 (39.6)	29 (54.7)	3 (5.7)	53 (100.0)
	被 虐 待 群	329 (38.5)	419 (49.0)	107 (12.5)	855 (100.0)	55 (52.4)	32 (30.5)	18 (17.1)	105 (100.0)
身体的暴力 ②（重度）	一般被害群	388 (22.9)	1,119 (66.1)	187 (11.0)	1,694 (100.0)	36 (22.1)	108 (66.3)	19 (11.7)	163 (100.1)
	家族被害群	89 (24.7)	228 (63.2)	44 (12.2)	361 (100.1)	26 (51.0)	23 (45.1)	2 (3.9)	51 (100.0)
	被 虐 待 群	251 (45.1)	228 (40.9)	78 (14.0)	557 (100.0)	45 (60.0)	15 (20.0)	15 (20.0)	75 (100.0)
性的暴力 ①（接触）	一般被害群	18 (5.0)	316 (88.3)	24 (6.7)	358 (100.0)	29 (18.6)	109 (69.9)	18 (11.5)	156 (100.0)
	家族被害群	2 (14.3)	11 (78.6)	1 (7.1)	14 (100.0)	7 (29.2)	15 (62.5)	2 (8.3)	24 (100.0)
	被 虐 待 群	0 -	10 (76.9)	3 (23.1)	13 (100.0)	6 (60.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	10 (100.0)
性的暴力 ②（性交）	一般被害群	10 (6.6)	131 (86.2)	11 (7.2)	152 (100.0)	34 (21.9)	102 (65.8)	19 (12.3)	155 (100.0)
	家族被害群	0 -	2 (100.0)	0 -	2 (100.0)	3 (30.0)	6 (60.0)	1 (10.0)	10 (100.0)
	被 虐 待 群	0 -	1 (33.3)	2 (66.7)	3 (100.0)	1 (100.0)	0 -	0 -	1 (100.0)
不適切な 保護態度	家族被害群	16 (28.6)	33 (58.9)	7 (12.5)	56 (100.0)	2 (40.0)	3 (60.0)	0 -	5 (100.0)
	被 虐 待 群	45 (45.5)	44 (44.4)	10 (10.1)	99 (100.0)	12 (63.2)	5 (26.3)	2 (10.5)	19 (100.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 「思う」は、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせたものであり、「思わない」は、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせたものである。
4 () 内は、構成比である。

図39は、家族からの身体的暴力①（軽度）、②（重度）の被虐待群について、非行関連認識を被虐待期間別に見たものである。

図39 身体的虐待の経験と非行の関連認識（被虐待期間別）



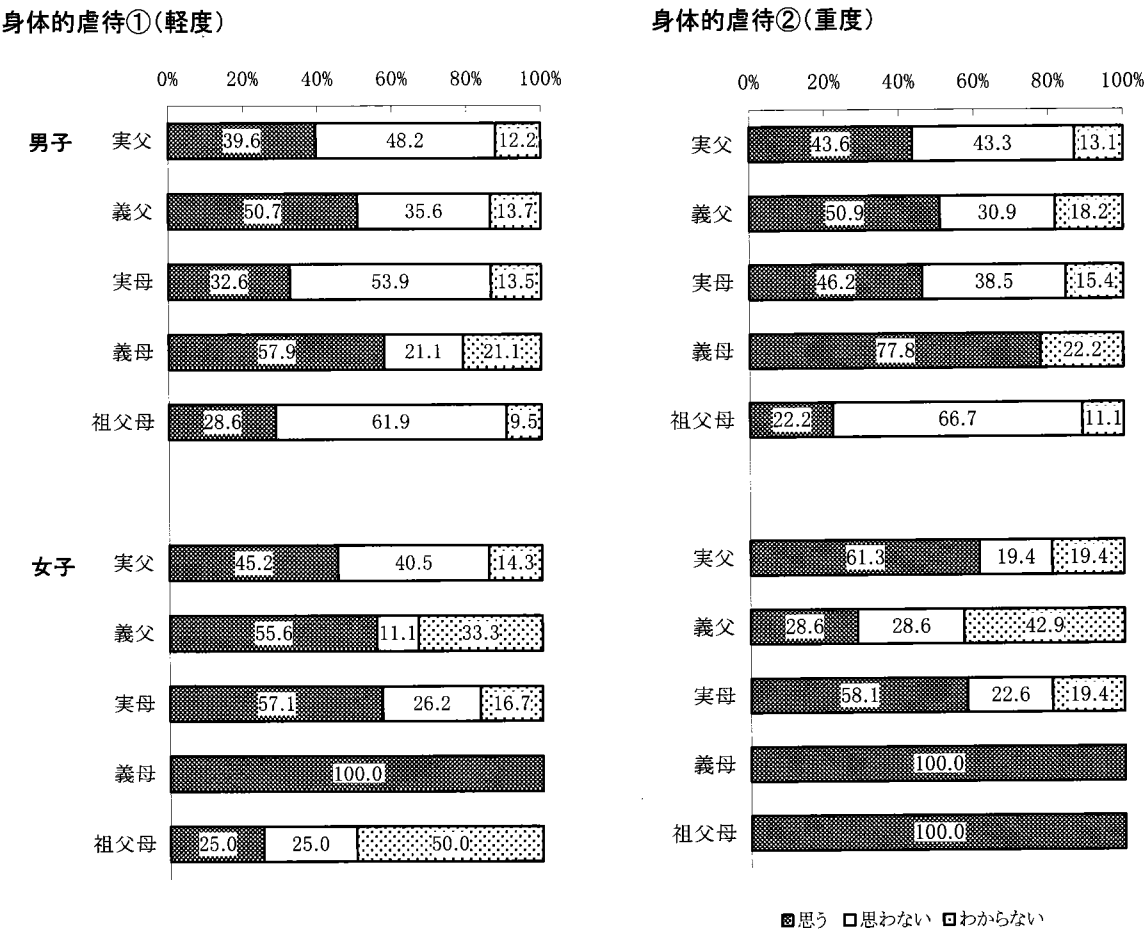
		身体的虐待①（軽度）				身体的虐待②（重度）				検定結果
		思う	思わない	わからない	合 計	思う	思わない	わからない	合 計	
男子	小学生までの虐待	89 (37.1)	122 (50.8)	29 (12.1)	240 (100.0)	47 (43.9)	40 (37.4)	20 (18.7)	107 (100.0)	$\chi^2(4)=5.025$ $p=0.285$
	中学生からの虐待	24 (30.0)	46 (57.5)	10 (12.5)	80 (100.0)	45 (39.5)	56 (49.1)	13 (11.4)	114 (100.0)	
	早発・長期間の虐待	208 (41.5)	230 (45.9)	63 (12.6)	501 (100.0)	155 (48.1)	126 (39.1)	41 (12.7)	322 (100.0)	
	合 計	321 (39.1)	398 (48.5)	102 (12.4)	821 (100.0)	247 (45.5)	222 (40.9)	74 (13.6)	543 (100.0)	
女子	小学生までの虐待	12 (70.6)	4 (23.5)	1 (5.9)	17 (100.0)	10 (66.7)	3 (20.0)	2 (13.3)	15 (100.0)	(m) $p=0.419$
	中学生からの虐待	5 (38.5)	6 (46.2)	2 (15.4)	13 (100.1)	6 (37.5)	6 (37.5)	4 (25.0)	16 (100.0)	
	早発・長期間の虐待	35 (51.5)	21 (30.9)	12 (17.6)	68 (100.0)	27 (67.5)	5 (12.5)	8 (20.0)	40 (100.0)	
	合 計	52 (53.1)	31 (31.6)	15 (15.3)	98 (100.0)	43 (60.6)	14 (19.7)	14 (19.7)	71 (100.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 () 内は、構成比である。
4 図1の注3に同じ。
5 図38の注3に同じ。

①、②の男女とも、「思う」とする比率が最も低いのは中学生からの虐待であり、逆に最も高いのは、男子は、①、②とも早発・長期間の虐待であり、女子は、小学生までの虐待（①、②）及び早発・長期間の虐待（②）である。

図40は、家族からの身体的暴力①（軽度）、②（重度）の被虐待群について、非行関連認識を最もひどい加害者別に見たものである。①について、男子では、「思う」とする者の比率が、実父、実母で30%台であるのに対し、義父、義母では50%台となっている。女子では、「思う」が、実父で40%台であるほかは、義父、実母、義母とも50%を上回っている。②について、男子では①と同様に、「思う」の比率は、実父、実母より義父、義母において高くなっている。女子では、義父が20%台であるほかは、実父、実母、義母とも高い比率になっている。

図40 身体的虐待の経験と非行の関連認識（最もひどい加害者別）



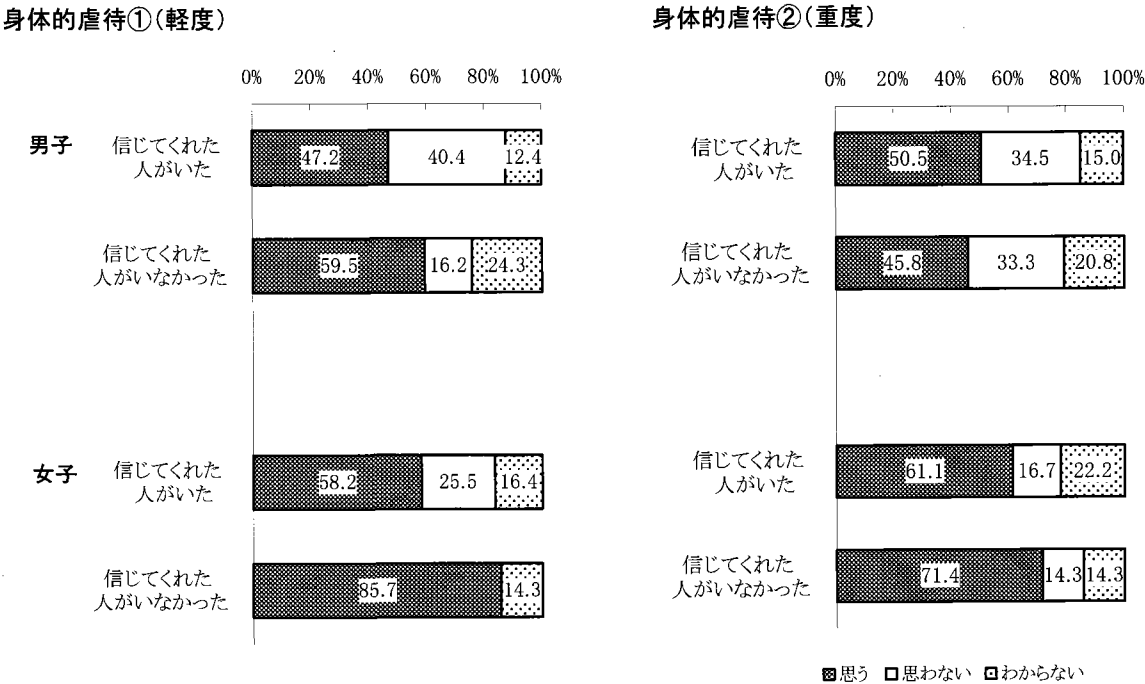
		身体的虐待①（軽度）				検定結果	身体的虐待②（重度）				検定結果
		思う	思わない	わからない	合 計		思う	思わない	わからない	合 計	
男子	実 父	185 (39.6) [0.4]	225 (48.2) [0.0]	57 (12.2) [-0.6]	467 (100.0)	(m) p=0.046*	167 (43.6)	166 (43.3)	50 (13.1)	383 (100.0)	(m) p=0.233
	義 父	37 (50.7) △[2.1]	26 (35.6) ▼[-2.2]	10 (13.7) [0.2]	73 (100.0)		28 (50.9)	17 (30.9)	10 (18.2)	55 (100.0)	
	実 母	63 (32.6) ▼[-2.1]	104 (53.9) [1.8]	26 (13.5) [0.3]	193 (100.0)		30 (46.2)	25 (38.5)	10 (15.4)	65 (100.0)	
	義 母	11 (57.9) [1.7]	4 (21.1) ▼[-2.4]	4 (21.1) [1.1]	19 (100.0)		7 (77.8)	0 -	2 (22.2)	9 (100.0)	
	祖父母	6 (28.6) [-1.0]	13 (61.9) [1.3]	2 (9.5) [-0.5]	21 (100.0)		2 (22.2)	6 (66.7)	1 (11.1)	9 (100.0)	
	合 計	302 (39.1)	372 (48.1)	99 (12.8)	773 (100.0)		234 (44.9)	214 (41.1)	73 (14.0)	521 (100.0)	
女子	実 父	19 (45.2)	17 (40.5)	6 (14.3)	42 (100.0)	(m) p=0.223	19 (61.3)	6 (19.4)	6 (19.4)	31 (100.0)	(m) p=0.665
	義 父	5 (55.6)	1 (11.1)	3 (33.3)	9 (100.0)		2 (28.6)	2 (28.6)	3 (42.9)	7 (100.0)	
	実 母	24 (57.1)	11 (26.2)	7 (16.7)	42 (100.0)		18 (58.1)	7 (22.6)	6 (19.4)	31 (100.0)	
	義 母	3 (100.0)	0 -	0 -	3 (100.0)		2 (100.0)	0 -	0 -	2 (100.0)	
	祖父母	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	4 (100.0)		2 (100.0)	0 -	0 -	2 (100.0)	
	合 計	52 (52.0)	30 (30.0)	18 (18.0)	100 (100.0)		43 (58.9)	15 (20.5)	15 (20.5)	73 (100.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 () 内は、構成比である。
4 「祖父母」は、「祖父」と「祖母」を合わせたものである。
5 図1の注3に同じ。
6 表4の注3に同じ。
7 図38の注3に同じ。

(2) 被虐待経験の表出時の状況別

図41は、家族からの身体的暴力①（軽度）、②（重度）の被虐待群について、非行関連認識を、被虐待経験の話を通じてくれた他者の有無別に見たものである。①では、男女とも、信じてくれた他者の有無にかかわらず、半数以上の者が「思う」としている。非行関連認識と被虐待経験の話を通じてくれた人の有無については、男子で有意差が見られ、残差分析の結果、「思わない」とする者は、信じてくれた人がいたで有意に多く、信じてくれた人がいなかったで有意に少なく、「わからない」は、信じてくれた人がいたで有意に少なく、いなかったで有意に多くなっている。②でも、男女とも、信じてくれた他者の有無にかかわらず、半数以上の者が「思う」としている。

図41 身体的虐待の経験と非行の関連認識（信じてくれた人の有無別）



		身体的虐待①（軽度）				身体的虐待②（重度）				検定結果
		思う	思わない	わからない	合 計	思う	思わない	わからない	合 計	
男子	信じてくれた人がいた	126 (47.2) [-1.4]	108 (40.4) △[2.9]	33 (12.4) ▼[-2.0]	267 (100.0)	101 (50.5)	69 (34.5)	30 (15.0)	200 (100.0)	p=0.009** (m)
	信じてくれた人がいなかった	22 (59.5) [1.4]	6 (16.2) ▼[-2.9]	9 (24.3) △[2.0]	37 (100.0)	11 (45.8)	8 (33.3)	5 (20.8)	24 (100.0)	
	合 計	148 (48.7)	114 (37.5)	42 (13.8)	304 (100.0)	112 (50.0)	77 (34.4)	35 (15.6)	224 (100.0)	
女子	信じてくれた人がいた	32 (58.2)	14 (25.5)	9 (16.4)	55 (100.0)	22 (61.1)	6 (16.7)	8 (22.2)	36 (100.0)	p=0.323 (m)
	信じてくれた人がいなかった	6 (85.7)	0 -	1 (14.3)	7 (100.0)	5 (71.4)	1 (14.3)	1 (14.3)	7 (100.0)	
	合 計	38 (61.3)	14 (22.6)	10 (16.1)	62 (100.0)	27 (62.8)	7 (16.3)	9 (20.9)	43 (100.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 () 内は、構成比である。
4 「信じてくれた人がいなかった」は、「わからない」を含む。
5 図1の注3・4に同じ。
6 表2の注6に同じ。
7 図38の注3に同じ。

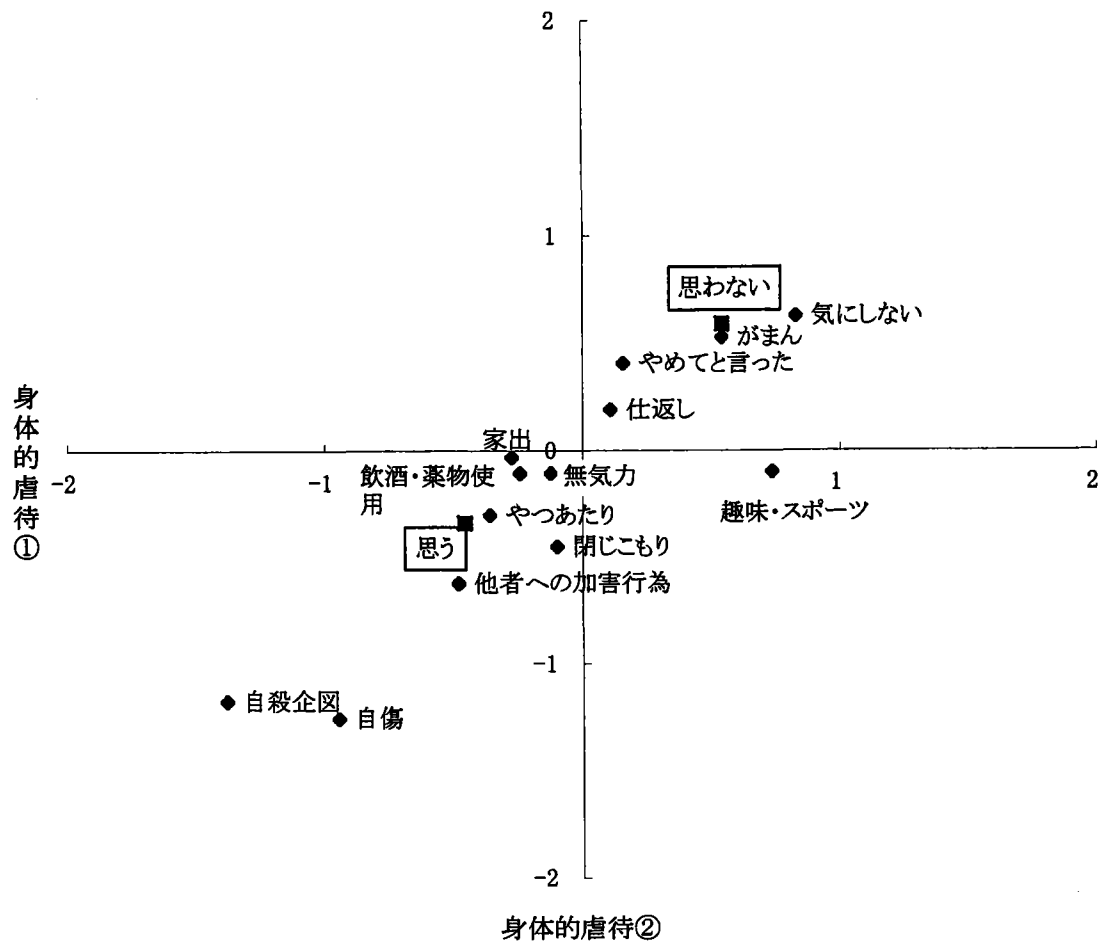
(3) 虐待を受けた時の行動との関連

家族からの身体的暴力①（軽度）、②（重度）の男子の被虐待群について、非行関連認識と被虐待時の行動の関係をコレスポネンス分析で見たところ、「わからない」とするものについては寄与率が極めて低かったので、これを除き、「思う」とする者と「思わない」とする者を取り上げて、被虐待時の行動を見たものが図42である。

①については、「思う」とする者の周りに、「家出した」、「やつあたりや、いやがらせをした」、「酒を飲んだ／薬物を使用した」、「自分も他の人に同じようなことをした」があり、「思わない」の周りには、「じっとがまんした」、「趣味・スポーツをした」、「気にしたり、考えたりしないようにした」がある。

これに対し、②で「思う」の周りには、「家に閉じこもった」、「やつあたりや、いやがらせをした」、「何もしたくなかった」、「酒を飲んだ／薬物を使用した」、「自分も他の人に同じようなことをした」があり、「思わない」の周りには、「やめてといった／言ってもらった」、「じっとがまんした」、「気にしたり、考えたりしないようにした」がある。

図42 身体的虐待を受けた時の行動（男子・身体的虐待の経験と非行の関連認識別）



	グラフのラベル	対応する選択肢	次元の得点	
			身体的虐待① (軽度)	身体的虐待② (重度)
非行との 関連認識	思う		-0.45	-0.34
	思わない		0.54	0.59
虐待を受け た時の行動	やめてと言った	やめるよう言った／言ってもらった	0.16	0.41
	家出	家出した	-0.27	-0.03
	がまん	じっとがまんした	0.54	0.53
	気にしない	気にしたり，考えたりしないようにした	0.83	0.63
	自殺企図	自殺しようとした	-1.38	-1.17
	自傷	自分の体を傷つけた	-0.95	-1.25
	閉じこもり	家に閉じこもった	-0.10	-0.45
	無気力	何もしたくなくなった	-0.12	-0.11
	趣味・スポーツ	趣味・スポーツをした	0.73	-0.10
	やつあたり	やつあたりや，いやがらせをした	-0.36	-0.31
	飲酒・薬物使用	酒を飲んだ／薬物を使用した	-0.24	-0.11
	仕返し	相手にやり返した／仕返しをした	0.11	0.19
	他者への加害行為	自分も他の人に同じようなことをした	-0.48	-0.63

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 「虐待を受けた時の行動」については，重複選択による。
4 図16の注 4 に同じ。
5 図38の注 3 に同じ。

(4) 被害の終了の有無別

図43は、各加害行為について加害者が家族以外と家族の場合について、非行関連認識をそれぞれの被害・被虐待経験の終了の有無別に見たものである。男子で加害者が家族である場合の性的暴力を除いた全ての場合について、被害・被虐待経験と非行との関連があるとする者の比率は、その被害・被虐待が終わっていないとする者の方が高い。また、男子の身体的暴力並びに女子の身体的暴力及び性的暴力の一部について、被害・被虐待経験の終了の有無と非行関連認識に有意な関連が見られる。このうち、家族以外の者からの身体的暴力①（軽度）並びに家族以外の者から及び家族からの身体的暴力②（重度）においては、被害・被虐待経験と非行との関連があるとする者は、その経験が終わったとする者で有意に少なく、終わっていないとする者で有意に多い傾向が、男女ともに一貫して見られる。また、女子については、家族以外の者からの性的暴力①（接触）及び家族以外の者から及び家族からの性的暴力②（性交）においても、同様の傾向が見られる。

			男子				女子							
			0%	20%	40%	60%	80%	100%	0%	20%	40%	60%	80%	100%
身体的 暴力① (軽度)	加害者が家族 以外の者の場合	終わった	20.5		69.0			10.4	終わった	18.9		70.8		10.4
		終わって いない	23.6		59.4			17.0	終わって いない	36.0		44.0		20.0
	加害者が家族 の場合	終わった	28.7		60.7			10.6	終わった	40.7		48.3		11.0
		終わって いない	45.8		34.1			20.1	終わって いない	66.7		17.6		15.7
身体的 暴力② (重度)	加害者が家族 以外の者の場合	終わった	21.0		69.8			9.2	終わった	17.9		71.5		10.6
		終わって いない	28.9		54.7			16.4	終わって いない	35.9		48.7		15.4
	加害者が家族 の場合	終わった	34.5		53.4			12.1	終わった	49.4		36.8		13.8
		終わって いない	46.1		35.1			18.8	終わって いない	70.2		17.0		12.8
性的 暴力① (接触)	加害者が家族 以外の者の場合	終わった	3.8		90.9			5.3	終わった	14.7		76.1		9.2
		終わって いない	8.5		80.9			10.6	終わって いない	28.9		53.3		17.8
	加害者が家族 の場合	終わった	9.5		76.2			14.3	終わった	22.7		63.6		13.6
		終わって いない			85.7			14.3	終わって いない	75.0		3.3		16.7
性的 暴力② (性交)	加害者が家族 以外の者の場合	終わった	4.5		88.3			7.2	終わった	16.5		73.8		9.7
		終わって いない	10.3		84.6			5.1	終わって いない	34.0		50.0		16.0
	加害者が家族 の場合	終わった	33.3		66.7				終わった			100.0		
		終わって いない			100.0				終わって いない	66.7		16.7		16.7

■ 思う □ 思わない ▨ わからない

加害行為の 種類	加害者	被害の終了の 有無	男子				
			被害の経験と非行との関連についての認識				
			思う	思わない	わからない	合 計	検定結果
身体的暴力① (軽度)	家族以外の者	終わった	210 (20.5) [-1.1]	707 (69.0) △[3.0]	107 (10.4) ▼[-3.0]	1,024 (100.0)	$\chi^2(2)=11.668$ p=0.003**
		終わっていない	64 (23.6) [1.1]	161 (59.4) ▼[-3.0]	46 (17.0) △[3.0]	271 (100.0)	
		合 計	274 (21.2)	868 (67.0)	153 (11.8)	1,295 (100.0)	
	家 族	終わった	317 (28.7) ▼[-4.9]	671 (60.7) △[7.2]	117 (10.6) ▼[-3.9]	1,105 (100.0)	$\chi^2(2)=52.536$ p=0.000**
		終わっていない	98 (45.8) △[4.9]	73 (34.1) ▼[-7.2]	43 (20.1) △[3.9]	214 (100.0)	
		合 計	415 (31.5)	744 (56.4)	160 (12.1)	1,319 (100.0)	
身体的暴力② (重度)	家族以外の者	終わった	266 (21.0) ▼[-3.3]	884 (69.8) △[5.6]	117 (9.2) ▼[-4.0]	1,267 (100.0)	$\chi^2(2)=33.833$ p=0.000**
		終わっていない	120 (28.9) △[3.3]	227 (54.7) ▼[-5.6]	68 (16.4) △[4.0]	415 (100.0)	
		合 計	386 (22.9)	1,111 (66.1)	185 (11.0)	1,682 (100.0)	
	家 族	終わった	264 (34.5) ▼[-3.0]	409 (53.4) △[4.5]	93 (12.1) ▼[-2.4]	766 (100.0)	$\chi^2(2)=21.014$ p=0.000**
		終わっていない	88 (46.1) △[3.0]	67 (35.1) ▼[-4.5]	36 (18.8) △[2.4]	191 (100.0)	
		合 計	352 (36.8)	476 (49.7)	129 (13.5)	957 (100.0)	

加害行為の種類	加害者	被害の終了の有無	女子				
			被害の経験と非行との関連についての認識				
			思う	思わない	わからない	合計	検定結果
身体的暴力① (軽度)	家族以外の者	終わった	20 (18.9) [-1.9]	75 (70.8) △[2.5]	11 (10.4) [-1.3]	106 (100.0)	$\chi^2(2)=6.421$ p=0.040*
		終わっていない	9 (36.0) [1.9]	11 (44.0) ▼[-2.5]	5 (20.0) [1.3]	25 (100.0)	
		合計	29 (22.1)	86 (65.6)	16 (12.2)	131 (100.0)	
	家 族	終わった	48 (40.7) ▼[-3.1]	57 (48.3) △[3.7]	13 (11.0) [-0.8]	118 (100.0)	$\chi^2(2)=14.152$ p=0.001**
		終わっていない	34 (66.7) △[3.1]	9 (17.6) ▼[-3.7]	8 (15.7) [0.8]	51 (100.0)	
		合計	82 (48.5)	66 (39.1)	21 (12.4)	169 (100.0)	
身体的暴力② (重度)	家族以外の者	終わった	22 (17.9) ▼[-2.4]	88 (71.5) △[2.6]	13 (10.6) [-0.8]	123 (100.0)	$\chi^2(2)=7.244$ p=0.027*
		終わっていない	14 (35.9) △[2.4]	19 (48.7) ▼[-2.6]	6 (15.4) [0.8]	39 (100.0)	
		合計	36 (22.2)	107 (66.0)	19 (11.7)	162 (100.0)	
	家 族	終わった	43 (49.4) ▼[-2.3]	32 (36.8) △[2.4]	12 (13.8) [0.2]	87 (100.0)	$\chi^2(2)=6.340$ p=0.042*
		終わっていない	33 (70.2) △[2.3]	8 (17.0) ▼[-2.4]	6 (12.8) [-0.2]	47 (100.0)	
		合計	76 (56.7)	40 (29.9)	18 (13.4)	134 (100.0)	

加害行為の 種類	加害者	被害の終了の 有無	男子				
			被害の経験と非行との関連についての認識				
			思う	思わない	わからない	合 計	検定結果
性的暴力① (接触)	家族以外の者	終わった	10 (3.8) [-1.8]	239 (90.9) △[2.6]	14 (5.3) [-1.8]	263 (100.0)	$\chi^2(2)=6.743$ p=0.034*
		終わっていない	8 (8.5) [1.8]	76 (80.9) ▼[-2.6]	10 (10.6) [1.8]	94 (100.0)	
		合 計	18 (5.0)	315 (88.2)	24 (6.7)	357 (100.0)	
	家 族	終わった	2 (9.5)	16 (76.2)	3 (14.3)	21 (100.0)	(m) p=1.000
		終わっていない	0 -	6 (85.7)	1 (14.3)	7 (100.0)	
		合 計	2 (7.1)	22 (78.6)	4 (14.3)	28 (100.0)	
性的暴力② (性交)	家族以外の者	終わった	5 (4.5)	98 (88.3)	8 (7.2)	111 (100.0)	(m) p=0.401
		終わっていない	4 (10.3)	33 (84.6)	2 (5.1)	39 (100.0)	
		合 計	9 (6.0)	131 (87.3)	10 (6.7)	150 (100.0)	
	家 族	終わった	0 -	1 (33.3)	2 (66.7)	3 (100.0)	(f) p=0.400
		終わっていない	0 -	2 (100.0)	0 -	2 (100.0)	
		合 計	0 -	3 (60.0)	2 (40.0)	5 (100.0)	

加害行為の種類	加害者	被害の終了の有無	女子				
			被害の経験と非行との関連についての認識				
			思う	思わない	わからない	合計	検定結果
性的暴力① (接触)	家族以外の者	終わった	16 (14.7) ▼[-2.1]	83 (76.1) △[2.8]	10 (9.2) [-1.5]	109 (100.0)	$\chi^2(2)=7.818$ p=0.020*
		終わっていない	13 (28.9) △[2.1]	24 (53.3) ▼[-2.8]	8 (17.8) [1.5]	45 (100.0)	
		合計	29 (18.8)	107 (69.5)	18 (11.7)	154 (100.0)	
	家 族	終わった	5 (22.7) ▼[-3.0]	14 (63.6) △[3.1]	3 (13.6) [-0.2]	22 (100.0)	(m) p=0.005**
		終わっていない	9 (75.0) △[3.0]	1 (8.3) ▼[-3.1]	2 (16.7) [0.2]	12 (100.0)	
		合計	14 (41.2)	15 (44.1)	5 (14.7)	34 (100.0)	
性的暴力② (性交)	家族以外の者	終わった	17 (16.5) ▼[-2.4]	76 (73.8) △[2.9]	10 (9.7) [-1.1]	103 (100.0)	$\chi^2(2)=8.654$ p=0.013*
		終わっていない	17 (34.0) △[2.4]	25 (50.0) ▼[-2.9]	8 (16.0) [1.1]	50 (100.0)	
		合計	34 (22.2)	101 (66.0)	18 (11.8)	153 (100.0)	
	家 族	終わった	0 - ▼[-2.3]	5 (100.0) △[2.8]	0 - [-1.0]	5 (100.0)	(m) p=0.029*
		終わっていない	4 (66.7) △[2.3]	1 (16.7) ▼[-2.8]	1 (16.7) [1.0]	6 (100.0)	
		合計	4 (36.4)	6 (54.5)	1 (9.1)	11 (100.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 「終わっていない」は、「わからない」を含む。
4 「思う」は、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を、「思わない」は、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を、それぞれ合わせたものである。
5 ()内は、構成比である。
6 表2の注5に同じ。
7 図1の注3・4に同じ。
8 図5の注5に同じ。
9 図38の注3に同じ。

5 まとめ

ここでは、家族からの身体的暴力等を受けた経験と非行との関連を、次の二つの観点から分析した。一つは、家族からの加害行為の経験の有無やその状況と非行との関連、もう一つは、家族から受けた加害行為と自らの非行との関連についての少年自身の認識である。以下では、その分析結果の概要を述べる。

(1) 家族からの加害行為を受けた経験と非行

- ① 初発非行の時期は、経験なし群、家族被害経験のみ群、被虐待経験あり群とも、中学生の時とする者が半数以上である。男子の被虐待経験あり群は、男子の他の2群及び女子の被虐待経験あり群と比べて、初発非行の時期が小学生の時又はそれ以前とする者が多い。
- ② 初発非行の時期と虐待の開始時期について、男子で有意な関連が認められ、中学生及びそれ以後については、両者が同時期である傾向が見られる。
- ③ 今回調査した11の非行名に関する検挙・補導歴については、3群間に有意差はなく、男子は道路交通法違反、窃盗が多く、女子は窃盗、覚せい剤取締法違反が多い。
- ④ 非行種別に見た本件非行については、3群間に有意差はなく、男子は財産犯、粗暴犯が多く、女子は薬物事犯が多い。
- ⑤ 児童相談所、養護施設、児童自立支援施設及び少年院への過去の係属歴の有無については、男子については全て、女子は児童相談所について、群間に有意差が見られ、係属歴のある者は、男子では全ての施設について経験なし群で有意に少なく、養護施設を除く3施設について、被虐待経験あり群で有意に多い。女子でも児童相談所への係属歴のある者は、被虐待経験あり群で有意に多い。

(2) 非行関連認識

- ① 非行関連認識は、一般被害群、家族被害群及び被虐待群で異なり、一般被害群は全ての加害行為において、被害経験と非行との関連はないとする者が半数を超えて最も多いのに対し、被虐待群は、男子の性的暴力を除く全ての加害行為において、関連がないとする者は半数を割っている。また、男女を比べると、身体的暴力②（重度）の一般被害群を除き、関連があるとする比率は、女子の方が高い。
- ② 身体的暴力の被虐待群の非行関連認識を被虐待期間別に見ると、②（重度）の女子を除き、男女とも、関連があるとする者の比率は、中学生からの虐待において最も低い。
- ③ 身体的暴力の被虐待群のうち被虐待経験を他者に話した者について、その話を信じてくれた人の有無別に非行関連認識を見ると、①（軽度）の男子で有意差が見られ、信じてくれた人がいた場合は、非行との関連がないとする者が多い。
- ④ 身体的暴力の被虐待群の非行関連認識別に被害を受けたときの行動を見ると、非行との関連があるとする者は、①（軽度）ではやつあたり、家出、飲酒・薬物使用をしたものが多く、②（重度）では閉じこもり、やつあたり、飲酒・薬物使用、他者への加害行為をしたものが多い。
- ⑤ 加害者が家族以外の場合と家族の場合に分けて、加害行為の終了の有無別に非行関連認識を見ると、男子の身体的暴力と女子の全ての加害行為で、関連がないとする者は、加害行為が「終わった」とする者に多い。また、家族以外の者からの身体的暴力①（軽度）等一部を除き、関連があるとする者は、加害行為が「終わっていない」とするものに多い。

6 考察

ここでは、5に述べた家族からの加害行為の経験と非行との関連に関する分析結果を踏まえ、少年の処遇及び虐待全般に関し、次の2点について若干の考察を加えたい。

第1点目は被虐待経験と非行との関連についてである。

被虐待経験と犯罪・非行について、初発非行の時期、補導・検挙歴、本件非行及び問題行動の観点から分析したが、初発非行時期及び問題行動の一部以外には、有意な関連は見られなかった。もとより、虐待も非行も、さまざまな要因を背景とした複雑な事象であり、両者の関連の有無等について、今後とも更に調査研究が必要であることは言うまでもない。

第2点目は、非行関連認識についてである。

自らの被害・被虐待経験と非行との関連があるとする比率は、ほとんどの加害行為において、加害者が家族の場合のほうが家族以外の場合より高く、特に女子では、すべての加害行為において被虐待群が最も高く、次いで家族被害群、一般被害群となっている。これは、家族以外の者による場合に比べ、家族から受ける被害・被虐待経験の重さを表すものとして、経験的にも了解できる結果である。

少年が被虐待経験と非行との間に感じている関連性が、客観的に妥当であるか否かによらず、少年自身がその関連のありようを整理することが大切であろう。特に、虐待が終わっていないとする者に、被虐待経験と非行との関連を認める者が多いことは、出院後、虐待を受け非行に到る道を再びたどる危険性のある者がいることを示唆しており、再非行防止の点からも必要な手当であると思われる。

むすび

少年院在院者に対する被害経験を問うアンケート調査は、本人の回想によるというその方法論上の限界はあるものの、非行少年における虐待問題の広がり的一端を示す結果になったと思われる。言うまでもなく、矯正、更生保護とも、虐待問題が本人の非行や社会復帰にかかわりがあると思われる場合は、個別的に指導、援助をしてきたところである。しかしながら、対象者のほぼ半数に何らかの被虐待経験があるという今回の調査結果を見ると、少なくとも非行少年にかかわる現場においては、従来からの個々の少年に対する指導に加えて、次のような点について新たな対応を検討することが必要ではないかと考える。

第1点目は、被虐待経験と少年が非行に到った過程を整理し、今後対応が必要な事例を把握するスクリーニングの方法の検討である。

我々は、ここで少年院在院者における被虐待経験の広がりを確認するとともに、その多くが虐待をしのいできたサバイバーであることも同時に心に留める必要がある。

少年院在院者の中には、被虐待経験者が少なくない。しかし、少年院においては、すべての被虐待事例について何らかの対応することが求められているわけではない。大切なことは、我々が多くの被虐待経験者の中から、被虐待経験が少年の非行に少なからぬ関連があり、その社会復帰のために虐待の問題に取り組む必要があると考えられる事例を的確に把握することである。虐待問題は、喩えてみれば「パンドラの箱」のようなもので、その扱いには慎重を期す必要がある。少年自身が「虐待は終わったこと」として、現在に到っていることをまず尊重し、被虐待経験時から現在までの少年の辿ってきた跡を注意深く受け止める中から、その蓋を開ける必要があり、その後のフォローが可能な事例かどうかを判断する姿勢が必要と考える。

第2点目は、「子供としての少年」を主体としている現在の家族問題指導に加え、「親になる少年」についても関心を払い、将来の家族像をつかませるような指導を検討することである。本調査と並行して行った面接から、被虐待経験のある青少年の中には、将来自分が親になった時、自分の親と同じことを繰り返すのではないかと心配し、新しい家庭を持つことに消極的な者が見られた。いわゆる虐待の世代間連鎖については、今後の慎重な研究の成果に待たなければならないが、少なくとも当面は、被虐待経験者に対し、自分が親となって築く将来の家庭像を自信を持って描けるような働きかけが必要であると思う。

第3点目は、指導に当たる職員の虐待に対する認識を高め、虐待と非行とが深く関連したと思われる事例分析を積み重ね、その中から共有できる処遇方法をまとめることである。少年院処遇の現場では、虐待が少年の非行や今後の更生に深く影響を与えていると思われる事例に対し、カウンセリング、役割交換書簡法、ロールプレイング等さまざまな手立てを通して処遇をしてきた実績がある。しかしながら、この問題の広がりを見ると、個々の事例の差異を超えた更に一つ上の被虐待経験者の処遇というレベルで、共通する処遇方法を確立する必要があると思われる。

今回の調査結果からは、児童虐待問題への一般的な取組についても、いくつか示唆が得られた。中でも、少年院在院者の場合、家庭で身体的、性的暴力等の被害にあっている（いた）ことが、本人から同輩集団へ伝えられていることは重要である。その情報を受け取った者が自分からあるいは被虐待経験を励まして、必要な相談機関に情報をつなげるような仕組みがあれば、早期に対応できた可能性があったと思われる。

同輩集団に被虐待経験を話すということが、少年院在院者に固有の傾向なのか、一般にも見られることなのかは今後の検討課題ではあるが、当事者あるいはそのごく身近な存在となる可能性のある子供自身にも、児童虐待に関する認識を高めさせることも検討されてよいのではないか。ある地方新聞（東奥日報01/3/17）の伝えるところでは、その県内で、自ら虐待されていることを通報してきた件数が、一昨年の2件から昨年は11件に急増したという。「虐待はいけないことだ、自分が恥ずかしがることはない」と、一般予防として子供自身に認識させることも必要ではないかと考える。

最後に、今回は児童虐待防止法の定義するところにできるだけ依拠し、保護者による繰り返される加害行為を虐待として、これに焦点を当てて分析したが、併せて、きょうだいからの身体的、性的暴力や、保護者による一度きりの被害経験についても問題提起ができたと思う。特に、ここでは身体的暴力②とした、「殴られる、蹴られる、刃物で刺される、首を絞められる、やけどを負わされるなど、血が出たり、あざができたり、息ができなくなるような暴力」については、その加害者、被害回数にかかわらず、被害当時の行動や、被害経験と非行の関連認識に深い影を投げかけている。

現在、われわれは児童虐待というテーマで研究をしているが、今後は、児童虐待のみにとどまらず、今回「家族被害経験」と定義したもの及び分析の対象としなかった家族間の暴力の目撃経験なども視野に入れた家族間暴力（従来の家庭内暴力が、子供から親への意味が強いのであえて言葉を変えた。）として広くとらえていくことが適切であると思われる。

資料 1-1 調査票（少年記入用）

被害者の経験についての調査

この調査は、みなさんの被害者の経験についておききするもので、全国の少年院でいっせいにしています。個人の秘密がもれたり、少年院での成績に関係することは全くありませんので、できるだけありのままを書いてください。
どうしても書えたくないところは、書かなくてもかまいません。

- (1) 今までに、家族以外の人から、1～5のような被害を受けたことがありますか。「ある」ものを選び、あてはまる番号をすべて回答欄に記入してください。

- 1 暴力などで脅されて、お金や物を取られた（取られそうになった）。
- 2 たたかれる、つねられる、物を投げつけられるなどの暴力を受けた。
- 3 殴られる、蹴られる、刃物で刺される、首を絞められる、やけどを負わされるなど、血が出たり、あざがでたり、息ができなくなるような暴力を受けた。
- 4 自分の意志に反して、性的な接触を無理強いされた。
体を触られる、寄りかかれる、相手の体を触らせられる、服を脱がされる、キスされるなど。
- 5 自分の意志に反して、性交された（されそうになった）。

回答欄

（ひとつもあてはまらない人は×を記入し、黄色の紙にすすんでください。）

- (2) つぎに、自分が選んだ番号のページを開いて、回答を記入してください。

例えば、

と記入した人は、1 ページと 5 ページをそれぞれ開いて、回答を記入してください。

- (3) 選んだ番号のページがすべて終わったら、黄色の紙にすすんでください。

1

このページでは、「暴力などで脅されて、お金や物を取られた（取られそうになった）」ことのある人に、お聞きします。

問1 あなたが、そのような被害にあったのはいつですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 小学校入学前 2 小学生の時 3 中学生の時 4 中学卒業後 5 いつだったか覚えていない

問2 あなたは、何度くらい、そのような被害にあいましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 一度だけ 2 繰り返しあった 3 覚えていない

問3のa 相手は誰ですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 友達・恋人 2 先輩 3 学校や施設の先生 4 仕事関係の人 5 同居していない親類の人
6 顔見知り（名前は知らない人） 7 全く知らない人 8 相手を見ていない 9 その他（ ）

問3のb 相手が2人以上いる場合は、あなたに最もひどい被害を与えた人を1人だけ選んで、その番号を下の四角の中に書いてください。

* 問4～問7は、最もひどい被害を思い出して答えてください。

問4 被害について、誰かに言ったことがありますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 言ったことがある
2 言ったことはない
3 覚えていない

問4のa 誰に言いましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩
5 警察 6 学校や施設の先生 7 その他（ ）

問4のb あなたの被害の話を聞いてくれた人はいましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 いた 2 いなかった 3 わからない

問4のc 言わなかったのは、どうしてですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 たいした被害ではなかったから 5 言っても、むだだと思ったから
2 自分で解決しようと思ったから 6 言うとかえってひどい目にあうと思ったから（仕返しなど）
3 言うのがはずかしかったから 7 自分が悪いと思ったから
4 人にめいわくをかけると思ったから 8 その他（ ）

問4のd もしも、言うとしたら、次の誰に言いたかったですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩 5 警察
6 学校や施設の先生 7 その他（ ） 8 誰にも言いたいと思わなかった

問5 その被害にあって、あなたはどうしましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 やめるよう自分で相手に言った／ほかの人に言ってもらった 8 何もしなくなかった
2 家出した 9 趣味・スポーツをした
3 じつとがまんした 10 やつあたりや、いやがらせをした
4 気にしたり、考えたりしないようにした 11 酒を飲んだ／薬物を使用した
5 自殺しようとした 12 相手にやり返した／相手に仕返しをした
6 自分の体を傷つけた 13 自分も他の人に同じようなことをした
7 家に閉じこもった 14 その他（ ）

問6 その被害は、終わったと思いますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 はい
2 いいえ
3 わからない

問6のa 被害は、なぜ終わったと思いますか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 相手が反省したから 5 自分がやり返したから／自分が仕返しをしたから
2 相手に会わなくなったから 6 自分が施設に入ったから
3 自分の力が強くなったから 7 その他（ ）
4 自分が成長したから／自分が反省したから 8 わからない

問7 あなたは、その被害を受けたために非行に走るようになったと思いますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う 3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない
5 わからない

このページでは、「たたかれる、つねられる、物を投げつけられるなどの暴力を受けた」ことのある人に、お聞きします。

問1 あなたが、そのような被害にあったのはいつですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 小学校入学前 2 小学生の時 3 中学生の時 4 中学卒業後 5 いつだったか覚えていない

問2 あなたは、何度くらい、そのような被害にあいましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 一度だけ 2 繰り返しあった 3 覚えていない

問3のa 相手は誰ですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 友達・恋人 2 先輩 3 学校や施設の先生 4 仕事関係の人 5 同居していない親類の人
6 顔見知り(名前は知らない人) 7 全く知らない人 8 相手を見ていない 9 その他()

問3のb 相手が2人以上いる場合は、あなたに最もひどい被害を与えた人を1人だけ選んで、その番号を下の四角の中に書いてください。

* 問4～問7は、最もひどい被害を思い出して答えてください。

問4 被害について、誰かに言ったことがありますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 言ったことがある
2 言ったことはない
3 覚えていない

問4のa 誰に言いましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩
5 警察 6 学校や施設の先生 7 その他()

問4のb あなたの被害の話を通じてくれた人はいましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 いた 2 いなかった 3 わからない

問4のc 言わなかったのは、どうしてですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 たいした被害ではなかったから 5 言っても、むだだと思ったから
2 自分で解決しようと思ったから 6 言う、かえってひどい目にあうと思ったから(仕返しなど)
3 言うのがはずかしかったから 7 自分が悪いと思ったから
4 人にめいわくをかけると思ったから 8 その他()

問4のd もしも、言うとしたら、次の誰に言いたかったですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩 5 警察
6 学校や施設の先生 7 その他() 8 誰にも言いたいと思わなかった

問5 その被害にあって、あなたはどうしましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 やめるよう自分で相手に言った／ほかの人に言ってもらった 8 何もしなくなかった
2 家出した 9 趣味・スポーツをした
3 じっとがまんした 10 やつあたりや、いやがらせをした
4 気にしたり、考えたりしないようにした 11 酒を飲んだ／薬物を使用した
5 自殺しようとした 12 相手にやり返した／相手に仕返しをした
6 自分の体を傷つけた 13 自分も他の人に同じようなことをした
7 家に閉じこもった 14 その他()

問6 その被害は、終わったと思いますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 はい
2 いいえ
3 わからない

問6のa 被害は、なぜ終わったと思いますか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 相手が反省したから 5 自分がやり返したから／自分が仕返しをしたから
2 相手に会わなくなったから 6 自分が施設に入ったから
3 自分の力が強くなったから 7 その他()
4 自分が成長したから／自分が反省したから 8 わからない

問7 あなたは、その被害を受けたために非行に走るようになったと思いますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う 3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない
5 わからない

3

このページでは、「殴られる、蹴られる、刃物で刺される、首を絞められる、やけどを負わされるなど、血が出たり、あざがでたり、息ができなくなるような暴力を受けた」ことのある人に、お聞きします。

問1 あなたが、そのような被害にあったのはいつですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 小学校入学前 2 小学生の時 3 中学生の時 4 中学卒業後 5 いつだったか覚えていない

問2 あなたは、何度くらい、そのような被害にあいましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 一度だけ 2 繰り返しあった 3 覚えていない

問3のa 相手は誰ですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 友達・恋人 2 先輩 3 学校や施設の先生 4 仕事関係の人 5 同居していない親類の人

- 6 顔見知り(名前は知らない人) 7 全く知らない人 8 相手を見ていない 9 その他()

問3のb 相手が2人以上いる場合は、あなたに最もひどい被害を与えた人を1人だけ選んで、その番号を下の四角の中に書いてください。

* 問4～問7は、最もひどい被害を思い出して答えてください。

問4 被害について、誰かに言ったことがありますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 言ったことがある
2 言ったことはない
3 覚えていない

問4のa 誰に言いましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩
5 警察 6 学校や施設の先生 7 その他()

問4のb あなたの被害の話を信じてくれた人はいましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 いた 2 いなかった 3 わからない

問4のc 言わなかったのは、どうしてですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 たいした被害ではなかったから 5 言っても、むだだと思ったから
2 自分で解決しようと思ったから 6 言うとかえってひどい目にあうと思ったから(仕返しなど)
3 言うのがはずかしかったから 7 自分が悪いと思ったから
4 人にめいわくをかけると思ったから 8 その他()

問4のd もしも、言うとしたら、次の誰に言いたかったですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩 5 警察
6 学校や施設の先生 7 その他() 8 誰にも言いたいと思わなかった

問5 その被害にあって、あなたはどうしましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 やめるよう自分で相手に言った／ほかの人に言ってもらった 8 何もしたくなかった
2 家出した 9 趣味・スポーツをした
3 じっとがまんした 10 やつあたりや、いやがらせをした
4 気にしたり、考えたりしないようにした 11 酒を飲んだ／薬物を使用した
5 自殺しようとした 12 相手にやり返した／相手に仕返しをした
6 自分の体を傷つけた 13 自分も他の人に同じようなことをした
7 家に閉じこもった 14 その他()

問6 その被害は、終わったと思いますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 はい
2 いいえ
3 わからない

問6のa 被害は、なぜ終わったと思いますか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 相手が反省したから 5 自分がやり返したから／自分が仕返しをしたから
2 相手に会わなくなったから 6 自分が施設に入ったから
3 自分の力が強くなったから 7 その他()
4 自分が成長したから／自分が反省したから 8 わからない

問7 あなたは、その被害を受けたために非行に走るようになったと思いますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う 3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない
5 わからない

このページでは、「自分の意志に反して、性的な接触を無理強いされた」ことのある人に、お聞きします。

問1 あなたが、そのような被害にあったのはいつですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 小学校入学前 2 小学生の時 3 中学生の時 4 中学卒業後 5 いつだったか覚えていない

問2 あなたは、何度くらい、そのような被害にあいましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 一度だけ 2 繰り返しあった 3 覚えていない

問3のa 相手は誰ですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 友達・恋人 2 先輩 3 学校や施設の先生 4 仕事関係の人 5 同居していない親類の人
6 顔見知り(名前は知らない人) 7 全く知らない人 8 相手を見ていない 9 その他()

問3のb 相手が2人以上いる場合は、あなたに最もひどい被害を与えた人を1人だけ選んで、その番号を下の四角の中に書いてください。

* 問4～問7は、最もひどい被害を思い出して答えてください。

問4 被害について、誰かに言ったことがありますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 言ったことがある
2 言ったことはない
3 覚えていない

問4のa 誰に言いましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩
5 警察 6 学校や施設の先生 7 その他()

問4のb あなたの被害の話を信じてくれた人はいましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 いた 2 いなかった 3 わからない

問4のc 言わなかったのは、どうしてですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 たいした被害ではなかったから 5 言っても、むだだと思ったから
2 自分で解決しようと思ったから 6 言う、かえってひどい自にあらうと思ったから(仕返しなど)
3 言うのがはずかしかったから 7 自分が悪いと思ったから
4 人にめいわくをかけると思ったから 8 その他()

問4のd もしも、言うとしたら、次の誰に言いたかったですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩 5 警察
6 学校や施設の先生 7 その他() 8 誰にも言いたいと思わなかった

問5 その被害にあって、あなたはどうしましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 やめるよう自分で相手に言った／ほかの人に言ってもらった 8 何もしなくなかった
2 家出した 9 趣味・スポーツをした
3 じっとがまんした 10 やつあたりや、いやがらせをした
4 気にしたり、考えたりしないようにした 11 酒を飲んだ／薬物を使用した
5 自殺しようとした 12 相手にやり返した／相手に仕返しをした
6 自分の体を傷つけた 13 自分も他の人に同じようなことをした
7 家に閉じこもった 14 その他()

問6 その被害は、終わったと思いますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 はい
2 いいえ
3 わからない

問6のa 被害は、なぜ終わったと思いますか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 相手が反省したから 5 自分がやり返したから／自分が仕返しをしたから
2 相手に会わなくなったから 6 自分が施設に入ったから
3 自分の力が強くなったから 7 その他()
4 自分が成長したから／自分が反省したから 8 わからない

問7 あなたは、その被害を受けたために非行に走るようになったと思いますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う 3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない
5 わからない

このページでは、「自分の意志に反して、性交された（されそうになった）」ことのある人に、お聞きします。

問1 あなたが、そのような被害にあったのはいつですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 小学校入学前 2 小学生の時 3 中学生の時 4 中学卒業後 5 いつだったか覚えていない

問2 あなたは、何度くらい、そのような被害にあいましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 一度だけ 2 繰り返しあった 3 覚えていない

問3のa 相手は誰ですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 友達・恋人 2 先輩 3 学校や施設の先生 4 仕事関係の人 5 同居していない親類の人
6 顔見知り（名前は知らない人） 7 全く知らない人 8 相手を見ていない 9 その他（ ）

問3のb 相手が2人以上いる場合は、あなたに最もひどい被害を与えた人を1人だけ選んで、その番号を下の四角の中に入れてください。

* 問4～問7は、最もひどい被害を思い出して答えてください。

問4 被害について、誰かに言ったことがありますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 言ったことがある
2 言ったことはない
3 覚えていない

問4のa 誰に言いましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩
5 警察 6 学校や施設の先生 7 その他（ ）

問4のb あなたの被害の話を信じてくれた人はいましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 いた 2 いなかった 3 わからない

問4のc 言わなかったのは、どうしてですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 たいした被害ではなかったから 5 言っても、むだだと思ったから
2 自分で解決しようと思ったから 6 言うとかえってひどい目にあうと思ったから（仕返しなど）
3 言うのがはずかしかったから 7 自分が悪いと思ったから
4 人にめいわくをかけると思ったから 8 その他（ ）

問4のd もしも、言うとしたら、次の誰に言いたかったですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩 5 警察
6 学校や施設の先生 7 その他（ ） 8 誰にも言いたいと思わなかった

問5 その被害にあって、あなたはどうしましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 やめるよう自分で相手に言った／ほかの人に言ってもらった 8 何もしたくなかった
2 家出した 9 趣味・スポーツをした
3 じっとがまんした 10 やつあたりや、いやがらせをした
4 気にしたり、考えたりしないようにした 11 酒を飲んだ／薬物を使用した
5 自殺しようとした 12 相手にやり返した／相手に仕返しをした
6 自分の体を傷つけた 13 自分も他の人に同じようなことをした
7 家に閉じこもった 14 その他（ ）

問6 その被害は、終わったと思いますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 はい
2 いいえ
3 わからない

問6のa 被害は、なぜ終わったと思いますか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 相手が反省したから 5 自分がやり返したから／自分が仕返しをしたから
2 相手に会わなくなったから 6 自分が施設に入ったから
3 自分の力が強くなったから 7 その他（ ）
4 自分が成長したから／自分が反省したから 8 わからない

問7 あなたは、その被害を受けたために非行に走るようになったと思いますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う 3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない
5 わからない

- (1) 今までに、家族から、6～11のような被害を受けたことがありますか。「ある」ものを選び、あてはまる番号をすべて回答欄に記入してください。

- 6 たたかれる、つねられる、物を投げつけられるなどの暴力を受けた。
- 7 殴られる、蹴られる、刃物で刺される、首を絞められる、やけどを負わされるなど、血が出たり、あざができたり、息ができなくなるような暴力を受けた。
- 8 自分はされなかったが、家族の間で、6・7にあげたような暴力があった。
- 9 1日以上、食事をさせてもらえなかった。
- 10 自分の意志に反して、性的な接触を無理強いされた。
体を触られる、寄りかかれる、服を脱がされる、キスされるなど。
- 11 自分の意志に反して、性交された（されそうになった）。

回答欄

(ひとつもあてはまらない人は×を記入し、ピンク色の紙にすんでください。)

- (2) つぎに、自分が選んだ番号のページを開いて、回答を記入してください。

例えば、

7 , 10

と記入した人は、7ページと10ページをそれぞれ開いて、回答を記入してください。

- (3) 選んだ番号のページがすべて終わったら、ピンク色の紙にすんでください。

6

このページでは、「たたかれる、つねられる、物を投げつけられるなどの暴力を受けた」ことのある人にお聞きします。

問1 あなたが、そのような被害にあったのはいつですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 小学校入学前 2 小学生の時 3 中学生の時 4 中学卒業後 5 いつだったか覚えていない

問2 あなたは、何度くらい、そのような被害にあいましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 一度だけ 2 繰り返しあった 3 覚えていない

問3のa 相手は誰ですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 実父 2 義父 3 実母 4 義母 5 きょうだい 6 夫・妻・同棲相手
7 祖父 8 祖母 9 その他の同居している親類の人

問3のb 相手が2人以上いる場合は、あなたに最もひどい被害を与えた人を1人だけ選んで、その番号を下の四角の中に書いてください。

* 問4～問7は、最もひどい被害を思い出して答えてください。

問4 被害について、誰かに言ったことがありますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 言ったことがある
2 言ったことはない
3 覚えていない

問4のa 誰に言いましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩
5 警察 6 学校や施設の先生 7 その他 ()

問4のb あなたの被害の話 を信じてくれた人はいましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 いた 2 いなかった 3 わからない

問4のc 言わなかったのは、どうしてですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 たいした被害ではなかったから 5 言っても、むだだと思ったから
2 自分で解決しようと思ったから 6 言うとかえってひどい自にあらうと思ったから (仕返しなど)
3 言うのがはずかしかったから 7 自分が悪いと思ったから
4 人にめいわくをかけると思ったから 8 その他 ()

問4のd もしも、言うとしたら、次の誰に言いたかったですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩 5 警察
6 学校や施設の先生 7 その他 () 8 誰にも言いたいと思わなかった

問5 その被害にあって、あなたはどうしましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 やめるよう自分で相手に言った／ほかの人に言ってもらった 8 何もしたくなかった
2 家出した 9 趣味・スポーツをした
3 じつとがまんした 10 やつあたりや、いやがらせをした
4 気にしたり、考えたりしないようにした 11 酒を飲んだ／薬物を使用した
5 自殺しようとした 12 相手にやり返した／相手に仕返しをした
6 自分の体を傷つけた 13 自分も他の人に同じようなことをした
7 家に閉じこもった 14 その他 ()

問6 その被害は、終わったと思いますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 はい
2 いいえ
3 わからない

問6のa 被害は、なぜ終わったと思いますか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 相手が反省したから 5 自分がやり返したから／自分が仕返しをしたから
2 相手に会わなくなったから 6 自分が施設に入ったから
3 自分の力が強くなったから 7 その他 ()
4 自分が成長したから／自分が反省したから 8 わからない

問7 あなたは、その被害を受けたために非行に走るようになったと思いますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う 3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない
5 わからない

このページでは、「殴られる、蹴られる、刃物で刺される、首を絞められる、やけどを負わされるなど、血が出たり、あざがでたり、息ができなくなるような暴力を受けた」ことのある人に、お聞きします。

問1 あなたが、そのような被害にあったのはいつですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 小学校入学前 2 小学生の時 3 中学生の時 4 中学卒業後 5 いつだったか覚えていない

問2 あなたは、何度くらい、そのような被害にあいましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 一度だけ 2 繰り返しあった 3 覚えていない

問3のa 相手は誰ですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 実父 2 義父 3 実母 4 義母 5 きょうだい 6 夫・妻・同棲相手
7 祖父 8 祖母 9 その他の同居している親類の人

問3のb 相手が2人以上いる場合は、あなたに最もひどい被害を与えた人を1人だけ選んで、その番号を下の四角の中に書いてください。

* 問4～問7は、最もひどい被害を思い出して答えてください。

問4 被害について、誰かに言ったことがありますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 言ったことがある
2 言ったことはない
3 覚えていない

問4のa 誰に言いましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩
5 警察 6 学校や施設の先生 7 その他 ()

問4のb あなたの被害の話を信じてくれた人はいましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 いた 2 いなかった 3 わからない

問4のc 言わなかったのは、どうしてですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 たいした被害ではなかったから 5 言っても、むだだと思ったから
2 自分で解決しようと思ったから 6 言うと、かえってひどい自に思うと思ったから (仕返しなど)
3 言うのがはずかしかったから 7 自分が悪いと思ったから
4 人にめいわくをかけると思ったから 8 その他 ()

問4のd もしも、言うとしたら、次の誰に言いたかったですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩 5 警察
6 学校や施設の先生 7 その他 () 8 誰にも言いたいと思わなかった

問5 その被害にあって、あなたはどうしましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 やめるよう自分で相手に言った／ほかの人に言ってもらった 8 何もしたくなかった
2 家出した 9 趣味・スポーツをした
3 じっとがまんした 10 やつあたりや、いやがらせをした
4 気にしたり、考えたりしないようにした 11 酒を飲んだ／薬物を使用した
5 自殺しようとした 12 相手にやり返した／相手に仕返しをした
6 自分の体を傷つけた 13 自分も他の人に同じようなことをした
7 家に閉じこもった 14 その他 ()

問6 その被害は、終わったと思いますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 はい
2 いいえ
3 わからない

問6のa 被害は、なぜ終わったと思いますか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 相手が反省したから 5 自分がやり返したから／自分が仕返しをしたから
2 相手に会わなくなったから 6 自分が施設に入ったから
3 自分の力が強くなったから 7 その他 ()
4 自分が成長したから／自分が反省したから 8 わからない

問7 あなたは、その被害を受けたために非行に走るようになったと思いますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う 3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない
5 わからない

このページでは、「自分はされなかったが、家族の間で、6・7にあげたような暴力があった」という人にお聞きします。

8

問1 あなたが、そのような経験をしたのはいつですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 小学校入学前 2 小学生の時 3 中学生の時 4 中学卒業後 5 いつだったか覚えていない

問2 あなたは、何度くらい、そのような経験をしましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 一度だけ 2 繰り返しあった 3 覚えていない

問3のa 暴力をふるっていた人は誰ですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 実父 2 義父 3 実母 4 義母 5 きょうだい 6 夫・妻・同棲相手
7 祖父 8 祖母 9 その他の同居している親類の人

問3のb 2人以上いる場合は、最もひどい暴力をふるっていた人を1人だけ選んで、その番号を下の四角の中に書いてください。

* 問4～問6は、最も暴力がひどかったときの経験を思い出して答えてください。

問4 被害について、誰かに言ったことがありますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 言ったことがある
2 言ったことはない
3 覚えていない

問4のa 誰に言いましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩
5 警察 6 学校や施設の先生 7 その他 ()

問4のb あなたの被害の話を信じてくれた人はいましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 いた 2 いなかった 3 わからない

問4のc 言わなかったのは、どうしてですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 たいした被害ではなかったから 5 言っても、むだだと思ったから
2 自分で解決しようと思ったから 6 言うとかえってひどい自にあらうと思ったから (仕返しなど)
3 言うのがはずかしかったから 7 自分が悪いと思ったから
4 人にめいわくをかけると思ったから 8 その他 ()

問4のd もしも、言うとしたら、次の誰に言いたかったですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩 5 警察
6 学校や施設の先生 7 その他 () 8 誰にも言いたいと思わなかった

問5 その経験をして、あなたはどうしましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 やめるよう自分で相手に言った／ほかの人に言ってもらった 7 家に閉じこもった
2 家出した 8 何もしたくなかった
3 じっとがまんした 9 趣味・スポーツをした
4 気にしたり、考えたりしないようにした 10 やつあたりや、いやがらせをした
5 自殺しようとした 11 酒を飲んだ／薬物を使用した
6 自分の体を傷つけた 12 その他 ()

問6 あなたは、その経験をしたために非行に走るようになったと思いますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う 3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない
5 わからない

このページでは、「1日以上、食事をさせてもらえなかった」ことのある人に、お聞きします。

問1 あなたが、そのような被害にあったのはいつですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 小学校入学前 2 小学生の時 3 中学生の時 4 中学卒業後 5 いつだったか覚えていない

問2 あなたは、何度くらい、そのような被害にあいましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 一度だけ 2 繰り返しあった 3 覚えていない

問3のa 相手は誰ですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 実父 2 義父 3 実母 4 義母 5 きょうだい 6 夫・妻・同棲相手
7 祖父 8 祖母 9 その他の同居している親類の人

問3のb 相手が2人以上いる場合は、あなたに最もひどい被害を与えた人を1人だけ選んで、その番号を下の四角の中に書いてください。

* 問4～問6は、最もひどい被害を思い出して答えてください。

問4 被害について、誰かに言ったことがありますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 言ったことがある
2 言ったことはない
3 覚えていない

問4のa 誰に言いましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩
5 警察 6 学校や施設の先生 7 その他 ()

問4のb あなたの被害の話を信じてくれた人はいましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 いた 2 いなかった 3 わからない

問4のc 言わなかったのは、どうしてですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 たいした被害ではなかったから 5 言っても、むだだと思ったから
2 自分で解決しようと思ったから 6 言うとかえってひどい自に思うから（仕返しなど）
3 言うのがはずかしかったから 7 自分が悪いと思ったから
4 人にめいわくをかけると思ったから 8 その他 ()

問4のd もしも、言うとしたら、次の誰に言いたかったですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩 5 警察
6 学校や施設の先生 7 その他 () 8 誰にも言いたいと思わなかった

問5 その被害にあって、あなたはどうしましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 やめるよう自分で相手に言った／ほかの人に言ってもらった 7 家に閉じこもった
2 家出した 8 何もしたくなかった
3 じっとがまんした 9 趣味・スポーツをした
4 気にしたり、考えたりしないようにした 10 やつあたりや、いやがらせをした
5 自殺しようとした 11 酒を飲んだ／薬物を使用した
6 自分の体を傷つけた 12 その他 ()

問6 あなたは、その被害を受けたために非行に走るようになったと思いますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う 3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない
5 わからない

このページでは、「自分の意志に反して、性的な接触を無理強いされた」ことのある人にお聞きします。

10

問1 あなたが、そのような被害にあったのはいつですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 小学校入学前 2 小学生の時 3 中学生の時 4 中学卒業後 5 いつだったか覚えていない

問2 あなたは、何人くらい、そのような被害にありましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 一度だけ 2 繰り返しあった 3 覚えていない

問3のa 相手は誰ですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 実父 2 義父 3 実母 4 義母 5 きょうだい 6 夫・妻・同棲相手
7 祖父 8 祖母 9 その他の同居している親類の人

問3のb 相手が2人以上いる場合は、あなたに最もひどい被害を与えた人を1人だけ選んで、その番号を下の四角の中に書いてください。

* 問4～問7は、最もひどい被害を思い出して答えてください。

問4 被害について、誰かに言ったことがありますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 言ったことがある
2 言ったことはない
3 覚えていない

問4のa 誰に言いましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩
5 警察 6 学校や施設の先生 7 その他 ()

問4のb あなたの被害の話を信じてくれた人はいましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 いた 2 いなかった 3 わからない

問4のc 言わなかったのは、どうしてですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 たいした被害ではなかったから 5 言っても、むだだと思ったから
2 自分で解決しようと思ったから 6 言うとかえってひどい自に思うから (仕返しなど)
3 言うのがはずかしかったから 7 自分が悪いと思ったから
4 人にめいわくをかけると思ったから 8 その他 ()

問4のd もしも、言うとしたら、次の誰に言いたかったですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩 5 警察
6 学校や施設の先生 7 その他 () 8 誰にも言いたいと思わなかった

問5 その被害にあって、あなたはどうしましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 やめるよう自分で相手に言った／ほかの人に言ってもらった 8 何もしなくなかった
2 家出した 9 趣味・スポーツをした
3 じっとがまんした 10 やつあたりや、いやがらせをした
4 気にしたり、考えたりしないようにした 11 酒を飲んだ／薬物を使用した
5 自殺しようとした 12 相手にやり返した／相手に仕返しをした
6 自分の体を傷つけた 13 自分も他の人に同じようなことをした
7 家に閉じこもった 14 その他 ()

問6 その被害は、終わったと思いますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 はい
2 いいえ
3 わからない

問6のa 被害は、なぜ終わったと思いますか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 相手が反省したから 5 自分がやり返したから／自分が仕返しをしたから
2 相手に会わなくなったから 6 自分が施設に入ったから
3 自分の力が強くなったから 7 その他 ()
4 自分が成長したから／自分が反省したから 8 わからない

問7 あなたは、その被害を受けたために非行に走るようになったと思いますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う 3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない
5 わからない

このページでは、「自分の意志に反して、性交された（されそうになった）」ことのある人にお聞きします。

問1 あなたが、そのような被害にあったのはいつですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 小学校入学前 2 小学生の時 3 中学生の時 4 中学卒業後 5 いつだったか覚えていない

問2 あなたは、何度くらい、そのような被害にあいましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 一度だけ 2 繰り返しあった 3 覚えていない

問3のa 相手は誰ですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 実父 2 義父 3 実母 4 義母 5 きょうだい 6 夫・妻・同棲相手
7 祖父 8 祖母 9 その他の同居している親類の人

問3のb 相手が2人以上いる場合は、あなたに最もひどい被害を与えた人を1人だけ選んで、その番号を下の四角の中を書いてください。

* 問4～問7は、最もひどい被害を思い出して答えてください。

問4 被害について、誰かに言ったことがありますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 言ったことがある
2 言ったことはない
3 覚えていない

問4のa 誰に言いましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩
5 警察 6 学校や施設の先生 7 その他 ()

問4のb あなたの被害の話を信じてくれた人はいましたか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 いた 2 いなかった 3 わからない

問4のc 言わなかったのは、どうしてですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 たいした被害ではなかったから 5 言っても、むだだと思ったから
2 自分で解決しようと思ったから 6 言うとかえってひどい目にあうと思ったから（仕返しなど）
3 言うのがはずかしかったから 7 自分が悪いと思ったから
4 人にめいわくをかけると思ったから 8 その他 ()

問4のd もしも、言うとしたら、次の誰に言いたかったですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 父 2 母 3 きょうだい 4 友達・恋人・先輩 5 警察
6 学校や施設の先生 7 その他 () 8 誰にも言いたいと思わなかった

問5 その被害にあって、あなたはどうしましたか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 やめるよう自分で相手に言った／ほかの人に言ってもらった 8 何もしなくなかった
2 家出した 9 趣味・スポーツをした
3 じっとがまんした 10 やつあたりや、いやがらせをした
4 気にしたり、考えたりしないようにした 11 酒を飲んだ／薬物を使用した
5 自殺しようとした 12 相手にやり返した／相手に仕返しをした
6 自分の体を傷つけた 13 自分も他の人に同じようなことをした
7 家に閉じこもった 14 その他 ()

問6 その被害は、終わったと思いますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 はい
2 いいえ
3 わからない

問6のa 被害は、なぜ終わったと思いますか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 相手が反省したから 5 自分がやり返したから／自分が仕返しをしたから
2 相手に会わなくなったから 6 自分が施設に入ったから
3 自分の力が強くなったから 7 その他 ()
4 自分が成長したから／自分が反省したから 8 わからない

問7 あなたは、その被害を受けたために非行に走るようになったと思いますか。あてはまる番号に、一つだけ○をつけてください。

- 1 そう思う 2 どちらかといえばそう思う 3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない
5 わからない

緑色の紙でも黄色の紙でも「×」を記入した人は、下の自由欄にすすんでください。
それ以外の人は、下の質問と自由欄にすすんでください。

質問 あなたは、自分が被害を受けたことについて、今後どのようにしたいと思いますか。
あてはまる番号に、すべて○をつけてください。

- 1 被害を受けたことについて、誰かに話したいと思う。
- 2 被害を受けたことについて、誰にも話したくないと思う。
- 3 被害を受けたことについて、誰かに話すかどうか、わからない。
- 4 相手（あなたに被害を与えた人）と会って、話がしたい。
- 5 相手（あなたに被害を与えた人）にきちんと償ってほしい／謝ってほしい。
- 6 相手（あなたに被害を与えた人）とは、かかわりたくない。
- 7 被害を受けたことについて、まだ悩んでいる。
- 8 被害を受けたことを、忘れたいと思う。
- 9 被害を受けたことを、のりこえたいと思う。
- 10 被害を受けたことは、終わったことなので、どうしたいとも思わない。
- 11 その他()

じ ゆう らん
自 由 欄

（この欄には、どんなことでもかまいませんので、書きたいことを自由に書いてください。）

以上でおわりです。ご協力ありがとうございました。

少年に関する調査票

--	--

平成 12 年 月 日

昭和 年 月 日

1 男 2 女

平成 年 月 日

1 実父母 2 実父 3 実母 4 実父義母
5 義父実母 6 養父母 7 更生保護施設 8 その他

1 初度 2 2回目 3 3回目以上

虚構		偏向		自我防衛					
心気症		自信欠如		抑うつ		不安定		爆発	自己顯示
過活動		軽躁		従属		偏狭			

1 中学在学 2 中学卒業
3 高校(定時制・通信制含む)在学 4 高校(〃)中退 5 高校(〃)卒業
6 専修・専門学校在学 7 専修・専門学校中退 8 専修・専門学校卒業
9 その他

1 生徒・学生 2 無職 3 就業中(職種:)

1 実父母 2 実父 3 実母 4 実父義母
5 義父実母 6 養父母 7 その他()

1 兄()人 2 姊()人 3 弟()人 4 妹()人

1 普通 2 放任 3 拒否 4 厳格 5 過干渉
6 期待過剰 7 溺愛 8 非該当 9 その他()

1 普通 2 放任 3 拒否 4 厳格 5 過干渉
6 期待過剰 7 溺愛 8 非該当 9 その他()

1 生活保護受給 2 貧困 3 普通 4 富裕 5 不詳

18 家族の負因(該当する欄に、「レ」をつけてください。)

	a 犯罪／非行	b 酒乱／アル中	c 薬物使用
① 実父			
② 義父			
③ 実母			
④ 義母			
⑤ きょうだい			
⑥ 祖父			
⑦ 祖母			
⑧ その他			

* 20及び22～25は、各事項の有無について、番号に○をつけた後、「あり」について、該当する時期に「レ」をつけてください。
21については、初発非行の内容を記入後、該当する時期に「レ」をつけてください。

		小学校入学前	小学生	中学生	中卒以後
20 実父母離婚	1 あり 2 なし				
21 初発非行(内容:)					
22 薬物使用歴					
① シンナー	1 あり 2 なし				
② 覚せい剤	1 あり 2 なし				
23 反社会集団加入歴					
① 暴走族	1 あり 2 なし				
② 暴力団	1 あり 2 なし				
24 児童福祉関係施設係属歴					
① 児相係属	1 あり 2 なし				
② 養護施設入所歴	1 あり 2 なし				
③ 児童自立支援施設入所歴	1 あり 2 なし				
25 自殺企図	あり なし				
26 自傷痕	あり なし				

27 非行歴(各事犯により、補導・検挙されたことがあれば、その時期について、該当する欄に「レ」をつけてください。)

	小学生	中学生	中卒以後
① 殺人・強盗			
② 傷害・暴行			
③ 窃盗			
④ 恐喝			
⑤ 強姦・強制わいせつ			
⑥ 毒劇法違反			
⑦ 覚せい剤法違反			
⑧ 道路交通法違反			
⑨ その他			

資料 2

被害の経験についての調査の実施教示マニュアル**調査実施の流れ**

- (1) アンケートを配る
 - (2) アンケートの目的の説明
 - (3) ルールの説明
 - (4) やり方の説明
 - (5) アンケート回答開始
 - (6) アンケート用紙回収（一斉回収）
-

(1) アンケートを配る

「まだ中身は見ないで待っていてください。」

(2) アンケートの目的の説明

「これから、法務総合研究所というところからお願いされたアンケートをやってもらいます。法務総合研究所というのは、法務省の研究施設です。そこでは今、子どもが受ける暴力などの被害について調べていて、少年院の生徒が受けてきた被害の状態についても知りたいということです。」

(3) ルールの説明**① 緑の用紙の教示文読み上げ**

「それでは、一番上の緑の紙を見てください。最初のところを先生が読みますから、みんなも声は出さないで一緒に読んでください。」＜最初の3行を読む＞

② 細かいルールの説明

「次に、アンケート用紙を書くときのルールを言います。1 人と相談しないこと。2 質問文で分からないことがあったら手を挙げて先生に聞くこと。3 間違えたら消しゴムを使って必ず消して書き直してください。4 このアンケートは人によって答える枚数が違いますので、周りで早く終わった人がいても落ち着いて答えてください。早く終わった人は先生の指示があるまで、おしゃべりをしないで静かに待っていてください（下線部については施設において変更可）。」

(4) やり方の説明

① 用紙の確認

「やり方の説明をする前にアンケート用紙の確認をします。最初が緑の紙です。その次に白い紙が5枚、紙の右上に1, 2, 3, 4, 5と書いてあります。次に黄色の紙です。そして白い紙が6枚、紙の右上に6, 7, 8, 9, 10, 11と書いてあります。そして最後にピンクの紙です。全部ありましたか。」

② アンケート用紙の構造の説明（別添「板書例」参照）

「緑の紙から5の紙までを緑の部ということにします。＜板書をしながら＞緑の部は『家族以外の人からの被害』について質問しています。黄色の紙から11の紙までを黄色の部ということにします。黄色の部は『家族からの被害』について質問しています。その区別を忘れないでください。」

③ 緑の用紙への回答の仕方の説明

「緑の紙の(1)のところを見てください。読みます。＜教示文と選択肢1～5を読む＞」

「例えば1番、家族以外の人から『暴力などで脅されて、お金や物を取られた（取られそうになった）』という経験がある人は、解答欄の四角の中に1と書いてください。」

「2番『たたかれる、つねられる、物を投げつけられるなどの暴力を受けた』という経験がある人は四角の中に2と書いてください。」

「両方あった人は1と2を書いてください。つまり経験があった番号は全部四角の中に書いてください。」

「1～5まで何もそういう経験がなかったら四角の中には×を書いてください。」

「質問はありますか。」

④ 例として2の用紙への回答の仕方の説明

「四角の中に番号を書いた人は、書いた番号と同じ番号の白い紙のアンケート用紙に答えてください。例えば、自分が2番、家族以外の人から『たたかれる、つねられる、物を投げつけられるなどの暴力を受けた』という経験があるとしましょう。2番なので、四角の中に2と書いた後、右上に2と印刷されている紙に、『たたかれる、つねられる、物を投げつけられるなどの暴力を受けた』という経験について答えます。」

「2番の紙を出してみてください。問1『あなたが、そのような被害にあったのはいつですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。』と書いてあり

ます。ですから、たたかれたり、つねられたり、物を投げつけられたりしたことが小学校のときも中学校のときもあれば両方に○をしてください。」

「そして問2で『あなたは、何度くらい、そのような被害にあいましたか。あてはまる番号に1つだけ○をしてください。』と書いてあるので、どれか選んで1つだけ○をつけてください。」

「次。問3のaは『相手は誰ですか。あてはまる番号に、すべて○をつけてください。』と書いてありますから、2人以上そういう被害を与えた人がいればあてはまる番号すべてに○をしてください。」

「問3のbは問3のaで○をつけた人の中から一番ひどい被害を与えた人を1人だけ選んで○をつけます。」

「問4から問7はその一番ひどい被害について質問しているので気をつけてください。問4は、その一番ひどい被害をだれかに言ったことがあるかどうか質問しています。言ったことがあれば1に○をつけて右の四角に進みます。言ったことがなければ2に○をつけて下の四角に進みます。言ったかどうか覚えていなければ3に○をつけるだけです。」

「そういう感じで問5から7までも一番ひどい被害について答えてください。一つだけ○をつけるのとあてはまる番号すべてに○をつけるのといろいろありますから、注意して答えてください。＜「問4～問7 最もひどい被害について」と板書＞

「質問はありますか。」

⑤ 緑の部で回答すべき用紙について説明

「今説明したように白い紙のアンケート用紙に答えていくわけですが、＜板書した紙の番号を指しながら＞例えば四角の中に1と2と5の経験があると答えた人は右上に1と印刷された紙、2と印刷された紙、5と印刷された紙の3枚について答えます。全部の経験がある人は全部のアンケート用紙に答えます。どの経験もない人は1から5のアンケート用紙に答える必要はありません。」

＜理解力に問題の多い集団の場合、緑の部だけやらせて止めておくことも可＞

⑥ 黄色の部について説明

「緑の部が終った人と緑の部で当てはまる経験がなかった人は、次に黄色の紙にすすみます。」

「黄色の紙にはさっき見た緑の紙と同じような質問が並んでいますが、今度は家族からそういうことをされたことがあるかどうかを聞いています。」

「家族から、番号に書かれているようなことをされたことがあれば、四角の中にあてはまる番号を全部書いてください。当てはまる経験がなければ×を書いてく

ださい。」

⑦ 黄色の部で回答すべき用紙についての説明

「黄色の紙の後ろにもさっき見てもらったのと同じような白い紙のアンケート用紙があります。答え方はさっきと同じです。」

＜板書の6～11の数字を指しながら＞「例えば四角の中に8と9と11の経験があると答えた人は右上に8と印刷された紙、9と印刷された紙、11と印刷された紙の3枚について答えます。全部の経験がある人は全部の紙に答えます。どの経験もない人は6から11のアンケート用紙に答える必要はありません。」

⑧ ピンクの用紙についての説明

「黄色の部が終わった人と、黄色の部で当てはまる経験がなかった人は、最後にピンクの紙にすすみます。」

「ピンクの紙には、自分が今まで答えた被害の経験についてこれからどうしたいと思っているかを答えます。当てはまるもの全部に○をつけてください。そしてそれが終わったらその下の四角に自由に文章を書いてください。書きたくなかったら書かなくても構いません。」

⑨ アンケート用紙の構造についての最終確認

＜板書を指しながら＞「今までのことをまとめて言います。まず緑の紙に答えます。緑の紙に答えた番号と同じページのアンケート用紙に答えます。そして黄色の紙に答えます。黄色の紙に答えた番号と同じページのアンケート用紙に答えます。最後にピンクの紙に進みます。」

「質問はありませんか。」

(5) アンケート回答開始

「それでは始めてください。途中わからないところがあったら手を挙げて知らせてください。」

(6) アンケート用紙回収（一斉回収）

「それではアンケート用紙を集めます。」「もう一度、自分が緑の紙や黄色の紙で四角の中に答えた番号と同じページのアンケート用紙に全部答えているかどうか確認してください。」

予想される質問・回答など

「緑の紙」

- ・ たたかれると殴られるの区別は？→たたかれるは平手，殴られるは拳で
- ・ 「自分の意志に反して」の意味→自分がしたくもされたくもないのに
- ・ 「性交」の意味→セックス

*被害の選択肢は「恐喝」「身体的暴力」「性的暴力」の被害の有無を聞く目的で作られており，「身体的暴力」「性的暴力」は被害の程度によって2段階に分けています。質問が出るとすれば2と3との区別ですが，もしどちらに振り分けるか聞かれたら3の例示にもあるとおり「血が出る・あざができる・息ができなくなる」といった基準に準じて判断してください。

「白い紙」

- ・ 問4のaとdは全体を通じて「父・母」という選択肢であるのに対して，黄色の部の問3のaの選択肢には「実父・義父」などと実・義の区別を要求しています。実父→生みの親，義父→それ以外の父ということで答えてください。問3は実父・義父にかかわりません。
- ・ 「家族」の定義→親・きょうだい・同居の親族・（その他自分で「家族」と思う人）

「その他」

- ・ 「このアンケートの結果は教えてもらえるんですか？」
→研究部報告の結果は公表されるので，教えてはいけない，ということはありません。研究部報告刊行後に結果を教えるかどうかは施設の判断によります。ただし結果の集計・分析・考察・報告書の刊行までには半年以上かかるのでご承知置きください。

資料3 集計表

1 回答者について

(1) 年齢別人員

	男子	女子	合計
14歳	59 (2.8)	11 (4.8)	70 (3.0)
15歳	176 (8.3)	28 (12.2)	204 (8.7)
16歳	323 (15.2)	41 (17.9)	364 (15.5)
17歳	454 (21.4)	44 (19.2)	498 (21.2)
18歳	471 (22.2)	51 (22.3)	522 (22.2)
19歳	451 (21.2)	44 (19.2)	495 (21.0)
20歳	184 (8.7)	9 (3.9)	193 (8.2)
21歳	5 (0.2)	1 (0.4)	6 (0.3)
22歳	2 (0.1)	—	2 (0.1)
合計	2,125 (100.0)	229 (100.0)	2,354 (100.0)

(3) 家庭の経済状況別人員

	男子	女子	合計
生活保護受給	102 (4.9)	17 (7.6)	119 (5.1)
貧困	462 (22.1)	61 (27.1)	523 (22.5)
普通	1,471 (70.2)	138 (61.3)	1,609 (69.4)
富裕	60 (2.9)	9 (4.0)	69 (3.0)
合計	2,095 (100.0)	225 (100.0)	2,320 (100.0)

(2) 保護者の状況別人員

	男子	女子	合計
実父母	1,078 (50.7)	90 (39.3)	1,168 (49.6)
実父	244 (11.5)	26 (11.4)	270 (11.5)
実母	510 (24.0)	76 (33.2)	586 (24.9)
実父義母	72 (3.4)	6 (2.6)	78 (3.3)
義父実母	144 (6.8)	20 (8.7)	164 (7.0)
養父母	12 (0.6)	4 (1.7)	16 (0.7)
その他	65 (3.1)	7 (3.1)	72 (3.1)
合計	2,125 (100.0)	229 (100.0)	2,354 (100.0)

(4) 教育程度別人員

	男子	女子	合計
中学校在学	148 (7.0)	23 (10.0)	171 (7.3)
中学校卒業	1,010 (47.5)	101 (44.1)	1,111 (47.2)
高等学校在学	137 (6.4)	15 (6.6)	152 (6.5)
高等学校中退	693 (32.6)	75 (32.8)	768 (32.6)
高等学校卒業	52 (2.4)	6 (2.6)	58 (2.5)
専修学校等在学	10 (0.5)	4 (1.7)	14 (0.6)
専修学校等中退	63 (3.0)	4 (1.7)	67 (2.8)
専修学校等卒業	4 (0.2)	1 (0.4)	5 (0.2)
その他	8 (0.4)	—	8 (0.3)
合計	2,125 (100.0)	229 (100.0)	2,354 (100.0)

(5) 少年院入院度数別人員

	男子	女子	合計
初度	1,643 (77.3)	205 (89.5)	1,848 (78.5)
2 回目	423 (19.9)	22 (9.6)	445 (18.9)
3 回目以上	59 (2.8)	2 (0.9)	61 (2.6)
合計	2,125 (100.0)	229 (100.0)	2,354 (100.0)

2 調査票（少年記入用）について

(1) 加害者が家族以外の者の場合の質問

問1 「あなたが、そのような被害にあったのはいつですか」

区 分	総 数			小学校入学前			小学生の時		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	1,355	1,305	50	19 (1.4)	18 (1.4)	1 (2.0)	342 (25.2)	331 (25.4)	11 (22.0)
身体的暴力①（軽度）	1,445	1,311	134	94 (6.5)	88 (6.7)	6 (4.5)	611 (42.3)	566 (43.2)	45 (33.6)
身体的暴力②（重度）	1,887	1,724	163	34 (1.8)	30 (1.7)	4 (2.5)	357 (18.9)	340 (19.7)	17 (10.4)
性的暴力①（接触）	519	361	158	11 (2.1)	5 (1.4)	6 (3.8)	55 (10.6)	31 (8.6)	24 (15.2)
性的暴力②（性交）	312	155	157	-	-	-	19 (6.1)	10 (6.5)	9 (5.7)

区 分	中学生の時			中学卒業後			いつだったか覚えていない		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	933 (68.9)	904 (69.3)	29 (58.0)	703 (51.9)	680 (52.1)	23 (46.0)	35 (2.6)	31 (2.4)	4 (8.0)
身体的暴力①（軽度）	1,043 (72.2)	952 (72.6)	91 (67.9)	777 (53.8)	704 (53.7)	73 (54.5)	41 (2.8)	37 (2.8)	4 (3.0)
身体的暴力②（重度）	1,300 (68.9)	1,202 (69.7)	98 (60.1)	1,298 (68.8)	1,190 (69.0)	108 (66.3)	35 (1.9)	33 (1.9)	2 (1.2)
性的暴力①（接触）	295 (56.8)	195 (54.0)	100 (63.3)	317 (61.1)	222 (61.5)	95 (60.1)	4 (0.8)	3 (0.8)	1 (0.6)
性的暴力②（性交）	152 (48.7)	66 (42.6)	86 (54.8)	209 (67.0)	105 (67.7)	104 (66.2)	5 (1.6)	2 (1.3)	3 (1.9)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、総数に対する比率である。
3 重複選択による。
4 無回答を除く。

問2 「あなたは、何度くらい、そのような被害にあいましたか」

区 分	総 数			一度だけ			繰り返しあった			覚えていない		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	1,351 (100.0)	1,301 (100.0)	50 (100.0)	341 (25.2)	331 (25.4)	10 (20.0)	860 (63.7)	824 (63.3)	36 (72.0)	150 (11.1)	146 (11.2)	4 (8.0)
身体的暴力①（軽度）	1,442 (100.0)	1,308 (100.0)	134 (100.0)	124 (8.6)	109 (8.3)	15 (11.2)	1,117 (77.5)	1,009 (77.1)	108 (80.6)	201 (13.9)	190 (14.5)	11 (8.2)
身体的暴力②（重度）	1,878 (100.0)	1,717 (100.0)	161 (100.0)	293 (15.6)	270 (15.7)	23 (14.3)	1,364 (72.6)	1,243 (72.4)	121 (75.2)	221 (11.8)	204 (11.9)	17 (10.6)
性的暴力①（接触）	517 (100.0)	362 (100.0)	155 (100.0)	124 (24.0)	100 (27.6)	24 (15.5)	312 (60.3)	205 (56.6)	107 (69.0)	81 (15.7)	57 (15.7)	24 (15.5)
性的暴力②（性交）	307 (100.0)	153 (100.0)	154 (100.0)	103 (33.6)	66 (43.1)	37 (24.0)	161 (52.4)	65 (42.5)	96 (62.3)	43 (14.0)	22 (14.4)	21 (13.6)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 無回答を除く。

問 3 a 「相手は誰ですか」

区 分	総 数			友達・恋人			先 輩		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	1,355	1,305	50	211	189	22	854	825	29
				(15.6)	(14.5)	(44.0)	(63.0)	(63.2)	(58.0)
身体的暴力①（軽度）	1,447	1,314	133	611	519	92	1,006	940	66
				(42.2)	(39.5)	(69.2)	(69.5)	(71.5)	(49.6)
身体的暴力②（重度）	1,891	1,728	163	596	478	118	1,422	1,354	68
				(31.5)	(27.7)	(72.4)	(75.2)	(78.4)	(41.7)
性的暴力①（接触）	518	360	158	262	198	64	240	176	64
				(50.6)	(55.0)	(40.5)	(46.3)	(48.9)	(40.5)
性的暴力②（性交）	310	154	156	144	80	64	146	77	69
				(46.5)	(51.9)	(41.0)	(47.1)	(50.0)	(44.2)

区 分	学校や施設の先生			仕事関係の人			同居していない親類の人		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	57	56	1	44	43	1	5	4	1
	(4.2)	(4.3)	(2.0)	(3.2)	(3.3)	(2.0)	(0.4)	(0.3)	(2.0)
身体的暴力①（軽度）	389	357	32	132	127	5	37	30	7
	(26.9)	(27.2)	(24.1)	(9.1)	(9.7)	(3.8)	(2.6)	(2.3)	(5.3)
身体的暴力②（重度）	256	242	14	124	121	3	23	18	5
	(13.5)	(14.0)	(8.6)	(6.6)	(7.0)	(1.8)	(1.2)	(1.0)	(3.1)
性的暴力①（接触）	9	6	3	31	15	16	12	3	9
	(1.7)	(1.7)	(1.9)	(6.0)	(4.2)	(10.1)	(2.3)	(0.8)	(5.7)
性的暴力②（性交）	3	1	2	20	5	15	2	1	1
	(1.0)	(0.6)	(1.3)	(6.5)	(3.2)	(9.6)	(0.6)	(0.6)	(0.6)

区 分	顔見知り（名前は知らない人）			全く知らない人			相手を見ていない		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	222	209	13	669	653	16	15	14	1
	(16.4)	(16.0)	(26.0)	(49.4)	(50.0)	(32.0)	(1.1)	(1.1)	(2.0)
身体的暴力①（軽度）	247	223	24	303	288	15	24	24	-
	(17.1)	(17.0)	(18.0)	(20.9)	(21.9)	(11.3)	(1.7)	(1.8)	
身体的暴力②（重度）	436	400	36	586	558	28	49	48	1
	(23.1)	(23.1)	(22.1)	(31.0)	(32.3)	(17.2)	(2.6)	(2.8)	(0.6)
性的暴力①（接触）	125	79	46	129	50	79	15	5	10
	(24.1)	(21.9)	(29.1)	(24.9)	(13.9)	(50.0)	(2.9)	(1.4)	(6.3)
性的暴力②（性交）	97	38	59	84	15	69	2	-	2
	(31.3)	(24.7)	(37.8)	(27.1)	(9.7)	(44.2)	(0.6)		(1.3)

区 分	そ の 他		
	計	男子	女子
恐 喝	82	76	6
	(6.1)	(5.8)	(12.0)
身体的暴力①（軽度）	100	85	15
	(6.9)	(6.5)	(11.3)
身体的暴力②（重度）	151	139	12
	(8.0)	(8.0)	(7.4)
性的暴力①（接触）	47	21	26
	(9.1)	(5.8)	(16.5)
性的暴力②（性交）	25	11	14
	(8.1)	(7.1)	(9.0)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、総数に対する比率である。
 3 重複選択による。
 4 無回答を除く。

問3b「相手が2人以上いる場合は、あなたに最もひどい被害を与えた人を1人だけ選んでください」

区 分	総 数			友達・恋人			先 輩		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	1,272 (100.0)	1,227 (100.0)	45 (100.0)	104 (8.2)	92 (7.5)	12 (26.7)	625 (49.1)	610 (49.7)	15 (33.3)
身体的暴力①（軽度）	1,297 (100.0)	1,175 (100.0)	122 (100.0)	279 (21.5)	223 (19.0)	56 (45.9)	642 (49.5)	612 (52.1)	30 (24.6)
身体的暴力②（重度）	1,691 (100.0)	1,543 (100.0)	148 (100.0)	252 (14.9)	168 (10.9)	84 (56.8)	904 (53.5)	870 (56.4)	34 (23.0)
性的暴力①（接触）	472 (100.0)	331 (100.0)	141 (100.0)	152 (32.2)	124 (37.5)	28 (19.9)	147 (31.1)	119 (36.0)	28 (19.9)
性的暴力②（性交）	266 (100.0)	134 (100.0)	132 (100.0)	74 (27.8)	51 (38.1)	23 (17.4)	85 (32.0)	49 (36.6)	36 (27.3)

区 分	学校や施設の先生			仕事関係の人			同居していない親類の人		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	9 (0.7)	9 (0.7)	-	7 (0.6)	7 (0.6)	-	1 (0.1)	1 (0.1)	-
身体的暴力①（軽度）	127 (9.8)	113 (9.6)	14 (11.5)	26 (2.0)	26 (2.2)	-	12 (0.9)	10 (0.9)	2 (1.6)
身体的暴力②（重度）	48 (2.8)	47 (3.0)	1 (0.7)	32 (1.9)	31 (2.0)	1 (0.7)	10 (0.6)	7 (0.5)	3 (2.0)
性的暴力①（接触）	2 (0.4)	2 (0.6)	-	12 (2.5)	7 (2.1)	5 (3.5)	3 (0.6)	1 (0.3)	2 (1.4)
性的暴力②（性交）	-	-	-	9 (3.4)	3 (2.2)	6 (4.5)	1 (0.4)	1 (0.7)	-

区 分	顔見知り（名前は知らない人）			全く知らない人			相手を見ていない		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	78 (6.1)	71 (5.8)	7 (15.6)	392 (30.8)	383 (31.2)	9 (20.0)	2 (0.2)	2 (0.2)	-
身体的暴力①（軽度）	62 (4.8)	56 (4.8)	6 (4.9)	94 (7.2)	89 (7.6)	5 (4.1)	2 (0.2)	2 (0.2)	-
身体的暴力②（重度）	125 (7.4)	117 (7.6)	8 (5.4)	216 (12.8)	205 (13.3)	11 (7.4)	8 (0.5)	8 (0.5)	-
性的暴力①（接触）	52 (11.0)	34 (10.3)	18 (12.8)	71 (15.0)	28 (8.5)	43 (30.5)	4 (0.8)	2 (0.6)	2 (1.4)
性的暴力②（性交）	39 (14.7)	14 (10.4)	25 (18.9)	44 (16.5)	9 (6.7)	35 (26.5)	-	-	-

区 分	そ の 他		
	計	男子	女子
恐 喝	54 (4.2)	52 (4.2)	2 (4.4)
身体的暴力①（軽度）	53 (4.1)	44 (3.7)	9 (7.4)
身体的暴力②（重度）	96 (5.7)	90 (5.8)	6 (4.1)
性的暴力①（接触）	29 (6.1)	14 (4.2)	15 (10.6)
性的暴力②（性交）	14 (5.3)	7 (5.2)	7 (5.3)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、構成比である。
3 無回答を除く。

問 4 「被害について、誰かに言ったことがありますか」

区 分	総 数			言ったことがある			言ったことはない			覚えていない		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	1,345 (100.0)	1,295 (100.0)	50 (100.0)	940 (69.9)	897 (69.3)	43 (86.0)	374 (27.8)	367 (28.3)	7 (14.0)	31 (2.3)	31 (2.4)	-
身体的暴力①(軽度)	1,436 (100.0)	1,302 (100.0)	134 (100.0)	860 (59.9)	761 (58.4)	99 (73.9)	529 (36.8)	496 (38.1)	33 (24.6)	47 (3.3)	45 (3.5)	2 (1.5)
身体的暴力②(重度)	1,865 (100.0)	1,705 (100.0)	160 (100.0)	1,339 (71.8)	1,206 (70.7)	133 (83.1)	494 (26.5)	469 (27.5)	25 (15.6)	32 (1.7)	30 (1.8)	2 (1.3)
性的暴力①(接触)	514 (100.0)	357 (100.0)	157 (100.0)	257 (50.0)	143 (40.1)	114 (72.6)	245 (47.7)	202 (56.6)	43 (27.4)	12 (2.3)	12 (3.4)	-
性的暴力②(性交)	310 (100.0)	154 (100.0)	156 (100.0)	195 (62.9)	71 (46.1)	124 (79.5)	108 (34.8)	80 (51.9)	28 (17.9)	7 (2.3)	3 (1.9)	4 (2.6)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 無回答を除く。

問 4 a 「誰に言いましたか」

区 分	総 数			父			母			きょうだい		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	934	891	43	173 (18.5)	165 (18.5)	8 (18.6)	256 (27.4)	239 (26.8)	17 (39.5)	149 (16.0)	139 (15.6)	10 (23.3)
身体的暴力①(軽度)	858	759	99	146 (17.0)	132 (17.4)	14 (14.1)	260 (30.3)	222 (29.2)	38 (38.4)	157 (18.3)	135 (17.8)	22 (22.2)
身体的暴力②(重度)	1,337	1,204	133	259 (19.4)	241 (20.0)	18 (13.5)	394 (29.5)	348 (28.9)	46 (34.6)	245 (18.3)	221 (18.4)	24 (18.0)
性的暴力①(接触)	257	143	114	17 (6.6)	4 (2.8)	13 (11.4)	29 (11.3)	8 (5.6)	21 (18.4)	14 (5.4)	8 (5.6)	6 (5.3)
性的暴力②(性交)	195	71	124	7 (3.6)	-	7 (5.6)	21 (10.8)	1 (1.4)	20 (16.1)	9 (4.6)	3 (4.2)	6 (4.8)

区 分	友達・恋人・先輩			警 察			学校や施設の先生			そ の 他		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	757 (81.0)	726 (81.5)	31 (72.1)	152 (16.3)	142 (15.9)	10 (23.3)	87 (9.3)	79 (8.9)	8 (18.6)	39 (4.2)	36 (4.0)	3 (7.0)
身体的暴力①(軽度)	674 (78.6)	600 (79.1)	74 (74.7)	73 (8.5)	64 (8.4)	9 (9.1)	120 (14.0)	103 (13.6)	17 (17.2)	42 (4.9)	29 (3.8)	13 (13.1)
身体的暴力②(重度)	1,140 (85.3)	1,033 (85.8)	107 (80.5)	191 (14.3)	165 (13.7)	26 (19.5)	124 (9.3)	111 (9.2)	13 (9.8)	63 (4.7)	52 (4.3)	11 (8.3)
性的暴力①(接触)	239 (93.0)	133 (93.0)	106 (93.0)	25 (9.7)	7 (4.9)	18 (15.8)	13 (5.1)	4 (2.8)	9 (7.9)	14 (5.4)	3 (2.1)	11 (9.6)
性的暴力②(性交)	178 (91.3)	69 (97.2)	109 (87.9)	22 (11.3)	2 (2.8)	20 (16.1)	6 (3.1)	1 (1.4)	5 (4.0)	9 (4.6)	-	9 (7.3)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、総数に対する比率である。
3 重複選択による。
4 無回答を除く。

問 4 b 「あなたの被害の話を書いてくれた人はいましたか」

区 分	総 数			いた			いなかった			わからない		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	821 (100.0)	781 (100.0)	40 (100.0)	749 (91.2)	716 (91.7)	33 (82.5)	24 (2.9)	22 (2.8)	2 (5.0)	48 (5.8)	43 (5.5)	5 (12.5)
身体的暴力①(軽度)	714 (100.0)	629 (100.0)	85 (100.0)	651 (91.2)	574 (91.3)	77 (90.6)	23 (3.2)	22 (3.5)	1 (1.2)	34 (4.8)	33 (5.2)	1 (1.2)
身体的暴力②(重度)	1,018 (100.0)	910 (100.0)	108 (100.0)	952 (93.5)	850 (93.4)	102 (94.4)	21 (2.1)	19 (2.1)	2 (1.9)	50 (4.9)	41 (4.5)	9 (8.3)
性的暴力①(接触)	196 (100.0)	104 (100.0)	92 (100.0)	180 (91.8)	98 (94.2)	82 (89.1)	4 (2.0)	2 (1.9)	2 (2.2)	12 (6.1)	4 (3.8)	8 (8.7)
性的暴力②(性交)	136 (100.0)	51 (100.0)	85 (100.0)	114 (83.8)	42 (82.4)	72 (84.7)	11 (8.1)	4 (7.8)	7 (8.2)	11 (8.1)	5 (9.8)	6 (7.1)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 無回答を除く。

問４ｃ「言わなかったのは、どうしてですか」

区 分	総 数			たいした被害では なかったから			自分で解決しようと 思ったから		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	373	366	7	94 (25.2)	94 (25.7)	-	118 (31.6)	116 (31.7)	2 (28.6)
身体的暴力①（軽度）	526	493	33	166 (31.6)	159 (32.3)	7 (21.2)	180 (34.2)	175 (35.5)	5 (15.2)
身体的暴力②（重度）	495	470	25	61 (12.3)	58 (12.3)	3 (12.0)	194 (39.2)	189 (40.2)	5 (20.0)
性的暴力①（接触）	241	199	42	96 (39.8)	85 (42.7)	11 (26.2)	37 (15.4)	31 (15.6)	6 (14.3)
性的暴力②（性交）	107	80	27	22 (20.6)	22 (27.5)	-	21 (19.6)	16 (20.0)	5 (18.5)

区 分	言うのがはずかしかったから			人にめいわくをかけると 思ったから			言っても、むだだと 思ったから		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	93 (24.9)	92 (25.1)	1 (14.3)	35 (9.4)	31 (8.5)	4 (57.1)	168 (45.0)	164 (44.8)	4 (57.1)
身体的暴力①（軽度）	100 (19.0)	88 (17.8)	12 (36.4)	50 (9.5)	47 (9.5)	3 (9.1)	212 (40.3)	194 (39.4)	18 (54.5)
身体的暴力②（重度）	90 (18.2)	84 (17.9)	6 (24.0)	64 (12.9)	59 (12.6)	5 (20.0)	194 (39.2)	184 (39.1)	10 (40.0)
性的暴力①（接触）	102 (42.3)	77 (38.7)	25 (59.5)	14 (5.8)	8 (4.0)	6 (14.3)	61 (25.3)	45 (22.6)	16 (38.1)
性的暴力②（性交）	59 (55.1)	42 (52.5)	17 (63.0)	6 (5.6)	2 (2.5)	4 (14.8)	26 (24.3)	14 (17.5)	12 (44.4)

区 分	言うとかえってひどい目にあ うと思ったから（仕返しなど）			自分が悪いと思ったから			そ の 他		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	111 (29.8)	106 (29.0)	5 (71.4)	21 (5.6)	20 (5.5)	1 (14.3)	30 (8.0)	30 (8.2)	-
身体的暴力①（軽度）	139 (26.4)	121 (24.5)	18 (54.5)	77 (14.6)	72 (14.6)	5 (15.2)	55 (10.5)	51 (10.3)	4 (12.1)
身体的暴力②（重度）	122 (24.6)	111 (23.6)	11 (44.0)	72 (14.5)	66 (14.0)	6 (24.0)	69 (13.9)	65 (13.8)	4 (16.0)
性的暴力①（接触）	23 (9.5)	18 (9.0)	5 (11.9)	16 (6.6)	9 (4.5)	7 (16.7)	33 (13.7)	31 (15.6)	2 (4.8)
性的暴力②（性交）	8 (7.5)	3 (3.8)	5 (18.5)	9 (8.4)	4 (5.0)	5 (18.5)	19 (17.8)	18 (22.5)	1 (3.7)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、総数に対する比率である。
 3 重複選択による。
 4 無回答を除く。

問4 d 「もしも、言うとしたら、誰に言いたかったですか」

区 分	総 数			父			母			きょうだい		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	350	344	6	42 (12.0)	41 (11.9)	1 (16.7)	45 (12.9)	43 (12.5)	2 (33.3)	36 (10.3)	35 (10.2)	1 (16.7)
身体的暴力①(軽度)	486	455	31	56 (11.5)	53 (11.6)	3 (9.7)	67 (13.8)	61 (13.4)	6 (19.4)	51 (10.5)	47 (10.3)	4 (12.9)
身体的暴力②(重度)	439	416	23	40 (9.1)	39 (9.4)	1 (4.3)	39 (8.9)	36 (8.7)	3 (13.0)	32 (7.3)	31 (7.5)	1 (4.3)
性的暴力①(接触)	223	184	39	7 (3.1)	7 (3.8)	-	12 (5.4)	4 (2.2)	8 (20.5)	12 (5.4)	7 (3.8)	5 (12.8)
性的暴力②(性交)	85	61	24	-	-	-	6 (7.1)	3 (4.9)	3 (12.5)	5 (5.9)	5 (8.2)	-

区 分	友達・恋人・先輩			警 察			学校や施設の先生			そ の 他		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	131 (37.4)	128 (37.2)	3 (50.0)	40 (11.4)	40 (11.6)	-	12 (3.4)	12 (3.5)	-	4 (1.1)	4 (1.2)	-
身体的暴力①(軽度)	200 (41.2)	189 (41.5)	11 (35.5)	36 (7.4)	34 (7.5)	2 (6.5)	23 (4.7)	21 (4.6)	2 (6.5)	14 (2.9)	13 (2.9)	1 (3.2)
身体的暴力②(重度)	166 (37.8)	157 (37.7)	9 (39.1)	46 (10.5)	43 (10.3)	3 (13.0)	7 (1.6)	7 (1.7)	-	15 (3.4)	13 (3.1)	2 (8.7)
性的暴力①(接触)	73 (32.7)	63 (34.2)	10 (25.6)	8 (3.6)	7 (3.8)	1 (2.6)	3 (1.3)	3 (1.6)	-	4 (1.8)	4 (2.2)	-
性的暴力②(性交)	30 (35.3)	21 (34.4)	9 (37.5)	1 (1.2)	-	1 (4.2)	1 (1.2)	1 (1.6)	-	2 (2.4)	1 (1.6)	1 (4.2)

区 分	誰にも言いたいと思わなかった		
	計	男子	女子
恐 喝	145 (41.4)	142 (41.3)	3 (50.0)
身体的暴力①(軽度)	189 (38.9)	179 (39.3)	10 (32.3)
身体的暴力②(重度)	193 (44.0)	185 (44.5)	8 (34.8)
性的暴力①(接触)	121 (54.3)	103 (56.0)	18 (46.2)
性的暴力②(性交)	48 (56.5)	36 (59.0)	12 (50.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、総数に対する比率である。
3 重複選択による。
4 無回答を除く。

問5「その被害にあって、あなたはどうしましたか」

区 分	総 数			やめるよう自分で相手に言った/ ほかの人に言ってもらった			家出した			じっとがまんした		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	1,347	1,298	49	265 (19.7)	250 (19.3)	15 (30.6)	91 (6.8)	84 (6.5)	7 (14.3)	642 (47.7)	613 (47.2)	29 (59.2)
身体的暴力①(軽度)	1,438	1,306	132	288 (20.0)	243 (18.6)	45 (34.1)	98 (6.8)	83 (6.4)	15 (11.4)	744 (51.7)	672 (51.5)	72 (54.5)
身体的暴力②(重度)	1,867	1,705	162	306 (16.4)	251 (14.7)	55 (34.0)	127 (6.8)	106 (6.2)	21 (13.0)	967 (51.8)	881 (51.7)	86 (53.1)
性的暴力①(接触)	509	352	157	193 (37.9)	121 (34.4)	72 (45.9)	15 (2.9)	7 (2.0)	8 (5.1)	160 (31.4)	102 (29.0)	58 (36.9)
性的暴力②(性交)	308	153	155	113 (36.7)	49 (32.0)	64 (41.3)	18 (5.8)	5 (3.3)	13 (8.4)	84 (27.3)	34 (22.2)	50 (32.3)

区 分	気にしたり、考えたり しないようにした			自殺しようとした			自分の体を傷つけた			家に閉じこもった		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	339 (25.2)	326 (25.1)	13 (26.5)	54 (4.0)	44 (3.4)	10 (20.4)	42 (3.1)	31 (2.4)	11 (22.4)	119 (8.8)	112 (8.6)	7 (14.3)
身体的暴力①(軽度)	304 (21.1)	279 (21.4)	25 (18.9)	59 (4.1)	42 (3.2)	17 (12.9)	65 (4.5)	39 (3.0)	26 (19.7)	108 (7.5)	92 (7.0)	16 (12.1)
身体的暴力②(重度)	385 (20.6)	353 (20.7)	32 (19.8)	85 (4.6)	66 (3.9)	19 (11.7)	83 (4.4)	54 (3.2)	29 (17.9)	160 (8.6)	141 (8.3)	19 (11.7)
性的暴力①(接触)	183 (36.0)	122 (34.7)	61 (38.9)	19 (3.7)	6 (1.7)	13 (8.3)	22 (4.3)	1 (0.3)	21 (13.4)	17 (3.3)	8 (2.3)	9 (5.7)
性的暴力②(性交)	111 (36.0)	54 (35.3)	57 (36.8)	26 (8.4)	4 (2.6)	22 (14.2)	30 (9.7)	1 (0.7)	29 (18.7)	15 (4.9)	3 (2.0)	12 (7.7)

区 分	何もしたくなくなった			趣味・スポーツをした			やつあたりや、 いやがらせをした			酒を飲んだ/ 薬物を使用した		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	151 (11.2)	140 (10.8)	11 (22.4)	70 (5.2)	70 (5.4)	-	223 (16.6)	218 (16.8)	5 (10.2)	225 (16.7)	210 (16.2)	15 (30.6)
身体的暴力①(軽度)	157 (10.9)	134 (10.3)	23 (17.4)	68 (4.7)	66 (5.1)	2 (1.5)	279 (19.4)	258 (19.8)	21 (15.9)	254 (17.7)	211 (16.2)	43 (32.6)
身体的暴力②(重度)	225 (12.1)	195 (11.4)	30 (18.5)	80 (4.3)	79 (4.6)	1 (0.6)	325 (17.4)	305 (17.9)	20 (12.3)	422 (22.6)	355 (20.8)	67 (41.4)
性的暴力①(接触)	50 (9.8)	23 (6.5)	27 (17.2)	15 (2.9)	13 (3.7)	2 (1.3)	23 (4.5)	14 (4.0)	9 (5.7)	79 (15.5)	34 (9.7)	45 (28.7)
性的暴力②(性交)	43 (14.0)	8 (5.2)	35 (22.6)	8 (2.6)	7 (4.6)	1 (0.6)	16 (5.2)	9 (5.9)	7 (4.5)	89 (28.9)	23 (15.0)	66 (42.6)

区 分	相手にやり返した/ 相手に仕返しをした			自分も他の人に 同じようなことをした			そ の 他		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	281 (20.9)	276 (21.3)	5 (10.2)	374 (27.8)	368 (28.4)	6 (12.2)	182 (13.5)	177 (13.6)	5 (10.2)
身体的暴力①(軽度)	506 (35.2)	460 (35.2)	46 (34.8)	316 (22.0)	293 (22.4)	23 (17.4)	124 (8.6)	116 (8.9)	8 (6.1)
身体的暴力②(重度)	629 (33.7)	571 (33.5)	58 (35.8)	406 (21.7)	380 (22.3)	26 (16.0)	232 (12.4)	219 (12.8)	13 (8.0)
性的暴力①(接触)	39 (7.7)	29 (8.2)	10 (6.4)	26 (5.1)	23 (6.5)	3 (1.9)	89 (17.5)	69 (19.6)	20 (12.7)
性的暴力②(性交)	36 (11.7)	22 (14.4)	14 (9.0)	13 (4.2)	10 (6.5)	3 (1.9)	60 (19.5)	33 (21.6)	27 (17.4)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、総数に対する比率である。
 3 重複選択による。
 4 無回答を除く。

問6 「その被害は、終わったと思いますか」

区 分	総 数			はい			いいえ			わからない		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	1,351 (100.0)	1,302 (100.0)	49 (100.0)	1,040 (77.0)	1,007 (77.3)	33 (67.3)	132 (9.8)	125 (9.6)	7 (14.3)	179 (13.2)	170 (13.1)	9 (18.4)
身体的暴力①(軽度)	1,440 (100.0)	1,308 (100.0)	132 (100.0)	1,141 (79.2)	1,035 (79.1)	106 (80.3)	113 (7.8)	102 (7.8)	11 (8.3)	186 (12.9)	171 (13.1)	15 (11.4)
身体的暴力②(重度)	1,871 (100.0)	1,709 (100.0)	162 (100.0)	1,410 (75.4)	1,287 (75.3)	123 (75.9)	203 (10.8)	186 (10.9)	17 (10.5)	258 (13.8)	236 (13.8)	22 (13.6)
性的暴力①(接触)	516 (100.0)	360 (100.0)	156 (100.0)	376 (72.9)	266 (73.9)	110 (70.5)	39 (7.6)	24 (6.7)	15 (9.6)	101 (19.6)	70 (19.4)	31 (19.9)
性的暴力②(性交)	306 (100.0)	152 (100.0)	154 (100.0)	217 (70.9)	113 (74.3)	104 (67.5)	27 (8.8)	8 (5.3)	19 (12.3)	62 (20.3)	31 (20.4)	31 (20.1)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

問6 a 「被害は、なぜ終わったと思いますか」

区 分	総 数			相手が反省したから			相手に会わなくなったから			自分の力が強くなったから		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	1,037	1,004	33	90 (8.7)	84 (8.4)	6 (18.2)	494 (47.6)	472 (47.0)	22 (66.7)	249 (24.0)	245 (24.4)	4 (12.1)
身体的暴力①(軽度)	1,133	1,028	105	148 (13.1)	126 (12.3)	22 (21.0)	476 (42.0)	409 (39.8)	67 (63.8)	299 (26.4)	285 (27.7)	14 (13.3)
身体的暴力②(重度)	1,403	1,280	123	217 (15.5)	187 (14.6)	30 (24.4)	578 (41.2)	503 (39.3)	75 (61.0)	327 (23.3)	315 (24.6)	12 (9.8)
性的暴力①(接触)	373	263	110	55 (14.7)	31 (11.8)	24 (21.8)	237 (63.5)	154 (58.6)	83 (75.5)	32 (8.6)	23 (8.7)	9 (8.2)
性的暴力②(性交)	213	110	103	38 (17.8)	15 (13.6)	23 (22.3)	144 (67.6)	69 (62.7)	75 (72.8)	12 (5.6)	5 (4.5)	7 (6.8)

区 分	自分が成長したから/ 自分が反省したから			自分がやり返したから/ 自分が仕返ししたから			自分が施設に入ったから			そ の 他		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	133 (12.8)	130 (12.9)	3 (9.1)	183 (17.6)	181 (18.0)	2 (6.1)	135 (13.0)	128 (12.7)	7 (21.2)	185 (17.8)	177 (17.6)	8 (24.2)
身体的暴力①(軽度)	212 (18.7)	188 (18.3)	24 (22.9)	286 (25.2)	267 (26.0)	19 (18.1)	137 (12.1)	117 (11.4)	20 (19.0)	187 (16.5)	169 (16.4)	18 (17.1)
身体的暴力②(重度)	261 (18.6)	236 (18.4)	25 (20.3)	327 (23.3)	305 (23.8)	22 (17.9)	183 (13.0)	159 (12.4)	24 (19.5)	260 (18.5)	236 (18.4)	24 (19.5)
性的暴力①(接触)	43 (11.5)	27 (10.3)	16 (14.5)	17 (4.6)	11 (4.2)	6 (5.5)	58 (15.5)	36 (13.7)	22 (20.0)	43 (11.5)	31 (11.8)	12 (10.9)
性的暴力②(性交)	22 (10.3)	8 (7.3)	14 (13.6)	15 (7.0)	6 (5.5)	9 (8.7)	34 (16.0)	16 (14.5)	18 (17.5)	20 (9.4)	7 (6.4)	13 (12.6)

区 分	わからない		
	計	男子	女子
恐 喝	107 (10.3)	105 (10.5)	2 (6.1)
身体的暴力①(軽度)	94 (8.3)	89 (8.7)	5 (4.8)
身体的暴力②(重度)	127 (9.1)	123 (9.6)	4 (3.3)
性的暴力①(接触)	34 (9.1)	30 (11.4)	4 (3.6)
性的暴力②(性交)	13 (6.1)	11 (10.0)	2 (1.9)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、総数に対する比率である。

3 重複選択による。

4 無回答を除く。

問 7 「あなたは、その被害を受けたために非行に走るようになったと思いますか」

区 分	総 数			そう思う			どちらかといえばそう思う		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	1,351 (100.0)	1,301 (100.0)	50 (100.0)	104 (7.7)	101 (7.8)	3 (6.0)	185 (13.7)	174 (13.4)	11 (22.0)
身体的暴力①（軽度）	1,431 (100.0)	1,299 (100.0)	132 (100.0)	123 (8.6)	112 (8.6)	11 (8.3)	182 (12.7)	164 (12.6)	18 (13.6)
身体的暴力②（重度）	1,857 (100.0)	1,694 (100.0)	163 (100.0)	164 (8.8)	152 (9.0)	12 (7.4)	260 (14.0)	236 (13.9)	24 (14.7)
性的暴力①（接触）	514 (100.0)	358 (100.0)	156 (100.0)	19 (3.7)	9 (2.5)	10 (6.4)	28 (5.4)	9 (2.5)	19 (12.2)
性的暴力②（性交）	307 (100.0)	152 (100.0)	155 (100.0)	19 (6.2)	4 (2.6)	15 (9.7)	25 (8.1)	6 (3.9)	19 (12.3)

区 分	どちらかといえばそう思わない			そう思わない			わからない		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	110 (8.1)	105 (8.1)	5 (10.0)	777 (57.5)	756 (58.1)	21 (42.0)	175 (13.0)	165 (12.7)	10 (20.0)
身体的暴力①（軽度）	118 (8.2)	99 (7.6)	19 (14.4)	839 (58.6)	771 (59.4)	68 (51.5)	169 (11.8)	153 (11.8)	16 (12.1)
身体的暴力②（重度）	148 (8.0)	125 (7.4)	23 (14.1)	1,079 (58.1)	994 (58.7)	85 (52.1)	206 (11.1)	187 (11.0)	19 (11.7)
性的暴力①（接触）	37 (7.2)	20 (5.6)	17 (10.9)	388 (75.5)	296 (82.7)	92 (59.0)	42 (8.2)	24 (6.7)	18 (11.5)
性的暴力②（性交）	23 (7.5)	10 (6.6)	13 (8.4)	210 (68.4)	121 (79.6)	89 (57.4)	30 (9.8)	11 (7.2)	19 (12.3)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 無回答を除く。

(2) 加害者が家族の場合の質問

問1 「あなたが、そのような被害にあったのはいつですか」

区 分	総 数			小学校入学前			小学生の時		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①（軽度）	1,439	1,279	160	396 (27.5)	350 (27.4)	46 (28.8)	1,120 (77.8)	1,008 (78.8)	112 (70.0)
家族被害群	474	420	54	60 (12.7)	53 (12.6)	7 (13.0)	286 (60.3)	257 (61.2)	29 (53.7)
被虐待群	965	859	106	336 (34.8)	297 (34.6)	39 (36.8)	834 (86.4)	751 (87.4)	83 (78.3)
身体的暴力②（重度）	1,067	938	129	210 (19.7)	181 (19.3)	29 (22.5)	695 (65.1)	622 (66.3)	73 (56.6)
家族被害群	419	368	51	38 (9.1)	33 (9.0)	5 (9.8)	202 (48.2)	183 (49.7)	19 (37.3)
被虐待群	648	570	78	172 (26.5)	148 (26.0)	24 (30.8)	493 (76.1)	439 (77.0)	54 (69.2)
性的暴力①（接触）	61	27	34	9 (14.8)	6 (22.2)	3 (8.8)	32 (52.5)	18 (66.7)	14 (41.2)
家族被害群	39	15	24	5 (12.8)	2 (13.3)	3 (12.5)	18 (46.2)	8 (53.3)	10 (41.7)
被虐待群	22	12	10	4 (18.2)	4 (33.3)	-	14 (63.6)	10 (83.3)	4 (40.0)
性的暴力②（性交）	18	6	12	-	-	-	8 (44.4)	3 (50.0)	5 (41.7)
家族被害群	13	3	10	-	-	-	5 (38.5)	1 (33.3)	4 (40.0)
被虐待群	5	3	2	-	-	-	3 (60.0)	2 (66.7)	1 (50.0)
不適切な保護態度	182	158	24	22 (12.1)	18 (11.4)	4 (16.7)	107 (58.8)	92 (58.2)	15 (62.5)
家族被害群	61	56	5	-	-	-	32 (52.5)	32 (57.1)	-
被虐待群	121	102	19	22 (18.2)	18 (17.6)	4 (21.1)	75 (62.0)	60 (58.8)	15 (78.9)
家族間の暴力の目撃	441	382	59	119 (27.0)	98 (25.7)	21 (35.6)	293 (66.4)	259 (67.8)	34 (57.6)
家族被害群	152	133	19	17 (11.2)	16 (12.0)	1 (5.3)	67 (44.1)	61 (45.9)	6 (31.6)
被虐待群	289	249	40	102 (35.3)	82 (32.9)	20 (50.0)	226 (78.2)	198 (79.5)	28 (70.0)

区 分	中学生の時			中学卒業後			いつだったか覚えていない		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①（軽度）	905 (62.9)	789 (61.7)	116 (72.5)	373 (25.9)	314 (24.6)	59 (36.9)	58 (4.0)	50 (3.9)	8 (5.0)
家族被害群	234 (49.4)	200 (47.6)	34 (63.0)	107 (22.6)	89 (21.2)	18 (33.3)	35 (7.4)	31 (7.4)	4 (7.4)
被虐待群	671 (69.5)	589 (68.6)	82 (77.4)	266 (27.6)	225 (26.2)	41 (38.7)	23 (2.4)	19 (2.2)	4 (3.8)
身体的暴力②（重度）	754 (70.7)	667 (71.1)	87 (67.4)	357 (33.5)	305 (32.5)	52 (40.3)	26 (2.4)	20 (2.1)	6 (4.7)
家族被害群	257 (61.3)	225 (53.7)	32 (7.6)	138 (32.9)	117 (27.9)	21 (5.0)	13 (3.1)	11 (2.6)	2 (0.5)
被虐待群	497 (76.7)	442 (68.2)	55 (8.5)	219 (33.8)	188 (29.0)	31 (4.8)	13 (2.0)	9 (1.4)	4 (0.6)
性的暴力①（接触）	25 (41.0)	7 (25.9)	18 (52.9)	13 (21.3)	3 (11.1)	10 (29.4)	1 (1.6)	1 (3.7)	-
家族被害群	15 (38.5)	5 (33.3)	10 (41.7)	12 (30.8)	3 (20.0)	9 (37.5)	-	-	-
被虐待群	10 (45.5)	2 (16.7)	8 (80.0)	1 (4.5)	-	1 (10.0)	1 (4.5)	1 (8.3)	-
性的暴力②（性交）	6 (33.3)	1 (16.7)	5 (41.7)	8 (44.4)	2 (33.3)	6 (50.0)	-	-	-
家族被害群	5 (38.5)	1 (33.3)	4 (40.0)	7 (53.8)	1 (33.3)	6 (60.0)	-	-	-
被虐待群	1 (20.0)	-	1 (50.0)	1 (20.0)	1 (33.3)	-	-	-	-
不適切な保護態度	91 (50.0)	79 (50.0)	12 (50.0)	49 (26.9)	43 (27.2)	6 (25.0)	11 (6.0)	7 (4.4)	4 (16.7)
家族被害群	16 (26.2)	13 (23.2)	3 (60.0)	7 (11.5)	6 (10.7)	1 (20.0)	9 (14.8)	6 (10.7)	3 (60.0)
被虐待群	75 (62.0)	66 (64.7)	9 (47.4)	42 (34.7)	37 (36.3)	5 (26.3)	2 (1.7)	1 (1.0)	1 (5.3)
家族間の暴力の目撃	232 (52.6)	202 (52.9)	30 (50.8)	104 (23.6)	83 (21.7)	21 (35.6)	32 (7.3)	28 (7.3)	4 (6.8)
家族被害群	67 (44.1)	59 (44.4)	8 (42.1)	29 (19.1)	24 (18.0)	5 (26.3)	18 (11.8)	14 (10.5)	4 (21.1)
被虐待群	165 (57.1)	143 (57.4)	22 (55.0)	75 (26.0)	59 (23.7)	16 (40.0)	14 (4.8)	14 (5.6)	-

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、総数に対する比率である。
3 重複選択による。
4 無回答を除く。

問 3 a 「相手は誰ですか」

区 分	総 数			実 父			義 父			実 母		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	2,188	1,927	261	929 (42.5)	845 (43.9)	84 (32.2)	130 (5.9)	114 (5.9)	16 (6.1)	721 (33.0)	622 (32.3)	99 (37.9)
家族被害群	472	418	54	241 (51.1)	213 (51.0)	28 (51.9)	19 (4.0)	18 (4.3)	1 (1.9)	178 (37.7)	155 (37.1)	23 (42.6)
被虐待群	1,716	1,509	207	688 (40.1)	632 (41.9)	56 (27.1)	111 (6.5)	96 (6.4)	15 (7.2)	543 (31.6)	467 (30.9)	76 (36.7)
身体的暴力②(重度)	1,067	939	128	673 (63.1)	613 (65.3)	60 (46.9)	108 (10.1)	91 (9.7)	17 (13.3)	285 (26.7)	232 (24.7)	53 (41.4)
家族被害群	418	368	50	177 (42.3)	160 (43.5)	17 (34.0)	25 (6.0)	18 (4.9)	7 (14.0)	63 (15.1)	55 (13.2)	8 (1.9)
被虐待群	649	571	78	496 (76.4)	453 (79.3)	43 (55.1)	83 (12.8)	73 (12.8)	10 (12.8)	222 (34.2)	177 (27.3)	45 (6.9)
性的暴力①(接触)	62	28	34	11 (17.7)	7 (25.0)	4 (11.8)	10 (16.1)	1 (3.6)	9 (26.5)	12 (19.4)	10 (35.7)	2 (5.9)
家族被害群	39	15	24	7 (17.9)	3 (20.0)	4 (16.7)	5 (12.8)	-	5 (20.8)	2 (5.1)	2 (13.3)	-
被虐待群	23	13	10	11 (47.8)	6 (46.2)	5 (50.0)	5 (21.7)	1 (7.7)	4 (40.0)	10 (43.5)	8 (61.5)	2 (20.0)
性的暴力②(性交)	18	7	11	6 (33.3)	3 (42.9)	3 (27.3)	3 (16.7)	2 (28.6)	1 (9.1)	-	-	-
家族被害群	13	3	10	2 (15.4)	-	2 (20.0)	1 (7.7)	-	1 (10.0)	-	-	-
被虐待群	5	4	1	4 (80.0)	3 (75.0)	1 (100.0)	2 (40.0)	2 (50.0)	-	-	-	-
不適切な保護態度	184	160	24	69 (37.5)	63 (39.4)	6 (25.0)	25 (13.6)	21 (13.1)	4 (16.7)	102 (55.4)	86 (53.8)	16 (66.7)
家族被害群	61	56	5	17 (27.9)	17 (30.4)	-	11 (18.0)	11 (19.6)	-	29 (47.5)	24 (42.9)	5 (100.0)
被虐待群	123	104	19	52 (42.3)	46 (44.2)	6 (31.6)	14 (11.4)	10 (9.6)	4 (21.1)	73 (59.3)	62 (59.6)	11 (57.9)
家族間の暴力の目撃	442	383	59	300 (67.9)	263 (68.7)	37 (62.7)	52 (11.8)	42 (11.0)	10 (16.9)	109 (24.7)	88 (23.0)	21 (35.6)
家族被害群	152	133	19	79 (52.0)	70 (52.6)	9 (47.4)	6 (3.9)	4 (3.0)	2 (10.5)	36 (23.7)	29 (21.8)	7 (36.8)
被虐待群	290	250	40	221 (76.2)	193 (77.2)	28 (70.0)	46 (15.9)	38 (15.2)	8 (20.0)	73 (25.2)	59 (23.6)	14 (35.0)

区 分	義 母			きょうだい			夫・妻・同棲相手			祖 父		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	61 (2.8)	52 (2.7)	9 (3.4)	402 (18.4)	343 (17.8)	59 (22.6)	49 (2.2)	37 (1.9)	12 (4.6)	86 (3.9)	76 (3.9)	10 (3.8)
家族被害群	10 (2.1)	8 (1.9)	2 (3.7)	236 (50.0)	206 (49.3)	30 (55.6)	30 (6.4)	22 (5.3)	8 (14.8)	19 (4.0)	16 (3.8)	3 (5.6)
被虐待群	51 (3.0)	44 (2.9)	7 (3.4)	166 (9.7)	137 (9.1)	29 (14.0)	19 (1.1)	15 (1.0)	4 (1.9)	67 (3.9)	60 (4.0)	7 (3.4)
身体的暴力②(重度)	32 (3.0)	26 (2.8)	6 (4.7)	300 (28.1)	259 (27.6)	41 (32.0)	29 (2.7)	17 (1.8)	12 (9.4)	40 (3.7)	35 (3.7)	5 (3.9)
家族被害群	6 (1.4)	3 (0.7)	3 (0.7)	218 (52.2)	192 (45.9)	26 (6.2)	20 (4.8)	13 (3.5)	7 (14.0)	9 (2.2)	8 (1.9)	1 (0.2)
被虐待群	26 (4.0)	23 (3.5)	3 (0.5)	82 (12.6)	67 (10.3)	15 (2.3)	9 (1.4)	4 (0.7)	5 (6.4)	31 (4.8)	27 (4.2)	4 (0.6)
性的暴力①(接触)	1 (1.6)	1 (3.6)	-	15 (24.2)	7 (25.0)	8 (23.5)	7 (11.3)	2 (7.1)	5 (14.7)	3 (4.8)	1 (3.6)	2 (5.9)
家族被害群	1 (2.6)	1 (6.7)	-	15 (38.5)	7 (46.7)	8 (33.3)	7 (17.9)	2 (13.3)	5 (20.8)	2 (5.1)	-	2 (8.3)
被虐待群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 (4.3)	1 (7.7)	-
性的暴力②(性交)	-	-	-	3 (16.7)	2 (28.6)	1 (9.1)	6 (33.3)	1 (14.3)	5 (45.5)	-	-	-
家族被害群	-	-	-	3 (23.1)	2 (66.7)	1 (10.0)	6 (46.2)	1 (33.3)	5 (50.0)	-	-	-
被虐待群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不適切な保護態度	16 (8.7)	14 (8.8)	2 (8.3)	9 (4.9)	7 (4.4)	2 (8.3)	4 (2.2)	3 (1.9)	1 (4.2)	-	-	-
家族被害群	4 (6.6)	4 (7.1)	-	5 (8.2)	4 (7.1)	1 (20.0)	3 (4.9)	3 (5.4)	-	-	-	-
被虐待群	12 (9.8)	10 (9.6)	2 (10.5)	4 (3.3)	3 (2.9)	1 (5.3)	1 (0.8)	-	1 (5.3)	-	-	-
家族間の暴力の目撃	9 (2.0)	7 (1.8)	2 (3.4)	84 (19.0)	70 (18.3)	14 (23.7)	7 (1.6)	5 (1.3)	2 (3.4)	18 (4.1)	16 (4.2)	2 (3.4)
家族被害群	3 (2.0)	2 (1.5)	1 (5.3)	58 (38.2)	52 (39.1)	6 (31.6)	5 (3.3)	4 (3.0)	1 (5.3)	4 (2.6)	3 (2.3)	1 (5.3)
被虐待群	6 (2.1)	5 (2.0)	1 (2.5)	26 (9.0)	18 (7.2)	8 (20.0)	2 (0.7)	1 (0.4)	1 (2.5)	14 (4.8)	13 (5.2)	1 (2.5)

区 分	祖 母			その他の同居している 親類の人		
	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	75 (3.4)	63 (3.3)	12 (4.6)	41 (1.9)	33 (1.7)	8 (3.1)
家族被害群	18 (3.8)	15 (3.6)	3 (5.6)	27 (5.7)	23 (5.5)	4 (7.4)
被虐待群	57 (3.3)	48 (3.2)	9 (4.3)	14 (0.8)	10 (0.7)	4 (1.9)
身体的暴力②(重度)	27 (2.5)	21 (2.2)	6 (4.7)	43 (4.0)	37 (3.9)	6 (4.7)
家族被害群	8 (1.9)	7 (1.7)	1 (0.2)	30 (7.2)	26 (6.2)	4 (1.0)
被虐待群	19 (2.9)	14 (2.2)	5 (0.8)	13 (2.0)	11 (1.7)	2 (0.3)
性的暴力①(接触)	3 (4.8)	3 (10.7)	-	5 (8.1)	2 (7.1)	3 (8.8)
家族被害群	-	-	-	4 (10.3)	1 (6.7)	3 (12.5)
被虐待群	3 (13.0)	3 (23.1)	-	1 (4.3)	1 (7.7)	-
性的暴力②(性交)	-	-	-	2 (11.1)	-	2 (18.2)
家族被害群	-	-	-	2 (15.4)	-	2 (20.0)
被虐待群	-	-	-	-	-	-
不適切な保護態度	8 (4.3)	6 (3.8)	2 (8.3)	7 (3.8)	5 (3.1)	2 (8.3)
家族被害群	3 (4.9)	2 (3.6)	1 (20.0)	6 (9.8)	5 (8.9)	1 (20.0)
被虐待群	5 (4.1)	4 (3.8)	1 (5.3)	1 (0.8)	-	1 (5.3)
家族間の暴力の目撃	10 (2.3)	9 (2.3)	1 (1.7)	17 (3.8)	15 (3.9)	2 (3.4)
家族被害群	2 (1.3)	2 (1.5)	-	12 (7.9)	11 (8.3)	1 (5.3)
被虐待群	8 (2.8)	7 (2.8)	1 (2.5)	5 (1.7)	4 (1.6)	1 (2.5)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、総数に対する比率である。
3 重複選択による。
4 無回答を除く。

問3b「相手が2人以上いる場合は、あなたに最もひどい被害を与えた人を1人だけ選んでください」

区 分	総 数			実 父			義 父			実 母		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	1,329 (100.0)	1,176 (100.0)	153 (100.0)	637 (47.9)	584 (49.7)	53 (34.6)	92 (6.9)	83 (7.1)	9 (5.9)	294 (22.1)	246 (20.9)	48 (31.4)
家族被害群	451 (100.0)	398 (100.0)	53 (100.0)	124 (27.5)	113 (28.4)	11 (20.8)	9 (2.0)	9 (2.3)	- (0.0)	59 (13.1)	53 (13.3)	6 (11.3)
被虐待群	878 (100.0)	778 (100.0)	100 (100.0)	513 (58.4)	471 (60.5)	42 (42.0)	83 (9.5)	74 (9.5)	9 (9.0)	235 (26.8)	193 (24.8)	42 (42.0)
身体的暴力②(重度)	1,021 (100.0)	896 (100.0)	125 (100.0)	537 (52.6)	497 (55.5)	40 (32.0)	84 (8.2)	69 (7.7)	15 (12.0)	122 (11.9)	87 (9.7)	35 (28.0)
家族被害群	410 (100.0)	361 (100.0)	49 (100.0)	113 (27.6)	105 (29.1)	8 (16.3)	19 (4.6)	12 (3.3)	7 (14.3)	22 (5.4)	19 (4.6)	3 (0.7)
被虐待群	611 (100.0)	535 (100.0)	76 (100.0)	424 (69.4)	392 (73.3)	32 (42.1)	65 (10.6)	57 (10.7)	8 (10.5)	100 (16.4)	68 (11.1)	32 (5.2)
性的暴力①(接触)	54 (100.0)	26 (100.0)	28 (100.0)	14 (25.9)	7 (26.9)	7 (25.0)	9 (16.7)	1 (3.8)	8 (28.6)	10 (18.5)	9 (34.6)	1 (3.6)
家族被害群	32 (100.0)	13 (100.0)	19 (100.0)	6 (18.8)	3 (23.1)	3 (15.8)	4 (12.5)	- (0.0)	4 (21.1)	1 (3.1)	1 (7.7)	- (0.0)
被虐待群	22 (100.0)	13 (100.0)	9 (100.0)	8 (36.4)	4 (30.8)	4 (44.4)	5 (22.7)	1 (7.7)	4 (44.4)	9 (40.9)	8 (61.5)	1 (11.1)
性的暴力②(性交)	17 (100.0)	6 (100.0)	11 (100.0)	5 (29.4)	2 (33.3)	3 (27.3)	1 (5.9)	1 (16.7)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
家族被害群	13 (100.0)	3 (100.0)	10 (100.0)	2 (15.4)	- (0.0)	2 (20.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
被虐待群	4 (100.0)	3 (100.0)	1 (100.0)	3 (75.0)	2 (66.7)	1 (100.0)	1 (25.0)	1 (33.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
不適切な保護態度	178 (100.0)	155 (100.0)	23 (100.0)	54 (30.3)	49 (31.6)	5 (21.7)	15 (8.4)	14 (9.0)	1 (4.3)	77 (43.3)	63 (40.6)	14 (60.9)
家族被害群	59 (100.0)	54 (100.0)	5 (100.0)	13 (22.0)	13 (24.1)	- (0.0)	7 (11.9)	7 (13.0)	- (0.0)	22 (37.3)	18 (33.3)	4 (80.0)
被虐待群	119 (100.0)	101 (100.0)	18 (100.0)	41 (34.5)	36 (35.6)	5 (27.8)	8 (6.7)	7 (6.9)	1 (5.6)	55 (46.2)	45 (44.6)	10 (55.6)
家族間の暴力の目撃	423 (100.0)	366 (100.0)	57 (100.0)	255 (60.3)	227 (62.0)	28 (49.1)	39 (9.2)	32 (8.7)	7 (12.3)	49 (11.6)	37 (10.1)	12 (21.1)
家族被害群	146 (100.0)	127 (100.0)	19 (100.0)	59 (40.4)	54 (42.5)	5 (26.3)	4 (2.7)	3 (2.4)	1 (5.3)	16 (11.0)	13 (10.2)	3 (15.8)
被虐待群	277 (100.0)	239 (100.0)	38 (100.0)	196 (70.8)	173 (72.4)	23 (60.5)	35 (12.6)	29 (12.1)	6 (15.8)	33 (11.9)	24 (10.0)	9 (23.7)

区 分	義 母			きょうだい			夫・妻・同棲相手			祖 父		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	32 (2.4)	27 (2.3)	5 (3.3)	197 (14.8)	170 (14.5)	27 (17.6)	22 (1.7)	16 (1.4)	6 (3.9)	16 (1.2)	14 (1.2)	2 (1.3)
家族被害群	10 (2.2)	8 (2.0)	2 (3.8)	197 (43.7)	170 (42.7)	27 (50.9)	22 (4.9)	16 (4.0)	6 (11.3)	6 (1.3)	6 (1.5)	- (0.0)
被虐待群	22 (2.5)	19 (2.4)	3 (3.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	10 (1.1)	8 (1.0)	2 (2.0)
身体的暴力②(重度)	12 (1.2)	10 (1.1)	2 (1.6)	204 (20.0)	181 (20.2)	23 (18.4)	19 (1.9)	13 (1.5)	6 (4.8)	11 (1.1)	10 (1.1)	1 (0.8)
家族被害群	1 (0.2)	1 (0.2)	- (0.0)	204 (49.8)	181 (44.1)	23 (5.6)	19 (4.6)	13 (3.6)	6 (12.2)	3 (0.7)	3 (0.7)	- (0.0)
被虐待群	11 (1.8)	9 (1.5)	2 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	8 (1.3)	7 (1.1)	1 (0.2)
性的暴力①(接触)	1 (1.9)	1 (3.8)	- (0.0)	14 (25.9)	7 (26.9)	7 (25.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (3.7)	- (0.0)	2 (7.1)
家族被害群	1 (3.1)	1 (7.7)	- (0.0)	14 (43.8)	7 (53.8)	7 (36.8)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (6.3)	- (0.0)	2 (10.5)
被虐待群	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
性的暴力②(性交)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	3 (17.6)	2 (33.3)	1 (9.1)	6 (35.3)	1 (16.7)	5 (45.5)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
家族被害群	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	3 (23.1)	2 (66.7)	1 (10.0)	6 (46.2)	1 (33.3)	5 (50.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
被虐待群	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
不適切な保護態度	14 (7.9)	12 (7.7)	2 (8.7)	5 (2.8)	4 (2.6)	1 (4.3)	2 (1.1)	2 (1.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
家族被害群	3 (5.1)	3 (5.6)	- (0.0)	5 (8.5)	4 (7.4)	1 (20.0)	2 (3.4)	2 (3.7)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
被虐待群	11 (9.2)	9 (8.9)	2 (11.1)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
家族間の暴力の目撃	4 (0.9)	4 (1.1)	- (0.0)	51 (12.1)	44 (12.0)	7 (12.3)	4 (0.9)	3 (0.8)	1 (1.8)	8 (1.9)	7 (1.9)	1 (1.8)
家族被害群	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	51 (34.9)	44 (34.6)	7 (36.8)	4 (2.7)	3 (2.4)	1 (5.3)	1 (0.7)	- (0.0)	1 (5.3)
被虐待群	4 (1.4)	4 (1.7)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	7 (2.5)	7 (2.9)	- (0.0)

区 分	祖 母			その他の同居している 親類の人		
	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	18 (1.4)	16 (1.4)	2 (1.3)	21 (1.6)	20 (1.7)	1 (0.7)
家族被害群	3 (0.7)	3 (0.8)	-	21 (4.7)	20 (5.0)	1 (1.9)
被虐待群	15 (1.7)	13 (1.7)	2 (2.0)	-	-	-
身体的暴力②(重度)	5 (0.5)	4 (0.4)	1 (0.8)	27 (2.6)	25 (2.8)	2 (1.6)
家族被害群	2 (0.5)	2 (0.5)	-	27 (6.6)	25 (6.1)	2 (0.5)
被虐待群	3 (0.5)	2 (0.3)	1 (0.2)	-	-	-
性的暴力①(接触)	-	-	-	4 (7.4)	1 (3.8)	3 (10.7)
家族被害群	-	-	-	4 (12.5)	1 (7.7)	3 (15.8)
被虐待群	-	-	-	-	-	-
性的暴力②(性交)	-	-	-	2 (11.8)	-	2 (18.2)
家族被害群	-	-	-	2 (15.4)	-	2 (20.0)
被虐待群	-	-	-	-	-	-
不適切な保護態度	6 (3.4)	6 (3.9)	-	5 (2.8)	5 (3.2)	-
家族被害群	2 (3.4)	2 (3.7)	-	5 (8.5)	5 (9.3)	-
被虐待群	4 (3.4)	4 (4.0)	-	-	-	-
家族間の暴力の目撃	2 (0.5)	2 (0.5)	-	11 (2.6)	10 (2.7)	1 (1.8)
家族被害群	-	-	-	11 (7.5)	10 (7.9)	1 (5.3)
被虐待群	2 (0.7)	2 (0.8)	-	-	-	-

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 無回答を除く。

問4 「被害について、誰かに言ったことがありますか」

区 分	総 数			言ったことがある			言ったことがない			覚えていない		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	1,431	1,272	159	672 (47.0)	558 (43.9)	114 (71.7)	663 (46.3)	623 (49.0)	40 (25.2)	96 (6.7)	91 (7.2)	5 (3.1)
家族被害群	472	418	54	200 (42.4)	167 (40.0)	33 (61.1)	235 (49.8)	215 (51.4)	20 (37.0)	37 (7.8)	36 (8.6)	1 (1.9)
被虐待群	959	854	105	472 (49.2)	391 (45.8)	81 (77.1)	428 (44.6)	408 (47.8)	20 (19.0)	59 (6.2)	55 (6.4)	4 (3.8)
身体的暴力②(重度)	1,057	929	128	619 (58.6)	514 (55.3)	105 (82.0)	384 (36.3)	364 (39.2)	20 (15.6)	54 (5.1)	51 (5.5)	3 (2.3)
家族被害群	415	365	50	238 (57.3)	197 (54.0)	41 (82.0)	151 (36.4)	142 (38.9)	9 (18.0)	26 (6.3)	26 (6.3)	-
被虐待群	642	564	78	381 (59.3)	317 (56.2)	64 (82.1)	233 (36.3)	222 (39.4)	11 (14.1)	28 (4.4)	25 (3.9)	3 (0.5)
性的暴力①(接触)	61	27	34	28 (45.9)	9 (33.3)	19 (55.9)	32 (52.5)	18 (66.7)	14 (41.2)	1 (1.6)	-	1 (2.9)
家族被害群	39	15	24	19 (48.7)	6 (40.0)	13 (54.2)	20 (51.3)	9 (60.0)	11 (45.8)	-	-	-
被虐待群	22	12	10	9 (40.9)	3 (25.0)	6 (60.0)	12 (54.5)	9 (75.0)	3 (30.0)	1 (4.5)	-	1 (10.0)
性的暴力②(性交)	16	5	11	7 (43.8)	1 (20.0)	6 (54.5)	8 (50.0)	4 (80.0)	4 (36.4)	1 (6.3)	-	1 (9.1)
家族被害群	13	3	10	6 (46.2)	-	6 (60.0)	6 (46.2)	3 (100.0)	3 (30.0)	1 (7.7)	-	1 (10.0)
被虐待群	3	2	1	1 (33.3)	1 (50.0)	-	2 (66.7)	1 (50.0)	1 (100.0)	-	-	-
不適切な保護態度	182	158	24	89 (48.9)	75 (47.5)	14 (58.3)	82 (45.1)	73 (46.2)	9 (37.5)	11 (6.0)	10 (6.3)	1 (4.2)
家族被害群	61	56	5	20 (32.8)	19 (33.9)	1 (20.0)	34 (55.7)	31 (55.4)	3 (60.0)	7 (11.5)	6 (10.7)	1 (20.0)
被虐待群	121	102	19	69 (57.0)	56 (54.9)	13 (68.4)	48 (39.7)	42 (41.2)	6 (31.6)	4 (3.3)	4 (3.9)	-
家族間の暴力の目撃	436	378	58	185 (42.4)	147 (38.9)	38 (65.5)	207 (47.5)	189 (50.0)	18 (31.0)	44 (10.1)	42 (11.1)	2 (3.4)
家族被害群	150	131	19	54 (36.0)	42 (32.1)	12 (63.2)	76 (50.7)	70 (53.4)	6 (31.6)	20 (13.3)	19 (14.5)	1 (5.3)
被虐待群	286	247	39	131 (45.8)	105 (42.5)	26 (66.7)	131 (45.8)	119 (48.2)	12 (30.8)	24 (8.4)	23 (9.3)	1 (2.6)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

問4a 「誰に言いましたか」

区 分	総 数			父			母			きょうだい		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	671	557	114	110 (16.4)	89 (16.0)	21 (18.4)	243 (36.2)	205 (36.8)	38 (33.3)	153 (22.8)	122 (21.9)	31 (27.2)
家族被害群	200	167	33	60 (30.0)	53 (31.7)	7 (21.2)	106 (53.0)	88 (52.7)	18 (54.5)	39 (19.5)	33 (19.8)	6 (18.2)
被虐待群	471	390	81	50 (10.6)	36 (9.2)	14 (17.3)	137 (29.1)	117 (30.0)	20 (24.7)	114 (24.2)	89 (22.8)	25 (30.9)
身体的暴力②(重度)	619	514	105	78 (12.6)	62 (12.1)	16 (15.2)	233 (37.6)	189 (36.8)	44 (41.9)	138 (22.3)	107 (20.8)	31 (29.5)
家族被害群	238	197	41	58 (24.4)	49 (24.9)	9 (22.0)	126 (52.9)	101 (51.3)	25 (61.0)	45 (18.9)	30 (12.6)	15 (6.3)
被虐待群	381	317	64	20 (5.2)	13 (4.1)	7 (10.9)	107 (28.1)	88 (27.8)	19 (29.7)	93 (24.4)	77 (20.2)	16 (4.2)
性的暴力①(接触)	28	9	19	2 (7.1)	1 (11.1)	1 (5.3)	13 (46.4)	5 (55.6)	8 (42.1)	6 (21.4)	1 (11.1)	5 (26.3)
家族被害群	19	6	13	2 (10.5)	1 (16.7)	1 (7.7)	6 (31.6)	3 (50.0)	3 (23.1)	3 (15.8)	1 (16.7)	2 (15.4)
被虐待群	9	3	6	-	-	-	7 (77.8)	2 (66.7)	5 (83.3)	3 (33.3)	-	3 (50.0)
性的暴力②(性交)	7	1	6	-	-	-	2 (28.6)	1 (100.0)	1 (16.7)	-	-	-
家族被害群	6	-	6	-	-	-	1 (16.7)	-	1 (16.7)	-	-	-
被虐待群	1	1	-	-	-	-	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-	-	-
不適切な保護態度	89	75	14	13 (14.6)	11 (14.7)	2 (14.3)	14 (15.7)	13 (17.3)	1 (7.1)	17 (19.1)	13 (17.3)	4 (28.6)
家族被害群	20	19	1	4 (20.0)	4 (21.1)	-	4 (20.0)	4 (21.1)	-	2 (10.0)	1 (5.3)	1 (100.0)
被虐待群	69	56	13	9 (13.0)	7 (12.5)	2 (15.4)	10 (14.5)	9 (16.1)	1 (7.7)	15 (21.7)	12 (21.4)	3 (23.1)
家族間の暴力の目撃	185	147	38	27 (14.6)	19 (12.9)	8 (21.1)	47 (25.4)	38 (25.9)	9 (23.7)	53 (28.6)	46 (31.3)	7 (18.4)
家族被害群	54	42	12	13 (24.1)	10 (23.8)	3 (25.0)	17 (31.5)	15 (35.7)	2 (16.7)	13 (24.1)	11 (26.2)	2 (16.7)
被虐待群	131	105	26	14 (10.7)	9 (8.6)	5 (19.2)	30 (22.9)	23 (21.9)	7 (26.9)	40 (30.5)	35 (33.3)	5 (19.2)

区 分	友達・恋人・先輩			警察			学校や施設の先生			その他		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	395 (58.9)	318 (57.1)	77 (67.5)	77 (11.5)	56 (10.1)	21 (18.4)	140 (20.9)	110 (19.7)	30 (26.3)	60 (8.9)	45 (8.1)	15 (13.2)
家族被害群	110 (55.0)	87 (52.1)	23 (69.7)	10 (5.0)	7 (4.2)	3 (9.1)	18 (9.0)	13 (7.8)	5 (15.2)	6 (3.0)	6 (3.6)	-
被虐待群	285 (60.5)	231 (59.2)	54 (66.7)	67 (14.2)	49 (12.6)	18 (22.2)	122 (25.9)	97 (24.9)	25 (30.9)	54 (11.5)	39 (10.0)	15 (18.5)
身体的暴力②(重度)	416 (67.2)	340 (66.1)	76 (72.4)	81 (13.1)	60 (11.7)	21 (20.0)	134 (21.6)	110 (21.4)	24 (22.9)	52 (8.4)	37 (7.2)	15 (14.3)
家族被害群	149 (62.6)	119 (50.0)	30 (12.6)	20 (8.4)	12 (5.0)	8 (3.4)	31 (13.0)	22 (11.2)	9 (22.0)	13 (5.5)	9 (3.8)	4 (1.7)
被虐待群	267 (70.1)	221 (58.0)	46 (12.1)	61 (16.0)	48 (12.6)	13 (3.4)	103 (27.0)	88 (27.8)	15 (23.4)	39 (10.2)	28 (7.3)	11 (2.9)
性的暴力①(接触)	9 (32.1)	1 (11.1)	8 (42.1)	2 (7.1)	1 (11.1)	1 (5.3)	6 (21.4)	1 (11.1)	5 (26.3)	1 (3.6)	-	1 (5.3)
家族被害群	6 (31.6)	-	6 (46.2)	1 (5.3)	1 (16.7)	-	5 (26.3)	1 (16.7)	4 (30.8)	1 (5.3)	-	1 (7.7)
被虐待群	3 (33.3)	1 (33.3)	2 (33.3)	1 (11.1)	-	1 (16.7)	1 (11.1)	-	1 (16.7)	-	-	-
性的暴力②(性交)	5 (71.4)	-	5 (83.3)	-	-	-	1 (14.3)	-	1 (16.7)	-	-	-
家族被害群	5 (83.3)	-	5 (83.3)	-	-	-	1 (16.7)	-	1 (16.7)	-	-	-
被虐待群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不適切な保護態度	57 (64.0)	46 (61.3)	11 (78.6)	14 (15.7)	11 (14.7)	3 (21.4)	29 (32.6)	24 (32.0)	5 (35.7)	9 (10.1)	8 (10.7)	1 (7.1)
家族被害群	9 (45.0)	9 (47.4)	-	2 (10.0)	2 (10.5)	-	3 (15.0)	3 (15.8)	-	5 (25.0)	5 (26.3)	-
被虐待群	48 (69.6)	37 (66.1)	11 (84.6)	12 (17.4)	9 (16.1)	3 (23.1)	26 (37.7)	21 (37.5)	5 (38.5)	4 (5.8)	3 (5.4)	1 (7.7)
家族間の暴力の目撃	92 (49.7)	75 (51.0)	17 (44.7)	32 (17.3)	25 (17.0)	7 (18.4)	43 (23.2)	32 (21.8)	11 (28.9)	26 (14.1)	18 (12.2)	8 (21.1)
家族被害群	27 (50.0)	22 (52.4)	5 (41.7)	1 (1.9)	-	1 (8.3)	9 (16.7)	6 (14.3)	3 (25.0)	3 (5.6)	2 (4.8)	1 (8.3)
被虐待群	65 (49.6)	53 (50.5)	12 (46.2)	31 (23.7)	25 (23.8)	6 (23.1)	34 (26.0)	26 (24.8)	8 (30.8)	23 (17.6)	16 (15.2)	7 (26.9)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、総数に対する比率である。
3 重複選択による。
4 無回答を除く。

問 4 b 「あなたの被害の話を信じてくれた人はいましたか」

区 分	総 数			いた			いなかった			わからない		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	525 (100.0)	440 (100.0)	85 (100.0)	471 (89.7)	395 (89.8)	76 (89.4)	13 (2.5)	11 (2.5)	2 (2.4)	41 (7.8)	34 (7.7)	7 (8.2)
家族被害群	157 (100.0)	134 (100.0)	23 (100.0)	147 (93.6)	126 (94.0)	21 (91.3)	1 (0.6)	1 (0.7)	-	9 (5.7)	7 (5.2)	2 (8.7)
被虐待群	368 (100.0)	306 (100.0)	62 (100.0)	324 (88.0)	269 (87.9)	55 (88.7)	12 (3.3)	10 (3.3)	2 (3.2)	32 (8.7)	27 (8.8)	5 (8.1)
身体的暴力②(重度)	435 (100.0)	362 (100.0)	73 (100.0)	395 (90.8)	331 (91.4)	64 (87.7)	9 (2.1)	8 (2.2)	1 (1.4)	31 (7.1)	23 (6.4)	8 (11.0)
家族被害群	163 (100.0)	134 (100.0)	29 (100.0)	155 (95.1)	128 (95.5)	27 (93.1)	1 (0.6)	1 (0.7)	-	7 (4.3)	5 (3.1)	2 (1.2)
被虐待群	272 (100.0)	228 (100.0)	44 (100.0)	240 (88.2)	203 (89.0)	37 (84.1)	8 (2.9)	7 (3.1)	1 (2.3)	24 (8.8)	18 (6.6)	6 (2.2)
性的暴力①(接触)	16 (100.0)	4 (100.0)	12 (100.0)	6 (37.5)	1 (25.0)	5 (41.7)	5 (31.3)	1 (25.0)	4 (33.3)	5 (31.3)	2 (50.0)	3 (25.0)
家族被害群	10 (100.0)	3 (100.0)	7 (100.0)	3 (30.0)	1 (33.3)	2 (28.6)	4 (40.0)	1 (33.3)	3 (42.9)	3 (30.0)	1 (33.3)	2 (28.6)
被虐待群	6 (100.0)	1 (100.0)	5 (100.0)	3 (50.0)	-	3 (60.0)	1 (16.7)	-	1 (20.0)	2 (33.3)	1 (100.0)	1 (20.0)
性的暴力②(性交)	4 (100.0)	1 (100.0)	3 (100.0)	3 (75.0)	-	3 (100.0)	-	-	-	1 (25.0)	1 (100.0)	-
家族被害群	3 (100.0)	-	3 (100.0)	3 (100.0)	-	3 (100.0)	-	-	-	-	-	-
被虐待群	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	1 (100.0)	1 (100.0)	-
不適切な保護態度	64 (100.0)	57 (100.0)	7 (100.0)	55 (85.9)	50 (87.7)	5 (71.4)	3 (4.7)	1 (1.8)	2 (28.6)	6 (9.4)	6 (10.5)	-
家族被害群	17 (100.0)	16 (100.0)	1 (100.0)	13 (76.5)	13 (81.3)	-	1 (5.9)	-	1 (100.0)	3 (17.6)	3 (18.8)	-
被虐待群	47 (100.0)	41 (100.0)	6 (100.0)	42 (89.4)	37 (90.2)	5 (83.3)	2 (4.3)	1 (2.4)	1 (16.7)	3 (6.4)	3 (7.3)	-
家族間の暴力の目撃	117 (100.0)	95 (100.0)	22 (100.0)	106 (90.6)	86 (90.5)	20 (90.9)	1 (0.9)	-	1 (4.5)	10 (8.5)	9 (9.5)	1 (4.5)
家族被害群	36 (100.0)	29 (100.0)	7 (100.0)	32 (88.9)	27 (93.1)	5 (71.4)	1 (2.8)	-	1 (14.3)	3 (8.3)	2 (6.9)	1 (14.3)
被虐待群	81 (100.0)	66 (100.0)	15 (100.0)	74 (91.4)	59 (89.4)	15 (100.0)	-	-	-	7 (8.6)	7 (10.6)	-

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

問4 c 「言わなかったのは、どうしてですか」

区 分	総 数			たいした被害では なかったから			自分で解決しようと 思ったから			言うのが はずかしかったから		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	658	618	40	183 (27.8)	167 (27.0)	16 (40.0)	53 (8.1)	50 (8.1)	3 (7.5)	54 (8.2)	49 (7.9)	5 (12.5)
家族被害群	233	213	20	79 (33.9)	70 (32.9)	9 (45.0)	21 (9.0)	20 (9.4)	1 (5.0)	17 (7.3)	15 (7.0)	2 (10.0)
被虐待群	425	405	20	104 (24.5)	97 (24.0)	7 (35.0)	32 (7.5)	30 (7.4)	2 (10.0)	37 (8.7)	34 (8.4)	3 (15.0)
身体的暴力②(重度)	381	361	20	52 (13.6)	50 (13.9)	2 (10.0)	51 (13.4)	50 (13.9)	1 (5.0)	43 (11.3)	40 (11.1)	3 (15.0)
家族被害群	151	142	9	21 (13.9)	20 (14.1)	1 (11.1)	18 (11.9)	18 (12.7)	- (9.3)	14 (9.3)	14 (9.3)	- (10.0)
被虐待群	230	219	11	31 (13.5)	30 (13.7)	1 (9.1)	33 (14.3)	32 (14.6)	1 (9.1)	29 (12.6)	26 (11.3)	3 (1.3)
性的暴力①(接触)	32	18	14	9 (28.1)	8 (44.4)	1 (7.1)	4 (12.5)	1 (5.6)	3 (21.4)	18 (56.3)	7 (38.9)	11 (78.6)
家族被害群	20	9	11	5 (25.0)	4 (44.4)	1 (9.1)	4 (20.0)	1 (11.1)	3 (27.3)	13 (65.0)	4 (44.4)	9 (81.8)
被虐待群	12	9	3	4 (33.3)	4 (44.4)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (41.7)	3 (33.3)	2 (66.7)
性的暴力②(性交)	8	4	4	2 (25.0)	2 (50.0)	- (-)	2 (25.0)	- (-)	2 (50.0)	5 (62.5)	1 (25.0)	4 (100.0)
家族被害群	6	3	3	2 (33.3)	2 (66.7)	- (-)	2 (33.3)	- (-)	2 (66.7)	4 (66.7)	1 (33.3)	3 (100.0)
被虐待群	2	1	1	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (50.0)	- (-)	1 (100.0)
不適切な保護態度	81	72	9	22 (27.2)	19 (26.4)	3 (33.3)	12 (14.8)	12 (16.7)	- (-)	13 (16.0)	8 (11.1)	5 (55.6)
家族被害群	33	30	3	11 (33.3)	10 (33.3)	1 (33.3)	5 (15.2)	5 (16.7)	- (-)	4 (12.1)	2 (6.7)	2 (66.7)
被虐待群	48	42	6	11 (22.9)	9 (21.4)	2 (33.3)	7 (14.6)	7 (16.7)	- (-)	9 (18.8)	6 (14.3)	3 (50.0)
家族間の暴力の目撃	205	187	18	42 (20.5)	38 (20.3)	4 (22.2)	15 (7.3)	15 (8.0)	- (-)	31 (15.1)	26 (13.9)	5 (27.8)
家族被害群	75	69	6	21 (28.0)	19 (27.5)	2 (33.3)	2 (2.7)	2 (2.9)	- (-)	8 (10.7)	8 (11.6)	- (-)
被虐待群	130	118	12	21 (16.2)	19 (16.1)	2 (16.7)	13 (10.0)	13 (11.0)	- (-)	23 (17.7)	18 (15.3)	5 (41.7)

区 分	人にめいわくを かけると思ったから			言っても、むだだと 思ったから			言うとかえってひどい 目にあうと思ったから (仕返しなど)			自分が悪いと 思ったから		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	18 (2.7)	15 (2.4)	3 (7.5)	226 (34.3)	214 (34.6)	12 (30.0)	41 (6.2)	34 (5.5)	7 (17.5)	375 (57.0)	353 (57.1)	22 (55.0)
家族被害群	5 (2.1)	3 (1.4)	2 (10.0)	67 (28.8)	62 (29.1)	5 (25.0)	12 (5.2)	11 (5.2)	1 (5.0)	133 (57.1)	121 (56.8)	12 (60.0)
被虐待群	13 (3.1)	12 (3.0)	1 (5.0)	159 (37.4)	152 (37.5)	7 (35.0)	29 (6.8)	23 (5.7)	6 (30.0)	242 (56.9)	232 (57.3)	10 (50.0)
身体的暴力②(重度)	17 (4.5)	15 (4.2)	2 (10.0)	161 (42.3)	150 (41.6)	11 (55.0)	31 (8.1)	28 (7.8)	3 (15.0)	189 (49.6)	178 (49.3)	11 (55.0)
家族被害群	5 (3.3)	4 (2.6)	1 (0.7)	50 (33.1)	46 (30.5)	4 (2.6)	14 (9.3)	13 (9.2)	1 (11.1)	71 (47.0)	65 (43.0)	6 (4.0)
被虐待群	12 (5.2)	11 (4.8)	1 (0.4)	111 (48.3)	104 (45.2)	7 (3.0)	17 (7.4)	15 (6.8)	2 (18.2)	118 (51.3)	113 (49.1)	5 (2.2)
性的暴力①(接触)	2 (6.3)	1 (5.6)	1 (7.1)	6 (18.8)	3 (16.7)	3 (21.4)	3 (9.4)	- (-)	3 (21.4)	1 (3.1)	- (-)	1 (7.1)
家族被害群	2 (10.0)	1 (11.1)	1 (9.1)	2 (10.0)	1 (11.1)	1 (9.1)	2 (10.0)	- (-)	2 (18.2)	1 (5.0)	- (-)	1 (9.1)
被虐待群	- (-)	- (-)	- (-)	4 (33.3)	2 (22.2)	2 (66.7)	1 (8.3)	- (-)	1 (33.3)	- (-)	- (-)	- (-)
性的暴力②(性交)	1 (12.5)	- (-)	1 (25.0)	3 (37.5)	1 (25.0)	2 (50.0)	2 (25.0)	- (-)	2 (50.0)	1 (12.5)	- (-)	1 (25.0)
家族被害群	1 (16.7)	- (-)	1 (33.3)	2 (33.3)	- (-)	2 (66.7)	1 (16.7)	- (-)	1 (33.3)	1 (16.7)	- (-)	1 (33.3)
被虐待群	- (-)	- (-)	- (-)	1 (50.0)	1 (100.0)	- (-)	1 (50.0)	- (-)	1 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)
不適切な保護態度	4 (4.9)	3 (4.2)	1 (11.1)	46 (56.8)	42 (58.3)	4 (44.4)	10 (12.3)	9 (12.5)	1 (11.1)	21 (25.9)	19 (26.4)	2 (22.2)
家族被害群	1 (3.0)	1 (3.3)	- (-)	17 (51.5)	15 (50.0)	2 (66.7)	3 (9.1)	3 (10.0)	- (-)	11 (33.3)	10 (33.3)	1 (33.3)
被虐待群	3 (6.3)	2 (4.8)	1 (16.7)	29 (60.4)	27 (64.3)	2 (33.3)	7 (14.6)	6 (14.3)	1 (16.7)	10 (20.8)	9 (21.4)	1 (16.7)
家族間の暴力の目撃	9 (4.4)	7 (3.7)	2 (11.1)	110 (53.7)	101 (54.0)	9 (50.0)	19 (9.3)	17 (9.1)	2 (11.1)	8 (3.9)	8 (4.3)	- (-)
家族被害群	5 (6.7)	3 (4.3)	2 (33.3)	35 (46.7)	33 (47.8)	2 (33.3)	7 (9.3)	7 (10.1)	- (-)	4 (5.3)	4 (5.8)	- (-)
被虐待群	4 (3.1)	4 (3.4)	- (-)	75 (57.7)	68 (57.6)	7 (58.3)	12 (9.2)	10 (8.5)	2 (16.7)	4 (3.1)	4 (3.4)	- (-)

区 分	その他		
	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	79 (12.0)	75 (12.1)	4 (10.0)
家族被害群	25 (10.7)	24 (11.3)	1 (5.0)
被虐待群	54 (12.7)	51 (12.6)	3 (15.0)
身体的暴力②(重度)	56 (14.7)	52 (14.4)	4 (20.0)
家族被害群	26 (17.2)	25 (16.6)	1 (0.7)
被虐待群	30 (13.0)	27 (11.7)	3 (1.3)
性的暴力①(接触)	7 (21.9)	4 (22.2)	3 (21.4)
家族被害群	5 (25.0)	2 (22.2)	3 (27.3)
被虐待群	2 (16.7)	2 (22.2)	-
性的暴力②(性交)	2 (25.0)	1 (25.0)	1 (25.0)
家族被害群	2 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)
被虐待群	-	-	-
不適切な保護態度	13 (16.0)	12 (16.7)	1 (11.1)
家族被害群	5 (15.2)	5 (16.7)	-
被虐待群	8 (16.7)	7 (16.7)	1 (16.7)
家族間の暴力の目撃	64 (31.2)	59 (31.6)	5 (27.8)
家族被害群	22 (29.3)	21 (30.4)	1 (16.7)
被虐待群	42 (32.3)	38 (32.2)	4 (33.3)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、総数に対する比率である。

3 重複選択による。

4 無回答を除く。

問4 d 「もしも、言うとしたら誰に言いたかったですか」

区 分	総 数			父			母			きょうだい		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	591	557	34	30	28	2	42	40	2	38	36	2
家族被害群	204	187	17	(5.1)	(5.0)	(5.9)	(7.1)	(7.2)	(5.9)	(6.4)	(6.5)	(5.9)
被虐待群	387	370	17	12	11	1	14	13	1	13	12	1
				(5.9)	(5.9)	(5.9)	(6.9)	(7.0)	(5.9)	(6.4)	(6.4)	(5.9)
				18	17	1	28	27	1	25	24	1
				(4.7)	(4.6)	(5.9)	(7.2)	(7.3)	(5.9)	(6.5)	(6.5)	(5.9)
身体的暴力②(重度)	326	307	19	15	15	-	37	36	1	19	17	2
家族被害群	137	129	8	(4.6)	(4.9)	-	(11.3)	(11.7)	(5.3)	(5.8)	(5.5)	(10.5)
被虐待群	189	178	11	10	10	-	15	14	1	5	5	-
				(7.3)	(7.8)	-	(10.9)	(10.9)	(12.5)	(3.6)	(3.6)	-
				5	5	-	22	22	-	14	12	2
				(2.6)	(2.8)	-	(11.6)	(12.4)	-	(7.4)	(6.3)	(1.1)
性的暴力①(接触)	27	16	11	-	-	-	-	-	-	1	1	-
家族被害群	17	9	8	-	-	-	-	-	-	(3.7)	(6.3)	-
被虐待群	10	7	3	-	-	-	-	-	-	1	1	-
				-	-	-	-	-	-	(5.9)	(11.1)	-
性的暴力②(性交)	8	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家族被害群	6	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
被虐待群	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不適切な保護態度	66	58	8	5	4	1	3	3	-	8	6	2
家族被害群	29	26	3	(7.6)	(6.9)	(12.5)	(4.5)	(5.2)	-	(12.1)	(10.3)	(25.0)
被虐待群	37	32	5	3	2	1	1	1	-	7	5	2
				(10.3)	(7.7)	(33.3)	(3.4)	(3.8)	-	(24.1)	(19.2)	(66.7)
				2	2	-	2	2	-	1	1	-
				(5.4)	(6.3)	-	(5.4)	(6.3)	-	(2.7)	(3.1)	-
家族間の暴力の目撃	178	162	16	8	7	1	9	9	-	12	11	1
家族被害群	66	60	6	(4.5)	(4.3)	(6.3)	(5.1)	(5.6)	-	(6.7)	(6.8)	(6.3)
被虐待群	112	102	10	6	5	1	5	5	-	4	4	-
				(9.1)	(8.3)	(16.7)	(7.6)	(8.3)	-	(6.1)	(6.7)	-
				2	2	-	4	4	-	8	7	1
				(1.8)	(2.0)	-	(3.6)	(3.9)	-	(7.1)	(6.9)	(10.0)

区 分	友達・恋人・先輩			警察			学校や施設の先生			その他		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	127	118	9	19	19	-	13	12	1	26	22	4
家族被害群	(21.5)	(21.2)	(26.5)	(3.2)	(3.4)	-	(2.2)	(2.2)	(2.9)	(4.4)	(3.9)	(11.8)
被虐待群	43	39	4	1	1	-	6	5	1	9	6	3
	(21.1)	(20.9)	(23.5)	(0.5)	(0.5)	-	(2.9)	(2.7)	(5.9)	(4.4)	(3.2)	(17.6)
	84	79	5	18	18	-	7	7	-	17	16	1
	(21.7)	(21.4)	(29.4)	(4.7)	(4.9)	-	(1.8)	(1.9)	-	(4.4)	(4.3)	(5.9)
身体的暴力②(重度)	75	71	4	14	12	2	7	7	-	11	9	2
家族被害群	(23.0)	(23.1)	(21.1)	(4.3)	(3.9)	(10.5)	(2.1)	(2.3)	-	(3.4)	(2.9)	(10.5)
被虐待群	29	28	1	6	5	1	5	5	-	6	6	-
	(21.2)	(20.4)	(0.7)	(4.4)	(3.6)	(0.7)	(3.6)	(3.9)	-	(4.4)	(4.4)	-
	46	43	3	8	7	1	2	2	-	5	3	2
	(24.3)	(22.8)	(1.6)	(4.2)	(3.7)	(0.5)	(1.1)	(1.1)	-	(2.6)	(1.6)	(1.1)
性的暴力①(接触)	5	3	2	1	-	1	1	1	-	-	-	-
家族被害群	(18.5)	(18.8)	(18.2)	(3.7)	-	(9.1)	(3.7)	(6.3)	-	-	-	-
被虐待群	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(17.6)	(22.2)	(12.5)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	1	1	1	-	1	1	1	-	-	-	-
	(20.0)	(14.3)	(33.3)	(10.0)	-	(33.3)	(10.0)	(14.3)	-	-	-	-
性的暴力②(性交)	1	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
家族被害群	(12.5)	(25.0)	-	(12.5)	-	(25.0)	-	-	-	-	-	-
被虐待群	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(16.7)	(33.3)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
				(50.0)	-	(100.0)	-	-	-	-	-	-
不適切な保護態度	14	13	1	1	1	-	3	3	-	2	1	1
家族被害群	(21.2)	(22.4)	(12.5)	(1.5)	(1.7)	-	(4.5)	(5.2)	-	(3.0)	(1.7)	(12.5)
被虐待群	9	8	1	-	-	-	2	2	-	2	1	1
	(31.0)	(30.8)	(33.3)	-	-	-	(6.9)	(7.7)	-	(6.9)	(3.8)	(33.3)
	5	5	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-
	(13.5)	(15.6)	-	(2.7)	(3.1)	-	(2.7)	(3.1)	-	-	-	-
家族間の暴力の目撃	26	24	2	14	14	-	6	6	-	13	12	1
家族被害群	(14.6)	(14.8)	(12.5)	(7.9)	(8.6)	-	(3.4)	(3.7)	-	(7.3)	(7.4)	(6.3)
被虐待群	9	9	-	2	2	-	2	2	-	4	4	-
	(13.6)	(15.0)	-	(3.0)	(3.3)	-	(3.0)	(3.3)	-	(6.1)	(6.7)	-
	17	15	2	12	12	-	4	4	-	9	8	1
	(15.2)	(14.7)	(20.0)	(10.7)	(11.8)	-	(3.6)	(3.9)	-	(8.0)	(7.8)	(10.0)

区 分	誰にも言いたいと思わなかった		
	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	369 (62.4)	350 (62.8)	19 (55.9)
家族被害群	130 (63.7)	121 (64.7)	9 (52.9)
被虐待群	239 (61.8)	229 (61.9)	10 (58.8)
身体的暴力②(重度)	188 (57.7)	178 (58.0)	10 (52.6)
家族被害群	81 (59.1)	76 (55.5)	5 (3.6)
被虐待群	107 (56.6)	102 (54.0)	5 (2.6)
性的暴力①(接触)	20 (74.1)	12 (75.0)	8 (72.7)
家族被害群	14 (82.4)	7 (77.8)	7 (87.5)
被虐待群	6 (60.0)	5 (71.4)	1 (33.3)
性的暴力②(性交)	6 (75.0)	3 (75.0)	3 (75.0)
家族被害群	5 (83.3)	2 (66.7)	3 (100.0)
被虐待群	1 (50.0)	1 (100.0)	- (0.0)
不適切な保護態度	41 (62.1)	36 (62.1)	5 (62.5)
家族被害群	15 (51.7)	15 (57.7)	- (0.0)
被虐待群	26 (70.3)	21 (65.6)	5 (100.0)
家族間の暴力の目撃	110 (61.8)	98 (60.5)	12 (75.0)
家族被害群	43 (65.2)	38 (63.3)	5 (83.3)
被虐待群	67 (59.8)	60 (58.8)	7 (70.0)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、総数に対する比率である。
 3 重複選択による。
 4 無回答を除く。

問5 「その被害にあって、あなたはどうしましたか」

区 分	総 数			やめるよう自分で 相手に言った/ほかの 人に言ってもらった			家出した			じっとがまんした		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	1,421	1,262	159	242 (17.0)	196 (15.5)	46 (28.9)	632 (44.5)	534 (42.3)	98 (61.6)	631 (44.4)	565 (44.8)	66 (41.5)
家族被害群	465	411	54	82 (17.6)	72 (17.5)	10 (18.5)	145 (31.2)	119 (29.0)	26 (48.1)	177 (38.1)	156 (38.0)	21 (38.9)
被虐待群	956	851	105	160 (16.7)	124 (14.6)	36 (34.3)	487 (50.9)	415 (48.8)	72 (68.6)	454 (47.5)	409 (48.1)	45 (42.9)
身体的暴力②(重度)	1,056	928	128	204 (19.3)	164 (17.7)	40 (31.3)	545 (51.6)	450 (48.5)	95 (74.2)	512 (48.5)	442 (47.6)	70 (54.7)
家族被害群	415	364	51	77 (18.6)	64 (17.6)	13 (25.5)	163 (39.3)	131 (36.0)	32 (62.7)	169 (40.7)	146 (35.2)	23 (5.5)
被虐待群	641	564	77	127 (19.8)	100 (17.7)	27 (35.1)	382 (59.6)	319 (56.6)	63 (81.8)	343 (53.5)	296 (46.2)	47 (7.3)
性的暴力①(接触)	60	27	33	13 (21.7)	7 (25.9)	6 (18.2)	20 (33.3)	5 (18.5)	15 (45.5)	26 (43.3)	8 (29.6)	18 (54.5)
家族被害群	37	14	23	7 (18.9)	3 (21.4)	4 (17.4)	12 (32.4)	4 (28.6)	8 (34.8)	16 (43.2)	4 (28.6)	12 (52.2)
被虐待群	23	13	10	6 (26.1)	4 (30.8)	2 (20.0)	8 (34.8)	1 (7.7)	7 (70.0)	10 (43.5)	4 (30.8)	6 (60.0)
性的暴力②(性交)	16	5	11	3 (18.8)	1 (20.0)	2 (18.2)	8 (50.0)	1 (20.0)	7 (63.6)	8 (50.0)	2 (40.0)	6 (54.5)
家族被害群	12	2	10	2 (16.7)	-	2 (20.0)	6 (50.0)	-	6 (60.0)	5 (41.7)	-	5 (50.0)
被虐待群	4	3	1	1 (25.0)	1 (33.3)	-	2 (50.0)	1 (33.3)	1 (100.0)	3 (75.0)	2 (66.7)	1 (100.0)
不適切な保護態度	183	159	24	23 (12.6)	21 (13.2)	2 (8.3)	84 (45.9)	76 (47.8)	8 (33.3)	102 (55.7)	86 (54.1)	16 (66.7)
家族被害群	61	56	5	7 (11.5)	7 (12.5)	-	20 (32.8)	20 (35.7)	-	34 (55.7)	32 (57.1)	2 (40.0)
被虐待群	122	103	19	16 (13.1)	14 (13.6)	2 (10.5)	64 (52.5)	56 (54.4)	8 (42.1)	68 (55.7)	54 (52.4)	14 (73.7)
家族間の暴力の目撃	431	372	59	181 (42.0)	147 (39.5)	34 (57.6)	73 (16.9)	60 (16.1)	13 (22.0)	155 (36.0)	131 (35.2)	24 (40.7)
家族被害群	146	127	19	50 (34.2)	38 (29.9)	12 (63.2)	16 (11.0)	12 (9.4)	4 (21.1)	41 (28.1)	36 (28.3)	5 (26.3)
被虐待群	285	245	40	131 (46.0)	109 (44.5)	22 (55.0)	57 (20.0)	48 (19.6)	9 (22.5)	114 (40.0)	95 (38.8)	19 (47.5)

区 分	気にしたり、考えたり しないようにした			自殺しようとした			自分の体を傷つけた			家に閉じこもった		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	255 (17.9)	228 (18.1)	27 (17.0)	90 (6.3)	62 (4.9)	28 (17.6)	96 (6.8)	60 (4.8)	36 (22.6)	38 (2.7)	30 (2.4)	8 (5.0)
家族被害群	81 (17.4)	71 (17.3)	10 (18.5)	16 (3.4)	10 (2.4)	6 (11.1)	13 (2.8)	8 (1.9)	5 (9.3)	9 (1.9)	6 (1.5)	3 (5.6)
被虐待群	174 (18.2)	157 (18.4)	17 (16.2)	74 (7.7)	52 (6.1)	22 (21.0)	83 (8.7)	52 (6.1)	31 (29.5)	29 (3.0)	24 (2.8)	5 (4.8)
身体的暴力②(重度)	178 (16.9)	157 (16.9)	21 (16.4)	90 (8.5)	58 (6.3)	32 (25.0)	83 (7.9)	46 (5.0)	37 (28.9)	30 (2.8)	23 (2.5)	7 (5.5)
家族被害群	74 (17.8)	63 (15.2)	11 (2.7)	25 (6.0)	14 (3.4)	11 (2.7)	24 (5.8)	12 (3.3)	12 (23.5)	8 (1.9)	5 (1.2)	3 (0.7)
被虐待群	104 (16.2)	94 (14.7)	10 (1.6)	65 (10.1)	44 (6.9)	21 (3.3)	59 (9.2)	34 (6.0)	25 (32.5)	22 (3.4)	18 (2.8)	4 (0.6)
性的暴力①(接触)	18 (30.0)	5 (18.5)	13 (39.4)	9 (15.0)	2 (7.4)	7 (21.2)	9 (15.0)	1 (3.7)	8 (24.2)	2 (3.3)	-	2 (6.1)
家族被害群	12 (32.4)	3 (21.4)	9 (39.1)	6 (16.2)	1 (7.1)	5 (21.7)	6 (16.2)	1 (7.1)	5 (21.7)	1 (2.7)	-	1 (4.3)
被虐待群	6 (26.1)	2 (15.4)	4 (40.0)	3 (13.0)	1 (7.7)	2 (20.0)	3 (13.0)	-	3 (30.0)	1 (4.3)	-	1 (10.0)
性的暴力②(性交)	4 (25.0)	1 (20.0)	3 (27.3)	5 (31.3)	1 (20.0)	4 (36.4)	5 (31.3)	-	5 (45.5)	1 (6.3)	-	1 (9.1)
家族被害群	2 (16.7)	-	2 (20.0)	4 (33.3)	-	4 (40.0)	5 (41.7)	-	5 (50.0)	1 (8.3)	-	1 (10.0)
被虐待群	2 (50.0)	1 (33.3)	1 (100.0)	1 (25.0)	1 (33.3)	-	-	-	-	-	-	-
不適切な保護態度	37 (20.2)	28 (17.6)	9 (37.5)	20 (10.9)	17 (10.7)	3 (12.5)	15 (8.2)	10 (6.3)	5 (20.8)	19 (10.4)	15 (9.4)	4 (16.7)
家族被害群	13 (21.3)	10 (17.9)	3 (60.0)	4 (6.6)	4 (7.1)	-	3 (4.9)	2 (3.6)	1 (20.0)	7 (11.5)	6 (10.7)	1 (20.0)
被虐待群	24 (19.7)	18 (17.5)	6 (31.6)	16 (13.1)	13 (12.6)	3 (15.8)	12 (9.8)	8 (7.8)	4 (21.1)	12 (9.8)	9 (8.7)	3 (15.8)
家族間の暴力の目撃	120 (27.8)	109 (29.3)	11 (18.6)	13 (3.0)	7 (1.9)	6 (10.2)	16 (3.7)	10 (2.7)	6 (10.2)	9 (2.1)	7 (1.9)	2 (3.4)
家族被害群	38 (26.0)	37 (29.1)	1 (5.3)	3 (2.1)	1 (0.8)	2 (10.5)	4 (2.7)	3 (2.4)	1 (5.3)	4 (2.7)	4 (3.1)	-
被虐待群	82 (28.8)	72 (29.4)	10 (25.0)	10 (3.5)	6 (2.4)	4 (10.0)	12 (4.2)	7 (2.9)	5 (12.5)	5 (1.8)	3 (1.2)	2 (5.0)

区 分	何もしたくなかった			趣味・スポーツをした			やつあたりや、 いやがらせをした			酒を飲んだ/ 薬物を使用した		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	237 (16.7)	200 (15.8)	37 (23.3)	103 (7.2)	99 (7.8)	4 (2.5)	343 (24.1)	300 (23.8)	43 (27.0)	268 (18.9)	208 (16.5)	60 (37.7)
家族被害群	61 (13.1)	51 (12.4)	10 (18.5)	31 (6.7)	29 (7.1)	2 (3.7)	83 (17.8)	74 (18.0)	9 (16.7)	68 (14.6)	51 (12.4)	17 (31.5)
被虐待群	176 (18.4)	149 (17.5)	27 (25.7)	72 (7.5)	70 (8.2)	2 (1.9)	260 (27.2)	226 (26.6)	34 (32.4)	200 (20.9)	157 (18.4)	43 (41.0)
身体的暴力②(重度)	199 (18.8)	166 (17.9)	33 (25.8)	69 (6.5)	65 (7.0)	4 (3.1)	285 (27.0)	246 (26.5)	39 (30.5)	265 (25.1)	204 (22.0)	61 (47.7)
家族被害群	71 (17.1)	59 (14.2)	12 (2.9)	21 (5.1)	19 (4.6)	2 (0.5)	101 (24.3)	88 (21.2)	13 (3.1)	83 (20.0)	59 (14.2)	24 (5.8)
被虐待群	128 (20.0)	107 (16.7)	21 (3.3)	48 (7.5)	46 (7.2)	2 (0.3)	184 (28.7)	158 (24.6)	26 (4.1)	182 (28.4)	145 (22.6)	37 (5.8)
性的暴力①(接触)	11 (18.3)	2 (7.4)	9 (27.3)	-	-	-	7 (11.7)	3 (11.1)	4 (12.1)	10 (16.7)	1 (3.7)	9 (27.3)
家族被害群	8 (21.6)	2 (14.3)	6 (26.1)	-	-	-	2 (5.4)	1 (7.1)	1 (4.3)	9 (24.3)	1 (7.1)	8 (34.8)
被虐待群	3 (13.0)	-	3 (30.0)	-	-	-	5 (21.7)	2 (15.4)	3 (30.0)	1 (4.3)	-	1 (10.0)
性的暴力②(性交)	5 (31.3)	-	5 (45.5)	1 (6.3)	-	1 (9.1)	4 (25.0)	1 (20.0)	3 (27.3)	7 (43.8)	-	7 (63.6)
家族被害群	4 (33.3)	-	4 (40.0)	1 (8.3)	-	1 (10.0)	3 (25.0)	-	3 (30.0)	7 (58.3)	-	7 (70.0)
被虐待群	1 (25.0)	-	1 (100.0)	-	-	-	1 (25.0)	1 (33.3)	-	-	-	-
不適切な保護態度	35 (19.1)	31 (19.5)	4 (16.7)	10 (5.5)	7 (4.4)	3 (12.5)	50 (27.3)	45 (28.3)	5 (20.8)	44 (24.0)	34 (21.4)	10 (41.7)
家族被害群	6 (9.8)	6 (10.7)	-	5 (8.2)	3 (5.4)	2 (40.0)	12 (19.7)	11 (19.6)	1 (20.0)	7 (11.5)	4 (7.1)	3 (60.0)
被虐待群	29 (23.8)	25 (24.3)	4 (21.1)	5 (4.1)	4 (3.9)	1 (5.3)	38 (31.1)	34 (33.0)	4 (21.1)	37 (30.3)	30 (29.1)	7 (36.8)
家族間の暴力の目撃	39 (9.0)	31 (8.3)	8 (13.6)	26 (6.0)	23 (6.2)	3 (5.1)	46 (10.7)	39 (10.5)	7 (11.9)	52 (12.1)	41 (11.0)	11 (18.6)
家族被害群	12 (8.2)	11 (8.7)	1 (5.3)	8 (5.5)	8 (6.3)	-	13 (8.9)	10 (7.9)	3 (15.8)	14 (9.6)	10 (7.9)	4 (21.1)
被虐待群	27 (9.5)	20 (8.2)	7 (17.5)	18 (6.3)	15 (6.1)	3 (7.5)	33 (11.6)	29 (11.8)	4 (10.0)	38 (13.3)	31 (12.7)	7 (17.5)
区 分	相手にやり返した/ 相手に仕返しをした			自分も他の人に同じ ようなことをした			その他					
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子			
身体的暴力①(軽度)	294 (20.7)	254 (20.1)	40 (25.2)	196 (13.8)	158 (12.5)	38 (23.9)	173 (12.2)	150 (11.9)	23 (14.5)			
家族被害群	110 (23.7)	97 (23.6)	13 (24.1)	42 (9.0)	34 (8.3)	8 (14.8)	58 (12.5)	53 (12.9)	5 (9.3)			
被虐待群	184 (19.2)	157 (18.4)	27 (25.7)	154 (16.1)	124 (14.6)	30 (28.6)	115 (12.0)	97 (11.4)	18 (17.1)			
身体的暴力②(重度)	253 (24.0)	224 (24.1)	29 (22.7)	184 (17.4)	157 (16.9)	27 (21.1)	102 (9.7)	91 (9.8)	11 (8.6)			
家族被害群	115 (27.7)	105 (28.8)	10 (19.6)	55 (13.3)	45 (10.8)	10 (2.4)	43 (10.4)	42 (10.1)	1 (0.2)			
被虐待群	138 (21.5)	119 (21.1)	19 (24.7)	129 (20.1)	112 (17.5)	17 (2.7)	59 (9.2)	49 (7.6)	10 (1.6)			
性的暴力①(接触)	2 (3.3)	1 (3.7)	1 (3.0)	4 (6.7)	2 (7.4)	2 (6.1)	10 (16.7)	7 (25.9)	3 (9.1)			
家族被害群	1 (2.7)	1 (7.1)	-	2 (5.4)	1 (7.1)	1 (4.3)	5 (13.5)	4 (28.6)	1 (4.3)			
被虐待群	1 (4.3)	-	1 (10.0)	2 (8.7)	1 (7.7)	1 (10.0)	5 (21.7)	3 (23.1)	2 (20.0)			
性的暴力②(性交)	-	-	-	-	-	-	3 (18.8)	3 (60.0)	-			
家族被害群	-	-	-	-	-	-	2 (16.7)	2 (100.0)	-			
被虐待群	-	-	-	-	-	-	1 (25.0)	1 (33.3)	-			
不適切な保護態度							27 (14.8)	23 (14.5)	4 (16.7)			
家族被害群							8 (13.1)	7 (12.5)	1 (20.0)			
被虐待群							19 (15.6)	16 (15.5)	3 (15.8)			
家族間の暴力の目撃							94 (21.8)	82 (22.0)	12 (20.3)			
家族被害群							34 (23.3)	31 (24.4)	3 (15.8)			
被虐待群							60 (21.1)	51 (20.8)	9 (22.5)			

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、総数に対する比率である。
3 重複選択による。
4 無回答を除く。
5 作表中の網掛け部分は設問がないものである。

問 6 「その被害は、終わったと思いますか」

区 分	総 数			はい			いいえ			わからない		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	1,428 (100.0)	1,268 (100.0)	160 (100.0)	1,173 (82.1)	1,062 (83.8)	111 (69.4)	78 (5.5)	64 (5.0)	14 (8.8)	177 (12.4)	142 (11.2)	35 (21.9)
家族被害群	468 (100.0)	414 (100.0)	54 (100.0)	394 (84.2)	353 (85.3)	41 (75.9)	13 (2.8)	9 (2.2)	4 (7.4)	61 (13.0)	52 (12.6)	9 (16.7)
被虐待群	960 (100.0)	854 (100.0)	106 (100.0)	779 (81.1)	709 (83.0)	70 (66.0)	65 (6.8)	55 (6.4)	10 (9.4)	116 (12.1)	90 (10.5)	26 (24.5)
身体的暴力②(重度)	1,054 (100.0)	927 (100.0)	127 (100.0)	824 (78.2)	741 (79.9)	83 (65.4)	66 (6.3)	52 (5.6)	14 (11.0)	164 (15.6)	134 (14.5)	30 (23.6)
家族被害群	414 (100.0)	363 (100.0)	51 (100.0)	333 (80.4)	297 (81.8)	36 (70.6)	18 (4.3)	13 (3.6)	5 (9.8)	63 (15.2)	53 (12.8)	10 (2.4)
被虐待群	640 (100.0)	564 (100.0)	76 (100.0)	491 (76.7)	444 (78.7)	47 (61.8)	48 (7.5)	39 (6.9)	9 (11.8)	101 (15.8)	81 (12.7)	20 (3.1)
性的暴力①(接触)	59 (100.0)	26 (100.0)	33 (100.0)	42 (71.2)	20 (76.9)	22 (66.7)	7 (11.9)	2 (7.7)	5 (15.2)	10 (16.9)	4 (15.4)	6 (18.2)
家族被害群	36 (100.0)	13 (100.0)	23 (100.0)	25 (69.4)	8 (61.5)	17 (73.9)	5 (13.9)	2 (15.4)	3 (13.0)	6 (16.7)	3 (23.1)	3 (13.0)
被虐待群	23 (100.0)	13 (100.0)	10 (100.0)	17 (73.9)	12 (92.3)	5 (50.0)	2 (8.7)	- (20.0)	2 (20.0)	4 (17.4)	1 (7.7)	3 (30.0)
性的暴力②(性交)	16 (100.0)	5 (100.0)	11 (100.0)	8 (50.0)	3 (60.0)	5 (45.5)	4 (25.0)	1 (20.0)	3 (27.3)	4 (25.0)	1 (20.0)	3 (27.3)
家族被害群	12 (100.0)	2 (100.0)	10 (100.0)	5 (41.7)	- (50.0)	5 (50.0)	3 (25.0)	1 (50.0)	2 (20.0)	4 (33.3)	1 (50.0)	3 (30.0)
被虐待群	4 (100.0)	3 (100.0)	1 (100.0)	3 (75.0)	3 (100.0)	- (25.0)	1 (25.0)	- (100.0)	1 (100.0)	- (25.0)	- (100.0)	- (100.0)
不適切な保護態度												
家族被害群												
被虐待群												
家族間の暴力の目撃												
家族被害群												
被虐待群												

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 無回答を除く。
4 作表中の網掛け部分は設問がないものである。

[illegible][illegible]

区 分	わからない		
	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)	84 (7.2)	78 (7.4)	6 (5.5)
家族被害群	30 (7.7)	28 (8.0)	2 (5.0)
被虐待群	54 (7.0)	50 (7.1)	4 (5.8)
身体的暴力②(重度)	67 (8.2)	61 (8.3)	6 (7.3)
家族被害群	30 (9.1)	29 (8.8)	1 (0.3)
被虐待群	37 (7.6)	32 (6.6)	5 (1.0)
性的暴力①(接触)	4 (9.5)	3 (15.0)	1 (4.5)
家族被害群	1 (4.0)	-	1 (5.9)
被虐待群	3 (17.6)	3 (25.0)	-
性的暴力②(性交)	1 (12.5)	1 (33.3)	-
家族被害群	-	-	-
被虐待群	1 (33.3)	1 (33.3)	-
不適切な保護態度			
家族被害群			
被虐待群			
家族間の暴力の目撃			
家族被害群			
被虐待群			

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、総数に対する比率である。
3 重複選択による。
4 無回答を除く。
5 作表中の網掛け部分は設問がないものである。

問7 「あなたは、その被害を受けたために非行に走るようになったと思いますか」

区 分	総 数			そう思う			どちらかといえばそう思う		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①（軽度）	1,426 (100.0)	1,268 (100.0)	158 (100.0)	227 (15.9)	185 (14.6)	42 (26.6)	251 (17.6)	217 (17.1)	34 (21.5)
家族被害群	466 (100.0)	413 (100.0)	53 (100.0)	40 (8.6)	30 (7.3)	10 (18.9)	54 (11.6)	43 (10.4)	11 (20.8)
被虐待群	960 (100.0)	855 (100.0)	105 (100.0)	187 (19.5)	155 (18.1)	32 (30.5)	197 (20.5)	174 (20.4)	23 (21.9)
身体的暴力②（重度）	1,044 (100.0)	918 (100.0)	126 (100.0)	213 (20.4)	168 (18.3)	45 (35.7)	198 (19.0)	172 (18.7)	26 (20.6)
家族被害群	412 (100.0)	361 (100.0)	51 (100.0)	55 (13.3)	37 (10.2)	18 (35.3)	60 (14.6)	52 (14.4)	8 (15.7)
被虐待群	632 (100.0)	557 (100.0)	75 (100.0)	158 (25.0)	131 (23.5)	27 (36.0)	138 (21.8)	120 (21.5)	18 (24.0)
性的暴力①（接触）	61 (100.0)	27 (100.0)	34 (100.0)	6 (9.8)	1 (3.7)	5 (14.7)	9 (14.8)	1 (3.7)	8 (23.5)
家族被害群	38 (100.0)	14 (100.0)	24 (100.0)	4 (10.5)	1 (7.1)	3 (12.5)	5 (13.2)	1 (7.1)	4 (16.7)
被虐待群	23 (100.0)	13 (100.0)	10 (100.0)	2 (8.7)	-	2 (20.0)	4 (17.4)	-	4 (40.0)
性的暴力②（性交）	16 (100.0)	5 (100.0)	11 (100.0)	4 (25.0)	-	4 (36.4)	-	-	-
家族被害群	12 (100.0)	2 (100.0)	10 (100.0)	3 (25.0)	-	3 (30.0)	-	-	-
被虐待群	4 (100.0)	3 (100.0)	1 (100.0)	1 (25.0)	-	1 (100.0)	-	-	-
不適切な保護態度	179 (100.0)	155 (100.0)	24 (100.0)	43 (24.0)	35 (22.6)	8 (33.3)	32 (17.9)	26 (16.8)	6 (25.0)
家族被害群	61 (100.0)	56 (100.0)	5 (100.0)	12 (19.7)	10 (17.9)	2 (40.0)	6 (9.8)	6 (10.7)	-
被虐待群	118 (100.0)	99 (100.0)	19 (100.0)	31 (26.3)	25 (25.3)	6 (31.6)	26 (22.0)	20 (20.2)	6 (31.6)
家族間の暴力の目撃	437 (100.0)	378 (100.0)	59 (100.0)	46 (10.5)	34 (9.0)	12 (20.3)	63 (14.4)	54 (14.3)	9 (15.3)
家族被害群	151 (100.0)	132 (100.0)	19 (100.0)	8 (5.3)	5 (3.8)	3 (15.8)	10 (6.6)	8 (6.1)	2 (10.5)
被虐待群	286 (100.0)	246 (100.0)	40 (100.0)	38 (13.3)	29 (11.8)	9 (22.5)	53 (18.5)	46 (18.7)	7 (17.5)

区 分	どちらかといえば そう思わない			そう思わない			わからない		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①（軽度）	129 (9.0)	115 (9.1)	14 (8.9)	642 (45.0)	595 (46.9)	47 (29.7)	177 (12.4)	156 (12.3)	21 (13.3)
家族被害群	36 (7.7)	31 (7.5)	5 (9.4)	284 (60.9)	260 (63.0)	24 (45.3)	52 (11.2)	49 (11.9)	3 (5.7)
被虐待群	93 (9.7)	84 (9.8)	9 (8.6)	358 (37.3)	335 (39.2)	23 (21.9)	125 (13.0)	107 (12.5)	18 (17.1)
身体的暴力②（重度）	79 (7.6)	72 (7.8)	7 (5.6)	415 (39.8)	384 (41.8)	31 (24.6)	139 (13.3)	122 (13.3)	17 (13.5)
家族被害群	27 (6.6)	24 (5.8)	3 (0.7)	224 (54.4)	204 (56.5)	20 (39.2)	46 (11.2)	44 (10.7)	2 (0.5)
被虐待群	52 (8.2)	48 (7.6)	4 (0.6)	191 (30.2)	180 (32.3)	11 (14.7)	93 (14.7)	78 (12.3)	15 (2.4)
性的暴力①（接触）	7 (11.5)	4 (14.8)	3 (8.8)	30 (49.2)	17 (63.0)	13 (38.2)	9 (14.8)	4 (14.8)	5 (14.7)
家族被害群	6 (15.8)	3 (21.4)	3 (12.5)	20 (52.6)	8 (57.1)	12 (50.0)	3 (7.9)	1 (7.1)	2 (8.3)
被虐待群	1 (4.3)	1 (7.7)	-	10 (43.5)	9 (69.2)	1 (10.0)	6 (26.1)	3 (23.1)	3 (30.0)
性的暴力②（性交）	3 (18.8)	2 (40.0)	1 (9.1)	6 (37.5)	1 (20.0)	5 (45.5)	3 (18.8)	2 (40.0)	1 (9.1)
家族被害群	2 (16.7)	1 (50.0)	1 (10.0)	6 (50.0)	1 (50.0)	5 (50.0)	1 (8.3)	-	1 (10.0)
被虐待群	1 (25.0)	1 (33.3)	-	-	-	-	2 (50.0)	2 (66.7)	-
不適切な保護態度	17 (9.5)	17 (11.0)	-	68 (38.0)	60 (38.7)	8 (33.3)	19 (10.6)	17 (11.0)	2 (8.3)
家族被害群	7 (11.5)	7 (12.5)	-	29 (47.5)	26 (46.4)	3 (60.0)	7 (11.5)	7 (12.5)	-
被虐待群	10 (8.5)	10 (10.1)	-	39 (33.1)	34 (34.3)	5 (26.3)	12 (10.2)	10 (10.1)	2 (10.5)
家族間の暴力の目撃	42 (9.6)	36 (9.5)	6 (10.2)	211 (48.3)	187 (49.5)	24 (40.7)	75 (17.2)	67 (17.7)	8 (13.6)
家族被害群	12 (7.9)	9 (6.8)	3 (15.8)	97 (64.2)	89 (67.4)	8 (42.1)	24 (15.9)	21 (15.9)	3 (15.8)
被虐待群	30 (10.5)	27 (11.0)	3 (7.5)	114 (39.9)	98 (39.8)	16 (40.0)	51 (17.8)	46 (18.7)	5 (12.5)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。
3 無回答を除く。

(3) 家族又は家族以外の者から加害行為を受けた経験のある者すべてに対する質問

問 「あなたは、自分が被害を受けたことについて、今後どのようにしたいと思いますか」(一般被害群)

区 分	総 数			被害を受けたことについて、誰かに話したいと思う			被害を受けたことについて、誰にも話したくないと思う			被害を受けたことについて、誰かに話すかどうか、わからない		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	1,254	1,207	47	205 (16.3)	194 (16.1)	11 (23.4)	148 (11.8)	141 (11.7)	7 (14.9)	323 (25.8)	309 (25.6)	14 (29.8)
身体的暴力①(軽度)	1,341	1,210	131	204 (15.2)	179 (14.8)	25 (19.1)	163 (12.2)	145 (12.0)	18 (13.7)	352 (26.2)	308 (25.5)	44 (33.6)
身体的暴力②(重度)	1,746	1,590	156	241 (13.8)	211 (13.3)	30 (19.2)	194 (11.1)	177 (11.1)	17 (10.9)	430 (24.6)	375 (23.6)	55 (35.3)
性的暴力①(接触)	488	336	152	82 (16.8)	54 (16.1)	28 (18.4)	62 (12.7)	43 (12.8)	19 (12.5)	154 (31.6)	96 (28.6)	58 (38.2)
性的暴力②(性交)	295	144	151	55 (18.6)	24 (16.7)	31 (20.5)	36 (12.2)	20 (13.9)	16 (10.6)	92 (31.2)	37 (25.7)	55 (36.4)

区 分	相手と会って、話がしたい			相手にきちんと償ってほしい/謝ってほしい			相手とは、かかわりたくない			被害を受けたことについて、まだ悩んでいる		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	146 (11.6)	133 (11.0)	13 (27.7)	248 (19.8)	229 (19.0)	19 (40.4)	443 (35.3)	417 (34.5)	26 (55.3)	131 (10.4)	119 (9.9)	12 (25.5)
身体的暴力①(軽度)	152 (11.3)	133 (11.0)	19 (14.5)	247 (18.4)	207 (17.1)	40 (30.5)	435 (32.4)	364 (30.1)	71 (54.2)	140 (10.4)	112 (9.3)	28 (21.4)
身体的暴力②(重度)	186 (10.7)	160 (10.1)	26 (16.7)	302 (17.3)	255 (16.0)	47 (30.1)	550 (31.5)	469 (29.5)	81 (51.9)	167 (9.6)	136 (8.6)	31 (19.9)
性的暴力①(接触)	72 (14.8)	49 (14.6)	23 (15.1)	102 (20.9)	56 (16.7)	46 (30.3)	190 (38.9)	108 (32.1)	82 (53.9)	67 (13.7)	37 (11.0)	30 (19.7)
性的暴力②(性交)	51 (17.3)	31 (21.5)	20 (13.2)	74 (25.1)	26 (18.1)	48 (31.8)	122 (41.4)	39 (27.1)	83 (55.0)	53 (18.0)	20 (13.9)	33 (21.9)

区 分	被害を受けたことを、忘れたと思う			被害を受けたことを、のりこえたいと思う			被害を受けたことは、終わったことなので、どうしたいとも思わない			その他		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
恐 喝	349 (27.8)	329 (27.3)	20 (42.6)	263 (21.0)	244 (20.2)	19 (40.4)	716 (57.1)	696 (57.7)	20 (42.6)	170 (13.6)	164 (13.6)	6 (12.8)
身体的暴力①(軽度)	357 (26.6)	308 (25.5)	49 (37.4)	268 (20.0)	223 (18.4)	45 (34.4)	786 (58.6)	728 (60.2)	58 (44.3)	189 (14.1)	172 (14.2)	17 (13.0)
身体的暴力②(重度)	456 (26.1)	397 (25.0)	59 (37.8)	324 (18.6)	271 (17.0)	53 (34.0)	1,034 (59.2)	961 (60.4)	73 (46.8)	238 (13.6)	224 (14.1)	14 (9.0)
性的暴力①(接触)	159 (32.6)	95 (28.3)	64 (42.1)	115 (23.6)	66 (19.6)	49 (32.2)	262 (53.7)	193 (57.4)	69 (45.4)	69 (14.1)	51 (15.2)	18 (11.8)
性的暴力②(性交)	101 (34.2)	39 (27.1)	62 (41.1)	80 (27.1)	27 (18.8)	53 (35.1)	140 (47.5)	76 (52.8)	64 (42.4)	38 (12.9)	23 (16.0)	15 (9.9)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、総数に対する比率である。

3 重複選択による。

4 無回答を除く。

問 「あなたは、自分が被害を受けたことについて、今後どのようにしたいと思いますか」
(家族被害群・被虐待群)

区 分	総 数			被害を受けたことについて、誰かに話したいと思う			被害を受けたことについて、誰にも話したくないと思う			被害を受けたことについて、誰かに話すかどうか、わからない		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)												
家族被害群	428	377	51	49 (11.4)	38 (10.1)	11 (21.6)	51 (11.9)	47 (12.5)	4 (7.8)	106 (24.8)	92 (24.4)	14 (27.5)
被虐待群	899	797	102	133 (14.8)	118 (14.8)	15 (14.7)	109 (12.1)	93 (11.7)	16 (15.7)	253 (28.1)	215 (27.0)	38 (37.3)
身体的暴力②(重度)												
家族被害群	390	341	49	38 (9.7)	32 (9.4)	6 (12.2)	50 (12.8)	45 (13.2)	5 (10.2)	113 (29.0)	94 (24.1)	19 (4.9)
被虐待群	600	525	75	89 (14.8)	76 (14.5)	13 (17.3)	81 (13.5)	70 (13.3)	11 (14.7)	171 (28.5)	145 (24.2)	26 (4.3)
性的暴力①(接触)												
家族被害群	34	13	21	10 (29.4)	4 (30.8)	6 (28.6)	4 (11.8)	-	4 (19.0)	9 (26.5)	3 (23.1)	6 (28.6)
被虐待群	22	12	10	6 (27.3)	4 (33.3)	2 (20.0)	2 (9.1)	1 (8.3)	1 (10.0)	6 (27.3)	4 (33.3)	2 (20.0)
性的暴力②(性交)												
家族被害群	12	2	10	2 (16.7)	-	2 (20.0)	1 (8.3)	-	1 (10.0)	3 (25.0)	-	3 (30.0)
被虐待群	4	3	1	2 (50.0)	1 (33.3)	1 (100.0)	-	-	-	-	-	-
不適切な保護態度												
家族被害群	59	54	5	9 (15.3)	8 (14.8)	1 (20.0)	6 (10.2)	4 (7.4)	2 (40.0)	19 (32.2)	16 (29.6)	3 (60.0)
被虐待群	111	93	18	21 (18.9)	17 (18.3)	4 (22.2)	17 (15.3)	13 (14.0)	4 (22.2)	32 (28.8)	28 (30.1)	4 (22.2)
家族間の暴力の目撃												
家族被害群	144	127	17	25 (17.4)	20 (15.7)	5 (29.4)	19 (13.2)	17 (13.4)	2 (11.8)	43 (29.9)	40 (31.5)	3 (17.6)
被虐待群	267	228	39	52 (19.5)	43 (18.9)	9 (23.1)	39 (14.6)	32 (14.0)	7 (17.9)	91 (34.1)	77 (33.8)	14 (35.9)

区 分	相手と会って、 話がしたい			相手にきちんと 償ってほしい/ 謝ってほしい			相手とは、 かかわりたくない			被害を受けたことにつ いて、まだ悩んでいる		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)												
家族被害群	49 (11.4)	44 (11.7)	5 (9.8)	74 (17.3)	57 (15.1)	17 (33.3)	123 (28.7)	102 (27.1)	21 (41.2)	42 (9.8)	33 (8.8)	9 (17.6)
被虐待群	104 (11.6)	87 (10.9)	17 (16.7)	155 (17.2)	127 (15.9)	28 (27.5)	275 (30.6)	222 (27.9)	53 (52.0)	92 (10.2)	68 (8.5)	24 (23.5)
身体的暴力②(重度)												
家族被害群	43 (11.0)	38 (9.7)	5 (1.3)	70 (17.9)	51 (13.1)	19 (4.9)	115 (29.5)	90 (26.4)	25 (51.0)	37 (9.5)	29 (7.4)	8 (2.1)
被虐待群	75 (12.5)	61 (10.2)	14 (2.3)	113 (18.8)	92 (15.3)	21 (3.5)	165 (27.5)	133 (25.3)	32 (42.7)	69 (11.5)	47 (7.8)	22 (3.7)
性的暴力①(接触)												
家族被害群	5 (14.7)	3 (23.1)	2 (9.5)	12 (35.3)	5 (38.5)	7 (33.3)	14 (41.2)	2 (15.4)	12 (57.1)	10 (29.4)	4 (30.8)	6 (28.6)
被虐待群	5 (22.7)	3 (25.0)	2 (20.0)	7 (31.8)	4 (33.3)	3 (30.0)	10 (45.5)	4 (33.3)	6 (60.0)	4 (18.2)	2 (16.7)	2 (20.0)
性的暴力②(性交)												
家族被害群	3 (25.0)	-	3 (30.0)	4 (33.3)	-	4 (40.0)	6 (50.0)	-	6 (60.0)	4 (33.3)	-	4 (40.0)
被虐待群	-	-	-	2 (50.0)	2 (66.7)	-	2 (50.0)	1 (33.3)	1 (100.0)	1 (25.0)	-	1 (100.0)
不適切な保護態度												
家族被害群	8 (13.6)	8 (14.8)	-	16 (27.1)	12 (22.2)	4 (80.0)	13 (22.0)	11 (20.4)	2 (40.0)	6 (10.2)	5 (9.3)	1 (20.0)
被虐待群	17 (15.3)	12 (12.9)	5 (27.8)	28 (25.2)	22 (23.7)	6 (33.3)	44 (39.6)	35 (37.6)	9 (50.0)	22 (19.8)	17 (18.3)	5 (27.8)
家族間の暴力の目撃												
家族被害群	16 (11.1)	15 (11.8)	1 (5.9)	33 (22.9)	25 (19.7)	8 (47.1)	48 (33.3)	37 (29.1)	11 (64.7)	13 (9.0)	10 (7.9)	3 (17.6)
被虐待群	35 (13.1)	26 (11.4)	9 (23.1)	52 (19.5)	38 (16.7)	14 (35.9)	93 (34.8)	76 (33.3)	17 (43.6)	37 (13.9)	30 (13.2)	7 (17.9)

区 分	被害を受けたことを、 忘れたと思う			被害を受けたことを、 のりこえたいと思う			被害を受けたことは、 終わったことなので、 どうしたいとも思わない			その他		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
身体的暴力①(軽度)												
家族被害群	110 (25.7)	88 (23.3)	22 (43.1)	86 (20.1)	69 (18.3)	17 (33.3)	254 (59.3)	234 (62.1)	20 (39.2)	47 (11.0)	40 (10.6)	7 (13.7)
被虐待群	248 (27.6)	209 (26.2)	39 (38.2)	186 (20.7)	150 (18.8)	36 (35.3)	529 (58.8)	478 (60.0)	51 (50.0)	131 (14.6)	120 (15.1)	11 (10.8)
身体的暴力②(重度)												
家族被害群	97 (24.9)	78 (20.0)	19 (4.9)	74 (19.0)	57 (14.6)	17 (4.4)	236 (60.5)	216 (55.4)	20 (5.1)	55 (14.1)	48 (12.3)	7 (1.8)
被虐待群	170 (28.3)	142 (23.7)	28 (4.7)	126 (21.0)	100 (16.7)	26 (4.3)	345 (57.5)	308 (51.3)	37 (6.2)	86 (14.3)	79 (13.2)	7 (1.2)
性的暴力①(接触)												
家族被害群	13 (38.2)	4 (30.8)	9 (42.9)	10 (29.4)	2 (15.4)	8 (38.1)	14 (41.2)	7 (53.8)	7 (33.3)	4 (11.8)	3 (23.1)	1 (4.8)
被虐待群	8 (36.4)	5 (41.7)	3 (30.0)	6 (27.3)	1 (8.3)	5 (50.0)	8 (36.4)	5 (41.7)	3 (30.0)	2 (9.1)	2 (16.7)	-
性的暴力②(性交)												
家族被害群	3 (25.0)	-	3 (30.0)	4 (33.3)	-	4 (40.0)	5 (41.7)	2 (100.0)	3 (30.0)	2 (16.7)	1 (50.0)	1 (10.0)
被虐待群	1 (25.0)	-	1 (100.0)	1 (25.0)	1 (33.3)	-	1 (25.0)	1 (33.3)	-	-	-	-
不適切な保護態度												
家族被害群	19 (32.2)	17 (31.5)	2 (40.0)	18 (30.5)	14 (25.9)	4 (80.0)	32 (54.2)	29 (53.7)	3 (60.0)	9 (15.3)	8 (14.8)	1 (20.0)
被虐待群	40 (36.0)	36 (38.7)	4 (22.2)	30 (27.0)	24 (25.8)	6 (33.3)	52 (46.8)	45 (48.4)	7 (38.9)	16 (14.4)	14 (15.1)	2 (11.1)
家族間の暴力の目撃												
家族被害群	43 (29.9)	34 (26.8)	9 (52.9)	31 (21.5)	24 (18.9)	7 (41.2)	90 (62.5)	84 (66.1)	6 (35.3)	12 (8.3)	12 (9.4)	-
被虐待群	89 (33.3)	74 (32.5)	15 (38.5)	67 (25.1)	50 (21.9)	17 (43.6)	133 (49.8)	117 (51.3)	16 (41.0)	33 (12.4)	28 (12.3)	5 (12.8)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、総数に対する比率である。

3 重複選択による。

4 無回答を除く。

－児童虐待に関する研究－
(第1報告)

その2－「児童虐待に関する研究会」のまとめ

研究第一部長	加 澤 正 樹
研究第二部長	板 垣 嗣 廣
研究第二部研究官	郷 原 信 郎
研究第一部研究官	小 柳 浩 子
研究第二部研究官	古 田 薫
研究第二部研究官	松 田 美智子
研究第二部研究官	横 地 環
研究第二部研究官補	栗 栖 素 子
研究第二部研究官補	吉 田 里 日
研究第一部研究官補	岡 田 和 也

目次

- はじめに255
- 第1 第1回研究会報告256
 - 「本研究会の目的・趣旨について」「少年院から見た児童虐待問題」
- 第2 第2回研究会報告263
 - 「被虐待経験のある非行少年の親に対する治療的介入」
- 第3 第3回研究会報告271
 - 「被虐待経験のある非行少年の社会復帰援助」
 - 資料1 事例一覧
 - 資料2 事例一覧
 - 資料3 事例一覧
 - 資料4 被虐待少年の社会復帰－児童自立支援施設を中心に－
 - 資料5 事例一覧
- 第4 第4回研究会報告288
 - 「被虐待経験のある非行少年の発見とケア」
- 第5 第5回研究会報告299
 - 「被虐待経験のある非行少年処遇をめぐる福祉と司法機関との連携」
 - 資料6 新たな児童家庭相談体制の構築に向けて
- 第6 第6回研究会報告310
 - 「加害者に対する刑事的介入をめぐる諸問題」
 - 資料7 児童虐待事犯の科刑状況等について
- 第7 第7回研究会報告327
 - 「アメリカにおける児童虐待対策」「本研究会のまとめ」
 - 資料8 スクリーニング用紙

はじめに

法務総合研究所においては、児童虐待についての議論を深めるため、各分野の有識者の協力を得て、研究会を実施した。このような試みは、法務総合研究所にとっては初めてのことであり、研究会で得られた成果を何らかの形で残したいと考え、法務総合研究所研究部報告に収録することとした。

研究会の内容は、大きく2つに分けられる。1つは、児童虐待問題と非行に関するテーマを毎回設定し、それに沿って、発表者が各自の現場を踏まえて報告を行い、討論をするというものである。

もう1つは、法務総合研究所で実施する児童虐待に関する調査について、調査方法、内容、結果解釈等について検討する作業を適宜行った。

本編は、主に前者の内容についての結果をまとめたものである。各報告については、それぞれの発表者の了承を得て掲載した。討論の部分については、法務総合研究所において内容ごとにまとめたが、記述された内容は、すべて参加者の個人的な見解であることをお断りしておく。

研究会の外部参加者、研究会の実施内容は、次のとおりである。

1 外部参加者（敬称略）

岩井 宜子	専修大学法学部教授
奥山 真紀子	埼玉県立小児医療センター保健発達部 小児精神科医師
柏女 霊峰	淑徳大学社会学部教授
松原 康雄	明治学院大学社会学部教授
西嶋 嘉彦	国立武蔵野学院調査課長
大原 美知子	東京都精神医学総合研究所社会病理研究部門 精神保健福祉士 (子供の虐待防止センタースタッフ)

2 研究会実施内容

- 第1回（平成12年9月29日）「本研究会の目的・趣旨について」「少年院から見た児童虐待問題」
- 第2回（平成12年10月20日）「被虐待経験のある非行少年の親に対する治療的介入」
- 第3回（平成12年11月13日）「被虐待経験のある非行少年の社会復帰援助」
- 第4回（平成12年12月22日）「被虐待経験のある非行少年の発見とケア」
- 第5回（平成13年1月23日）「被虐待経験のある非行少年処遇をめぐる福祉と司法機関との連携」
- 第6回（平成13年2月20日）「加害者に対する刑事的介入をめぐる諸問題」
- 第7回（平成13年3月13日）「アメリカにおける児童虐待対策」「本研究会のまとめ」

第1 第1回「本研究会の目的・趣旨について」「少年院から見た児童虐待問題」

本研究会は、特に非行に関わる問題として児童虐待問題を取り上げている点に、その特徴がある。

第1回の研究会においては、各分野から来ていただいている方々の紹介のほか、本研究会の趣旨説明を行い、次に、少年院の実情を理解していただくため、まず「少年院から見た児童虐待問題」を取り上げ、非行の現場で児童虐待の問題がどのように現れているかを報告した。

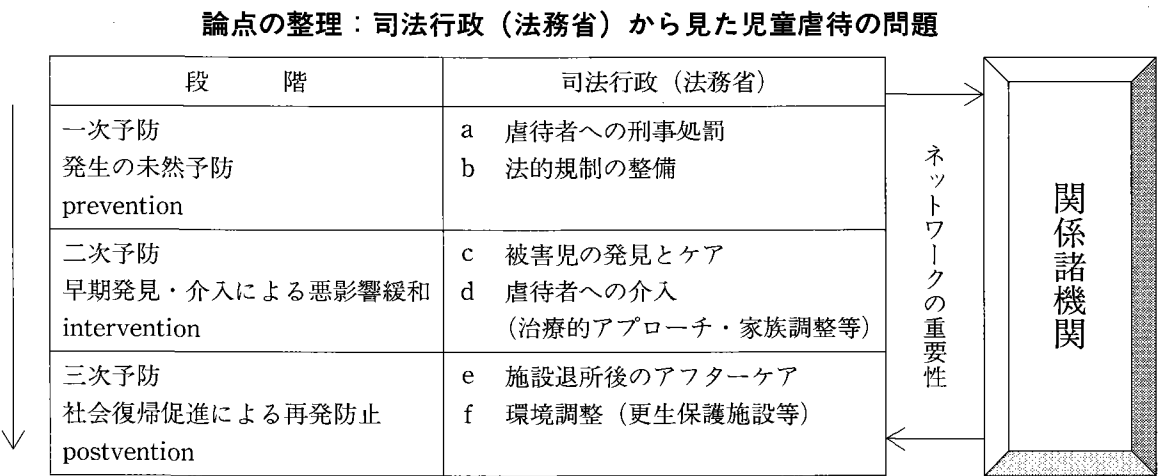
1 話題提供「本研究会の趣旨の説明」（法務総合研究所 松田美智子 研究官）

今回、この研究会に、医療、福祉、法律等の各分野で、児童虐待に取り組んでおられる委員の皆様の御参加を得たが、当研究会のねらいは、「児童虐待という視点から、法務省の検察、矯正、保護の現状を考えてみる」ことである。最終的には、児童虐待への法務行政の対応について、何らかの有益な提言ができるところまでたどり着ければよいが、今年度行う研究会においては、検察、矯正、保護における児童虐待の現状の把握と、問題点の整理を目指したいと考える。もちろん、その中で、今後の児童虐待問題への法務省の対応策について、何らかの方向性が得られれば幸いである。

具体的には、研究会において、後ほどお話する論点について、検察、矯正、保護の現場の実情を、適宜資料や調査結果等に基づいて当方から御説明し、その中の問題点について検討していただきたい。その際には、委員の皆様の調査研究から得られた知見、情報について御提供いただき、より広い視野から問題の検討をしたい。

例えば、虐待を繰り返す親への対応について、私どもがどのような対応をしているか、どのような点に疑問や困難を感じているかを提示し、福祉、医療等の分野では、このような取組みがなされているとか、福祉、医療等における事例から見ると、矯正や保護の対応は、このような点が足りないのではないかとといった情報や御意見をいただきたい。

次に、各回の研究会で取り上げる論点についてであるが、皆様が自己紹介の中で述べられたこと及び今回の少年院在院者における被虐待経験の事例分析で出された問題点について、カプランによる予防精神医学の概念を応用して整理してみた。



注 1 段階分けはCaplan, G.による予防精神医学の概念を応用した。

注 2 他に、全段階を通じて「児童虐待と非行・犯罪の関連性」の解明が課題である。
また、各段階で職員研修の問題がある。

それでは、この枠組みに沿って、問題点を整理してみる。

まず、「一次予防」について、「a 虐待者の刑事処罰」及び「b 児童虐待に関する何らかの法的規制」が論点となる。

二次ないし三次予防については、虐待を受けているあるいはその経験のある子供たちに現場で接している者にとって、色々と疑問や不満を感じることが多く、まず、「二次予防」に関する論点として、虐待されたあるいはされている子供の発見とケアのあり方（「c 被害児の発見とケアの在り方」）を取り上げたい。あわせて、被虐待児の特性などについても検討したい。

「二次予防」に関する論点のもう一つは、虐待をする親についてである。（「d 虐待者への介入」）。なお、ここでは、一次予防と区別して、治療的アプローチ、家族調整などに限って考えていきたい。虐待をする親には何か特徴があるのか。また、どのような状況に置かれているのかなど、親の側の問題点とその対応について検討したい。親に働きかける際の基本的な考え方についても、親子の統合か、分離かなど、状況に応じていろいろ意見の分かれるところではないかと思われる。

「三次予防」については、「e 施設退所後のアフターケア」及び「f 環境調整」を取り上げて検討したい。

また、注2にあげた児童虐待と非行・犯罪との関連についても、それぞれの現場での御経験に基づいたお考えを伺いたい。

これらの問題点を、研究会の中でどのように話し合っていくかという点については、まず、児童虐待の実態や、親、子ども、あるいは関係機関の抱える問題点を具体的に検討するところから始め、基本的な事実認識を共有した上で、最後に、刑事処罰や犯罪・非行との関連といったテーマを論じていきたい。

2 話題提供「少年院から見た児童虐待問題」（法務総合研究所 古田薫 研究官）

(1) 児童虐待と非行行動との関係

虐待 非行	有	無
	有	無
有	A	C
無	B	D

左の図は、虐待と非行との関係について、問題の把握を整理するために作成したものである。

① 虐待を受けた子供のうち、どのくらいが非行に走るのか。
(A/A+B)

現在のところ、日本でこれを明らかにするデータはない。特に B の数を把握することは困難と思われる。

② 非行少年のうち、どのくらいが被虐待児であるのか。(A/A+C)

今回の法総研の調査では、仮集計によると約7割を超える者が家族からの何らかの被害を受けているが、より詳細な数字が明らかになるとと思われる。

③ 虐待児が、非行に走るか走らないかの決定要因は何か。(A と B を分ける要因)

さらに、非行以外の問題行動をとる人、とらない人との違いは何か。これについては、B にあたる事例を積み上げる必要がある。

④ 非行少年のうち、被虐待経験「あり」群と、「なし」群の違いは何か。(A と C を分ける要因)

今回の法総研の調査で「あり」群、「なし」群の比較検討を行い、明らかにしたい。

⑤ 被虐待体験は非行の原因といえるか。因果関係はあるのか。

非行少年の多くは被虐待体験を持つといえるが、被虐待体験を、非行の原因として捉えることができるのか。

今回の法総研の調査により、②④については、何らかの結果が期待できる。①③⑤については、今の

ところわからないのが現状である。

(2) 被虐待児が非行行動に至るプロセス

今回、法務総合研究所で実施した少年院在院者に対するアンケート調査に先立ち、予備調査として、いくつかの少年院の協力を得て、児童虐待の事例を24集めることができた。これらの事例を、非行行動に至るプロセスに着目して分類したところ、次のようになった。

家出・万引きパターン（10事例が該当）

保護者からの暴力→小学校から中学校にかけて家出・万引き→逸脱行動の拡大
家庭内暴力パターン（3事例が該当）

保護者からの暴力→中学校時から家庭内暴力→攻撃行動の拡大
薬物・アルコール依存パターン（9事例が該当）

保護者からの暴力→薬物・アルコール使用→薬物使用に関わる非行
施設入所パターン（10事例が該当）

保護者からの暴力→保護のため施設入所→破綻
少年院入院以前に関係機関が関与していたケース（14事例が該当）

精神疾患関与パターン

少年に精神疾患が認められるケース（4事例が該当）

保護者が精神疾患であるケース（4事例が該当）

*重複する事例もある。

上記は、保護者からの暴力を出発点に、非行行動までを整理してみたものである。これを見る限り、因果関係をたどることができそうである。しかし、保護者からの暴力以前に出発点を仮定すると、破綻した夫婦関係、保護者の未熟な養育態度等が認められ、仮に虐待がなかったとしても、非行に走っていたかもしれない。

また、非行と虐待の関係を明らかにするに当たっては、被虐待経験から非行行動に至るまでの、各プロセスにおける心理機制的説明が必要である。半数近くの事例に早期の家出が認められ、家出しておなかすくなどして困って万引きに至っており、このような立場に置かれた子供にとっては、自分を正当化する心理が働き、規範意識が低下しやすいことが考えられる。また、大淵健一氏の指摘する「パラノイド認知」（人を傷つける心「攻撃性の社会心理学」サイエンス社、1993）西澤哲氏の指摘する「攻撃者への同一化」（子どもの虐待「子どもと家族への治療的アプローチ」誠信書房、1994）も、被虐待経験が非行行動に至るプロセスを理解する手がかりになる。はたして、暴力が暴力を生む構造があるのか、今回の当所の調査で明らかにしたいところである。

その他、上記のプロセスを分類する作業を通して気がついたことは、被虐待児は、非行行動により発見されるが、その時点では、非行行動に焦点が当てられ、その背後にある被虐待にまつわる感情の混乱へのアプローチが十分ではないということである。少年院に収容される年齢になると、虐待行為を受けていたのは過去のこととなり、表立った問題としては出て来にくくなる。

また、少年院入院前に児童相談所等の関係機関が関与していた事例は多い。しかし、施設入所の措置がとられていても、社会適応能力が十分に発達できていないこともあり、公的援助に乗れないケースがあることに加え、関係機関の関与の仕方について、細切れの感が否めない。

精神疾患が関与している事例では、虐待を受けたため精神症状が表れたのか、子供の精神症状が虐待

を誘発するのか、見極めた上での援助が重要である。

(3) 虐待する親の問題

次に、収集した24事例から家庭の特徴を探ると、次のようになった。

- ① 離婚→12事例が離婚， 3事例が別居
- ② 核家族→22事例が核家族
- ③ 保護者の性別→母のみ4事例，父のみ8事例，父母10事例，その他2事例

事例から見る限り、ほとんどが核家族で、6割超が離婚や別居を経験している。虐待する親は、母親のみという事例は少なく、父母双方によるもの、父によるものが多い。坂井聖二氏は、虐待をする親のタイプを分類しているが、24事例を当てはめてみたところ、以下のようになり、タイプ7に該当する事例が多く認められた。時には母にも向けられる父の激しい暴力や父母双方による虐待が多いのであれば、非行少年の経験する虐待は、逃げ場のないものであることが予想される。

<虐待をする親のタイプ> (坂井聖二「児童虐待への介入」)

タイプ1…育児不安から乳児への虐待をしてしまう親。虐待への罪悪感が強く、悩む。

(該当無し)

タイプ2…完全主義の親。しつけに関し常識を超えた厳しさ。基本的対人関係には問題なし。

(1事例)

タイプ3…子供への愛情が欠如している親。母自身の成育歴も満たされていない。

(該当無し)

タイプ4…独善的で常識を超えたしつけ、暴力衝動をコントロールできない親。反省・自覚無し。

(2事例)

タイプ5…人格的に幼く、社会性に欠ける親。父母双方の関与。若年。

(1事例)

タイプ6…性格障害のある親。親自身に被虐待体験。治療への動機付けはきわめて低い。

(3事例)

タイプ7…激しい暴力衝動をもつ親。父親に多い。ほとんど継父。配偶者も被害者。

(7事例)

タイプ8…明らかな精神障害をもつ親。身体的虐待よりネグレクトが多い。

(3事例)

タイプ9…性的虐待の親。ほとんど父親。一見正常。性的にだらしない。

(1事例)

(4) 被虐待経験がトラウマとなっている非行少年のケア

先に、少年院に収容される少年にとって、被虐待経験は過去のものとなるケースが多いことを述べたが、被虐待経験のある非行少年のケアを考えるにあたって、ここで、非行少年は、次の②③のステージに位置することを確認したい。

—— 児童虐待の3つのステージ (医学博士本間博彰の資料による) ——

I 強力な介入を要する時期 (Critical Phase)

生命・身体的危機が強く想定される時期。児童の年齢が低く、優先すべきは、生命の危機や外的危害から守ること。

II 慢性化した危機 (Chronic Phase)

暴力が日常化した時期。疑問や戸惑いから、無力感やあきらめ、暴力に対して鈍感になる時期。失敗、誤解、復讐の念などの問題に巻き込まれ始める。

III 虐待によるトラウマが主役を演じる時期 (Manipulative Phase)

親からの直接的な暴力は起こりにくくなるが、トラウマが様々な問題行動として現れる。親子の力関係が変わり始める時期。

次に、話題提供者の臨床上の経験も含め、被虐待経験をもつ非行少年に固有の問題を、以下のようにまとめた。

- ① 自己評価・自尊心がとても低い。
- ② 自傷・自殺企図の経験 (24事例のうち13事例にも認められた。)
- ③ 不遇感・被害感・不信感がとても強い。
- ④ 愛情欲求がとても強い。
- ⑤ 自分のことで精一杯
- ⑥ 繰り返される特定の対人関係のパターン

どれも非行少年に見られる傾向であるが、被虐待経験を持つ少年の場合、より重症であるとの印象を受ける。今回の当所の調査では、MJPI の得点も尋ねており、被虐待経験を持つ少年固有の人格特徴が出るか、確かめておきたいところである。

もう1つ、少年院に収容された被虐待経験者に対するケアを考えるにあたっては、その少年が非行において加害者であり、虐待において被害者であるという二重性を考慮する必要がある。

特に非行少年の場合、時に、自分は被害者であることを言い訳に、非行の反省が進まない場合もあるし、また、自分の対人関係のまずさを考えさせる際に、被虐待経験と正面から取り組まなければならないこともあるので、次の3点を識別し、少年の自我の成長の度合い、教育目標の達成度を見極め、虐待の問題を取り上げていかなければならない。

- ① 非行の問題と虐待の問題を切り離すアプローチ
- ② 被虐待児としてのケアを優先させるアプローチ
- ③ 虐待の被害者でもある苦しみ・恨みを受容しつつ、加害者としての自分自身に目を向けさせるアプローチ

さらに、虐待の事実確認のむずかしさがある。これには、被虐待者本人が認めない場合、保護者が虐待行為を認めない場合、周囲の人間が虐待行為を認めない場合、が考えられる。親からかわいがってもらえなかったということは子供にとっては認めがたいことであり、少しでも親の愛情を見出していこうとする。また、勇気を奮って子供が虐待を訴えたとしても、親が全く取り合わなかったり、大人同士でかばいあうこともある。こうした中で、家族の調整をしていくのは困難な作業である。

ところで、少年院においては被虐待問題は、問題がデリケートであるだけに、もっぱら個別処置 (個別カウンセリング、箱庭療法、作文、内省ノート等) において、取り上げられてきたように思う。少年院に収容されている少年たちに被虐待経験を持つ者が少なくないことや、虐待問題の認知度が高まって来た昨今、例えば問題群別指導のカリキュラムに組み入れるなど、治療・教育プログラムの再検討をする余地があると思われる。

(5) いかにして、少年院から社会に帰すか

社会復帰、家族統合については、今後の研究会にテーマが設定されており、ここでは、問題提起にと

どめる。

① 保護者への働きかけの困難性

- ア 過去にさかのぼらなければならない。
- イ 今の時点で、親は加害者ではなく、少年の非行に振り回された被害者という認識がある。
- ウ 親と子で、虐待行為について認識の差がある。
- エ 少年は、施設に隔離されており、保護者との接触が希薄となる。

② 家庭に帰れない少年の処遇

- ア 本人は帰りがっているが、客観的に見て帰すのは望ましくないケース
- イ 本人は帰りがっているが、家族が本人を見捨て、引取りを拒否しているケース
- ウ 本人は帰りたくないが、家族が引取りを望むケース

③ 関係機関との連携

被虐待体験によるトラウマの治療は時間がかかる。少年院在院期間では到底足りない。

最後に、なぜ、児童虐待と非行の関連を取り上げるのかというと、児童虐待への適切な対応は犯罪・非行の抑止につながるのではないかと考えるからである。つまり、早期に児童虐待から救うことで、本人が犯罪、非行に走ることを抑止できるのではないかと、また、被虐待のトラウマに対して手当てをすることが、本人自身や本人以外への被害の拡散を防止できるのではないかと考えるからである。

3 討論

引き続き、研究会の席上では参加者による意見交換が行われたが、ここでは主な意見を要約し、話題別にまとめて紹介する。

(1) 研究会の性格

児童虐待と非行との関連を検討するに当たり、法律・医療・福祉の専門家、児童自立支援施設・子どもの虐待防止センターの実務家の方々をお迎えすることができた。

- ・ 法律の立場からは、児童虐待に対して刑事政策的なアプローチの可能性について、医療の立場からは、臨床での被虐待児の心身への治療の他、保健医療、福祉、警察、家裁等の連携の必要性について、福祉の立場からは、福祉の現場においても「虐待」の定義や認識に差があること、アメリカにおいても、家族の統合を目指すのか、分離やむなしと割り切るか、考え方がさまざまであることなど、各立場からの紹介があった。
- ・ 児童自立支援施設の実務家からは、実際に子供はどう思っているのか、子供の将来はどうなるのかといった視点や、処遇する側が子供とどれだけ接することができるかが大切であること、子どもの虐待防止センターの実務家からは、受ける電話相談の8割は、虐待してしまうかもしれない不安を訴える母親からのものであり、虐待する側を支援するシステムの必要性についての問題提起があった。
- ・ 以降の研究会は、以上の外部からお迎えした先生方を始め、法務総合研究所の検察、矯正、保護出身の研究官による報告を中心に、討論を進めることとなる。

(2) 「児童虐待の防止等に関する法律」について

- ・ 児童虐待が大きく社会問題として取り上げられるようになったことを背景に、児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法という）が、平成12年5月24日に公布された。

児童虐待防止法の立法過程でも話題となった「虐待罪」の導入については、慎重な検討が必要である。

なぜなら、第一に、罪を問われて刑務所に行くことになっても、刑務所では子育ての勉強ができた

いこと、第二に、子供を守ることと親を罰することを、同じ法律の中には入れられない。罰の法は「疑わしきは罰せず」であり、保護の法は「疑わしければ守る」であり、両者の姿勢は相反する。

- ・ 虐待する側に対する方策であるが、今回の法律では、知事の勧告という形で、行政内で行うこととなった。^{*1}しかし、実効性も乏しく、司法が親に（治療）命令を出す方向に持っていったほうがよい。アメリカでも、児童虐待で親が刑事処分になる率は低く、処罰よりも治療命令の方が有効である。

^{*1} 児童虐待防止法第11条（指導を受ける義務等）児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。2 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。児童福祉法第27条第1項第2号 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは、当該都道府県が設置する児童家庭支援センターの職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センターに指導を委託すること。

第2 第2回「被虐待経験のある非行少年の親に対する治療的介入」

第2回の研究会のテーマは、虐待する親に対するアプローチをめぐる諸問題を検討することである。まず、「首都圏一般人口における虐待調査から、虐待への介入・支援を考える」というテーマで、大原美知子氏からパワーポイントを使用しての発表をいただき、虐待する母親の実態を知り、それを踏まえながら、被虐待経験のある非行少年の親に対する治療的介入の在り方を検討した。

1 話題提供「首都圏一般人口における虐待調査から虐待への介入・支援を考える」

(東京都精神医学総合研究所 精神保健福祉士 大原美知子 氏)

児童虐待は近年の社会問題のうちでも、最も関心を集めているものの一つであるが、その全体像についてはいまだ十分に把握されているとはいいがたい。そのため、どのように介入・対処したらよいかを推定することも難しく、実効的な対策を立てることを遅らせている。社会福祉法人子供の虐待防止センターでは平成10年度より社会福祉医療事業団の助成を得て、「首都圏一般人口における疫学調査」を行ってきた。満6歳以下の子を持つ母親を対象に、虐待のリスクファクターを検討することをその目的とし、虐待加害者としての母親に対し、どのような支援を行うことがより有効かも併せて検討した。

方法：サンプルの抽出方法は層化二段無作為抽出法を用いた。回収率は64.1%、回収数は1538であった。

対象者数と方法

- 抽出方法 層化二段無作為抽出法(調査地点は120地点)
- 調査方法 郵送配付・訪問回収
- 調査期間 平成11年10月15日~11月7日
- 回収状況 標本数 2400
回収数 1538
回収率 64.1%

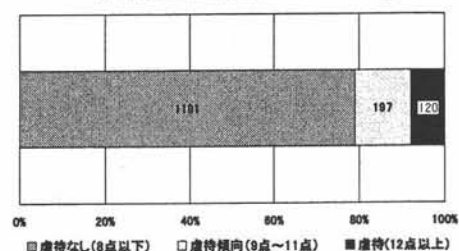
調査項目：

- (1) 人口統計学的データ
- (2) 母親が育った家庭の家族環境、親子関係、現在の家族環境
- (3) 産後抑うつの有無
- (4) 母性意識(母親アイデンティティ)
- (5) 子供への有害な行為
- (6) 解離傾向の有無

虐待行為を表わす項目は岩井らによる先行研究「児童虐待とその対策」を参考とし、それに実際に虐待経験を持つ当事者グループ(MCG Mother and Child Group)の協力を得、以下のように設定した。

・泣いても放っておくことがある・食事を与えないことがある・蹴ることがある・大声で叱ることがある・お尻を叩くことがある・手を叩くことがある・頭を叩くことがある・顔を叩くことがある・つねることがある・物を使って叩くことがある・物を投げつけることがある・子供を傷つけるようなことを繰り返し言うことがある・浴室などに閉じ込めることがある・家の外(ベランダなど)に出すことがある・子供を家においたまま出かけることがある・裸のままにしておく・子供の体に

虐待重症度(N=1508)



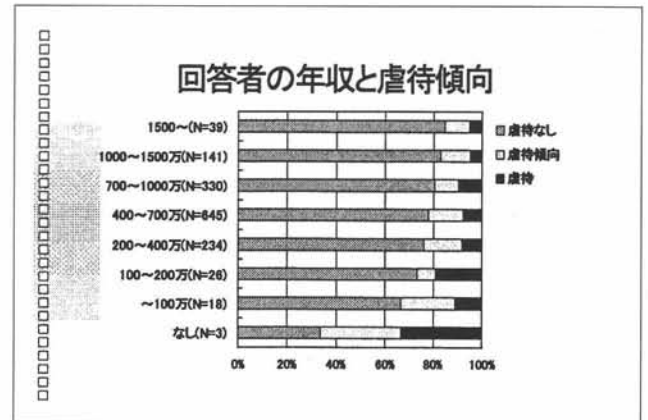
強く噛みつくなど17項目を設定した。項目の信頼性分析を行ったところ、Chlonbach のアルファ係数は0.774であった。

時々ある・しばしばあるの答えを得点加算化し、虐待得点とした。虐待得点の平均値は5.9 (SD3.7) であった。今回10点から12点の層が占める割合が10.8%と高かったため、カットオフポイントを昨年度の予備調査より一点高い12点とし、12点以上を虐待群とし、8点以下を虐待なし群、9点から11点を虐待傾向群とした。虐待群、虐待傾向群を合せると約20%となり、5人に1人の母親に虐待傾向が見られた。

(1) 回答者の属性と虐待傾向：

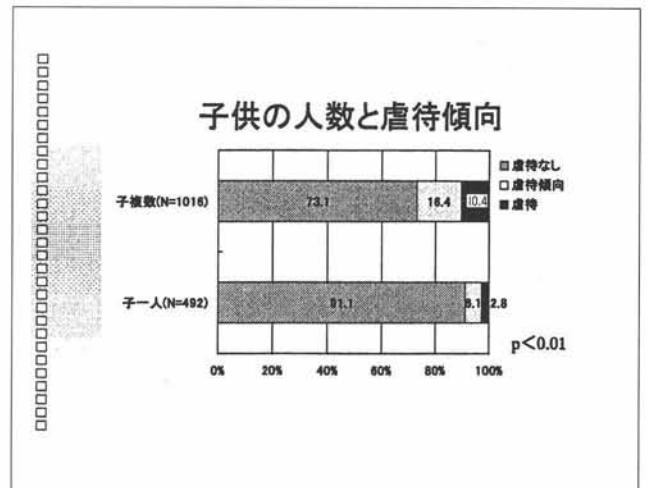
母親の年齢、住居形態、家族構成、婚姻状況と虐待傾向に差は見られなかった。

年収による虐待傾向は統計的には有意ではなかったが、年収が低くなるにつれ虐待・虐待傾向群の割合が高くなっていた。



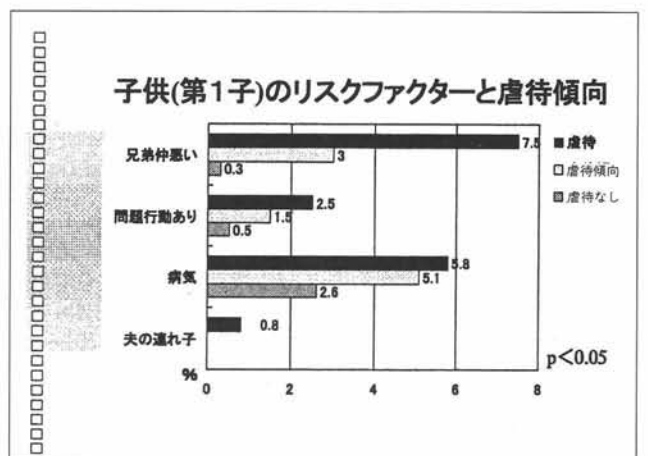
(2) 子供の人数と虐待傾向：

子供の人数と虐待傾向では、複数の子供がいる場合は、子供が一人の場合に比べ、虐待・虐待傾向群ともに高かった ($p < 0.01$)。複数の子の育児はやはり母親に負担感を抱かせている可能性が高かった。



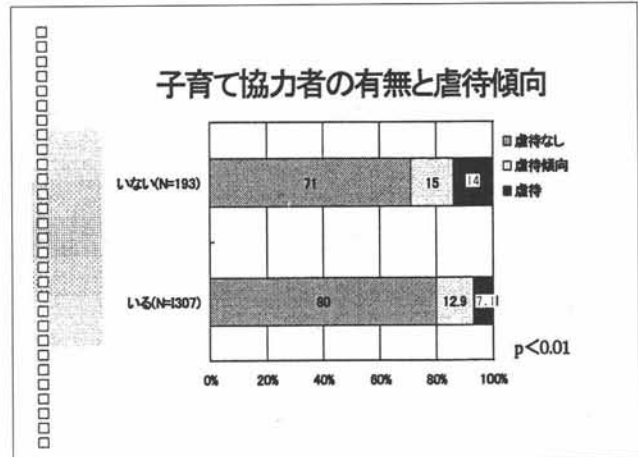
(3) 子供の側のリスクファクターと虐待傾向：

子供の側の要因として「病気である」「夫の連れ子である」「問題行動がある」がある場合、虐待群である傾向が高かった。電話相談をしてくるお母さんの中には障害児を抱えた方からの相談も多く、子供の側からの育てにくさなども虐待のリスクファクターになることが今回の調査でも裏付けられた。



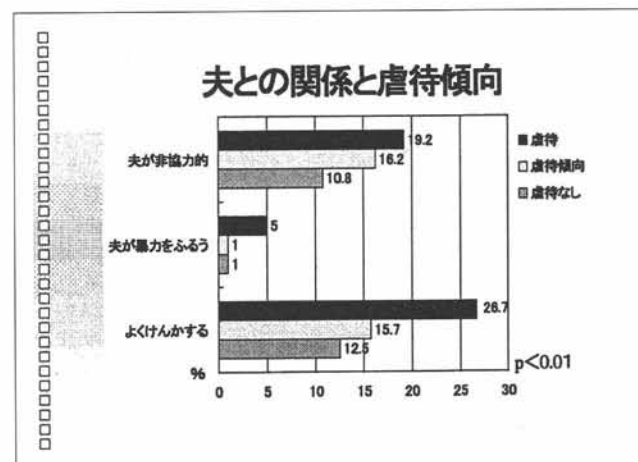
(4) 母親のソーシャルサポートと虐待傾向：

子育て協力者がいないと答えた母親の方が虐待群・虐待傾向群に属する割合が有意に高かった。また、育児に関して援助してくれる人がいないと答えた人は全体の12.9%であり、虐待群・虐待傾向群が有意に ($p<0.01$) 高かった。相談相手と虐待傾向では近所の人や夫に相談するのは虐待傾向群の人が多く、夫に相談しないのは虐待群であった。



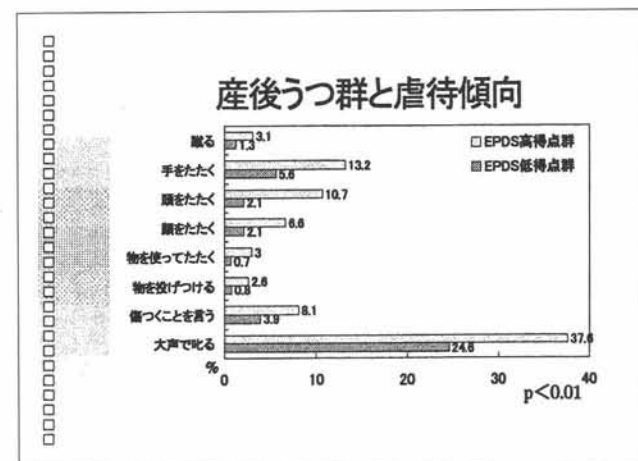
(5) 夫との関係と虐待傾向：

実際に援助してくれる人がいないと答えた割合で、最も多かったのは虐待群であり、夫からの援助を受けられない群も同じ群であった。夫からの協力が得られず電話相談してくる母親は多い。仕事で帰りが遅いという理由のほか、夫自身が育児に関わらない、関われないことから、子育ては全て母親への負担となる。妻は病気になっても、這ってでも子供の面倒をみなければならず心身の疲労から子供へ当たることになりやすく、それがまた、子供に対する負い目となり自分を責めるという悪循環を生んでいるといえる。



(6) 産後うつと虐待傾向：

母親自身の抱えている精神健康を EPDS (エジンバラ産後うつスケール, Cox 1987) を用いて検討した。本調査ではカットオフポイントを先行研究と同じ 8/9 とし、8 点以下を「低得点群」、9 点以上を「高得点群」(産後うつ群)とした。その結果、高得点群は全体の13%であった。産後うつと虐待との関連では高得点群は低得点群に比べ、虐待行動の多くの項目で虐待行動をとる比率が高かった。産後うつに限らず、うつと虐待の関係ではいくつかの先行研究が行われており、



Lahey ら (1984) によると、虐待行為を行っている家族は行っていない家族と比べてうつの度合いが高いことや、Colletta (1983) は19歳以下の母親を対象に調査を行い、うつ状態が認められた母親はそうでない母親に比べ、我が子に敵意を抱きやすく、無関心・拒否的であることなどの報告がなされている。

(7) 母性意識の推移：

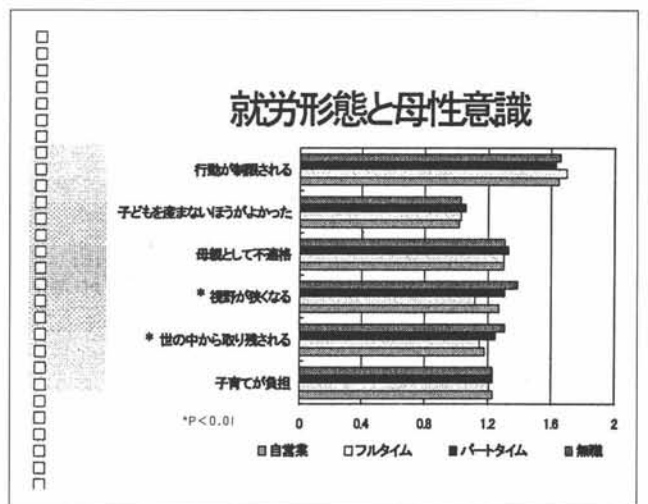
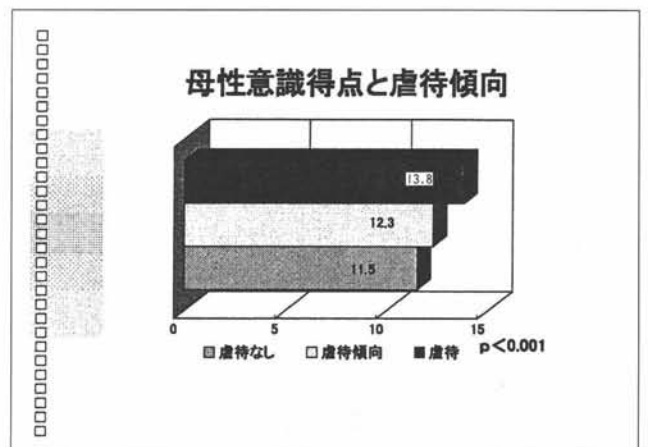
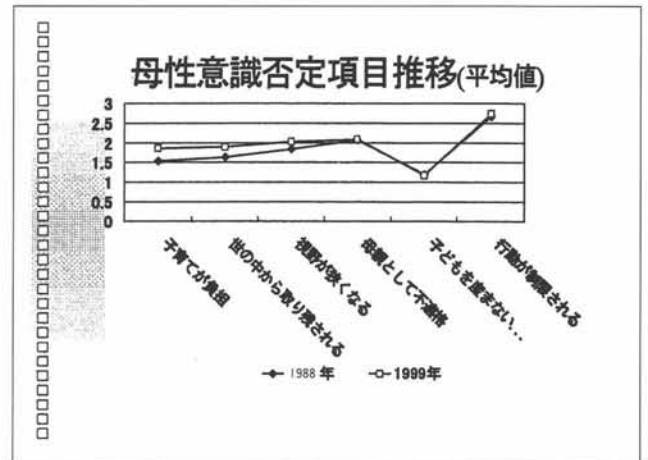
母親としての役割受容がどのようになされているのか母性意識尺度（大日向雅美，1988）を用いて検討した。母親であることの肯定的意識と否定的意識の2側面を測定するものであるが、今回はそのうちの母親としての消極的・否定的意識を測定する項目を用いた。大日向の行った調査（1988）と比較し、10年間の母性意識の推移を見たところ、「子どもを生まないほうがよかった」を除いた全ての項目で、今回調査の方が高くなっており、子育てに対する否定感が高くなっていることが理解された。

(8) 母性意識と虐待傾向：

母性意識と虐待との間に関連があり、母性意識否定感が高いほど虐待傾向も高かった。母性意識各項目ごとに見たところ、「子育てが負担」「母親として不適格なのではないだろうか」「子どもを生まないほうがよかった」とより否定感が深刻な項目に虐待との関連がうかがえ、また、その割合は約30%と母親の3人に1人が子育てに自信を持っていない状況も見られた。

(9) 母親の就業形態と母性意識：

母親の就業形態と母性意識とに関連が見られるかを検討したところ、差が見られた項目は「視野が狭くなる」「世の中から取り残される」で無職（専業主婦群）が最も高かったがこれは当然のことと推測される。厚生白書によると少子化の一因として母親の仕事と子育ての両立の負担をあげているが、今回の調査では子育ての負担感と就業形態による差は見られなかった。



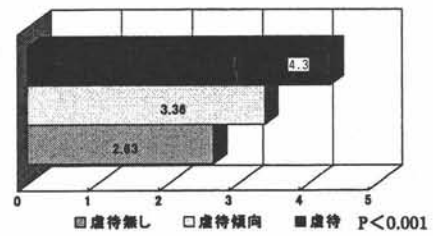
(10) 母親の生育環境と虐待傾向：

母親自身の生育環境と虐待との関連を見るため、FES（家族環境スケール）とPBI（親子関係検査）両尺度を用いて検討した。

(11) FES（葛藤性）と虐待傾向：

家族環境スケールはMoosらにより開発されたもので家族を個々の構成員の「環境」と位置付け、対象者が成育した家族の「気風」ないし「雰囲気」を多面的に自己査定するものである。オリジナルで10、日本語版で8のサブスケールがあるが、今回その中から当該家族の暴力傾向を見る「葛藤性」スケールを用いた。実家及び現在の家族の葛藤性を分けて検討したが、いずれも虐待に影響を与えていた。

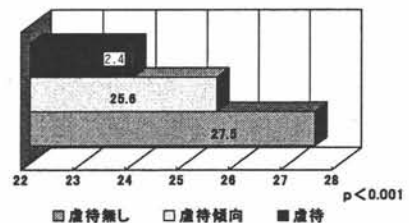
FES(葛藤性)と虐待傾向



(12) PBI（親子関係検査）と虐待傾向：

親子関係検査は、Parkerらによって開発され、自ら受けた養育体験をさかのぼって評価するものである。「愛情と無関心及び拒絶」と「過保護と自立性の促進」の2尺度から構成されている。愛情ケア尺度は自身の親から受けた愛着・暖かさ・共感・親密さを計るものである。虐待する母親は自分の親から愛されなかったという「世代間連鎖」を検討したところ、3群間で有意な差が見られ、「世代間連鎖」の可能性が示唆された。

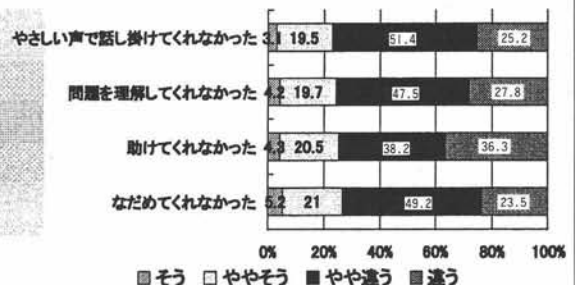
愛情ケア一得点と虐待傾向



愛情ケア一項目全てに虐待との関連が見られた。そのうち、「私のお母さんは助けてくれなかった」など否定感が高かった項目を見たところ、「そう」「ややそう」をあわせて全体で20～30%の人が、愛情ケアを受けていないと認知していた。

また「私に望まれていない子と思わせた」では「そう」「ややそう」と答えた人の虐待群・虐待傾向群の割合は「違う」「やや違う」と答えた人の2倍以上であり、虐待の電話相談で、親から「おまえなんかいない子だった」と言われたとの話を裏付けるものであった。

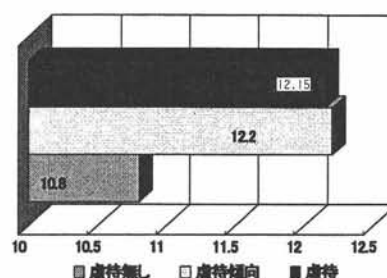
PBI(愛情ケア)項目の割合



(13) 過保護尺度と虐待傾向：

過保護・過干渉尺度は、コントロール、侵入、過剰接触、幼児扱い、自立の妨害の度合いを測るものである。昨年の子備調査では愛情ケアと同様な結果が得られた。しかし、今回の調査では、虐待なし群と虐待傾向群とで差が見られたが、虐待群とでは見られなかった。過保護と虐待傾向との関連について何らかの可能性は推察されるが、その解釈については今後の検討課題である。

過保護得点と虐待傾向



(14) 解離傾向と虐待傾向：

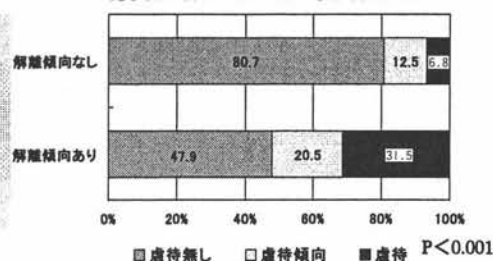
最近児童虐待の被害者に心的外傷後ストレス障害(PTSD)が生じることが報告されつつある。そしてまたその被害者が成人に達して以降自分の子どもに対して育児困難を抱えやすいことが指摘されている。PTSDの症状の一つである「解離」に焦点をあて、虐待との関連を検討した。今回標準化された尺度は質問紙の枚数制限もあり採用できなかったが、近似する方法として5つの質問を設定し、解離傾向を見た。

解離傾向

- 子供を叱っているとき、いつどうしてたたいたのか思い出せないことがある
- 子供を強く叱るとき、普段の自分と全く違うので、まるで別の人間のように感じられる
- 育児をしているところをあたかも他人を眺めるように自分の育児行動を見てしまうことがある
- 育児の行程の一部(または全部)を覚えていないことに気がつく
- 実際に起こっていると思えるほど空想や白昼夢に引き込まれることがある

「まったくない」1点、「時々ある」2点、「しばしばある」3点の加算得点の平均値は0.58点、(SD1.0)であった。カットオフポイントを3/2とし、3点以上を暫定的に「解離傾向あり」とし、虐待傾向との関連を検討した。その結果「解離傾向あり」は「同なし」に比べ、虐待群の比率が4倍以上となり、虐待へ影響を及ぼしていることが理解された。

解離傾向と虐待傾向



考察とまとめ：

本調査においては、虐待に影響を及ぼしているのではないかと経験的に感じているものを主として調査項目として取り上げた。その結果全ての項目に虐待との関連が見られた。虐待に関連する要因を重回帰分析で検討したところ、子供の数・愛情ケア得点・兄弟仲が悪い・EPDS得点等が選択されたが、重相関係数は0.21と説明率は高いとはいえなかった。このことから、今回の調査のほかにリスクファクターが存在している可能性もあるといえる。このように限界のある調査ではあるが、加害者である母親をどう支援したらよいかを以下のように考察した。

① 母親自身のメンタルヘルスへの支援

EPDS（抑うつ）やPTSD（解離）傾向が査定されれば、精神的な支援が可能となる。アメリカではうつ症状の治療に抗うつ剤とカウンセリングの併用による効果が報告されている。これらの治療を標榜している治療機関は多くはないが、今後期待できるのではないと思われる。

② 母親へのサポート資源の開発・提供

育児をしている母親の負担を軽減できるような実地的な支援が望まれている（家事・育児への援助をしてくれるヘルパーやシッターの派遣等）。

③ 子育てスキルのトレーニング

子供の面倒をどう見たらよいか、どう遊んでやったらよいかわからないなど、周りから支援を受けられず孤立して育児をしている母親のスキルトレーニングも必要である。

④ 母親への個別・グループケア

母親自身が自らの母親から愛されていないという愛着形成不全を解決するには、まず母親自身に受け入れられることや自己肯定感を再度体験してもらう必要がある。そのための場や専門家のケアを受けられる保障が不可欠である。

アメリカではNPOによる妊娠中のハイリスク家族（例えば若年者の妊娠、単親家庭での子育てもしくは家族から援助が受けられない家族）に対して育児の講習やグループワーク、個別相談が受けられる。出産後もボランティアによる家庭訪問など具体的・心理的な支援が受けられる。

事例にもあげたように、実際に虐待が疑われるケースについての介入は大変難しく、我が国においても公的介入は児童相談所がその責を負っている。児童虐待防止法の成立により、関係機関の通報義務はようやく明文化されたが、罰則規定はなく、対処・処遇についての連携はまだまだ暗中模索の段階であるといえる。虐待の遷延化（はっきりとした身体的な虐待がない場合）による被虐待児への影響の調査研究も含め、関係機関のより積極的な介入が望まれる。

カナダ、バンクーバーで虐待へのカウンセリング活動をしているNPO団体VISACで行われているChild Family Programには、次のような原則がある。

「適切な介入は将来起こる虐待のリスクを軽減させる」

これをもう少し広い意味で言い換えると

「適切な介入は将来起こる非行のリスクを軽減させる」といえる。

3 被虐待経験のある非行少年の親に対する治療的介入の在り方（討論）

引き続き、研究会の席上では参加者による意見交換が行われたが、ここでは主な意見を要約し、話題別にまとめて紹介する。

(1) 虐待をする母親の問題について

- ・ 関係機関に不信感の強い母親、防衛的な母親、攻撃的な母親といったケースの場合、関係者も手を出すのをためらってしまう。子供にとって信頼できる大人が周囲にいるかいないかが、被虐待児が非行に走るか走らないかの分かれ目になるように思われる。早め早めの予防が大切である。
- ・ 母親の置かれている状況を見極め、強権的でない介入の仕方もある。母親から心配事を聞く、生育歴を聞くなどして信頼関係を築くことであろう。しかし、児童相談所は敵と受け止めている母親もいて、時間もかかる。
- ・ 特に虐待が現在進行中で、生命の危機が予見されるときは、かなり強力に、強権的に関わらなくて

はいけない。

- ・ 施設に収容されているケースの場合、家に戻すか戻さないかについて、「子供を帰してほしいなら〇〇しなさい。」というような家庭裁判所の指導があってもよい。
- ・ 子供の虐待防止センター主催の虐待を行っている母に対する援助グループに MCG (Mother and Child Group) というのがある。ここには、児童相談所から参加を勧められた母親、もう一度子供といっしょにやりたいという意欲のある母親がくる。親が子供ともう一度やっていきたいかどうか、意欲の有無をアセスメントし、援助の方法を考える。

(2) 虐待をする親への介入のタイミング

- ・ 虐待をする親に対して、どの程度の虐待で介入が必要と考えたらよいであろうか。虐待をしつづける延長として考える親もいて、どの時点でどこまで介入するか、見極める必要がある。まず、介入の目標、つまり「この家族にどうなって欲しいか」という見通しを、援助する側が持つことである。第一に、児童福祉法28条*で親子分離するとしても、他に兄弟がいた場合、その子の世話をどうするか。第二に、民生委員や金銭援助など、様々な援助の選択肢の検討。第三に、親に対しては、だめ出しや指示ばかりではなく、がんばっている部分も認めていくなどして、親への接触を維持していく必要がある。
- ・ 子供たちが周りに出す助けを求めるサインを見逃さないことであり、それが介入のタイミングといえる。子供たちが周りに助けを求めても、誰も何もしてくれないのであれば、虐待を受けた子どもの大人に対する不信感も強くなろう。
- ・ 母親が子供に食事を与えない、という行為について、子供が言うことを聞かないからこのくらいしなくてもしょうがないという事例と、虐待事例とが考えられるが、その判断を誰がするのか、かかわりの目標、誰が関わるのか、こういったことをはっきりさせる必要がある。

* 児童福祉法28条〔保護者からの隔離措置〕保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。1 保護者が親権を行う者又は後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。2 保護者が親権を行う者又は後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

第3 第3回「被虐待経験のある非行少年の社会復帰援助」

我が国では、非行少年及び犯罪者に対する社会復帰援助機能のうち、矯正施設の外で行われる部分を、主に更生保護が担っている。第3回では、標記を中心に、更生保護が児童虐待に対し、これまでどのように対処してきたかを振り返った。次に、児童福祉の領域で触法児童等に対する処遇を行う児童自立支援施設の現場から、被虐待児の社会復帰援助がどのように行われているかについて、国立武蔵野学院の西嶋嘉彦氏に御発表いただいた。続いて、これらの話題提供で提起された問題点を踏まえ、今後、標記について非行少年及び犯罪者の処遇機関が果たし得る役割と課題を検討した。

1 話題提供「被虐待経験のある非行少年の環境調整」（法務総合研究所 横地環 研究官）

(1) 更生保護の機能と環境調整

更生保護とは、非行少年・犯罪者に対する社会内処遇の機能及び制度の総称である。社会内処遇の枠組みを支える仮釈放審査・決定等の機能は地方更生保護委員会が担い、社会内処遇そのものは保護観察所が行っている。社会内処遇は2つの側面、すなわち(a)本人に対する直接的な働きかけと、(b)本人を取り巻く環境の整備（対人関係の調整と社会資源の活用）とに大別され、主要な4種類の保護観察においては両方の機能が同時に働くことが期待される。

図1は、これら4種類の保護観察について社会内処遇の機能を整理したものである。②と③では、非行少年・犯罪者本人が矯正施設に入っている間に、本人釈放後の社会復帰が順調に進むよう、社会内環境の整備が行われており、これを環境調整と呼んでいる。

図1 非行・犯罪者に対する社会内処遇の機能

①少年	保護観察処分(a+b)	
②少年	少年院在院中の釈放準備(b)→仮釈放後のアフターケア(a+b)	a+b=保護観察
③成人	刑務所在院中の釈放準備(b)→仮釈放後のアフターケア(a+b)	b=環境調整
④成人	保護観察付執行猶予(a+b)	

(2) 被虐待経験のある非行少年に対する社会内処遇

これまでのところ、被虐待経験を持つ保護観察対象者を特別に類型化し、まとめて扱った文献はない。そこで、過去に保護局、矯正局等がまとめた事例集や「更生保護と犯罪予防」誌に紹介されている処遇事例を洗い直し、保護観察対象者が明らかに被虐待経験を有していた事例を拾ってまとめたのが資料1・2である。なお、虐待の疑いが濃いのが、児童虐待防止法でいう虐待の定義に合致するかどうか確認が得られなかった事例は、資料には含めていない。虐待に関する処遇者側の認知が高ければ、これらの多くは虐待事例として記載された可能性がある。

資料1・2から、非行少年の被虐待経験に対処する保護観察及び環境調整を行った事例に共通して見られた特徴は、以下のとおりである。

- ・ 女子事例の比率が高い（ほぼ半数）。
- ・ 虐待の種類は、全種類が認められるが、最も多いのは身体的虐待である。その中には、「体罰」、「せっかん」を名目とするものも散見される。
- ・ ほぼ半数の事例で、親に飲酒の問題があるとされている。

- ・ 家族との再統合を目指した事案と、家族からの分離を目指した事案は、ほぼ同数である。

次に、資料1・2から、被虐待経験を持つ非行少年が対象者となった保護観察処遇において見られた特徴は、以下のとおりである。

- ・ 保護観察対象者の年齢が低い（中学生）場合、保護観察開始後も虐待が継続していることが多い。
- ・ 処遇側に、虐待であるとの認知は乏しい（特にネグレクトの事例）。
- ・ 親に対する直接指導より、多様な環境整備が効果を上げている。

資料1から、被虐待経験を持つ非行少年が少年院に送致されている間の環境調整と、それに続く仮釈放後の保護観察において見られた特徴は、以下のとおりである。

- ・ 少年院は、施設内の本人に対する処遇と連動し、親に対する働きかけを行い、効果を上げている。
- ・ 親元以外に帰住先を設定したり、就労先を開拓するといった、地域の社会資源を利用する形の環境調整は保護観察所が行い、効果を上げている。更生保護施設¹がよく活用されている。
- ・ 環境調整の機能を、福祉機関（児童相談所・児童養護施設）が果たしている事例もある。
- ・ 施設内処遇から仮釈放後の処遇への移行、処遇する側のバトンタッチの際に、十分な意思疎通を図る必要がある。

（3）虐待加害者に対する社会内処遇

児童虐待の加害者が刑事処分を受け、刑務所に入ったり（図1の③）、保護観察を受ける（図1の④）場合があるが、このような虐待経験を持つ保護観察対象者の事例をまとめて扱った文献はない。そこで、被虐待経験者についてと同様の方法で過去の文献から事例を探したところ1件しか見つからなかったが、これに最近の新聞記事に紹介された事例を加えたのが資料3である。

たった2事例ではあるが、これらに共通するのは、当該犯罪行為が、被害者の立場に立って見れば、児童虐待であるとの認知が処遇する側になく、処遇が行われていたと思われることである。

（4）結論

事例集としてまとめた出版物から、虐待関連事例を洗い出すという、射程範囲の狭い方法を取ったため、実際に更生保護が扱ってきた虐待関連事例のごく一部を検討したに止まった。厳密な結論は出せないが、これまでのところ、児童虐待に関する処遇関係者の認知は、低い水準にあると言わざるを得ない。今後、処遇関係者の認知水準を上げることによって、より多くの事例を虐待事例であると認知することが第一の課題であり、これに併行して、効果的な対策の検討と実践のための体制づくりが必要になろう。これは、被虐待者・虐待者双方の処遇について言えることである。

2 話題提供「被虐待児の社会復帰援助について」（国立武蔵野学園調査課長 西嶋嘉彦 氏）

（1）事例に見る処遇上の問題点

被虐待児が後に非行少年となっていく場合、その経過には様々な要因がからまっている。この流れの全体像を具体的に示すため、最近の法整備がなされる以前の、ある施設における少年の処遇事例を紹介したい。

少年は、幼少時から、実父による暴力のため、何度も警察に保護され、一時保護の対象となった。実父母は離婚しており、少年は実父に引き取られたが、実父は仕事が長続きせず、生活保護で生活していた。実父の暴力が止まないため、施設入所を勧めても、実父は断固として拒否し、そのたびに関係機関

¹ 主に、矯正施設から出た者・保護観察中の者のうち、適当な住居がないため更生を妨げられるおそれのある者を宿泊させ、自立のための援助を行う民間施設。全国に101か所ある。

は協議を繰り返した。小学校に入学すると、父の暴力から少年は家出するようになり、家出、怠学、万引き等の問題行動を繰り返し、関係機関は協議の上、家庭裁判所に児童福祉法上の親権喪失宣告を求め、申立て（児童福祉法28条）を行い、児童自立支援施設に入所することとなった。

少年は、幼少時から酒乱の実父から言いがかりをつけられ暴力を受けるが、本来身に覚えのないものであり、その都度うそで言い逃れをしてきた。それがうそだとまた怒られ、家出をし、保護され、家に送り返され、怒られないために実父の顔色をうかがいながら、またうそをつく。そうしているうちに、どこまでが本当で、何がうそか、自分でもわからなくなる。とにかく今は、父の前から姿を消すことが一番……これが、少年が幼い頃から続いている最大の防衛策であったといえる。自分だけでは解決できるわけもなく、第三者に助けを求めても、家に連れ戻されるだけだったのである。

この少年の実父も、祖父（実父の父）から暴力を受けて育っており、祖母（実父の母）は暴力に耐えかねて離婚し、親戚宅を転々として育ったという経緯がある。

児童自立支援施設においても、少年は、うそをついたり、物を黙って持ち出したりという問題行動が続いた。もちろん、悪いことをすれば指導を受ける。しかし、家と違って施設では、少年をかばってくれる寮母さんがいた。寮母さんに「しんどいんです。」と言うと、寮母さんは、少年の頭に手を当てて「熱はないけど、風邪のひきかけかな、大事を取って休んでおこうか。」と、さっさと布団を敷いてくれる。このような大人の反応は、少年にとっては予想外のことであったに違いない。父の前でしんどいと言おうものなら、「なに」といきなり殴られていたと少年は言う。

この事例から、以下の論点を挙げることができる。

① 世代間連鎖

少年を虐待する父親も、かつて被虐待児であった。この流れを少年は将来我が子へとつないでいくのであろうか。この流れはなんとしても阻止しなければならない。

② 親権を振りかざす親への対処

父から逃げ保護を求める本人を公的機関が保護するが、父が引取りを強要する、ということが繰り返された。本人が児童自立支援施設に入所した後、父が急死したのだが、その直前まで引取り圧力は続いた。

③ 処分の枠を満たすための要件が実態と一致しないこと

児童自立支援施設に入所させた主な目的は、本人を保護することであった。その実態とは裏腹に、本人に非があるという形にしないと児童自立支援施設には入所させられなかった。

④ 家の外では加害者であるような、被虐待児の処遇における「枠」の必要性

父の急死で“枠がはじけた”後、本人は劇的に非行化し、問題行動を繰り返した。被虐待児童が非行少年に転身したのであるが、処遇にもっと強い「枠」を設けることができれば、非行を未然に防げたかもしれない。再犯防止の対応と、社会生活適応訓練がなされなくてはならない。

⑤ 心のケアの提供

④を実施するためには、まず、大人に対する不信感（暴力を振るう、救いの手を差しのべてくれない）を取り払う必要がある。事例で紹介した寮母さんとの交流のように、本心を明かしても、それをそのまま受け止めてくれ人がいるんだという本人を癒す生活空間が不可欠である。

(2) 被虐待児を理解するポイント

児童自立支援施設での実務経験から、被虐待児を適切に援助するためには、まず被虐待児について深く理解することが必要だと感じている。レジュメ「被虐待少年の社会復帰～児童自立支援施設を中心に～」(資料4)に沿って、理解するためのポイントを示す。

被虐待児の一般的な特徴を資料4のIIにまとめたが、更に絞り込んで、全国児童自立支援施設の児童生活支援員研修で検討した資料を参考に、児童自立支援施設で処遇している被虐待児を見ると(資料5)、これまでの人生で、一般社会より施設での生活が長い者が多いことが分かる。これは、親子の問題以前に、親に固有の問題があることからきている。被虐待児の家庭においては、虐待という親子関係より、親同士の夫婦関係がより深刻な問題である。親子関係はたとえ虐待関係であっても、子供がその一方の当事者であるが、両親が喧嘩し、いがみあっている場合、子供は全く参加の余地なしであり、家の中に居場所がなくなってしまうからである。長いこと親子分離した後に、家庭に戻すかどうかは難しい判断となる。なお、子供が児童自立支援施設に入っている間の親への働きかけは、概して十分とは言えない。親から子を保護する必要がある場合は、児童相談所が間に立って、親が押し掛けないようにしているが、

家庭に戻せない場合(国立武蔵野学院に来る子は、まず戻せない。)、一般社会での自立を目指すことになるが、施設生活が長い少年にとっては、それが非常に困難であることを周囲はもっと理解しなければならない。例えば(資料4 III(2))、その子たちの意識では、施設=社会であるが、現実はもちろん違う。施設では、自炊や金銭管理を学ぶ機会がない。かといって、公的な施設がそこまでカバーしようとする、それは過保護だという声が出る。

また、多くの子は中卒で就職することになるが、中卒の職場が大卒の職場と違うのは、賃金だけではない。例えば、大卒の子は、多くの課題が白黒付け難く行き交う世界で仕事をし、全ての課題を完璧にこなすことは最初から求められず、いわば、60点取れば周囲は認めてくれる。しかし、中卒の子に課せられる期待は、作業自体は単純でも、100点満点やれて当然というもので、独特の厳しさがある。

就労が困難なのは、施設生活が長い者だけではない。例えば、一見したところ病人とは思えないような親が生活保護を受けて食べている家庭に育った子供にとっても、就労は困難である。生きるためには働くものだというモデルがないからである。モデルという話で被虐待少年に戻ると、(資料4 III(3))、その最大の課題は、将来健全な家庭を作るためのモデルがないということである。

(3) 処遇機関側の問題点

では、そういう少年たちをどう処遇したらいいのか。現在、処遇機関側の問題点として次の3点があげられる(資料4 III(1))。

① 多機関による指導の不一致

共犯グループの処遇で、多くの機関が関わる場合、子どもたちが受ける処分と処遇が一致しないことがある。例えば、同じことをしたのに、13歳の者が児童自立支援施設に送られ、14歳の者が保護観察となったような場合。あるいは、一番のワルが少年院送致となり、半年で家に帰ってきたのに、児童自立支援施設に送られた子の方は、何年も施設暮らしを続けているといった場合も、本人たちは混乱してしまう。他にも、司法と福祉の対応にズレがある。

② 退行と社会適応訓練のさじ加減

心の癒しを主とする処遇は、まず本人を退行させ、そこから心理的発達のやり直しを行う。一方、社会適応訓練は、年齢相応の社会的な立ち居振る舞いができることを目指すので、処遇の方向性としては逆である。避けなければならないのは、施設で本人を退行させておいて、その後の心理的発達を保障する時間が足りないまま、措置の期間が明けたからといって社会に送り出してしまうことである。

③ 対人関係の仲介

この問題に限らず、少年本人の成長状況より「措置期間」を優先して、機関の処遇を切ったり、転換したりすることによって悪影響が出る。これを緩和するためには、先行する機関による「措置期間」が終わる前に、移行後の状況において本人を支える体制(特に対人関係の仲介をする人的資源)を確保し

ておくべきである。

3 被虐待児の社会復帰援助～非行・犯罪者処遇機関の役割と課題（討論）

引き続き、研究会の席上では参加者による意見交換が行われたが、ここでは主な意見を要約し、話題別にまとめて紹介する。

(1) 法務省の機関で、虐待問題の認知度を上げるために

- ・ 法務省の機関としては、まず当該事例が虐待であるとの認識を持つ、というレベルから入っていく必要があろう。
- ・ 被虐待児を含む、非行少年の施設内処遇を行っている少年院でも、アセスメントを行う少年鑑別所でも、被虐待児を発見してふり分けするスクリーニング等が制度化されてはならず、認知度を上げるための職員研修もなく、個々の事例で「一応疑ってみる」という対応である。制度化がなされてこなかったのは、虐待そのものがデリケートな性格の問題であることも関連していると思われる。
- ・ 社会内処遇での被虐待児の発見についても、話題提供で触れたように、個別の担当者が発見できるかどうかにかかっているのが現状である。地域でも有名な多問題家庭だったりすると、民生委員や保護司（兼任も多い）が見つめることがあるが、特に発見が難しいのは、ぱっと見て一見問題のなさそうな家庭の中で起こっている事案である。
- ・ この研究会を行うこと自体、認知度を上げることに貢献していると言える。
- ・ 被虐待児を発見するだけでは不十分である。職員は、非行との関連で、被虐待がどんな意味を持つのかについて正しい理解を持つ必要がある。つまり、虐待は非行の要因であって原因ではない。どういう心理、環境、行動の問題が非行に結びつくのかを職員が知っておかないと、被虐待児であれば即非行少年になるという安易な結びつけから、レッテルばかりを行うことになりかねない。

(2) 被虐待児に対する処遇～マニュアル化の功罪

- ・ 児童自立支援施設に来る子どもは、「枠」のない育ち方をしているのが一般的なので、施設が行う処遇では、まず時間・空間・所持金管理について制限した環境（「枠」）を与え、徐々に社会に適応できるように「枠」を広げるとする方法をとる。
逆に、被虐待児は、虐待という親による過大な「枠」で制限されすぎている。虐待する親が亡くなったり、あるいは本人が大きくなったりして「枠」が急に外れると、話題提供の事例で発表したように、暴走して非行に走ることがある。これを避けるため、虐待という過大な「枠」を取り外すのはもちろんだが、急に取っ払うのではなく、施設でもそれなりの「枠」を与えながら処遇することが必要である。
- ・ 「行動」、「言葉」、「心」の配慮が必要なのはどの被虐待児にも共通だが、一方で福祉の処遇原則は個別化であり、あるケースに有効であったノウハウを別なケースにそのまま当てはめるのは適切ではない。処遇をマニュアル化するのは難しい。
- ・ 被虐待児に共通する全体的な問題と、個々のケースの差異とを分け、全体的な問題を扱う処遇を統一的に実施できるよう、マニュアル化すべきである。例えば、矯正施設で、全体としての処遇計画を立て、その中で、「大人に対して凍り付いたようなしぐさや不自然な話し方をするかわりに、自然な振る舞いや話し方を身に付ける」といった達成目標を3か月なら3か月の期間で計画し、その期間終了時に評価を行い、必要なら計画全体の修正をする、というようなきちっとした処遇体制づくりが重要である。
- ・ 処遇を制度化して固めると、かえって融通がきかなくなり、個々の少年レベルでの処遇の柔軟性が

損なわれることもあり得るので、その危険性を踏まえておくことも大切である。例えば、少年院の処遇は23年前に短期処遇と長期処遇に分けられた。これによって、家庭裁判所が少年院送致という処分を選択することへの敷居が低くなり、短期間でも施設処遇を活用する道が開けたという利点があった。しかし、反面、それ以前であれば、どの少年院からも院外委嘱職業補導等で、社会内の町工場などへ通勤して働きに行くことが可能であったのに、現在は主に短期処遇を行う少年院でしか、この制度を活用していない。長期処遇施設に送られた少年にとっては、以前より処遇の幅が狭められたということになる。

(3) 被虐待児に対する処遇～事例を積み重ね、基本の底上げを

- ・ マニュアルという言葉は適切かどうか疑問もあるが、法務省の処遇機関でも、一つ一つの処遇事例を積み重ねて整理し、最低限の要領としてまとめたものをぜひ作るとよい。新人の教育にも役立つし、処遇の長期的な方向性を予見することも可能になる。特に、重い虐待事案でも、時間をかけて適切に処遇すれば回復するという事例を知っておけば、処遇側は希望を持って困難な事例に立ち向かうことができる。将来に回復のイメージを持てないと、最初から「何をやっても無駄」と諦めてしまうことになりがちである。
- ・ 実践例の積み重ねによる基本の底上げは、現行の制度内でも十分に可能である。

(4) 家族調整の困難性

- ・ 少年院では、少年の社会復帰のために家族関係の調整を重視している。例えば、施設に面会に来た保護者と少年との面接場面では、保護者の了解を得て、家族療法を用いた介入（親子で遊ぶゲームをさせたり、ジェノグラムを作成させ家族史における互いの認識の違いを分かってもらう作業等）を行ったこともある。また、少年院内にある「家庭寮」という、敷地内に独立して建てられている宿泊施設を利用して、家族と一緒に過ごし、家族の再統合を図るグループワークを実施するといったプログラムもある。
- ・ 家族調整を行う場合、親子関係ならば調整の端緒を得やすいが、虐待の背景には両親の夫婦関係が絡んでいることが多く、これには手を出しにくい。少年が両親の不和や離婚問題で悩み振り回されている事案は少なくないが、少年の処遇を行う者として、その両親の問題にまでは介入できない。少年が、親の問題を整理するのを助けたり、親との面会で親に聞きたいことをきちんと聞くにはどうしたらいいかと相談に乗るなど、あくまで少年への働きかけに止まらざるを得ない面がある。
- ・ 親子にとっては、施設での面会という日常生活と切り離された場面で家族調整の働きかけを受けることになるが、日常場面に戻ってもその効果が継続するよう、環境調整を行う保護観察所と施設とが連絡を取り合って、社会内での親の生活実態と施設内での本人の動向を互いにフィードバックするといった努力はなされている。後に、少年が仮釈放となった時点で、施設内処遇から社会内処遇にバトンタッチが行われるが、この際、より積極的な情報交換が行われることが望ましい。

(5) 社会復帰を支えるネットワーク～機関間の連携

- ・ 精神障害のある少年については、少年院から出た後の社会復帰を支えるネットワーク作りのノウハウがあり、地域の保健所や医療関係者との打ち合わせが行われている。しかし、被虐待少年の場合、そのような処遇チームとして関わる体制はまだ整っていない。
- ・ 医療の場で被虐待児を発見し、治療した後、病院からどこに帰すのか問題になる場合が少なくないが、自宅に帰せない事案は児童相談所に通告する。医学的には問題がなくなり、これ以上病院に置いておけないという場合は、即、一時保護所に預ける措置をとっている。
- ・ 矯正施設で被虐待児を発見した場合、児童相談所に通告するという体制はまだない。同胞が、父か

らの虐待経験を養護施設の職員に話し、養護施設から児童相談所、児童相談所から本人を預かっている少年院に連絡があり、父宅に替わる本人の帰住先として児童相談所が社会福祉施設を開拓したという事案があったが、例外的な話である。児童福祉機関との連携は今後の課題である。

(6) 社会復帰を支えるネットワーク～長期ケアの必要性

- ・ 虐待事案はその影響が長期に及ぶので、回復には長期にわたるアフターケアを要する。現在のように、処遇機関が対象者の年齢によってぶつ切りに担当を決められていると、本人を子供時代にさかのぼってよく理解している人が、長期間にわたってケアしていくのは困難である。特に、本人が親になっていく時点まで連続的にかかわっていかないと、虐待の再生産を効果的に防止するのは難しい。
- ・ 施設を出た後のケアの必要性は認識しているが、矯正施設の場合、出院後の少年と社会内でかかわってはいけないことになっているので、連続性が失われる。保護観察所も、法定の保護観察期間終了後のアフターケアは制度化されておらず、主に保護司が、本人又は家族の相談を受けて、私的に援助を行っている場合もあるというのが実態である。
- ・ 連続してケアを提供できる資源として、市・町単位で、保護司と里親が合体したような「通所里親」があるとよいが、既存の里親制度、あるいは保護司の民間ネットにのせるのは難しいと思われる。我が国の里親制度は、家族制度を支えるものとしての位置付けであり、児童養育機能を担う社会資源という発想ではない。アメリカ合衆国では「施設」での養育に対する反発があったために里親制度が盛んになったが、今は里親制度にも問題点が指摘されている。
- ・ 社会内で既に散在している資源をうまくまとめるというアイデアはよいが、もともと公の機関は、そのどこか一つが統括して支配できないように、それぞれ権限を区切って作られているため、全体のイニシアチブを取る役割は期待できない。
- ・ 公の立場ではなく、まず民間で良いモデルを作れば、後から公の支援が乗るのではないか。児童自立援助ホームはその成功例である。全国でまだ10～20程度と施設の数はい少ないが、最近では少年院から児童自立援助ホームに帰住させることもあり、連携を意識している。
- ・ 厚生省は少人数制（6人程度）の、グループホーム的な養護施設を今年11月から埼玉県で始めたところである。こじんまりとした、地域に根を下ろしたもので、家庭モデルを提供できるような施設が望ましい。

4 この回のまとめ

非行少年・犯罪者に対する社会内処遇という領域で、児童虐待の被害者・加害者双方への対処がいかに実践されているかを明らかにしようとする試みは、問題の一部を把握したに止まり、児童虐待に対する関係者の認知を上げる必要性を再確認する結果となった。

一方、児童虐待処遇事例の蓄積が既になされている児童自立支援施設からは、具体的な被虐待児処遇事例の紹介を通し、被虐待児の特徴的な属性、処遇上の課題、処遇機関の連携に関する問題点等について示唆をいただいた。

その後の意見交換では、前述の「社会内処遇」の枠を越え、被虐待児への処遇に関連する問題が幅広く検討された。主な知見のうち、現行制度の枠内で実現可能な提言を以下にまとめた。

- ・ 虐待問題の認知度を高めることは、被虐待児の発見に欠かせない。しかし、発見するだけでは不十分であり、適切な処遇を行うためには、被虐待経験が非行との関連でどのような意味を持つかを解明する作業が行われ、その結果が職員に浸透することが必要である。
- ・ 処遇のマニュアル化については、個々のケースの差異を認めつつ、もう一つ上の被虐待児全体に共

通する次元で通用する処遇方法を確立することが望ましい。そのためには、個々の処遇事例を積み重ね、整理してまとめ、機関内で蓄積する作業が必要である。

- ・ 施設内処遇を受けている被虐待児の社会復帰を促進するには環境調整，中でも家族調整が重要である。施設内の本人と社会内の家族の両方に効果的に働きかけ，本人が社会に出てからもその効果を持続させるために，矯正施設と保護観察所との一層緊密な連携が望まれる。
- ・ 精神障害を持つ非行少年の処遇現場で行われている，法務省機関と医療機関との連携作りを参考として，被虐待経験を持つ非行少年処遇においては法務省機関と地域福祉機関（特に児童相談所）との連携が確立される必要がある。
- ・ 被虐待児は，長期にわたり連続したケアを必要とする。ケア体制の整備は我が国全体の課題であるが，法務省機関としては，児童自立援助ホーム，更生保護施設等の社会資源との連携から実践を広げていくことが可能である。

資料 1

番号	出版年	主な処遇者	タイトル	本人	非 行	虐待種類	家庭状況
1	1990	保護司・男	善意を心の糧として	中3，女	ぐ犯 (シンナー，万引き， 異性交遊)	ネグレクト	父＝服役後蒸発 母＝文盲，飲酒，子どもの養育・家事を放棄 家は不良のたまり場
2	1990	保護司・女	空腹を満たすことから出発	17歳，男 無職	窃盗	ネグレクト	父＝賭事狂／のち病気で入院 母＝本人中学生時，末子を連れて蒸発 家は荒れ放題
3	1990	保護司・女	M子の青春	中3，女	窃盗(他にシンナー， 家出等々)	性的虐待	父＝酒乱・本人を強姦 母＝父にしかられおどおど・無力
4	1990	保護司・男	揺れる16歳	16歳，女 美容学校生	窃盗(他に恐喝，家 出等)	身体的虐待	父＝病気がちで無職・本人に刃物を突きつけ 「死んでしまえ」・髪の毛を切る／のち病死 母＝夜の仕事
5	1990	保護司・男	父と子の間にたって	中3，男	窃盗(幼時から盗 癖・母の死後激化)	身体的虐待 心理的虐待	父＝専制的で厳しい体罰(煙草の火押しつけ 等)＋「刑務所へ行ってしまえ」「アホ」「幼 稚」等ののしる 母＝かばってくれたが，半年前に病死
6	1990	保護司・男	バーマをかけ父への 憎悪に燃える少年の 心の友として	16歳，男 自動車整備 工	窃盗(他に交通関係)	身体的虐待	父＝飲酒すると粗暴化し，ひどいせっかん (本人は暴力に耐えかね，幼時から野宿) 母＝7歳時，病死 継母＝遠慮がち
8	1995	観察官 (＋保護司)	修復できなかった家 族の関係	中3，男	窃盗(他にシンナー， 交通関係)	身体的虐待	父＝母・本人に暴力(以前は兄も対象) 母＝父と不和，兄から暴力を受けると本人の 部屋に避難するか短期間家出して家事放 棄 兄＝父とともに母・本人に暴力
9	1995	観察官 (＋保 護 司・女)	ぐ犯姉妹とのかかわ りを通して	17歳，女 無職	ぐ犯	身体的虐待 心理的虐待 性的虐待	父＝飲酒すると家族に暴力・本人の給料を取 り上げる(借金苦で夜逃げ数回)「おまえ は自分の娘ではない」 母＝父から暴力を受けると家出 兄＝本人6～16歳にわたり「性交渉を強要」 妹＝保護観察中
10	1985	保護司・男	学校との連携に特徴 のある事例(5)	中3，男	傷害(対教師暴力) 等 いわゆる校内暴力	身体的虐待 ネグレクト	父＝大酒飲んで暴れる・出稼ぎで長期不在多 い 母＝本人5歳時蒸発・今は再婚して遠くに住 む 継母＝本人10歳頃蒸発 祖母＝多忙で本人を放任
11	1985	観察官 (直接処遇)	番長グループの集団 処遇に特徴のある事 例	中3，男	窃盗(他にシンナー， 校内暴力)	身体的虐待	きょうだい9人の7番目，家族の「はみだし 者」扱い 父，二兄，三兄から極端な体罰を受けている 母は小言を言うのみ
12	1985	保護司の複 数指名ケー ス 保護司・女 (家族調整) ＋保護司・ 男 (保 護 会 主 幹)	更生保護会の活用に 特徴のある事例	中3，女	ぐ犯	身体的虐待	父＝酒乱。飲むと家族に暴力。 }生活保護 母＝父の暴力のため，頻繁に家出 } 受給 →最近は問題飲酒(べろべろに泥酔) 姉二人＝家を嫌い独立／長姉は非行歴あり

出典：「白藤の咲くとき～保護司処遇事例集」(法務省保護局)／「更生保護と犯罪予防」119号(日本更生保護協会)／「ともに歩んで～中学

処 遇	予 後
・母への辛抱強い接触 ・本人への接触（含む文通・添削） ・アドボケイト（地域に対し） ・仲間の保護司による就労援助 ・関連者の担当保護司・観察官との協議	就労して安定 母も就労
・面接時、手料理をふるまう ～本人の適性（食物に強い関心）を見抜く ・調理職（住込み）就労援助・アフターケア	調理師免許取得 再非行なし
・父の子を妊娠→福祉事務所に保護依頼、中絶手術 ・更生保護施設（父から身を隠す）→住込み就職 ・出奔しては帰宅するたび家族調整 ・ストーリー的な組員と縁を切るのを助ける	家に落ち着き、祝福されて結婚
・父に虐待されるたび担当者宅へ避難、担当者が家族調整 ・自宅の火事・父の葬儀の世話	父の死後、家族がまとまる アルバイトで安定
・父を指導（効果なし） ・家出して数日、担当者宅で生活 ・住込み就労後のアフターケア（釣り・野球観戦）	住込み就労先で再非行 →少年院送致
・父を指導（父はその直後本人をせっかん） ・本人が決めた自立（住込み就労）を援助	住込み就労先で安定
・家の金を持ち出して放浪していた本人を更生保護施設に入れる ・上記に不服で本人の施設収容を主張する父に同行し、家裁調査官と面接 ・就労援助→住込み就職 ・更生援助金（当面の生活費）支給 ・夫婦間調整のための継続的な父母面接（効果？） ・母への社会資源（婦人相談所）紹介	住込み就労先で安定 父母・兄の関係は未解決
・「観察官や保護司さんは、よく話をきいてくれるけど、力にはなってくれない」 ・家庭訪問を重ねるが、両親は「来てくれたついでに財布をおいていってくれたら助かる」	家庭持ちの男の子どもを中絶後、その妻として生活 親元に帰りたい気もあるが家族に絶望しつつある
・共犯集団（校内不良グループ）からの離脱を指導・援助 ・中学校と保護観察所が毎月処遇協議を開催（9回） ・父への地道で支援的な働きかけ	中卒後、高校進学して安定 父に親和
・中卒まで、共犯集団（校内不良グループ）まるごと参加させて集団処遇（6回）→その後は個別面接 ・父に体罰厳禁を指導→電話で相談相手になる	中卒後、就労、転職先で安定 家族に親和
・何かと殴る父、酒に溺れる母との家に落ち着けない本人を更生保護会に入れる ・同時に中学校（いじめられていた）を転校 ・父母に指導（効果なし）	更生保護会生活の中で盗癖が判明 その都度指導するが改まらず、中卒間際に校内窃盗（担任の財布等） →観察所から家裁に通告、少年院送致

資料 2

番号	出版年	主な処遇者	タイトル	本人	非 行	虐待種類	家庭状況
1	1990	A 中等少年院	劣悪な家庭環境で育ち、幼稚園時から窃盗が始まり常習化している少年	19歳男	ぐ犯（浮浪生活） ～以前生活していた養護施設に無断侵入し投宿・さい銭盗（頻回）→身柄付補導委託→再非行＋出奔→少年院	身体的虐待 心理的虐待 ネグレクト	父＝養護施設卒業時から、本人の引受を拒否 母＝本人出産直後に蒸発 継母＝実子だけをかわいがり、本人を虐待（～食事を与えられず盗み食い→児相→養護施設） 本人の引受を断固拒否
2	1996	B 医療少年院	性的虐待など家庭内の問題から、異性に依存し覚せい剤使用に至った少年	16歳女	覚せい剤取締法違反（～虐待が嫌で家出→テレクラ売春で生活→覚せい剤を使う成人男性と同棲→一緒に覚せい剤使用）	身体的虐待 性的虐待	父母は家庭内葛藤を否認し、「外から見て仲の良い家族」を演じることに固執。本人の引受は強く希望。 長兄＝家庭内暴力。父母と殴り合い。本人に包丁をつきつけることも。本人に対する性的虐待。 次兄＝本人に対する性的虐待（性的接触→強姦）
3	1998	C 中等少年院	慢性的な社会不適応感を持っていたが、少年院で生きる意味を知った少年	19歳男	窃盗・交通関係（生活苦から。窃盗で保護観察中だったが、引受人である伯父に反発し、単身生活。精神科投薬、自殺未遂あり）	身体的虐待 心理的虐待 ネグレクト	父＝5歳時離婚 9歳時自殺 母＝離婚後本人を養育したが、継父と一緒にひどいせっかん（後に父方親族が引き取ったが、親族間をたらい回して育つ） 最近、本人と再会し一時同居したが、すぐに突き放した。
4	1994	観察官（＋保護司・男）	少年法第24条第2項に基づく環境調整命令の出された少女の事例	?歳女	窃盗・交通関係（背景の生活態度が問題とされた）	身体的虐待	父＝アル中、飲んでは家族に暴力／母と離婚後は音信不通 母＝父から逃れ、子連れで水商売をしながら転々。最近では生活保護を受給しつつ、パチンコ浸り 兄＝まじめで非行歴なし
5	2000	D 医療少年院	（軽度知的障害者の事例）	17歳女	ぐ犯（外泊・異性交遊等） ～父の問題飲酒が深刻化→姉妹で家出→養護施設入所→施設内問題行動・外泊等→警察・児相→観護措置	身体的虐待 性的虐待	父＝アルコール依存症、飲むと本人と姉に暴力、性的虐待 母＝知的障害者、賭博癖あり、3歳時父と離婚後は音信不通 姉＝養護施設入所
6	1985	E 中等少年院 観察官（＋保護司・男）	少年院と連携し親子関係を調整した事例	18歳男	窃盗（車上盗の繰り返し） ～小4で初発非行。侵入盗など止まず、継母の拒否感もつり、遠くの親族に預けられるが適応せず、入院前は近所の祖父宅で生活。	心理的虐待	3歳時父母離婚、4歳時から継母と同居するが、継母は実子のみかわいがり、本人を差別 父は真面目で温厚な人だが、継母に対して強く出ることができない。
7	1985	F 初等少年院（短期） 観察官（＋保護司・男）	院外委嘱教育に協力し復学について調整した事例	15歳男	傷害・暴行等（いわゆる校内暴力事犯。対教師暴力と生徒間リンチ）	心理的虐待	父＝酒癖が悪く、飲むと母に暴力、本人と姉にもくどくどからんでくる。 母＝父に殴られ、子連れで家出したことも 父母とも本人の引受は当然と考えている。
8	1995	観察官（＋保護司・?）	A 子の自立を目指して	18歳女	ぐ犯（家出＋売春） ～軽度の知的障害者。中卒後、就職して寮生活→対人関係で退職→実家では祖父母の体罰→家出と売春→警察から児相通告→施設入所を拒絶しつつ家出と売春→中等少年院送致	身体的虐待	父＝賭事狂。借金をつくって蒸発 母＝無力 父方祖父＝飲酒すると家族に暴力（物を投げつけるなど） 父方祖母＝毎日のように本人をハンガーで殴る（体罰） 姉＝軽度の知的障害婦人保護施設で生活
9	1995	観察官（＋保護司・男）	A 子との6か月を振り返って	17歳女	殺人未遂 ～父から無断外泊を叱責され、殴られて激昂。父が寝てから包丁で刺し殺そうとした。→少年院送致	身体的虐待	父＝以前から、母に対して暴力をふるい、子どもにも殴る蹴るの体罰 母＝体罰場面では仲裁に入るが、止められず、親戚に仲裁を頼むことも

環境調整	仮退院後の処遇	予 後
・ 父母（本人からの手紙を無視）に、少年院から手紙と電話で働きかけたが効果なし ・ 環境調整担当保護司も父母宅を二度訪問して働きかけたが効果なし ・ 本人には気力体力を付けさせ、建設機械運転免許を取らせ、自立に備える処遇 ・ 帰住先として更生保護会を調整 ・ 保護会職員が本人と面会	・ 更生保護会に帰住 ・ 会では、真面目に働き、実績ができたなら家に手紙を書くよう指導。本人は従ったが、ある日まとめて返送され「今後は二度と手紙を出さないように」との返事で、職員に泣きついた。以後、帰宅はあきらめ。 ・ 退会までの目安、6ヶ月に近づいているが、浪費癖が改まらず、自立資金が貯まっていない。 ・ ルーズで甘えた生活態度。職員は「根比べ」とおもって基本的なしつけを続けている。	保護会での処遇続行中（本人としては良好な状態）
・ 共犯（同棲相手・服役中）の子を妊娠していることが発覚。結婚・出産・中絶等の選択について、共犯や父母との調整を行い、本人を支えつつ自己決定を援助 ・ 中絶後、職員の援助を得て、薬物や家族の問題に対する内省が深まり、感情表現と自己主張の能力が高まる。 ・ 少年院からの働きかけに応じ、父母も自発的に相談を求めるようになり、否認が取れてきた。	・ 父母宅に帰住（他は資料なし）	父母宅に落ち着き、アルバイトのかたわら定時制高校に進学（父母からの報告による）
・ 本人の根強い対人不信感と自己評価の低さを改善すべく、個別面接、役割活動、体育訓練、院外教育等々で本人に誠実に接し、その努力を評価 ・ 当初は引受を拒否していた伯父は、文通・面会で本人の成長ぶりを認め、引受を承諾	・ 伯父宅に帰住（短期間のためか？特記事項なし）	伯父宅に落ち着き、営業職の仕事に励んでいる
・ 環境調整命令「母が速やかに定職について稼働できるよう、指導、監督を行うこと」 ・ 母に、定職について地道な生活を送るよう繰り返し指導（母の苦労や言い分も傾聴しつつ） →母、スーパー店員として稼働・生活保護辞退に至る。	・ 仮退院当日、母宅を出奔、以後所在不明	不明
・ 父宅に帰住予定だったが、姉が性的虐待の件を養護施設の職員にうち明けたことから、兄相→少年院に帰住先変更（成人知的障害者施設へ）の相談あり。 ・ 変更先施設の特定、入所手続、生活保護の所帯分離の手続等は、兄相と養護施設が調整中	(D 医療少年院在院中)	(D 医療少年院在院中)
・ 少年院と観察所の定例研究協議会で本人事例を検討。双方から働きかけて、継母の感情改善を目指すことに ・ 継母（本人からの手紙を無視）に、観察官が電話で（父との面接を通し間接的にも）働きかけたが効果なし。 ・ 保護司（継母の恩師）も何度も家庭訪問したが効果なし。 ・ 近所の雇主（予定）に住込み雇用を依頼（観察官→父→雇主）、承諾を得たので「引受人父、帰住先雇主」とする。 ・ 少年院次長が家庭訪問 ・ 少年院次長が同伴し、一時帰省。継母の感情好転？	・ 雇主のもとへ帰住	雇主のもとで安定し、精勤。継母との関係は未解決で、帰宅には至っていない。
・ 院外委嘱教育についての協議会（家裁・少年院・観察所・中学校）で本人事例検討、中学校の協力が得られる見通しに。 ・ 保護司から、父には酒を控えるよう、母にはパートをやめるよう（！）指導。→父母とも従い、「家庭が明るくなった」。 ・ 月曜帰宅、土曜帰院の「院外委嘱教育」を2ヶ月間実施。本人は在籍中学校に通学し、受験した高校に合格。 ・ 協議会は実施期間中にも開催	・ 父母宅に帰住 ・ 先輩不良グループに呼び出されたが、拒否したところ、リンチを受けた。保護司から連絡を受けた観察官は、リンチ加害者のうち保護観察中の者全員に緊急指導（各担当保護司による）+地元警察署に連絡しパトロール強化	無事に高校進学後、安定。家族関係も良好
(資料なし)	・ 祖父母・母宅に帰住。折り合い悪く、T教会で3か月修養後、住込就労（8か月間、適応を援助） ・ 不満がつのり住込就労先退職。保護司に相談するが家族は引受拒否。観察官は女子更生保護施設、自立援助ホーム、婦人相談所、別の住込就労先にあたるが不発。市の社会福祉事務所に相談。精神薄弱者援護施設を調整待ちのため、精神障害者福祉ホームに緊急入所。 ・ ホームでの問題行動のため退去を迫られ、実家等再調整して断られた後、T教会（上記と別）に。元看護婦の女性責任者のもとの適応したので、転入手続し生活保護受給。	T教会に適応し、自分からアルバイトを見つけるなど前向きに暮らしている。実家との関係は未解決
・ 当初帰住地は父宅だったが、マスコミで取り上げられた事件でもあり、本人も不安を感じていたことから、途中で母方祖父母宅も並行調整するようになった。 ・ 父が本人の高校通学にこだわったため、保護司は祖父母宅地域の「世話役的人物」に依頼し、その地域での高校に関する資料を集めてもらった。	・ 祖父母宅に帰住 ・ 保護司は、わがままで粗暴な本人を扱いかねる祖父母の相談相手となるが、保護司自身も本人から物を投げつけられたりし、「世話役的人物」の助けも借りて家族調整 ・ 観察官も家庭訪問し、本人と祖父母の間を調整 ・ 祖父母が本人に恐怖感を持ち、父、観察官、保護司、「世話役的人物」にも SOS ・ 父が「世話役的人物」とともに本人を職業安定所に連れていき、住込就労先を見つける。 ・ 住込先は祖母宅と距離があるが、現在担当の保護司に続投してもらうことに	住込先で精勤し、安定。月に数回、自分から祖父母を訪ねるようになった。父母は祖父母を通じて本人と連絡。

て～環境調整事例集」（法務省保護局）

資料 3

番号	出版年	主な処遇者	タイトル	本人	犯罪概要	虐待種類	家庭状況
1	1999	観察官 (+保護司・女+ 保護司・男)	放火を繰り返すうつ病女性 対象者の保護観察について ～遠隔地の対象者に対する 主任官の関与を通じて	32歳，女 (仮出獄：期間は約 11か月) 23歳時からうつ病で 精神科に通院，刑務 所内でも投薬を受け ていた。	下記	(長女に 対 する) 身体 的虐待	夫＝45歳 もと組員 酒乱で暴力を 振るい，浪費癖・借金がある。 長女＝13歳 中学生 軽度知的障害 者 長男＝9歳 軽度知的障害者 福祉 施設で生活 次女＝7歳 福祉施設で生活
2	2000	下記参照					

処遇

・ 夫宅に帰住 ・ 仮出獄の翌日，夫が覚せい剤使用のため警察に逮捕された。長女→長女の学校→民生委員→保護司（本人も直接相談に来た）。長女は，学校の仲介で福祉施設に入所。 ・ 本人が保護司宅で相談（長女と夫が近親姦の関係にあるとの訴え）中，失神したので，保護司が連絡して緊急入院させた。 ・ 退院したが，自宅が家賃滞納のため追い立てを食い，更生保護施設の空きを待つ間，保護司宅に避難。形式上は保護司宅への個人委託とした。 ・ 保護司宅で本人が生活している間，組関係者とおぼしき数名が保護司宅に押し掛け，本人を施設に送るなど怒鳴り込んで来た。保護司と保護司の夫がなだめている間に，持病がある保護司の夫が卒倒した。 ・ 自宅に帰った本人を翌日保護司が訪ねると，本人は保護司に謝罪する遺書をのこし薬物自殺を図っており，すぐ入院させた。 ・ 保護司への負担が過大となったため，近所で「隣保館」職員を兼ねる男性保護司を指名し，複数指名事案とし，観察官から地域の社会福祉担当者（住宅確保の件）と地元警察（保護司の安全確保の件）に協力を要請した。 ・ 観察官は本人入院先を訪ね，主治医と相談の上，本人を見舞った。 ・ 退院した本人から観察官に「刑務所仲間と交際してしまった」「夫は執行猶予になったが浮気が不安」「また自宅に放火した」等電話が頻出。担当者によれば，放火は夫が消してばやですみ，夫の浮気は本人の妄想だろうとのこと。 ・ 本人観察所に来て面接「夫が施設から長女を引き取ろうとしているので，夫に長女との近親姦の話をしたらひどい暴力をふるわれた」と訴える。 ・ その後も本人からの「訴え」を保護司と観察官で受容し続けたところ，次第に安定し，再犯に至らず期間満了を迎えた。（長女を施設から引き取ったのかどうかは，記載なく不明。）
--

事例1の犯罪概要

(第1刑) 殺人未遂, 懲役2年

公営住宅で夫及び長女(当時9歳)と居住していたが、夫は、生活費を入れずに借金を作る上、酒乱癖があって暴力をふるうこと、長女には障害があり、他にも福祉施設に預けている長男と次女がいるが、その長男にも重度の知的障害があることから、生活苦や子どもの将来のことを思い悩んで、平成〇年〇月〇日午後11時過ぎごろ、長女と心中しようと決意して、就寝中であった長女の首を靴ひもで強く絞めたが、長女が死んだものと思って絞めるのを止めたため殺害の目的を遂げなかった。

(第2刑) 現住建造物等放火未遂, 懲役3年

平成〇年〇月〇日午前7時ごろ、前夜、夫が隠し持っていた金のことで口論し、これ以上夫との生活を続けられないと考え、婦人相談所に母子寮への入所を依頼していったん承諾を得たものの、後刻婦人相談所から受入れが困難である旨聞かされたため、途方にくれて子どもとの心中を考えるうち、家を焼失させれば夫とも離別できると考え、火を点けた新聞紙を使ってタオルケットに放火したが、付近住民が発見消火したため、畳の一部を焼却したに止まり、目的を遂げなかった。

※ 第2刑の放火事件を起こしたことから保護観察付執行猶予の判決を受け、第1刑の殺人未遂事件を起こした時は、その保護観察中だった。

出典:「更生保護と犯罪予防」132号(日本更生保護協会)／毎日新聞札幌版 2000年11月3日朝刊

事例2の報道例

洗面台に顔つけ殺害? 4歳二女が不審死 34歳母親は姿消す

2日午後7時10分ごろ、X市、会社員、Aさん(43)から「娘の様子がおかしい」と119番があった。救急隊員が駆けつけると、二女B子ちゃん(4)がぐったりしており、病院に運ばれたが、すでに死亡していた。水死とみられるが、C署でさらに詳しく調べている。状況に不審な点が多く、同署は殺人事件とみて捜査している。詳しい事情を知っているとみられるAさんの妻(34)の行方が分からなくなっており、同署で捜している。

調べでは、Aさんが午後7時過ぎに帰宅すると、B子ちゃんが水を張った洗面台に顔をつけて、ぐったりしていたという。三女(2)は無事だった。

現場は市営住宅が並ぶ団地。一家は夫婦と娘2人の4人暮らしで、最近引っ越してきた。

同じ市営住宅で上の階に住む無職、Dさんは「夜になると、物音や子供の泣き声がすることがあった。奥さんは口数も少なく、暗い感じだったがあいさつは欠かさない人だった。昨日スーパーで見掛けた時に、あいさつをしてこなかったのが、元気がないと思った」と話していた。

また、近くに住む主婦、Eさんは「いなくなった奥さんは、子供とよく公園で遊んでいた。とても面倒見がよく、見習わなくてはと思っていたのに」と驚いた様子だった。

妻は、数年前に長女(当時3歳)を殺し、同年X地裁から殺人罪で懲役3年、執行猶予5年、保護観察処分付きの有罪判決を受け、今年8月に猶予が切れたばかりだった。判決では「夫の借金を苦にして、保険金目当てで思いついた犯行」と認定されていた。

資料 4

平成12年11月13日

国立武蔵野学院

西嶋 嘉彦

被虐待少年の社会復帰

－児童自立支援施設を中心に－

I. 社会復帰（措置解除）の種類

(1) 自立支援達成（改善退所）

- | | |
|-------------|----------------------|
| ① 義務教育中 | 復学（家庭・児童養護施設等） |
| ② 中学卒業時・（後） | 進学（家庭・児童養護施設等・全寮制学校） |
| ③ 中学卒業時・後 | 就職 |
| ④ 在院中 | 家庭引き取り（再婚，他県引っ越し） |

(2) 自立支援未達成（事故退所）

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 無断外泊 | 行方不明，観護措置……少年院等 |
| ② 強制引き取り | |
| ③ 精神科医院への措置入院 | |

II. 被虐待少年の特徴（資料6を参照）

(1) 被虐待少年 ① 自分が悪い

- ② 自分が不利な時ほど，それを悟られないように振る舞う

夫婦関係＞親子関係

- ③ 大人の強い枠に支配されている。…… はじける 枠がなくなる
-
- 過敏反応 枠から脱出

- ④ 周りの嫌がること（いじめ・職員反抗）をして，距離を測る。

対人関係障害

- ⑤ 少年自身の問題……育てにくい子ども

行為障害，ADHD

III. 社会復帰の時期

(1) 少年の改善

- | | |
|----------------|--------------------------------------|
| ① 不良グループ：多機関指導 | （初等少年院，児童自立支援施設）
（保護観察，児童相談所通所指導） |
| ② 退行と社会適応訓練 | |
| ③ 対人関係の仲介 | （職員，教師，地域委員，職親，保護観察官） |

施設入所中の関係調整：保護者，意味ある第三者

在 宅	(1) 母子世帯の中 3 男子, 2 月
	(2) 生活保護家庭の少年の就労

(2) 受け入れ先

- ① 虐待家庭≠施設環境≠一般家庭……仲介機関（グループホーム，里親，更生保護施設）
- ② 施設内＝疑似社会≠一般社会……中間機関（施設から通勤・通学，自立寮）

14～15年の人生で，施設生活の方が長い少年が抱えるギャップ
「施設＝社会」の意識 ⇔ 「施設≠社会」の現実

(3) 課題

被虐待少年が将来健全な家庭を作るためのモデルはどこに？

資料 5

学 齢	性別	入所理由	家族構成	養 育 者	虐 待	虐待者	虐 待 の 開始年齢
高 2	女	窃盗	実父 継母 －結婚時17歳 異母妹3人	父母離婚 1歳 父方祖父母が養育	身体的虐待 ネグレクト 心理的虐待	父 継母	6
中卒	男	無断外泊 バイク盗	本児誕生時 実父57 実母37	父－視力障害 母－知的障害	ネグレクト	父母	0
中卒	男	侵入盗 恐喝	実父 妹 (祖母)	父母別居・同居 母子寮 離婚	身体的虐待 ネグレクト	父	幼少期
中 3	男	金品持ち出し 万引き	実母 養父 異父弟妹3人	父－覚せい剤 母－覚せい剤	身体的虐待 ネグレクト	養父	7
中 3	男	無断外泊 虐待	実父 実母 異父姉 姉・兄・弟		身体的虐待 姉2人に性的虐待 ネグレクト	父 父 父母	7
中 3	男	家出 万引き 窃盗	実父 継母 姉	実母－18歳時結婚 →浮気→家出	身体的虐待	父	3
中 3	女	恐喝 傷害 シンナー	実母 弟	父－外泊・女 母－ホステス 内夫－酒	身体的虐待 ネグレクト	母	10
中 3	女	家出 怠学	実父母 姉	母－パート ・居酒屋経営 家庭の居心地悪い	身体的虐待	父	2
中 3	女	措置変更 不純異性交遊	実父母	父－養育無視 母－酒	身体的虐待	父母	5
中 3	?	恐喝	実父 継母 兄 義姉	実母死亡後、 祖母が養育 (4～5歳)	身体的虐待	父 継母	4
中 2	女	家出	実母 継父 兄姉5人	母－知的に低い・酒	ネグレクト	母	1
中 1	男	窃盗 空き巣 万引き	実母 妹 養父	母－ホステス 夜は託児所 祖母の養育期間あり	身体的虐待	養父	10
小 6	女	深夜徘徊 窃盗 家出	実父 継母 異父兄	0歳時父母離婚 3歳時母再婚	心理的虐待 性的虐待	母 異父兄	0 幼少期
11歳 (再入) ：前は 小1～2	男	家出・虐待 (前は暴力・器物損 壊)	祖父母 実父 弟	祖父母 父 (7歳時、父母離婚 後祖母が養育)	身体的虐待	祖父母 父	3
小 5	男	暴力 万引き	実母 継父 姉妹	母－鬱病・ 母子情緒交流× 姉が本児の世話	身体的虐待 ネグレクト	継父 母	9 0
8歳	男	虐待 万引き 学習不適應	実母 祖母 おじ3人	母－未婚出産 ・飲み屋勤め おじ－無職 祖母一字がしっかり 書けない	身体的虐待 ネグレクト	祖母 おじ	?

第4 第4回「被虐待経験のある非行少年の発見とケア」

第4回の研究会は、矯正施設及び医療機関における虐待と発見とケアについて検討した。医療機関で発見される虐待はほとんどが現在進行形のものであるのに対し、矯正施設において発見される虐待は、過去の経験であることが少なくないという差異はあるものの、虐待による影響は、たとえそれが過去の経験であっても、その後の生活に大きな影を落としていることが十分に考えられる。今回は、少年鑑別所における現状についての話題提供の後、精神医学的立場から、虐待が引き起こす様々な心理的影響及び問題行動への発展の機序について話題提供があり、被虐待経験のある非行少年に対する発見とケアとの共通点が探られた。

1 話題提供 「被虐待経験のある非行少年の発見とケア～少年鑑別所の立場から」

(法務総合研究所 吉田里日 研究官補)

(1) 少年鑑別所とは

少年鑑別所の主な機能は、家庭裁判所の観護措置決定により入所した、非行のある少年または将来非行を起こすおそれのある少年を収容し、その心と体の状態を調べることにより、問題のありかや大きさを分析するとともに、その後の処遇の方策を提言することにある。

少年鑑別所に入所する少年は、家庭裁判所で受理した少年のうち約7%である(平成11年)。また、入所する少年の非行名を見ると、殺人・強盗といった凶悪犯が家庭裁判所新規受理人員の0.6%に対し、鑑別所新収容人員の6.3%、傷害・暴行・恐喝・暴力行為等違反といった粗暴犯が前者の6.1%に対し、後者の27.4%であるように、少年鑑別所に収容される少年は、家庭裁判所に係属した非行少年のうちでも起こした非行が重大である割合が高い。非行自体が比較的軽微であるのに入所する場合は、入所前に非行を繰り返し、在宅審判による不処分や保護観察といった処分では非行が止まなかったということが多い。つまり、少年鑑別所に入所する非行少年は、非行の量や質において問題が大きい少年たちと言える。そうした少年たちそれぞれに対して有効な問題解決の手立てを探るために、精査＝鑑別が必要となる。

鑑別は、面接、心理検査、医学的診察、行動観察、外部資料の収集(主に家庭裁判所調査官とのケースカンファレンスによる)によって集められた情報を統合し、総合的な判断をする作業であり、主に心理学の専門家がこれを担当する。

(2) 少年鑑別所における被虐待経験の発見

鑑別の作業においては、担当少年の生育歴を調査することが欠かせない。また、生育歴にも含まれるが、家族についての情報を調査することも欠かせない。そのために実施する面接、心理検査、行動観察、家庭裁判所調査官とのケースカンファレンスの中で、少年の被虐待体験が発見されることがある。

- ① 面接：親に関する質問に対し、直接、虐待があったことを表現する(例：「言うことを聞かないとすぐにぶっとばされた。」)。ただし、少年自身はその経験を否定的に語る場合もあれば(例「すぐむかついた。」)、そうでない場合もある(例：「自分が言うことを聞かなかったから仕方ないと思った。」)。
- ② 心理検査：文章完成法や家族画の中に表現されたりほのめかされたりする(例：「お父さん～すぐ手が出る」、「お母さん～パチンコに行くと帰ってこない」、家族画で親が手を上げている、親の顔が塗りつぶされているなど)。
- ③ 行動観察：身体検査や面会場面に発見のきっかけがあることがある(例：入所時の身体検査では

必ず傷跡をチェックするが、「この傷どうした?」と聞いて「昔、おやじに灰皿投げられた。」と答えるなど。面接では問題ないように言っていたのに、面会場面では緊張が高かったりよそよそしかったりするなど。)

④ ケースカンファレンス：虐待による児童相談所の係属記録、親との面接内容などから判明する。

面接以外で得られたサインは、面接場面で本人にフィードバックし、改めて家族について質問をする中で確認していく。それに対して本人がどのように答えるかも、本人が家族や被害体験をどのように認知しているか知る手がかりとなる。

(3) 少年鑑別所におけるケア

少年鑑別所は一義的には診断施設であり処遇施設ではないが、以下のようなケアを行い、入所中の少年の安心と安定に努めている。被虐待少年に特化したケアではないが、有効であると思われる。

① 衣食住

家出・浮浪生活を送っていたような少年には第一に大切である。明日の寝食の心配がないこと、決まった時間に寝起きをして食事をする、清潔さが保たれること、これらが基本的な安全感和つながる。

② 身体面

健康診断・治療を受けること。これまでの生活の身体面への悪影響を知り、今後の生活面での注意点についてアドバイスを受けること。自分の体について大人から「気遣われ」、「手当てを受ける」体験をすること。これらの体験は、自分が大切な存在であるという自尊感情につながる。

③ 心理面

否定されずに話を聞いてもらえること。「気持ち」を受け止めてもらえること。「気持ち」を言葉で表すことを求められること。→自分の内面を振り返って整理すること。これまで少年なりに頑張ってきたことについて認められること。

親との面会などで気持ちが揺れても、動揺せずに受け止めてくれる職員という大人がいること。壊れない枠に守られている安全感を持つこと。

これらの体験は、心情の安定や自尊感情につながる。

(4) 少年鑑別所からの引継ぎ

鑑別の過程で収集された情報と知見は、家庭裁判所に対して「鑑別結果通知書」として提出され、少年が保護観察処分を受けた場合は、「少年簿」という資料冊子として保護観察所に引継がれる。少年院送致の決定を受けた場合は、「少年簿」の中に更に「第一次処遇指針」という処遇上の留意点を簡潔にまとめた書類を加え、引継いでいる。

(5) 少年鑑別所における被虐待体験の発見とケアの課題

① 被害感の強い少年に対する働き掛け

虐待を受けた少年の中には、自分が非行に走ったのは全面的に親のせいだと考えて自分自身の問題に目を向けようとしない者もいる。過去の被害体験にまつわる感情を受け止めつつ、非行という行動をとったこと自体は自分自身の選択であり、責任を免れないのだということに直面させるのはなかなか難しい。短い観護措置期間内に保護観察や少年院生活への十分な動機付けが成功しなかった場合は、その旨を処遇機関に引継がなければならないが、少年院送致の場合に比べて、社会内処遇の処分の場合、連絡体制が十分整っていない。

② 性的虐待の発見

性的虐待の被害は、最も語られにくい。だれにも話せずにいればいるほど、被害少年は最もケアを必

要とする状態にあると考えられて、逆説的には発見が望まれる。また、家庭に戻って家族と一緒に暮らせるかどうかの判断にとっても非常に重要な情報であるのに、鑑別所の段階ではなかなか得られない。特に女子少年に関しては7割前後の者が性的被害体験を有しているという今回の少年院における調査結果があるので、少年に対しては、多くの女子が性的被害を受けていること、性的被害については全員に聞いていることなどを話した上で、性的被害についての質問を行うことなどが考えられる。その流れの中で、家族内の性被害についても、言葉を選びながら、質問するといったことが可能かもしれない。生活史の中での急速な崩れや性的な逸脱など、いくつか性的虐待のサインと言われるような行動についての知識も必要である。

2 話題提供 「子どもへの虐待が行動の問題へ発展する機序に関する考察」

(埼玉県立小児医療センター医師 奥山眞紀子 氏)

(1) 医療場面で発見された虐待の実態－3つの実態調査研究から－

[その1]

平成元年10月から10年5月の間に埼玉県立小児医療センター附属大宮小児保健センター（平成10年4月より医療センターに統合移転）精神保健外来における話題提供者の外来を受診したケース56例について、男女別に初診時の生活の場について見たものが表1である。男女差はない。

初診時に主たる虐待者と同居していたのは27例であった。これを含め何らかの虐待をした人と同居していたのは29例、このうち虐待が続いているのは18例であった。

初診時の年齢については表2のとおりである。

虐待者について見たものが、表3である。実父母両方が虐待者である場合も含め、実の親のみが虐待

表1 初診時の生活の場

生活の場	男児	女児	合計
在宅	16	17	33
施設	11	12	23
合計	28	29	56

表2 初診時平均年齢

生活の場		平均年齢
在宅	初診時虐待が持続（18例）	6.4
	初診時虐待なし（15例）	11.6
施設	（23例）	7.7

者である割合は7割を超える。

虐待の種類については表4のとおりである。身体的虐待あるいは身体的虐待にその他の虐待が組み合わされたケースが最も多い。

虐待開始の時期を見ると、乳児期から幼児期早期に始まったものが、在宅のケースにおいては33例（在宅ケース中93.9%）、施設のケースにおいては22例（施設ケース中95.7%）であった。ほとんどのケースが乳児期から幼児期早期において虐待を受け始めている。

表 3 虐待者

虐待者	在宅	施設
実父	(33.3%)	(30.4%)
実母	(42.4%)	(34.8%)
実父母	(3.0%)	(8.7%)
継父	(6.1%)	(8.7%)
実母＋継父	(6.1%)	(8.7%)
親代り	(0.0%)	(8.7%)
実母＋親代り	(3.0%)	(0.0%)
教師	(3.0%)	(0.0%)
実父母＋教師	(3.0%)	(0.0%)

注 ()内は、構成比である。

表 4 虐待の種類

虐待の種類	在宅 (%)	施設 (%)
PA	15(45.5)	11(47.8)
Ng	2(6.1)	5(21.7)
SA	1(3.0)	1(4.3)
EA	1(3.0)	0(0.0)
PA+Ng	5(15.2)	1(4.3)
PA+SA	1(3.0)	1(4.3)
PA+EA	6(18.2)	2(8.7)
Ng+SA	0(0.0)	2(8.7)
PA+SA+EA	1(3.0)	0(0.0)
Ng+SA+EA	1(3.0)	0(0.0)
PA+α	28(84.8)	15(65.2)
Ng+α	8(24.2)	8(34.8)
SA+α	4(12.1)	4(17.4)
EA+α	9(28.1)	2(8.7)

注 「PA」は身体的虐待を、「NG」はネグレクトを、「SA」は性的虐待を、「EA」は心理的虐待を示す。太線より下の「+α」は、たとえば「PA+α」の場合、身体的虐待及び身体的虐待にその他の虐待が重なったものの総数を示し、重複計上である。

主な診断と虐待の種類については図 1 のとおりである。

治療の継続性及び継続ケース（中断後再開したものを含む。）の症状の改善については、表 5 のとおりである。継続したケースのうち、7 割前後に改善が見られた。

図 1 主な診断と虐待の種類

行為障害：13例（23.6%）
PA+α：12例（92.3%）
（PA：10, PA+Ng：1, PA+EA：1）
Ng+α：2例（15.4%）
（Ng：1, PA+Ng：1）
ADHD：7例（12.7%）
PA：4例（57.1%）
Ng：2例（28.6%）
Ng+SA：1例（14.3%）
解離性障害：4例（ 7.3%）
PA：2例（50.0%）
PA+EA：1例（25.0%）
Ng+SA：1例（25.0%）

表 5-1 治療の継続性

継続性	在宅 (%)	施設 (%)
継続*	18(54.5)	14(60.9)
中断後再開*	2(6.1)	1(4.3)
中断	10(30.3)	3(13.0)
評価・相談	3(9.1)	5(21.7)

表 5-2 症状の変化(*の例に関して)

症状の変化	在宅 (%)	施設 (%)
改善	12(60.0)	6(40.0)
やや改善	3(15.0)	4(26.7)
不変	5(25.0)	2(13.3)
措置変更	—	3(20.0)
合計	20(100)	15(100)

注 平成10年10月時点のものである。

在宅ケースにおける虐待の有無の変化を見ると、初診時虐待が存在し、治療継続した12例中おおむね消失したものが6例、存在するが改善したものが3例、変化が見られなかったものが1例、虐待者と別居するに至ったものが2例であった。

在宅ケースにおける他機関との連携について見たものが表6である。初診時に虐待が継続していて、継続治療を行った場合は、ほぼすべてのケースにおいて、他機関との連携を行っている。

表6 在宅例における他機関との連携

	総数	児相	一時 保護所	福 祉 事務所	保 健 機 関	弁護士	警 察	他医療 機 関	保育所	学 校	連携あり
全在宅	33	13 (39.4)	4 (12.1)	3 (9.1)	4 (12.1)	2 (6.1)	3 (9.1)	4 (12.1)	1 (3.0)	6 (18.2)	21 (63.6)
① 初診時虐待	18	10 (55.6)	3 (16.7)	3 (16.7)	4 (22.2)	-	-	2 (11.1)	1 (5.6)	4 (22.2)	15 (83.3)
② 継続治療	20	9 (45.0)	2 (10.0)	2 (10.0)	4 (20.0)	-	2 (10.0)	3 (15.0)	1 (5.0)	3 (15.0)	13 (65.0)
③ ①&②	12	7 (21.9)	2 (16.7)	2 (16.7)	4 (33.3)	-	-	1 (8.3)	1 (8.3)	3 (25.0)	11 (91.7)

注 () 内は総数に対する比率である。

表7は、ケースの示した問題を、在宅と施設の別で見たものである。大半のケースが、愛着の問題、自律能力の問題、自己感の問題、社会との問題を示すことが分かる。ただ、社会との問題に関し、在宅ケースでは回避的になるのに対し、施設のケースでは攻撃的になる傾向が多く見られた。

[その2]

平成10年4月から12年3月の間に、埼玉小児医療センターにおいて虐待及び虐待の疑いにより身体科(精神科以外)及び精神科を受診したケース53例について

ケースの内訳は、表8のとおりである。

身体科で扱ったケースの平均年齢は、3.0歳であった。虐待(虐待の疑いを含む。以下同じ。)の種類、医学的診断、転帰については表9から表11のとおりである。

精神科で扱ったケースの平均年齢は7.0歳であった。受診の目的、受診児の居住状況、虐待の種類及び精神医学的診断については表12から表15のとおりである。

[その3] 性的虐待に関する調査

調査を行った39例のうち、家族内虐待は23例(すべて女兒)、家族外虐待は10例(女兒9、男児1)、施設内虐待は6例(女兒3、男児3)であった。加害者はすべて男性である。家族内虐待23例について見てみると、被害開始年齢は幼児期と第二性徴期にピークがある。加害者は、実父が38.1%、代替父が42.9%、祖父が9.5%であった。内容は、性器への性交が71.4%、口腔への性交が9.5%であった。身体的虐待が合併している例が43.5%あった。加害者が性的虐待の事実を全面的に認めた例はない。

性的虐待を受けた子どもは、疲れやすさや肥満、夜尿などの身体症状を示すことが少なくなく、また、愛着の障害、行為障害、抑うつ、攻撃性、食行動の異常、不登校、パニック発作、分離不安、解離症状といった心理的症状を示した者も85.0%いた。著明なオナニー、他者への性的暴力・性的挑発などの性的行動の問題を示す者も75.0%いた。治療は、本人の治療を行った例が65.2%であったが、加害者の治療を行った例はなかった。

表7 ケースの示した問題

精神的問題	在宅	施設
愛着の問題	21(63.6)	19(82.6)
自律能力の問題	18(54.5)	19(82.6)
外向化	14(42.4)	16(69.6)
暴力	11(33.3)	13(56.5)
盗み・火遊び等	2(6.1)	5(21.7)
性的行動化	2(6.1)	4(17.4)
多動傾向	3(9.1)	12(52.2)
内向化	14(42.4)	11(47.8)
うつ状態	6(18.2)	4(17.4)
不安	8(24.2)	5(21.7)
自傷・頻回事故	1(3.0)	8(34.8)
自己感の問題	26(78.8)	19(82.6)
感情の言語化遅滞	14(42.4)	16(69.6)
自己評価の低下	24(72.7)	12(52.2)
他の自己感の問題	11(33.3)	7(30.4)
社会との問題	25(75.8)	17(73.9)
攻撃的	9(27.3)	14(60.9)
回避的	18(54.5)	6(26.1)
認知の問題	7(21.2)	11(47.8)
成長の障害	1(3.0)	2(8.7)
問題を認めず	2(6.1)	1(4.3)

表8 埼玉小児医療センター初診ケース数
(平成10年4月～平成12年3月)

	全病院	身体科	精神科
確実、ほぼ確実	76	37	48
疑い	11	6	5
合計	87	43	53

注 身体科と精神科の重複あり。

表9 身体科で扱ったケースの虐待種類

虐待の種類	ほぼ確実	疑い	合計
身体的虐待	29	4	33(78.6%)
ネグレクト	6	2	8(19.0%)
性的虐待	-	-	0(0%)
心理的虐待	1	-	1(2.4%)

表10 医学的診断

診断名	ほぼ確実	疑い	合計
頭蓋内出血、脳挫傷	7	3	10
脳震盪	2	-	2
骨折	3	1	4
窒息	1	-	1
溺水	-	1	1
腹腔内臓器出血	1	-	1
2度以上の火傷	1	-	1
鼓膜破裂	1	-	1
灯油誤飲	-	1	1
重症肺炎	1	-	1
栄養障害、発達遅延	4	-	4
その他	16	-	16

表11 転帰

転帰	ほぼ確実	疑い	合計
死亡	2	3	5
施設（含一時保護）	17	-	17
親戚に預ける	1	-	1
地域での支援	14	2	16
転院	3	-	3
不明	-	1	1

表12 精神科で扱った
ケースの受診の目的

受診の目的	
評価	19
治療	34

表13 受診児の居住状況

受診児の居住	
施設（含む一時保護）	22
通告→一時保護	2
在宅	9

表15 精神医学的診断

主たる診断	
トラウマ反応	17
愛着障害	15
行為障害	6
多動性障害	4
その他	10

表14 主たる虐待の種類

虐待の種類	
身体的虐待	31(58.5%)
ネグレクト	8(15.1%)
性的虐待	9(17.0%)
心理的虐待	5(9.4%)

(2) 虐待の行動への影響—愛着と易トラウマ性の問題を軸として—

虐待を受ける子供の多くは、養育者との間に適切な愛着関係を形成できないことが多い。適切な愛着関係があることで、実際には無力な子供も安全感を持って、新しい興味に集中することができるのだが、愛着が欠如していたり、歪んでいたりとすると、愛着対象を自我の延長機能として利用することができず、自分だけで自分を守らなければならない立場に立たされる。つまり、常に周囲に対して警戒をし、危険と感じたときには自分から攻撃を仕掛けられるような状態に自分を置く、いわば臨戦態勢をし続けることになる。それは、当然攻撃性の増加につながるし、ささいな刺激に対しても過敏に反応してしまう落ち着きのなさにもつながる。また、養育者からの適切な愛着行動により、不快な内的状態を調節してもらうという体験が内在化されないと、自己調節能力の発達が阻害され、衝動的で興奮すると止まらないというような行動特徴を持つことになる。不適切な養育を受けた乳幼児はタイプDと呼ばれる愛着パターンを示すことが多く、このパターンを示す乳幼児は生理的ストレスを示す傾向があり、5歳時には仲間への攻撃性といった行為の問題を持つリスクが高いという研究もある。

一方、力の弱い子供は、いくら臨戦態勢をしいていても、自分を守りきることはできない。したがって、保護されていない自我は傷つきやすく、少しの心的ストレスが、強いトラウマになりやすい（易トラウマ性）。愛着による自我延長の保護機能及び愛着の欠如やゆがみによる延長自我の機能障害のモデルを図2及び図3に示す。

図 2

愛着による自我延長の保護機能

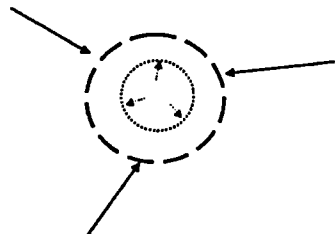
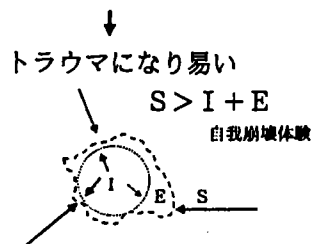


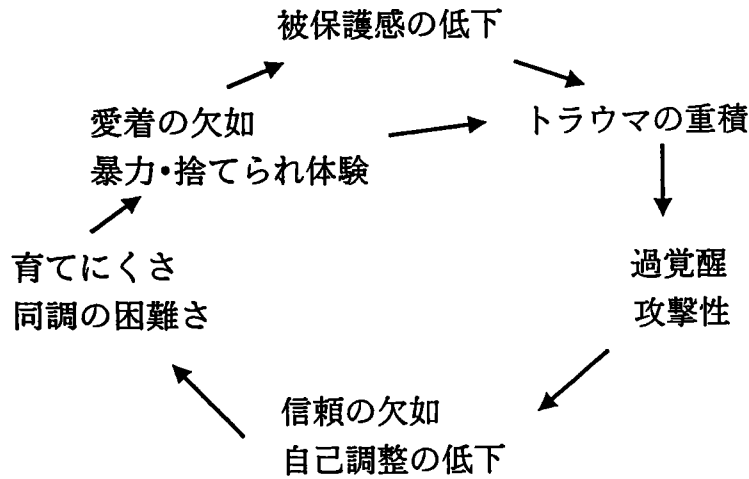
図 3

愛着の欠如や歪み＝延長自我の機能障害



トラウマを受ければ更に臨戦態勢を強化しなければならない。人を信頼しにくいと、愛着関係の形成が阻害され、一層トラウマを受けやすくなるという悪循環に陥ることになる(図4)。そして、無力感が強まり自己評価の低下が進むとともに、脆弱な自我を守るために、否認や解離、麻痺といった心理的防衛が強まる。中には、自傷他害に及ぶ可能性もある。

図4 虐待の悪循環



愛着対象を求めながらそれが裏切られる体験が繰り返されると、安定した対人関係を結ぶことが難しくなる。つまり、無差別に愛着の対象を求めてべたべたしたかと思うと、相手のささいな言動から拒否されるのではと過敏に反応して攻撃的な態度を取ったり、心的距離が近くなると拒否される不安にかられて攻撃的になったりすることが起きる。また、愛着の欠如や歪みは他者への共感性の発達を難しくするので、対人関係の問題につながる。

虐待が起きる環境では、構造の欠如や歪みをともなっていることも多い。善悪の判断を歪めるような教育や、恐怖を与えるしつけが行われる結果、善悪の判断がつかなくなったり、感情の遮断により自己の行動と賞罰とが結びつかなくなったりする。暴力がある環境の場合は、暴力による問題解決を学習するのみならず、虐待者に同一化することで自己を守ろうとして、暴力を使うようになることもある。無力感、罪悪感が強い場合、うつによるいら立ちから暴力が強まることも考えられる。攻撃性、衝動性、不安定性、といった問題のほかにも、与えられるはずのものが与えられていない欠乏感を埋める代償として、過食や盗みといった行動を表す者も少なくない。虐待による発達への影響と精神症状を虐待の種類別にまとめたものが、表16である。

表16 虐待による発達への影響と精神症状

	ネグレクト	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待
発達への影響	愛着関係の欠乏・歪み 基本的信頼の欠乏 受容されている感覚の欠乏 万能感の欠乏 発達刺激の欠乏 構造の欠乏・歪み	外傷体験 信頼感の低下 罪悪感による自尊感情の低下 愛情と暴力の混同 暴力による解決方法の学習	外傷体験 愛情と性の混同 受容できない現実 秘密を守る負担 「汚い」という自己認識 身体への過度の関心	自己否定 外傷体験 信頼感の欠乏 善悪の混乱
精神症状	精神活動の低下 精神発達の遅れ 感情の極端な抑圧 抑鬱 自己感の発達の障害 身体感（リズム・食欲など）の障害 自己感の発達の障害 身体感（リズム・食欲など）の障害 自己境界感覚の障害 自己の連続性の障害 自己の主体性の障害 自尊感情の障害 偽成熟 自己刺激行動 自己調整能力の障害 易興奮性 極端な頑固さ 多動 衝動性 暴力 自傷行為 刺激防御能力の障害 自己治癒能力の低下 易刺激性 満足感の障害 過食，早食い，隠れ食い盗み，万引き，など 他者関係能力の障害 無差別的愛着 希求と回避の混在 共感性の低下	外傷による障害 記憶の問題：記憶の進入，記憶の抑圧，など 生理的防衛：睡眠障害，過度の警戒，易刺激性，など 心理的防衛：精神活動の低下，抑圧，孤立化，解離，二分化，など 虐待者への同一化 自傷行為 自殺願望 幻聴 自己調整能力の低下 易興奮性 多動 衝動性 暴力 自傷行為 抑鬱感情 楽しむ能力の低下 学習能力の低下 無力感 行為の傷害 弱いものへの暴力 反社会的行為	外傷による障害 同左 抑鬱 同左 自尊感情の低下 汚いと思う 無力と思う ファンタジー傾向 白昼夢，虚言 身体化障害 性行動の障害 過度の性行動 性的誘惑 性的関係への過度の不安 異性への希求と回避	自尊感情の障害 抑鬱 自己破壊行動 学習の問題 その他の自己感の障害（ネグレクト参照） 他者関係の障害 孤立傾向 他者への希求と回避 外傷による障害 同左 自己調整能力の障害（ネグレクト参照）

(3) 子供のトラウマの特徴

トラウマの特徴は、①記憶の侵入、②心理的防衛、③身体的防衛を引き起こすことである。①は、トラウマ体験が整理されず記憶の中に入り、関連刺激がなくても記憶が漠然とした情緒とともに侵入してくることを指す。子供の場合、②は、延長自我を求めることが多い。つまり、退行や分離不安となって現れやすい。③は、過覚醒である。子供のトラウマは③が最も強い。とりわけ、被虐待児に多い愛着障害の子供は②を使うことができないので、③が強くなることが考えられる。

解離症状とトラウマ反応の関連についても注目されている。話題提供者らの研究によれば¹、調査対象となった児童養護施設入所児童179名中、児童相談所からの入所理由が虐待である者は14.5%であったが、職員のチェックにより被虐待児であるとされた者は79.3%に上った。身体的虐待が42.5%、ネグレクトが62.6%、心理的虐待が39.3%、性的虐待が2.2%である（重複を含む。）。対象児童に対し、CDC（Child Dissociation Checklist、子どもの解離症状に関するチェックリスト）を実施したところ、虐待体験を有する子供の方がそうでない子供よりも有意に解離症状が多いという結果になった。解離症状が多く見られたのは、性的虐待、心理的虐待、身体的虐待、ネグレクトの順であった。チェックリストから、解離性障害に至っていると考えられる子供は被虐待児の9.2%であった。また、TSCC（Trauma Syndrome Checklist for Children、子供のトラウマ反応に関するチェックリスト）を実施したところ、虐待のない施設入所児に比較して、心理的虐待を受けた子供にトラウマ反応が大きいことが明らかになった。

(4) 虐待ケースの治療の特徴

虐待ケースの治療の特徴について、治療構造に関する点を挙げると以下のようなになる。

- ・他機関との連携が必要
- ・全体の支援計画の一部としての認識が必要である
- ・治療構造が保ちにくい（特に在宅）
- ・家族や職員への治療も不可欠
- ・環境整備が困難
- ・危機となることもある
- ・治療の形態や技法を臨機応変に変化させる柔軟さが必要
- ・再開ケースも多い

子供の治療に関する点を挙げると以下のようなになる。

- ・信頼関係（治療関係）が持ちにくい
- ・攻撃性への対応
- ・距離の取りづらさ
- ・テストに耐えることの困難さ
- ・身体接触のとり方に注意が必要
- ・他の心的外傷や喪失体験の合併が多い

親（多くは虐待者）や家族の治療に関する点を挙げると以下のようなになる。

- ・信頼関係（治療関係）が持ちにくい
- ・親の攻撃性への対応が必要
- ・操作的な親への対応が必要

¹ 平成11年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書、2000

- ・親の不安定さに振り回されることが多い
- ・家族の調整が求められることが多い

施設職員への対応に関する点を挙げると以下ようになる。

- ・職員の被虐待児の心理に対する認識を高める必要
- ・職員の苛立ちへの理解が必要
- ・施設職員への助言が重要（できるだけ具体的な助言）
- ・施設の生活における限界を認識することが必要

治療上の留意点をまとめて列挙すると以下ようになる。

- ・できるだけ早期に治療を開始する
- ・問題行動が出ることを待たない
- ・心理治療はできるだけ頻回にする
- ・一つの治療形態や技術にこだわらない
- ・現在の養育者のガイダンスを平行
- ・発達段階を踏まえた治療を行う
- ・被虐待児の心理プロセスに精通する
- ・他機関との連携を重視する
- ・総合的支援の一部として参加する
- ・柔軟な対応が最も重要

3 討論

(1) 少年鑑別所での被虐待ケースの取扱いについて

- ・鑑別所は虐待についての直接的なケアを行うというよりも、虐待から非行に発展した問題について焦点を当てて内省を促していくという働き掛けを行う方が多い。鑑別作業の中で虐待が発見されれば、家庭裁判所調査官と協議して、帰住先などを話し合うこともしている。

(2) 少年院での被虐待ケースの取扱いについて

- ・現在の少年院のプログラムは、在院者の約半数が被虐待経験を有しているという状況に対応したものになっているか。自分の加害者性を認めさせようとしている少年院において、被害経験をどのように扱うか。現場では個別に少年の加害者性と被害者性と双方を視野に入れて手当てをしているものの、虐待については「あなたは悪くない」と教えていくことが大切であると、処遇者側に広く了解されるべきではないか。
- ・被虐待経験のある在院者の親に対する調査を行うことで、虐待の世代間連鎖についての知見をえられるかもしれない。ケアに世代間連鎖の視点を入れることで、少年が将来親になったときの虐待の再生産が防げるのではないか。

(3) 性虐待の取扱いについて

- ・性的虐待は発見が難しい。発見されても、親告罪であるため、小さい子供の場合難しい。また、子供の側が、告発を嫌がったり、自分が悪いからとして告発に至らない例も少なくない。性的虐待の被害者は、加害者に対するアンビバレントな気持ちが強く、加害者と離しても加害者の元に逃げ帰ってしまうこともある。性的虐待はきょうだいが加害者という例も多く、また被害者である子供と親との間に目立った問題がなくても、居住などの問題が生じる。

第5 第5回「被虐待経験のある非行少年処遇をめぐる福祉と司法機関との連携」

第5回の研究会のテーマは、非行少年の処遇をめぐる福祉と司法機関との連携である。対象少年に対する福祉・司法機関等の関係機関のアプローチには、発見から治療に至る時系列的な流れに沿った連携があり、それと同時に対象少年の援助を中心とした包括的・横断的な連携の二つがある。これらの連携をより効果的に機能させるための福祉・司法関係機関の連携の在り方とその課題について検討した。

1 話題提供 「児童虐待に対する相談援助の現状と課題 ―福祉分野を中心に―」

(淑徳大学教授 柏女霊峰 氏)

(1) はじめに

現在、取り組んでいることは2つあり、1つは、子供家庭相談体制の分析であり、もう1つは、児童相談所を中心に児童虐待について派生する問題を探ることである。

児童相談所は、そもそも児童の保護及び鑑別並びに判定機関として出発し、整備されてきたものであるが、近年では、児童虐待問題の顕在化に伴ってこの問題に介入しなくてはならなくなった。平成12年11月「児童虐待の防止に関する法律」が施行されて以来、事件数の急増に対応しきれていないのが現状である。また、緊急対応や危機介入といった、これまでノウハウが十分に蓄積されていない関わり方も求められるなど社会の要請も高まっている。加えて、児童問題の複雑化に伴い関係機関との連絡調整体制も求められている。

この児童虐待の増加・顕在化は、これまで半世紀以上にわたって続いてきた児童家庭相談体制及び児童家庭福祉サービス供給体制の限界を露呈させ、まさに児童家庭相談システム全体を再構築する必要性を意味すると言える。

(2) 児童虐待の実態と課題

実態調査等から明らかになったことは、以下のとおりである。

ア 相談数・発生率・特徴

児童虐待相談数は、平成2年度から全国の児童相談所を通じて集計が行われており、平成11年度は、平成2年度の約11倍となっている。この増加の要因としては、①児童虐待そのものの増加、②社会の関心の高まりによる相談・通告の増加、③児童相談所の意識の高まりによる統計上の増加等が考えられるが、いくつかの調査から総合的に判断すると、近年の児童虐待件数の増加は、主として従来潜在化していた事例を顕在化したことによると考えられる。また、1年間の発生率（平成8年度の全国児童相談所長会が行った被虐待事例調査分析による。）は、全国の児童人口1万人当たり1.7人であるが、都市部（東京都及び政令指定都市）は平均2.2人、非都市部は同1.5人となっており、都市部において高い傾向が見られた。また、その特徴は、①多子家庭、②経済的困難等何らかの家庭問題を抱えていること、③7割強の児童に何らかの心的外傷を思わせる症状が見られたこと、④一般的な他の事例と比較して長期的な関わりを繰り返すこと、⑤保護者への対応の困難であることなどである。

イ 児童相談所における被虐待児童援助の実態（制度・組織面）

① 予防及び初期段階の対応

早期発見義務の周知徹底及び通告義務に関する広報啓発活動、迅速な立入調査に向けた手続の改善、初期介入における迅速な機関決定とチーム対応等の対応については概ね適正な対応がなされていた。

② 保護・援助段階

施設入所後の報告聴取、他機関との定例的な会議の開催等関係機関との連携が低調であること、強引な引取り事例や家庭引取り後のフォローアップ等いくつかの課題があることが分かった。

③ その他

他機関との連携、地域におけるネットワーク構築の必要性、法的対応期間の短縮化、児童相談所の体制強化等の検討すべき課題があることが改めて示唆された。

ウ 援助業務に携わる職員の実態

- ① 常設のネットワークの未整備により関係者間の意思疎通が困難になったり、機能的ではない場合もある。
- ② 保護者が調査及び面接に協力的でない場合に担当者の時間的・心理的負担が大きい。
- ③ 所内体制として担当者をサポートするスーパービジョン体制ができていない事例がある一方、ほとんどの場合は、児童福祉司が中心となって相談員や心理判定員と連携を採って対応しているため、担当福祉司が事例を抱え込み葛藤を抱える状況にある。
- ④ 職員数の絶対的不足、虐待事例の特性等による担当者の時間的・心理的負担が大きい。

上記の内容から分かるように児童相談所及び個々の職員は、多くの困難と時間的・心理的負担を背負いつつ、児童虐待事例に対して援助を行っている実状が浮かび上がってきた。また、困難や負担を軽減するための制度面、運用面の両方にわたる改善事項も多く指摘され、現在の児童家庭相談システム全体を再構築する必要性に迫られていることが明らかになった。

(3) 新しい児童家庭相談体制の再構築に向けて

ア 児童家庭相談体制の再構築のための主たる視点

- ① 保護者が相談・介入を希望しない事例に対しても、児童の最善の利益確保のために必要な介入が速やかに実施できるシステムを構築する。
- ② 児童及び子育て家庭一般が広く集い、自ら問題を解決して行く力を育てる居場所機能を地域に創り上げる。
- ③ 地域に多様な子育て支援のための在宅福祉サービスや専門機関を用意するとともに、それらのサービスや機関を調整しつつ児童の育ちや子育てを支援するいわゆるケース・マネジメント及びファミリー・ソーシャル・ワーク機能を地域に整備する。

これらのことにより、養育力及び教育力を失いつつある家庭に対する支援を地域レベルで展開するとともに、児童の福祉を図るため保護者の意に反しても介入が必要な事例には速やかに対応できるシステムの構築が望まれる。

イ 今後の児童家庭福祉サービス供給体制及び児童家庭相談体制の方向性（提言）

① 児童家庭福祉サービス方式の類型化

利用方式を保育の実施方式、職権保護方式及び司法決定方式の3類型とし、利用者がサービスを主体的に選択できるようにする。なお、児童虐待の防止に関する法律は施行後3年をめどに見直しすることとされていることから併せて親権の一時停止制度、親権者に対するカウンセリング受講命令制度の創設など司法決定方式の強化・整備も必要である。

② 児童家庭福祉サービス供給体制の分権化

当面、障害者福祉行政につき、市町村を実施主体として、都道府県が専門的支援を行う体制を確保する。また、障害者関連業務の一元化を図ることに伴い、児童相談所は、子供と女性の権利擁護センターとしての機能を持つ「児童家庭権利擁護センター」（仮称）として再編する。さらに都道府県家庭児童相談室を廃止して、市町村における児童家庭福祉サービスの行政拠点の整備を行う。

小規模町村は、地域子育て支援センターにその業務の一部を委託できるものとする。

ウ 児童家庭相談体制の方向性

① 児童相談所の役割の限定化

保護者が相談や介入を希望していないが、児童の福祉を図るために介入を必要とされる児童虐待、非行等を中心に対応していく「権利擁護サービス機能」を中心に果たす機関とする。

② ファミリー・ソーシャル・ワーク機能としての家庭児童相談室

市町村では現行の人員体制を強化してファミリー・ソーシャル・ワーク機能を果たす機関として整備する。福祉事務所内設置という枠を撤廃して公立施設にも付置できるようにする。

③ 居場所機能の整備

対象児童により、現行の地域子育てセンター（対象：乳幼児）、児童館（対象：中高生）、適応指導教室（対象：不登校児童）などの整備に加え子育て家庭のための各種在宅福祉サービスの大幅な拡充を行う。

(4) 児童虐待に対する相談援助の効果的な対策

ア 啓発活動及び予防教育の徹底

イ リスク・アセスメント・シートの開発と普及

ウ 緊急対応が可能な援助体制（児童虐待に対する専門班）の整備

エ 適正手続の確保

オ 地域ネットワークの形成及び関係機関等との連携の在り方に関するノウハウの蓄積

カ ソーシャル・ワークに関するノウハウの集積と普及

キ 被虐待児童及び保護者に対する心理的・社会的ケア・家庭環境調整を行う体制の整備及びそのプログラムの開発並びに普及

これらが行われれば、親子関係の再構築や親、子それぞれの成長に寄与するのみならず、虐待の世代間連鎖を断ち切り、虐待の再生産を防止することとなるであろう。

2 話題提供 「被虐待経験のある非行少年の事例 ー少年院の現場からー」

（神奈川医療少年院 小粥展生 統括専門官）

被虐待経験のある被収容少年の中で、主として帰宅先の調整に困難を極めた3事例の紹介を通して、処遇に当たっての問題点及び課題について発表したい。

(1) 事例紹介（なお、事例の詳細な内容は、発表者の意向により省略する。）

ア ケース1（N少年）事件名：「傷害」

① 被虐待経験の内容：実父からの言葉による虐待

② 環境調整上の留意事項：親子関係が不安定のため「帰宅先未定」の状態が続く。本人はてんかん性障害がある。

イ ケース2（K少年）事件名：「ぐ犯」

① 被虐待経験の内容：養父からの身体的虐待（ささいなことで体罰がある。平手で叩かれたり、とげの付いたスリッパで殴られるなど。）

② 環境調整上の留意事項：引受人は養父母であり、少年は施設生活が長い。母親は難病を持っていることもあり、少年院内の行動観察では「どうすることもできない無力感」や「かん黙状態」に陥ることがあると記載されていた。

ウ ケース3（M少年）事件名：「ぐ犯、放火及び窃盗」

- ① 被虐待経験の内容：実父からの身体的虐待（せっかん、熱湯をかけられる。包丁で切り付けられるなど。ただし、2回目の入院のころは、逆に少年が実父に暴力を振るっていた。）
- ② 環境調整上の留意事項：IQ40前後であり、第二種知的障害認定。少年院入院は3回目であり、2回目の入院の在院期間は3年2か月だった。身元引受人である実父の引受拒否により帰住先の調整に困難を来し、最終的には知的障害者福祉施設を帰住先として23歳で退院した。

(2) 被虐待経験のある非行少年の処遇に当たっての問題点及び課題

ア 矯正教育で被虐待を取り扱うことの限界

少年院は、保護処分を執行する機関として矯正教育及び家族関係等の調整を行う。矯正教育とは、社会適応の障害となるものを是正していくことであるが、単に非行の要因となる性格の矯正のみを意味するものではない。少年の長所を伸ばすことも併せて行い、社会適応性を促す積極的な側面も考慮して処遇を行う。家庭に戻すことが難しい場合には、出院後の将来に向けての調整を含めた処遇が重点的になされなければならない。

しかし、少年は保護処分を受けた者としては、「加害者」の立場に置かれるが、環境調整の側面を考えるとときには、家庭内での被虐待経験に関しては少年自らが被害者である場合がある。この被虐待経験のように個別に抱える問題に対しては、処遇内容、指導体制、指導する職員のノウハウ等から最も効果的な処遇を行わなければならない。

少年は確かに非行を犯したが、一方で被害者という、この2つの側面に施設あるいは職員としてどのように関わっていくのか。自らの加害者性と被害者性との調整をどのように行うのか。

イ 家庭に戻すことの難しさ

非行の要因は少年の性格に起因するものもあるが、環境の要因と性格の要因との相互作用によるものと言われている。つまり、少年を取り巻く家族とを中心とした心のつながりを修復する必要性もある。

帰住先家族と少年の調和がとれていれば、少年院出院後に少年の心身が安定する状態は早期に回復されるであろうが、その家族の日常生活の中に虐待を始めとする家族の機能を破壊したり、阻害するものがある場合は、環境調整も困難であることを認めざるを得ない。

問題は少年個人だけに帰属するものではなく、家族のシステムに帰属する問題と言えるからである。つまり、家族のシステムが非行の原因の一つとすれば、そのシステムが変わらない限り、綿々と同じ問題が繰り返される危険性が高いのである。

ウ 帰住調整における関係機関の連携

少年院を出院する事由には、退院及び仮退院等があるが、仮退院には身元引受人が必ず必要である。保護者として親がいる場合には、身元引受人には親になる場合が多い。しかしながら、今回紹介した事例のように少年院に複数回入院している場合には、非行を繰り返すことによって身元引受人との関係の修復ができなかったり、その関係が壊れる場合もあり、肉親がいながら引受を拒否されることも経験上少なくない。このような場合には、更生保護施設に帰住調整を行うこととなるが、少年の抱える疾患の内容等から更生保護施設の引受が難航する場合もある。その場合は、受入可能な他の帰住先を探して更に調整を進めることになり、紹介事例のように地方自治体（市町村を含む）の福祉施設に対して帰住調整を行う場合もあった。しかしながら、福祉施設にとっては、矯正施設の出院者を受け入れることへの「驚き」や「とまどい」があり、これが帰住調整に困難を伴う一因でもある。

ケース3の少年の場合は、初回入院のころは実父からの身体的虐待があったが、入院3回目のころには、親子の力関係が逆転して逆に少年が父に暴力を振るうことがあったり、複数回の放火歴があるため、帰住調整に困難を極めたが、職員の知己を頼り「知的障害者福祉施設」に帰住先が決定した。

3 討論

引き続き、研究会の席上では参加者による意見交換が行われたが、ここでは主な意見を要約し、話題別にまとめて紹介する。

(1) 帰住調整の定義及び手続について

- ・ 更生保護施設は、概ね次の場合に利用されている。
 - ア 親等の身寄りがないもの
 - イ 身元引受人に引受を拒否された場合、
 - ウ 身元引受人に引受意思はあるものの、帰住環境としては不相当と判断された場合
 - エ 一時的に生活訓練を行う場合等

少年院を出院する事由には、退院及び仮退院等がある。仮退院は身元引受人が必要であるが、基本的には親が身元引受人となる場合が多い。親等の身寄りがない場合または引受を拒否された場合については、更生保護施設等に帰住することになる。しかしながら、更生保護施設に入所する場合には、自立が前提であり、神奈川医療少年院の場合には、様々な問題を抱えている少年が対象であることから出院者の引受が不相当である場合が多い。

(2) 福祉と司法機関の連携について

- ・ 福祉機関及び司法機関の連携、特に本日の話題となった環境調整等に関しては、社会福祉制度の活用及びそのシステムを熟知している者の育成並びに地域的機能の整備が必要であると感じた。

(3) ネットワークの機能の充実について

- ・ ケース3の少年に関する処遇（関係機関の協議会開催）を見ると、準少年保護事件（収容継続申請）の申請が却下されたことに加えて環境調整（帰住先の設定）に困難を極め出院の直前まで調整を行った。対象少年の抱える様々な問題から、出院後の少年を支え、関係機関等の連携・調整を行うことを目的として仮退院決定の権限を有する地方更生保護委員会の呼びかけにより、少年院、保護観察所、県・市の福祉関係者、警察の担当者が話し合いの場をもった。具体的な解決には至らなかったが、お互いが危機意識を共有することができた。
- ・ 環境調整には入院時点から出院までを見据えた長期的な視野をもって進めていくことが肝要である。そのためには、ネットワーク形成及びその機能の充実が必要である。ネットワーク形成自体は手段であるが、決定権限（手続）面・相談体制・システム、構成する関係者等の責任を明確にしておき、より有効な社会資源としての機能を充実させていく必要があるだろう。

4 まとめ

今回の研究会においては、児童福祉分野でのソーシャル・ワークの実態、問題点及び今後の方向性について、矯正・保護の分野での社会内処遇について事例を交えて検討することとなった。福祉、矯正及び保護の分野は、それぞれの機能が分化・専門化されており、いわゆるネットワーク機能も必要に応じて形成されるなど常態化されていないのが現状である。それゆえに近年の児童虐待の顕在化に伴い、各施設等の専門的援助機能を強化することや相互の関係を絶えず調整・形成する中での対象者の現実的なニーズに沿ったソーシャル・ワーク的機能が一層求められているのである。

5 添付資料

「新たな児童家庭相談体制の構築に向けて」

新たな児童家庭相談体制の構築に向けて

柏女 霊峰

1. 児童家庭相談体制の再構築の必要性

これまで考察してきたように、いずれの調査も児童相談所及び個々の職員が、多くの困難と時間的・心理的負担を背負いつつ、児童虐待事例に対して援助を行っている実情を浮かび上がらせている。また、困難や負担を軽減するための制度面、運用面の両方にわたる改善事項も多く指摘されている。

これまで児童相談所は、鑑別から判定へ、そして近年では、各種の臨床ソーシャルワークあるいは心理療法・カウンセリングなどの手法を中心としつつ援助を展開してきた。しかしながら、この児童虐待の顕在化にともなって、現在、児童相談所業務に大きな混乱が起きてきている。

たとえば、これまでの児童相談所の業務は、原則として心理職と児童福祉司がチーム対応してきたが、虐待問題の顕在化で、児童福祉司同士の複数担当制という方式も必要とされてきている。また、緊急対応や危機介入といったこれまでのノウハウの十分な集積がなされていない関わり方も求められている。保護者の意に反しても児童の福祉のために介入すべき事例が増加し、また、周囲の要請も高まっている。さらに、児童問題の複雑化にともない、児童相談所のみで解決できる問題が少なくなり、関係機関との連絡協調体制が求められている。こうした事態が、児童相談所の業務に大きな影響と負担を与えている。しかも、その数や人員に大きな増加はなく、また、システム自体も従前のモデルが継続している。それらの結果、児童相談所の業務が大きく混乱し、それが職員の疲弊となって顕在化していると指摘できる。

早急に新しい対応手法を開発しなければならないし、臨機応変に対応できる新しいシステムの開発も必要である。しかしながら、そのシステムを開発する暇もなく、次から次へと新しい虐待ケースが入ってきている。もはや児童相談所はこの虐待問題に中心となって対応する機関だからがんばれという、叱咤激励路線だけでは対応できない状況に陥っていると考えられる。児童相談所の数や職員数を飛躍的に増やすのならともかく、現在のようなわずかな量的拡充だけではすでに限界に来ているといっている。まさに、児童家庭相談システム全体を再構築する必要性に迫られているといえるのである。

2. 新たな児童家庭相談体制の再構築に向けて

(1) 児童家庭相談体制再構築の視点

以上のように、わが国における児童虐待の増加・顕在化は、これまで半世紀以上にわたって続いてきた児童家庭福祉サービス供給体制並びに児童家庭相談体制の限界を露呈させ、再構築する必要性を生じさせているかにみえる。

そのことは、親を失った児童をはじめとする保護を必要とする児童の保護と鑑別・判定や保護者の同意を前提とする任意的サービスを中心的機能として構築されてきた児童家庭相談体制、並びに児童家庭福祉サービス供給体制の再構築を意味する。再構築の主たる視点は、以下の3点である。

- (ア) 保護者が相談・介入を希望しない事例に対しても、児童の最善の利益確保のために必要な介入が速やかに実施できるシステムを構築する。
- (イ) 児童、子育て家庭一般が広く集い、相互に意見交換を行うことにより自ら問題を解決していく力を育てる居場所機能を地域に創りあげる。
- (ウ) 地域に多様な子育て支援のための在宅福祉サービスや専門機関を用意するとともに、それらの

サービスや機関を調整しつつ児童の育ちや子育てを支援するいわゆるケースマネジメント、ファミリー・ソーシャルワーク機能を地域に整備する。

このことにより、養育力並びに教育力を失いつつある家庭に対する支援を地域レベルで展開するとともに、児童の福祉を図るため保護者の意に反してでも介入が必要な事例には、速やかに対応できるシステムの構築が望まれる。

(2) 児童家庭相談体制のあり方に関する課題

とはいえ、児童相談所を頂点とする児童家庭福祉サービス供給体制並びに児童家庭相談体制は半世紀以上も継続し、一定の定着をみている以上、現行のシステムを形成している各種機関の現状分析を抜きに、白地に絵を描くことはできない。再構築のためには、現行の相談援助機関等に対する正確な現状分析が必要とされる。

著者らはこれまで、児童相談所、家庭児童相談室、児童家庭支援センター、地域子育て支援センター事業等福祉領域の相談援助機関・施設・事業の相談活動に関する実態調査を続けてきた。

先行研究を通じ、児童相談所が要保護性の高い狭義の児童福祉相談に個別的・継続的に関わり、福祉事務所（家庭児童相談室）は児童相談所と密接に連携しつつ、それらの相談に地域レベルで対応する役割を主として果たしている現状が明らかとなった。すなわち、本来、地域に密着した気軽な相談機関として期待されている家庭児童相談室は、要保護児童問題の複雑・多様化を受け、主として要保護児童問題に力を割かざるを得ない状況に置かれていることが明らかとなり、このため、住民が気軽に相談し、かつ、援助・情報提供を受けられる機能が欠落している現状がみられることも明らかとなった。さらに、都道府県設置の家庭児童相談室は市設置の家庭児童相談室に比して事務的業務の割合が高く、町村部における相談体制の貧弱さも推定できた。そして、こうした問題に中心的に関わる児童相談所は児童虐待の対応に追われ、本研究にみるとおり、介入を望まない保護者の説得や関係機関との連携をめぐって多くの課題を抱えているのである。

また、地域子育て支援センター事業は、乳幼児及びその親に対して居場所を提供し、親たちの相互援助を活性化し、求めに応じ保育士等が相談に応じ、また、必要な場合には狭義の児童福祉援助を行う児童相談所等の機関に紹介する機能を果たし得ることが明らかとなった。地域子育て支援センター事業は、たとえば児童虐待問題の解決に直接関わるのではなく、その前段階の日常生活上の育児ストレスや不安への対応を行う機能を発揮するものといえ、また、問題の解決を目的とする個別的な相談活動を主目的とするのではなく、居場所としての機能や親たちの相互援助機能を活性化することにより問題の解決や支援を行う機能を発揮することが期待されているといえる結果であった。

すなわち、児童相談所や福祉事務所（家庭児童相談室）が狭義の児童福祉関係相談に個別的・継続的援助を行っているのに対し、地域子育て支援センターは、乳幼児を中心とする地域の子育て家庭に対し集団的・支持的・情報提供的援助を行っていることが明らかとなり、両者の機能は相互補完的であった。

しかし、これまでの一連の調査からは、必ずしも地域子育て支援センターが地域の関係機関、サービス調整の中核としての機能を果たす姿はみえてこず、要保護性の高い児童や子育て家庭に対して地域レベルでケースマネジメントや在宅サービスの調整を行い、ソーシャル・サポート・ネットワークを形成・活用しつつ援助を行ういわゆるファミリー・ソーシャルワークの機能を果たすところまでは、現状では期待しがたいことも同時に明らかとなった。

こうした機能は、いわゆる都市家庭在宅支援事業や児童家庭支援センター、東京都の子ども家庭支援センター等が果たすべき機能とも考えられるが、こうした機関・事業は未だ限られている。地域におけるケースマネジメント、ファミリー・ソーシャルワークを展開できるシステムづくりが今後の大きな課

題である。

つまり、①の基本視点との関連でいえば、(ア)に関しては児童相談所の機能強化や司法との連携が必要とされ、(イ)に関しては、乳幼児以外の児童を育てている保護者や児童、特に中高生の居場所機能の確保が課題とされる。また(ウ)に関しては、サービスそのものが少ないことに加え、ファミリー・ソーシャルワーク機能を果たすことのできる機関が欠落していることがもっとも大きな課題となると考えられるのである。

(3) 児童家庭福祉サービス供給体制の課題

次に、児童家庭福祉サービス供給体制の課題について整理しておきたい。本格的な地域福祉時代を迎え、現在、一部を除き都道府県・指定都市を中心に実施されている児童家庭福祉サービス供給体制についても、その妥当性について検討することが必要となってきた。現行児童家庭福祉サービス供給体制は、比較的数字が少なく、また、自己の意見を表明する力の弱い要保護児童の生活・権利擁護のために一定の有効性をもっていると考えられるが、一方で、市町村・地域レベルにおける児童家庭福祉サービスの展開を限定的なものにし、民間も含めた地域における児童家庭福祉サービスへの計画的取組を困難にさせる一因ともなっている。

一方、時代の変化にともない、中央集権のデメリットがメリットの部分を超えて顕在化しており、行政改革論議のなかで、国から地方への分権や地方自治体間の分権に関する検討も進められている。すでに、社会福祉の分野においては、サービスの実施主体を市町村に置くシステムづくりが主流となっており、高齢者、身体障害者福祉はいうに及ばず、知的障害者に対するサービス供給体制主体の市町村移譲も平成15年度から実施されることとなっている。

さらに、サービス供給方法についても各種の論議や試みが進められている。すでに高齢者福祉においては、介護保険制度のもと利用者とサービス提供者との直接契約システムが定着し、障害者福祉分野においても、平成15年度からいわゆる支援費支給制度と呼ばれる契約システムが導入されることとなっている。児童家庭福祉分野においても、いわゆる保育の実施や母子保護、助産の実施のように、利用者の選択性を優先する提供方式も導入されつつある。児童家庭福祉分野のサービス供給方法については、今後も一部を除き都道府県・指定都市の児童相談所による職権保護システムが中心的な機能を果たすこととされたが、その是非については、今後も検討を続けなければならない。

このように、児童家庭福祉サービス供給体制について論ずる際には、大きく、分権、特に地方間の分権とサービス供給方法の変更並びに供給主体の多元化の両面について検討することが求められる。

3. 児童家庭福祉サービス供給体制、児童家庭相談体制のあり方に関する提言

最後に、これまでの考察を踏まえ、今後の児童家庭福祉サービス供給体制及び児童家庭相談体制の今後の方向について提言を行うこととしたい。

(1) 児童家庭福祉サービス供給体制の今後の方向

(ア) サービス利用のあり方に関する事項

まず、児童家庭福祉サービス利用方式を、保育の実施方式（場合によっては支援費支給方式も考慮）、職権保護方式、司法決定方式の3類型に整理する。直接契約を行政が支援するシステムないしは行政との契約方式を原則とし、サービス利用を申請しない場合や親がいない場合などの行政の勧奨責任や職権保護を明確化し、さらに、職権保護や勧奨に従わない場合には司法決定方式で対応することとする。このようにすることで、児童本人や保護者がサービスを選択でき、また、施設サービスの社会化が進むのであれば、児童の権利擁護や利用者主権という視点からみてもメリットの方が大きいのではないかと考

えられる。

あわせて、親権の一時停止制度や親権者に対するカウンセリング受講命令制度の創設など司法決定方式の強化、整備が必要とされる。児童虐待防止法は施行後3年を目処に見直しすることとされており、その折には、親権制度の改正を含む強制的介入システムの整備が図られなければならない。

(イ) 児童家庭福祉サービス供給体制の分権化に関する事項

次に、児童家庭福祉サービスの分権化に関する事項としては、まず、障害児童福祉サービスに関して市町村を実施主体とし、都道府県が専門的支援を行う体制を確保する。また、ひとり親家庭福祉サービスについても全面委譲を検討する。さらに、都道府県の障害児関係専門業務を児童相談所から切り離して知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所を統合した障害者更生相談所に吸収し、児童一元化を図る。

なお、その際、障害児やひとり親家庭児童、要保護女性についても要保護性ないしは介入を必要とする場合があることを考慮し、市町村と児童相談所との橋渡しのためのシステムづくりは必須である。これにともない、児童相談所をたとえば児童家庭権利擁護センターとし、子どもと女性の権利擁護センターとして機能させるべく再編成する。

また、市町村に児童家庭福祉サービスの行政拠点を整備するため、都道府県家庭児童相談室を廃止し、市町村に家庭児童相談室を整備する。あわせて、小規模町村に配慮し、地域子育て支援センターに、その業務の一部を委託できることとする。

社会的擁護に関する実施体制については、これらの体制整備を図ったうえで施行状況を確認し、改め分権化を検討することが適当である。

(2) 児童家庭相談体制の今後の方向

以上の児童家庭福祉サービス供給体制の変更にともない、児童家庭相談体制も変更されることとなる。すなわち、まず、児童相談所は、保護者が相談や介入を希望していないにもかかわらず児童の福祉を図るため介入を必要とされる事例、たとえば児童虐待や非行事例などに中心的に対応する権利擁護サービスとしての機能を中心的に果たす機関として、その役割を限定していく方向が提示できる。

次に、市町村に設置される家庭児童相談室は、現行の人員体制を強化し、いわゆるファミリー・ソーシャルワーク機能を果たす機関として整備する。現行のような福祉事務所内設置といった枠を撤廃し、公立施設にも付置できるようにし、ケースマネジメントや在宅福祉サービス拠点としても機能できるようにすることも考慮に値する。この拠点に市町村保健センターの母子保健部門も統合できれば、保健婦という専門職ともチームを組むことができるであろう。さらに、このような公立相談機関は必要に応じて社会福祉法人やNPOが展開する相談事業とも協定を結び、幅広いサービスを整備する姿勢が必要である。

なお、障害児相談サービスに関しては都道府県障害者更生相談所を頂点とし、障害者プランにおいて拡充・整備が進みつつある障害児（者）地域療育支援事業が拠点となるであろう。その他、不登校や非行問題については、教育相談所やスクール・カウンセラー、少年サポートセンター等のそれぞれの専門機関を中心として相談体制を整備していくことが求められよう。

最後に居場所機能の整備であるが、乳幼児を養育する親たちにとっては、現行の地域子育て支援センターが最大の機能を発揮することとなろう。また、中高生の居場所については大型児童館の整備が求められる。不登校児童のためには適応指導教室の整備も必要である。なお、これらの居場所機能の整備とともに、ファミリー・サポート・センターやショートステイ、一時保育といった子育て家庭のための各種在宅福祉サービスの大幅拡充が必要とされることはいままでもない。

おわりに

以上、児童虐待に対する児童相談所を中心とする相談援助体制の調査を通じて得られた知見並びに著者らのこれまでの相談機関調査等を通じて得られた知見から、児童家庭福祉サービス供給体制並びに児童家庭相談体制整備の展望について若干の提言を行ってきた。

戦後に成立した社会福祉サービス供給システムの歴史を見とおすとき、現在に至るまで大きな変更を行っていないのは、ほとんど児童家庭福祉サービス供給体制並びに児童家庭相談体制のみであるといつてよい。出生率の継続的低下や児童虐待の顕在化とそれらの課題に対応する現行制度の疲労は職員の疲労として顕現し、そうしたシステムがもはや国民の生活意識の価値観とは乖離したものとなっていることを如実に示しているといえるのではないであろうか。

相談機関がパンクしないうちに、システムの再構築を検討しなければならない。風が吹いてから風を作ろうとしてももう遅いのである。(柏女 霊峰)

<文献・順不同>

- 1) 厚生省児童家庭局『児童相談所運営指針(平成12年11月改訂版)』2000
- 2) 厚生省児童家庭局企画課『子ども虐待対応の手引[平成12年11月改訂版]』2000
- 3) 厚生省児童家庭局企画課『児童虐待対策に関する資料集』1999
- 4) 柏女霊峰「わが国における子ども虐待防止システムの動向と課題」『淑徳大学社会福祉研究所共同研究報告書』淑徳大学社会福祉研究所 2000
- 5) 小木曾宏「千葉県における子どもの虐待防止活動の実践的展開とその研究」『淑徳大学社会福祉研究所共同研究報告書』淑徳大学社会福祉研究所 2000
- 6) 柏女霊峰・中谷茂一・林 茂男・網野武博「児童相談所の運営分析」『日本総合愛育研究所紀要』第32集 日本総合愛育研究所 1996
- 7) 柏女霊峰・中谷茂一・林 茂男・網野武博「児童相談所専門職員の執務分析」『日本総合愛育研究所紀要』第33集 日本総合愛育研究所 1997
- 8) 柏女霊峰・山本真実・尾木まり・谷口和加子・網野武博・林 茂男・新保幸男「家庭児童相談室の運営分析」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第34集 日本子ども家庭総合研究所 1998
- 9) 柏女霊峰・新保幸男・山本真実・尾木まり・谷口和加子・林 茂男・網野武博「家庭児童相談室専門職員の執務分析」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第35集 日本子ども家庭総合研究所 1999
- 10) 山本真実・柏女霊峰・尾木まり・谷口和加子・新保幸男・林 茂男・網野武博「家庭児童相談室の運営分析(2)」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第35集 日本子ども家庭総合研究所 1999
- 11) 柏女霊峰・山本真実・尾木まり・谷口和加子・林 茂男・網野武博・新保幸男・中谷茂一「保育所実施型地域子育て支援センターの運営及び相談活動分析」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第36集 日本子ども家庭総合研究所 2000
- 12) 柏女霊峰・村田典子・尾木まり・松原康雄・小木曾宏・中谷茂一・才村 純「児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究(I)～専門職員及び関係機関の関わり分析～」『平成10年度厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書(第5/6)』1999
- 13) 柏女霊峰・中谷茂一・村田典子・才村 純・尾木まり・小木曾宏・松原康雄「児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究(II)」『平成11年度厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書(第5/6)』2000
- 14) 柏女霊峰『児童福祉の近未来～社会福祉基礎構造改革と児童福祉～』ミネルヴァ書房 1999

- 15) 柏女霊峰『現在児童福祉論 [第4版]』誠信書房 2001
- 16) 柏女霊峰『児童福祉改革と実施体制』ミネルヴァ書房 1997
- 17) 柏女霊峰編『別冊発達23 改正児童福祉法のすべて～児童福祉法改正資料集～』ミネルヴァ書房 1988
- 18) 柏女霊峰・山本真実『新時代の保育サービス～親と子のウェルビーイングをめざして～』フレーベル館 2000
- 19) 松原康雄・山本 保編『児童虐待～その援助と法制度』エディケーション 2000
- 20) 柏女霊峰監修『子ども虐待 教師のための手引』時事通信社 2001

(出典：平成12年度厚生省科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（一部抜すい）)

第6 第6回「加害者に対する刑事的介入をめぐる諸問題」

第6回の研究会においては、児童虐待の加害者に対して、刑事政策上どのような関わりができるのか、その現状と今後の課題についてが検討された。

現状については、現在の刑事処罰だけでは、児童虐待という子育ての援助が必要な事案に対応できないこと、矯正施設においても、保護観察においても、児童虐待に応じた処遇プログラムが不十分であることが指摘された。また、立入り調査、ケア受講命令の発動等、強制的な措置に関しては、福祉機関と連携しながら刑事司法機関の果たす役割といったものが期待されている。

1 話題提供「児童虐待に対する刑事規制のあり方」(専修大学教授 岩井宣子 氏)

児童虐待問題について、刑事的な介入がいかなる機能を果たせるのかについて、児童虐待に対する社会的対策を(1)予防、(2)発見、(3)暫定的保護、(4)最終的措置、の4つの段階に分け、この段階に沿って検討したい。

(1) 予防

予防については、①「様々な育児援助のサービス」②「乳児検診等によるフォローアップ」により、地域の子どもすべてを視野に入れていく必要がある。

この予防の段階で、刑事的介入の果たす機能は何か考えると、やはり、③「刑罰による一般予防効果」であろう。つまり、子供に対する暴行、傷害は処罰の対象になるのだ、特に、性的虐待においても、これは犯罪なのだという意識を喚起することである。また、④「加害者援助による再発防止」も考えられなくてはならない。

(2) 発見

我が国においては、①児童福祉法25条に要保護児童発見者は福祉事務所または児童相談所に通告する義務を、②児童虐待防止法5条、6条においては、児童の福祉に職務上関係ある者は、児童虐待の早期発見に努め、発見した者は児童福祉法25条の規定により通告しなければならない旨定めている。ところで、学生に、児童虐待を発見したらどこに通報するかたずねたところ、児童相談所という答えは少なく、警察に通報すると答えたものが多かった。実際、警察も虐待を把握しやすい立場にあると思われ、警察においても虐待を発見した場合は、保護的な姿勢で対処するよう留意しているとのことである。

アメリカにおいては、子どもの処遇に関わる職業にある人々に通報が義務づけられ、違反した場合は、ライセンスを剥奪するなどの罰則規定も設けている。イギリスにおいては、通報義務はあるが、罰則規定は無く、日本はイギリス方式を取り入れたといえる。

通告については、医師の守秘義務とのかねあいが問題であったが、厚生省の通達により、刑法35条により違法性は阻却されるという解釈が確立している。また、虐待を疑って通告したが実はそうではなかった場合、民事・刑事上免責されるかという問題については、通告を受けた児童相談所がきちんと調査し、虐待行為を認めた段階で介入することとなるので、問題にはならない。

(3) 暫定的保護

虐待の発見がなされたあと、児童相談所が介入することとなり、①児童虐待防止法9条により安全確認のための立ち入り調査や質問権が、②第8条に一時保護が、③第10条に警察官の援助を求めることができることが定められている。

①の立ち入り調査や質問は、児童相談所が行うのであるが、立ち入りを拒む保護者に対して、鍵を壊

してまで入ってよいのかどうかについては、明示がない。果たして、福祉機関に強制的なことをさせてよいのか疑問もある。家庭裁判所の令状により対応するなど、刑事司法が介入する手続が必要であると思われる。

介入の困難な事例を集め、ケース検討会を行う必要がある。

(4) 最終的措置

最終的措置については、①親子分離(養護施設等への入所、親権喪失の申立て) ②虐待者の刑事訴追がある。いずれの場合も、親子の再統合の可能性を探る必要はある。

①については、アメリカでは里親制度が機能していると聞が、日本ではまだ一般的な方法ではない。

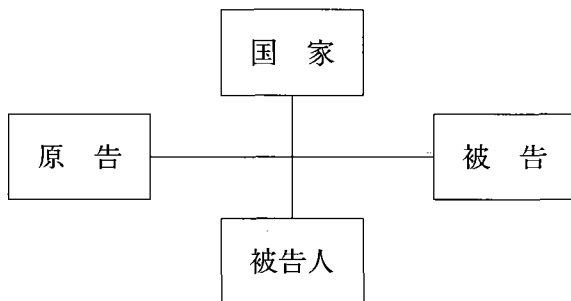
②については、虐待をする親は育児能力の低い人たちであり、他に犯罪を犯すようなことのない人たちである。そういう人たちに刑事罰が有効であるのかどうか。保護処分の対象である少年に厳罰化の動きがあるのなら、逆に成人については、児童虐待のようなタイプの犯罪には保護処分のようなものが考えられてもよい。現行法の中では、例えば、仮釈放での3号保護観察には特別遵守事項がつけられるようになっており、ケア受講命令のようなものを置く余地はある。しかし、保護観察付執行猶予となると、4号観察では一般遵守事項のみである。アメリカでは、ケア受講命令を出すことで成果が上がっているが、日本においては、保護観察の遵守事項の活用を含め、もう少し立法的な措置が必要であるし、ケア受講命令といっても、そのようなサービスを提供する基盤もない。

2 話題提供 「児童虐待事案を現行の刑事法で処罰する際の問題点」

(法務総合研究所 加澤正樹 研究第一部長)

(1) わが国の法体系の基本構造

児童虐待事案を現行の刑事法で処罰する際の問題を論じるにあたり、我が国の法体系の基本構造がどのようなになっているか確認する。我が国の法体系の基本構造を図式化にすると、次のようになる。



縦の「国家 VS 被告人」は刑事訴訟法、横の「原告 VS 被告」は民事訴訟法の関係を表す。

これを見ると分かる通り、我が国の刑事訴訟法においては、被害者のことはもともと念頭にない。つまり、犯罪に対する刑罰権は国家において行使されるのであり、ゆえに、国家に対する被告人の人権が強調されることとなる。

さらに、我が国の刑事手続が「国家 VS 被告人」であることから、刑事訴訟の原則として次のようなものがあり、刑罰権の発動を抑制している。

刑事訴訟の原則

- 1 罪刑法定主義……法律なければ犯罪なし
- 2 犯罪の定義……構成要件に該当する違法有責の行為
- 3 訴因の特定……罪となるべき事実の特定 (刑訴256)
- 4 証拠裁判主義……事実の認定は証拠による (刑訴317)
- 5 基本的人権の保障…黙秘権等

次に、捜査実務の要点をまとめると次のようになる。

捜査実務の要点

- 1 捜査の端緒……行政手法か捜査か
- 2 身柄の拘束……在宅か逮捕か
- 3 処 分……起訴か起訴猶予か
- 4 処 罰……公判請求か罰金か
- 5 判 決……実刑か執行猶予（保護観察）か

(2) 児童虐待事件捜査の現状

以上を念頭におき、児童虐待事案を取り扱う上での困難性を、捜査の面から、捜査開始(捜査の端緒)にあたってのあい路及び証拠収集のあい路の二つに分けて取り上げてみよう。

捜査開始にあたっては、①家庭内の事案であること、②捜査を開始するに足る証拠収集が難しいこと、③捜査の着手のタイミングが難しいことが挙げられる。まず、病院に行くなどのよほどのけがでないと、捜査の端緒に結びつかない。児童相談所に通告があっても、まず保護が優先され、捜査に結びつけるのは難しい。

証拠収集にあたっては、①証拠が少ないこと、②最良証拠である被害者（幼児）に供述能力がないことが挙げられる。

このような捜査上の困難性があるため、訴因としての犯行の特定も困難になる。起訴に結び付けるには、訴因をできるだけ日時、場所、方法をもって特定する必要がある。しかし、被疑者の供述がなければ、個々の犯行の特定は困難であり、被疑者である親が「自分で転んだのだ。」「まちがえてぶつけたのだ。」と虐待行為を否認した場合、特定は困難である。

被疑者が仮に「自分がやりました。」と認めたとしても、殺す意図があれば「包括的一罪」として、いくつかの虐待行為を訴因とすることができるが、殺す意図もなく、虐待が長期にわたった場合、発覚に結びついた一度きりの虐待行為しか訴因として取り上げられないことになってしまう。つまり、虐待が深刻であるほど、実務的には立証が難しいこととなる。

(3) 児童虐待事件の処分の選択

児童虐待事案は、捜査のみならず、処分の選択についても難しい事件である。つまり、処罰の対象は、先に述べたとおり特定された訴因に限られ、虐待の事実全体を正しく評価して処罰することが困難なのである。

参考までに、現在の法定刑は次のようになっている。

単純暴行…… 2 年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金

傷 害……10年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金

強 姦…… 2 年以上の有期懲役

保護者遺棄…… 3 月以上5 年以下の懲役

しかし、処罰の対象となる訴因が限定されたものであるため、実際の量刑は、法定刑の下限に集中してしまう傾向にある。

児童虐待事案の多くは、長期にわたり暴力をふるうものであり、虐待自体の責任を問おうとすれば起訴事実以外の暴行をも情状として評価すべきであるが、厳密に考えると、起訴事実以外は立証できないこととなる。

さらに、児童虐待事案の場合は、被害者（子供）との関係は処分後も続くのであり（死亡した場合も、

きょうだいがいる場合がある。), 処分後の対応策も視野に入れなければならないが, そこまでの手立てはないのが現状である。

そもそも, 公判請求にまで発展している児童虐待事案は, 福祉的な対応において, 失敗した事例といえる。そして, 加害者を処罰したところで, 問題は解決しないのである。実刑に処しても, 児童虐待者に対する矯正プログラムはなく, 普通の受刑者と同じ扱いとなろう。罰金処罰や起訴猶予にした場合も, 事後措置はない。そこで, 次に対応策について検討する。

(4) 対策についての検討

以下は, 現行の刑事法システムの中でどのような対策が考えられるかの私見である。

まず, 児童虐待事案を, 刑法犯である傷害事件や傷害致死事件としてではなく, 児童虐待事案として加害者処罰に正面から取り組むことは, 現在の刑事処罰という対応では限界があるということである。

立法政策上としては, 「児童虐待罪」のような, 児童虐待そのものを正面から処罰する構成要件を定めることが考えられる。しかし, 現実的には立法技術上難しい面がある。そこで, 専ら行政手続による解決が考えられなくてはならない。

実施可能なものとしては, 矯正施設における教育プログラム, 保護観察機能の強化が考えられる。再犯防止のための支援体制を構築することである。

そのためには, 刑事政策実務上の対応として, ①可能な限り公判請求し, 執行猶予の場合は, 積極的に保護観察に付する。②矯正・保護の現場で, 有効な教育プログラムを考案し, 実施するとともに, 児童虐待問題についての専門性を育成する。③児童虐待問題に活発に取り組んでいる民間団体と連携し, 活用するシステムをつくるといったことが考えられる。

3 討論

引き続き, 研究会の席上では参加者による意見交換が行われたが, ここでは主な意見を要約し, 話題別にまとめて紹介する。

(1) 「ケア受講命令」について

- ・ 諸外国におけるケア受講命令であるが, 例えば, アメリカでは, 裁判所が加害者に対し, このようなプログラムを受けなさいといった強制的な命令が出される。プログラムについては, 児童虐待防止局によるものや, ソーシャルワーカーの組織によるものがある。ソーシャルワーカーは, 対象者を当該プログラムに参加させるだけでなく, 家庭訪問をし, 家庭生活のあり方を学習させることも行っている。
- ・ 虐待の加害者に対しては, やはり刑事罰で臨むより, 少年でいう「試験観察」のような制度, あるいは大人に対する保護処分のようなものが欲しい。

(2) 通告制度について

- ・ 現在の児童虐待法の矛盾点であるが, 「通告」は「発見した者」が行い, 「立入り調査」は「おそれのある場合」にできることとなっている。しかし, 実際は, 「おそれのある場合」に「通告」し, 虐待あり, とかなり確信してから「立入り調査」を行うのではないか。
- ・ 小児科医は法医学者ではないので, 例えば骨折の態様を見てそれが事故であるか, 虐待であるか断定できる人は少ないであろう。「発見した者」という規程では, 通告をためらうことにならないか。3年後の法の見直し時の検討事項であろう。

(3) ストーカー規制法との対比

- ・ 新たにストーカー規制法ができたが, 同法により検挙された事案の大半は, 加害者が元交際相手や

元配偶者である事案であって、従前はもっぱら当事者間や家庭内での解決に委ねられてきた分野に法の規制が及んでおり、その点では児童虐待に対する法規制のあり方を考える上でも参考になる点があるだろう。

- ・ ストーカー規制法は、行政措置と刑事手続を併存させ、事案の性質に則した適宜適切な解決を図っている。すなわち、いきなり行為者に刑事罰を課すのではなく、まず、警察本部長等の「警告」を発して当事者の自覚を促すことによりストーカーをやめさせることが可能になっており、実際、ストーカー事案の約8割は、警察からの警告により行為者の自覚を促すことで解決している。
- ・ 3年後の児童虐待防止法の見直し時には、ストーカー規制法にある「警告」のような、強力な手段を取り入れられないかと考える。
- ・ 「助けて」と言えない、虐待されている子供の代弁者は誰か。児童相談所と考えてよいか。これについては、アメリカでは、子供一人一人に対し、司法から「アドヴォケーター」がつく。日本のように、一県一児相のようなところでは、家庭訪問するだけでも一日がかりであろう。とても児童相談所だけではフォローしきれないであろう。

4 添付資料

児童虐待事犯の科刑状況等について

平成13年2月20日

第6回研究会資料

児童虐待事犯の科刑状況等について

このレポートは、平成11年12月9日付け全国少年係検事会同配布資料(3)「児童虐待事犯事例集」(取扱注意)をもとにまとめたものである。

1 対象事例と事例数

事例数199件

(1) 調査対象期間(事件の受理日)

平成9年1月1日から11年8月末日

(2) 調査対象事件

親権者又はこれに類似する者が18歳未満の児童に対して行った犯罪のうち、

- ① 殺人、殺人未遂、傷害致死、保護責任者遺棄致死、重過失致死被疑(告)事件
- ② その他いわゆる児童虐待に該当し、各庁において参考になると思料する事件

2 収集時の調査項目

罪名・受理罪名・受理年月日・受理の別・庁名・処分年月日・処分の別・被疑者の職業・被疑者氏名・被疑者生年月日・身柄区分・裁判年月日・裁判所名・裁判主文・上訴年月日確定・被疑事実(公訴事実)の要旨・参考となる事項

3 罪名別・加害者の性別

	加害者の性別		合 計
	男	女	
1 殺人	14 26.4%	39 73.6%	53 100.0%
2 殺人未遂	4 25.0%	12 75.0%	16 100.0%
3 傷害致死	47 70.1%	20 29.9%	67 100.0%
4 傷害致死幫助	-	1 100.0%	1 100.0%
5 傷害	18 90.0%	2 10.0%	20 100.0%
6 保護責任者遺棄	-	3 100.0%	3 100.0%
7 保護責任者遺棄致死	3 23.1%	10 76.9%	13 100.0%
8 重過失致死	4 57.1%	3 42.9%	7 100.0%
9 少年保護育成条例違反	2 100.0%	-	2 100.0%
10 児童福祉法	3 75.0%	1 25.0%	4 100.0%
11 死体遺棄	1 100.0%	-	1 100.0%
12 強姦	6 100.0%	-	6 100.0%
13 強制わいせつ	1 100.0%	-	1 100.0%
14 強姦致傷	1 100.0%	-	1 100.0%
15 暴力行為等法律違反	1 100.0%	-	1 100.0%
16 名誉毀損	1 100.0%	-	1 100.0%
21 保護者遺棄		1 100.0%	1 100.0%
22 監禁致死	1 100.0%	-	1 100.0%
合計	107 53.8%	92 46.2%	199 100.0%

殺人・殺人未遂・保護責任者遺棄致死については、おおむね男25：女75であり、女性が多いが、傷害致死については、男70：女30、傷害については、男90：女10と、男性が多い。

4 罪名別・加害者の年齢

罪名	平均値	度数	標準偏差	最小値	最大値
1 殺人	35.49	53	11.62	15	69
2 殺人未遂	36.50	16	16.17	20	85
3 傷害致死	28.75	67	6.52	19	53
4 傷害致死幫助	26.00	1	.	26	26
5 傷害	34.45	20	10.70	22	55
6 保護責任者遺棄	33.00	3	11.14	23	45
7 保護責任者遺棄致死	26.69	13	8.83	18	54
8 重過失致死	29.43	7	3.82	23	36
9 少年保護育成条例違反	41.50	2	2.12	40	43
10 児童福祉法	42.75	4	8.30	32	52
11 死体遺棄	34.00	1	.	34	34
12 強姦	44.50	6	11.59	28	58
13 強制わいせつ	39.00	1	.	39	39
14 強姦致傷	39.00	1	.	39	39
15 暴力行為等法律違反	54.00	1	.	54	54
16 名誉毀損	42.00	1	.	42	42
21 保護者遺棄	22.00	1	.	22	22
22 監禁致死	20.00	1	.	20	20
合計	32.81	199	10.71	15	85

罪名別に事件当時の加害者の年齢をみると、殺人・殺人未遂については30代半ば、傷害・傷害致死については20代後半から30代前半と、殺人・殺人未遂の加害者年齢が若干高い。

殺人の加害者年齢の最小値15歳の事例は、15歳の少女が自宅トイレに殺意を持って男児を産み落とし、溺死させ、家裁送致、保護観察処分に付されたもの。

殺人未遂の加害者年齢の最大値85歳の事例は、重度知的障害の16歳の孫娘の将来を案じ、無理心中を図ろうとしたもの。

5 共犯関係

	度数	パーセント
なし	181	91.0
内妻	1	.5
内夫	4	2.0
妻	3	1.5
夫	3	1.5
実子	1	.5
不倫相手	1	.5
友人	3	1.5
愛人	2	1.0
合計	199	100.0

共犯関係についてみると、9割以上が単独犯であるが、刑事事件上共犯とされなかったにすぎない場合があることに留意。

6 被害の程度

	度 数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
死亡	142	71.4	71.4	71.4
全治不明	8	4.0	4.0	75.4
性被害	13	6.5	6.5	81.9
傷害	24	12.1	12.1	94.0
なし	12	6.0	6.0	100.0
合計	199	100.0	100.0	

傷害事件における被害の程度（全治不明を除外）

	度 数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
被害日数	20	.00	180.00	40.0000	57.2832

刑事裁判になる児童虐待事案のうち、被害者が死亡したケースは、7割以上を占める。
傷害事件についても、治療日数の平均は40日であり、重傷を負うケースが多い。

7 罪名別・求刑年数（執行猶予を含む・無期懲役を除く）

	平均求刑 年数	度数 (人)	標準偏差	最小値 (年)	最大値 (年)
1 殺人	7.0	39	4.37	3.0	20.0
2 殺人未遂	3.9	13	1.38	2.0	6.0
3 傷害致死	5.0	64	1.21	2.5	8.0
4 傷害致死幫助	3.0	1	.	3.0	3.0
5 傷害	2.6	15	1.15	1.0	5.0
6 保護責任者遺棄	2.5	2	2.12	1.0	4.0
7 保護責任者遺棄致死	4.5	11	1.44	3.0	8.0
8 重過失致死	2.0	1	.	2.0	2.0
9 少年保護育成条例違反	1.0	1	.	1.0	1.0
10 児童福祉法	2.7	3	1.04	1.5	3.5
11 死体遺棄	1.0	1	.	1.0	1.0
12 強姦	5.5	3	2.29	3.5	8.0
14 強姦致傷	4.0	1	.	4.0	4.0
15 暴力行為等法律違反	1.5	1	.	1.5	1.5
22 監禁致死	7.0	1	.	7.0	7.0
合計	5.0	157	2.83	1.0	20.0

199事例のうち、求刑年数の決まっていない42事例を除き、罪名別に求刑年数の平均を見ると、殺人が7年、殺人未遂が約4年、傷害致死が5年、傷害が約2年半となっている。殺人の求刑年数が最小である事例（3年）は、えい児殺がほとんど。最大20年の事例は、離婚を切り出された夫が、衝動的に妻子（2人）を殺害したもの。なお、無期懲役求刑事例として、借金苦により、放火して一家心中を図り妻子（3人）を殺害したものがある。

8 罪名別・主文年数（執行猶予を含む・無期懲役を除く）

	平均主文 年数	度数 (人)	標準偏差	最小値 (年)	最大値 (年)
1 殺人	5.2	39	3.4476	3.0	16.0
2 殺人未遂	3.1	12	.9003	2.0	5.0
3 傷害致死	3.6	62	.9108	2.0	6.0
5 傷害	2.2	15	.7708	1.0	3.5
6 保護責任者遺棄	1.3	2	.3536	1.0	1.5
7 保護責任者遺棄致死	3.6	10	.9661	3.0	6.0
8 重過失致死	2.0	1	.	2.0	2.0
9 少年保護育成条例違反	.8	1	.	.8	.8
10 児童福祉法	2.4	3	.9179	1.5	3.3
11 死体遺棄	1.0	1	.	1.0	1.0
12 強姦	3.8	3	1.0408	3.0	5.0
14 強姦致傷	3.7	1	.	3.7	3.7
15 暴力行為等法律違反	1.5	1	.	1.5	1.5
16 名誉毀損	.8	1	.	.8	.8
22 監禁致死	5.0	1	.	5.0	5.0
合計	3.7	153	2.1516	.8	16.0

199事例のうち、第一審が結審していない46事例を除き、主文年数の平均を見ると、殺人で約5年、殺人未遂で3年、傷害致死で約3年半、傷害で2年強となっている。

では、殺人一般の量刑を見ると、司法統計年報（平成11年）によれば、殺人（未遂を含む）有罪人数685人のうち、無期（22人）、20年以下（17人）、15年以下（92人）、10年以下（122人）、7年以下（86人）、5年以下（135人）、3年（147人）、2年以上（33人）、1年以上（4人）、保護観察付執行猶予（27人）であり、これをもとに無期懲役を除き平均年数を計算すると、7.43年であった。

9 罪名別・執行猶予の有無

	執行猶予の有無		合 計
	なし	あり	
1 殺人	22 55.0%	18 45.0%	40 100.0%
2 殺人未遂	4 33.3%	8 66.7%	12 100.0%
3 傷害致死	44 73.3%	16 26.7%	60 100.0%
5 傷害	7 46.7%	8 53.3%	15 100.0%
6 保護責任者遺棄	-	2 100.0%	2 100.0%
7 保護責任者遺棄致死	4 40.0%	6 60.0%	10 100.0%
8 重過失致死	-	1 100.0%	1 100.0%
9 少年保護育成条例違反	1 100.0%	-	1 100.0%
10 児童福祉法	3 100.0%	-	3 100.0%
11 死体遺棄	1 100.0%	-	1 100.0%
12 強姦	3 100.0%	-	3 100.0%
14 強姦致傷	1 100.0%	-	1 100.0%
15 暴力行為等法律違反	-	1 100.0%	1 100.0%
16 名誉毀損	-	1 100.0%	1 100.0%
22 監禁致死	1 100.0%	-	1 100.0%
合計	91 59.9%	61 40.1%	152 100.0%

児童虐待事犯については、全体の4割に執行猶予がついている。

一般の量刑は、司法統計年報によれば、殺人の場合685人中151人に執行猶予がついており、約22%であり、児童虐待事犯については、執行猶予になる率が高い。

10 罪名別・被害者との関係

	被害者との関係									合計
	実子	連れ子	養子	姪	孫	友人の子	収容児童	義妹	教師と生徒	
1 殺人	49 92.5%	-	1 1.9%	1 1.9%	2 3.8%	-	-	-	-	53 100%
2 殺人未遂	13 81.3%	-	-	-	3 18.8%	-	-	-	-	16 100%
3 傷害致死	40 59.7%	18 26.9%	6 9.0%	-	-	3 4.5%	-	-	-	67 100%
4 傷害致死幫助	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%
5 傷害	8 40.0%	8 40.0%	3 15.0%	-	-	-	1 5.0%	-	-	20 100%
6 保護責任者遺棄	3 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	3 100%
7 保護責任者遺棄致死	13 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	13 100%
8 重過失致死	6 85.7%	-	1 14.3%	-	-	-	-	-	-	7 100%
9 少年保護育成条例違反	-	1 50.0%	1 50.0%	-	-	-	-	-	-	2 100%
10 児童福祉法	4 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	4 100%
11 死体遺棄	-	1 100%	-	-	-	-	-	-	-	1 100%
12 強姦	3 50.0%	1 16.7%	1 16.7%	-	-	-	-	1 16.7%	-	6 100%
13 強制わいせつ	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%
14 強姦致傷	-	-	1 100%	-	-	-	-	-	-	1 100%
15 暴力行為等法律違反	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%
16 名誉毀損	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%	1 100%
21 保護者遺棄	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%
22 監禁致死	-	1 100%	-	-	-	-	-	-	-	1 100%
合計	143 71.9%	30 15.1%	14 7.0%	1 .5%	5 2.5%	3 1.5%	1 .5%	1 .5%	1 .5%	199 100%

被害者が複数いる場合は、年長の者1人のみ計上した。殺人・殺人未遂では、実子がほとんどを占めるのに対し、傷害・傷害致死においては、連れ子、養子の割合が高い。

11 罪名別・被害者の性別

	被害者の性別			合 計
	男	女	不明	
1 殺人	32 60.4%	19 35.8%	2 3.8%	53 100.0%
2 殺人未遂	5 31.3%	9 56.3%	2 12.5%	16 100.0%
3 傷害致死	30 44.8%	32 47.8%	5 7.5%	67 100.0%
4 傷害致死幫助	1 100.0%	-	-	1 100.0%
5 傷害	9 45.0%	9 45.0%	2 10.0%	20 100.0%
6 保護責任者遺棄	1 33.3%	2 66.7%	-	3 100.0%
7 保護責任者遺棄致死	7 53.8%	6 46.2%	-	13 100.0%
8 重過失致死	2 28.6%	3 42.9%	2 28.6%	7 100.0%
9 少年保護育成条例違反	-	2 100.0%	-	2 100.0%
10 児童福祉法	-	4 100.0%	-	4 100.0%
11 死体遺棄	1 100.0%	-	-	1 100.0%
12 強姦	-	6 100.0%	-	6 100.0%
13 強制わいせつ	-	1 100.0%	-	1 100.0%
14 強姦致傷	-	1 100.0%	-	1 100.0%
15 暴力行為等法律違反	1 100.0%	-	-	1 100.0%
16 名誉毀損	-	1 100.0%	-	1 100.0%
21 保護者遺棄	1 100.0%	-	-	1 100.0%
22 監禁致死	-	1 100.0%	-	1 100.0%
合計	90 45.2%	96 48.2%	13 6.5%	199 100.0%

罪名別に被害者の性別を見たが、この表を見る限り、男女差は認められない。

12 罪名別・被害者の年齢

	年齢平均値	度 数	標準偏差	最小年齢	最大年齢
1 殺人	4.74	53	5.83	0	18
2 殺人未遂	3.75	16	4.60	0	16
3 傷害致死	2.81	67	2.61	0	15
4 傷害致死幫助	3.00	1	.	3	3
5 傷害	6.58	19	5.69	0	17
6 保護責任者遺棄	.33	3	.58	0	1
7 保護責任者遺棄致死	1.85	13	3.00	0	11
8 重過失致死	.71	7	1.11	0	3
9 少年保護育成条例違反	13.50	2	.71	13	14
10 児童福祉法	15.00	4	1.63	13	17
11 死体遺棄	2.00	1	.	2	2
12 強姦	12.00	6	1.67	10	15
13 強制わいせつ	16.00	1	.	16	16
14 強姦致傷	14.00	1	.	14	14
15 暴力行為等法律違反	14.00	1	.	14	14
16 名誉毀損	17.00	1	.	17	17
21 保護者遺棄	.00	1	.	0	0
22 監禁致死	2.00	1	.	2	2
合計	4.45	198	5.15	0	18

罪名別に、被害者の平均年齢を見たもの。被害者が複数いる場合は、年長の者を計上してある。

13 罪名別・加害者の動機

	動 機																				合計
	衝動的	無理心中	悲観	心身耗弱	育・児童不安	虐待(長期の待)	産み捨て	パチンコ	お金	被害者の	不明	養育意思	刑入務のために	憤怒	しつけ	うからさい	仕つくために	外出中	注意反義務		
1 殺人	1 1.9%	17 32.1%	11 20.8%	2 3.8%	7 13.2%	1 1.9%	5 9.4%	-	1 1.9%	1 1.9%	5 9.4%	1 1.9%	1 1.9%	-	-	-	-	-	-	53 100%	
2 殺人未遂	3 18.8%	6 37.5%	1 6.3%	1 6.3%	1 6.3%	-	3 18.8%	-	-	-	-	-	-	1 6.3%	-	-	-	-	-	16 100%	
3 傷害致死	-	-	-	-	2 3.0%	40 59.7%	-	-	-	-	4 6.0%	-	14 20.9%	3 4.5%	4 6.0%	-	-	-	-	67 100%	
4 傷害致死補助	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0%	
5 傷害	-	-	-	-	-	7 35.0%	-	-	-	-	3 15.0%	-	-	10 50.0%	-	-	-	-	-	20 100%	
6 保護責任者遺棄	-	-	-	-	1 33.3%	-	-	-	-	-	-	2 66.7%	-	-	-	-	-	-	-	3 100%	
7 保護責任者遺棄致死	-	-	1 7.7%	-	-	2 15.4%	-	-	-	-	6 46.2%	3 23.1%	-	1 7.7%	-	-	-	-	-	13 100%	
8 重過失致死	-	-	-	-	-	-	-	3 42.9%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 28.6%	2 28.6%	7 100%	
9 少年保護育成条例違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	2 100.0%	
10 児童福祉法	-	-	-	-	-	-	-	-	1 25.0%	-	3 75.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	4 100%	
11 死体遺棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%	
12 強姦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	6 100%	
13 強制わいせつ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%	
14 強姦致傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%	
15 暴力行為等法律違反	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%	
16 名誉毀損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%	
21 保護者遺棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0%	-	-	1 100%	
22 監禁致死	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100%	
合計	4 2.0%	23 11.6%	13 6.5%	3 1.5%	11 5.5%	50 25.1%	8 4.0%	3 1.5%	2 1.0%	1 .5%	36 18.1%	6 3.0%	1 .5%	26 13.1%	3 1.5%	4 2.0%	1 .5%	2 1.0%	2 1.0%	199 100%	

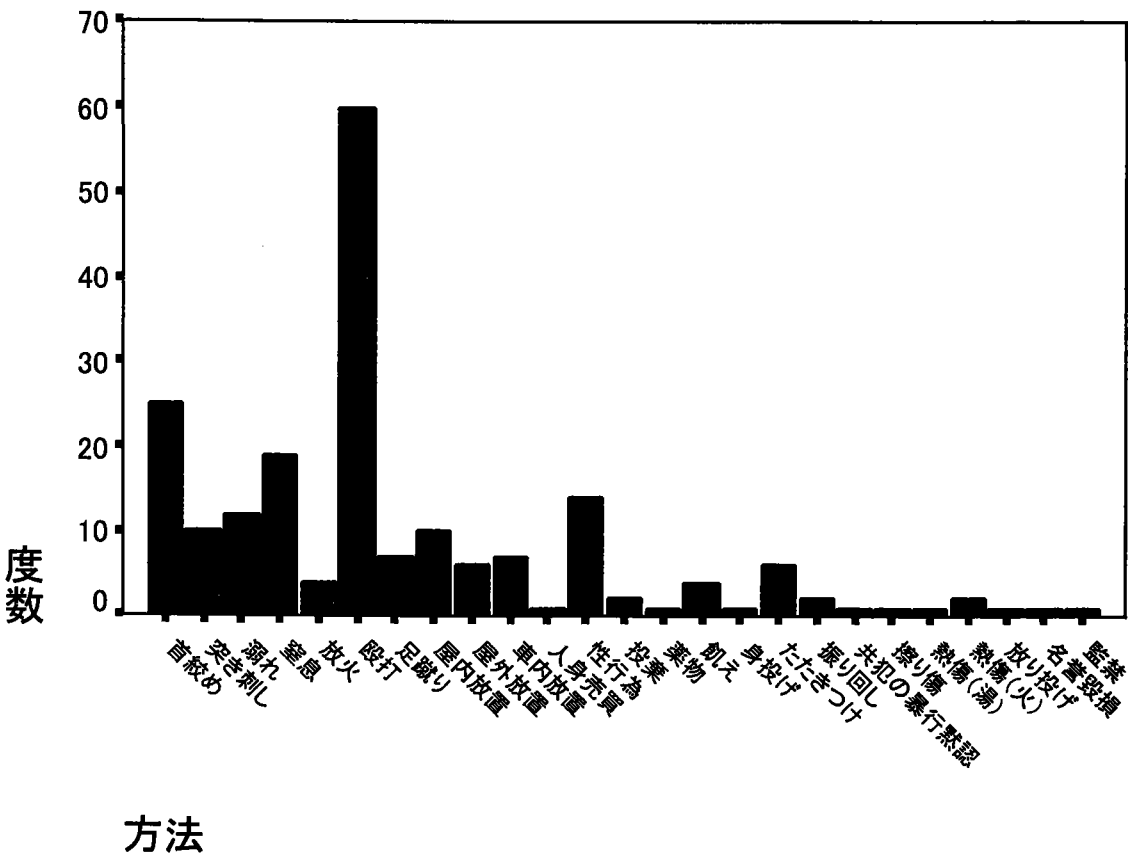
殺人についてみると、無理心中や、将来を悲観してという動機が多い。典型的な虐待事案と思われるものは、傷害致死に多い。

14 罪名別・虐待類型

	虐待類型					合 計
	身体的	精神的	性 的	ネグレクト	人身売買	
1 殺人	52 98.1%	-	-	1 1.9%	-	53 100.0%
2 殺人未遂	16 100.0%	-	-	-	-	16 100.0%
3 傷害致死	67 100.0%	-	-	-	-	67 100.0%
4 傷害致死幫助	-	-	-	1 100.0%	-	1 100.0%
5 傷害	20 100.0%	-	-	-	-	20 100.0%
6 保護責任者遺棄	-	-	-	3 100.0%	-	3 100.0%
7 保護責任者遺棄致死	3 23.1%	-	-	10 76.9%	-	13 100.0%
8 重過失致死	-	-	-	7 100.0%	-	7 100.0%
9 少年保護育成条例違反	-	-	2 100.0%	-	-	2 100.0%
10 児童福祉法	-	-	3 75.0%	-	1 25.0%	4 100.0%
11 死体遺棄	-	-	-	1 100.0%	-	1 100.0%
12 強姦	-	-	6 100.0%	-	-	6 100.0%
13 強制わいせつ	-	-	1 100.0%	-	-	1 100.0%
14 強姦致傷	-	-	1 100.0%	-	-	1 100.0%
15 暴力行為等法律違反	1 100.0%	-	-	-	-	1 100.0%
16 名誉毀損	-	1 100.0%	-	-	-	1 100.0%
21 保護者遺棄	-	-	-	1 100.0%	-	1 100.0%
22 監禁致死	1 100.0%	-	-	-	-	1 100.0%
合計	160 80.4%	1 .5%	13 6.5%	24 12.1%	1 .5%	199 100.0%

全体の８割が、身体的虐待である。ネグレクトについては、保護責任者遺棄・致死として犯罪類型化されている面もあるが、心理的虐待については、刑事事件には上がってきにくい。

15 加害の方法



第7 第7回「アメリカにおける児童虐待対策」[本研究のまとめ]

第7回の研究会のテーマは、児童虐待と非行の関連をめぐる諸問題を検討することである。まず、「アメリカにおける児童虐待対策—貧困と児童虐待の視点から」というテーマで、松原康雄氏から発表をいただいた。次に、当方から、一般市民を対象とした予備調査の結果報告をした。これらを踏まえながら、児童虐待問題と非行との関連について検討した。

1 話題提供① 「アメリカにおける児童虐待対策—貧困と児童虐待の視点から—」

(明治学院大学教授 松原康雄 氏)

(1) アメリカにおける児童虐待と貧困の問題について

ここでは、次のような問題意識から、アメリカにおける児童虐待と貧困の問題を取り上げてみたい。

- ① 日本の少年院においては、家庭の経済状況が貧困である者の比率がそんなに高くはないようであるが、たとえばイギリスでは、貧困と児童虐待、非行を結びつけて考えている。貧困と児童虐待はどのような関係にあるのか。
- ② アメリカのマイアミ市で行った地域メッシュの結果を見ると、虐待と貧困の地域は重なる。虐待と貧困は地域的に見ても、重なる問題なのではないか。
- ③ アメリカでは貧困対策の方針転換があり、セルフ・ヘルプに流れてきているように思われる。これが、日本の高齢者、障害者及び母子に対する生活保護の将来像にどのような影響を与えるのだろうか。

先に結論を言えば、アメリカの場合、貧困と虐待とは密接に結びついているといえる。もっとも、アメリカの研究者の多くはそう言っていない。「どの層でも起こる」という主張が強いし、貧困と虐待を結びつけることは貧困層への差別につながると考えて、そのような結論を出すことには消極的である。また、そもそも虐待の実態を把握できるのかという点について、中流層以上は地域の中で囲い込まれて表に出ないとか、私的な機関に係属しているので把握できないのだといった主張もある。一方、専門家には通告義務制度があるので、この制度が機能しているという前提ではそれほど暗数はないのではという意見もある。しかしながら、例えば、“Child Victims by Race, 1997”によると、マイノリティにおける児童虐待は、人口構成比の倍であり、人種による発生率には差異がある。

アメリカでは、1996年に「個人責任と就業責任法 (The Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act)」が成立し、従来の公的扶助制度はドラスティックに変革された。新しい制度は「貧困家族一時扶助 (Temporary Assistance for Needy Families, TANF)」と呼ばれ、2年間の金銭給付期限後は、原則として受給者が就労することを義務付けることなどを内容としている。その背景には「貧困を繰り返す人は何をしても駄目だ」というアンダークラス論があり、援助をしても上がってこれられない人には投資せず、社会から排除していこうとする流れがある。

日本の福祉の現場感覚でも、貧困あるいは生活不安定層に虐待が多い。今後、生活保護に就労要件を入れていくと、母子家庭に影響が出るのではないかと考える。そうした世帯では、虐待問題によるアンダークラス化のおそれがあるのではないか。

(2) ミズーリ州における児童虐待調査マニュアルについて—デュアルシステムの状況—

ミズーリ州は、児童虐待の通告件数・通告の対児童人口比とも全米で上位の州である。同州における虐待とは、「子どものケア、監護、監督に責任ある人間が、偶発的な場合を除いて、身体的な傷害、性的

虐待、あるいは情緒的虐待を児童に負わせること」とされており、これらの人々には、親や後見人だけでなく、ベビーシッター、児童ケアセンター職員、祖父母なども含まれる。また、放任とは、「児童の well-being にとって適切あるいは必要な養育、義務教育、栄養や医療、外科的その他のケアを提供する上での過失」とされている。

同州では、児童虐待への対応は、児童虐待調査とファミリーアセスメントの2本立て (dual system) で行われる。中央登録ユニット (Central Registry Unit) から各地区の担当機関に送致されたケースについて、どちらの手続によるべきかのスクリーニングが直ちに行われる (スクリーニング用紙: 資料8)。児童虐待調査 (Investigation) は、刑法犯罪として調査が確実な重大な身体的、医療的、情緒的虐待と重大な放任、全ての性的虐待、その他犯罪性がある虐待、緊急性を要する虐待を対象とし、ファミリーアセスメント (Family Assessment) は、軽微なあるいはそれほど重大ではない身体的虐待と放任 (医療的放任を含む。)、または初回でかつ犯罪性がない身体的虐待あるいは放任、軽微なあるいはそれほど重大ではない情緒的養育失調 (maltreatment)、教育上の放任を対象とする。ケース全体を見ると、児童虐待調査に回るのが25%、残りがファミリーアセスメントの手続に乗る。児童虐待調査手続に回ったケースは、家族サービス局 (Family Service Division, DFS) の職員と児童虐待調査専門の警察官が協同で対応に当たり、児童の保護手続や事件の家庭裁判所送致などを行うが、必要に応じて親子の分離を行う時は警察官が対応に当たることができ、DFS の職員はできない。また、ファミリーアセスメントの手続の対象となった家族に対しては、家族側が希望すれば家族支援サービス (Family-centered Services, FCS) が受けられ、DFS のワーカーの援助を得て、「変革のための家族計画」を作成する。

児童虐待等を抱えた家族に提供されるサービスとしては、次のようなものがある。

ア 在宅サービス

(ア) Children's Treatment Services

家族の再統合あるいは親子不分離でのケアを目的とするもので、対象は、被虐待児童 (放任を含む。) とその家族、虐待の危険性が高い家族、不登校・非行児童、家庭を離れ州の監護下にある児童である。

- ・ Crisis Nursery Service 短期あるいは一時的な保育で、家族が任意に資源を調達する。
- ・ Day Treatment 情緒的問題があり、24時間ベースのケアは必要ない児童への治療
- ・ Family Therapy 在宅あるいは通所による家族療法
- ・ Group Counseling 複数の当事者を対象とした治療的カウンセリング
- ・ Homework Services 短期間で提供される家事技術習得あるいは役割モデル提供
- ・ Parent Aide 育児ストレスを持つ家族への基礎的訓練

(イ) Family-centered Services

虐待のおそれがある家族や予防サービスが必要な家族を対象とし、内容は上記とほぼ同じ。

(ウ) A DFS Parental Stress Helpline

親としての責任やプレッシャーに押しつぶされそうな人の無料電話相談。週7日、24時間体制で相談に応じ、必要があれば適切な期間への送致も行う。

(エ) Family Preservation Service (FPS)

危機状況にある家族を、在宅で支援するための短期集約型サービスで、対象は、親子分離の危機にある家族である。内容としては、家族の特定のメンバーあるいは家族全体を対象としたカウンセリング、親業教育 (Parenting Training)、子どもの発達訓練、栄養や家計に関する教育、就労準備教育などである。

イ 親子分離によるケア

- (ア) フォスターファミリー
- (イ) 裁判所によって認められた親族
- (ウ) 認可を得た施設又はグループホーム
- (エ) 養子縁組

2 話題提供③「一般被害調査（予備調査）の実施結果報告」（法務総合研究所 横地環 研究官）

一般人口における児童虐待の発生率を把握するとともに、その態様や被虐待経験者の援助等へのニーズを探るため、本年1月に首都圏在住18歳から39歳の男女1,000人に対し、郵送によるアンケート調査を実施した。有効回答は273件であった。また、同調査では、アンケートへの回答とともに、家族から身体的、性的、心理的暴力、ネグレクトを受けた経験又は家族間の暴力を目撃した経験のある人に対し、その時の状況や欲しかった援助等について、当所職員の面接に応じてくれる人を募った。最終的には、同調査の準備段階で協力してくれた人を加えた8名に面接することができ、その被害の概要や影響、欲しかった援助などをまとめることができた。

これら一般調査の面接で被虐待経験を開示した者は、非行にまったく手を染めなかったとまではいえないにせよ、少年院在院者と比較すると、深刻な非行や犯罪に至らず成長してきたグループと言える。この人たちから、被虐待児が何とかその悪影響を克服しながら社会適応を果たしてきた具体的な道の手を指示してもらい、その中から立ち直りに役立った要因、あれば役立ったであろうと思われる援助方策に関する意見を抽出し、まとめて整理した形で提示することによって、次の3点が可能となる。

- ① 被虐待と非行の両方の経験を持つ少年院生グループと比較して、被虐待児がその後非行に走るか走らないかを決定する要因や要因が機能するメカニズムを明らかにすること。
- ② 被虐待児でもある少年院生の、今後の立ち直りを促すための処遇を構築する手がかりを得ること。
- ③ 広く、虐待経験者一般、そして、その人たちにケアを提供する機関に対し、スムーズな社会適応にいたるため（促進するため）の、情報・ヒントを得ること。

このような効用が期待される調査なので、来年度は是非大規模な一般調査を行いたい。

4 討論

引き続き、研究会の席上では参加者による意見交換が行われたが、ここでは主な意見を要約し、話題別にまとめて紹介する。

(1) アメリカにおける児童虐待対策について

- ・ 貧困と虐待の種類との関係はどうか。貧困層に身体的虐待とネグレクトが多いのはわかるが、性的虐待はどうだろうか。
- ・ 確かに、問題意識にあったのは、身体的虐待とネグレクトであった。性的虐待は定義によると思われるが、例えば、性的ないたずらや性行為の目撃が日常的になされることなどは貧困層に多いと考える。
- ・ ミズーリ州では、フォスターケアを重視しており、障害児の里親のための訓練制度なども整備されているが、文献によれば、里親を転々とする事例も多いとされており、養子制度や親族ケアなどがその代替策として実施されている。しかし、親族ケアとして祖母に預けるなどなされているが、子育てがうまくできない親を育てた祖母に、子どもの養育ができるのか個人的には疑問である。
- ・ 世代間連鎖については、現在虐待している親に、かつて虐待を受けた経験のある者が多いとは言わ

れている。しかし、逆にかつて虐待を受けた者のうちどれくらいが、親となって虐待をしているかという研究はなされていない。追跡することは困難であり、暗数の問題もある。世代間連鎖については、慎重に考えたい。

(2) 少年院在院者に対する「被害の経験についての調査」について

- ・ 「被虐待群」, 「家族被害群」及び「なし群」の3群に分けた理由は何か。虐待の有無で2群化してみると、もう少し差が出るのではないか。
- ・ 3群化したのは、質問紙の間4以下の分析に際し、被虐待群と家族被害群に分けて対比したので、その区分を全体の分析でも維持したかったためである。加えて、同じく家族から身体的暴力等を受けても、それが虐待の場合と、1回きりの場合では異なるのではないかと考えたのと同時に、家族から全く被害を受けていない者と、1回きりであったり、兄弟からであったりしても、例えば身体的暴力②のような場合は、何らかの影響を少年に与えると思われ、これらの人を全く家族からの被害のない人と一緒にすることともためらわれたこともある。
- ・ 児童相談所係属歴を見ると、被虐待経験群が最も比率が高いが、どのような特徴があるグループか。
- ・ 被虐待経験群を児童相談所係属歴の有無で2分して比べてみると、係属歴ありの方に家庭的な問題が多い。

例えば、男子では、親に犯罪歴、アルコール中毒、薬物使用のいずれか1つでも見られる者の比率は、係属歴なしで約30%、ありで約60%である。経済的に見ても、生活保護受給は係属歴なしで約20%、ありで約40%である。

- ・ 主要非行名別検挙・補導歴から考える限り、少年院在院者については、被虐待経験と非行の種類との間には有意な関連はないということになる。
- ・ 被虐待経験と非行との関連については、ここにあるように重い犯罪ではなくもっと軽微な段階のものを取り上げてみるとか、一般人口と対比するとかした上でないと、結論は出せないと思う。
- ・ 被虐待経験のある子どもとない子どもを、同じ施設に入れて処遇してよいのか。被虐待群は再犯するのかもしれないのか、虐待の世代間連鎖があるのかもしれないのか、そのあたりをはっきりさせないといけない。
- ・ 今回の調査では、少年院在院者の半数に被虐待経験があることがわかったことが大切で、これをどのように処遇に反映させるかは今後の課題だが、この結果を見て教官の意識も変わると思う。

資料 8

MISSOURI DEPARTMENT OF SOCIAL SERVICES DIVISION OF FAMILY SERVICES FAMILY PLAN FOR CHANGE		DATE
Complete with the family when it is indicated that change is needed in the family to reduce risk of CA/N or to address issues of safety that require services/support for the family that must be sustained over time to impact change.		
What will each member of the family be doing differently when the child is safe or risk is reduced? (Refer to Pattern of Behavior)		
How does each member of your family see themselves accomplishing these changes? (Indicate time frames)		
What family strengths/support can you utilize or build upon to accomplish these changes?		
What support/services from outside your family do you need to accomplish the changes?		
Who will provide the support/services?		
Who will be responsible for arranging services? (Indicate time frames)		
FAMILY SIGNATURES/DATE		
WORKER SIGNATURE/DATE		SUPERVISOR SIGNATURE/DATE
OTHER'S SIGNATURES (COMMUNITY, EXTENDED FAMILY, NATURAL HELPERS)/DATE		
THIS PLAN RESULTED FROM ASSESSMENT/RE-ASSESSMENT THAT BEGAN ON (date)		ASSESSMENT PERIOD (1st, 2nd, 3rd, 4th)
SOCIAL WORKER WILL MEET WITH THE FAMILY TO RE-ASSESS THIS PLAN ON (date).		

法務総合研究所研究部報告 11

平成 13 年 3 月 印 刷

平成 13 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1-1-1

編集兼
発行人 法 務 総 合 研 究 所

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
